（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
及 び
（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業

環境影響評価準備書

令和７年１２月

横　浜　市

はじめに

深谷通信所跡地は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年６月に返還された約 77ha の米軍基地の跡地です。本市では「米軍施設返還跡地利用指針」（平成 18 年６月）及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年３月改訂）を策定しており、深谷通信所跡地は、施設の円形形状や全域国有地という条件を生かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指すこととしています。

そして、深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の市民を中心に跡地利用に関しての意見や要望を聞きながら、様々な機能や施設の導入を検討のうえ、「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」（平成 29 年７月）を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を取りまとめ、跡地利用の基本方針として「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）を策定しました。

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業」（以下、「公園整備事業」といいます。）は、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「墓園整備事業」といいます。）は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人が訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園としての芝生型納骨施設や合葬式納骨施設と外周道路を整備するものです。

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「公園及び墓園整備事業」といいます。）は、「横浜市環境影響評価条例」の第１分類事業に該当する「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の事業になります。これまで同条例に基づき、令和３年９月に「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業　環境影響評価方法書」及び「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　環境影響評価方法書」（以下、「方法書」といいます。）を提出し、方法市長意見書の送付を受けました。なお、公園及び墓園整備事業に係る施設は都市施設として都市計画に定められることから、同条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続きは、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続きと併せて行います。

公園整備事業は、令和９年頃の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後４年間程度の着工準備期間を経て、工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業は令和９年頃の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後４年間程度の着工準備期間を経て、工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用します。墓園整備事業のうち墓園は、着工後５年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

今回、囲障区域内の生物調査、産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物の種類及び量の追加調査の実施と、追加調査を踏まえて施設配置計画の見直しを行ったことから、当初想定した工程より時間を要しましたが、公園及び墓園整備事業の環境影響評価における調査・予測結果及び環境影響評価等を示した図書として、「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　環境影響評価準備書」（以下、「準備書」といいます。）を作成しました。

なお、公園整備事業と墓園整備事業は対象事業実施区域が隣接していること等を踏まえ、「横浜市環境影響評価条例」第 60 条第 1 項に基づき、環境影響評価準備書時点から手続きを併合し、準備書以降の図書を合冊します。手続きの併合により、２事業による複合的な環境影響を予測・評価することで、地域への影響がより分かり易く示されるものとなります。

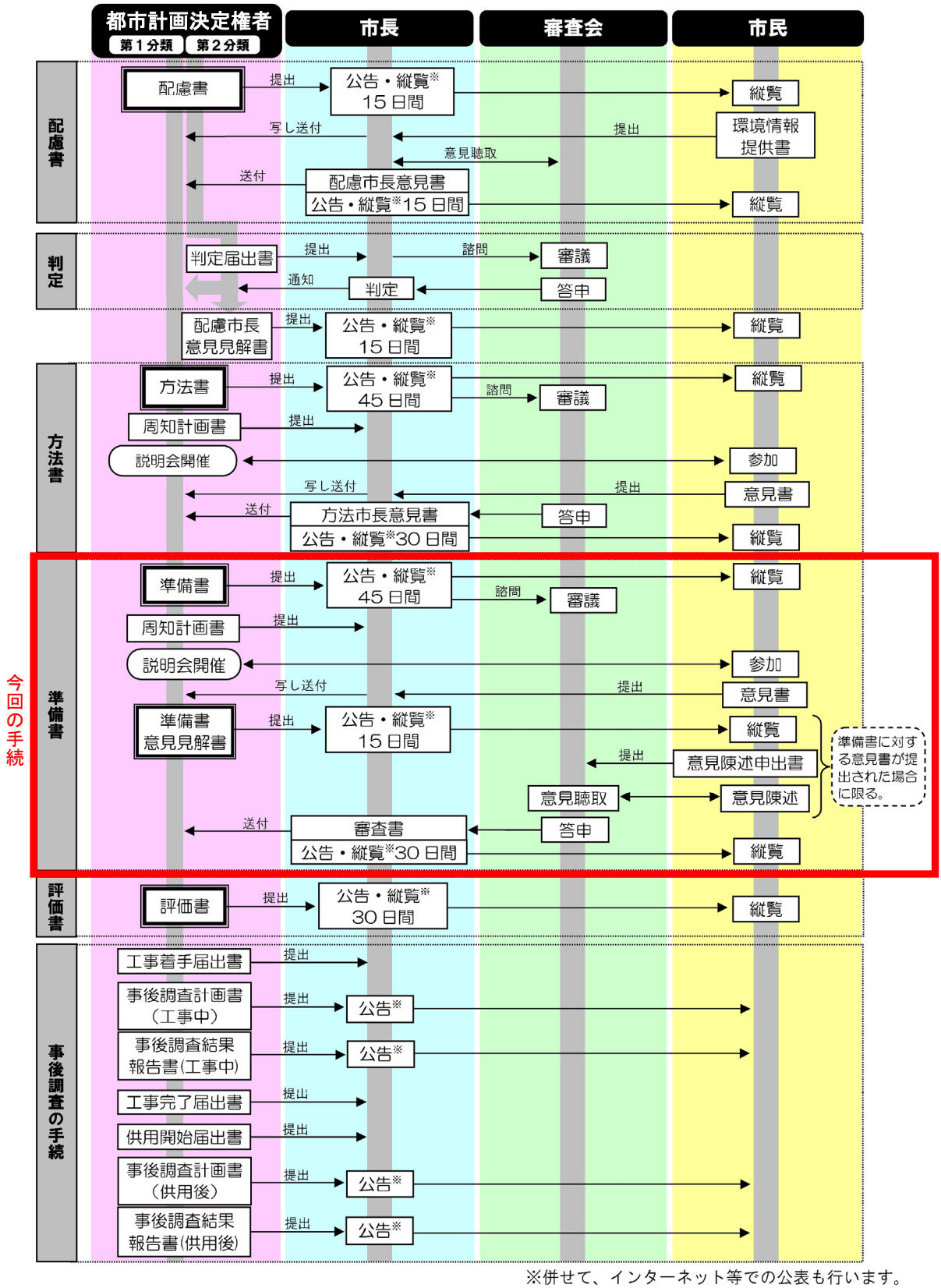
本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（1）

項目		日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	令和2年6月18日	
	計画段階配慮書の公告	令和2年7月3日	
	計画段階配慮書の縦覧	令和2年7月3日～ 令和2年7月17日	縦覧期間：15日間
	環境情報提供書の受付	令和2年7月3日～ 令和2年7月17日	環境情報提供書：公園整備事業2通 墓園整備事業1通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月13日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　なみき14・15 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年8月19日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　みなと6・7 （WEB会議）
	配慮市長意見書の作成	令和2年8月27日	
	配慮市長意見書の公告	令和2年9月15日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和2年9月15日～ 令和2年9月29日	縦覧期間：15日間
環境影響評価方法書手続	環境影響評価方法書提出	令和3年9月3日	
	環境影響評価方法書公告	令和3年9月24日	
	環境影響評価方法書縦覧	令和3年9月24日～ 令和3年11月8日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和3年9月24日～ 令和3年11月8日	意見書：公園整備事業23通 墓園整備事業14通
	説明会の開催（1回目）	令和3年10月8日	会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ
	説明会の開催（2回目）	令和3年10月10日	会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年10月11日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　みなと1・2・3 （WEB会議）
	説明会の開催（3回目）	令和3年10月17日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	説明会の開催（4回目）	令和3年10月18日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年11月29日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　なみき18・19 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年12月21日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　みなと4・5 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和4年1月31日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　なみき18・19 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和4年2月28日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　みなと6・7 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和4年3月14日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室　みなと6・7 （WEB会議）

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（2）

項目		日付	備考
環境影響評価方法書	横浜市環境影響評価審査会（7 回目）	令和 4 年 3 月 29 日	会場：横浜市庁舎 18 階 共用会議室　なみき 18・19 （WEB 会議）
	方法市長意見書の作成	令和 4 年 4 月 20 日	
	方法市長意見書の公告	令和 4 年 5 月 13 日	
	方法市長意見書の縦覧	令和 4 年 5 月 13 日～ 令和 4 年 6 月 13 日	縦覧期間：32 日間

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと準備書の段階



※併せて、インターネット等での公表も行います。

資料：「横浜市環境影響評価条例における対象事業の手続の流れ」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）

目　次

第１章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項 1-1

第２章 都市計画対象事業の計画内容 2-1
2.1　都市計画対象事業の概要 2-1
2.2　都市計画対象事業の目的及び必要性 2-4
2.2.1 都市計画対象事業の目的及び必要性 2-4
2.2.2 暫定利用 2-4
2.3　都市計画対象事業の計画内容 2-6
2.3.1 テーマ 2-6
2.3.2 整備方針 2-6
2.3.3 全体概要 2-8
2.3.4 動線計画 2-10
2.3.5 施設配置計画 2-12
2.3.6 駐車場計画 2-25
2.3.7 スケジュール 2-26
2.3.8 施工計画 2-26
2.3.9 グリーンインフラ 2-40
2.3.10 地球温暖化対策 2-40
2.3.11 生物多様性の保全 2-41
2.3.12 緑の保全と創造 2-43
2.4　都市計画対象事業計画を立案した経緯 2-46
2.4.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯 2-46
2.4.2 環境配慮検討の経緯 2-47

第３章 地域の概況及び地域特性 3-1
3.1　調査対象地域の設定 3-1
3.2　地域の概況 3-2
3.2.1 気象の状況 3-2
3.2.2 地形、地質、地盤の状況 3-3
3.2.3 水循環の状況 3-13
3.2.4 植物、動物の状況 3-17
3.2.5 人口、産業の状況 3-43

3.2.6 土地利用の状況 3-47
3.2.7 交通、運輸の状況 3-49
3.2.8 公共施設等の状況 3-55
3.2.9 文化財等の状況 3-72
3.2.10 公害等の状況 3-77
3.2.11 災害の状況 3-96
3.2.12 廃棄物の状況 3-114
3.2.13 法令等の状況 3-117
3.3 調査対象地域における地域特性の概要..... 3-122

第４章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容 4-1
4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容..... 4-1
4.2 環境情報の概要..... 4-13
4.2.1 配慮書の縦覧等 4-13
4.2.2 環境情報の概要 4-13
4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解..... 4-14

第５章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定 5-1

第６章 環境影響評価に係る調査、予測及び評価 6.1-1
6.1 温室効果ガス..... 6.1-1
6.2 生物多様性..... 6.2-1
6.2.1 動物 6.2-1
6.2.2 植物 6.2-64
6.2.3 生態系 6.2-94
6.3 水循環..... 6.3-1
6.4 廃棄物・建設発生土..... 6.4-1
6.5 大気質..... 6.5-1
6.6 水質・底質..... 6.6-1
6.7 土壌..... 6.7-1
6.8 騒音..... 6.8-1
6.9 振動..... 6.9-1
6.10 地盤..... 6.10-1
6.11 悪臭..... 6.11-1

6.12 安全 6.12-1
6.13 地域社会 6.13-1
6.14 景観 6.14-1
6.15 触れ合い活動の場 6.15-1

第 7 章 環境影響の総合的な評価 7-1

第 8 章 事後調査の実施に関する事項 8-1
8.1 事後調査の考え方 8-1
8.2 事後調査項目の選定 8-2
8.3 事後調査の内容 8-7

第 9 章 対象地域 9-1

第 10 章 方法書に対する意見、見解等 10-1
10.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解 10-1
10.1.1 方法書説明会の開催状況 10-1
10.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解 10-2
10.2 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解 10-10
10.3 方法市長意見書に記載された市長意見及び都市計画決定権者の見解 10-29

【資　料　編（別冊）】

第１章 都市計画対象事業の計画及び地域概況関連 ..... 資 1.1-1
1.1　基本計画の内容（深谷通信所跡地） ..... 資 1.1-1
1.2　土壌調査結果..... 資 1.2-1
1.3　産業廃棄物最終処分場跡地..... 資 1.3-1
1.4　土質調査結果..... 資 1.4-1

第２章 予測評価関連 ..... 資 2.1-1
2.1　生物多様性（動物、植物、生態系） ..... 資 2.1-1
2.2　大気質..... 資 2.2-1
2.3　騒音・振動..... 資 2.3-1
2.4　地域社会..... 資 2.4-1
2.5　景観..... 資 2.5-1

本書で掲載した地図の下図は、国土地理院発行の基盤地図情報を加工して作成したものです。

第１章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

第1章　方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

令和３年９月に提出した方法書に対する方法市長意見書等を総合的に検討し、方法書の内容を変更した事項は、表 1.1.1（1）～（3）に示すとおりです。また、事業計画の進捗に伴う方法書と準備書における対象事業実施区域の変化は、図 1.1.1 に示すとおりです。

表 1.1.1（1）　方法書の内容を変更した事項

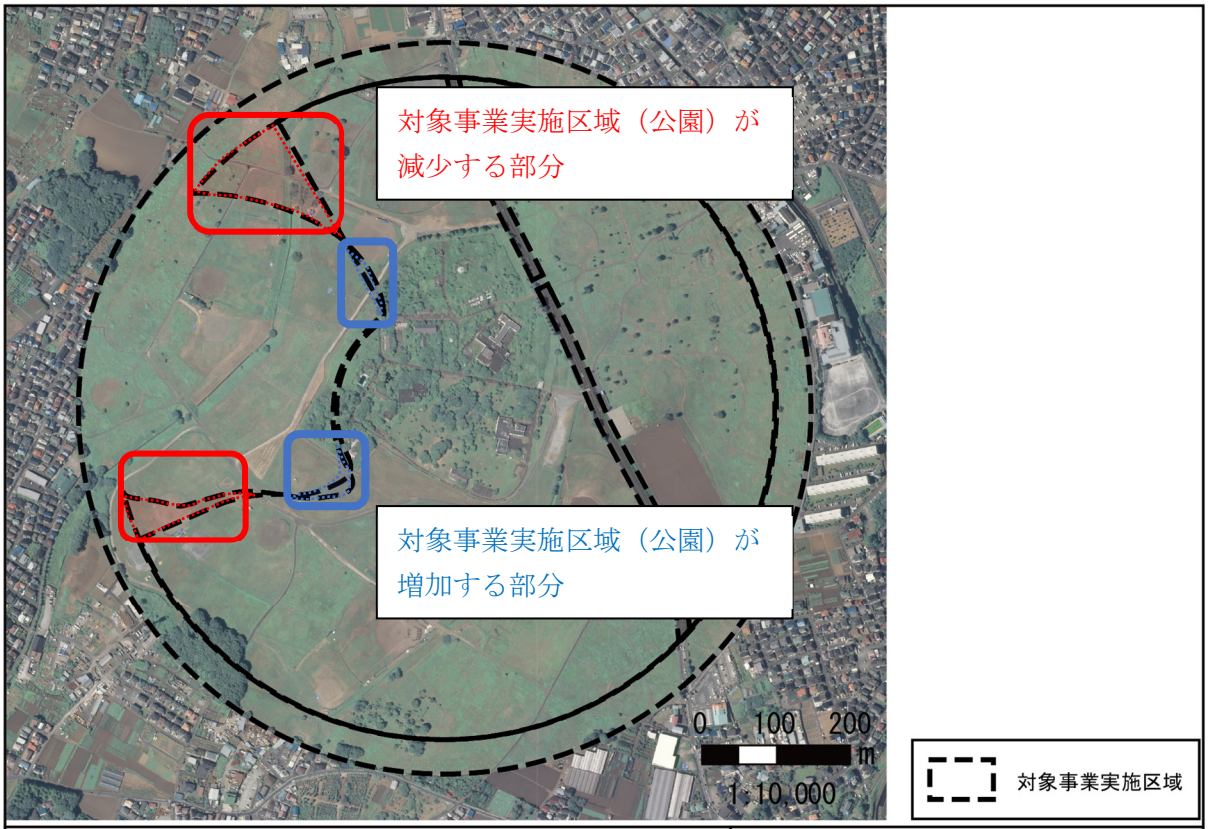
項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
全般	全般	事業計画の進捗に伴い、公園整備事業と墓園整備事業の準備書以降の手続きを併合する旨を記載し、準備書全体を通して、記載の修正を実施しました。	－
都市計画対象事業の計画内容	都市計画対象事業の種類、規模	事業計画の進捗に伴い、対象事業実施区域（公園）、対象事業実施区域（墓園）の面積を更新しました。（図 1.1.1 参照） （公園整備事業：約 48ha→約 47.7ha、 墓園整備事業：約 12ha→約 13.1ha）	p. 2-1
	対象事業実施区域	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	p. 2-2～p. 2-3
	都市計画対象事業の計画内容	事業計画の進捗に伴い、「深谷通信所跡地利用基本計画」の記載内容の一部削除、施設配置計画等の情報を整理しました。	p. 2-6～p. 2-45
	スケジュール	事業計画の進捗に伴い、準備工事（第 0 期）に係る記載を追加しました。	p. 2-26
	施設配置計画	事業計画の進捗に伴い、公園及び墓園整備事業における施設配置計画の内容を更新しました。	p. 2-12～p. 2-25
		ラウンドアバウト（環状交差点）は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点（準備書の時点）では採用しない旨を記載しました。	p. 2-24
	グリーンインフラ	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、外周道路に配置する街路樹による機能について追記しました。	p. 2-40
		事業計画の進捗に伴い、公園及び墓園整備事業におけるグリーンインフラの記載内容を更新しました。	p. 2-40
	施工計画	事業計画の進捗に伴い、工事エリアの区分け及び施工の順番、工事概要、工事工程、工事用車両ルートについて更新しました。併せて囲障区域等の撤去を第 0 期で実施することを追記しました。	p. 2-26～p. 2-39
		横浜市環境影響評価審査会での指摘に基づき影響範囲を精査した結果を踏まえ、形質変更時要届出区域に係る記載を修正しました。	p. 2-26～p. 2-27
	地球温暖化対策	事業計画の進捗に伴い、再生可能エネルギーの記載について、記載を修正しました。	p. 2-40

表 1.1.1 (2)　方法書の内容を変更した事項

項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
都市計画対象事業の計画内容	生物多様性の保全	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、草地保護区の設置に関する内容を追記しました。	p. 2-41～p. 2-42
	緑の保全と創造	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公園及び墓園整備事業における植栽計画の内容を追記しました。	p. 2-43～p. 2-45
	環境配慮検討の経緯	公園橋の設置により対象事業実施区域の一部が県道 402 号に係ることを追記しました。	p. 2-47
		横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、施工期間ごとの草地保全箇所について整理しました。	p. 2-48～p. 2-49
地域概況	全般	方法書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～p. 3-125
配慮指針に基づいて行った配慮の内容	基本的な配慮事項	事業計画の進捗に伴い、公園整備事業及び墓園整備事業での環境への配慮の内容を更新しました。	p. 4-1～p. 4-3 p. 4-7～p. 4-9
	公園整備事業に係る配慮事項	事業計画の進捗に伴い、公園整備事業での配慮の内容を更新しました。	p. 4-4～p. 4-6
	墓園整備事業に係る配慮事項	事業計画の進捗に伴い、墓園整備事業での配慮の内容を更新しました。	p. 4-10～p. 4-12
	事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	横浜市環境影響評価審査会での指摘に基づき影響範囲を精査した結果を踏まえ、配慮の内容を更新しました。	p. 4-6、p. 4-12
	配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解	事業計画の進捗に伴い、公園整備事業公園整備事業及び墓園整備事業に対する都市計画決定権者の見解を更新しました。	p. 4-17、 p. 4-18、 p. 4-22～p. 4-24
環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	環境影響評価項目の選定	横浜市環境影響評価審査会での指摘に基づき影響範囲を精査した結果、墓園整備事業の対象事業実施区域の一部に土壌汚染があることを踏まえ、墓園整備事業の環境影響要因「建設行為等」に係る環境影響評価項目として「土壌」を選定しました。	p. 5-2
		囲障区域の撤去の実施に伴い、環境影響要因「建設行為等」に係る環境影響評価項目として「大気質」を選定しました。	p. 5-2
	環境影響評価項目の選定の理由	事業計画の進捗に伴い、「水循環」の選定した理由・選定しない理由の表現の一部を見直しました。	p. 5-3、p. 5-7
		囲障区域の撤去の実施を踏まえ、「大気質」の選定した理由・選定しない理由の表現の一部を見直しました。	p. 5-3
		事業計画の進捗に伴い、「水質・底質」の選定した理由・選定しない理由の表現の一部を見直しました。	p. 5-4、p. 5-8

表 1.1.1（3）　方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
環境影響評価	大気質	調査、予測及び評価	囲障区域の撤去を踏まえ、建設行為に伴う大気質への影響の調査、予測、環境の保全のための措置、評価を追加しました。	p.6.5-5～ p.6.5-78
	水質・底質	調査	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公共用水域の水質・底質で実施する調査地点（地点 P-3、P-4）を追加しました。	p.6.6-4～ p.6.6-29
			横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、地下水位の水質で実施する調査地点（地点 W-1～W-4）を追加しました。	
			横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公共用水域の水質の調査については土壌汚染調査で検出されたダイオキシン類も測定項目に追加しました。	
		調査、予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、地下水の水質についても調査、予測及び評価に追加しました。	p.6.6-4～ p.6.6-38
	騒音	調査、予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公園及び墓園整備事業で実施する調査、予測及び評価地点（地点 3～6）を追加しました。	p.6.8-4～ p.6.8-56
	振動	調査、予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公園及び墓園整備事業で実施する調査、予測及び評価地点（地点 3～6）を追加しました。	p.6.9-4～ p.6.9-51
	悪臭	予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、悪臭の予測項目に関する表現の一部を見直しました。	p.6.11-11～ p.6.11-14
	安全	調査	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、有害物漏洩で実施する調査地点（地点 W-1～W-4）を追加しました。	p.6.12-3～ p.6.12-11
	景観	調査、予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、囲繞景観の変化の予測を追加しました。合わせて、予測地点を追加し、主要な眺望地点からの景観と囲繞景観の予測地点に割り振りました。	p.6.14-3～ p.6.14-42
	触れ合い 活動の場	調査、予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、公園及び墓園整備事業で実施する調査、予測及び評価地点に「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」を追加しました。	p.6.15-7～ p.6.15-24



資料：「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」（横浜市環境創造局、令和 2 年 3 月）を基に加工して作成

図 1.1.1　対象事業実施区域の変化

第２章 都市計画対象事業の計画内容

第2章　都市計画対象事業の計画内容

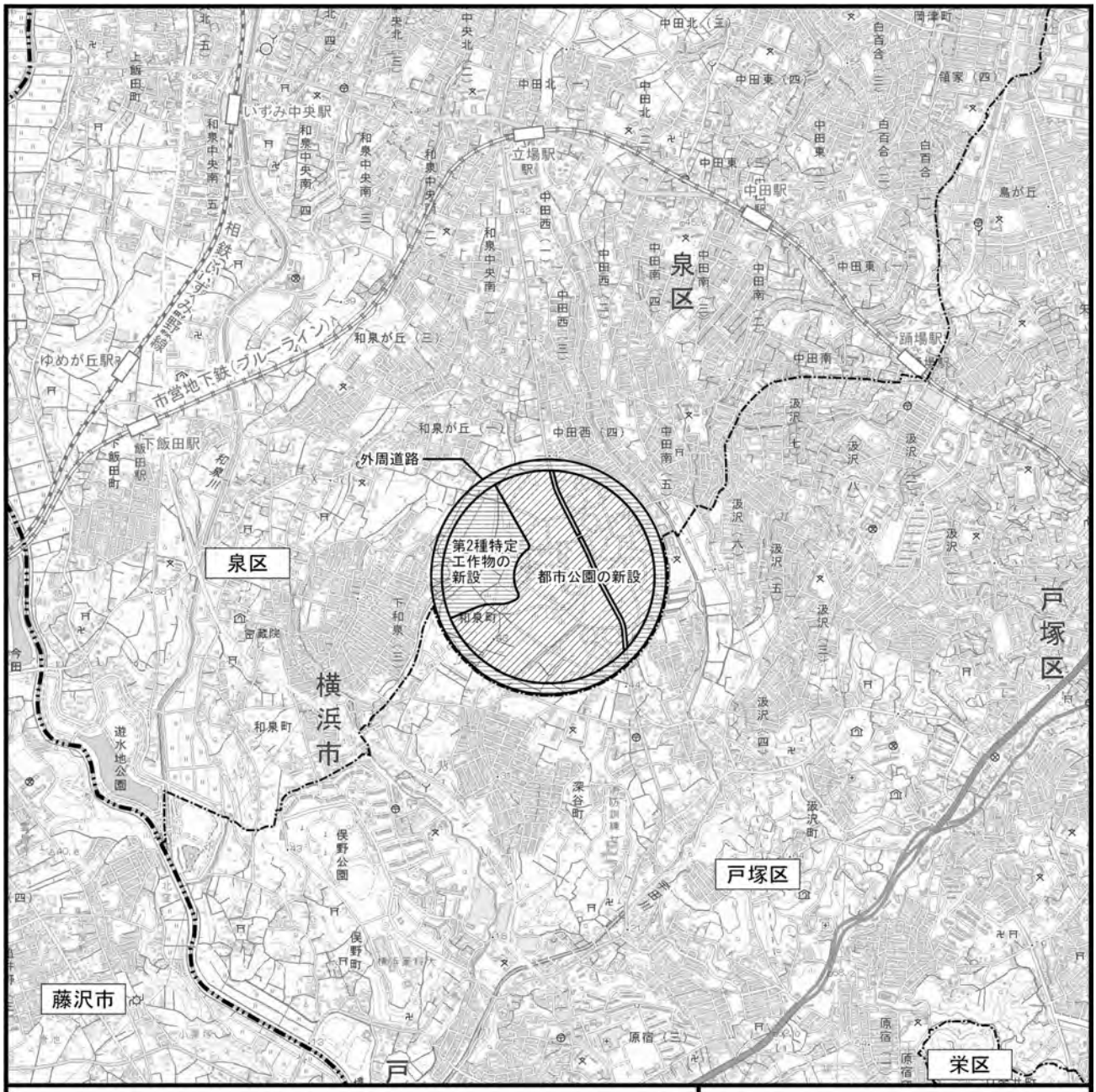
2.1　都市計画対象事業の概要

都市計画対象事業の概要は、表 2.1.1 に示すとおりです。

また、都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」といいます。）は、図 2.1.1（1）～（2）に示すとおりです。

表 2.1.1　都市計画対象事業の概要

項目	公園整備事業	墓園整備事業
都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称　横浜市 代表者の氏名　山中　竹春 主たる事務所の所在地　横浜市中区本町6丁目50番地の10	
都市計画対象事業の名称	（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業	
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 （第1分類事業） 敷地面積：約47.7ha 形質変更区域面積：約47.7ha ※公園整備事業全体の面積：約47.7ha	運動施設、レクリエーション施設等の建設：第2種特定工作物の新設（墓園） （第1分類事業） 第2種特定工作物の新設に係る 面積：約13.1ha（市街化調整区域） ※墓園整備事業全体の面積：約28.1ha ※外周道路：約15.0ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内	
都市計画対象事業に係る許可等の内容	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壌汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壌汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項 【墓地等の経営の許可の申請等】 墓地、埋葬等に関する法律第10条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条
環境影響評価の受託者	株式会社　オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長　野崎　秀則 東京都渋谷区本町3丁目12番1号　住友不動産西新宿ビル6号館	



凡　例

▨ : 対象事業実施区域（公園）

▤ : 対象事業実施区域（墓園）

━·━ : 市　境

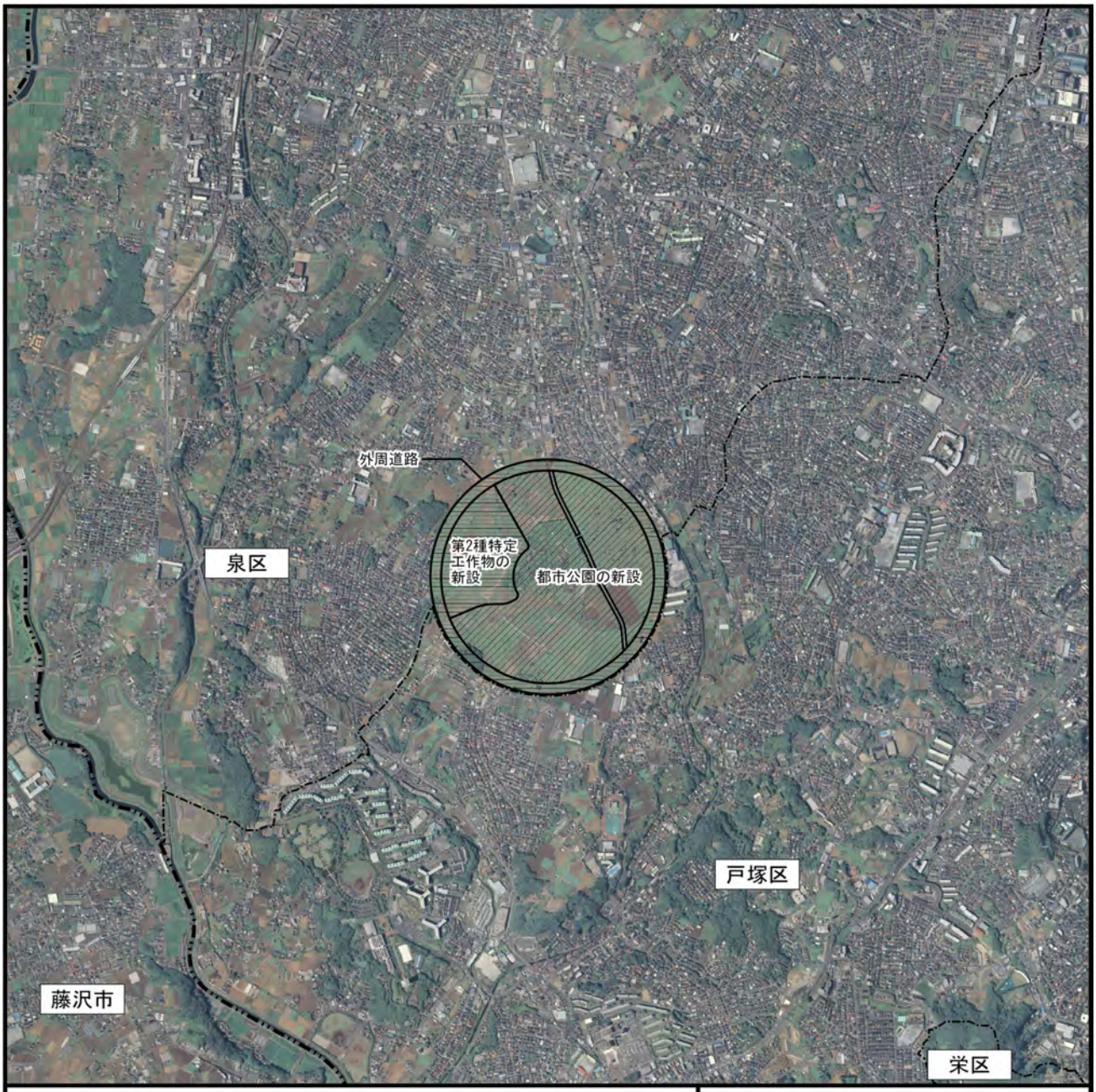
-·-·- : 区　境

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 2.1.1 (1)　対象事業実施区域位置図



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

－･･－：市　境

－･－･－：区　境

N

0　250　500　1,000

m

1:25,000

資料：「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」（横浜市環境創造局、令和 2 年 3 月）
を基に加工して作成

図 2.1.1 (2)　対象事業実施区域
位置図

2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性

2.2.1 都市計画対象事業の目的及び必要性

深谷通信所跡地は、戦時中に地元で「深谷通信隊」と呼ばれていた旧日本海軍の通信施設（正式名称：東京海軍通信隊戸塚分遣隊）でした。西太平洋海域での送信力強化を目的として、昭和16 年に敷地の買収、整地が行われ、昭和 19 年３月に開隊しました。正確な理由は不明ですが、敷地は直径約１㎞の円形となっており、大正２年に建設された直径約 800ｍの円形の船橋分遣隊（千葉県）を先例として、それを上回る「東洋一」を目指していたようです。

戦後、昭和 20 年に通信施設用地として米軍に接収され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年６月に返還されました。この間に米軍施設返還跡地利用指針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、返還後の市内の米軍施設の跡地利用計画を検討してきました。その中で、「自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す」としています。また、地元の市民を中心に、これまで深谷通信所跡地の利用に関して様々な意見や要望をいただいており、それらを踏まえた機能や施設の導入を検討してきました。

本市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化等社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図っています。

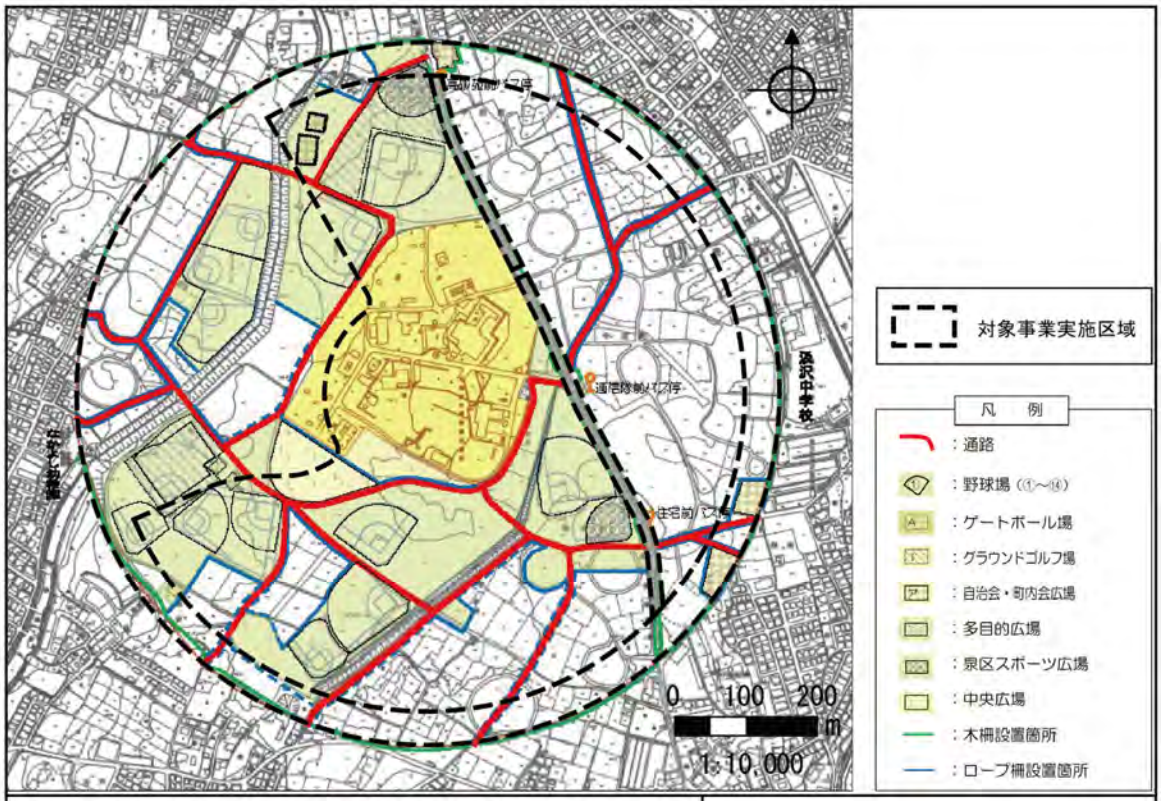
このような背景から、公園整備事業において、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。

本市では、令和４年からの 20 年間で、約 83 万人の死亡者を推計しています。加えて、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約 11 万区画の墓地整備が必要だと考えています。そのため、大規模施設跡地等を対象とした緑豊かな墓園の整備を計画しています。

このような状況を鑑み、墓園整備事業のうち墓園においては、約 13.1ha の墓園（芝生型納骨施設約 15,000 区画、合葬式納骨施設約 30,000 体）を整備します。さらに、墓園整備事業のうち外周道路においては、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50ｍの道路を整備します。

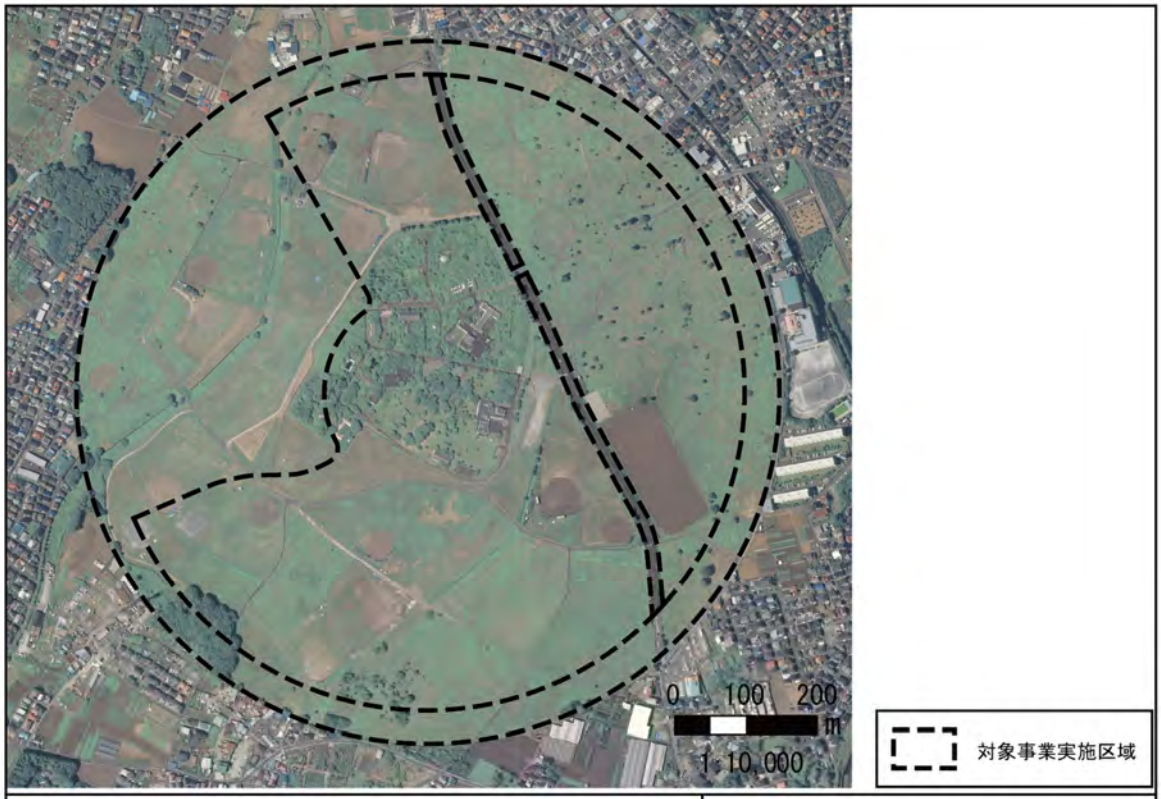
2.2.2 暫定利用

現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理をしており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用しています。なお、中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています（図 2.2.1 参照）。



資料：「旧深谷通信所　現況図（令和元年６月現在）」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）を基に加工して作成

図 2.2.1　深谷通信所跡地の現況図



資料：「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」（横浜市環境創造局、
令和２年３月）を基に加工して作成

図 2.2.2　対象事業実施区域
（拡大図）

2.3 都市計画対象事業の計画内容

2.3.1 テーマ

深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

●市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
●「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
●「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

2.3.2 整備方針

1) 防災機能の確保

・広大な敷地を生かして、「発災直後」「応急対策段階」「復旧・復興段階」等、時期に応じて広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を行います。
・発災直後には広域避難場所としての活用を想定します。（外周道路は延焼遮断帯としての効果も想定します。）
・応急対策段階、復旧・復興段階では、必要に応じて救援活動の拠点や資機材置場等としての活用も想定した、施設整備を行います。
・横浜市地震防災戦略に基づき、広域防災拠点を補完する拠点として、必要な防災機能の整備を行います。なお、広域避難場所の指定は継続します。

2) 地域の人がふれあう広々とした空間の創出

・大規模なオープンスペースを活用し、地域や市民のための空間を創出します。
・長期に渡り米軍施設として提供されてきた歴史的経緯から、市民に開かれ、地域の交流やふれあいに供する場を目指します。
・障害者、高齢者、子供等、誰もが安全、安心、快適に利用できる場を目指します。

3) 豊かな自然環境の創出

・都市における貴重な緑の拠点となる、自然豊かな環境づくりを目指します。
・樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な自然環境を創出します。

4) 市民の健康づくりへの寄与

・健康づくりに役立つ施設や仕組みを取り入れて、市民の健康づくりに寄与する場としていきます。
・軽い運動から本格的なスポーツまで、世代や性別、経験の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことのできる場とします。

5) 全市的・広域的な課題への対応

・広域的な利用が見込まれる施設の配置等、郊外部の活性化に貢献する計画とします。
・超高齢社会に伴い、市内の墓地不足が予測されている状況を鑑み、市営の墓園の整備を進めます。
・境川流域の水害対策として、雨水調整池の整備を進めます。

6) 歴史・景観・環境への配慮

・特徴である円形形状を後世に残す等、歴史を継承します。
・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。
・周辺の環境にも配慮した計画とします。
・再生可能エネルギーの活用等、環境の保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を進めます。

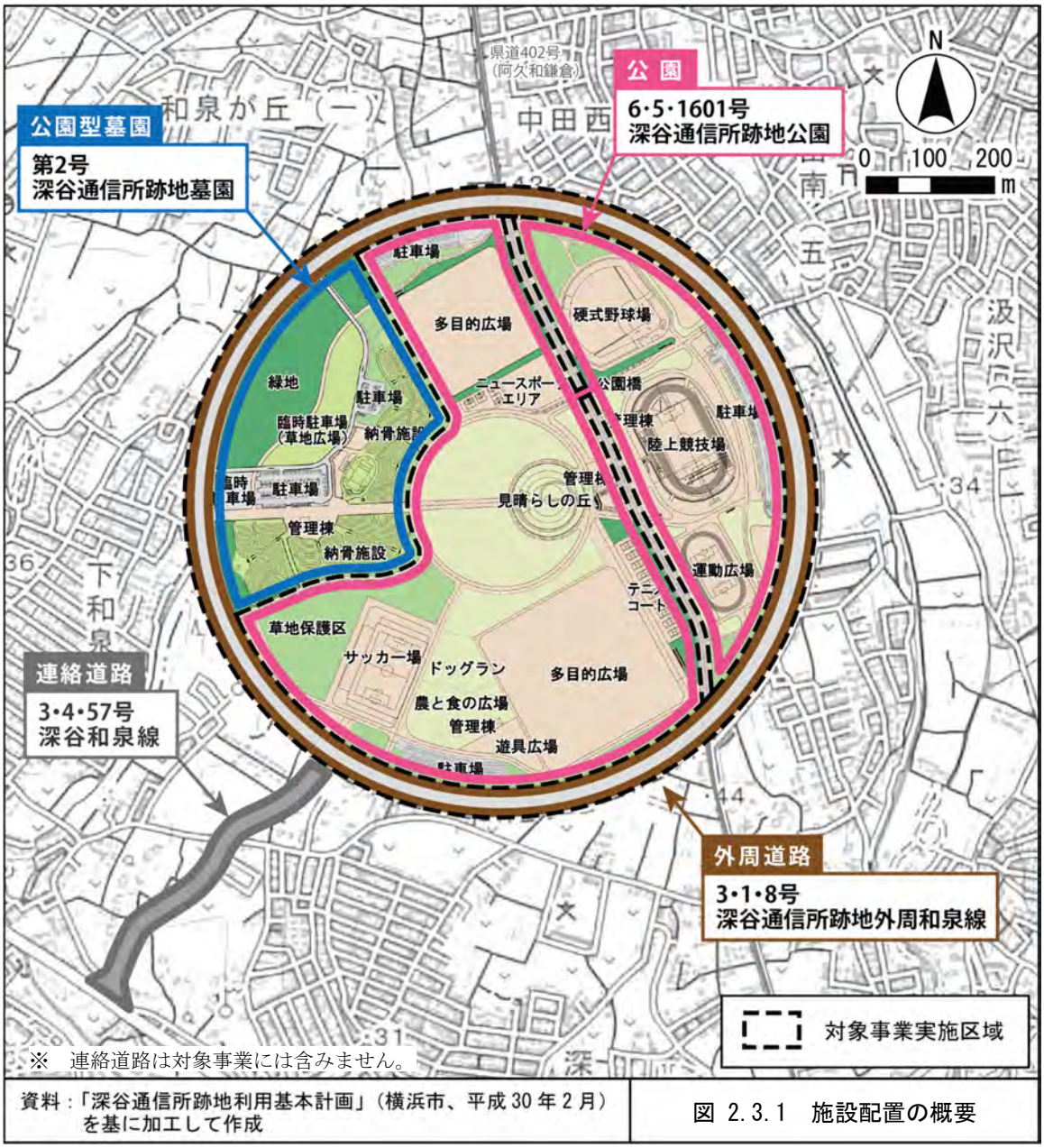
7) 社会経済状況への配慮

・財政負担の平準化、社会動向の変化、暫定利用等を考慮して、段階的な整備計画とします。
・スポーツに対する嗜好の変化や機能及び役割への新たな要望等、今後、想定される社会的要請の変化にも柔軟に対応できる計画とします。
・財政負担軽減や良質なサービスの提供等、効率的で効果的な整備、運営が図られるよう、公民連携等の新たな手法を導入した計画とします。

2.3.3　全体概要

1)　施設配置の概要

施設配置の概要は「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）を基に検討し、図 2.3.1 に示すとおりとしました（「資料編　1.1 基本計画の内容（深谷通信所跡地）」（p.資 1.1-1～p.資 1.1-9）参照）。対象事業実施区域の全域が形質変更区域となります。敷地の大部分に公園、西側に公園型墓園、敷地外周に外周道路を整備します。また、公園及び墓園整備事業とは別事業として環状４号線につながる連絡道路が計画されています。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 2.3.1　施設配置の概要

2) 都市計画変更の概要

公園及び墓園整備事業における都市計画変更する内容は、表 2.3.1～表 2.3.3 に示すとおりです。

表 2.3.1 都市計画変更（追加）する内容（公園整備事業）

種類	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6･5･1601	深谷通信所跡地公園	泉区和泉町及び中田町	約 47.7ha	広場、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、駐車場、園路、緑地等

表 2.3.2 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：墓園）

名称		位置	面積	備考
番号	墓園名			
2	深谷通信所跡地墓園	泉区和泉町	約 13.1ha	納骨施設、管理棟、休憩所、駐車場、緑地等

表 2.3.3（1） 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：外周道路）

種別	名称		位置			区域
	番号	道路名	起点	終点	主な経由地	延長
幹線街路	3･1･8	深谷通信所跡地外周和泉線	泉区和泉町	泉区和泉町	泉区中田町	約 3,020m

表 2.3.3（2） 都市計画変更（追加）する内容（墓園整備事業：外周道路）

構造				備考
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
地表式	2 車線	52m	幹線街路と平面交差１箇所	路線の幅員 52～56m

2.3.4 動線計画

1) 歩行者動線

・外周道路の歩道に加えて、対象事業実施区域内を回遊できる園路を配置します（図 2.3.4 p.2-14 参照）。
・周辺地域からアクセスしやすいように、外周から中央に向かう園路を配置します。
・隣接する住宅地やバス停から安全に通行できる歩行者動線を確保します。

2) 車両動線

・深谷通信所跡地における公園計画や墓園計画と整合を図るため、地区内に深谷通信所跡地外周道路を追加します。[注)]
・公園や墓園の施設内に駐車場を設け、車でのアクセス性を確保します（図 2.3.2 参照）。
・来園車両は駐車場の入退場について左折入場、左折退場に、公園の管理用車両は、県道 402 号（阿久和鎌倉）より管理施設に、墓園の管理用車両は外周道路より、管理施設に入退場する想定としています。
・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

注）外周道路・連絡道路の取り扱いについて

・横浜市環境影響評価条例施行規則では、道路の建設について、道路交通法の道路（新設・改築）で、車線等数の数が４以上であるものと定めています。深谷通信所跡地利用に係る外周道路、連絡道路は２車線で計画しており、道路単独ではいずれもアセス対象とはなりません。一方、横浜市環境影響評価条例第２条第１号では、事業について、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。」と定義しています。
・外周道路については、①公園、墓園と同様に国有地を取得して整備するという「深谷通信所跡地利用基本計画」が策定済であること、②墓園の接道要件として外周道路整備は一体不可分で進めることにより、上記「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」に該当するため、事業に含めています。しかし、連絡道路については、①民間所有地買収の目途、工事着手時期、工事期間、供用時期等の計画が未確定であること、②連絡道路の有無によらず、公園・墓園の整備が可能であることにより、上記「一連の土地の形状の変更」に該当しないため、事業に含めていません。従って、連絡道路は、準備書の予測・評価においても対象外としています。

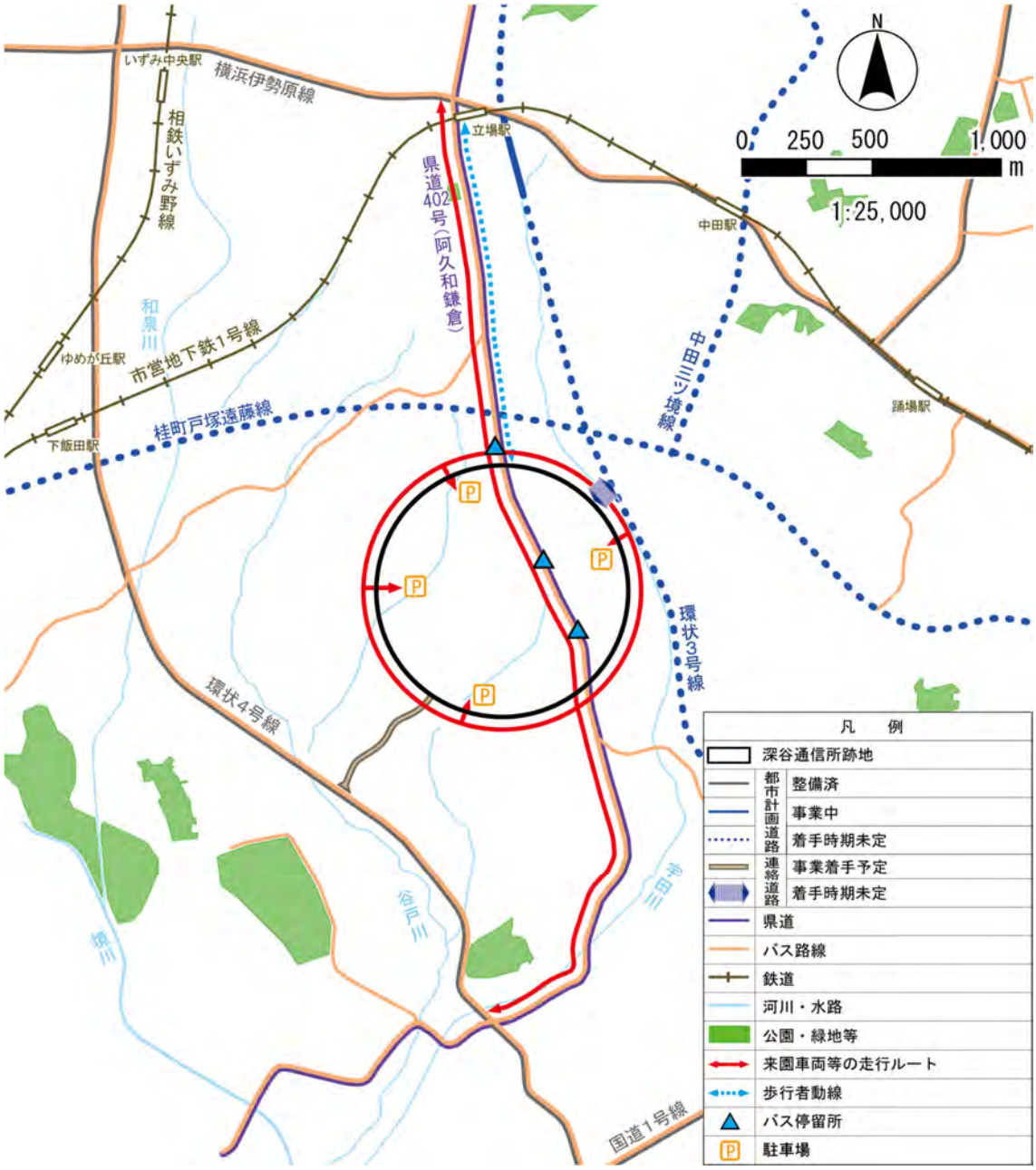


図 2.3.2　車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 施設配置計画

1) 計画方針

(1) 公園及び墓園整備事業

・公園及び墓園整備事業は、災害時に必要な機能を発現させ、平常時に公園及び墓園としてのサービスを提供することを目的としているため、全面造成を基本としています。

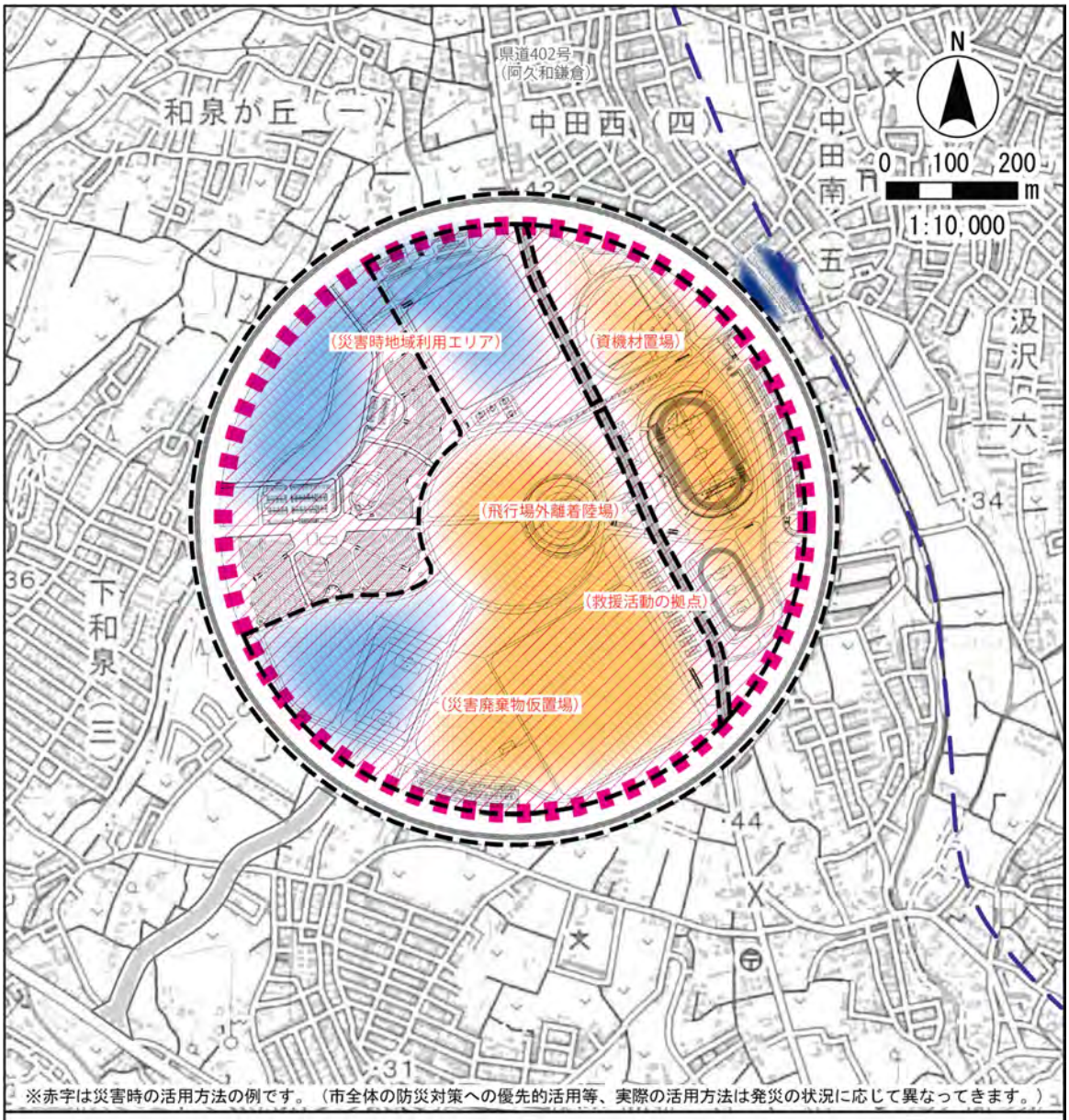
・災害時の活用方法の例としては、図 2.3.3 に機能、区域を示しています。また、平常時の施設配置計画図は図 2.3.4 に示すとおり、多目的広場、野球場や墓園等の施設を配置します。施設配置計画に基づくゾーニングは図 2.3.5、切土・盛土の状況は図 2.3.6、工事前の標高状況は図 2.3.7、供用時の標高状況は図 2.3.8 に示すとおりです。なお、全面造成により対象事業実施区域全域が形質変更区域となります。

・施設配置においては、図 2.3.5 に示すとおり富士山の景観軸に幅 10m以上の通路を配置し、住宅地から県道 402 号（阿久和鎌倉）のバス停への動線に配慮した計画としています。

・供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置します。

・対象事業実施区域には、図 2.3.10 に示すとおり、産業廃棄物最終処分場跡地が存在しています。産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（地下調整池）は設置しません。

・雨水浸透施設、雨水調整池（オープン式調整池及び地下調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。なお、雨水調整池（オープン式調整池及び地下調整池）の配置計画は図 2.3.9 に示すとおりです。

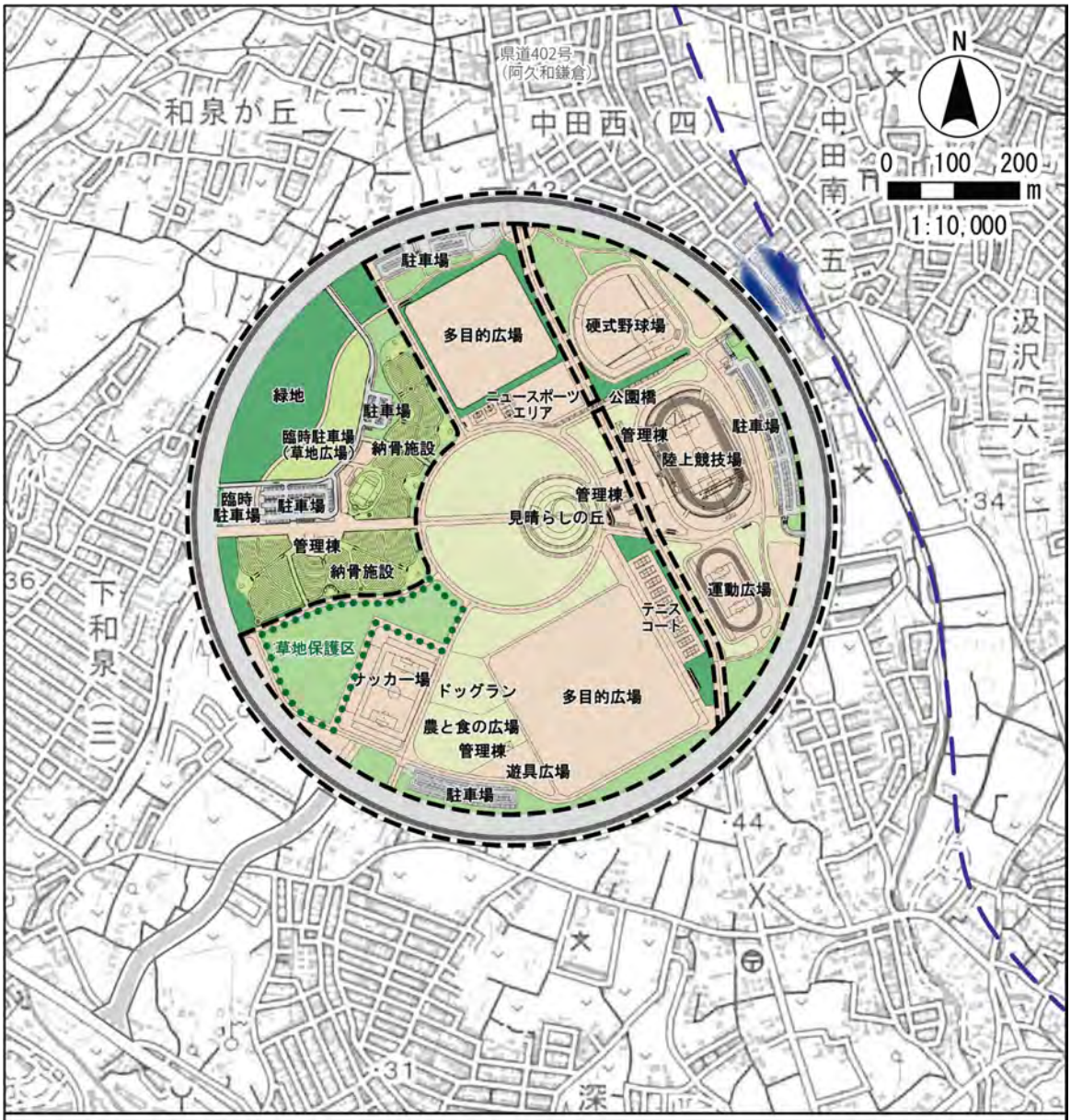


凡　例

- : 対象事業実施区域
- : 広域避難場所（発災直後：大規模火災時）
- : 広域応援活動拠点、その他（応急対策、復旧復興段階）
- : 災害時地域利用エリア（応急対策段階）

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 2.3.3　災害時の跡地利用計画図



凡　例

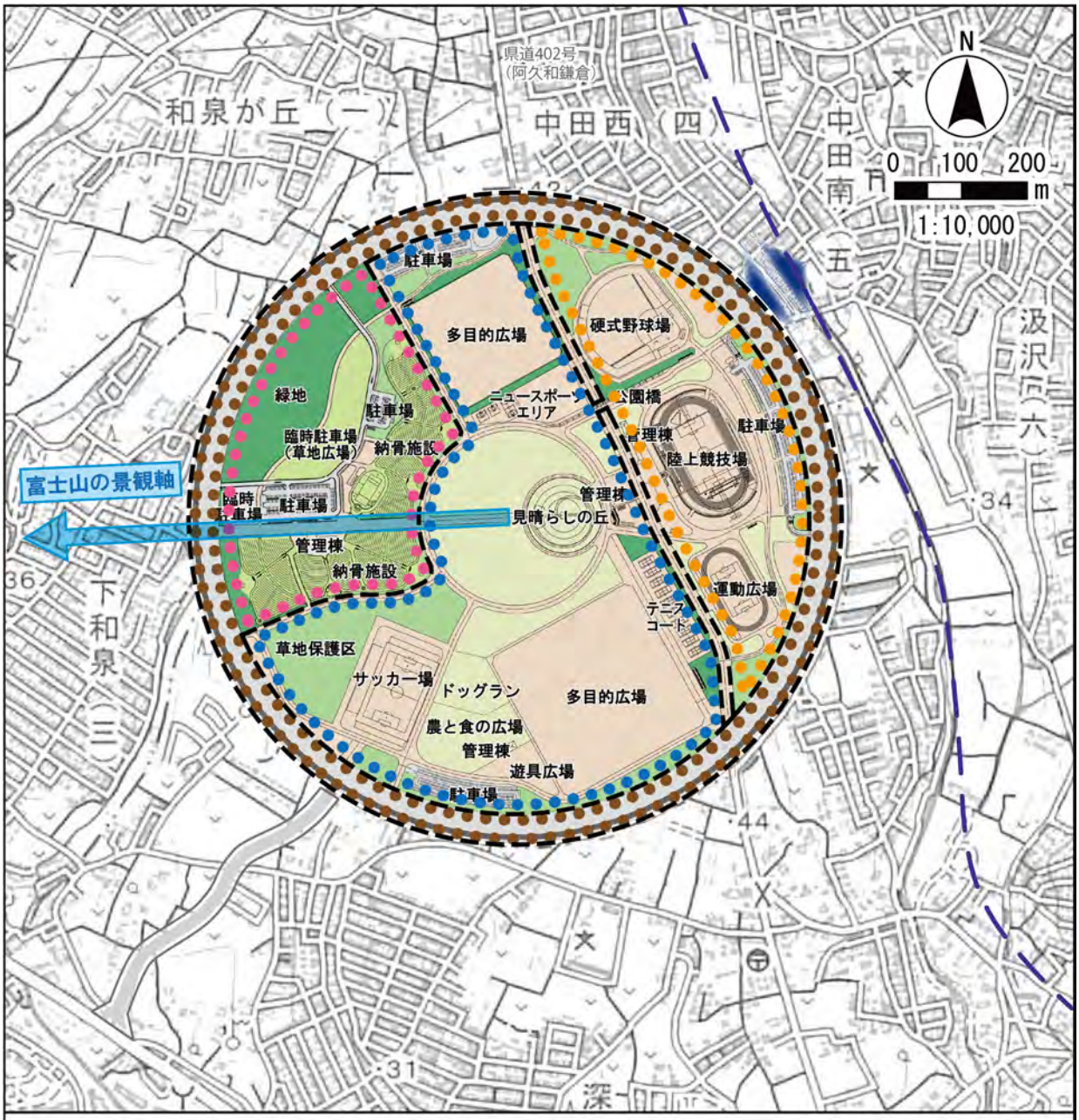
：対象事業実施区域

：運動場・園路等　：納骨施設等　：草地広場等

：道路・駐車場等　：緑地空間等　：樹林等

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 2.3.4　平常時の施設配置計画図

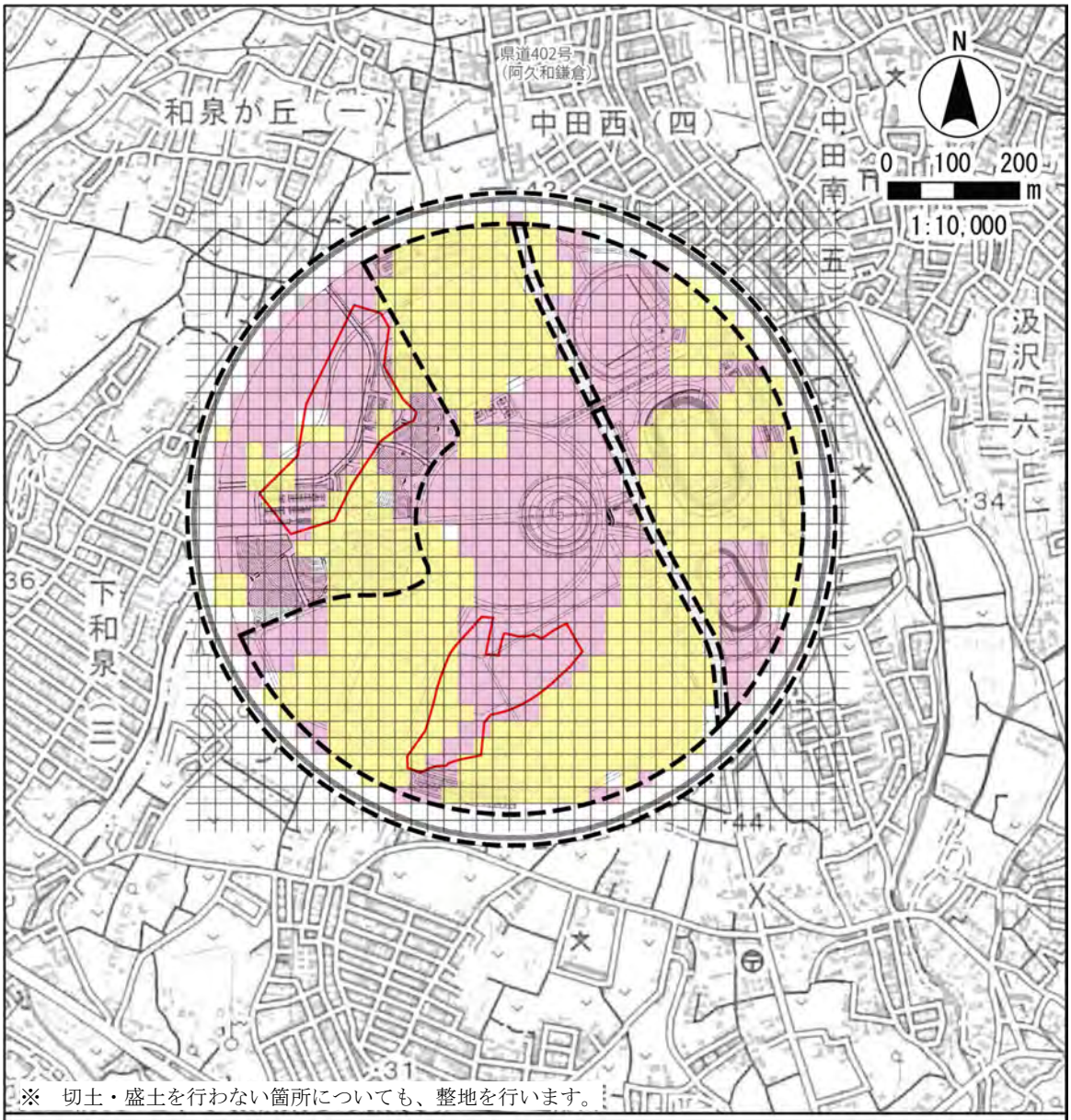


凡　例

- : 対象事業実施区域
- : 地域利用エリア
- : 広域的エリア
- : 緑とやすらぎのメモリアルゾーン
- : 外周道路エリア

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 2.3.5　施設配置計画図に基づくゾーニング



※　切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

凡　例

：対象事業実施区域

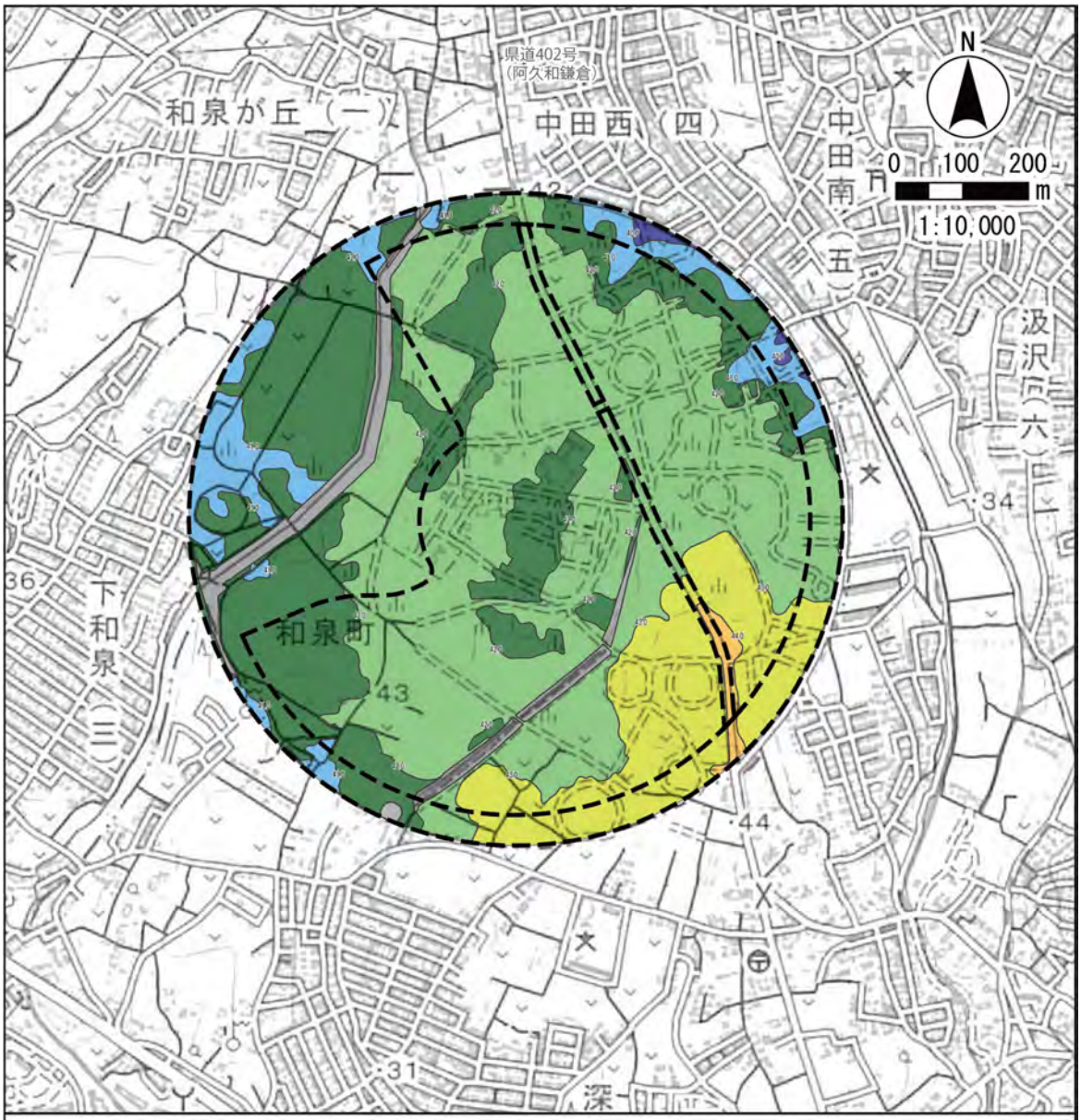
：産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

：盛土

：切土

資料：「（仮称）深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」（令和６年３月）を基に加工して作成

図 2.3.6　切土・盛土の状況



凡　例

：対象事業実施区域

［標高］

低 ⟷ 高

38.0 39.0 40.0 41.0 42.0 43.0 44.0 45.0 46.0

（　：水路）

資料：「（仮称）深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」（令和６年３月）を基に加工して作成

図 2.3.7　工事前の標高状況



※　外周道路の標高は現在検討中のため、記載しておりません。

凡　例

：対象事業実施区域

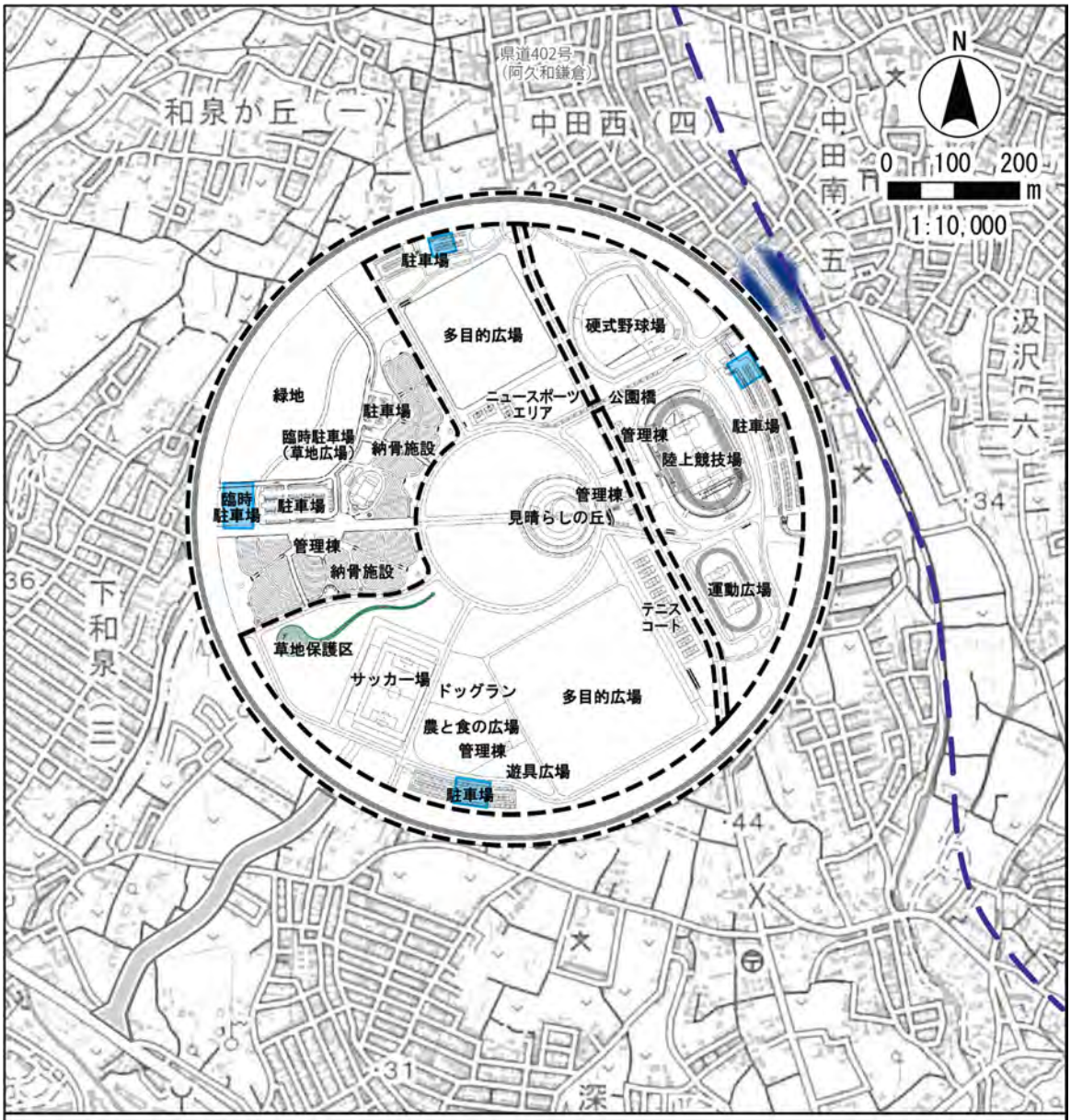
［標高］

低 ⟷ 高

38.0 38.5 39.0 39.5 40.0 40.5 41.0 41.5 42.0 42.5 43.0 43.5 44.0 44.5 45.0 45.5 46.0

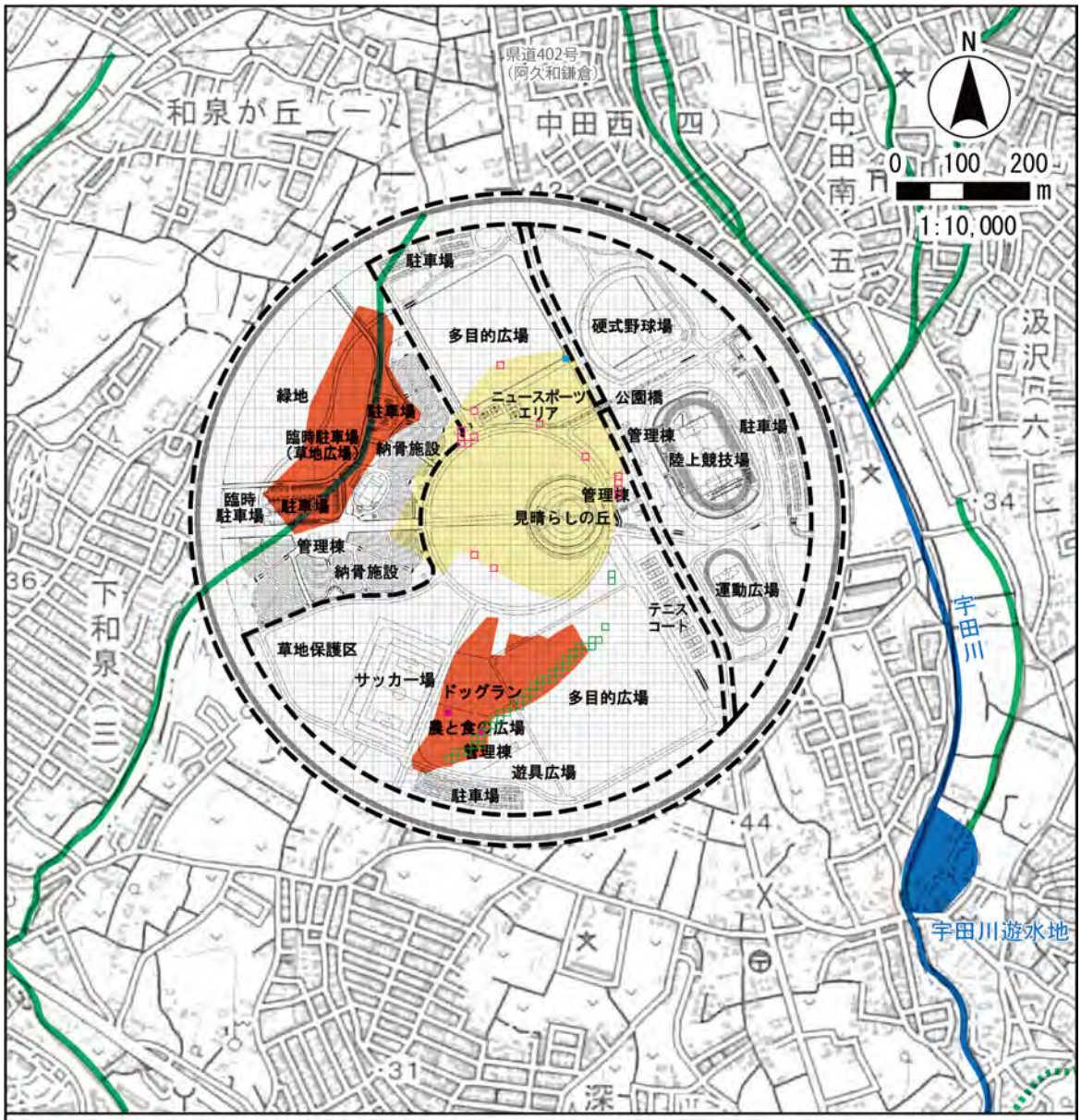
資料：「（仮称）深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」（令和６年３月）を基に加工して作成

図 2.3.8　供用時の標高状況



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 2.3.9　雨水調整池の配置計画



凡　例

- ：対象事業実施区域
- ：二級河川
- ：その他河川
- ：公共下水道
- ：囲障区域
- ：産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域
- ：表層土壌基準不適合地点（鉛及びその化合物の含有量）
- ：表層土壌基準不適合地点（ダイオキシン類）
- ：土壌ガス検出地点（ベンゼン）
- ：配管下土壌基準不適合地点（鉛及びその化合物の溶出量と含有量ふっ素及びその化合物の溶出量ほう素及びその化合物の溶出量）

資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託報告書」（横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月）
「横浜市河川図」（横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月）
「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）
を基に加工して作成

図 2.3.10　土壌不適合地点図

(2) 公園整備事業

・広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設及びスポーツ施設の整備を図っていきます。

・深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が日常的に利用しやすい施設を配置します。

・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（地下調整池）は設置せず、施工において覆土厚は 50 ㎝を確保します。なお、現況の覆土厚は、「資料編　1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」（資料編 p.資 1.3-5～p.資 1.3-13）に示すとおりです。

(3) 墓園整備事業

・「深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年２月)」のゾーニング「緑とやすらぎのメモリアルゾーン」に墓園整備事業を計画しています（「資料編　1.1 基本計画の内容（深谷通信所跡地）（p.資 1.1-1～資 p.1.1-9）参照)。

・墓園整備事業の対象事業実施区域（以下、「対象事業実施区域（墓園)」といいます。）の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。また、広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性等を考慮して配置し、住宅地から県道 402 号（阿久和鎌倉）のバス停への歩行者動線に配慮する等、土地利用状況等にも配慮して計画しています。

・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、墓園利用者の駐車場及び緑地を設け、建物（管理棟、納骨施設等）及び地下構造物（地下調整池）は設置しません。

2) 配置計画

(1) 公園整備事業

・施設配置は図 2.3.5（p.2-15）に示すとおり県道 402 号（阿久和鎌倉）の東側を広域的エリア、西側を地域利用エリアとし、広域的エリアは、市民やスポーツ団体の大会の会場等に利用できる広域的利用スポーツ施設を整備します。地域利用エリアは、地域住民や地域のスポーツ団体の練習場となる施設を整備するとともに、地域交流拠点となる広場やオープンスペース、貴重な草地環境等の自然豊かな環境の創出を行います。

・東側の広域的エリアでは、広域的利用スポーツ施設として大会の開催やスポーツ観戦ができる、第２種陸上競技場及びサッカーやラグビーの球技場にもなる運動広場、スタンド付き硬式野球場等を整備します（イメージ 2.3.1、2.3.2 参照）。

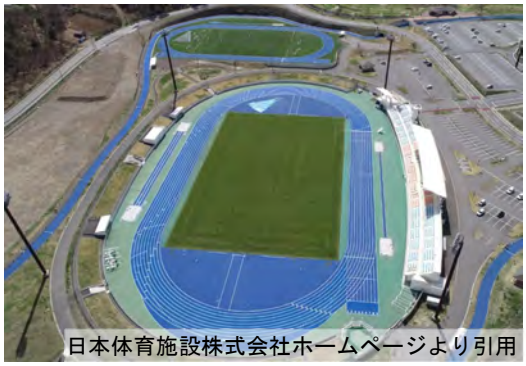
・西側の地域利用エリアでは、公園整備事業の対象事業実施区域（以下、「対象事業実施区域（公園）」といいます。）の中央に、富士山を一望できる高さ４ｍ、幅 110ｍの見晴らしの丘や、イベント及び災害時に利用できる広大な草地広場等、深谷通信所跡地の象徴となる空間を整備します。また観戦ができるサッカー場やテニスコート、ニュースポーツエリア、少年野球やグラウンドゴルフ等の様々なスポーツを楽しめる多目的広場、健康遊具等の遊具を設置した遊具広場、農体験等が楽しめる食と農の広場、ドッグランを整備します（イメージ 2.3.3～2.3.8 参照）。

・東側の広域的エリア、西側の地域利用エリアを結ぶ公園橋（県道 402 号横断連絡橋）を整備し、東側エリアと西側エリアの回遊性を向上します（イメージ 2.3.9 参照）。

・対象事業実施区域内に草地保護区を設置し、高茎・低茎草地をパッチ状に形成させていくことで、構成種や草丈が様々な草地環境を創出させていくほか、一部を湿地環境とすることで、湿地に生息する動物や湿性草地の生育環境の復元・創出、生物多様性の保全にとって十分な規模の草地の再生を図ります。なお、草地保護区は生き物と人との距離を確保するように配慮した空間の役割も担います（イメージ 2.3.10 参照）。

・広域的な利用が想定される球技場等のスポーツ施設は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。スポーツ施設や駐車場等の種類、配置、数は決定したものではなく、今後各施設の基本計画や設計において、詳細を検討します。

・公園利用者へのサービスや公園管理のため、建物（管理棟等）を配置します。



イメージ 2.3.1
陸上競技場[手前]・運動広場[奥]



イメージ 2.3.2　スタンド付き硬式野球場



イメージ 2.3.3　テニスコート



イメージ 2.3.4　多目的広場



イメージ 2.3.5　サッカー場



イメージ 2.3.6　ニュースポーツエリア



イメージ 2.3.7　見晴らしの丘からの眺望



イメージ 2.3.8　見晴らしの丘



イメージ 2.3.9
公園橋（県道 402 号横断連絡橋）



イメージ 2.3.10　草地保護区

(2) 墓園整備事業

・駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を計画しています。

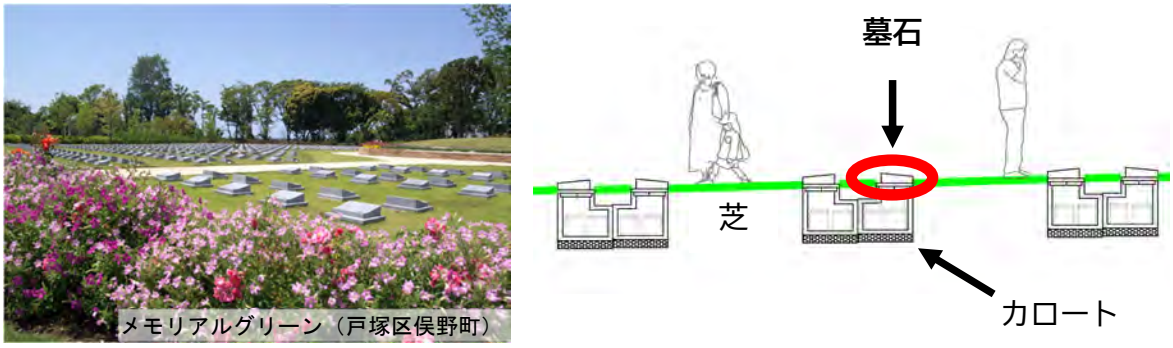
・墓園面積の 35%以上の緑地を確保し、雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した施設を計画しています。また、地下調整池を設置し、雨水流出抑制を図ります（図 2.3.9　p.2-19 参照）。

・広大な敷地を生かして、広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を図っていきます（図 2.3.3　p.2-13 参照）。なお、災害時の跡地利用計画図の中に赤字で示した機能・区域は災害時の活用方法の例です。

・納骨施設は、広場のような開放感がある芝生型納骨施設や、市が永年で管理し継承や将来の管理に心配がいらない合葬式納骨施設を整備します（イメージ 2.3.11、2.3.12 参照）。

・外周道路には、車道（往復２車線）、歩道、自転車通行空間、植栽等を配置し、公園機能と一体となる空間形成を目指します（図 2.3.11 参照）。

・方法書段階にて外周道路に計画をしていたラウンドアバウト（環状交差点）は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点（準備書の時点）では採用しないこととします。交差点形状は「第６章　6.13 地域社会　図 6.13.7」（p.6.13-53）に記載します。



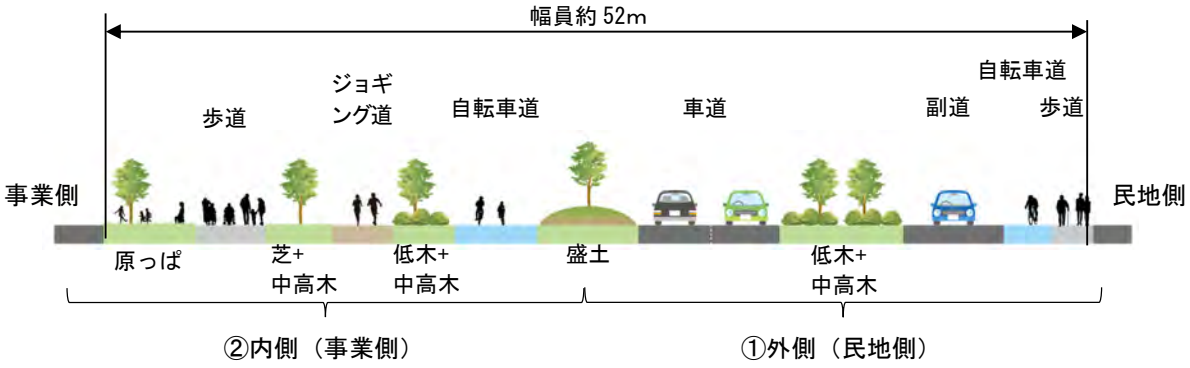
※　芝生型納骨施設とは、芝生広場のようなスペースに設置した墓石の前で参拝する施設です。遺骨は墓石の下にあるカロート（コンクリート製の箱）に納骨します。

イメージ 2.3.11　芝生型納骨施設



※　合葬式納骨施設とは、家単位ではなく、個人単位として、合同のスペースに納骨する施設です。参拝シンボルや納骨形態が異なる複数の施設を計画しています。

イメージ 2.3.12　合葬式納骨施設



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.3.11　外周道路の横断構成図（東側）

2.3.6　駐車場計画

1)　公園整備事業

・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.3.4　p.2-14 参照）。
・第１期整備で約 350 台程度、第２期整備で約 150 台程度、第３期で約 200 台程度、全体で約 700 台を確保し、イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。
・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。
・駐車場の入退場においては、左折入場、左折退場となるように出入口を配置します。
・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。
・樹木の植栽や、舗装の一部緑化等により、駐車場内の緑化を行います。

2)　墓園整備事業

・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.3.4　p.2-14 参照）。
・駐車場計画の台数は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の必要台数の約 750 台を基本に検討し、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とします。
・駐車場の一部の路面を草地として、普段は草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場として計画しています。なお、草地広場における駐車場としての利用は年間でもわずかになると想定しています。
・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。
・駐車場の入退場においては、第１期供用後は一時的に右折退場となりますが、第３期供用後は、左折入場、左折退場となるように出入口を配置します。
・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

2.3.7 スケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 75.8ha と大規模であるため、公園及び墓園整備事業は、段階的に工事に着手し、完成した場所から部分的に供用できるよう、おおむね３段階に分けて段階的な計画・整備を行います。

公園及び墓園整備事業は、都市計画手続き終了後、準備工事として４年間程度の着工準備期間を経て、各種施設の整備に着手します。なお準備工事にて、囲障区域等の施設の撤去、一部造成用の土砂の搬入を予定しています。

公園整備事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着手後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着手後５年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着手後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

表 2.3.4　事業スケジュール

	準備工事(第 0 期)	整備工事(第 1 期)	整備工事(第 2 期)	整備工事(第 3 期)
	4 年間程度	着手～5 年程度	着手後 6 年～10 年程度	着手後 11 年～15 年程度
公園	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用
墓園		整備	供用	供用
外周道路	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用

※1　公園整備事業と墓園整備事業の第 1 期、第 2 期、第 3 期は、各工事の進捗に応じて異なる期間となります。
※2　囲障区域等の施設の撤去は準備工事（第 0 期）にて実施する予定です。

2.3.8 施工計画

1)　工事概要

・公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、第０期において囲障区域内等の建物及び工作物の撤去、盛土造成のための土砂の搬入を行います。そのため、対象事業実施区域の囲障区域を中心に建設機械が稼働し、工事用車両は対象事業実施区域より県道 402 号（阿久和鎌倉）を通る計画です。

・対象事業実施区域の解体する既存建物には、アスベスト含有の建材が使用されている可能性があるため、法令に従い適正に処理を行います。

・公園整備事業にあたっては、図 2.3.12（1）に示すとおり、それぞれ工事エリアを３つに分けて整備を行い、第１期として県道 402 号(阿久和鎌倉)の東側のエリアを整備します。第２期に県道 402 号(阿久和鎌倉)西側の墓園と一体となるエリアを整備し、最後に第３期として県道 402 号(阿久和鎌倉)西側エリアを整備します。

・墓園整備事業にあたっては、図 2.3.12（2）に示すとおり、墓園を第１期として整備します。外周道路は工事エリアを３つに分けて整備を行い、第１期として墓園及び公園整備事業（第１期整備箇所）にアクセスするエリアを整備します。第２期及び第３期では、県道 402 号(阿久和鎌倉)西側エリアの外周道路を整備します。

・工事の概要は、表 2.3.5（1）～（3）（p.2-31～p.2-33）に示すとおりです。各工事に先立ち必要な範囲に、防災、安全確保及び環境保全の観点から仮囲いの設置等の仮設工事を行うものとします。
・工事計画の策定にあたっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。
・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
・工事の実施の際には、裸地の早期緑化の採用等により、地下水の涵養に努めます。
・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
・工事の施工中においては、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。
・工事の実施にあたっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。
・「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。
・建設発生土は、場内再利用に努めます。
・対象事業実施区域は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。なお、平成 28 年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果については、「資料編　1.2 土壌調査結果」（p.資 1.2-1～p.資 1.2-10）に記載しました。また、形質変更時要届出区域に指定されていない区域に土壌汚染が存在することが明らかになった場合には、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。
・土壌汚染の基準不適合地点で掘削や発生土の搬出を行う際は、飛散等を防止する措置を講じることで汚染物質の飛散を防ぎます。
・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用することから、実施にあたっては、関係法令や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」等に基づき、適切に対応します。
・対象地域内の河川および水路に接続する排水口について、必要に応じて有孔管等を設置する措置を行います。

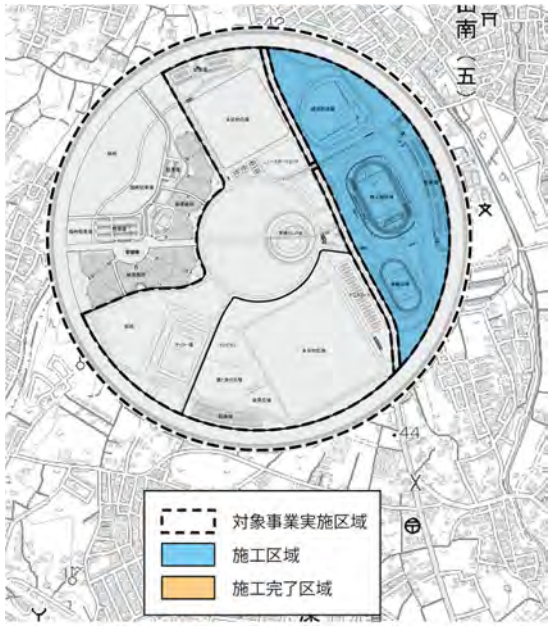
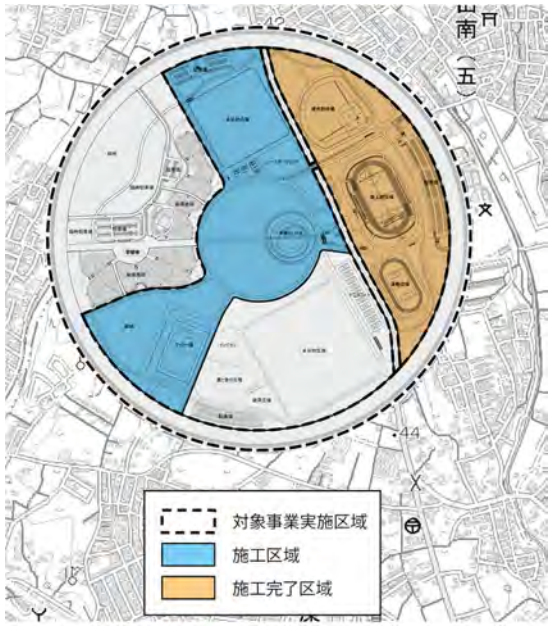
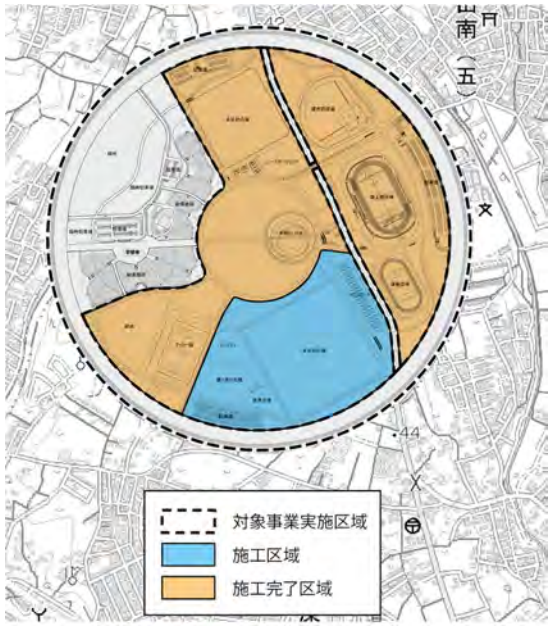
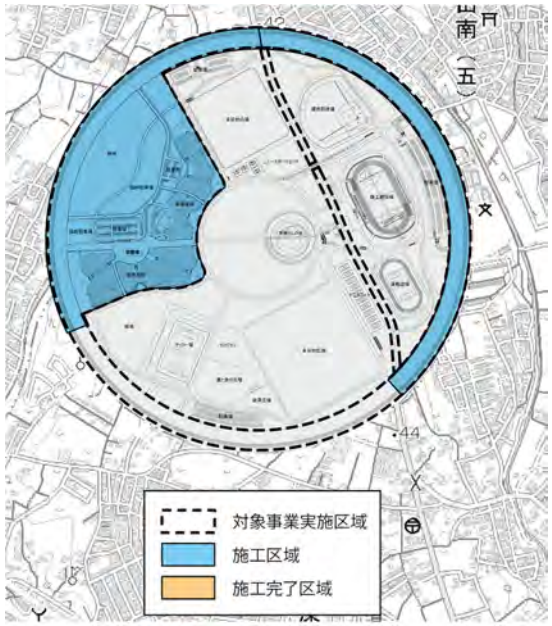
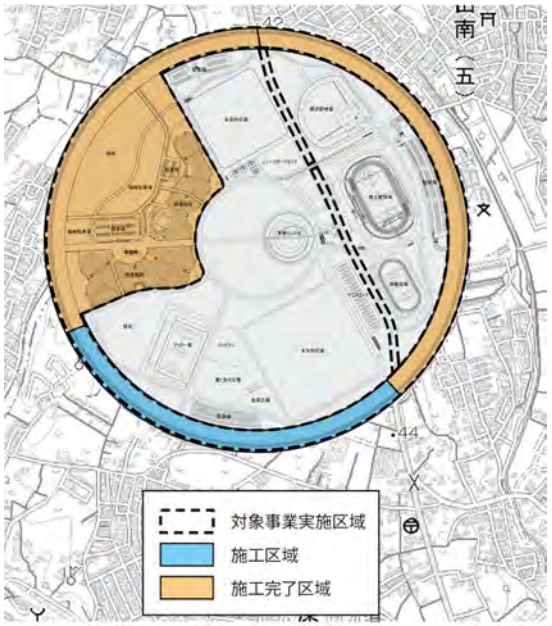
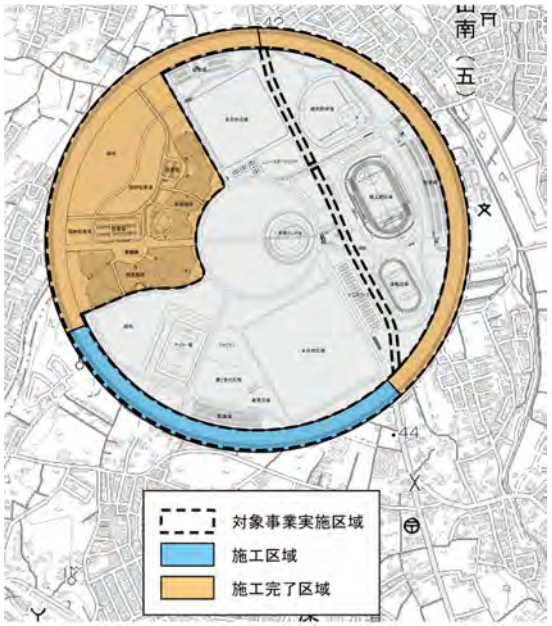
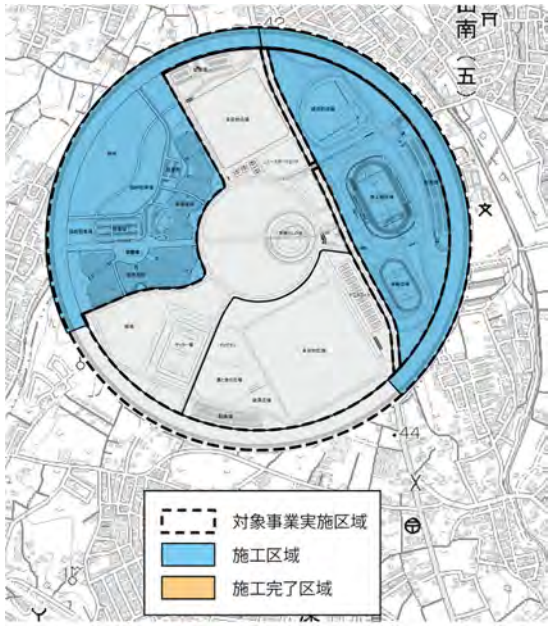
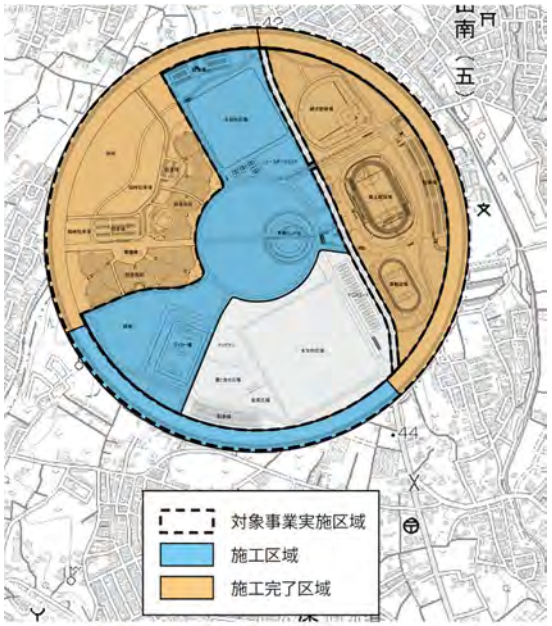
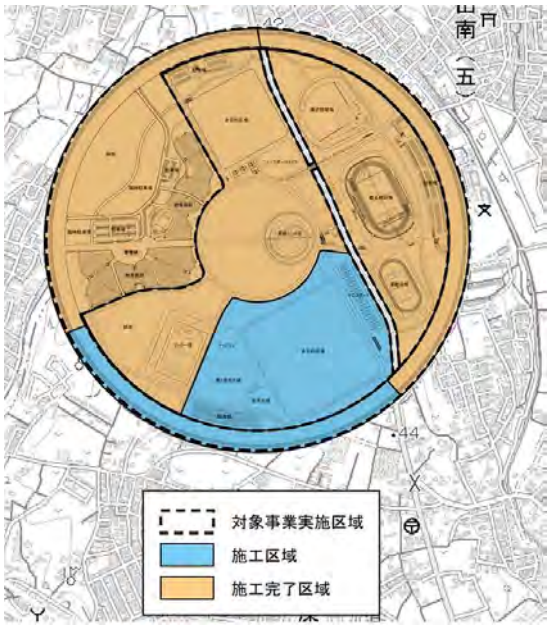
公園整備　第 1 期	公園整備　第 2 期	公園整備　第 3 期
（整備工事着手～5 年程度）	（整備工事着手後 6 年～10 年程度）	（整備工事着手後 11 年～15 年程度）
		

図 2.3.12（1）　施工ステップ図（公園整備事業）

墓園及び外周道路整備　第 1 期	外周道路整備　第 2 期	外周道路整備　第 3 期
（整備工事着手～5 年程度）	（整備工事着手後 6 年～10 年程度）	（整備工事着手後 11 年～15 年程度）
		

※　外周道路整備について、第 2 期以降の区間は第 2 期及び第 3 期の間で施工予定です。

図 2.3.12（2）　施工ステップ図（墓園整備事業）

公園及び墓園整備　第 1 期	公園及び墓園整備　第 2 期	公園及び墓園整備　第 3 期
（整備工事着手～5 年程度）	（整備工事着手後 6 年～10 年程度）	（整備工事着手後 11 年～15 年程度）
		

※　外周道路整備について、第 2 期以降の区間は第 2 期及び第 3 期の間で施工予定です。

図 2.3.12（3）　施工ステップ図（公園及び墓園整備事業）

表 2.3.5 (1)　工事概要（公園整備事業　準備工事（第 0 期）～整備工事（第 2 期））

工種	主な工事内容	主要建設機械
準備工事（第 0 期）		
基盤整備工	準備工、撤去工※、敷地造成工、発生土受入	トラッククレーン、バックホウ、ラフテレーンクレーン、ブルドーザ等
整備工事（第 1 期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ、バックホウ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（運動広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、アスファルトフィニッシャ、高所作業車等
植栽工	植栽工	バックホウ等
建築工	管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等
整備工事（第 2 期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレーンクレーン、セミトレーラ等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ダンプトラック、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（多目的広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、アスファルトフィニッシャ、高所作業車等
植栽工	植栽工等	バックホウ等
公園橋工	土工、基礎工、橋台、橋脚、擁壁工、主構造、附属物、橋面工、舗装工等	バックホウ、振動ローラ、アースオーガ、クローラクレーン、セミトレーラ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、トラッククレーン等
建築工	管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等

※　第 0 期整備において囲障区域等の施設の撤去を行います。撤去は公園整備事業、墓園整備事業の双方にまたがる区域で実施します。

表 2.3.5 (2)　工事概要（公園整備事業　整備工事（第 3 期））

工種	主な工事内容	主要建設機械
整備工事（第 3 期）		
基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、ガス設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工等	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、グラウンド整備工（多目的広場）	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、トラクタ、高所作業車等
植栽工	植栽工等	バックホウ等
建築工	管理事務所	バックホウ、ラフテレーンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車等

表 2.3.5 (3)　工事概要（墓園整備事業）

工種	主な工事内容	主要建設機械
準備工事（第 0 期）		
基盤整備工	準備工、撤去工※、敷地造成工、発生土受入	トラッククレーン、バックホウ、ラフテレーンクレーン、ブルドーザ等
整備工事（第 1 期）（墓園及び外周道路整備）		
基盤整備工（墓園）	撤去工、敷地造成工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工	バックホウ、ブルドーザ、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等
園路広場工	舗装工、縁石工	モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、バックホウ、振動ローラ等
施設整備工	サービス施設整備工、管理施設工、建築組立、芝生型納骨施設工、広場整備工	バックホウ、トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、ブルドーザ、振動ローラ、トラクタ等
植栽工（墓園）	植栽工	バックホウ等
建築工	納骨堂、管理棟	バックホウ、コンクリートポンプ車等
基盤整備工(外周道路)	土工、法面工、擁壁工、排水工、付帯工、舗装工	バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ、コンクリートポンプ車、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフテレーンクレーン、アースオーガ、トラッククレーン等
植栽工(外周道路)	植栽工	バックホウ等
整備工事（第 2 期・第 3 期）（外周道路整備）		
基盤整備工	土工、法面工、擁壁工、排水工、付帯工、舗装工	バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ、ダンプトラック、コンクリートポンプ車、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ラフテレーンクレーン、アースオーガ、トラッククレーン等
植栽工	植栽工	バックホウ等

※　第 0 期整備において囲障区域等の施設の撤去及び土砂の搬入を行います。撤去は公園整備事業、墓園整備事業の双方にまたがる区域で実施します。

2) 工事工程

公園及び墓園整備事業は、都市計画決定手続き終了後、準備工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用します。

公園整備事業は、整備工事着手後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着手後５年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、整備工事着手後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。工事工程は、表 2.3.6（1）～（3）に示すとおりです。

表 2.3.6（1） 工事工程（公園整備事業）

工事種別	準備工事	整備工事（第１期）					整備工事（第２期）					整備工事（第３期）				
	（第０期）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第０期																
第１期（公園整備）																
第２期（公園整備）																
第３期（公園整備）																
基盤整備工																
園路広場工																
施設整備工																
植栽工																
建築工																
公園橋工																

※ 第０期は着工準備期間を示し、４年間程度を予定しています。

表 2.3.6（2） 工事工程（墓園整備事業（墓園及び外周道路））

工事種別	準備工事	整備工事（第１期）					整備工事（第２期）					整備工事（第３期）				
	（第０期）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第０期																
第１期（墓園整備）																
基盤整備工（墓園整備）																
園路広場工																
施設整備工																
植栽工（墓園整備）																
建築工																
第１期（外周道路整備）																
第２期・第３期（外周道路整備）																
基盤整備工（外周道路整備）																
植栽工（外周道路整備）																

※ 第０期は着工準備期間を示し、４年間程度を予定しています。

表 2.3.6（3）　工事工程（公園及び墓園整備事業）



※　第0期は着工準備期間を示し、4年間程度を予定しています。

3) 工事用車両ルート

工事用車両ルートは、図 2.3.13（1）～（3）に示すルートを予定しています。

原則として、県道 402 号（阿久和鎌倉）を出入口としたルート（主要車両動線）を利用します。工事用車両は、右折及び左折による入退場を予定しています。なお、第０期の工事用車両ルートは、公園整備事業第２期のルートと同様のルートを予定しています。

4) 工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

作業時間：午前８時 00 分から午後５時 00 分まで

作業休止日：土曜日、日曜日、祝日

5) 工事排水

工事の実施に伴う工事排水は、関係機関との調整を行ったうえで、必要に応じて処理施設を設け、適切に処理した後、原則、周辺の公共下水道に排水します。

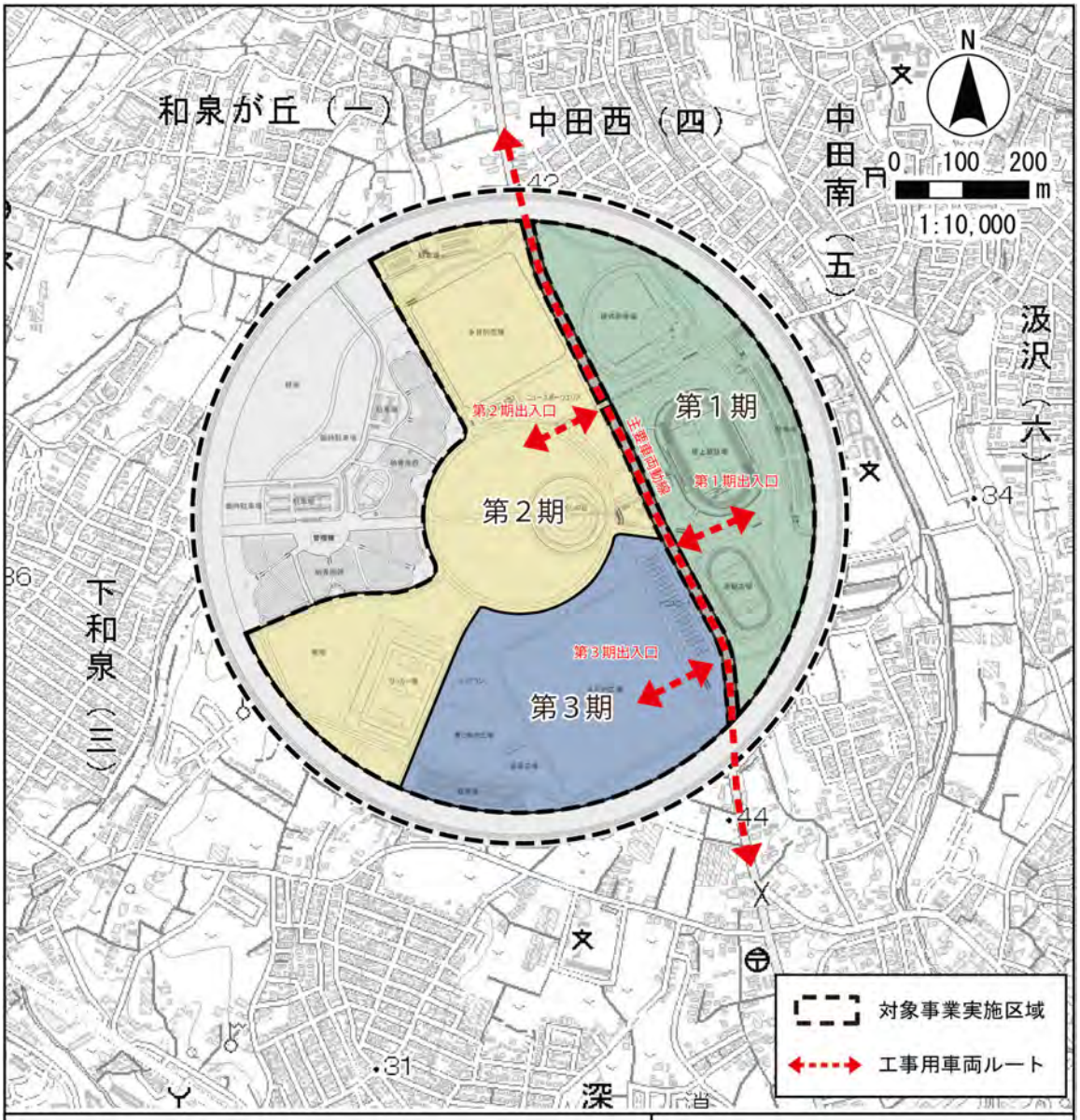


図 2.3.13（1）　工事用車両ルート
（公園整備事業）

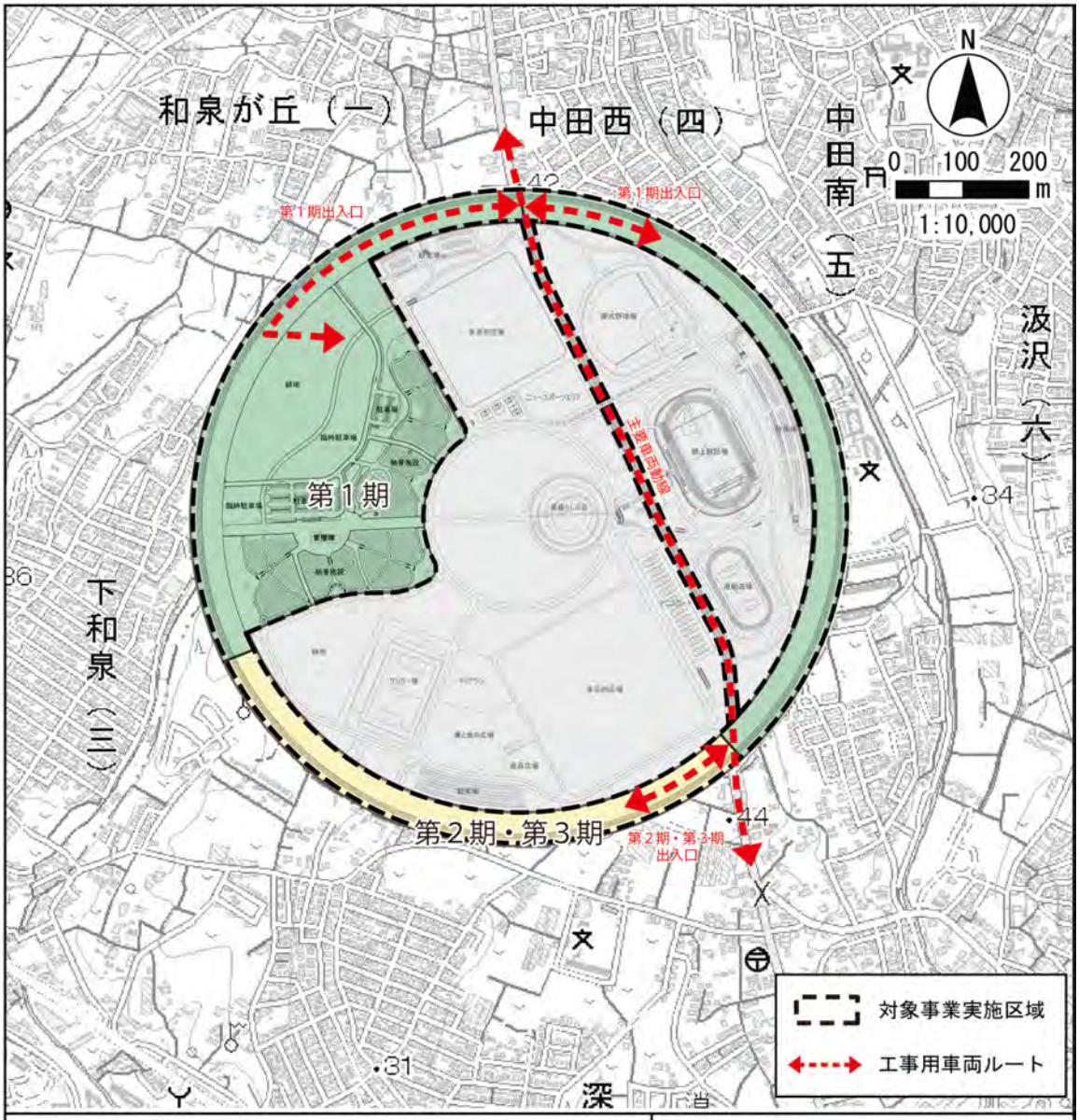


図 2.3.13 (2)　工事用車両ルート（墓園整備事業）

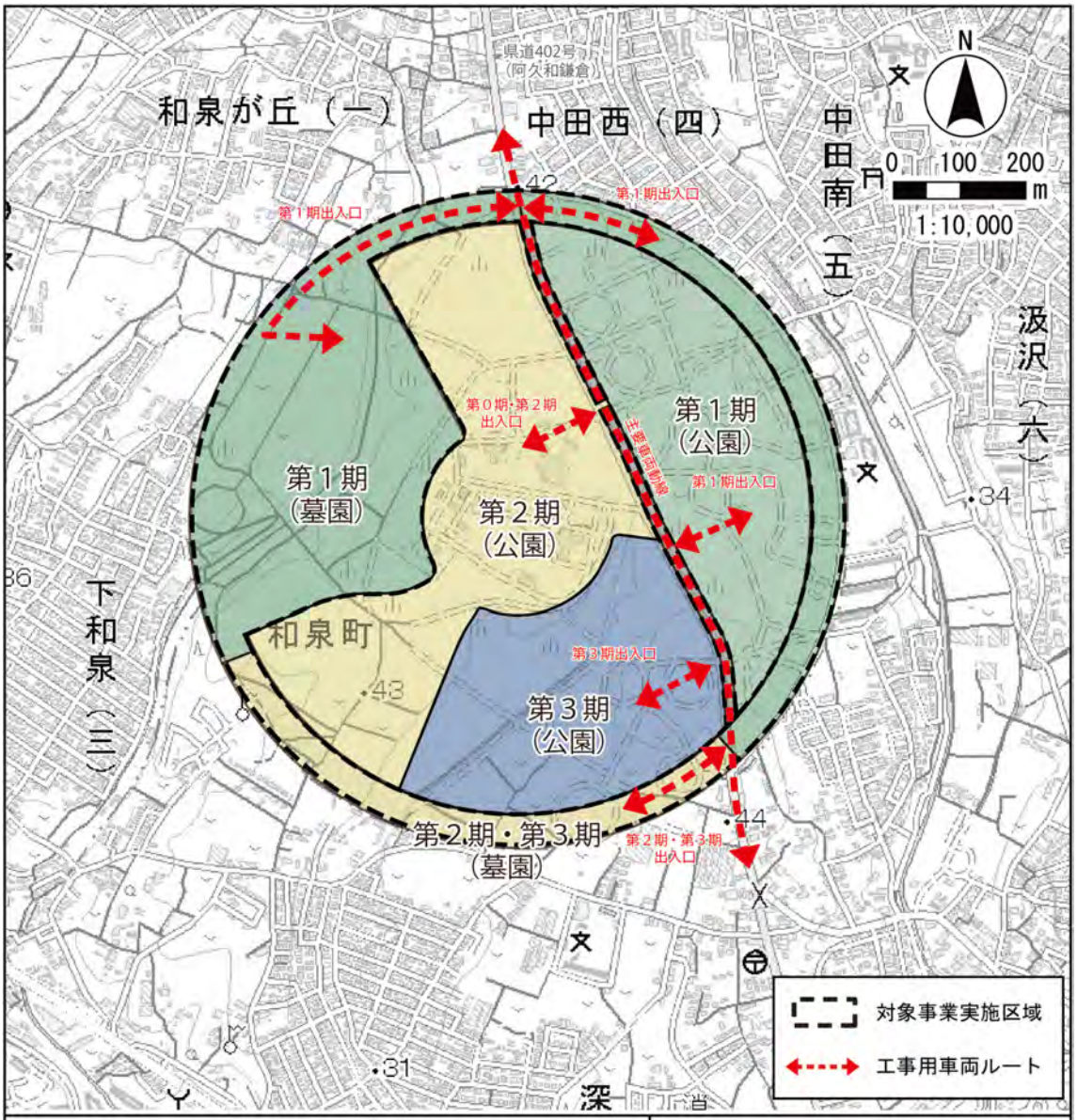


図 2.3.13 (3)　工事用車両ルート
（公園及び墓園整備事業）

2.3.9 グリーンインフラ

1) 公園整備事業

広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装や保水性舗装の導入等により、微気候改善や地下水の涵養に配慮した計画としています。

2) 墓園整備事業

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域を囲うように配置された樹林に臨時駐車場の草地化等、墓園区域内に 35%以上の緑地を設けることで、緑豊かな公園型墓園としていきます。

雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した施設を計画しています。また、地下調整池を設置し、雨水流出抑制を図ります。

駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を整備し、雨水の浸透や草地空間の確保を図ります。

外周道路に配置する街路樹には、まちの景観づくり、夏の日差しを和らげる木陰の提供、CO_2の吸収、火災時の延焼防止等の機能が期待されます。

2.3.10 地球温暖化対策

・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。

・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園管理棟に太陽光発電の導入を検討しております。

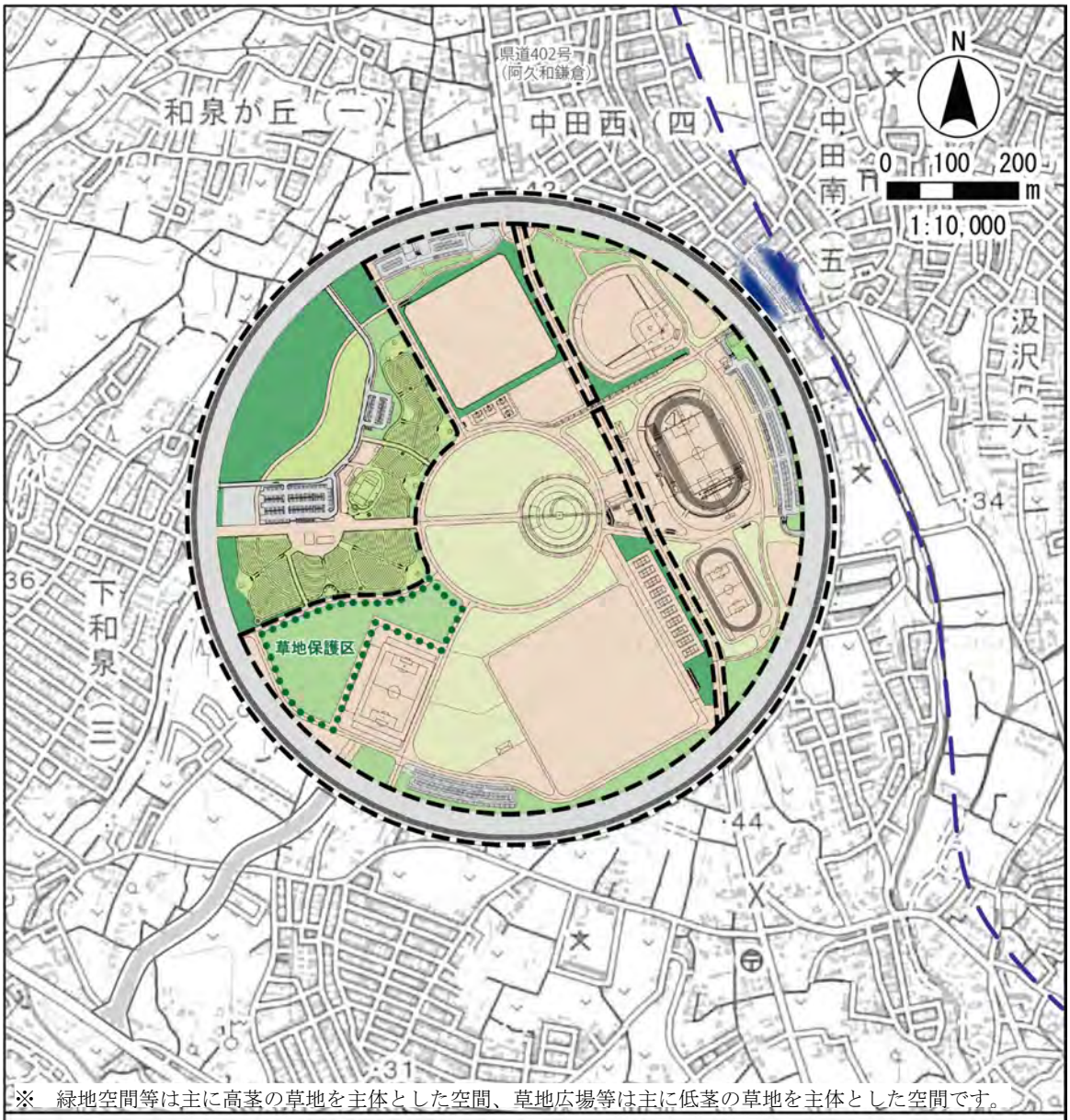
・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。再生可能エネルギー施設の設備や、省エネルギー型機器等を導入する際には、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。

・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。

・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく再エネ比率の高い電力の調達に努めます。

2.3.11 生物多様性の保全

・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します（図 2.3.14 参照）。
・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。
・対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、公園区域内における草地保護区の設置等によって約16ha に及ぶ草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
・対象事業実施区域内の草地は全て改変しますが、供用時には草地の整備や草刈り頻度の人為的な調整等の工夫による質の向上に努めながら、動植物の生息・生育環境として利用できる状態へと回復していく計画とします。
・植栽が行われる樹林地では、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する計画を行うほか、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。
・緑地計画では、対象事業実施区域内における周辺緑地との連続性等に配慮することで貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断・改変を避けるようにします。
・公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にオープン式調整池を整備するほか、ビオトープや野鳥観察池等の人と自然との触れ合い空間の配置についても検討します。（図 2.3.15 参照）
・供用時において駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の運動利用等や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させる LED ランプや高圧ナトリウムランプを使用します。
・現況の中で対象事業実施区域内に分散している高茎草地（動物の生息環境となっているチガヤ群落）については、根茎の移植による集約化を図ることで、現況と同程度の質・機能を維持した植生の復元と動物の生息・繁殖環境の確保に努めます。
・現在、深谷通信所跡地内において広域に分布している低茎草地の環境は、事業に伴い一度は消失しますが、公園区域の見晴らしの丘や草地広場、墓園区域における臨時駐車場において、現状と同様な低茎草地の環境を可能な限り復元していくことに努めます。
・湿生草地についても現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元します。なお、湿生草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土を採取し、新たに造成される湿地に移設することで、現在の湿地草地と同様の植生の復元に努めます。
・対象事業実施区域内に草地保護区を設けます。保護区内は約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境や草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化や質の向上を図っていきます。



※　緑地空間等は主に高茎の草地を主体とした空間、草地広場等は主に低茎の草地を主体とした空間です。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 運動場・園路等
- 納骨施設等
- 草地広場等
- 道路・駐車場等
- 緑地空間等
- 樹林等

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）
を基に加工して作成

図 2.3.14　主な緑地等の配置

2.3.12 緑の保全と創造

・公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。
・対象事業実施区域は、「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。具体的には、建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。
・対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の 10 大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置していることから、対象事業実施区域周辺の樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、公園及び墓園整備事業は、それぞれの計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。
・対象事業実施区域における植栽計画では、周辺地域のみどりの景観（水域、まとまったみどり、農地）と一体となった緑の骨格を形成や眺望や空間のまとまり、広がりや囲われ感を特徴づける効果的な植栽配置といった考え方に基づき、「地域の緑の骨格形成」、「眺望点との調整」、「利用の楽しみ創出」等の方針を踏まえた植栽計画としています（表 2.3.7 及び図 2.3.16 参照）。
・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域を囲うように配置された樹林に加え、臨時駐車場の草地化等、墓園区域内に 35%以上の緑地を設けることで、緑豊かな公園型墓園としていきます。なお、緑地の一部となる樹林植栽に際しては災害時の運用に配慮した配置としていきます。
・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。また、外周道路部分には、適切に植樹帯等を配置します。
・公園内の草地は「森づくりガイドライン」（横浜市みどり環境局環境活動事業課、平成 25 年３月）を参考に、環境特性に合わせた維持管理計画を作成し、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

表 2.3.7　区域別の植栽計画

区域		植栽計画の内容
区域①	土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成
区域②	広域的利用スポーツ施設を取り巻く重厚なみどり	・【常緑樹主体】スポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり ・緑陰や滞留スペース等来園者の居場所を創出 ・地域のランドマークになるみどりの環境を創出
区域③	土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成 ・南側農地の連続した見通しに配慮
区域④	深谷の生態系を守る草地保護区	・【草地】＋【オープン式調整池の水辺※】＋【点在する高木】の景観 ・草地を保護し、生物多様性に配慮 ・西側へ抜けた眺望を残す ・湿生草地の整備 ・オープン式調整池整備による水辺の創出 ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり
区域⑤	周辺樹林と一体となった樹林地等	・【ケヤキ・モミジ群落】等季節変化する樹木主体の樹林等の形成 ・西側の山々への眺望に配慮した落葉高木を植栽
区域⑥	深谷の開放的な広場空間を継承する中央広場	・【芝生】＋【点在する高木】の広場 ・木陰の創出等、来園者の活動に配慮した植栽づくり ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり

※　オープン式調整池は、降雨時に一時的に雨水を貯留し、流出する水量を調整するための屋外開放型の貯留施設です。常時水が滞留しているものではありません。

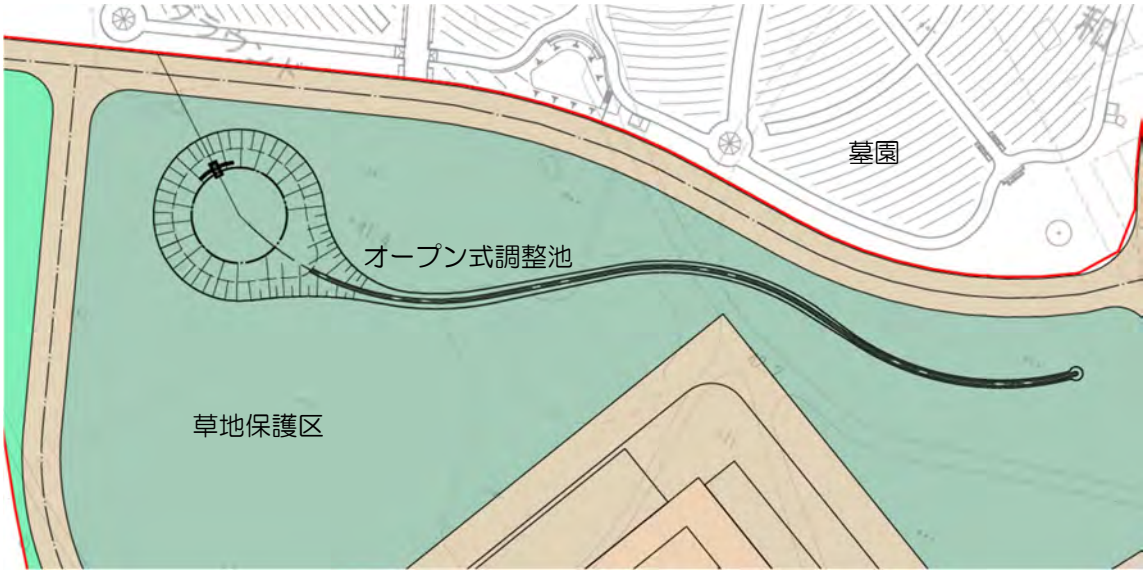
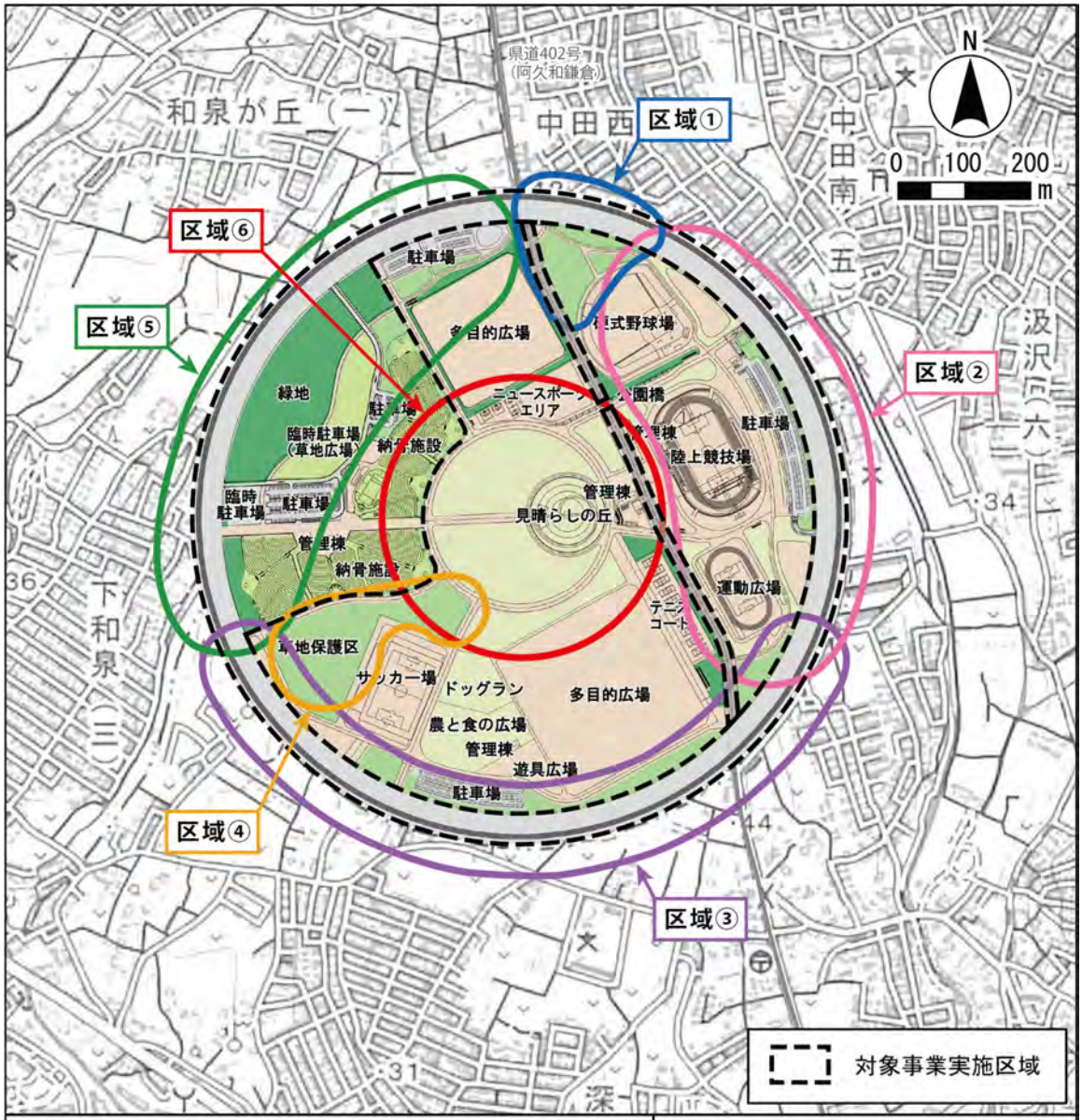


図 2.3.15　オープン式調整池の平面図



資料：「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本設計業務委託」(横浜市、令和７年３月) を基に加工して作成

図 2.3.16　植栽計画図

2.4 都市計画対象事業計画を立案した経緯

2.4.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯

これまでの深谷通信所跡地の利用検討の経緯は、表 2.4.1 に示すとおりです。

平成 16 年に返還方針が合意されてから、「米軍施設返還跡地利用指針」（横浜市、平成 18 年６月）や「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年３月改訂）を策定し、跡地利用の方向性について検討してきました。平成 25 年３月には地元である泉区深谷通信所返還対策協議会（平成 22 年発足）から深谷通信所跡地利用計画案、戸塚区から区民意見が提出され、求める施設や機能等の要望が示されました。その後も泉区深谷通信所返還対策協議会及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会（平成 26 年発足）において、跡地利用に関する検討を行ってきました。平成 26 年６月には、深谷通信所が米軍から国に返還され、「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」（横浜市、平成 26 年９月）を公表し、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）をまとめました。

表 2.4.1 検討経緯と内容

年月	検討内容等
平成 16 年 10 月	日米合同委員会における返還の方針の合意
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
平成 19 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」策定
平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月	深谷通信所提案公募事業（アイディアコンペ）
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」改定
平成 25 年 3 月	泉区深谷通信所返還対策協議会から計画案、戸塚区から区民意見の提出
平成 26 年 6 月	返還
平成 26 年 9 月	「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」公表
平成 30 年 2 月	「深谷通信所跡地利用基本計画」策定

2.4.2 環境配慮検討の経緯

1) 対象事業実施区域の設定

(1) 公園整備事業

対象事業実施区域（公園）の設定にあたっては、公園整備事業の区域としました。県道 402 号（阿久和鎌倉）は、「かまくらみち」という歴史的な経緯や地元との協議により、現道のまま残すこととしました。そのため、配慮書では、県道 402 号（阿久和鎌倉）を事業計画区域の範囲に含んでいましたが、方法書では、対象事業実施区域（公園）から除くこととしました。準備書では、県道 402 号（阿久和鎌倉）に公園橋を建設することから、橋梁の設置個所を対象事業実施区域に追加しました。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物を配置しない計画で進めます。

(2) 墓園整備事業

対象事業実施区域（墓園）の設定にあたっては、園路等との連続性を考慮して、より利用しやすい墓園とするため、外周道路と一体的な整備を行うことから、墓園と外周道路を含めた区域としました。

なお、現段階でも設計の検討を進めており、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物や墓域を配置しない計画で進めます。

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討にあたっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策として墓園区域内には 35%以上の緑地を設けるほか、外周道路には街路樹を配置することで、夏の日差しを和らげる緑陰の創出から、日射の遮断や蒸発散作用等による気温の上昇抑制を図ります。

光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、公園整備事業では、イベント開催時等に、墓園整備事業では、彼岸等、墓参のピーク時にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討した計画とします。

対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境については再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。

公園及び墓園整備事業は施工期間を３分割にし、段階的な整備を行うことで、動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施します（図 2.4.1 参照)。

自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変をできる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討した計画とします。

災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。

現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にはビオトープや野鳥観察池等の人と自然とが触れ合う空間の配置についても検討します。

対象事業実施区域内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

3) 環境影響回避・低減の検討

環境影響回避・低減の検討にあたっては、周辺地域の景観との調和に配慮して緑化等を検討するとともに、多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカー場や陸上競技場、テニスコート等の施設については、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとします。

工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。

工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。

公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対してホームページでの周知等を検討します。

公園及び墓園整備　第 1 期	公園及び墓園整備　第 2 期	公園及び墓園整備　第 3 期
（整備工事着手～5 年程度）	（整備工事着手後 6 年～10 年程度）	（整備工事着手後 11 年～15 年程度）

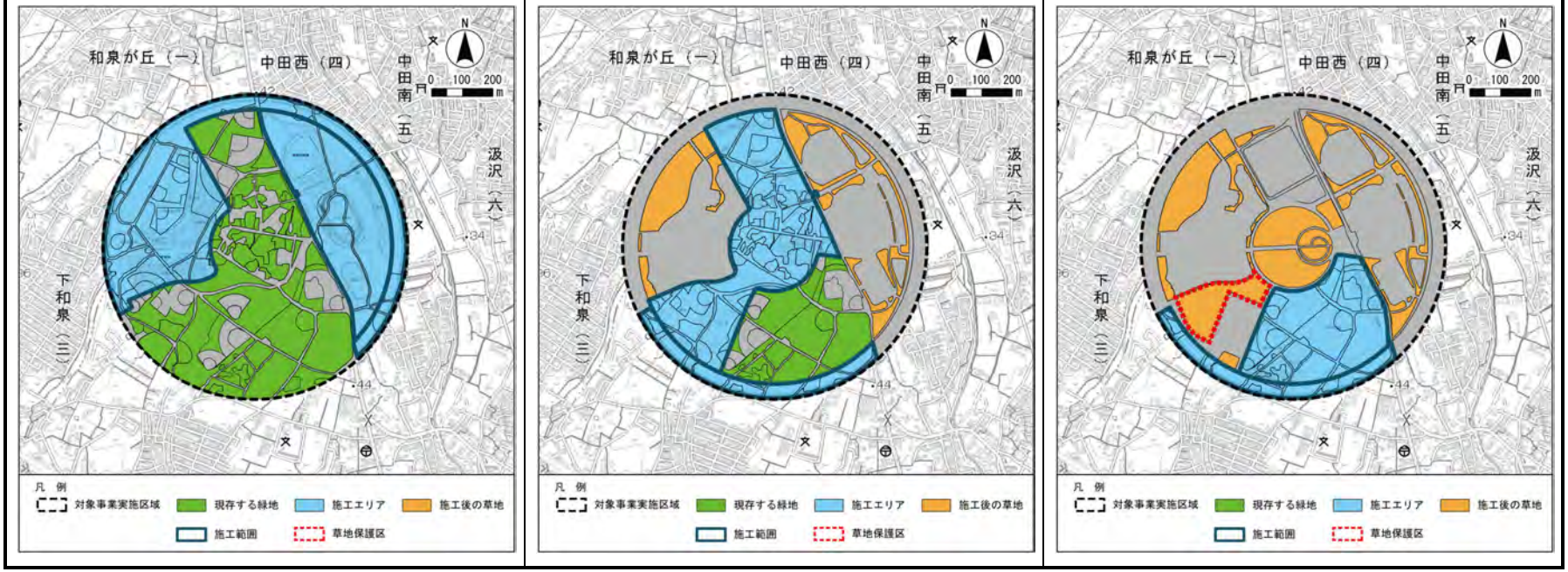


図 2.4.1　施工期間内における緑地保全箇所（施工ステップ別）

第３章 地域の概況及び地域特性

第3章　地域の概況及び地域特性

3.1　調査対象地域の設定

対象事業実施区域及びその周辺における環境に関する情報を収集し、対象事業実施区域を含む周辺の地域特性の把握に努めました。

環境に関する情報の収集は、図　3.1.1.1 に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした栄区、藤沢市を除く約 4.5 ㎞×4.5㎞ の区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象とすることを基本としました。統計データの情報収集は、泉区、戸塚区の合計２区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

なお、環境に関する情報の収集は、「横浜市環境配慮指針　資料編」（令和３年４月改定）に基づいて行いました。

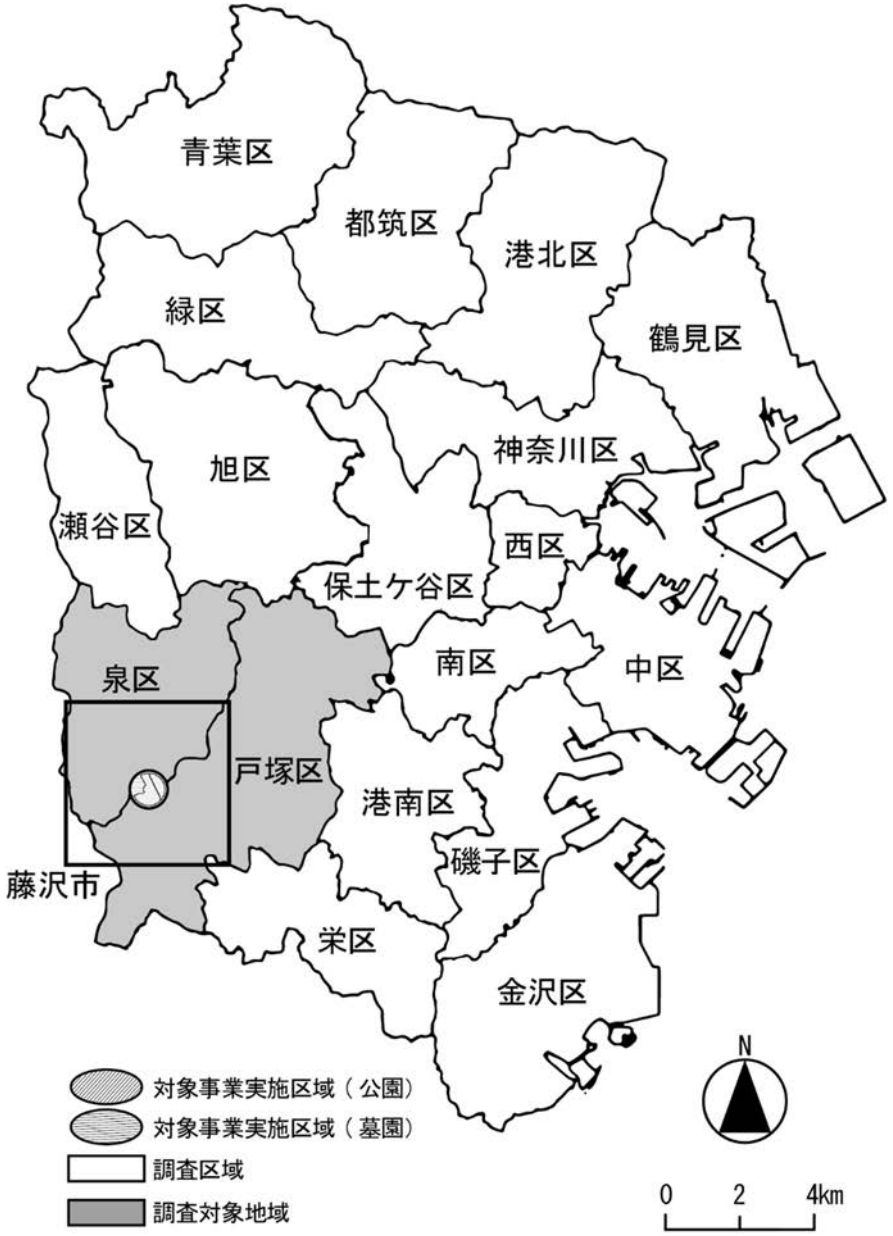


図 3.1.1.1　調査対象地域

3.2 地域の概況

3.2.1 気象の状況

本市の気象は横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で観測されています。

横浜地方気象台で観測された気象の状況は、表 3.2.1.1 に示すとおりです。

令和６年における平均気温は 18.0℃、平均風速は 3.5m/s、最多風向は北、降水総量は 1,819.0mm となっています。

表 3.2.1.1 気象の状況（令和 6 年）

項目	年間	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温（℃）	18.0	8.0	8.5	10.1	17.0	19.9	23.1	28.8	29.3	26.9	21.0	14.4	9.0
最高気温（℃）	37.1	17.5	24.0	26.9	27.7	28.0	33.4	37.1	36.4	34.9	31.1	23.4	18.2
最低気温（℃）	0.6	0.8	0.6	0.9	8.3	10.2	15.8	22.7	24.4	19.1	12.2	6.0	2.2
平均湿度（%）	69	52	63	57	73	73	78	77	77	79	78	66	53
平均風速（m/s）	3.5	3.6	4.0	4.3	2.9	3.8	3.0	3.0	3.3	3.6	3.5	3.7	3.2
最多風向	北)	北	北)	北	北	南南西	南西	南西	南南東	北	北	北	北
日照時間（h）	2,227.3	212.3	146.3	195.6	146.4	194.5	184.9	221.9	229.9	192.7	116.7	146.4	239.7
日照率（%）	50	68	47	53	37	45	43	50	55	52	33	47	79
降水総量（mm）	1,819.0	32.5	83.5	223.0	128.5	212.5	356.0	82.0	245.0	96.5	207.5	152.0	0.0

※ 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値と同等に扱う準正常値であることを示します。
資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

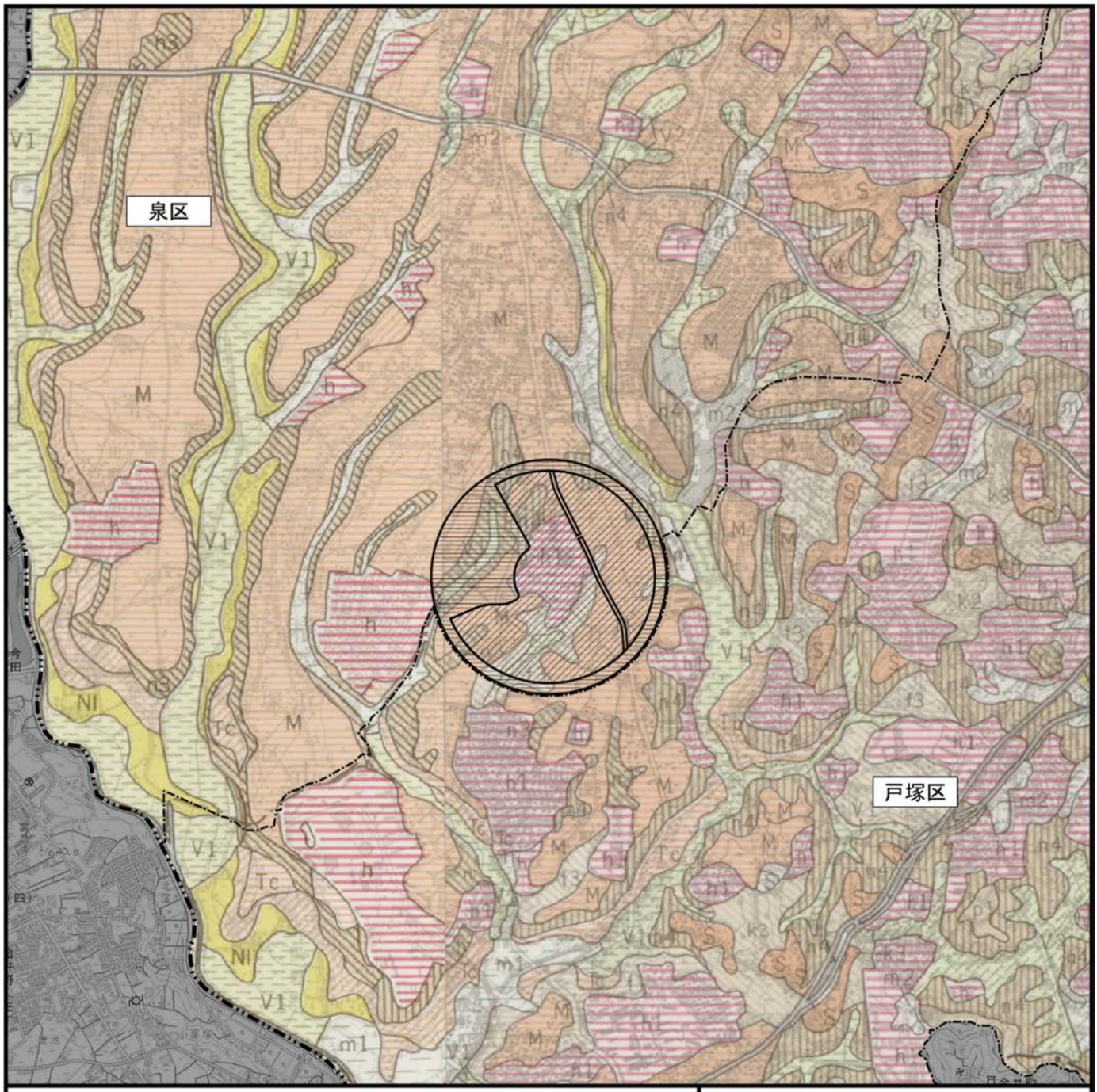
3.2.2 地形、地質、地盤の状況

1) 地形

調査区域の地形分類の状況は、図 3.2.2.1 及び表 3.2.2.1 に示すとおりです。

地形分類図によると、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：市　境

：区　境

資料A　資料B

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）藤沢・平塚」
（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）

図 3.2.2.1　地形分類図

表 3.2.2.1　地形分類図（図 3.2.2.1）の凡例

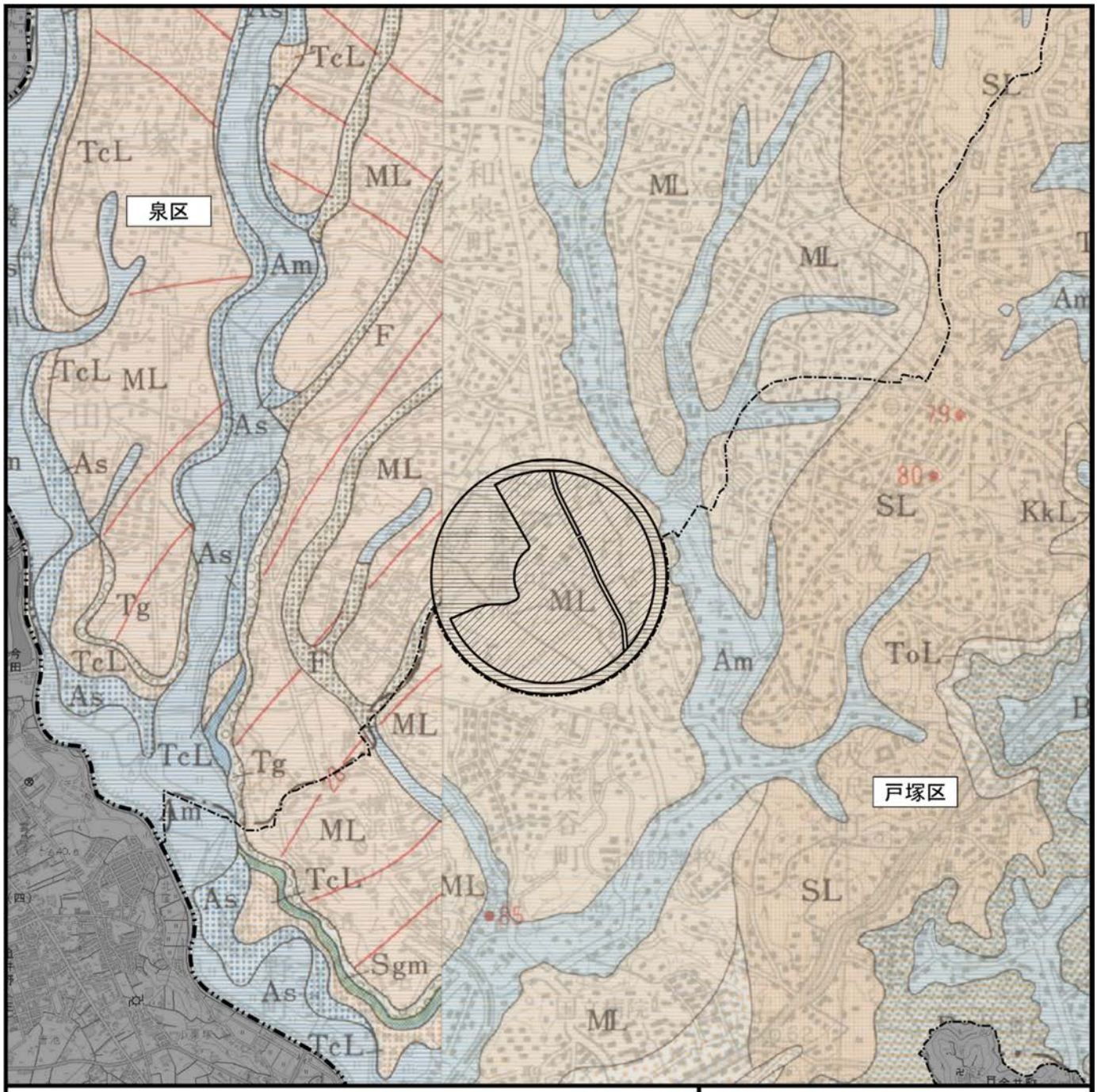
資料A		資料B	
n3	一般斜面(8°～15°)	p1	山頂緩斜面(0°～3°)
n4	一般斜面(15°～30°)	p2	山頂緩斜面(3°～8°)
M	武蔵野段丘面群(0°～3°)	p3	山頂緩斜面(8°～15°)
M	武蔵野段丘面群(3°～8°)	k2	山腹緩斜面(3°～8°)
Tc	立川段丘面群(0°～3°)	k3	山腹緩斜面(8°～15°)
Tc	立川段丘面群(3°～8°)	f1	山麓緩斜面(0°～3°)
Nl	自然堤防(0°～3°)	f3	山麓緩斜面(8°～15°)
V1	谷底平野(0°～3°)	n3	一般斜面(8°～15°)
V2	谷底平野(3°～8°)	n4	一般斜面(15°～30°)
Fp1	氾濫平野(0°～3°)	S	下末吉段丘面群(0°～3°)
Ar1	旧河道(0°～3°)	S	下末吉段丘面群(3°～8°)
h	平坦化地(0°～3°)	M	武蔵野段丘面群(0°～3°)
m1	盛土地(0°～3°)	M	武蔵野段丘面群(3°～8°)
	国道・主要地方道	Tc	立川段丘面群(0°～3°)
	地形界	Tc	立川段丘面群(3°～8°)
		Nl	自然堤防(0°～3°)
		V1	谷底平野(0°～3°)
		V2	谷底平野(3°～8°)
		h1	平坦化地(0°～3°)
		m1	盛土地(0°～3°)
		m2	盛土地(3°～8°)
			国道・主要地方道
			地形界

※　表の凡例中に示す（）内の数値は、斜面区分を示します。
斜面区分：(0°～3°)（3°～8°）(8°～15°）(15°～30°）
資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 地形分類図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）

2) 地質

調査区域の表層地質の状況は、図 3.2.2.2 及び表 3.2.2.2 に示すとおりです。

表層地質図によると、対象事業実施区域の地質は、大部分が火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されており、一部に埋め立て土が分布しています。



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

▬·▬：市　境

▬··▬：区　境

資料A | 資料B

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）藤沢・平塚」
（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）

図 3.2.2.2　表層地質図

表 3.2.2.2　表層地質図（図 3.2.2.2）の凡例

資料A		資料B	
F	埋め立て土	Am	泥を主とする／低湿地堆積物
Am	泥を主とし砂を含む／沖積層	TcL	火山灰・礫及び砂／立川ローム層・立川礫層
As	砂、礫を主とし泥を含む／沖積層	ML	火山灰・礫及び砂 ／武蔵野ローム層・武蔵野礫層
TcL	火山灰層（スコリアを含む）／立川ローム層	Obg	火山灰・礫及び砂／小原台砂礫層・善行礫層
ML	火山灰層（軽石･スコリア層を挟む） ／武蔵野ローム層	SL	火山灰・泥、砂及び礫 ／下末吉ローム層・下末吉層
Tg	礫、砂／新期段丘礫層	ToL	火山灰・泥、砂及び礫 ／土橋・土屋ローム層・戸塚層,寺尾層
Sgm	泥を主とし砂を挟む ／下部～上部多摩ローム相当層（水成層）	KkL	火山灰・泥、砂及び礫 ／山王台ローム層・上倉田層
	ローム層の基底の等高度曲線	Bsm	泥、砂及び礫／平戸ローム層・屏風が浦層
		Ngm	泥、砂及び礫／長沼層
		•15	ボーリングの位置番号

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 表層地質図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）

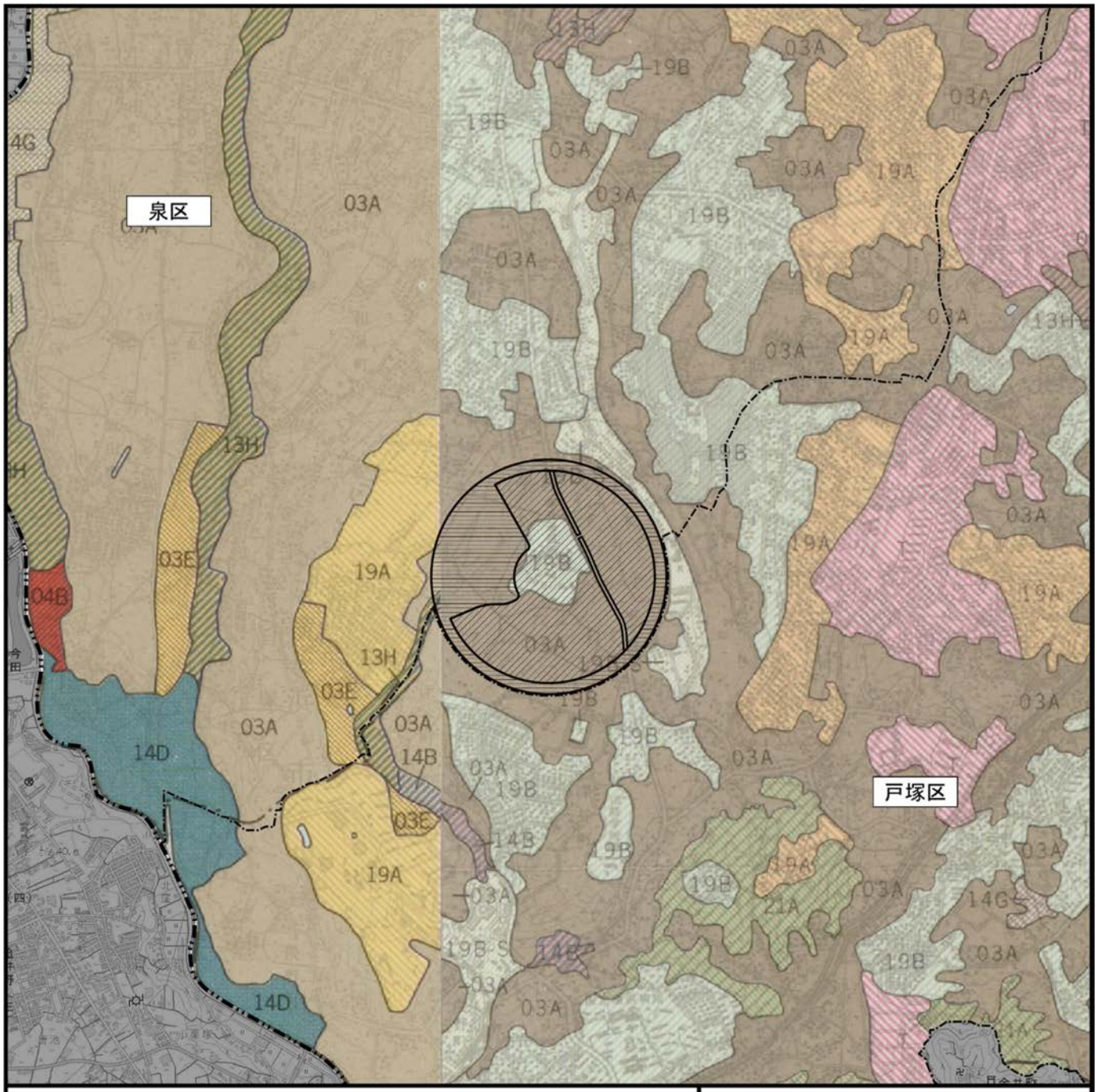
3) 地盤

調査区域の土壌の状況は、図 3.2.2.3 及び表 3.2.2.3 に示すとおりです。

土壌図によると、対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。

調査区域の軟弱地盤の状況は、図 3.2.2.4 に示すとおりです。

軟弱地盤図によると、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚０～５ｍがあります。



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

－･･－：市　境

－･－･－：区　境

資料A | 資料B

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

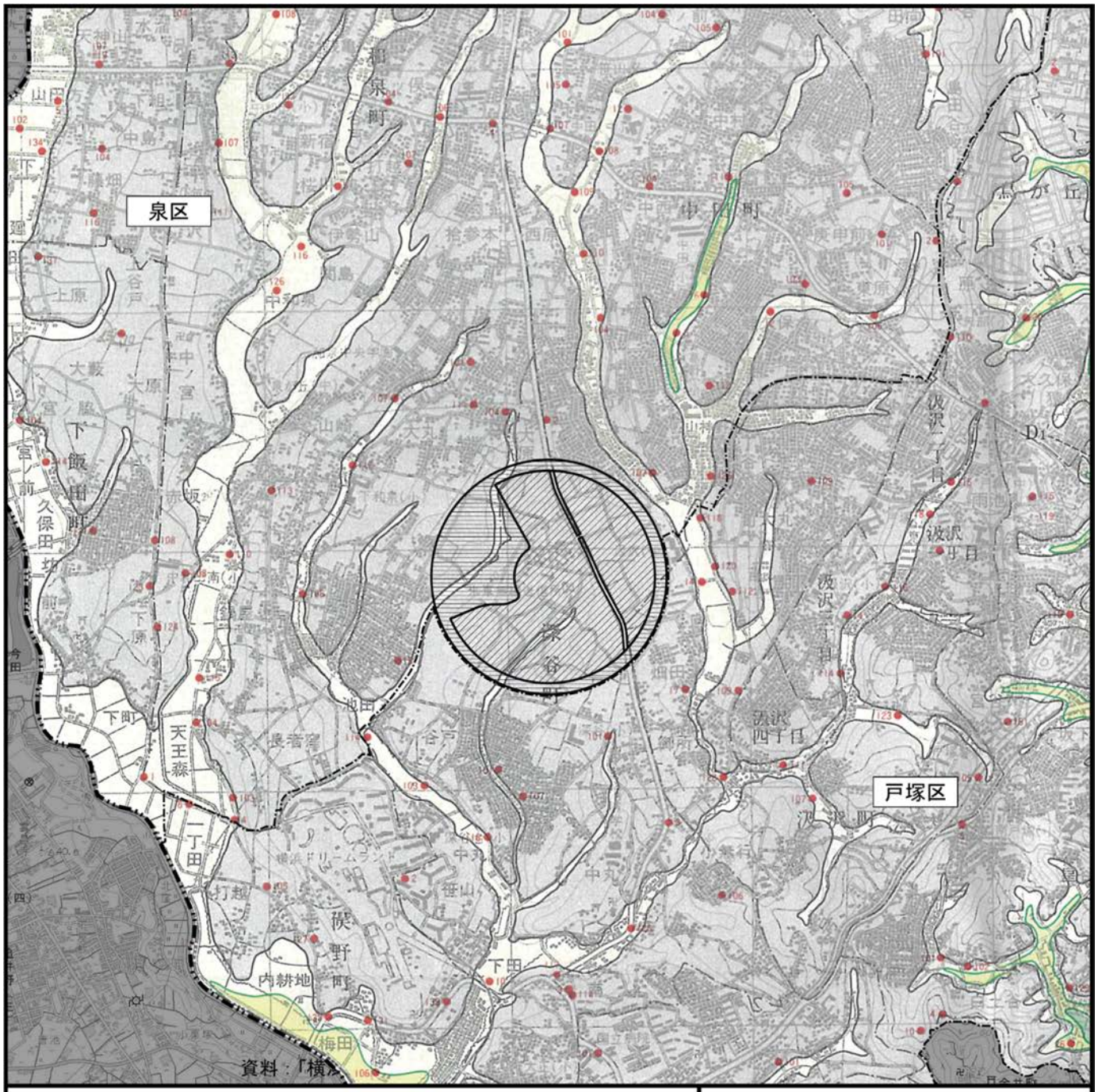
資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壌図）藤沢・平塚」
（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壌図）横浜・東京西南部・
東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）

図 3.2.2.3　土壌図

表 3.2.2.3　土壌図（図 3.2.2.3）の凡例

資料A		資料B	
03A	厚層多腐植質黒ボク土	21A	黒ボク土
03E	淡色黒ボク土	03A	厚層多腐植質黒ボク土
04B	厚層腐植質多湿黒ボク土	13H	灰色低地土・下層有機質
13H	灰色低地土・下層有機質	14B	中粗粒強グライ土
14B	中粗粒強グライ土	14G	グライ土・下層有機質
14D	細粒グライ土	15	黒泥土
14G	グライ土・下層有機質	19B-S	元水田
19A	人工改変台地土	19B	その他の人工改変低地土
		19A	その他の人工改変台地土
		T	大規模造成地

資料 A：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壌図）藤沢・平塚」（神奈川県、昭和 63 年 3 月）
資料 B：「土地分類基本調査（5 万分の 1 土壌図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」
（神奈川県、平成 3 年 3 月）



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境
- ：軟弱地盤層厚 0～5ｍ
- ：軟弱地盤層厚 5～10ｍ
- ：ボーリング地点
- ：丘陵地及び台地面

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「横浜市地盤図集」（横浜市、平成８年）を基に加工して作成

図 3.2.2.4　軟弱地盤図

3.2.3 水循環の状況

1) 河川

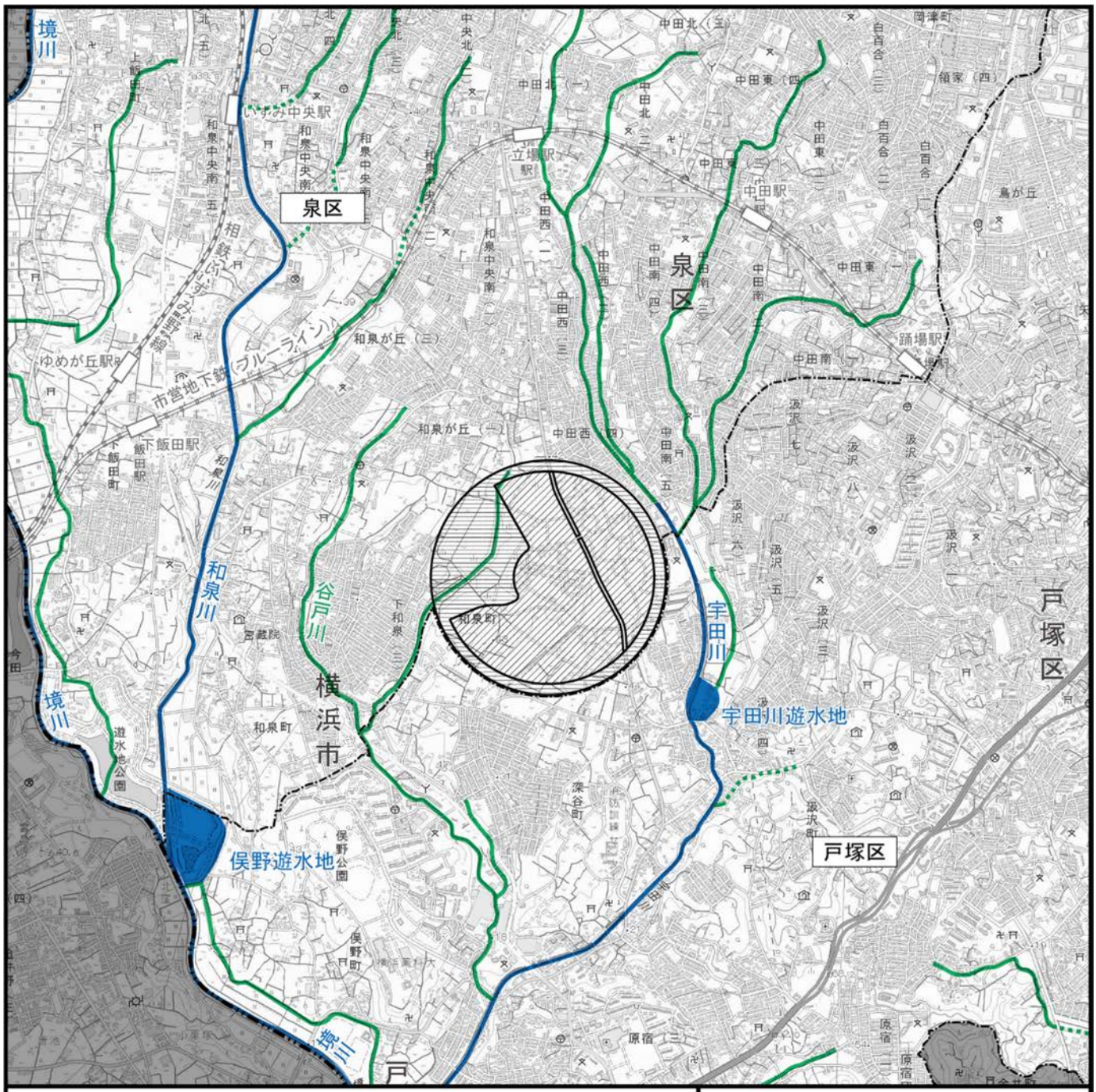
調査区域にある河川の状況は、表 3.2.3.1 及び図 3.2.3.1 に示すとおりです。

対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。

表 3.2.3.1 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長（m）	流域面積（㎢）
二級河川	境川	境川	52,140	191.95
		宇田川	3,830	11.86
		和泉川	9,510	11.46

資料：「令和 4 年度土地統計資料集」（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課、令和 5 年 3 月）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境
- ：二級河川
- ：その他河川
- ：公共下水道

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「横浜市河川図」（横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月）

図 3.2.3.1　河川図

2) 湧水

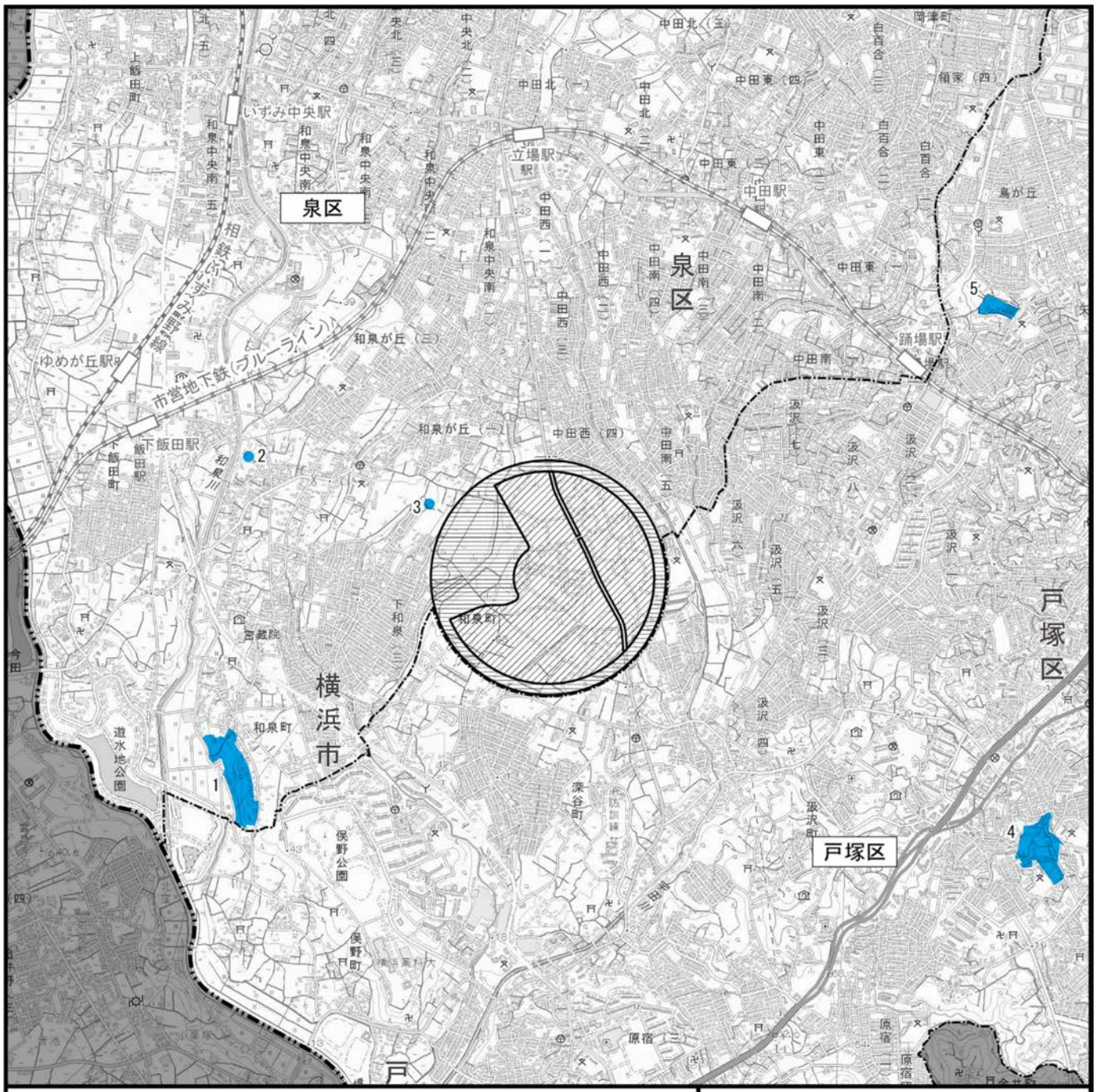
調査区域における湧水の状況は、表 3.2.3.2 及び図 3.2.3.2 に示すとおりです。

調査区域において、湧水は泉区で３地点、戸塚区で２地点あります。

表 3.2.3.2　湧水の状況

行政区分	番号	名称	所在地
泉区	1	天王森泉公園	和泉町 308-1
	2	四ツ谷湧水	和泉町 1279 付近
	3	わきみずの森	下和泉四丁目 35
戸塚区	4	戸塚公園	戸塚町 2420-2
	5	谷矢部池公園	矢部町 1996

資料：「横浜市の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報第 32 号）
（加藤良昭・下村光一郎・飯塚貞男、平成 20 年 3 月）
「泉区散策ガイド 水と緑と歴史の散歩道」（横浜市泉区総務部地域振興課、平成 28 年 11 月改訂）
「下和泉湧き水を守る会資料」（下和泉湧き水を守る会、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



資料：「横浜市の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報第 32 号）
（加藤良昭・下村光一郎・飯塚貞男、平成 20 年 3 月）
「泉区散策ガイド 水と緑と歴史の散歩道」
（横浜市泉区役所総務部地域振興課、平成 28 年 11 月改訂）
「下和泉湧き水を守る会資料」（下和泉湧き水を守る会、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

図 3.2.3.2　湧水の位置

3.2.4 植物、動物の状況

1) 植物

調査区域における現存植生は図 3.2.4.1 に、潜在自然植生は図 3.2.4.2 に、特別緑地保全地区は図 3.2.4.3 に示すとおりです。

現存植生図によると、調査区域は、大部分に「市街地」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「畑雑草群落」があります。対象事業実施区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。

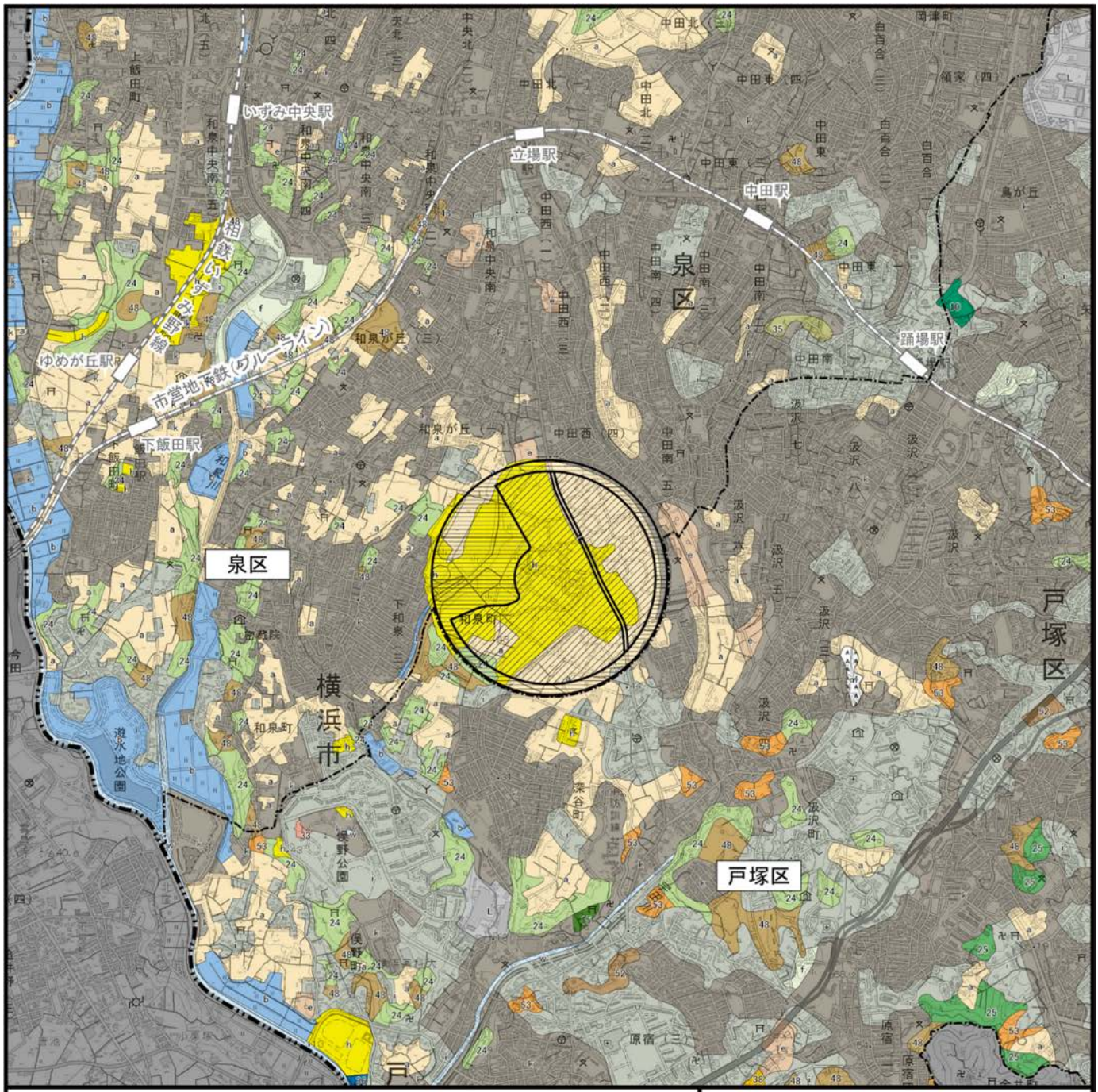
潜在自然植生図によると、調査区域は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」及び「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」があります。対象事業実施区域は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」があり、一部に「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」及び「ハンノキ群落」が分布しています。

調査区域には、表 3.2.4.1 に示すとおり、特別緑地保全地区が指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には存在しません。

表 3.2.4.1 特別緑地保全地区

行政区分	番号	名称	面積 (ha)	指定年月日
泉区	1	鯉ケ久保特別緑地保全地区	1.7	平成 17 年 3 月 15 日
	2	古橋特別緑地保全地区	2.2	当初　平成 23 年 8 月 5 日 変更　平成 25 年 2 月 5 日
	3	鍋屋特別緑地保全地区	1.1	平成 25 年 2 月 5 日
	4	和泉町関島特別緑地保全地区	1.5	平成 28 年 7 月 5 日
	5	和泉町天王森特別緑地保全地区	0.6	平成 28 年 7 月 5 日
	6	和泉中央南二丁目特別緑地保全地区	0.4	令和 6 年 4 月 15 日
	7	中田東一丁目特別緑地保全地区	0.8	令和 7 年 2 月 14 日
戸塚区	8	汲沢四丁目特別緑地保全地区	0.7	平成 26 年 2 月 5 日

資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ━·━ : 市　境
- ┅·┅ : 区　境

: 10. シラカシ群集	: 38. 低木群落	: a. 畑雑草群落
: 15. ヤブコウジースダジイ群集	: 48. スギ・ヒノキ・サワラ植林	: b. 水田雑草群落
: 24. クヌギーコナラ群集	: 52. その他植林	: k. 市街地
: 25. オニシバリーコナラ群集	: 53. 竹林	: i. 緑の多い住宅地
: 33. 伐採跡地群落（ＶＩＩ）	: h. ゴルフ場・芝地	: L. 工場地帯
: 35. アカメガシワーカラスザンショウ群落	: f. 路傍・空地雑草群落	: m. 造成地
: 36. ミゾソバーヨシ群落	: e. 果樹園	: w. 開放水域

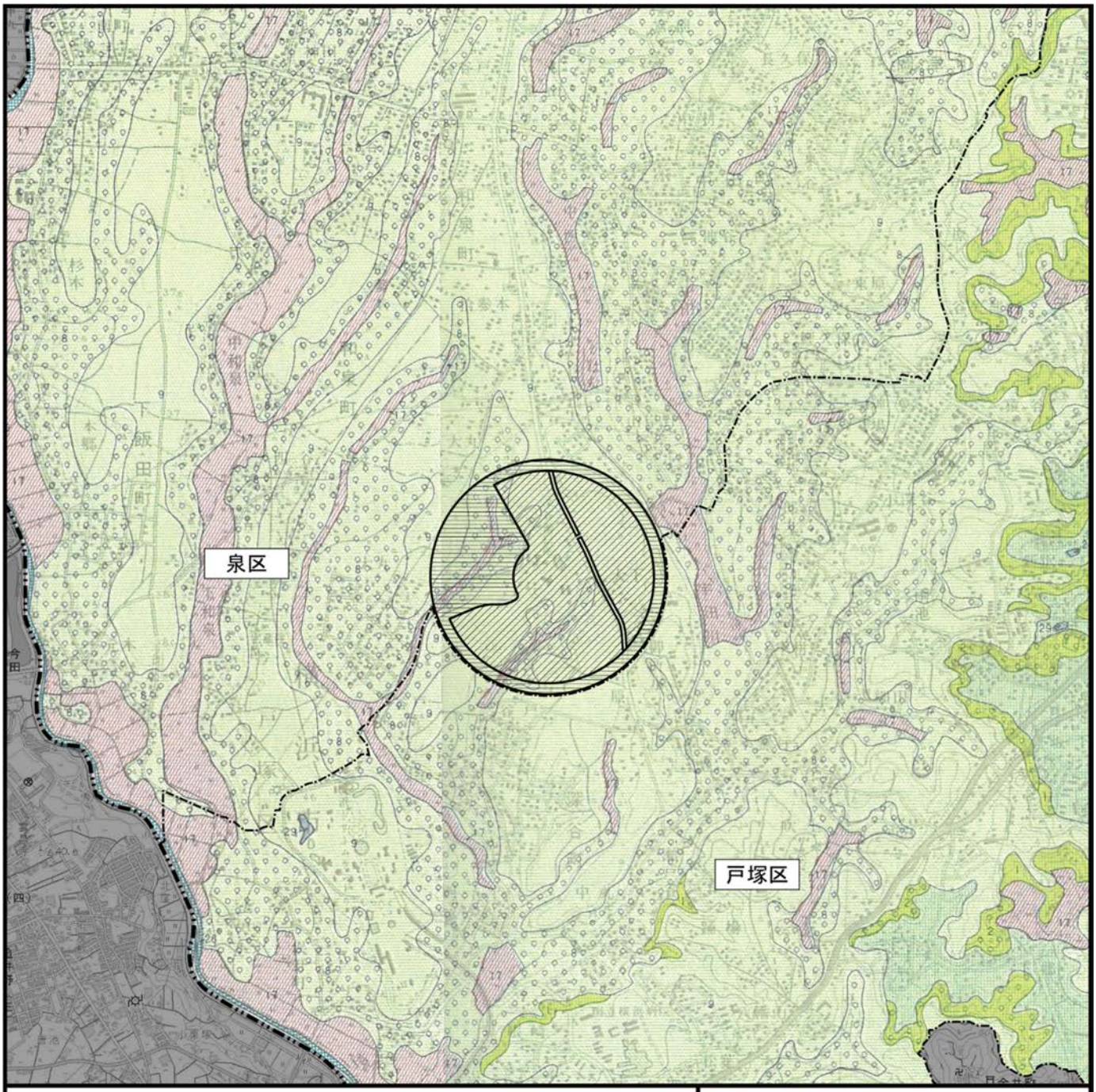
資料：「自然環境調査 Web-GIS（第 6-7 回自然環境保全基礎調査植生調査）」
（環境省自然環境局生物多様性センター）を基に加工して作成

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 3.2.4.1　現存植生図



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：市　境

：区　境

資料A | 資料B

：ヤブコウジ－スダジイ群集・典型亜群集

：ヤブコウジ－スダジイ群集・アカガシ亜群集

：シラカシ群集・ケヤキ亜群集

：シラカシ群集・典型亜群集

：ハンノキ群落

：セリークサヨシ群集・ツルヨシ群集(河辺草本植物群落)

：ウキクサクラス及びヒルムシロクラス(開放水域植物群落)

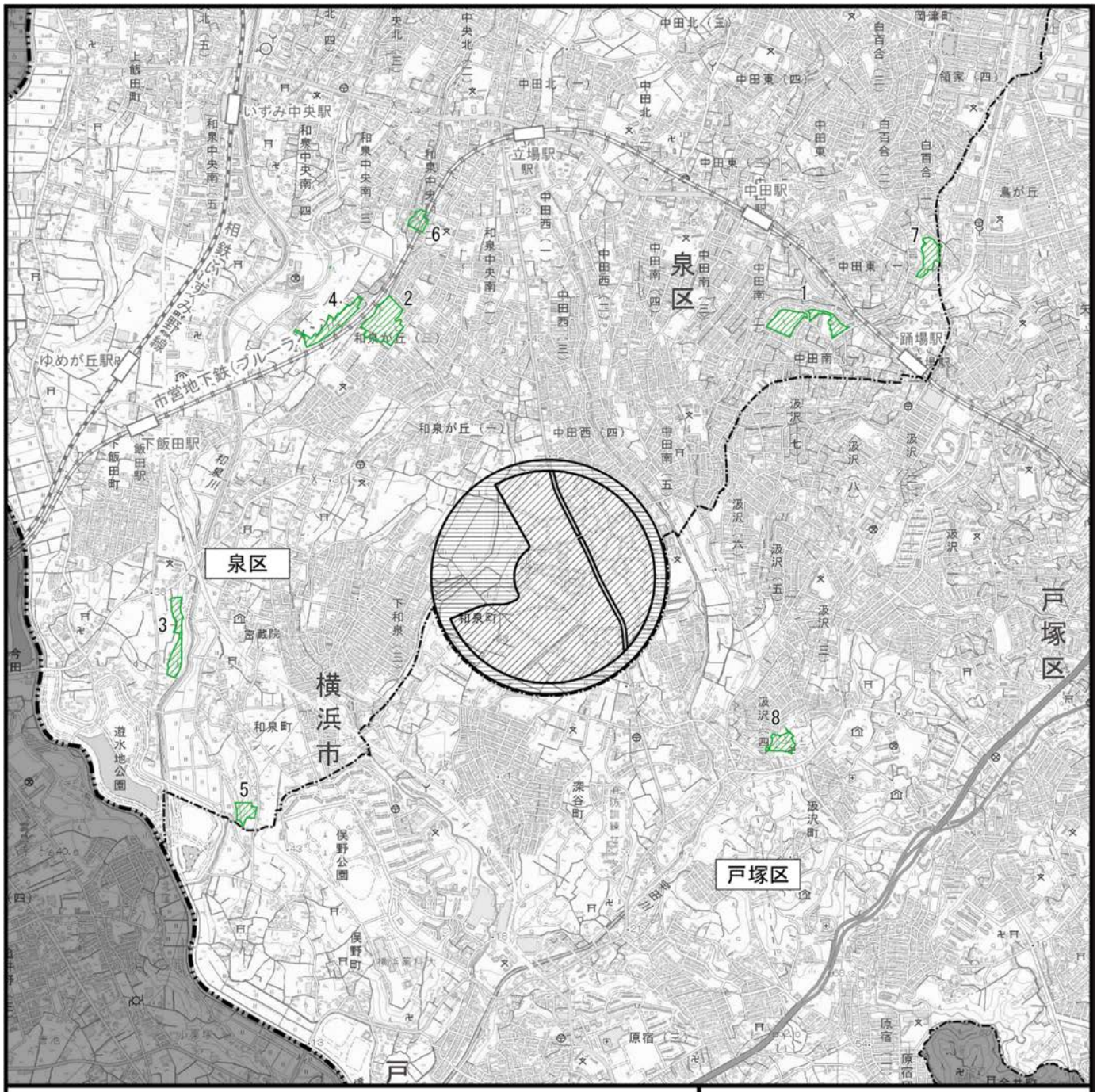
資料 A：「神奈川県潜在自然植生図（藤沢）」（神奈川県教育委員会、昭和 50 年）
資料 B：「神奈川県潜在自然植生図（戸塚）」（神奈川県教育委員会、昭和 50 年）

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 3.2.4.2　潜在自然植生図



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬·▬ : 市　境
- ▬··▬··▬ : 区　境
- ▨ : 特別緑地保全地区

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.4.3　特別緑地保全地区図

また、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落（群落複合）や「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（令和４年３月）に記載された植物群落、「自然環境保全基礎調査」（環境省）により選定された「特定植物群落」はありません。

なお、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）及び「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星･地球博物館編、令和４年３月）において報告されている調査区域周辺の主な植物相の確認状況は表 3.2.4.2 に示すとおり、シダ植物は７種、種子植物は 52 種が確認されています。

表 3.2.4.2　調査区域周辺の主な植物相の確認状況（植物）

調査項目	既存資料		主な確認種
	①	②	
シダ植物	○	○	ミズニラ、コヒロハハナヤスリ、オオアカウキクサ、サンショウモ、ヒメミズワラビ、ミズワラビ、コタニワタリ
種子植物	○	○	ヤナギスブタ、ホッスモ、シラン、エビネ、キンラン、ミクリ、マツバスゲ、レンリソウ、ネコノチチ、ミズマツバ、ミズキンバイ、シャクジョウソウ、ヤブムグラ、ミズネコノオ、タカサゴソウ、ミヤコアザミ、イブキボウフウ等

資料①：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）
資料②：「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星･地球博物館編、令和 4 年 3 月）

表 3.2.4.2 に示した植物相について、表 3.2.4.3 に示す資料より選定を行いました。選定基準との比較を行った結果、調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種は、表 3.2.4.4(1)～(2) に示すとおりです。シダ植物は６種、種子植物は 52 種が確認されています。

表 3.2.4.3　注目すべき種の選定基準（植物）

文献及び法律名		選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 （昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 （昭和 62 年、横浜市条例第 53 号）	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」 （環境省、令和 2 年 3 月）」	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
6	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 （神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和 4 年 3 月）	絶滅 準絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群 注目種	EX 準絶滅 EW CR+EN CR EN VU NT DD LP 注目

表 3.2.4.4 (1)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（植物）

No.	分類	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	シダ植物	ミズニラ科	ミズニラ					NT	VU
2		ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ						NT
3		サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	VU
4			サンショウモ					VU	CR
5		イノモトソウ科	ヒメミズワラビ						NT
6		チャセンシダ科	コタニワタリ						NT
7	種子植物	ジュンサイ科	ジュンサイ						EX
8		スイレン科	ヒツジグサ						EX
9		トチカガミ科	ヤナギスブタ						CR
10			ヒロハトリゲモ						NT
11			ホッスモ						CR
12			ミズオオバコ					VU	VU
13		ヒルムシロ科	イトモ					NT	EN
14		ユリ科	アマナ						NT
15		ラン科	シラン					NT	NT
16			エビネ					NT	NT
17			ナツエビネ					VU	EN
18			キンラン					VU	NT
19			クマガイソウ					VU	VU
20			アオスズラン						VU
21			カキラン						VU
22		ガマ科	ミクリ					NT	NT
23		ホシクサ科	コイヌノヒゲ						EN
24		イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ						VU
25		カヤツリグサ科	マツバスゲ						VU
26			セイタカハリイ						VU
27			ハリイ						VU
28			シカクイ						NT
29			クグテンツキ						EN
30			アゼテンツキ						VU
31			メアゼテンツキ						VU
32		イネ科	スズメガヤ						VU
33			ヨコハマダケ						EN
34		マメ科	レンリソウ						EN
35		クロウメモドキ科	ネコノチチ						EN
36		ニシキギ科	ウメバチソウ						EN
37		ヤナギ科	オオタチヤナギ						EN
38		ミソハギ科	ミズマツバ					VU	NT
39			ヒシ						VU
40		アカバナ科	ミズキンバイ					VU	VU

表 3.2.4.4 (2)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（植物）

No.	分類	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
41	種子植物	サクラソウ科	ヌマトラノオ						VU
42			クサレダマ						VU
43		ツツジ科	シャクジョウソウ						NT
44		アカネ科	ヤブムグラ					VU	VU
45		リンドウ科	コケリンドウ						VU
46		ムラサキ科	ルリソウ						CR
47		オオバコ科	キクモ						NT
48		シソ科	ミズネコノオ					NT	CR
49		タヌキモ科	イヌタヌキモ					NT	EN
50		キク科	ヒメシオン						EN
51			ヒレアザミ						VU
52			シドキヤマアザミ						VU
53			サワヒヨドリ						EN
54			タカサゴソウ					VU	CR
55			ミヤコアザミ						VU
56			オナモミ					VU	EN
57		セリ科	ドクゼリ						EX
58			イブキボウフウ						EN
計	－	32 科	58 種	0 種	0 種	0 種	0 種	18 種	58 種

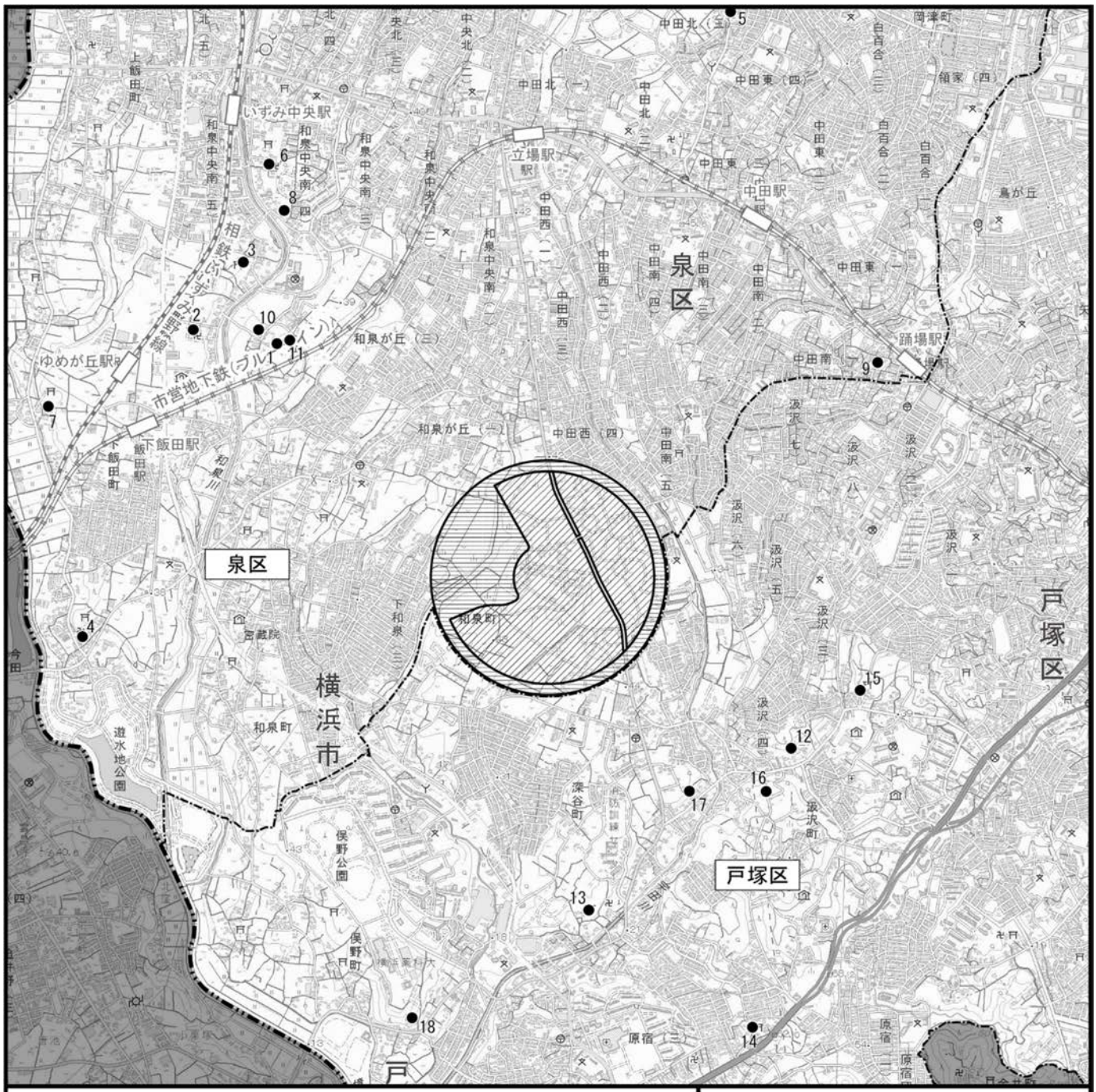
※1　「選定基準及びランク」1～6 は、表 3.2.4.3 の文献を参照。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

また、調査区域には、表 3.2.4.5 及び図 3.2.4.4 に示すとおり、本市の名木古木保存事業により指定された名木古木が 35 本ありますが、対象事業実施区域には存在しません。

表 3.2.4.5　名木古木一覧表

行政区分	番号	所在地	目標	樹種	樹齢(年)
泉区	1	和泉町 2299-イ	グリーンヒル泉・横浜傍	スダジイ	750
	2	和泉町 3193	宝心寺	イチョウ	390
		和泉町 3193	宝心寺	イトヒバ	390
		和泉町 3193	宝心寺	イトヒバ	400
	3	和泉町 3253	左馬神社	シラカシ	360
	4	下飯田町 743	東泉寺	イチョウ	430
	5	中田町 3365	御霊神社	イチョウ	190
		中田町 3365	御霊神社	イチョウ	190
	6	和泉町 3659	長福寺	イチョウ	210
	7	下飯田町 1389	左馬神社	イチョウ	248
	8	泉中央南 4 丁目 32-16	自宅	キンモクセイ	420
	9	中田南一丁目 1385-1	自宅	シラカシ	300
		中田南一丁目 9	自宅	ケヤキ	300
	10	和泉町 2313 番		チャボヒバ	120
	11	和泉町 2312 番 1	グリーンヒル横浜	ケヤキ	160
		和泉町 2312 番 1	グリーンヒル横浜	ケヤキ	190
戸塚区	12	汲沢四丁目 32-6	宝寿院	イチョウ	190
		汲沢四丁目 32-6	宝寿院	シダレザクラ	120
	13	深谷町 1026	三嶋神社	モミ	160
		深谷町 1026	三嶋神社	ヒノキ	140
	14	原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
		原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
		原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
		原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
		原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
		原宿三丁目 17-8	浅間神社	スダジイ	248
	15	汲沢町 1273	五霊神社	モミノキ	180
	16	汲沢町 251	個人宅	ケンポナシ	130
		汲沢町 251	個人宅	ケヤキ	380
	17	汲沢町 398-2	個人宅	モチノキ	318
	18	俣野町 585-1	福泉寺	タイサンボク	120
		俣野町 585-1	福泉寺	サルスベリ	120
		俣野町 585-1	福泉寺	シラカシ	200
		俣野町 585-1	福泉寺	モチノキ	200
		俣野町 585-1	福泉寺	イトヒバ	150

※　令和 5 年 9 月 1 日現在
資料：「名木古木に指定されている樹木一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ━·━·━ : 市　境
- ┅·┅·┅ : 区　境
- ● : 名木古木

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「名木古木に指定されている樹木一覧」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.4.4　名木古木位置図

2) 動物

現存植生図（図 3.2.4.1　p.3-18 参照）によると、調査区域は、大部分に「市街地」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「畑雑草群落」があります。対象事業実施区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。

調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）に記載された、神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。

なお、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）、「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成４年３月）及び「横浜の川と海の生物（第 16 報・河川編）」（令和６年３月）において報告されている調査区域周辺の主な動物相の確認状況は、表 3.2.4.6 に示すとおり、哺乳類は５種、鳥類は 92 種、両生類４種、爬虫類５種、魚類 25 種、底生動物 33 種、昆虫類 153 種が確認されています。

表 3.2.4.6　調査区域周辺で確認されている主な動物相の一覧（動物）

分類※	既存資料			主な確認種
	①	②	③	
哺乳類	○	○		ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマ
鳥類	○	○		コサギ、カルガモ、トビ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、コチドリ、タカブシギ、イソシギ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、セッカ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシブトガラス等
両生類	○			ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ムカシツチガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類	○			ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ
魚類	○		○	キンブナ、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、ウグイ、モツゴ、タモロコ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、アユ、カダヤシ、ブルーギル、カジカ、ボウズハゼ、カワヨシノボリ、オオヨシノボリ、トウヨシノボリ類、ウロハゼ等
底生動物			○	アメリカツノウズムシ、カワニナ、ヒロマキミズマイマイ、シマイシビル、ビロウドイシビル、ミズムシ、フロリダマミズヨコエビ、ミナミテナガエビ、ヒラテテナガエビ、スジエビ、ウデマガリコカゲロウ、ハグロトンボ、ダビドサナエ、コオニヤンマ、シオカラトンボ、コガタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ等
昆虫類	○			コバネアオイトトンボ、ベッコウトンボ、ババアメンボ、ホッケミズムシ、コオイムシ、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンヒョウモン、オオムラサキ、ツマグロキチョウ、セアカオサムシ、ヒトツメアオゴミムシ、オオサカアオゴミムシ、イグチケブカゴミムシ、ホソハンミョウ、オオミズスマシ、コガムシ、オオクワガタ、アカマダラハナムグリ等

※　分類は各資料に準拠しました。

資料①：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）

資料②：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）

資料③：「横浜の川と海の生物（第 16 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、令和 6 年 3 月）

表 3.2.4.6 に示した動物相について、表 3.2.4.7 に示す資料より選定を行いました。選定基準との比較を行った結果、調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種は、表 3.2.4.8～表 3.2.4.14 に示すとおりです。哺乳類は２種、鳥類は 67 種、両生類は４種、爬虫類は５種、魚類は 12 種、昆虫類は 153 種、底生動物は４種が確認されています。

表 3.2.4.7　注目すべき種の選定基準（動物）

文献及び法律名		選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 （昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 （昭和 62 年、横浜市条例第 53 号）	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成 4 年、法律第 75 号）	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」 （環境省、令和 2 年 3 月）」	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 情報不足 A 情報不足 B 不明種	EX EW CR+EN CR EN VU NT 減少 希少 要注 注目 DD DDA DDB 不明

表 3.2.4.8　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ						NT
2	ネコ目(食肉目)	イタチ科	ニホンイタチ						NT
計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 3.2.4.9（1）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	キジ目	キジ科	ウズラ					VU	VU[b]
2			ヤマドリ						VU[a, b]
3	ハト目	ハト科	アオバト						注目[a, b]
4	ペリカン目	サギ科	アマサギ						減少[a]
5	ツル目	クイナ科	クイナ						VU[b]
6			ヒクイナ					NT	CR+EN[a]
7	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ						VU[a]
8	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ						減少[a]
9	チドリ目	チドリ科	タゲリ						VU[b]
10			ケリ					DD	希少[a] NT[b]
11			ムナグロ						減少[b]
12			イカルチドリ						NT[a] 注目[b]
13			コチドリ						注目[a]
14			シロチドリ					VU	VU[a], NT[b]
15		シギ科	ヤマシギ						希少[b]
16			オオジシギ					NT	EX[a]
17			タシギ						注目[b]
18			ツルシギ					VU	NT[b]
19			コアオアシシギ						NT[b]
20			アオアシシギ						NT[b]
21			タカブシギ					VU	NT[b]
22			キアシシギ						VU[b]
23			イソシギ						希少[a] 注目[b]
24			ウズラシギ						NT[b]
25			ハマシギ					NT	VU[b]
26		タマシギ科	タマシギ					VU	CR+EN[a] 希少[b]
27	チドリ目	カモメ科	コアジサシ					VU	CR+EN[a]

表 3.2.4.9 (2)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
28	タカ目	タカ科	ハチクマ					NT	CR+EN[a]
29			ツミ						VU[a] 希少[b]
30			ハイタカ					NT	DD[a] 希少[b]
31			オオタカ						VU[a] 希少[b]
32			ノスリ						VU[a] 希少[b]
33	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク						CR+EN[a] 希少[b]
34			アオバズク						VU[a]
35			トラフズク						CR+EN[b]
36			コミミズク						CR+EN[b]
37	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ						希少[a]
38	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	CR+EN[a] 希少[b]
39	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	VU[a]
40		モズ科	チゴモズ					CR	CR+EN[a]
41			モズ						減少[a]
42			アカモズ				国内	EN	CR+EN[a]
43		キクイタダキ科	キクイタダキ						希少[a]
44		ヒバリ科	ヒバリ						減少[a]
45		ツバメ科	ツバメ						減少[a]
46		ムシクイ科	メボソムシクイ						VU[a]
47			エゾムシクイ						NT[a]
48			センダイムシクイ						NT[a]
49		ヨシキリ科	オオヨシキリ						VU[a]
50			コヨシキリ						CR+EN[a]
51		セッカ科	セッカ						減少[a,b]
52		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ						NT[a]
53		ヒタキ科	トラツグミ						減少[a]
54			クロツグミ						VU[a]
55			アカハラ						減少[a]
56			コルリ						VU[a]
57			ルリビタキ						VU[a]
58			コサメビタキ						CR+EN[a]
59			キビタキ						減少[a]
60			オオルリ						NT[a]
61		セキレイ科	キセキレイ						減少[a]
62			セグロセキレイ						減少[a]
63			ビンズイ						VU[a]

表 3.2.4.9 (3)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
64	（スズメ目）	アトリ科	カワラヒワ						減少[a]
65		ホオジロ科	アオジ						VU[a]
66			クロジ						CR+EN[a] 減少[b]
67			オオジュリン						VU[b]
計	12 目	27 科	67 種	0 種	0 種	0 種	2 種	17 種	67 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。
　a：繁殖期　b：非繁殖期

表 3.2.4.10 調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル						VU
2			トウキョウダルマガエル					NT	VU
3			ムカシツチガエル※3						要注
4		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						要注
計	1 目	2 科	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	4 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　資料③では、ツチガエルとして掲載されています。

表 3.2.4.11　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	CR+EN
2	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ※3						要注
3		ナミヘビ科	シマヘビ						要注
4			アオダイショウ						要注
5			ヤマカガシ						要注
計	2 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	5 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　資料③では、トカゲとして掲載されています。

表 3.2.4.12　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（魚類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	コイ目	コイ科	キンブナ					VU	EN
2			アブラハヤ						NT
3			ウグイ						NT
4		ドジョウ科	ヒガシシマドジョウ						NT
5		フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	EN
6	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ						注目
7	トゲウオ目	ヨウジウオ科	テングヨウジ						注目
8	スズキ目	カジカ科	カジカ					NT	VU
9		カワアナゴ科	カワアナゴ						EN
10		ハゼ科	ボウズハゼ						NT
11			オオヨシノボリ						NT
12			ウロハゼ						注目
計	4 目	8 科	12 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	12 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 3.2.4.13（1）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	トンボ目	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ						要注
2	(蜻蛉目)		コバネアオイトトンボ					EN	EX
3			オツネントンボ						VU
4		イトトンボ科	キイトトンボ						EN
5			クロイトトンボ						要注
6			セスジイトトンボ						要注
7			オオイトトンボ						CR
8		カワトンボ科	ハグロトンボ						要注
9		ヤンマ科	コシボソヤンマ						要注
10			カトリヤンマ						NT
11			ミルンヤンマ						要注
12		サナエトンボ科	ヤマサナエ						要注
13			タイワンウチワヤンマ						DD
14		エゾトンボ科	トラフトンボ						EX
15			コヤマトンボ						NT
16			タカネトンボ						要注
17		トンボ科	コフキトンボ						要注
18			ベッコウトンボ				国内	CR	EX
19			ハラビロトンボ						要注
20			シオヤトンボ						要注
21			チョウトンボ						EN
22			ナツアカネ						要注

表 3.2.4.13 (2)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
23	トンボ目	(トンボ科)	マユタテアカネ						要注
24	(蜻蛉目)		ヒメアカネ						要注
25			ミヤマアカネ						NT
26			リスアカネ						要注
27	バッタ目	クツワムシ科	クツワムシ						要注
28	(直翅目)	キリギリス科	オナガササキリ						要注
29			ヒガシキリギリス						要注
30		ケラ科	ケラ						要注
31		マツムシ科	スズムシ						要注
32			マツムシ						要注
33		バッタ科	ショウリョウバッタモドキ						要注
34		イナゴ科	セグロイナゴ						NT
35	カメムシ目	アメンボ科	オオアメンボ						NT
36	(半翅目)		ババアメンボ					NT	EN
37		ミズムシ科(昆)	ホッケミズムシ					NT	EX
38		コオイムシ科	コオイムシ					NT	EN
39	トビケラ目	エグリトビケラ科	スジトビケラ						DDA
40	(毛翅目)	トビケラ科	ツマグロトビケラ						DDA
41	チョウ目	ミノガ科	オオミノガ						VU
42	(鱗翅目)	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種						要注
43			ホソバセセリ						VU
44			ギンイチモンジセセリ					NT	NT
45			ミヤマチャバネセセリ						要注
46			オオチャバネセセリ						VU
47		シジミチョウ科	ミドリシジミ						NT
48		タテハチョウ科	コムラサキ						EN
49			ウラギンスジヒョウモン					VU	EN
50			オオウラギンスジヒョウモン						NT
51			スミナガシ本土亜種						要注
52			ウラギンヒョウモン						VU
53			オオウラギンヒョウモン					CR	EX
54			アサマイチモンジ						VU
55			クモガタヒョウモン						EN
56			オオムラサキ					NT	NT
57		シロチョウ科	ツマグロキチョウ					EN	EX
58		シャクガ科	ヨホシナミシャク						DDA
59			オビコバネナミシャク						不明
60		ヒトリガ科	ベニゴマダラヒトリ						不明
61	ハエ目 (双翅目)	ミバエ科	ツマモンハスジハマダラミバエ						注目
62	コウチュウ目	オサムシ科	アシミゾヒメヒラタゴミムシ						NT
63	(鞘翅目)		ムネミゾチビゴモクムシ						EX
64			フタモンクビナガゴミムシ						DDB
65			クロズカタキバゴミムシ						NT

表 3.2.4.13 (3)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
66	(コウチュウ目	(オサムシ科)	ヨツモンカタキバゴミムシ						NT
67	(鞘翅目))		アオヘリミズギワゴミムシ						NT
68			フタボシチビゴミムシ						NT
69			アカガネオサムシ本州亜種					VU	EX
70			セアカオサムシ					NT	要注
71			アカガネアオゴミムシ						NT
72			ヒトツメアオゴミムシ					NT	EX
73			コアトワアオゴミムシ						NT
74			オオサカアオゴミムシ					DD	CR+EN
75			キバナガミズギワゴミムシ						NT
76			クロヒメヒョウタンゴミムシ						NT
77			オオアオホソゴミムシ						CR+EN
78			コチビヒョウタンゴミムシ						NT
79			チョウセンゴモクムシ					VU	NT
80			アリスアトキリゴミムシ					DD	要注
81			モモグロジュウジアトキリゴミムシ						DDA
82			ナカグロキバネクビナガゴミムシ						VU
83			ヨツボシゴミムシ						NT
84			トカラコミズギワゴミムシ						DDB
85			クロサヒラタアトキリゴミムシ						要注
86			イグチケブカゴミムシ					NT	NT
87			クロケブカゴミムシ						NT
88			ヒロムネナガゴミムシ						NT
89			オオナガゴミムシ						NT
90			コホソナガゴミムシ						NT
91			オオキンナガゴミムシ						NT
92			アシミゾナガゴミムシ						NT
93			セグロマメゴモクムシ						NT
94			クロサマメゴモクムシ						NT
95			タオマメゴモクムシ						NT
96			キアシツヤヒラタゴミムシ						NT
97			オビモンコミズギワゴミムシ						NT
98			アトモンコミズギワゴミムシ本土亜種						NT
99			クビナガヨツボシゴミムシ					DD	VU
100			アトスジチビゴミムシ						VU
101			キュウシュウツヤゴモクムシ						NT
102		ハンミョウ科	ホソハンミョウ					VU	CR+EN
103		ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	CR
104		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						VU

表 3.2.4.13（4）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
105	(コウチュウ目	ガムシ科	ウスグロヒラタガムシ						DDB
106	(鞘翅目))		コガムシ					DD	NT
107			ガムシ					NT	CR
108			クナシリシジミガムシ						DDB
109		エンマムシ科	ルリエンマムシ						VU
110		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						NT
111		クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	CR+EN
112			ヒラタクワガタ本土亜種						VU
113			ミヤマクワガタ						要注
114		アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ						NT
115		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ					DD	NT
116			ヤマトエンマコガネ					NT	DDA
117			マルエンマコガネ						CR+EN
118			シロスジコガネ						VU
119			ヒゲコガネ						VU
120			シラホシハナムグリ						EX
121			クロスジチャイロコガネ本州･四国亜種						不明
122			ルイスチャイロコガネ						DDA
123		タマムシ科	ウバタマムシ						NT
124			タマムシ						要注
125		コメツキムシ科	ウバタマコメツキ						NT
126		ホタル科	ヘイケボタル						NT
127			スジグロボタル						NT
128		ツチハンミョウ科	マメハンミョウ						要注
129		カミキリムシ科	ヒゲナガモモブトカミキリ						NT
130			ルリカミキリ						VU
131			シロスジカミキリ						要注
132			アカネトラカミキリ						NT
133			ハンノキカミキリ						VU
134			アカアシオオアオカミキリ						CR+EN
135			ミドリカミキリ						NT
136			クロトラカミキリ						VU
137			ベーツヒラタカミキリ						VU
138			キイロトラカミキリ						要注
139			ナカバヤシモモブトカミキリ						VU
140			ムネアカクロハナカミキリ						NT
141			ネジロカミキリ						NT
142			ヨツボシカミキリ					EN	CR+EN
143			アサカミキリ					VU	CR+EN
144			モモグロハナカミキリ						NT
145			トラフカミキリ						要注

表 3.2.4.13 (5)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
146	(コウチュウ目	(カミキリムシ科)	ブドウトラカミキリ						NT
147	(鞘翅目))		アオスジカミキリ						VU
148		ゾウムシ科	オオゴボウゾウムシ						EX
149	ハチ目	コマユバチ科	ウマノオバチ					NT	VU
150	(膜翅目)	ヒメバチ科	コンボウアメバチ						VU
151		クモバチ科	キオビクモバチ						CR+EN
152			フタモンクモバチ					NT	VU
153		ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ					VU	VU
計	8 目	46 科	153 種	0 種	0 種	0 種	1 種	30 種	153 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 3.2.4.14　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
						1	2	3	4	5	6
1	軟体動物門	二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ					VU	
2	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ						要注
3			(蜻蛉目)	ヤンマ科	コシボソヤンマ						要注
4				エゾトンボ科	コヤマトンボ						NT
計	2 門	2 綱	2 目	4 科	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種

※1　選定基準及びランクは、表 3.2.4.7 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

3) 農地

調査対象地域における自然的土地利用面積は、表 3.2.4.15 に示すとおり、泉区では 417ha の農地があり、戸塚区では 274ha の農地があります。

調査区域における農地の状況は、図 3.2.4.5 に示すとおりです。調査区域には多くの農地が分布しておりますが、対象事業実施区域（公園）には農地が分布していません。

対象事業実施区域（墓園）には、農地が一部分布しています。ただし、対象事業実施区域（墓園）には耕作している農地はありません。

表 3.2.4.15　農地の状況

項目	面積(ha)	
	泉区	戸塚区
農地	417	274

資料：「横浜市 土地利用のあらまし 令和元・2 年度」（横浜市建築局企画部都市計画課、令和 5 年 4 月）



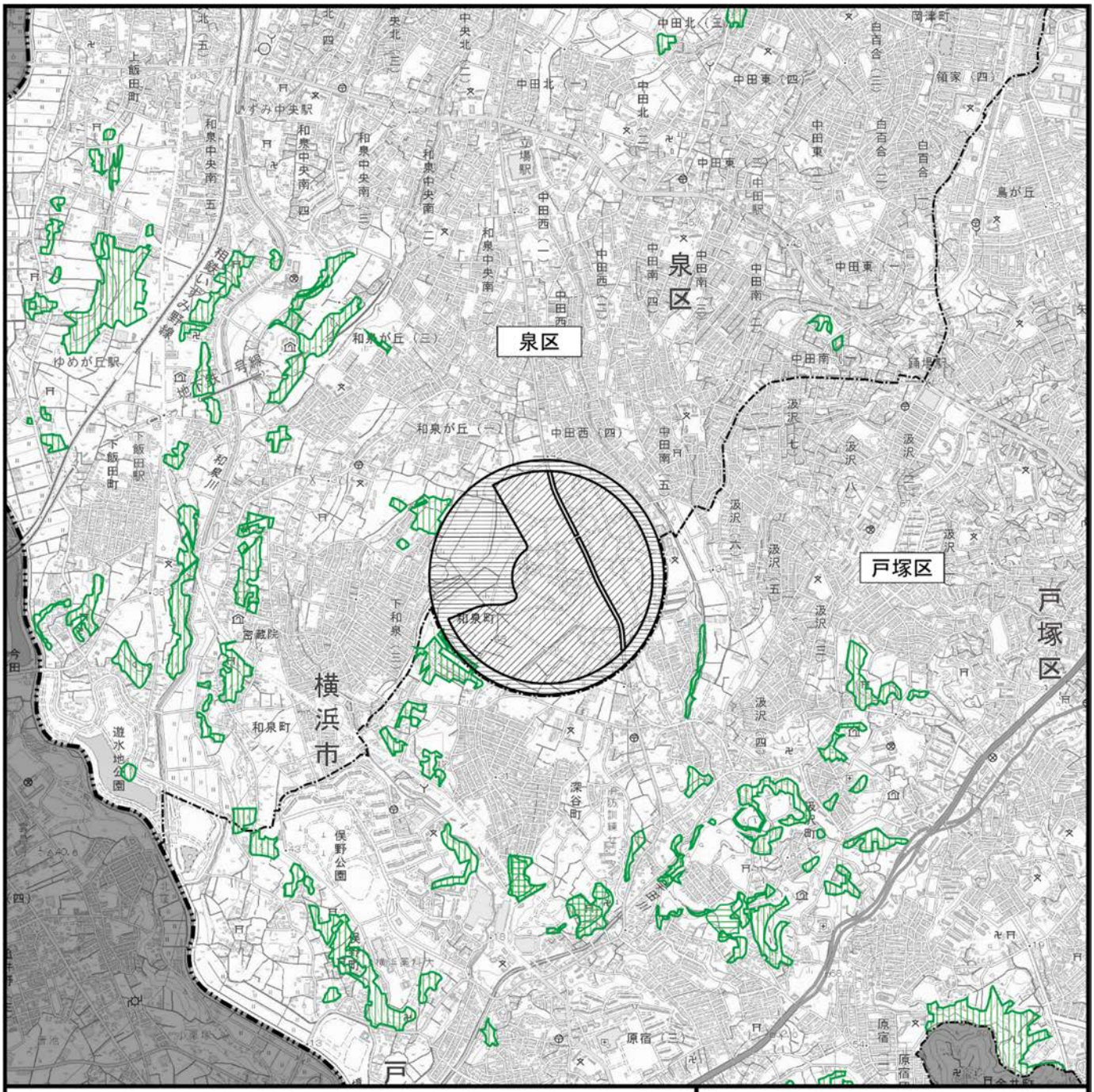
資料：「横浜市土地利用のあらまし 令和元・2年度」
（横浜市建築局企画部都市計画課、令和5年4月）

図 3.2.4.5　農地の状況

4) 森林

調査区域における地域森林計画対象民有林及び保安林の分布状況は、図 3.2.4.6 に示すとおりです。調査区域には多くの地域森林計画対象民有林及び保安林が分布しており、対象事業実施区域には、地域森林計画対象民有林が一部分布しています。

ただし、対象事業実施区域には民間所有地はありません。



資料：「地域森林計画対象民有林位置図」（地図情報（e-かなマップ）、令和７年３月調べ）
「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省、令和７年３月調べ）

図 3.2.4.6　森林地域の状況

5) 生態系

調査区域には、表 3.2.4.16 及び図 3.2.4.7 に示すとおり、本市の「緑の 10 大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区（横浜市水と緑の基本計画）や環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺（生物多様性保全上重要な里地里山）があります。対象事業実施区域は、２つの地区に含まれています。

表 3.2.4.16　生態系の状況

番号	名称	所在地	備考
1	下和泉・東俣野・深谷周辺地区 （横浜市水と緑の基本計画）	横浜市戸塚区・泉区	緑の 10 大拠点
2	下和泉・東俣野・深谷周辺 （生物多様性保全上重要な里地里山）	横浜市戸塚区・泉区	

資料：「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課、平成 28 年 6 月）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬·▬ : 市　境
- ▬·▬·▬ : 区　境
- ▭ : 下和泉・東俣野・深谷周辺地区（横浜市水と緑の基本計画）
- ▭ : 下和泉・東俣野・深谷周辺（生物多様性保全上重要な里地里山）

資料：「横浜市水と緑の基本計画」
（横浜市環境創造局政策調整部政策課、平成 28 年 6 月改訂）
「生物多様性保全上重要な里地里山」
（環境省ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 3.2.4.7　生態系の状況

3.2.5 人口、産業の状況

1) 人口

調査対象地域における人口の状況は、表 3.2.5.1 及び表 3.2.5.2 に示すとおりです。

泉区では、人口は約 15.0 万人、世帯数は約 6.5 万世帯、一世帯当りの人員は約 2.3 人、人口密度は 6,379 人/km^2 となっています。戸塚区では、人口は約 28.2 万人、世帯数は約 12.6 万世帯、一世帯当りの人員は約 2.2 人、人口密度は 7,892 人/km^2 となっています。

令和２年から令和６年の人口等の推移をみると、本市では、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向です。泉区、戸塚区も同様に、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向です。

表 3.2.5.1 人口等の現況

行政区分	面積 (km^2)	世帯数 (戸)	人口 (人)	一世帯当り人員 (人)	人口密度 (人／km^2)
横浜市	438.23	1,817,762	3,771,063	2.07	8,605
泉区	23.58	64,743	150,418	2.32	6,379
戸塚区	35.79	126,134	282,458	2.24	7,892

※ 令和 6 年 10 月 1 日現在
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

表 3.2.5.2 人口等の推移

行政区分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
横浜市	人口 (人)	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766	3,771,063
	世帯数 (戸)	1,753,081	1,767,218	1,781,879	1,799,480	1,817,762
泉区	人口 (人)	152,378	152,196	151,571	150,814	150,418
	世帯数 (戸)	62,847	63,363	63,842	64,136	64,743
戸塚区	人口 (人)	283,709	284,215	283,610	283,190	282,458
	世帯数 (戸)	122,053	123,384	124,228	125,372	126,134

※ 令和 6 年 10 月 1 日現在
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

2) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は表 3.2.5.3 に、農業、工業、商業の生産状況は表 3.2.5.4～表 3.2.5.6 に示すとおりです。

泉区、戸塚区ともに事業所数は「卸売業,小売業」、従業者数は「医療，福祉」が最も多くなっています。また、農業において、農家数や経営耕地面積は、泉区は戸塚区よりも多く、工業、商業において、事業所数や製造品出荷額、年間商品販売額は、戸塚区は泉区よりも多くなっています。

表 3.2.5.3　産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市		
			泉区	戸塚区
全産業（公務を除く）	事業所数	117,684	3,558	6,138
	従業者数	1,618,721	38,507	89,549
農業，林業	事業所数	176	17	15
	従業者数	1,641	77	65
漁業	事業所数	－	－	－
	従業者数	－	－	－
鉱業，採石業，砂利採取業	事業所数	－	－	－
	従業者数	－	－	－
建設業	事業所数	11,430	620	734
	従業者数	95,934	3,635	5,637
製造業	事業所数	6,013	164	285
	従業者数	124,462	1,828	7,517
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	144	4	8
	従業者数	5,190	9	272
情報通信業	事業所数	2,570	35	104
	従業者数	73,329	80	4,852
運輸業，郵便業	事業所数	3,235	59	107
	従業者数	92,048	1,594	3,552
卸売業，小売業	事業所数	25,089	657	1,321
	従業者数	296,217	7,801	17,206
金融業，保険業	事業所数	1,701	27	75
	従業者数	32,813	323	1,072
不動産業，物品賃貸業	事業所数	11,449	248	526
	従業者数	53,596	883	2,451
学術研究，専門・技術サービス業	事業所数	7,563	152	285
	従業者数	84,545	483	3,595
宿泊業，飲食サービス業	事業所数	12,654	250	580
	従業者数	130,192	2,569	6,311
生活関連サービス業，娯楽業	事業所数	8,800	286	531
	従業者数	55,477	1,347	2,847
教育，学習支援業	事業所数	5,282	199	350
	従業者数	97,046	3,147	6,637
医療，福祉	事業所数	13,472	638	828
	従業者数	257,839	12,385	20,750
複合サービス事業	事業所数	378	16	20
	従業者数	5,068	209	211
サービス業(他に分類されないもの)	事業所数	7,396	178	353
	従業者数	169,126	1,384	5,047

※　令和３年６月１日現在
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

表 3.2.5.4　農業の概要

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	152,739
泉区	355	227	128	23,703
戸塚区	272	158	114	16,290

※　令和 2 年現在
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

表 3.2.5.5　工業の概要

行政区分	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	付加価値額（百万円）
横浜市	3,315	91,029	4,295,672	830,200
泉区	97	1,315	26,023	12,234
戸塚区	152	6,581	188,532	72,034

※　事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、経理事項については令和 4 年 1 月～12 月の実績を示します。
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

表 3.2.5.6　商業の概要

行政区分	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	売場面積（$m^{2)}$）
横浜市	19,245	237,013	10,721,961	2,756,841
泉区	534	6,725	163,343	94,894
戸塚区	1,027	14,649	773,949	237,408

※　令和 3 年 6 月 1 日現在
資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

3.2.6 土地利用の状況

調査対象地域における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3.2.6.1 に、調査区域における用途地域は図 3.2.6.1 に示すとおりです。

泉区は総面積が、23.5km^2 となっており、戸塚区は 35.8km^2 となっています。都市計画区域のうち、市街化区域が泉区は 12.6km^2、戸塚区は 23.4km^2 であり、市街化調整区域が泉区は 10.9km^2、戸塚区は 12.4km^2 となっています。用途地域については、住居系が泉区は 12.2km^2、戸塚区は 19.5 km^2、商業系が泉区は 0.3km^2、戸塚区は 0.6km^2、工業系が泉区は 0.2km^2、戸塚区は 3.5km^2 となっています。

対象事業実施区域の周辺は第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されています。

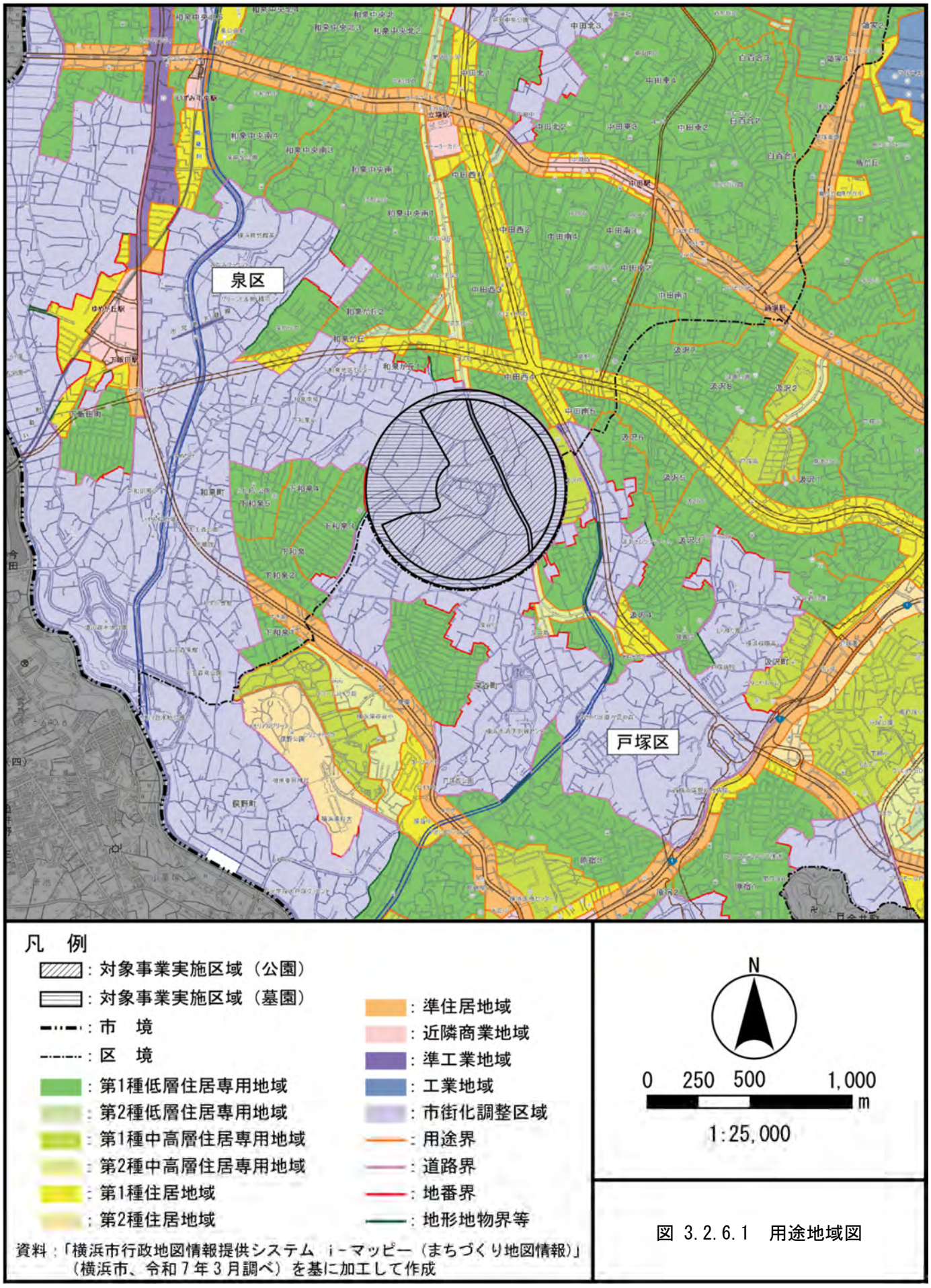
表 3.2.6.1　都市計画区域及び用途地域（令和 5 年度）

（単位：km^2）

行政区分			横浜市	泉区	戸塚区
都市計画区域	総面積		436.5	23.5	35.8
	市街化区域		337.7	12.6	23.4
	市街化調整区域		98.9	10.9	12.4
用途地域	総面積		337.3	12.6	23.4
	住居系	第 1 種低層住居専用地域	137.0	8.6	9.7
		第 2 種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1
		第 1 種中高層住居専用地域	27.0	0.7	2.2
		第 2 種中高層住居専用地域	17.7	0.3	1.1
		第 1 種住居地域	46.2	1.4	3.3
		第 2 種住居地域	5.3	0.1	0.9
		準住居地域	14.9	1.0	2.2
		小計	249.8	12.2	19.5
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.3	0.3
		商業地域	19.3	－	0.3
		小計	33.6	0.3	0.6
	工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.5
		工業地域	17.2	－	2.0
		工業専用地域	18.3	－	－
		小計	53.9	0.2	3.5

※　総数は都市計画決定に基づく数値とし、区ごとの面積は小数点第 2 位で四捨五入し、数値が 0.1 未満のものは 0.1 に切上げた数値です。

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



資料：「横浜市行政地図情報提供システム　i－マッピー（まちづくり地図情報）」（横浜市、令和７年３月調べ）を基に加工して作成

図 3.2.6.1　用途地域図

3.2.7 交通、運輸の状況

1) 道路交通

調査区域における主要道路の状況は図 3.2.7.1 に、交通量の状況は表 3.2.7.1（1）～（2）に示すとおりです。

調査区域には、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状４号線が、南東側には国道１号があります。

県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通量（昼間 12 時間）は、戸塚区深谷町 200 の観測地点 15 において、約 8,300 台（令和３年度）となっています。また、国道１号の交通量（昼間 12 時間）は、横浜市戸塚区原宿の観測地点３においては他の道路に比べ多く約 39,000 台（令和３年度）となっています。県道 22 号（横浜伊勢原）の交通量（昼間 12 時間）は、泉区中田東１－１の観測地点４において、約 20,000 台（令和３年度）となっています。

なお、県道 22 号（横浜伊勢原）及び県道 402 号（阿久和鎌倉）の立場交差点は、主要渋滞箇所とされています（国土交通省関東地方整備局ホームページ、令和７年３月調べ）。

また、調査区域におけるバス路線は図 3.2.7.2 に示すとおり、天台観光、神奈中バスの２社が運行しています。

表 3.2.7.1（1） 交通量の状況（平日 12 時間）

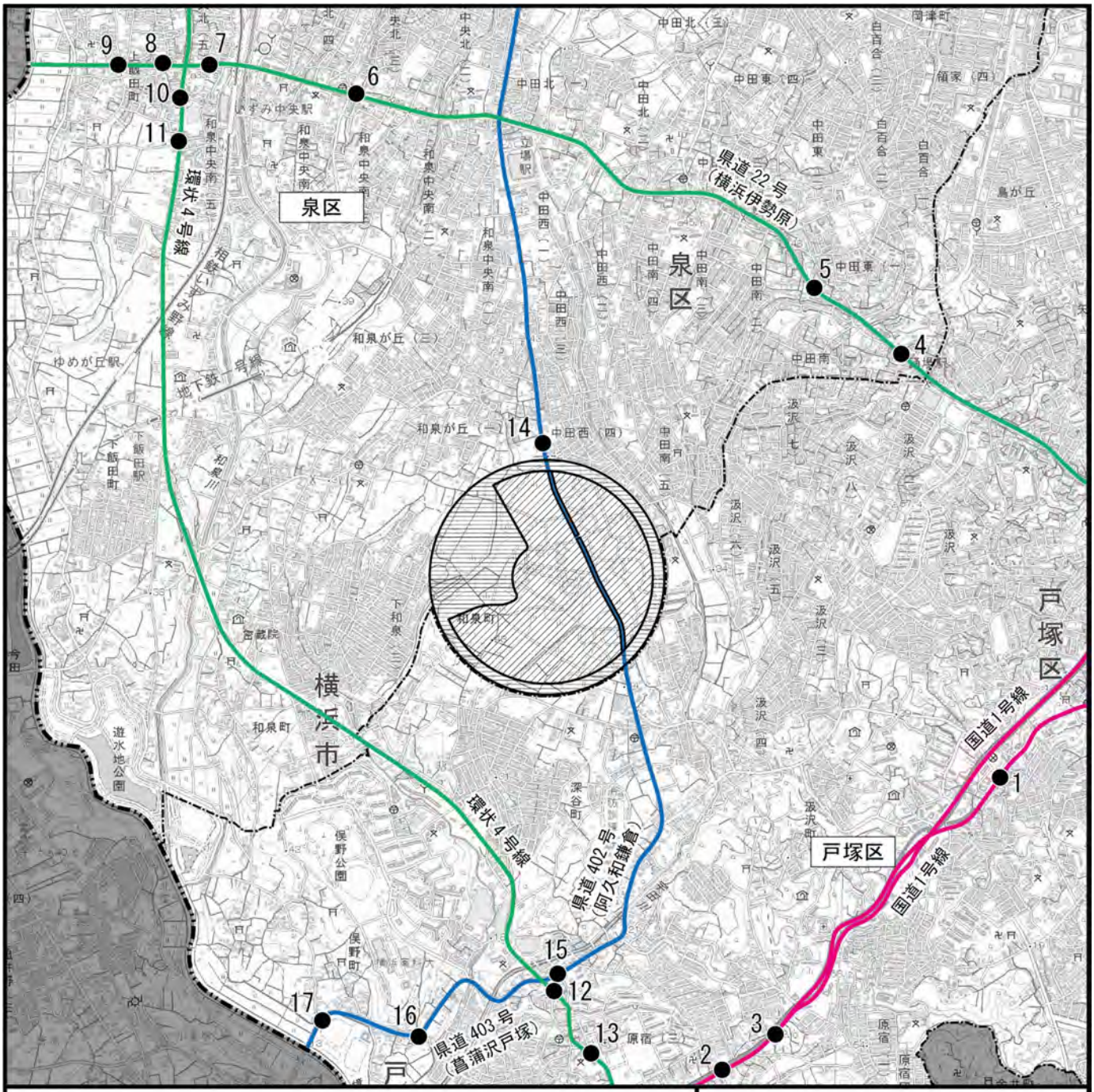
路線名	観測地点		平成 27 年度				令和 3 年度			
			小型車（台）	大型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）	小型車（台）	大型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
国道 1 号	1	戸塚警察署下	8,656	1,036	9,692	10.7	－	－	－	－
	2	戸塚区原宿二丁目 22-5	33,560	6,828	40,388	16.9	－	－	－	－
	3	横浜市戸塚区原宿	－	－	－	－	33,020	6,145	39,165	15.7
県道 22 号（横浜伊勢原）	4	泉区中田東 1-1	－	－	－	－	17,686	2,509	20,195	12.4
	5	立場	13,262	2,828	16,090	17.6	－	－	－	－
	6	和泉坂上	18,482	3,571	22,053	16.2	－	－	－	－
	7	泉区和泉中央北 5 丁目 14	－	－	－	－	17,591	2,718	20,309	13.4
	8	泉区和泉中央北 5 丁目 14	－	－	－	－	16,912	2,965	19,877	14.9
	9	和泉坂上	16,867	3,499	20,366	17.2	－	－	－	－

※1 表中の観測地点の番号は図 3.2.7.1 に対応します。
※2 交通量は、昼間（7：00～19：00）の 12 時間交通量を示しています。
資料：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、令和 5 年 6 月）
「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 29 年 6 月）

表 3.2.7.1（2）　交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点		平成 27 年度				令和 3 年度			
			小型車（台）	大型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）	小型車（台）	大型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
環状 4 号線	10	泉区和泉中央北 5 丁目 14	－	－	－	－	11,610	1,574	13,184	11.9
	11	和泉坂上	12,336	1,931	14,267	13.5	－	－	－	－
	12	戸塚区 深谷町 200	－	－	－	－	14,728	2,177	16,905	12.9
	13	深谷	13,185	2,720	15,905	17.1	－	－	－	－
県道 402 号（阿久和鎌倉）	14	弥生台	8,048	750	8,798	8.5	－	－	－	－
	15	戸塚区 深谷町 200	－	－	－	－	7,863	434	8,297	5.2
県道 403 号（菖蒲沢戸塚）	16	深谷	8,606	2,199	10,805	20.4	－	－	－	－
	17	戸塚区俣野町 155	9,244	1,401	10,645	13.2	9,871	1,760	11,631	15.1

※1　表中の観測地点の番号は図 3.2.7.1 に対応します。
※2　交通量は、昼間（7：00～19：00）の 12 時間交通量を示しています。
資料：「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、令和 5 年 6 月）
「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 29 年 6 月）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▨ : 対象事業実施区域（墓園）
- ━·━ : 市　境
- ┅·┅ : 区　境
- ━ : 一般国道
- ━ : 主要地方道
- ━ : 一般県道
- ● : 交通量観測地点

N

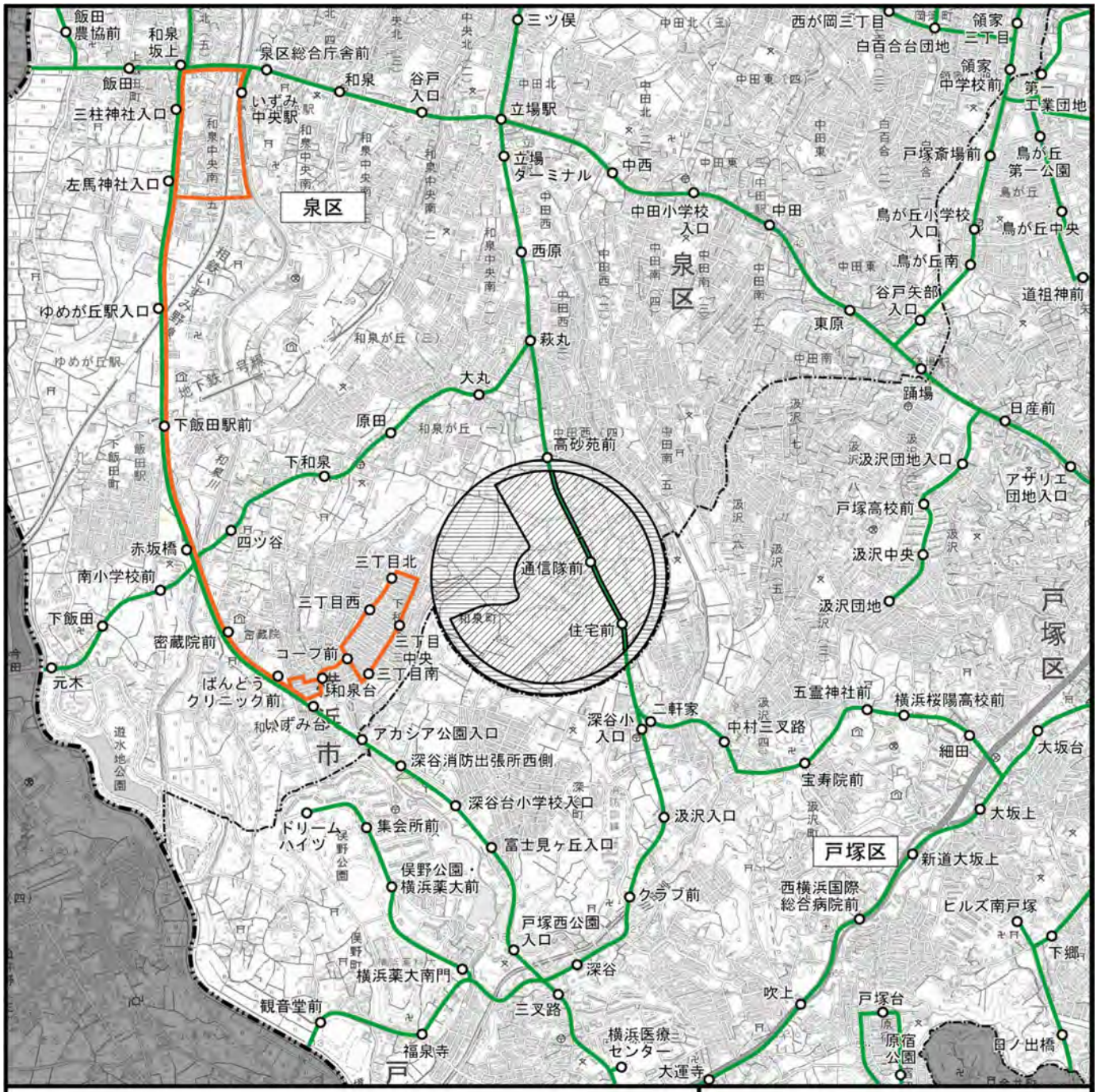
0　250　500　1,000 m

1:25,000

※　観測地点については、おおよその位置を示しています。

資料:「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
（国土交通省、令和 5 年 6 月）
「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
（国土交通省、平成 29 年 6 月）

図 3.2.7.1
主要道路網及び交通量調査地点



資料：「泉区バスマップ（令和６年１月現在）」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「戸塚区バスマップ（令和６年11月現在）」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.7.2　バス路線図

2) 鉄道

調査区域における鉄道網の状況は、図 3.2.7.3 に示すとおりです。

調査区域においては、相鉄いずみ野線及び市営地下鉄ブルーラインがあります。

また、調査区域における鉄道駅及び乗車人員は、表 3.2.7.2 に示すとおりです。

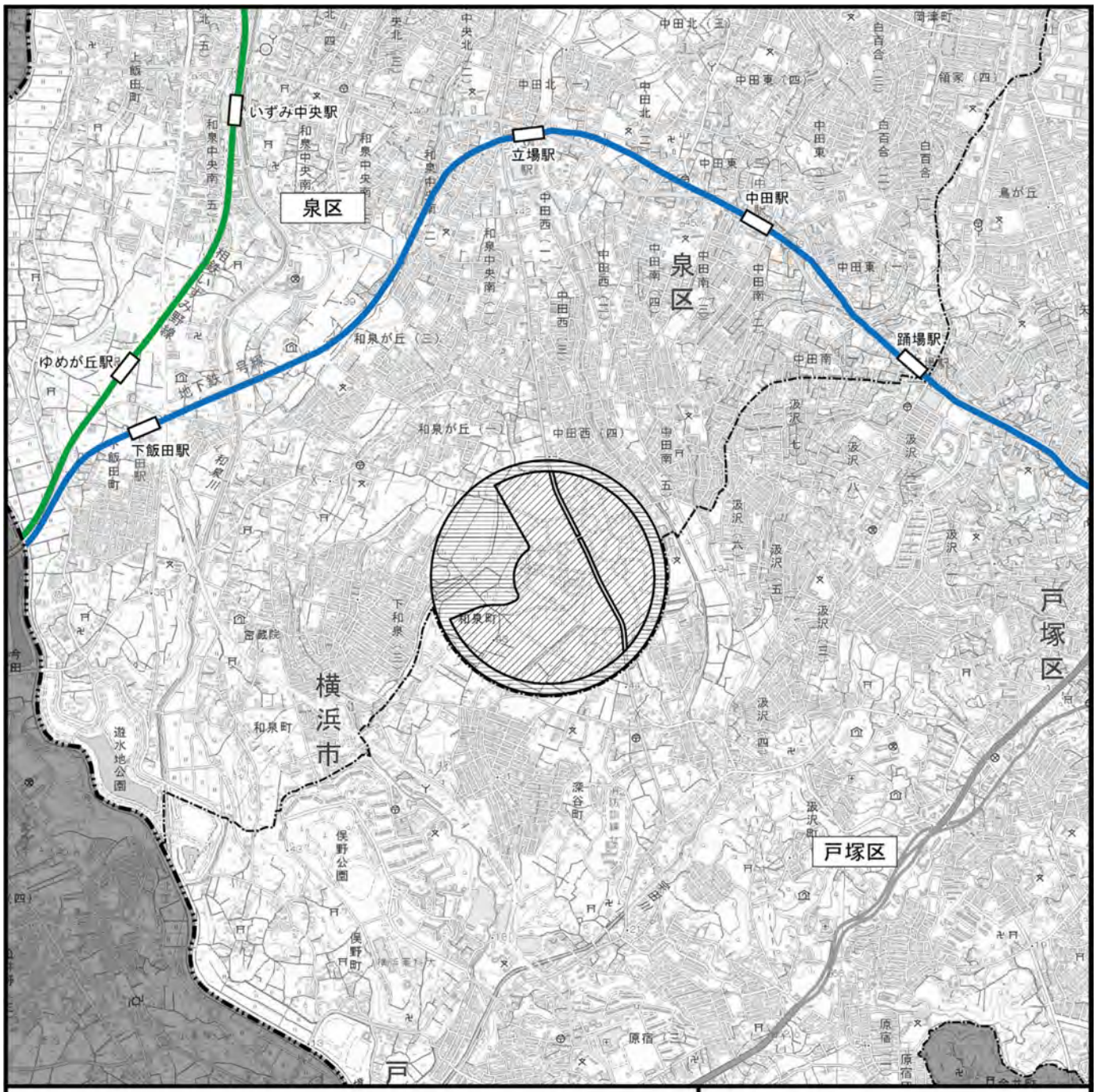
過去５年間の推移をみると、調査区域に位置する駅の乗車人員は令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、令和３年度以降は回復傾向が見られます。

表 3.2.7.2　鉄道駅の乗車人員（1 日平均）

（単位：人）

路線	駅名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相鉄いずみ野線	ゆめが丘駅	1,104	873	952	1,108	1,471
	いずみ中央駅	8,151	6,405	6,757	7,302	7,631
市営地下鉄ブルーライン	下飯田駅	3,314	2,544	2,665	2,957	3,174
	立場駅	11,209	9,059	9,612	9,746	9,945
	中田駅	8,962	6,931	7,466	8,054	8,365
	踊場駅	9,546	7,141	7,744	8,146	8,480

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



資料：「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省、令和７年３月調べ）

図 3.2.7.3　鉄道網図

3.2.8 公共施設等の状況

1) 教育施設等

調査区域における教育施設等は、表 3.2.8.1 (1) ～ (3) 及び図 3.2.8.1 に示すとおりです。

調査区域において、泉区には保育所・幼稚園・認定こども園が 35 施設、小学校が８校、中学校が４校、高等学校が１校あります。戸塚区には保育所・幼稚園・認定こども園が 17 施設、小学校が９校、中学校が５校、高等学校が２校、専修学校が１校、大学が１校あります。

なかよしこども園（I34)、横浜市立汲沢中学校（T29）は、対象事業実施区域に隣接しています。

表 3.2.8.1 (1)　教育施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	保育所 幼稚園 認定こども園	I01	くるみ保育園	下和泉五丁目 18 番 15 号
		I02	立場エンゼル保育園	和泉中央北 2-36-66
		I03	ふたば保育園	和泉町 1368
		I04	苗場保育園	下和泉一丁目 10 番 10 号
		I05	にじいろ保育園いずみ中央	和泉中央北五丁目 11-5
		I06	もも保育園	中田西二丁目 25-30
		I07	エンゼルおおぞら保育園	和泉中央北二丁目 2-7
		I08	御霊神社保育園	中田北三丁目 42-2
		I09	白梅いずみ保育園	上飯田町 874-1
		I10	白百合愛児園	中田東一丁目 41-2
		I11	中田保育園	中田西三丁目 33-6
		I12	白梅保育園	中田南五丁目 6-20
		I13	YMCA 山手台保育園アルク	領家二丁目 11-1
		I14	GENKIDS いずみ中央保育園	和泉中央南五丁目 13-1
		I15	泉の郷保育園いずみ	和泉中央北三丁目 1-5
		I16	泉の郷保育園いずみ分園	和泉中央北二丁目 16-35
		I17	泉の郷保育園なかだ	中田南二丁目 15 番 35 号
		I18	えんがわ	下和泉一丁目 10-23
		I19	中田いちご保育園	中田西四丁目 35-28 戸塚第 3 ダイヤモンドマンション 102
		I20	ベイキッズおひさま保育園	中田東一丁目 37-12 イーストコート B
		I21	立場らびっと保育園	和泉中央北二丁目 2-29 グリーンヴィラ和泉町 102
		I22	中田駅前　はまっこ保育園	中田南三丁目 2-21
		I23	サクラフェリーチェ保育園	中田北一丁目 1-27
		I24	中田ひまわり保育室	中田東四丁目 51-7
		I25	認可外保育室ひまわり	中田南 1-19-13 ビューバレー踊場 102
		I26	グロウアップ モンテッソーリ子どもの家　立場園	中田西 1 丁目 8-4 ガーラレジデンス横浜立場 105
		I27	鳩の森愛の詩とことこ保育園	和泉中央南五丁目 4-11

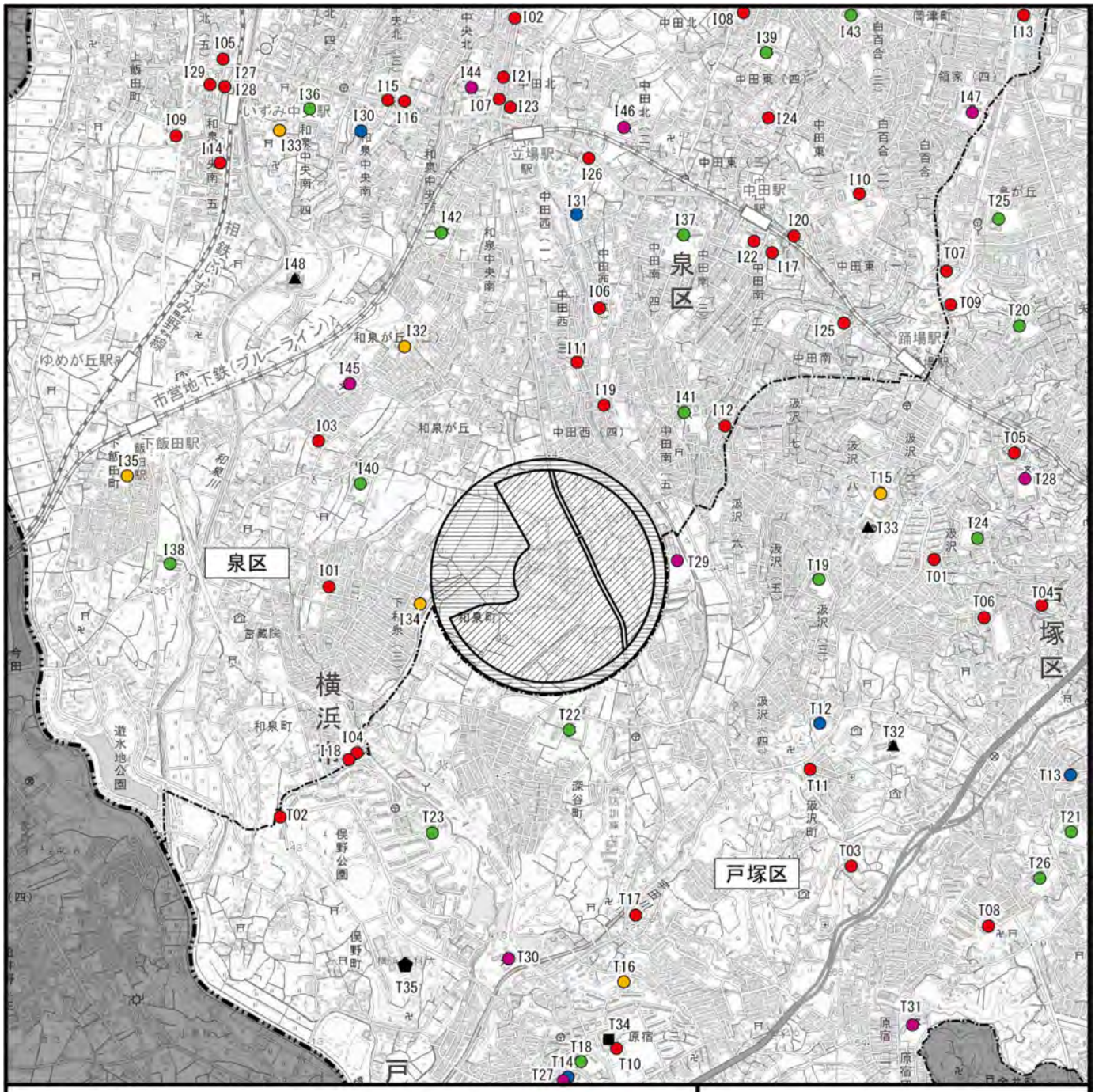
表 3.2.8.1 (2)　教育施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	保育所 幼稚園 認定こども園	I28	鳩の森愛の詩ともとものおうちいずみ中央（乳幼児一時預かり事業）	和泉中央南 5-4-11
		I29	ぴーまん保育園いずみ中央（企業主導型保育事業）	和泉中央南 5-3-29 1 階
		I30	英明幼稚園	和泉中央南三丁目 2-56
		I31	皐月幼稚園	中田西二丁目 2-12
		I32	認定こども園泉ヶ丘幼稚園	和泉が丘三丁目 9-1
		I33	認定こども園いづみ幼稚園	和泉中央南四丁目 17-36
		I34	なかよしこども園	下和泉三丁目 27-11
		I35	認定こども園 ふじづかようちえん・ふじづかほいくえん	下飯田町 892
	小学校	I36	横浜市立中和田小学校	和泉中央南四丁目 9-1
		I37	横浜市立中田小学校	中田南四丁目 4-1
		I38	横浜市立中和田南小学校	和泉町 987
		I39	横浜市立東中田小学校	中田東四丁目 43-1
		I40	横浜市立下和泉小学校	和泉町 1436
		I41	横浜市立葛野小学校	中田南五丁目 15-1
		I42	横浜市立伊勢山小学校	和泉中央南二丁目 27-1
		I43	横浜市立西が岡小学校	西が岡三丁目 12-11
	中学校	I44	横浜市立中和田中学校	和泉中央北二丁目 5-1
		I45	横浜市立泉が丘中学校	和泉が丘三丁目 29-1
		I46	横浜市立中田中学校	中田北二丁目 20-1
		I47	横浜市立領家中学校	領家四丁目 3-1
	高等学校	I48	神奈川県立横浜修悠館高等学校	和泉町 2563
戸塚区	保育所 幼稚園 認定こども園	T01	横浜市汲沢保育園	汲沢一丁目 22-33
		T02	横浜市俣野保育園	俣野町 1403-19
		T03	おおぞらひまわり保育園	汲沢町 118
		T04	ののはな保育園	戸塚町 4396
		T05	エミールの森ひばり保育園	戸塚町 4536 番 25
		T06	丘の上保育園	汲沢一丁目 27-6
		T07	はまっこ乳児ルーム	矢部町 2071
		T08	おおぞらどんぐり保育室	戸塚町 2230-3 ヒルズ南戸塚 4-107
		T09	小規模保育施設はまっこ	矢部町 2061
		T10	横浜医療センター さくらんぼ保育園	原宿三丁目 60-2
		T11	医療生協かながわ保育室 ぴーす(企業主導型保育事業)	汲沢町 1005-1
		T12	戸塚こばと幼稚園	汲沢四丁目 31-20
		T13	戸塚第二幼稚園	戸塚町 2888-8
		T14	富士見ヶ丘幼稚園	原宿四丁目 19-2

表 3.2.8.1 (3)　教育施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
戸塚区	保育所 幼稚園 認定こども園	T15	幼保連携型認定こども園 みどり幼稚園	汲沢二丁目 26-14
		T16	幼保連携型認定こども園 南幼稚園	深谷町 456-6
		T17	戸塚子育て支援ワーカーズコレクティブ　こどものおしろ	深谷町 556-2 福祉クラブ生協
	小学校	T18	横浜市立大正小学校	原宿四丁目 17-1
		T19	横浜市立汲沢小学校	汲沢三丁目 6-1
		T20	横浜市立矢部小学校	矢部町 1698
		T21	横浜市立南戸塚小学校	戸塚町 2790-3
		T22	横浜市立深谷小学校	深谷町 1688-2
		T23	横浜市立横浜深谷台小学校	深谷町 1312-1
		T24	横浜市立東汲沢小学校	汲沢一丁目 16-1
		T25	横浜市立鳥が丘小学校	鳥が丘 53
		T26	横浜市立下郷小学校	戸塚町 2447-2
	中学校	T27	横浜市立大正中学校	原宿四丁目 12-1
		T28	横浜市立戸塚中学校	戸塚町 4542
		T29	横浜市立汲沢中学校	汲沢町 550-2
		T30	横浜市立深谷中学校	深谷町 1071
		T31	横浜市立南戸塚中学校	戸塚町 1842-1
	高等学校	T32	神奈川県立横浜桜陽高等学校	汲沢町 973
		T33	横浜市立戸塚高等学校	汲沢二丁目 27-1
	専修学校	T34	(独)国立病院機構横浜 医療センター附属横浜看護学校	原宿三丁目 60-2
	大学	T35	横浜薬科大学	俣野町 601

資料：「子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」」（こども家庭庁、令和 7 年 3 月調べ）
「保育所・保育施設情報一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



資料：「子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」」
（こども家庭庁、令和 7 年 3 月調べ）
「保育所・保育施設情報一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）
「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）
「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

図 3.2.8.1　教育施設等

2) 主な医療機関

調査区域における主な医療機関は、表 3.2.8.2 及び図 3.2.8.2 に示すとおりです。

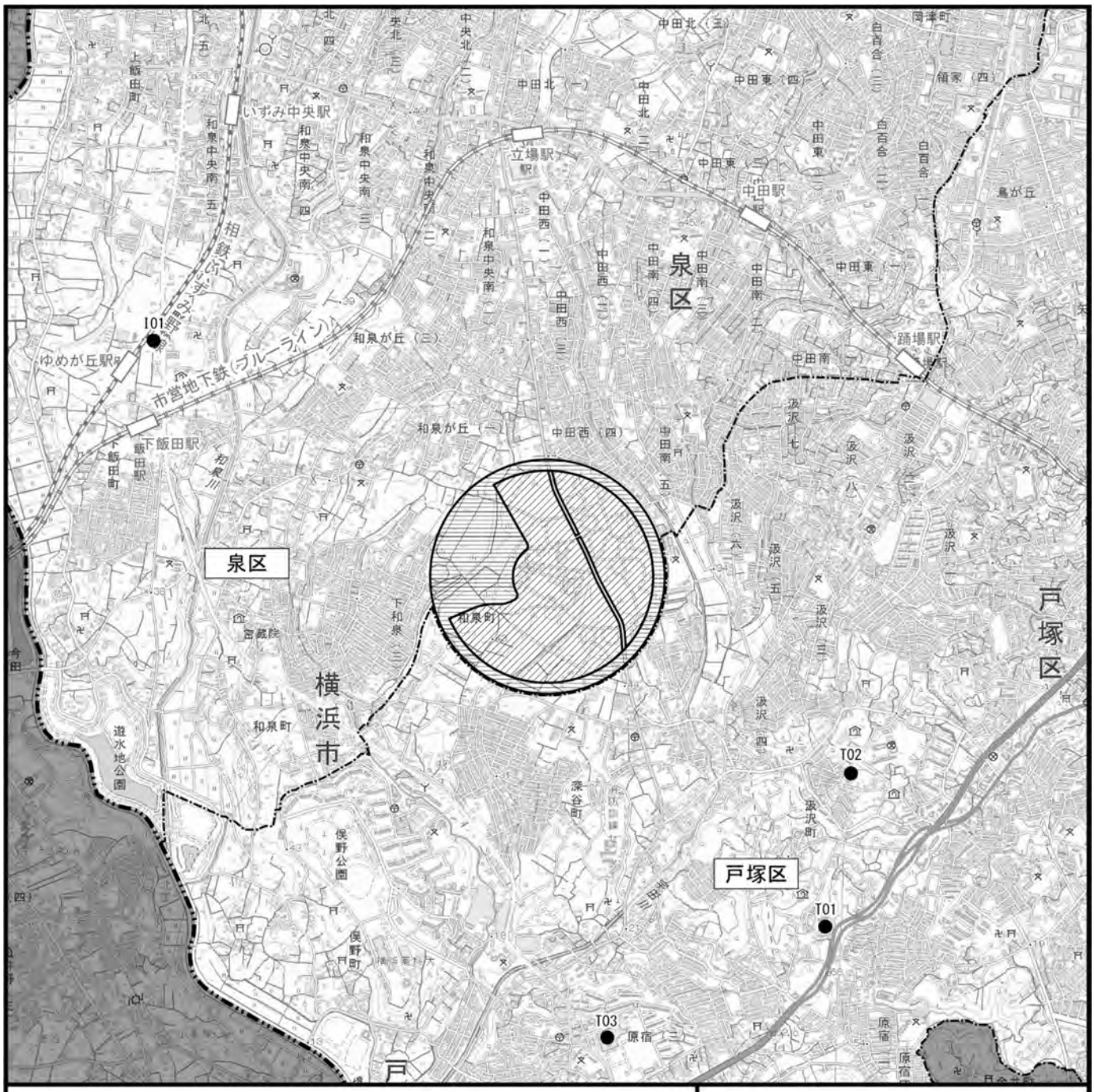
調査区域において、主な医療機関は泉区に１施設、戸塚区に３施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、主な医療機関はありません。

表 3.2.8.2　主な医療機関

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	病院	I01	ゆめが丘総合病院	ゆめが丘 30-1
戸塚区	病院	T01	西横浜国際総合病院	汲沢町 56
		T02	医療生協かながわ生活協同組合 戸塚病院	汲沢町 1025-6
		T03	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	原宿 3-60-2

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

－・－・－：市　境

－・－・－：区　境

●　：主な医療機関

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.8.2　主な医療機関

3) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表 3.2.8.3 及び図 3.2.8.3 に示すとおりです。

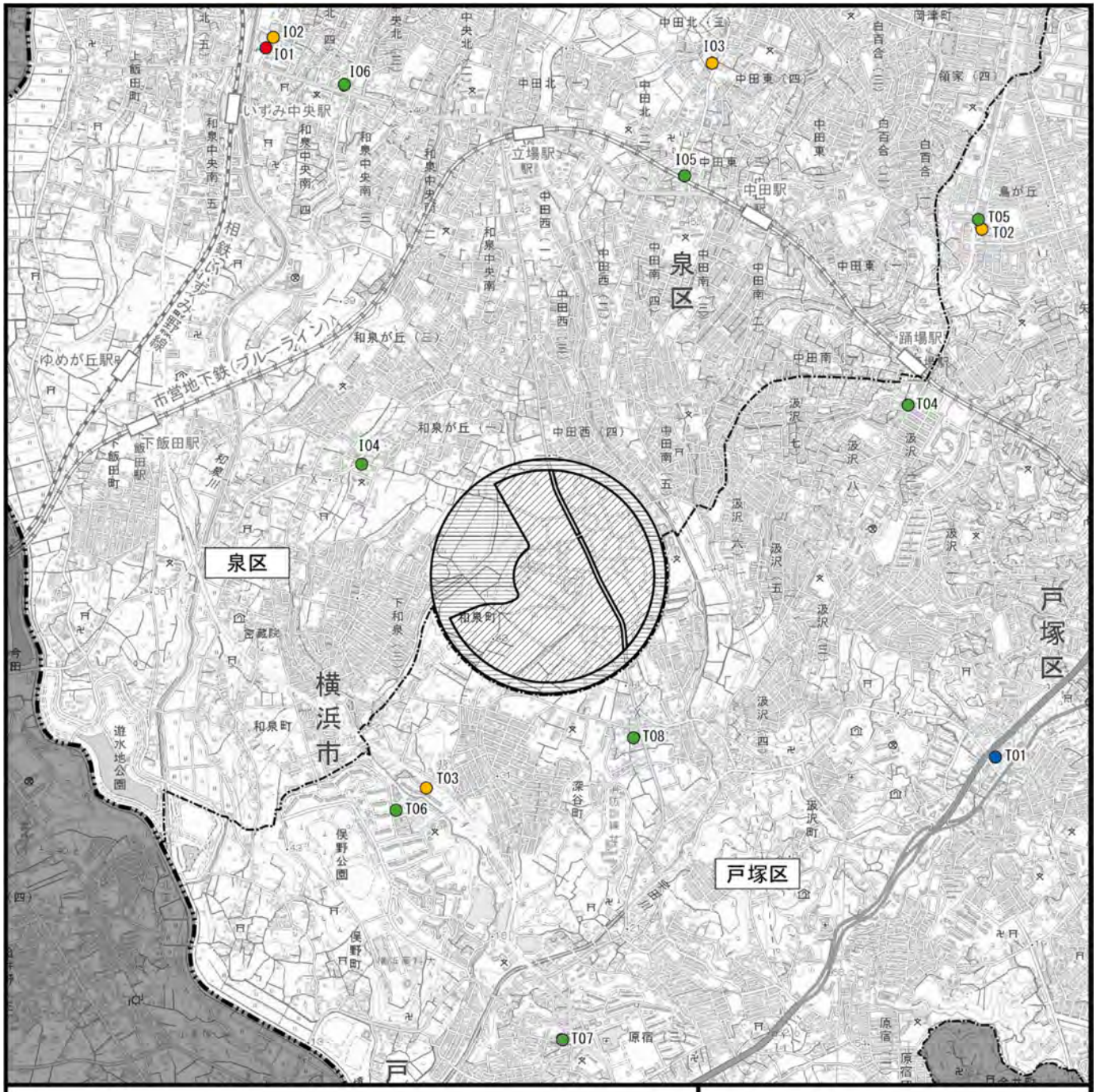
調査区域において、泉区には区役所が１施設、消防署が２施設、郵便局が３施設あり、戸塚区には警察署が１施設、消防署が２施設、郵便局が５施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、横浜和泉南郵便局（I04)、横浜深谷郵便局（T08）等があります。

表 3.2.8.3　主な官公庁等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	区役所	I01	泉区役所	和泉中央北 5-1-1
	消防署	I02	泉消防署	和泉中央北 5-1-1
		I03	中田消防出張所	中田北 3-1-1
	郵便局	I04	横浜和泉南郵便局	和泉町 1452-7
		I05	横浜中田郵便局	中田北 2-7-15
		I06	横浜中和田郵便局	和泉中央北 4-1-3
戸塚区	警察署	T01	戸塚警察署	戸塚町 3158-1
	消防署	T02	鳥が丘消防出張所	鳥が丘 52-1
		T03	深谷消防出張所	深谷町 1432-2
	郵便局	T04	踊場駅前郵便局	汲沢 8-2-12
		T05	横浜鳥が丘郵便局	鳥が丘 52-2
		T06	横浜ドリームハイツ郵便局	深谷町 1412-1
		T07	横浜原宿郵便局	深谷町 238-5
		T08	横浜深谷郵便局	深谷町 855-3

資料：「2023 年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「警察署一覧」（神奈川県警察ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「郵便局・ATM をさがす」（日本郵便ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



資料：「2023 年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「警察署一覧」（神奈川県警察ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「郵便局・ATM をさがす」（日本郵便ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

図 3.2.8.3　主な官公庁等

4) 主な福祉施設等

調査区域における主な福祉施設等は、表 3.2.8.4 (1) ～ (2) 及び図 3.2.8.4 に示すとおりです。

調査区域において、泉区には主な福祉施設等が 34 施設あり、戸塚区には 24 施設あります。

対象事業実施区域の周辺にはサリューブルいずみ(I07)、グループホーム横浜汲沢・彩り(T07)等があります。

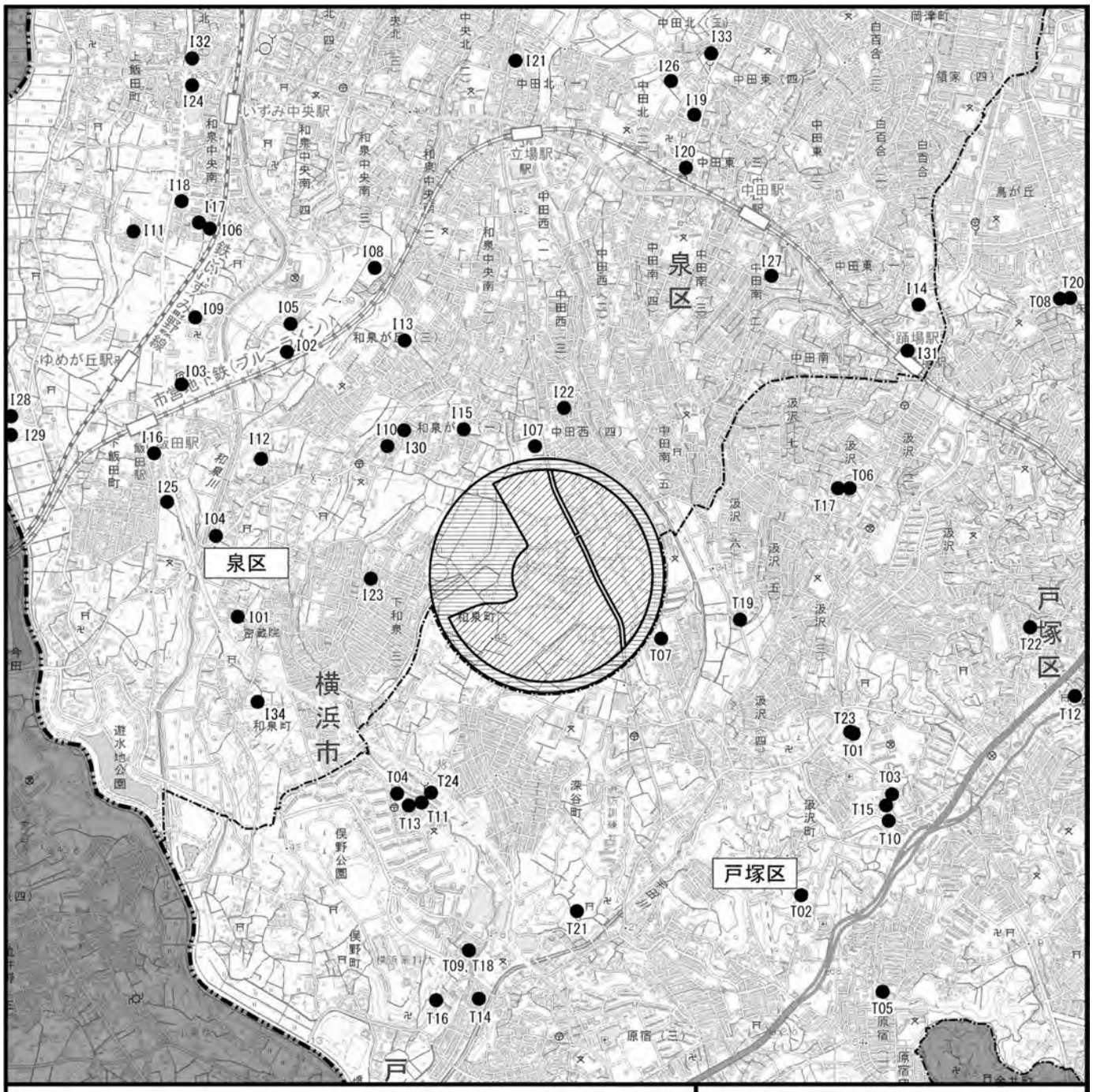
表 3.2.8.4 (1)　主な福祉施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	特別養護老人ホーム	I01	天王森の郷	和泉町 733
		I02	グリーンヒル泉・横浜	和泉町 2312
		I03	ウェルフェアリビング	和泉町 3170-1
	介護老人保健施設	I04	ゆめが丘	和泉町 1202
	認知症高齢者 グループホーム	I05	エスポワール和泉	和泉町 2604-1
		I06	木下の介護 グループホーム泉	和泉中央南五丁目 23-12
		I07	サリューブルいずみ	和泉が丘一丁目 6-10
		I08	グループホーム ひめしゃら	和泉町 2647-1
		I09	グループホーム あいあい	和泉町字中ノ宮 3200-1
		I10	グループホーム なでしこ	泉が丘一丁目 27-24
		I11	清風荘	上飯田町 262
		I12	グループホーム ゆとり	和泉町字赤坂 1295
		I13	グループホーム ちゃんと	和泉が丘三丁目 8-7
		I14	グループホーム こてまり	中田東一丁目 9-28
		I15	グループホーム ソラストいずみ	和泉が丘一丁目 16-3
		I16	グループホーム いずみ別荘	下飯田町 811-4
	介護付有料老人ホーム等	I17	ライフコミューンいずみ中央	和泉中央南五丁目 19-11
		I18	アズハイム横浜いずみ中央	和泉中央南五丁目 18-29
		I19	有料老人ホーム サニーライフ横浜泉	中田北二丁目 14-28
		I20	アプルール横浜いずみ	中田東三丁目 21-8
	住宅型有料老人ホーム	I21	医心館 横浜立場	中田北一丁目 8-30
	小規模多機能型居宅介護	I22	横浜いこいの里	中田西四丁目 2-43-2
		I23	よりどころ 和泉	下和泉四丁目 20-26
		I24	横浜市福祉サービス協会 いずみ中央 花みずき	和泉中央南五丁目 1-18 ｽｶﾞﾉﾋﾞﾙ 1 階
		I25	花笑み愛成	和泉町 1003 番 1
		I26	小規模多機能型居宅介護事業所 ダリア	中田北 2-15-7

表 3.2.8.4 (2)　主な福祉施設等

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	看護小規模多機能型居宅介護	I27	たすけあい泉フルール看護小規模多機能介護事業所	中田南二丁目 11 番 40 号
	障害者支援施設	I28	よこはまリバーサイド泉	下飯田町 355
	福祉型障害児入所施設	I29	ぽらいと・えき	下飯田町 330
	地域ケアプラザ	I30	横浜市下和泉地域ケアプラザ	和泉が丘一丁目 26-1
		I31	横浜市踊場地域ケアプラザ	中田東一丁目 4-6
		I32	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	和泉中央北五丁目 14-1
	障害者地域活動ホーム	I33	泉地域ホームかがやき	中田北 3-6-55
		I34	障害者地域活動ホーム いずみ会館	和泉町 519-5
戸塚区	特別養護老人ホーム	T01	しらゆり園	汲沢町 986
		T02	来夢の里	汲沢町 295
	軽費老人ホーム	T03	ベタニヤ・ホーム	汲沢町 1060
	介護老人保健施設	T04	うららの里	深谷町 1412-11
		T05	ヒューマンライフケア横浜	戸塚町 1800-3
	認知症高齢者グループホーム	T06	シニアウイルおどりば戸塚	汲沢八丁目 31-18-19
		T07	グループホーム 横浜汲沢・彩り	汲沢町 500-3
		T08	グループホーム やまぶき	矢部町 1256
		T09	グループホーム みかみ	深谷町 1234-1
		T10	スマイル汲沢の家	汲沢町 1050-3
		T11	花物語とつか南	深谷町 1414-6
		T12	オセアンビクトリア南戸塚	戸塚町 3352-2
	介護付有料老人ホーム等	T13	ニチイケアセンター横浜戸塚	深谷町 1413-1
		T14	介護付有料老人ホーム シニアフォレスト横浜戸塚	俣野町 461
		T15	アズハイム横浜戸塚	戸塚区汲沢町 1047
	住宅型有料老人ホーム	T16	湘南ナーシングホーム ポテト	俣野町 558-2
	小規模多機能型居宅介護	T17	ウイル汲沢ステーション	汲沢八丁目 31-18-21
		T18	みかみ介護支援センター	深谷町 1234-1
		T19	小規模多機能型居宅介護 しょうわ	汲沢六丁目 25-15
		T20	もえぎケアセンター矢部	矢部町 1252-6
		T21	小規模多機能ホーム 月見草	深谷町 1030
	看護小規模多機能型居宅介護	T22	ウイル戸塚ステーション	戸塚町 3570-1
	地域ケアプラザ	T23	汲沢地域ケアプラザ	汲沢町 986
		T24	横浜市深谷俣野地域ケアプラザ	深谷町 1432-11

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「障害福祉サービス事業所・施設一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬ : 市　境
- ▬··▬ : 区　境
- ● : 主な福祉施設等

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「障害福祉サービス事業所・施設一覧」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.8.4　主な福祉施設等

5) その他の市民利用施設

調査区域におけるその他の市民利用施設は、表 3.2.8.5 及び図 3.2.8.5 に示すとおりです。

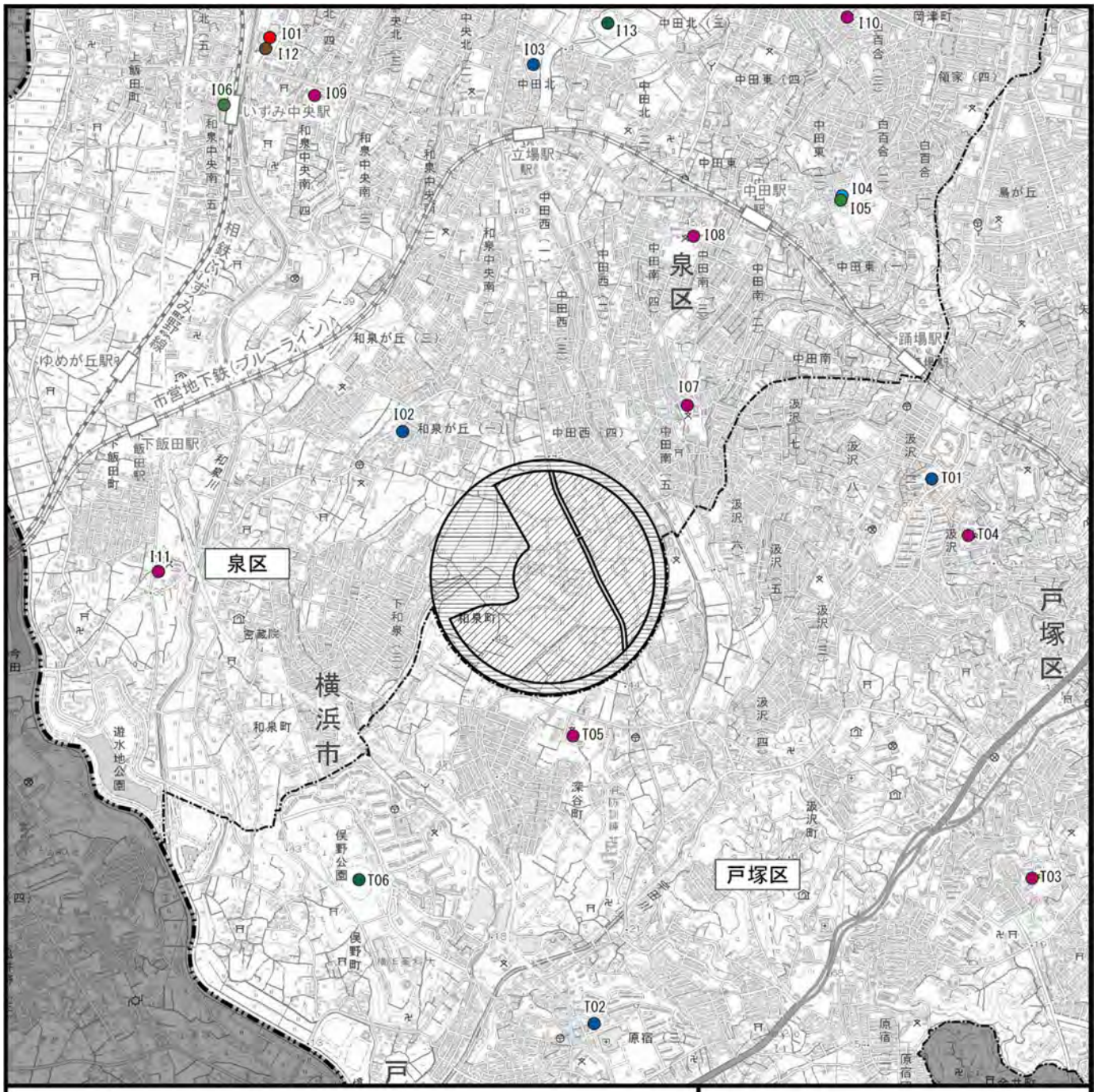
調査区域において、泉区には地区センターやコミュニティハウス等の市民利用施設が 13 施設あり、戸塚区には６施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、下和泉地区センター（I02）、深谷小学校コミュニティハウス（T05）等があります。

表 3.2.8.5　その他の市民利用施設

行政区分	種類	番号	名称	所在地
泉区	公会堂	I01	泉公会堂	和泉中央北 5-1-1 （区役所隣接）
	地区センター	I02	下和泉地区センター	和泉が丘 1-26-1
		I03	立場地区センター	中田北 1-9-14
	プール	I04	しらゆり公園プール	中田東 1-41-1
	集会所	I05	しらゆり集会所	中田東 1-41-1
	区民文化センター	I06	テアトルフォンテ （泉区民文化センター）	和泉中央南 5-4-13
	コミュニティハウス	I07	葛野コミュニティハウス	中田南 5-15-1
		I08	中田コミュニティハウス	中田南 4-4-28
		I09	中和田コミュニティハウス	和泉中央南 4-9-1
		I10	西が岡コミュニティハウス	西が岡 3-12-11
		I11	みなみコミュニティハウス	和泉町 987
	国際交流ラウンジ	I12	いずみ多文化共生コーナー	和泉中央北 5-1-1 泉区役所 1 階
	野球場	I13	中田中央公園野球場	中田町 2989
戸塚区	地区センター	T01	踊場地区センター	汲沢 2-23-1
		T02	大正地区センター	原宿 3-59-1
	コミュニティハウス	T03	下郷小学校コミュニティハウス	戸塚町 2447-2
		T04	東汲沢小学校コミュニティハウス	汲沢 1-16-1
		T05	深谷小学校コミュニティハウス	深谷町 1688-2
	野球場	T06	俣野公園野球場	俣野町 1637-1

資料：「2023 年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「区民利用施設」（横浜市泉区ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「区民利用施設一覧（屋内）」（横浜市戸塚区ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「公園の施設（運動施設、プールなど）について知りたい」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境
- ：公会堂
- ：地区センター
- ：プール
- ：集会所
- ：区民文化センター
- ：コミュニティハウス
- ：国際交流ラウンジ
- ：野球場

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「2023 年版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「区民利用施設」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「区民利用施設一覧（屋内）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「公園の施設（運動施設、プールなど）について知りたい」
（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

図 3.2.8.5　その他の市民利用施設

6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 3.2.8.6（1）～（3）及び図 3.2.8.6 に示すとおりです。

調査区域において、泉区には主な公園・緑地等が 44 施設あり、戸塚区には 61 施設あります。

対象事業実施区域の周辺には、下和泉公園（I21）、中田西たまご公園（I36）、汲沢畑田公園（T17）等があります。

表 3.2.8.6（1） 主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積（㎡）
泉区	総合	I01	境川遊水地公園	下飯田町、藤沢市今田ほか	261,000
	都市緑	I02	鍋屋の森	和泉町 967-1	11,176
	地区	I03	しらゆり公園	中田東一丁目 41	35,729
		I04	天王森泉公園	和泉町 308-1	38,034
		I05	中田中央公園	中田町 2989	29,000
	近隣	I06	泉中央公園	和泉中央南四丁目 22	12,103
	街区	I07	和泉アカシア公園	下和泉一丁目 8	3,324
		I08	和泉池田公園	下和泉二丁目 10	907
		I09	泉が丘公園	和泉が丘三丁目 6	2,458
		I10	和泉銭亀公園	和泉中央北三丁目 14	179
		I11	和泉町第二公園	和泉中央南一丁目 4	3,000
		I12	和泉町第三公園	和泉中央南三丁目 21	1,300
		I13	和泉町公園	和泉中央南二丁目 9	300
		I14	和泉町作右衛門公園	和泉中央南二丁目 33	7,514
		I15	和泉町桜川公園	和泉町 3063	2,891
		I16	和泉町十三本公園	和泉中央南一丁目 17	1,385
		I17	和泉土橋公園	下和泉五丁目 13	150
		I18	岡津田向公園	白百合二丁目 13	1,090
		I19	上飯田けやき公園	上飯田町 819	1,808
		I20	上飯田南公園	上飯田町 979-1	1,697
		I21	下和泉公園	下和泉四丁目 19	5,601
		I22	下和泉ふれあい公園	下和泉五丁目 15	5,000
		I23	中田第九公園	中田南一丁目 21	2,645
		I24	中田町第一公園	中田南三丁目 21	1,937
		I25	中田町第二公園	中田南二丁目 26	1,004
		I26	中田町第三公園	中田南三丁目 6	493
		I27	中田町第四公園	中田南四丁目 46	720
		I28	中田町第五公園	中田西三丁目 14	1,727
		I29	中田町第六公園	中田北二丁目 23	152
		I30	中田町第八公園	中田東三丁目 8	507
		I31	中田町葛野公園	中田南五丁目 18	1,193

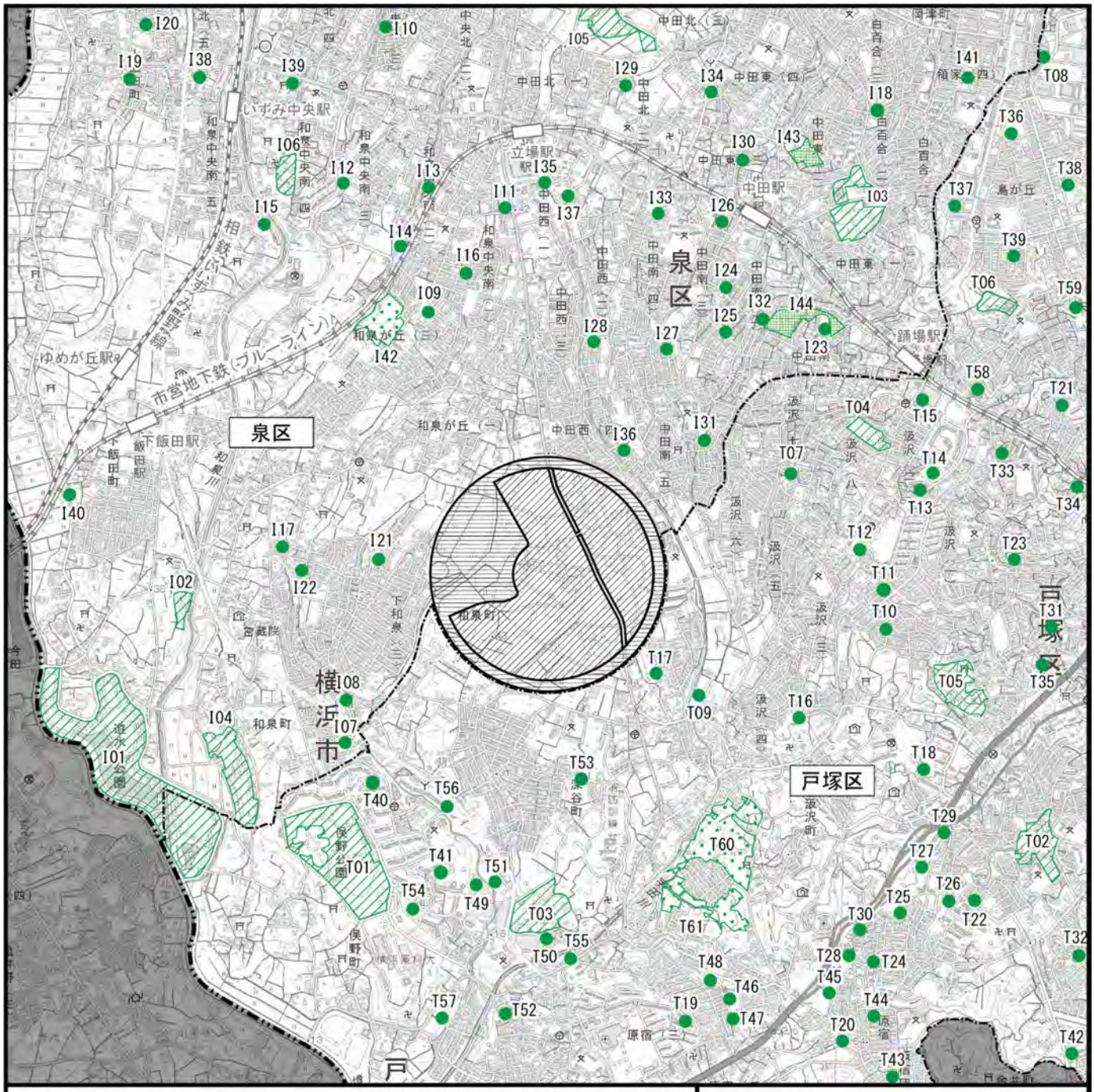
表 3.2.8.6 (2)　主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積（㎡）
泉区	街区	I32	中田町鯉久保公園	中田南二丁目 3	662
		I33	中田町丸の内公園	中田南四丁目 7	2,866
		I34	中田町宮ノ前公園	中田東四丁目 58	4,104
		I35	中田西一丁目公園	中田西一丁目 3	1,100
		I36	中田西たまご公園	中田西四丁目 27	439
		I37	中田広町公園	中田西一丁目 10	674
		I38	中和田公園	和泉中央南五丁目 1	2,479
		I39	中和田村役場跡地公園	和泉中央南四丁目 5	229
		I40	富士塚公園	下飯田町 1016-4	717
		I41	領家四丁目公園	領家四丁目 18	1,962
	市民の森	I42	古橋市民の森	泉が丘三丁目	22,000
	ふれあいの樹林	I43	中田ふれあいの樹林	中田東二丁目	8,000
		I44	鯉ケ久保ふれあいの樹林	中田南一丁目	14,000
戸塚区	総合	T01	俣野公園	俣野町 1367-1	111,459
	地区	T02	戸塚公園	戸塚町 2420-2	30,145
		T03	戸塚西公園	深谷町 984-6	36,281
	近隣	T04	踊場公園	汲沢八丁目 11	11,476
		T05	宮谷西公園	戸塚町 3240	21,842
		T06	谷矢部池公園	矢部町 1996	22,631
	街区	T07	壱町ケ谷公園	汲沢七丁目 37	1121
		T08	上矢部金堀塚公園	上矢部町 2420-10	787
		T09	汲沢御所水公園	汲沢町 463-1	4,654
		T10	汲沢町公園	汲沢町 1301-39	1,449
		T11	汲沢町第二公園	汲沢町 1407-24	865
		T12	汲沢町第三公園	汲沢三丁目 2	499
		T13	汲沢町第四公園	汲沢二丁目 23	329
		T14	汲沢二丁目公園	汲沢二丁目 1868-48	2413
		T15	汲沢二丁目第二公園	汲沢二丁目 1684-103	338
		T16	汲沢子の神公園	汲沢四丁目 27	7,163
		T17	汲沢畑田公園	汲沢町 510-29	428
		T18	汲沢細田公園	汲沢町 1087-3	1,616
		T19	弘法池公園	原宿三丁目 57	2,767
		T20	小雀第二公園	原宿一丁目 30	1,354
		T21	猿ヶ谷公園	矢部町 1544-38	246
		T22	十一ノ区公園	戸塚町 2230-5	5,905
		T23	十九ノ区公園	戸塚町 4424-63	580
		T24	十ノ区公園	戸塚町 1862-15	417
		T25	十ノ区第二公園	戸塚町 1994-7	545
		T26	十ノ区第三公園	戸塚町 2094-6	508

表 3.2.8.6 (3)　主な公園・緑地等

行政区分	種類	番号	名称	所在地	面積（㎡）
戸塚区	街区	T27	十ノ区第四公園	戸塚町 2013-2	1,171
		T28	十ノ区第五公園	戸塚町 1975-26	530
		T29	十ノ区あじさい公園	戸塚町字十ノ区 2028-1	1,171
		T30	十ノ区やまもも公園	戸塚町 1978-4	221
		T31	新沢池公園	戸塚町 3572-3	1,688
		T32	戸塚町南第一公園	戸塚町 1491-71	1,793
		T33	戸塚町北公園	戸塚町 4536-13	366
		T34	戸塚町ぜんば公園	戸塚町 4637-1	882
		T35	戸塚宮ケ谷公園	戸塚町 3381-39	409
		T36	鳥が丘第一公園	鳥が丘 21	7,490
		T37	鳥が丘第五公園	鳥が丘 6-2	1,503
		T38	鳥が丘第二公園	鳥が丘 42-1	1,475
		T39	鳥が丘第四公園	鳥が丘 92-12	1,291
		T40	ドリームハイツ第一公園	俣野町 1403-64	5,249
		T41	ドリームハイツ第二公園	深谷町 1304-2	2,337
		T42	八ノ区公園	戸塚町 1297-2	366
		T43	原宿公園	原宿一丁目 38	2,663
		T44	原宿第二公園	原宿一丁目 21	1,848
		T45	原宿第三公園	原宿一丁目 6	1,387
		T46	原宿八幡山第二公園	原宿三丁目 367 番 316	223
		T47	原宿八幡山公園	原宿三丁目 33	819
		T48	深谷町えのき公園	原宿三丁目 45	2,341
		T49	深谷町笹山公園	深谷町 1210-140	1,274
		T50	深谷町中丸公園	深谷町 1041-3	265
		T51	深谷町西之脇公園	深谷町 1200 番 8	175
		T52	深谷町子崎公園	深谷町 115-6	289
		T53	深谷町東山公園	深谷町 885	1,086
		T54	深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園）	深谷町 1272-5	4,335
		T55	深谷町前田公園	深谷町 314-1	910
		T56	深谷町谷中公園	深谷町 1399-4	1,325
		T57	俣野町第一公園	俣野町 522-1	1,139
		T58	矢部大久保公園	矢部町 1815-1	1,016
		T59	矢部配郷公園	矢部町 1283-28	563
	市民の森	T60	まさかりが淵市民の森	汲沢町、深谷町	65,000
		T61	深谷市民の森	深谷町	31,000

資料：「県立都市公園一覧」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「「市民の森」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「「ふれあいの樹林」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）
「横浜市公園緑地配置図」（横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成 29 年 7 月）
「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▭：対象事業実施区域（墓園）
- ●：公園
- ▨：公園（面積10,000㎡以上）
- ▬・▬：市　境
- ▨：市民の森
- ▬・▬：区　境
- ▨：ふれあいの樹林

資料：「県立都市公園一覧」（神奈川県ホームページ、令和７年３月調べ）
「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「「市民の森」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「「ふれあいの樹林」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）
「横浜市公園緑地配置図」
（横浜市環境創造局みどりアップ推進部、平成29年７月）
「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

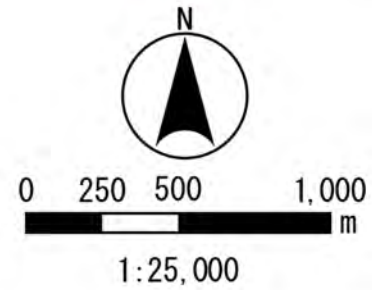


図 3.2.8.6　主な公園・緑地等

3.2.9 文化財等の状況

1) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財等の分布状況は、表 3.2.9.1 及び表 3.2.9.2、図 3.2.9.1 に示すとおりです。

調査区域に複数の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域にはありません。

表 3.2.9.1 指定・登録文化財

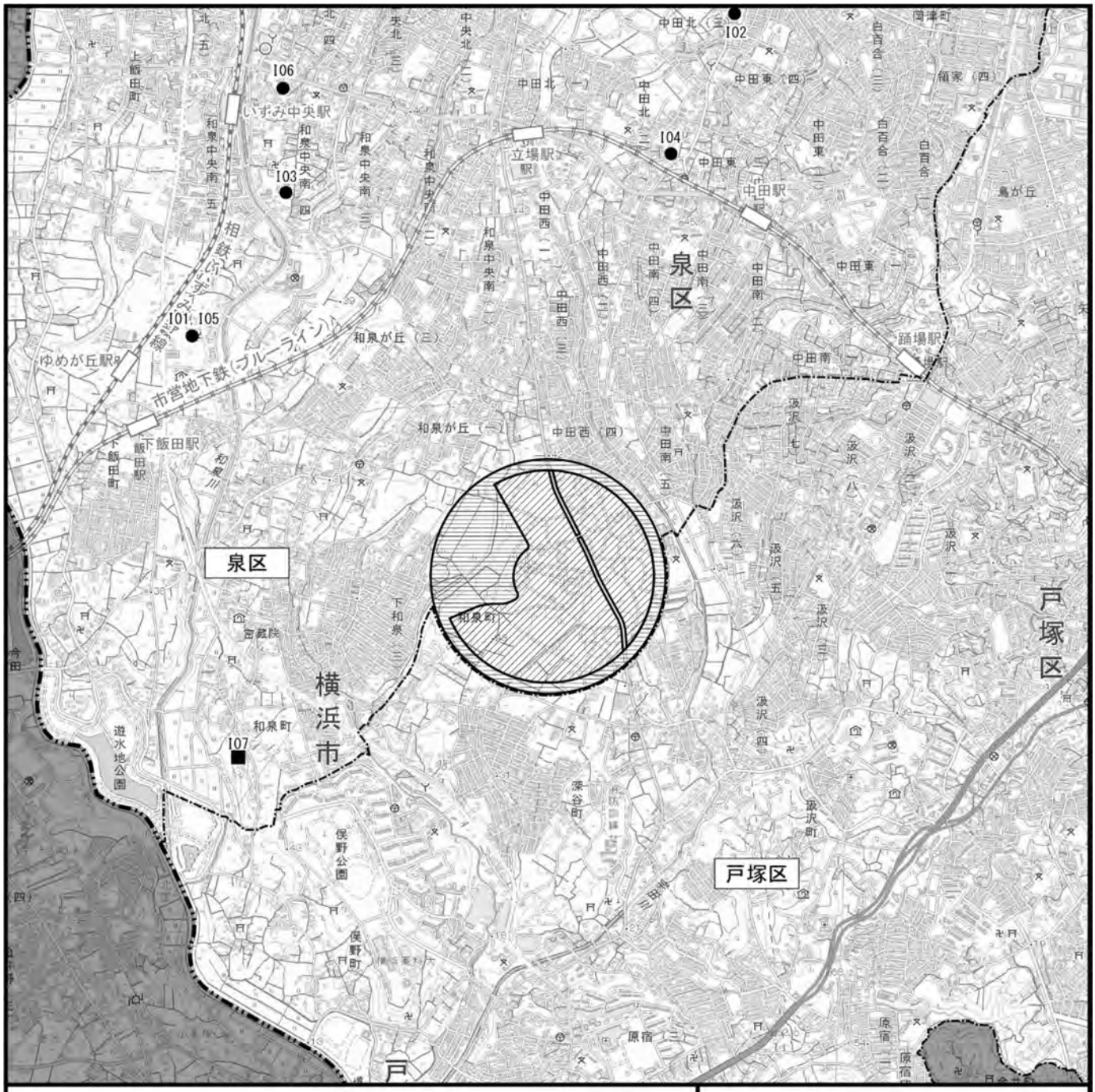
行政区分	番号	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
泉区	I01	市指定	有形文化財	岩船地蔵像	泉区	平成 4 年 11 月 1 日	宝心寺
	I02	市指定	有形文化財	石造庚申塔	泉区	平成 13 年 11 月 1 日	御霊神社
	I03	市登録	史跡	泉小次郎伝承地	泉区	昭和 63 年 11 月 1 日	個人
	I04	市登録	史跡	石巻康敬の墓	泉区	平成 6 年 11 月 1 日	中田寺
	I05	市登録	史跡	旗本能見松平家の墓	泉区	平成 26 年 11 月 5 日	宝心寺
	I06	市登録	有形民俗文化財	蚕御霊神塔	泉区	平成 5 年 11 月 1 日	神明社

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課、令和 6 年 5 月）
「国・神奈川県および横浜市　指定・登録文化財目録」
（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課、令和 6 年 12 月 3 日現在）
「横浜市地図情報提供システム　文化財ハマ Site」（横浜市、令和 7 年 3 月調べ）

表 3.2.9.2 **認定歴史的建造物一覧**

行政区分	番号	名称	所在地	建築年	認定年度
泉区	I07	旧清水製糸場本館（天王森泉館）	泉区和泉町 300（天王森公園内）	平成 9 年復元（旧建物明治 44 年頃）	平成 9 年度

資料：「横浜市認定歴史的建造物　一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ●：指定・登録文化財
- ■：認定歴史的建造物
- ▬·▬：市　境
- ▬···▬：区　境

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」
（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課、令和6年5月）
「国・神奈川県および横浜市　指定・登録文化財目録」
（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課、令和6年12月3日現在）
「横浜市地図情報提供システム　文化財ハマSite」（横浜市、令和7年3月調べ）
「横浜市認定歴史的建造物　一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）

図 3.2.9.1
指定・登録文化財等の状況

2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2.9.3（1）～（2）及び図 3.2.9.2 に示すとおりです。

調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、対象事業実施区域にはありません。

表 3.2.9.3（1） 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	番号	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
泉区	I01	上飯田町 1121 付近	包含地	畑地	台地縁辺	先土器
	I02	上飯田町 859 付近	散布地	畑地	台地上	古墳
	I03	岡津町 999 付近	散布地	宅地	台地上･斜面	縄文(中期)
	I04	領家三丁目 23 付近	散布地	宅地	台地上･斜面	縄文(前･中期)･古墳
	I05	岡津町 673 付近	塚	道路	谷	(不明)
	I06	領家二丁目 9 付近	包含地	宅地	台地上･斜面	縄文
	I07	領家二丁目 10 付近	塚	宅地	台地上	(不明)
	I08	中田東四丁目 43 付近	散布地	学校	台地上	(不明)
	I09	中田北二丁目 27 付近	散布地	畑地･宅地	台地上	(不明)
	I10	中田東二丁目 25 付近	塚	宅地	台地上	(不明)
	I11	領家四丁目 4 付近	包含地	宅地･学校	台地上	縄文(早期)･古墳
	I12	白百合一丁目 20 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早･前期)
	I13	上飯田町 215 付近	散布地	畑地･宅地	台地上	弥生(後期)･古墳
	I14	上飯田町 1399 付近	散布地･集落跡	畑地･宅地･線路	台地上	弥生(後期)･古墳(前期)･平安
	I15	上飯田町 1016 付近	塚	公園	台地上	(不明)
	I16	和泉町 3274 付近	散布地･包含地	畑地･宅地･線路	台地上	縄文(中期)･弥生(後期)･古墳･中～近世
	I17	和泉町 3155 付近	散布地	畑地･線路	台地上	縄文(早期)･中～近世
	I18	和泉町 960･1044･3721･下飯田町 734 付近	散布地･包含地	学校･畑地･宅地	台地上	先土器･縄文(早期)･弥生(中･後期)･古墳
	I19	和泉町 2302 付近	散布地･塚	畑地･線路･雑木林	台地上･斜面	縄文(早期)･古墳･平安
	I20	和泉町 2713 付近	散布地	畑地･宅地･雑木林	台地上	平安
	I21	中田南二丁目 39 付近	散布地	畑地･宅地	台地上	古墳以降
	I22	中田東一丁目 25 付近	散布地･陣屋跡	畑地･宅地	台地斜面	縄文(中･後期)･歴史
	I23	中田東一丁目 4 付近	散布地	宅地･畑地	台地斜面	歴史
	I24	和泉町 322 付近	散布地	畑地･宅地	台地上	歴史
	I25	和泉町 3026-1 付近	城跡	公園	台地上	中世
戸塚区	T01	鳥が丘 22 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)･古墳
	T02	鳥が丘 29 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)
	T03	鳥が丘 57 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)
	T04	鳥が丘 62 付近	散布地･塚	宅地	台地上	(不明)
	T05	矢部町 2072 付近	塚	台地	台地上	(不明)

表 3.2.9.3 (2)　埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	番号	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
戸塚区	T06	戸塚町 4569・汲沢一丁目 6 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳
	T07	戸塚町 4542 付近	塚	学校	台地上	(不明)
	T08	汲沢町 570 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(中期)
	T09	汲沢六丁目 29 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	(不明)
	T10	汲沢三丁目 28 付近	塚?	宅地	台地上	(不明)
	T11	汲沢三丁目 6 付近	包含地	学校	台地上	縄文(早期)
	T12	汲沢町 1246・1301 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳
	T13	汲沢町 973・979・988・1073 付近	貝塚・包含地	学校・宅地・畑地	台地上・斜面・低台地上	縄文(草創～後期)・弥生(中・後期)・古墳
	T14	汲沢町 1229 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・前・中期)
	T15	戸塚町 3078 付近	古墳	宅地	台地上	古墳
	T16	戸塚町 3150 付近	散布地	畑地	台地上	縄文(早期)
	T17	俣野町 700 付近	散布地	宅地・畑地・荒地	台地上・斜面	弥生(後期)・古墳
	T18	深谷町 909 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	(不明)
	T19	深谷町 241 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)
	T20	深谷町 55 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	弥生(後期)
	T21	原宿三丁目 252 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中・後期)
	T22	汲沢町 257 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(前・中期)
	T23	汲沢町 147 付近	散布地	畑地・荒地	台地上・斜面	(不明)
	T24	汲沢町 51、52-1、52-3、-4、88 付近外	散布地	畑地・宅地・雑木林・荒蕪地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・古墳・奈良・平安・中世・近世
	T25	戸塚町 2033 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文・古墳
	T26	戸塚町 2069 付近	集落跡・猟場	宅地	台地上・斜面	縄文(草創・早・中・後期)・奈良・平安
	T27	戸塚町 2358・2421・2485 付近	散布地	雑木林・宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・弥生(後期)・古墳
	T28	戸塚町 2790 付近	散布地	学校	台地上・斜面	弥生(後期)
	T29	原宿三丁目 444 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・前期)
	T30	原宿一丁目 512 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・古墳
	T31	原宿二丁目～五丁目先	集落跡	道路	台地上	近世
	T32	小雀町 557 付近	散布地	雑木林・宅地	台地上	縄文・弥生(後期)・古墳
	T33	原宿一丁目 530 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)
	T34	小雀町 1800・1827・1871・1912 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳
	T35	原宿二丁目 48 付近	集落跡	荒地	谷	奈良・平安・中世・近世
	T36	矢部町 1828 付近	塚	宅地	台地上	近世

資料：「横浜市地図情報提供システム　文化財ハマ Site」（横浜市、令和 7 年 3 月調べ）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：市　境

：区　境

：埋蔵文化財包蔵地

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「横浜市地図情報提供システム　文化財ハマ Site」
（横浜市、令和７年３月調べ）

図 3.2.9.2
埋蔵文化財包蔵地の状況

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における令和５年度の公害苦情の発生状況は、表 3.2.10.1 に示すとおりです。

泉区における公害苦情総数は 89 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭（32 件）、大気汚染（30 件）、騒音（17 件）となっています。戸塚区における公害苦情総数は 116 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（37 件）、大気汚染（33 件）、悪臭（31 件）となっています。

表 3.2.10.1　公害苦情の発生状況件数（令和 5 年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,562	388	44	2	552	190	－	371	15
泉区	89	30	3	－	17	6	－	32	1
戸塚区	116	33	3	－	37	11	－	31	1

※　－：該当数値のないもの

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

2) 大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」といいます。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」といいます。）の測定項目及び測定結果は、表 3.2.10.2 及び表 3.2.10.4～表 3.2.10.6 に示すとおりです。また、一般局及び自排局の位置は、図 3.2.10.1 に示すとおりです。

令和元年度から令和５年度の経年変化をみると、一般局２地点については観測項目のうち光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準に適合しています。自排局については、観測項目全てで環境基準に適合しています。

なお、一般局２地点における光化学オキシダントの測定結果は、令和元年度から令和５年度の全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。

表 3.2.10.2　調査区域における大気常時監視測定局の測定項目

種別	番号	測定項目／測定局名称※	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化硫黄	光化学オキシダント	一酸化炭素
一般局	1	泉区泉中央北	○	○	○	○	○	－
	2	戸塚区汲沢	○	○	－	○	○	－
自排局	3	戸塚区戸塚町	○	○	○	－	－	－

資料：「神奈川の大気汚染（令和５年度）」（神奈川県ホームページ、令和７年３月調べ）

※　横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は 2024 年 9 月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。
泉区総合庁舎→泉区泉中央北、戸塚区汲沢小学校→戸塚区汲沢、戸塚区矢沢交差点→戸塚区戸塚町

一般局及び自排局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかについて、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、表 3.2.10.3 に示す条件で評価されています。なお、二酸化窒素については、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課、平成 31 年３月）に、環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）が環境目標値として設定されています。

表 3.2.10.3　大気汚染に係る環境基準及び評価方法

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化窒素	98%値評価※1	「日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」※2
浮遊粒子状物質	長期的評価※3	「日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること」かつ「1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること」
二酸化硫黄	長期的評価※3	「日平均値が 0.04ppm 以下であること」かつ「1 時間値が 0.1ppm 以下であること」
微小粒子状物質	年平均値の評価及び 98%値評価※1 の併用	「年平均値が 15μg/m³ 以下であること」かつ「日平均値が 35μg /m³ 以下であること」
光化学オキシダント	5 時～20 時の測定値による評価	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

※1　年間の有効な日平均値の 98%値を環境基準と比較して評価します。
※2　横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値とします。
※3　年間の有効な日平均値の 2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、未達成とします。
資料：「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年 3 月）

表 3.2.10.4　一般局（泉区泉中央北※）の経年変化

項目			単位	年度				
				R1	R2	R3	R4	R5
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.013	0.012	0.013	0.012	0.011
	日平均値の年間98%値		ppm	0.027	0.030	0.028	0.030	0.028
	日平均値が0.06ppmを超えた日数		日	0	0	0	0	0
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値		mg/m³	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
	日平均値の2%除外値		mg/m³	0.048	0.040	0.035	0.033	0.034
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二酸化硫黄	年平均値		ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	日平均値の2%除外値		ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	年平均値		μg/m³	10.9	10.9	9.1	9.5	9.5
	日平均値の年間98%値		μg/m³	26.7	27.1	23.1	20.8	21.5
	日平均値が35μg/m³を超えた日数		日	2	5	0	0	0
	適合○・不適合×		―	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	昼間の年平均値		ppm	0.031	0.031	0.033	0.032	0.033
	昼間の日最高1時間値の年平均値		ppm	0.044	0.044	0.047	0.045	0.047
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数		時間	301	206	296	277	298
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数		日	0	0	1	0	1
	適合○・不適合×		―	×	×	×	×	×

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

※　横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。
泉区総合庁舎→泉区泉中央北

表 3.2.10.5　一般局（戸塚区汲沢※）の経年変化

項目			単位	年度				
				R1	R2	R3	R4	R5
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
	日平均値の年間98%値		ppm	0.029	0.029	0.027	0.027	0.026
	日平均値が0.06ppmを超えた日数		日	0	0	0	0	0
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値		mg/m³	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
	日平均値の2%除外値		mg/m³	0.050	0.035	0.033	0.030	0.035
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二酸化硫黄	年平均値		ppm	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002
	日平均値の2%除外値		ppm	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	年平均値		μg/m³	－	－	－	－	－
	日平均値の年間98%値		μg/m³	－	－	－	－	－
	日平均値が35μg/m³を超えた日数		日	－	－	－	－	－
	適合○・不適合×		－	－	－	－	－	－
光化学オキシダント	昼間の年平均値		ppm	0.034	0.034	0.035	0.034	0.036
	昼間の日最高1時間値の年平均値		ppm	0.047	0.048	0.049	0.047	0.049
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数		時間	410	403	390	333	378
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数		日	0	0	2	0	1
	適合○・不適合×		－	×	×	×	×	×

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

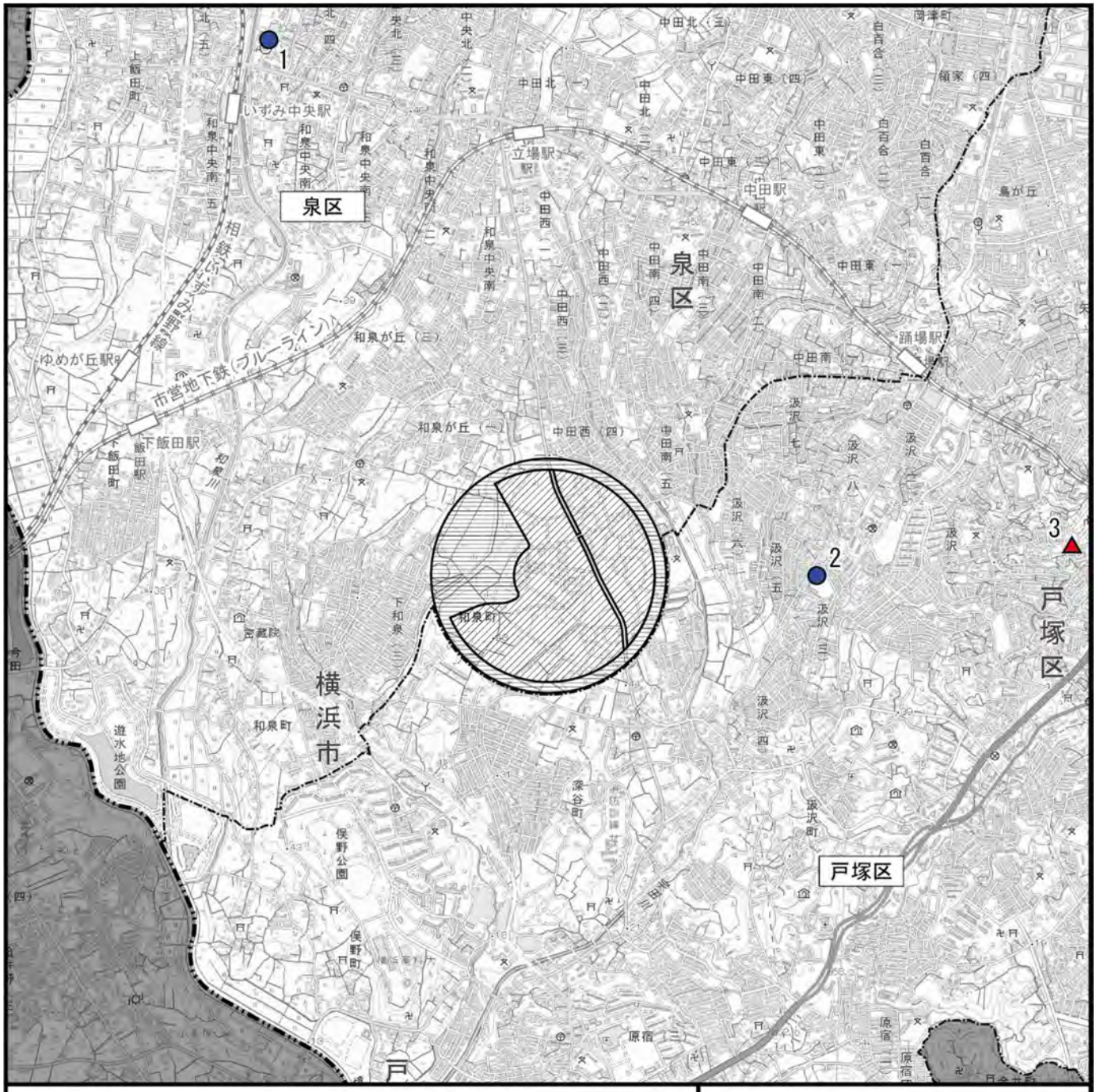
※　横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。
戸塚区汲沢小学校→戸塚区汲沢

表 3.2.10.6　自排局（戸塚区戸塚町※）の経年変化

項目			単位	年度				
				R1	R2	R3	R4	R5
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.018	0.017	0.017	0.014	0.015
	日平均値の年間98%値		ppm	0.034	0.036	0.034	0.030	0.034
	日平均値が0.06ppmを超えた日数		日	0	0	0	0	0
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値		mg/m³	0.015	0.015	0.014	0.014	0.015
	日平均値の2%除外値		mg/m³	0.047	0.036	0.035	0.029	0.033
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m³を超えた日数	0	0	0	0	0	0
		適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二酸化硫黄	年平均値		ppm	－	－	－	－	－
	日平均値の2%除外値		ppm	－	－	－	－	－
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	－	－	－	－	－	－
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	－	－	－	－	－	－
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	－	－	－	－	－	－
		長期的評価による0.04ppmを超えた日数	－	－	－	－	－	－
		適合○・不適合×	－	－	－	－	－	－
微小粒子状物質	年平均値		μg/m³	11.2	10.9	10.0	10.0	10.4
	日平均値の年間98%値		μg/m³	24.9	24.1	21.8	19.7	21.8
	日平均値が35μg/m³を超えた日数		日	0	1	0	0	0
	適合○・不適合×		－	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	昼間の年平均値		ppm	－	－	－	－	－
	昼間の日最高1時間値の年平均値		ppm	－	－	－	－	－
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数		時間	－	－	－	－	－
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数		日	－	－	－	－	－
	適合○・不適合×		－	－	－	－	－	－

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

※　横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。
戸塚区矢沢交差点→戸塚区戸塚町



資料：「神奈川の大気汚染（令和５年度）」（神奈川県ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.10.1　大気常時監視測定局位置

3) 水質汚濁の状況

(1) 河川の水質

調査区域における河川の水質測定地点の位置は、図 3.2.10.2 に示すとおりです。また、河川の水質測定地点における結果は、表 3.2.10.7 に示すとおりです。

令和元年度から令和５年度の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。

表 3.2.10.7　河川の水質測定結果

水域名	番号	河川名	類型	測定地点名	年度	水素イオン濃度指数		生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		溶存酸素量 (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/100mL) 大腸菌数 (CFU/100mL)	
						結果	判定	結果※1	判定	結果	判定	結果	判定	結果※2	判定
境川	1	境川	D	高鎌橋	R1	7.8	○	[2.5]	○	2	○	8.3	○	6.8×10^{3}	－
					R2	7.8	○	[1.7]	○	2	○	8.9	○	2.6×10^{3}	－
					R3	7.9	○	[1.3]	○	3	○	10.0	○	5.6×10^{3}	－
					R4	7.8	○	[1.5]	○	3	○	8.9	○	6.7×10^{2}	－
					R5	7.8	○	[1.3]	○	4	○	8.7	○	1.3×10^{3}	－

※1　各項目の結果は、平均値です。ただし、境川の生物化学的酸素要求量は、75%値です。([ ]：75%値を示しています。)

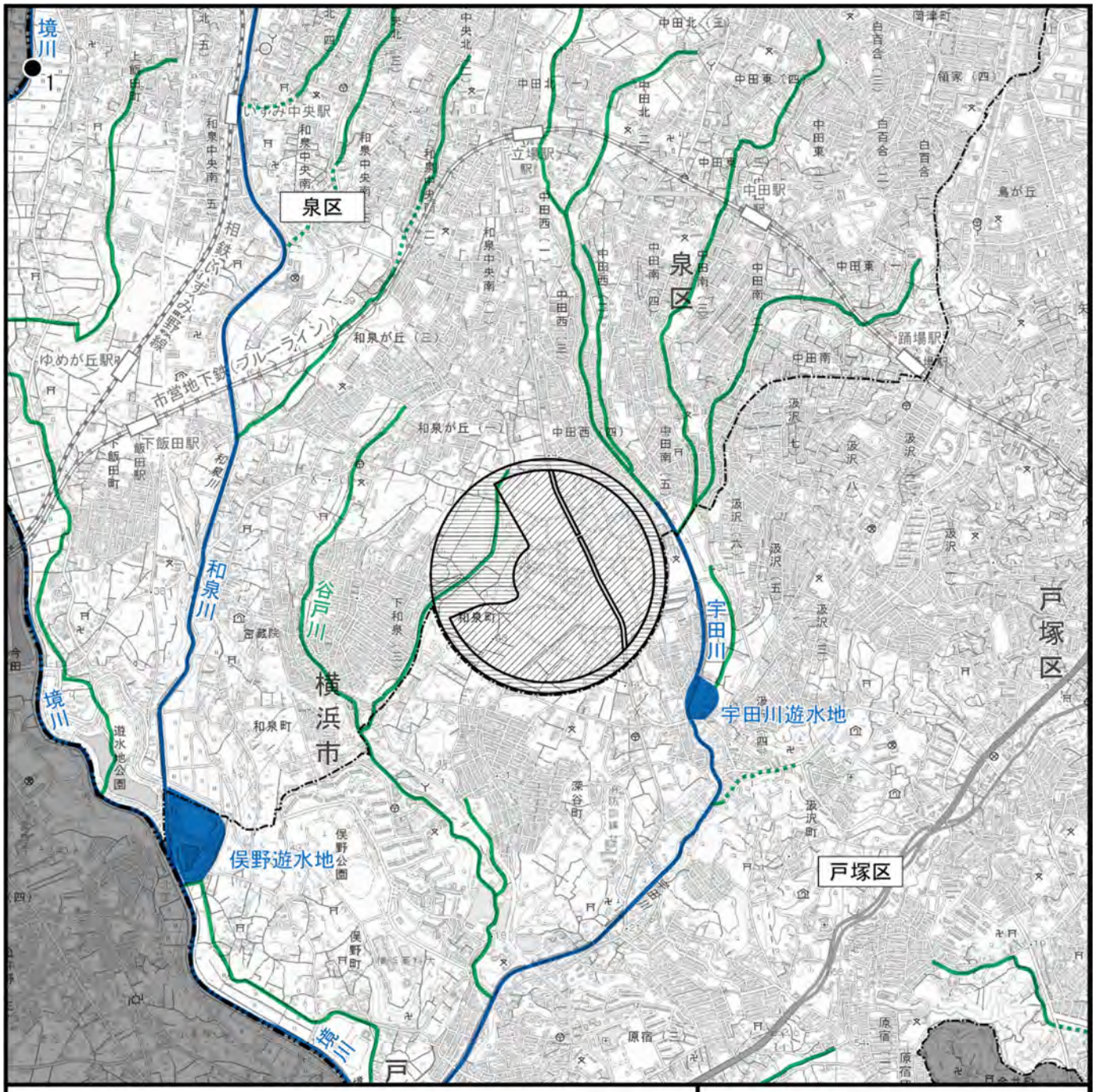
※2　令和元年度から令和 3 年度は大腸菌群数の測定結果を、令和 4 年度以降は大腸菌数の測定結果を示しています。

※3　環境基準値（D 類型）

水素イオン濃度指数　　：6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量　：8mg/L 以下
浮遊物質量　　：100mg/L 以下
溶存酸素量　　：2mg/L 以上
大腸菌群数、大腸菌数　：大腸菌群数、大腸菌数の環境基準値は設定されていません。

※4　環境基準適合状況（判定）　○：適合　×：不適合

資料：「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月）
「令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 4 年 3 月）
「令和 3 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 5 年 3 月）
「令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和 6 年 11 月更新）
「令和 5 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和 6 年 11 月更新）



資料：「令和５年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和６年11月更新）
「横浜河川図」（横浜市道路局河川部、平成23年３月）

図 3.2.10.2　河川の水質測定地点

(2) 地下水の水質

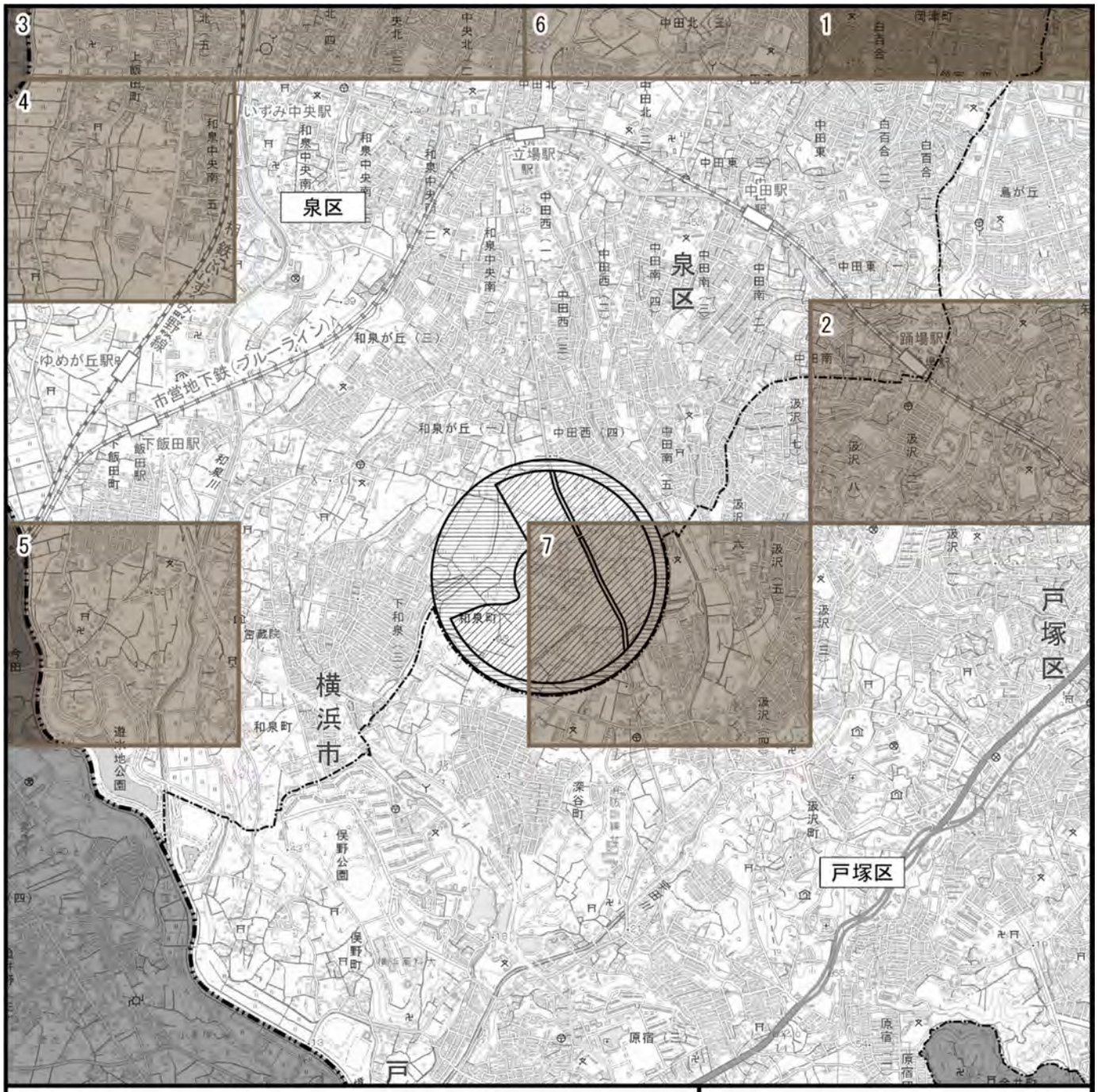
調査区域における地下水の水質測定地点は、表 3.2.10.8 及び図 3.2.10.3 に示すとおりです。

令和元年度以降に公表されている測定結果報告書によると、令和元年度、令和２年度、令和３年度、令和５年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。なお、令和元年度から令和５年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。

表 3.2.10.8　地下水の水質測定地点

行政区分	番号	測定地点	調査の種類	年度
泉区	1	中田東四丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	2	中田南一丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	3	泉中央北５丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	4	上飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R1
	5	下飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R2
	3	上飯田町	概況調査（定点調査）	R3
	6	中田東四丁目	概況調査（メッシュ調査）	R5
	3	上飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R5
戸塚区	7	汲沢五丁目	概況調査（メッシュ調査）	R2

資料：「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和３年３月）
「令和２年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和４年３月）
「令和３年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和５年３月）
「令和５年度 市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和６年 11 月更新）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）　：地下水の水質測定地点

：対象事業実施区域（墓園）

：市　境

：区　境

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和３年３月）
「令和２年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和４年３月）
「令和３年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和５年３月）
「令和５年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和６年11月更新）

図 3.2.10.3　地下水の水質測定地点

4) 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2.10.4 (1) ～ (2) に示すとおりです。また、道路交通騒音における測定結果は、表 3.2.10.9 に示すとおりです。

令和２年度をみると、県道 402 号（阿久和鎌倉）及び県道 403 号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。令和５年度をみると、国道１号において、昼夜ともに環境基準に不適合です。

表 3.2.10.9　道路交通騒音の測定結果

（単位：dB）

測定年度	測定場所	路線名	用途地域	特例適用※2	測定結果(L_{Aeq}※3)	
					昼間※1	夜間※1
R02	戸塚区原宿 4 丁目	県道 402 号（阿久和鎌倉）	準住居地域	○	67	62
R02	戸塚区深谷町	県道 403 号（菖蒲沢戸塚）	第 1 種住居地域	○	67	63
R05	戸塚区戸塚町	国道 1 号	第 1 種住居地域	○	74	73

※1　昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

※2　「特例適用」とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されていることを示します。この場合の環境基準は以下のとおりです。
【幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間 70 dB 夜間 65 dB】

※3　等価騒音レベル(L_{Aeq})：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

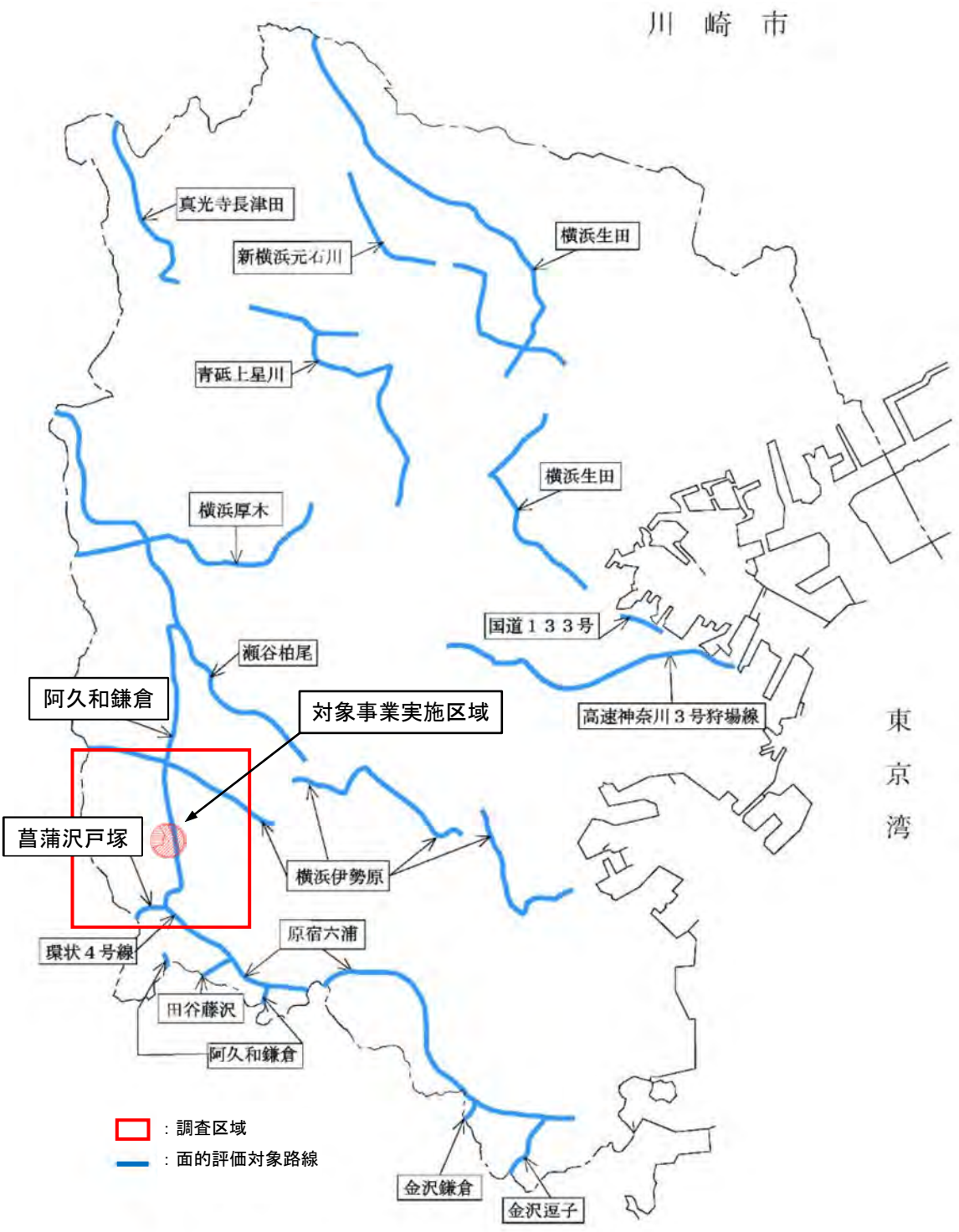
※4　網掛け：環境基準に不適合

※5　通常の道路に面する地域の環境基準は次のとおりです。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

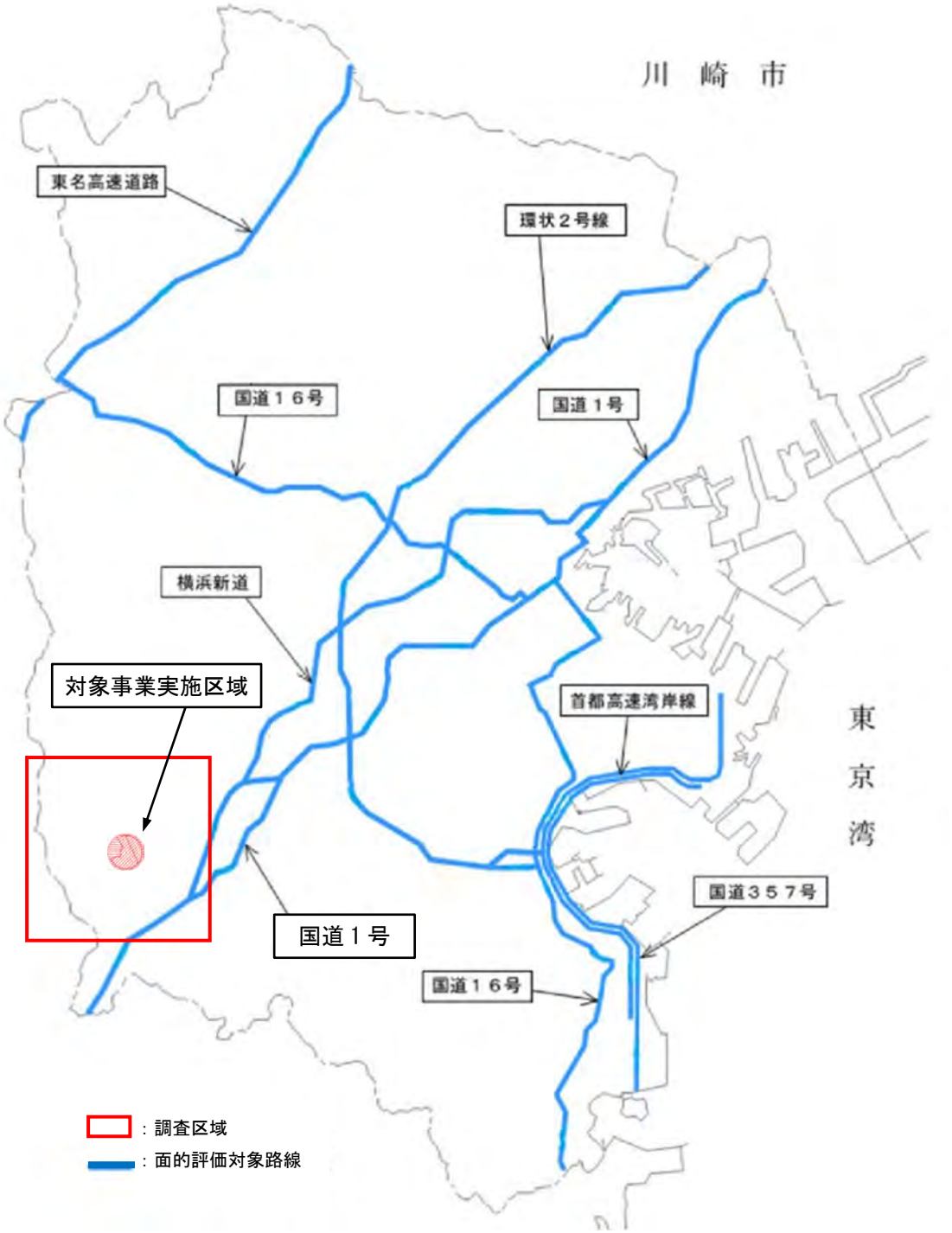
A 地域：専ら住居の用に供される地域
B 地域：主として住居の用に供される地域
C 地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

資料：「令和 2 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・貨物線・新幹線―」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 4 年 5 月）
「令和 5 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・新幹線―」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和 6 年 7 月）



資料：「令和２年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・貨物線・新幹線－」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和４年５月）

図 3.2.10.4（1）　道路交通騒音測定地点



資料：「令和５年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・新幹線―」
（横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和６年７月）

図 3.2.10.4（2）　道路交通騒音測定地点

(2) 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3.2.10.5 に示すとおりです。また、一般環境騒音における測定結果は、表 3.2.10.10 に示すとおりです。

平成 27 年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準に不適合です。

なお、一般環境騒音の測定は平成 30 年度にも実施されていますが、平成 30 年度の測定は調査区域外で実施されていることから、調査区域で実施された最新の測定となる平成 27 年度の結果を掲載しています。

表 3.2.10.10　一般環境騒音の測定結果（平成 27 年度）

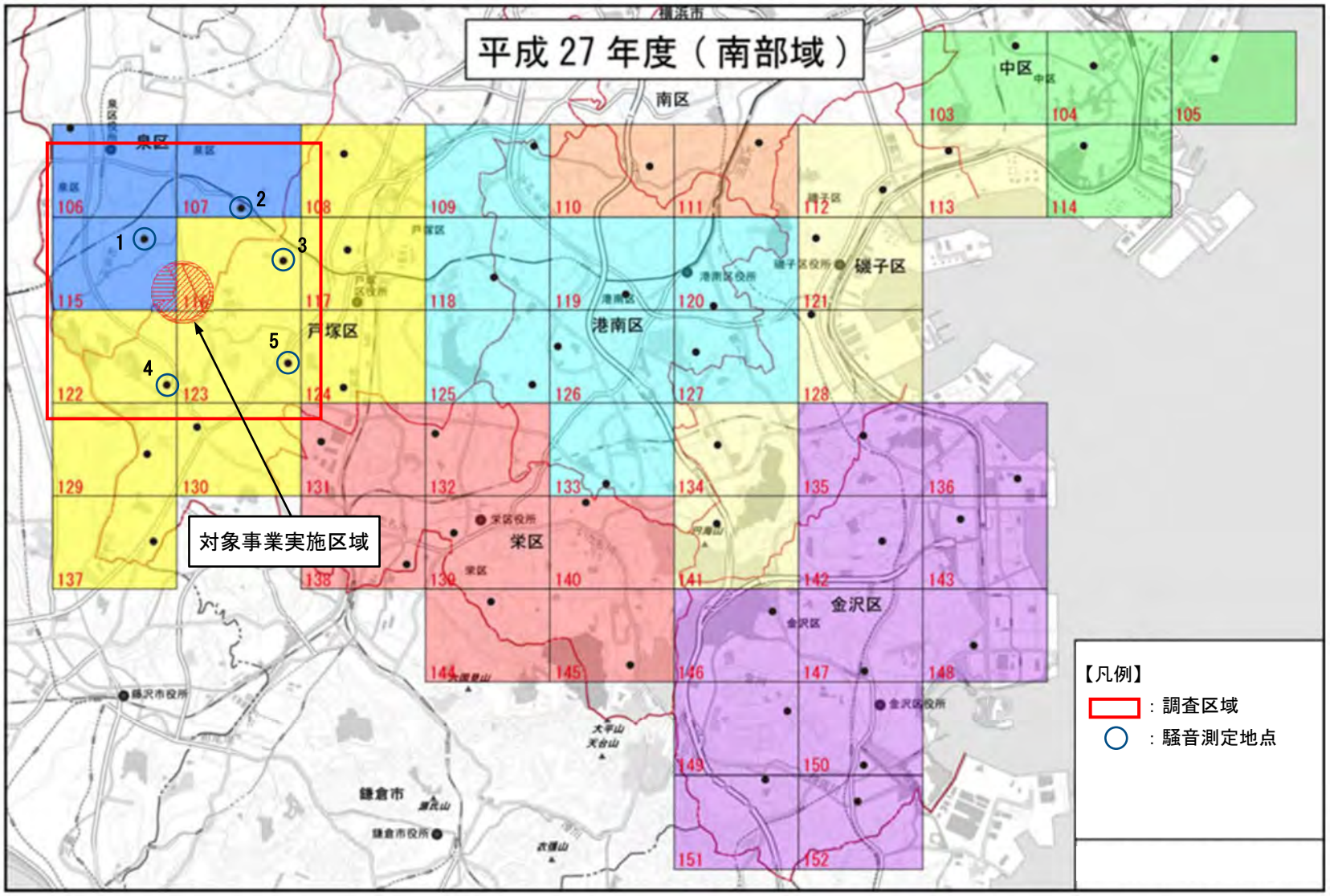
（単位：dB）

番号	測定地点	用途地域	環境基準類型	測定結果(L_{Aeq})		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	泉区和泉町	第 1 種低層住居専用地域	A	46	35	55	45
2	泉区中田南二丁目	準住居地域	B	49	44	55	45
3	戸塚区汲沢二丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	48	43	55	45
4	戸塚区深谷町	第 1 種住居地域	B	49	41	55	45
5	戸塚区戸塚町	第 2 種住居地域	B	60	54	55	45

※1　環境基準の該当地域状況
A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域
C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2　網掛け：環境基準に不適合

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・貨物線・新幹線・環境・航空機―」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）



資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書―道路・貨物線・新幹線・環境・航空機―」
（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月）

図 3.2.10.5　一般環境騒音測定地点

5) 振動の状況

調査区域において、令和７年３月現在、振動の測定地点は設定されていません。

6) 土壌汚染の状況

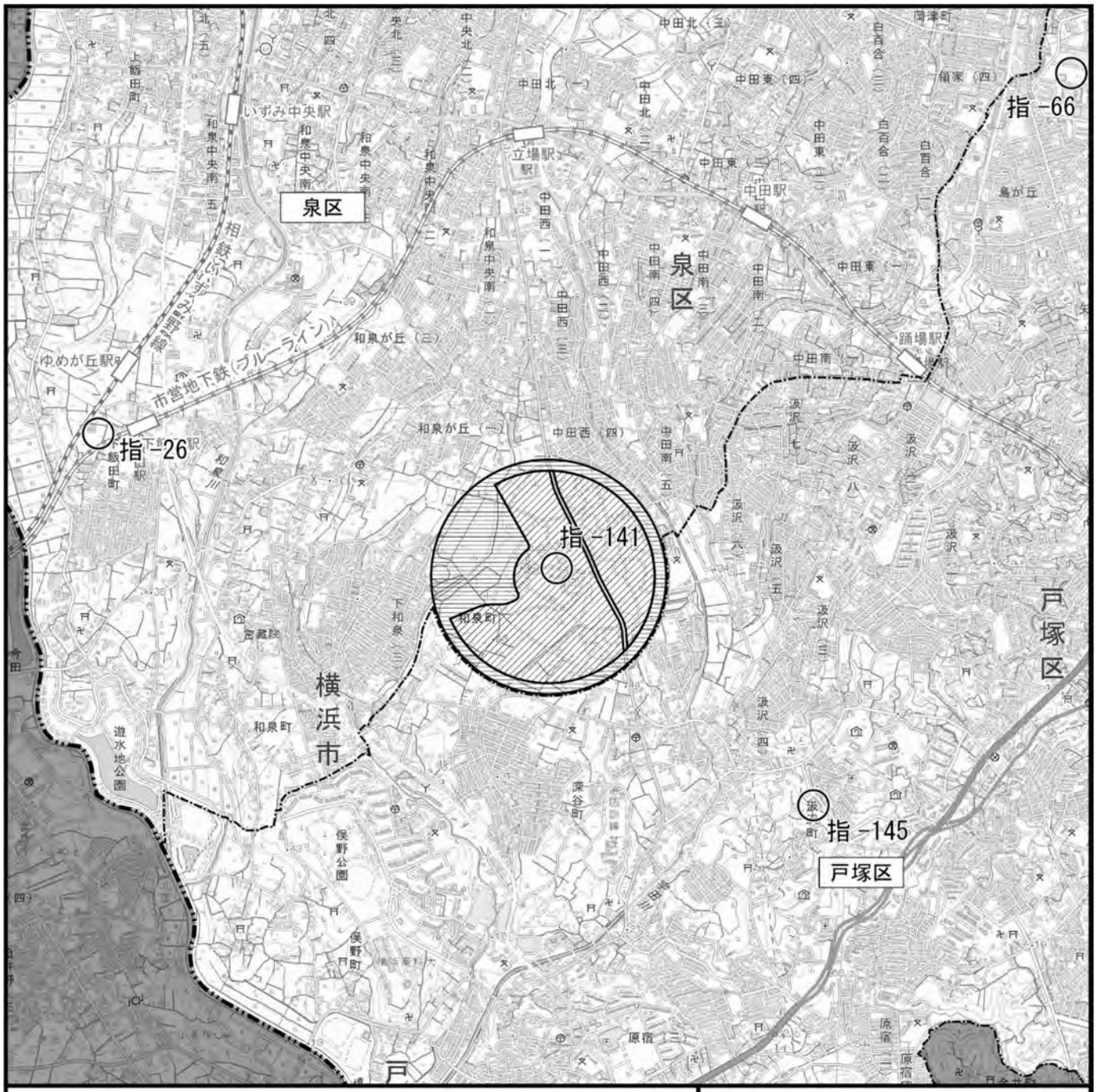
調査区域における「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2.10.11 及び図 3.2.10.6 に示すとおりです。なお、平成 28 年度に対象事業実施区域内において土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（「資料編　1.2 土壌調査結果」（p.資 1.2-1～1.2-10）参照）。

調査区域には、要措置区域が１箇所、形質変更時要届出区域が３箇所あります。対象事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域が１箇所存在します。

表 3.2.10.11　土壌汚染に係る区域の指定状況

種別	指定番号	所在地	指定年月日	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無
要措置区域	指-26	泉区下飯田町字林847番及び857番1の各一部、857番12並びに857番14の一部	平成 23 年 1 月 25 日	1,115.8	テトラクロロエチレン	有
形質変更時要届出区域	指-66	戸塚区上矢部町字金堀塚2416番2の一部	平成 25 年 4 月 5 日	100.0	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	有
	指-141	泉区和泉町の一部	平成 30 年 1 月 15 日	1,800.0	鉛及びその化合物	無
	指-145	戸塚区汲沢町字小無行219番の3の一部	平成 30 年 3 月 5 日	100.0	鉛及びその化合物	無

資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）　　○：土壌汚染に係る区域

▨：対象事業実施区域（墓園）

▬·▬：市　境

▬··▬：区　境

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」
（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 3.2.10.6
土壌汚染に係る区域の指定状況

7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」（横浜市告示第 129 号、昭和 48 年５月）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（政令第 207 号、昭和 47 年５月）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。

8) 地盤沈下の状況

調査区域における令和５年度の地盤沈下の状況は、表 3.2.10.12 に示すとおりです。

泉区で観測した水準点 11 点のうちの 10 点及び戸塚区で観測した水準点５点のうち全てで 10 ㎜未満の沈下が確認されています。

表 3.2.10.12　地盤沈下状況（令和 5 年度）

（単位：㎜）

行政区分		水準点数	沈下点数	沈下量				
				0～9.9	10.0～19.9	20.0～29.9	30.0～39.9	40.0以上
横浜市		116	111	104	7	－	－	－
	泉区	11	10	10	－	－	－	－
	戸塚区	5	5	5	－	－	－	－

※　－：該当数値のないもの

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2.11.1 に示すとおりです。

令和６年の被害件数は、泉区、戸塚区ともに確認されていません。

また、令和２年から令和６年の被害の状況を見ると、泉区では令和５年度に人的被害が、戸塚区では令和３年度に人的被害、令和５年度に崖くずれが発生しています。

表 3.2.11.1　災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類				横浜市					泉区					戸塚区				
				R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
人的被害	死者		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者		0	7	0	11	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0
住家被害	全壊※1		棟	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模半壊※2			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	半壊※3			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部破損※4			1	4	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	床上浸水			0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	床下浸水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非住家被害	公共建物	全壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損		0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田への流出・埋没		ha	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田の冠水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑の流出・陥没			0	0.268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑の冠水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の被害	文教施設		件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	橋梁		－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川		箇所	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	砂防			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清掃施設			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崖くずれ			4	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	鉄道不通			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害船舶		隻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道		戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話		回線	0	0	0	0	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス		戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等		箇所	0	6	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他			2	58	15	34	14	0	2	0	1	0	0	9	2	0	0

※1　全壊　　住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものです。

※2　大規模半壊　居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものです。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものです。

※3　半壊　　住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものです。

※4　一部破壊　全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとします。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除きます。

※5　「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「令和 2 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和 4 年 1 月）
「令和 3 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和 4 年 5 月）
「令和 4 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和 5 年 3 月）
「令和 5 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和 6 年 3 月）
「令和 6 年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和 7 年 3 月）

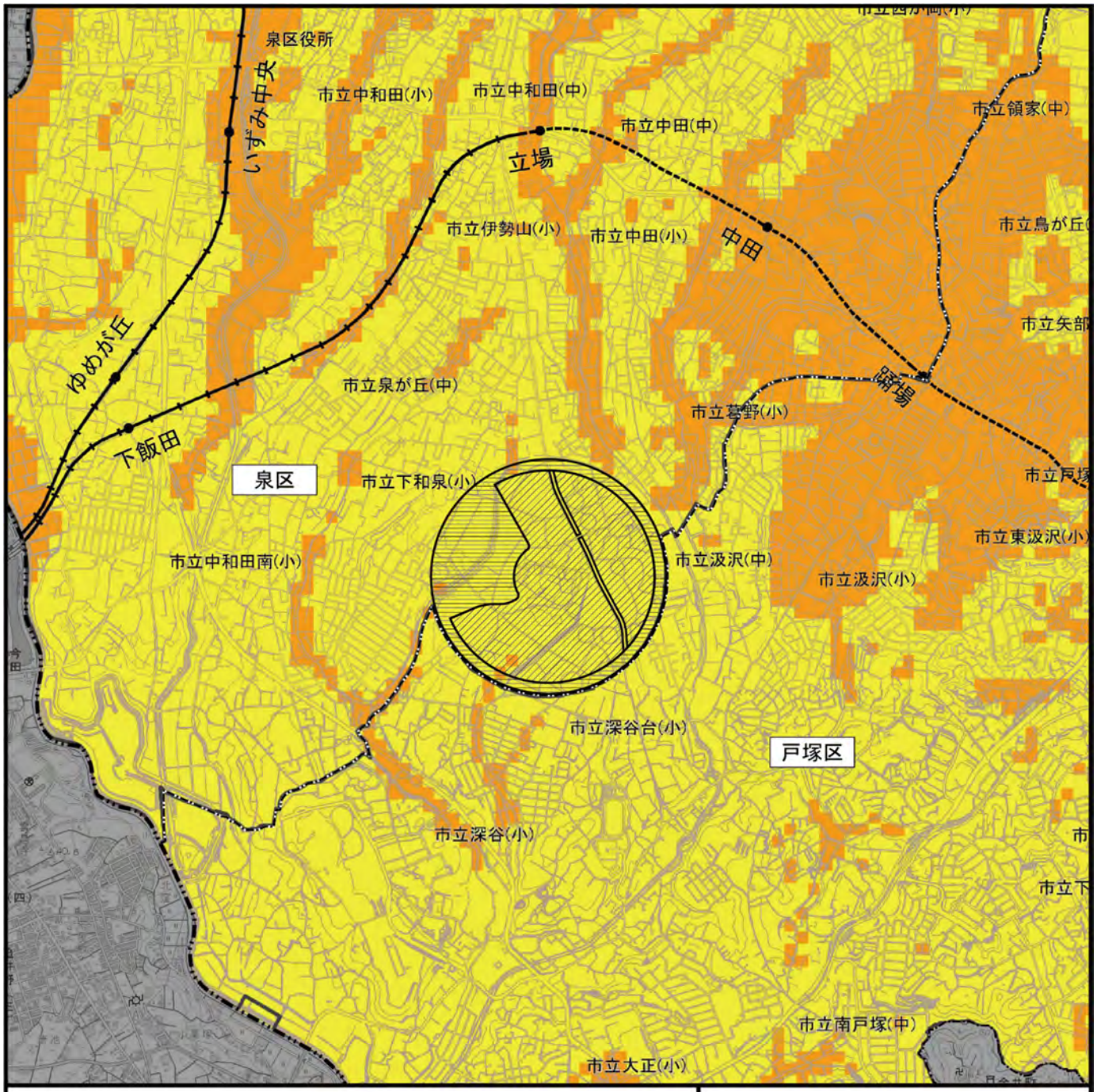
2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2.11.1（1）～（3）に示すとおりです。

地震マップは、本市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測し地図としてまとめたもので、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた３地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の震度分布を図示したものです。

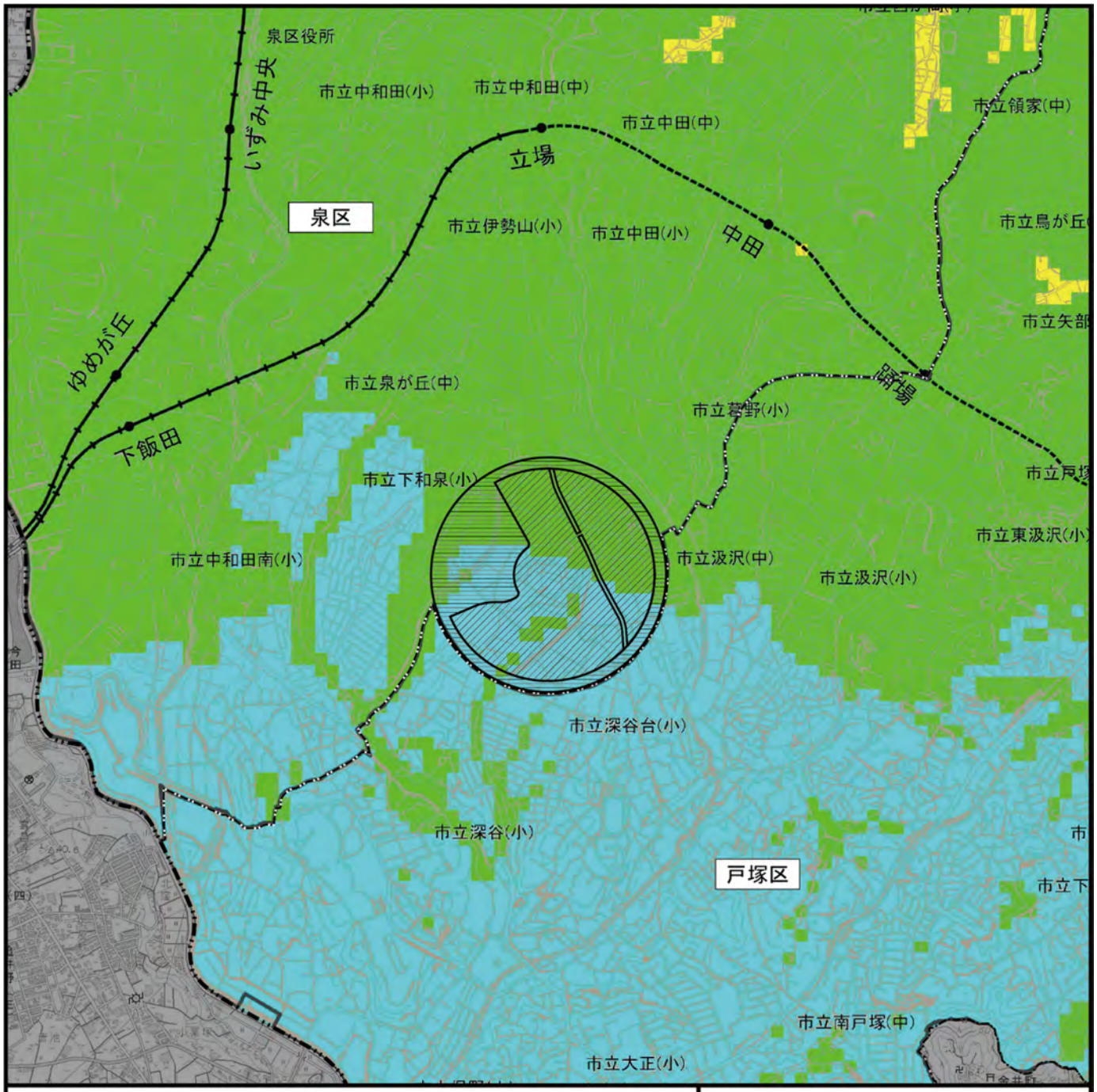
調査区域では、元禄型関東地震で震度６弱～６強、東京湾北部地震で震度５弱～６弱、南海トラフ巨大地震で震度５強～６弱の揺れが想定されています。

対象事業実施区域では、元禄型関東地震で震度６弱～６強、東京湾北部地震で震度５弱～５強、南海トラフ巨大地震で震度５強の揺れが想定されています。



資料：「元禄型関東地震被害想定　地震マップ（泉区、戸塚区）」
（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

図 3.2.11.1 (1)
地震マップ(元禄型関東地震)



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境
- ：震度7
- ：震度6強
- ：震度6弱
- ：震度5強
- ：震度5弱
- ：震度4

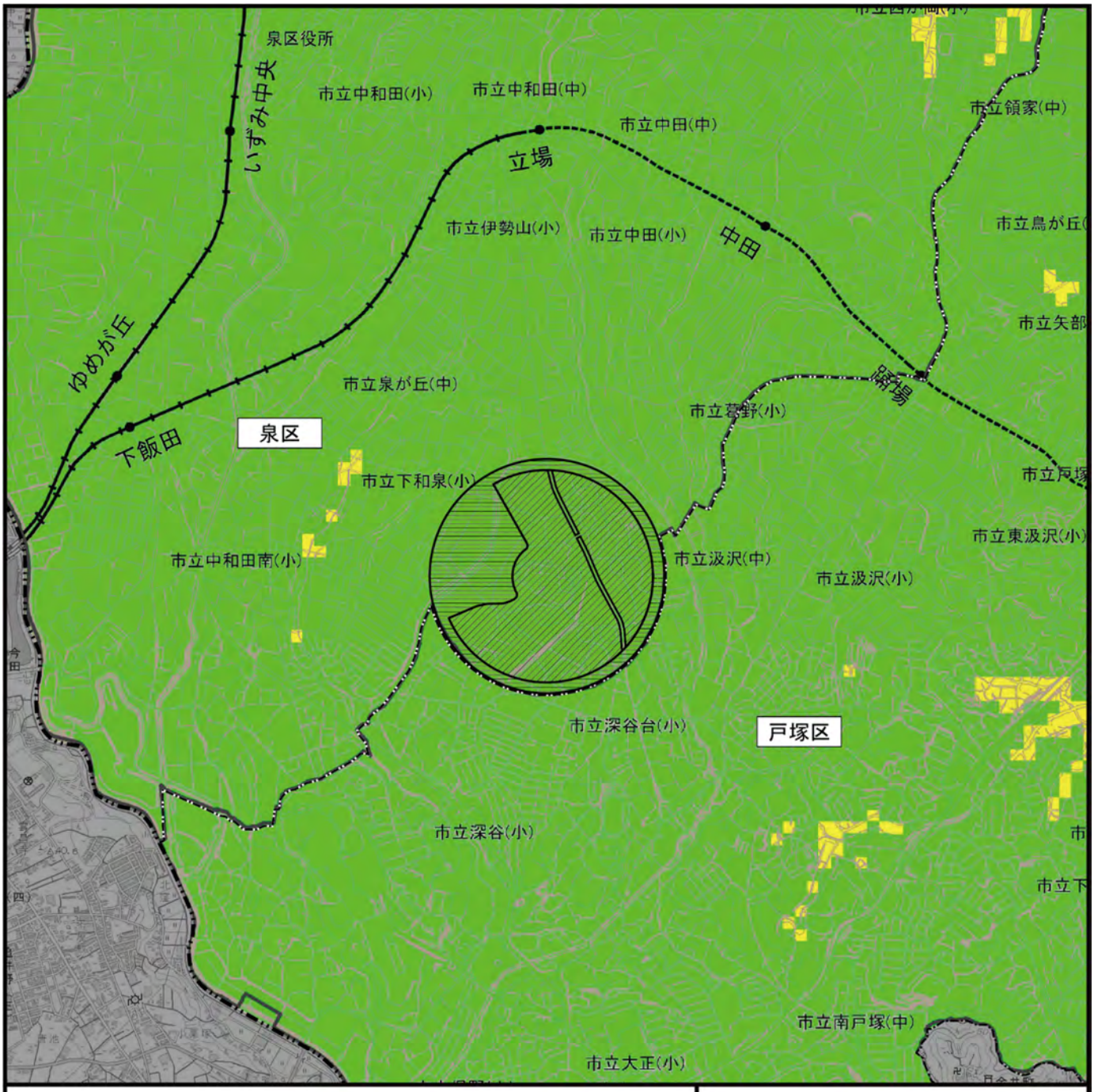
N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「東京湾北部地震被害想定　地震マップ（泉区、戸塚区）」
（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

図 3.2.11.1 (2)
地震マップ(東京湾北部地震)



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定　地震マップ（泉区、戸塚区）」
（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

図 3.2.11.1 (3)
地震マップ(南海トラフ巨大地震)

3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域は表 3.2.11.2 及び図 3.2.11.2 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（法律第 57 号、昭和 44 年７月）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県が指定する区域です。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが５m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

表 3.2.11.2　急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

行政区分	番号	名称	所在地	指定日
戸塚区	1	戸塚町浅間神社	戸塚町	平成 27 年 8 月 14 日
	2	汲沢町五霊神社	汲沢町	令和 4 年 3 月 11 日

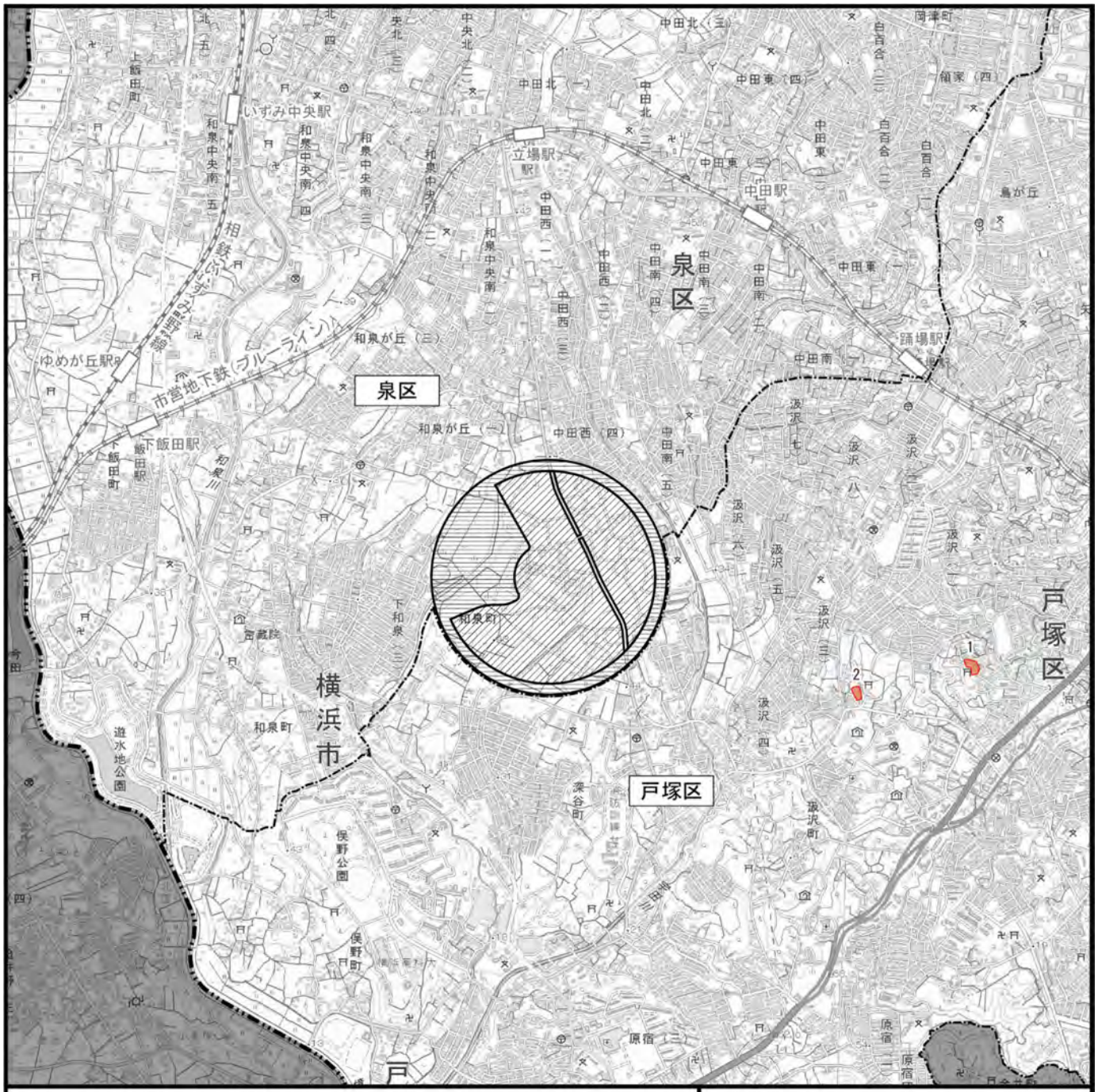
資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県、令和 7 年 3 月調べ）

4) 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域は、図 3.2.11.3 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（法律第 57 号、平成 12 年５月）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域として、神奈川県が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬·▬ : 市　境
- ▬·▬·▬ : 区　境
- ▨ : 急傾斜地崩壊危険区域

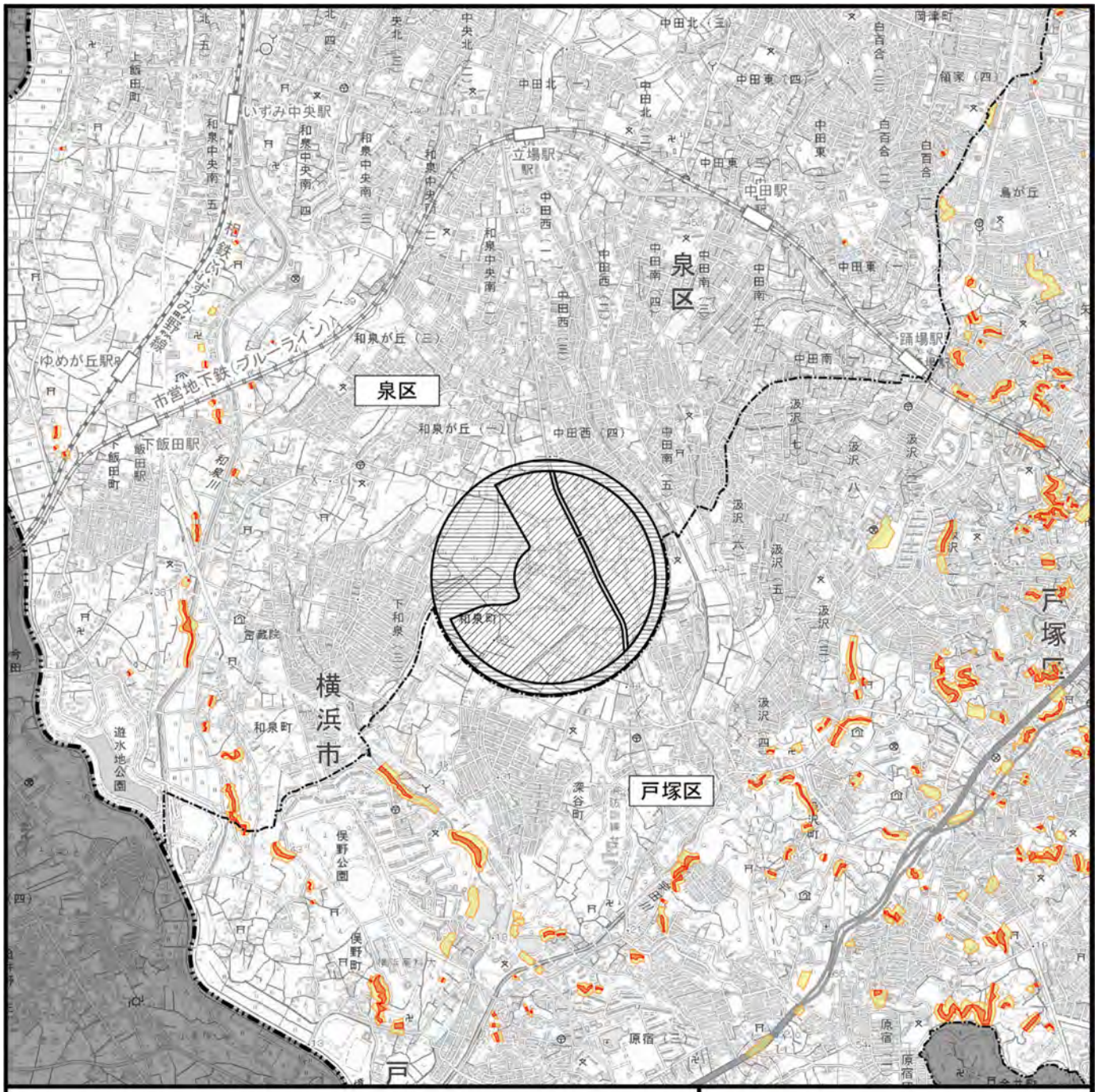
N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県、令和７年３月調べ）

図 3.2.11.2　急傾斜地崩壊危険区域



資料：「泉区土砂災害ハザードマップ」（横浜市、令和４年２月）
「戸塚区土砂災害ハザードマップ」（横浜市、令和３年12月）

図 3.2.11.3　土砂災害警戒区域

5) 浸水のおそれのある区域

調査区域の浸水想定区域（洪水）は、図 3.2.11.4 に示すとおりです。

調査区域には、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。

調査区域の浸水想定区域（内水）は、図 3.2.11.5 に示すとおりです。

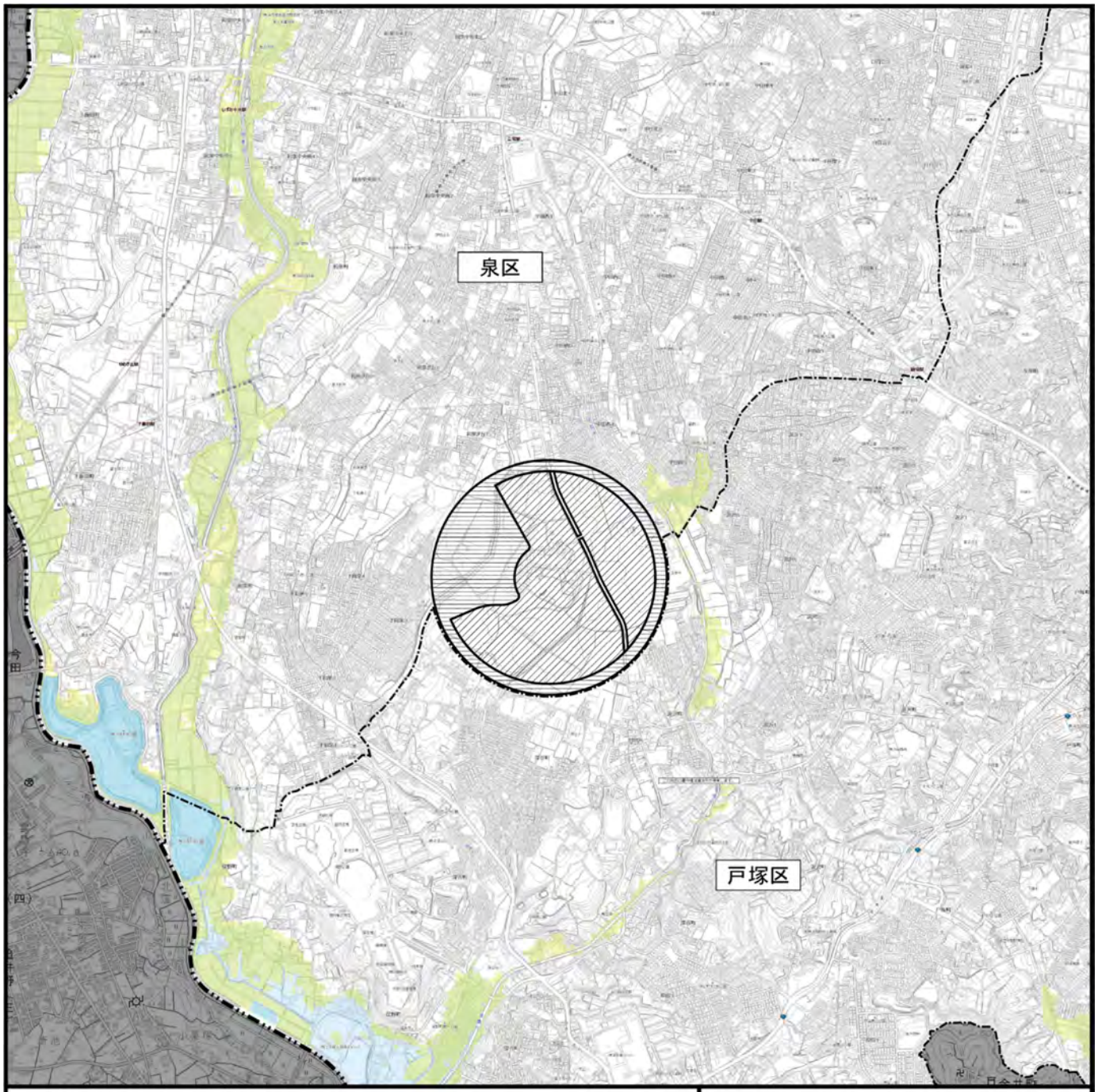
調査区域には、０㎝以上２㎝未満、２㎝以上 20 ㎝未満等の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があり、対象事業実施区域には、０㎝以上 2m未満の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があります。

6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域の液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2.11.6（1）～（3）に示すとおりです。

「液状化マップ」は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた３地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を図示したものです。

調査区域は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境

浸水想定区域（想定最大規模）

- ：0 ～0.5m未満
- ：0.5～3.0m未満
- ：3.0～5.0m未満
- ：5.0～10.0m未満

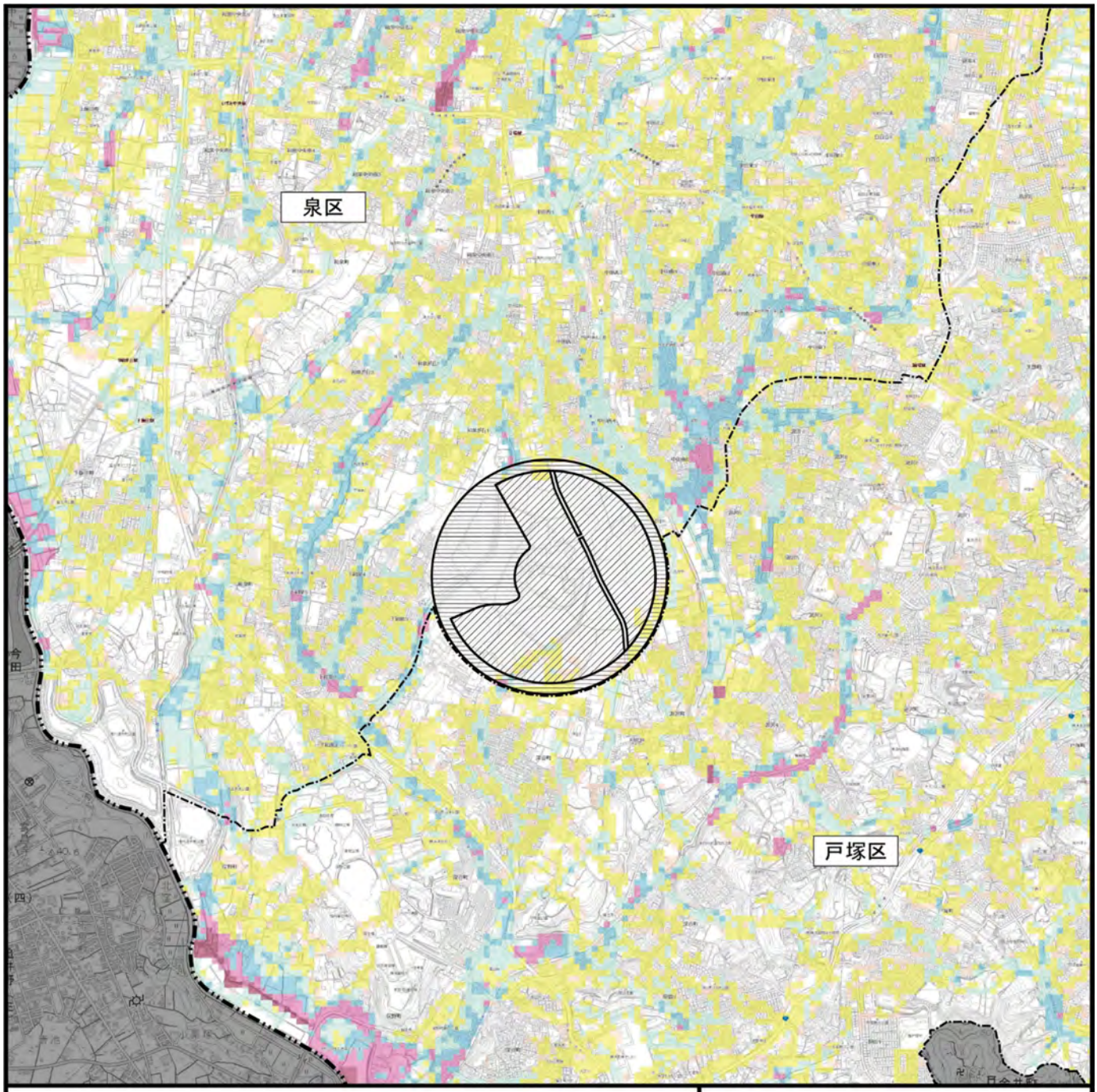
N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「泉区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和４年５月）
「戸塚区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和４年５月）
「横浜市行政地図情報提供システム　わいわい防災マップ」
（横浜市、令和７年３月調べ）

図 3.2.11.4　浸水想定区域（洪水）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境

浸水想定区域（想定最大規模）

- ：0cm以上2cm未満
- ：2cm以上20cm未満
- ：20cm以上50cm未満
- ：50cm以上1.0m未満
- ：1.0m以上2.0m未満
- ：2.0m以上

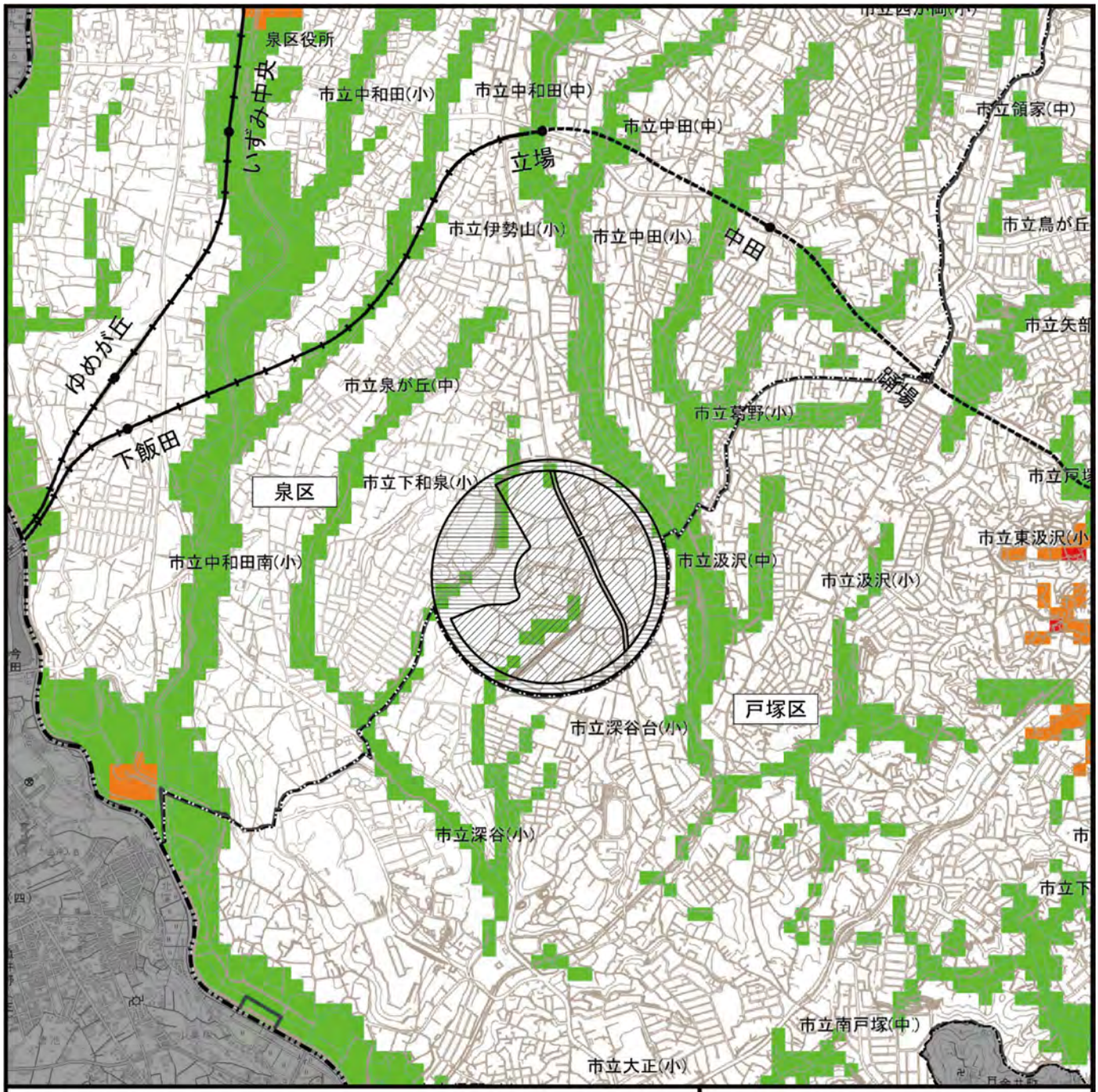
N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「泉区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和４年５月）
「戸塚区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和４年５月）
「横浜市行政地図情報提供システム　わいわい防災マップ」
（横浜市、令和７年３月調べ）

図 3.2.11.5　浸水想定区域（内水）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ━·━：市　境
- ┅·┅：区　境

液状化危険度

- ：液状化危険度が高い：15＜PL
- ：液状化する可能性がある：5PL≦15
- ：液状化危険度は低い：0＜PL≦5
- ：液状化危険度はかなり低い：PL＝0

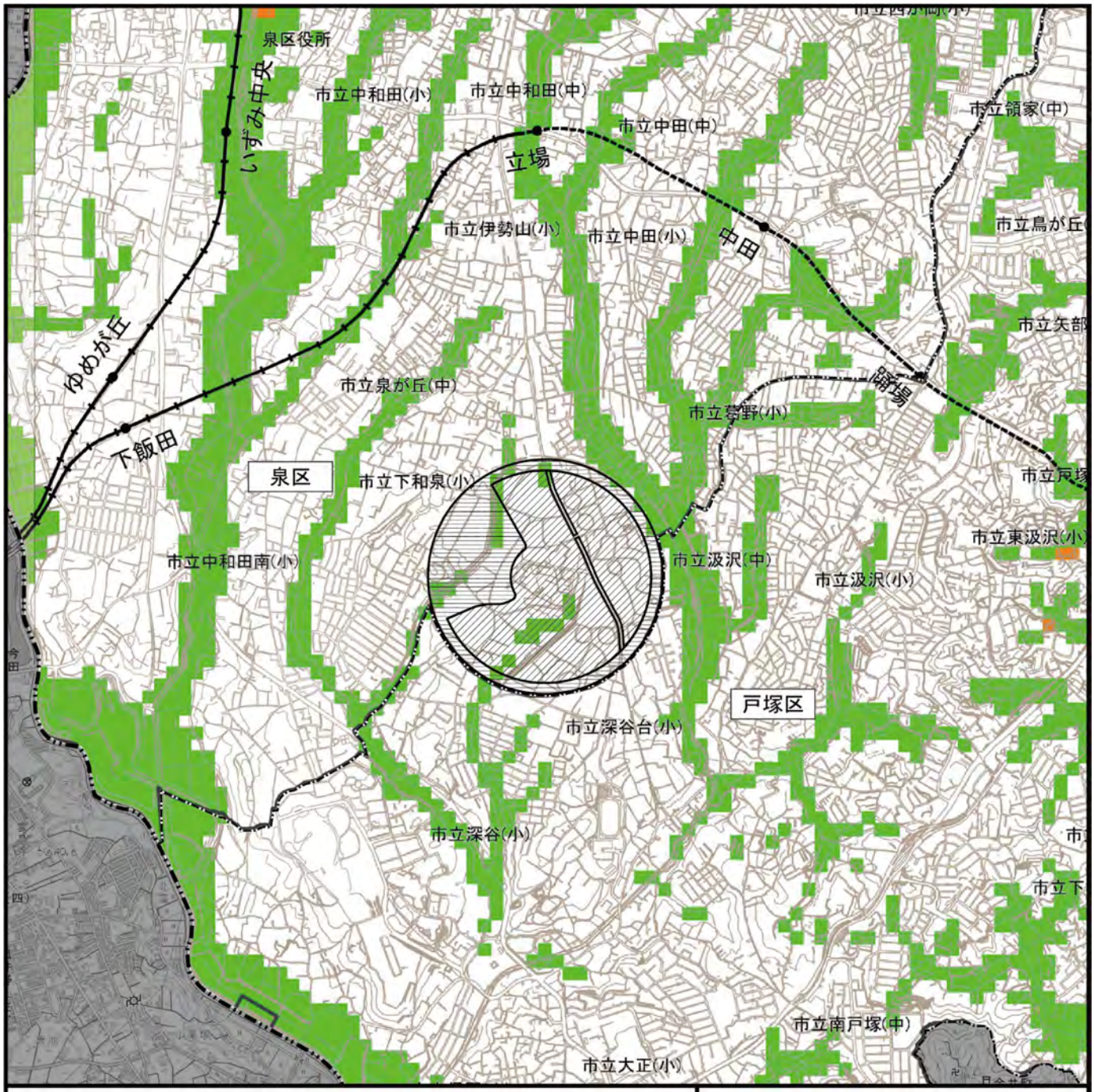
資料：「元禄型関東地震被害想定　液状化マップ（泉区、戸塚区）」
（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 3.2.11.6（1）
液状化マップ（元禄型関東地震）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬：市　境
- ▬··▬：区　境

液状化危険度

- ：液状化危険度が高い:15＜PL
- ：液状化する可能性がある:5PL≦15
- ：液状化危険度は低い:0＜PL≦5
- ：液状化危険度はかなり低い:PL＝0

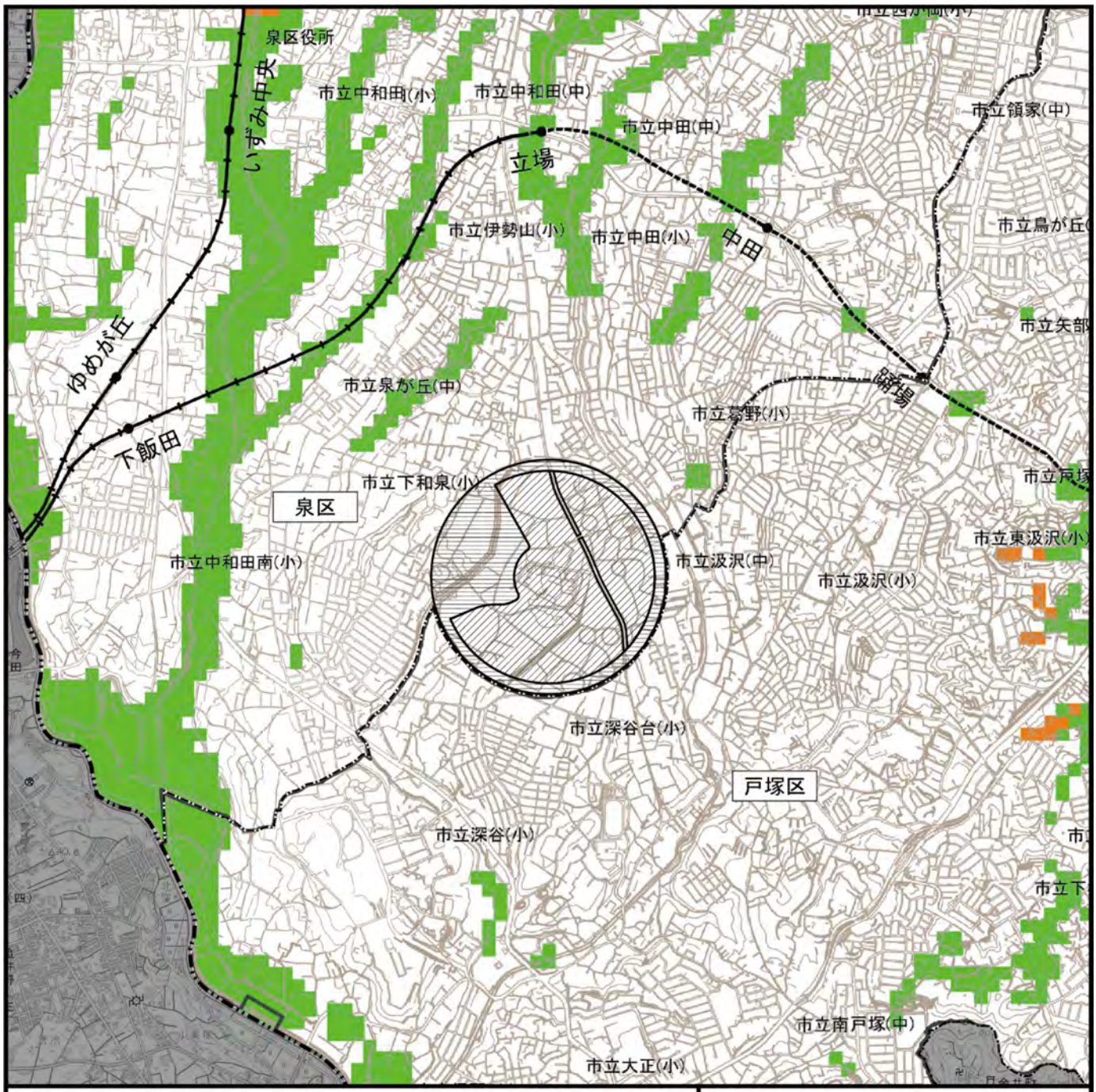
N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

資料：「東京湾北部地震被害想定　液状化マップ（泉区、戸塚区）（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

図 3.2.11.6 (2)
液状化マップ(東京湾北部地震)



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▨：対象事業実施区域（墓園）

－・－：市　境

－・－：区　境

液状化危険度

：液状化危険度が高い：15＜PL

：液状化する可能性がある：5PL≦15

：液状化危険度は低い：0＜PL≦5

：液状化危険度はかなり低い：PL＝0

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定　液状化マップ（泉区、戸塚区）（横浜市消防局、平成 24 年 10 月）

N

0　250　500　1,000 m

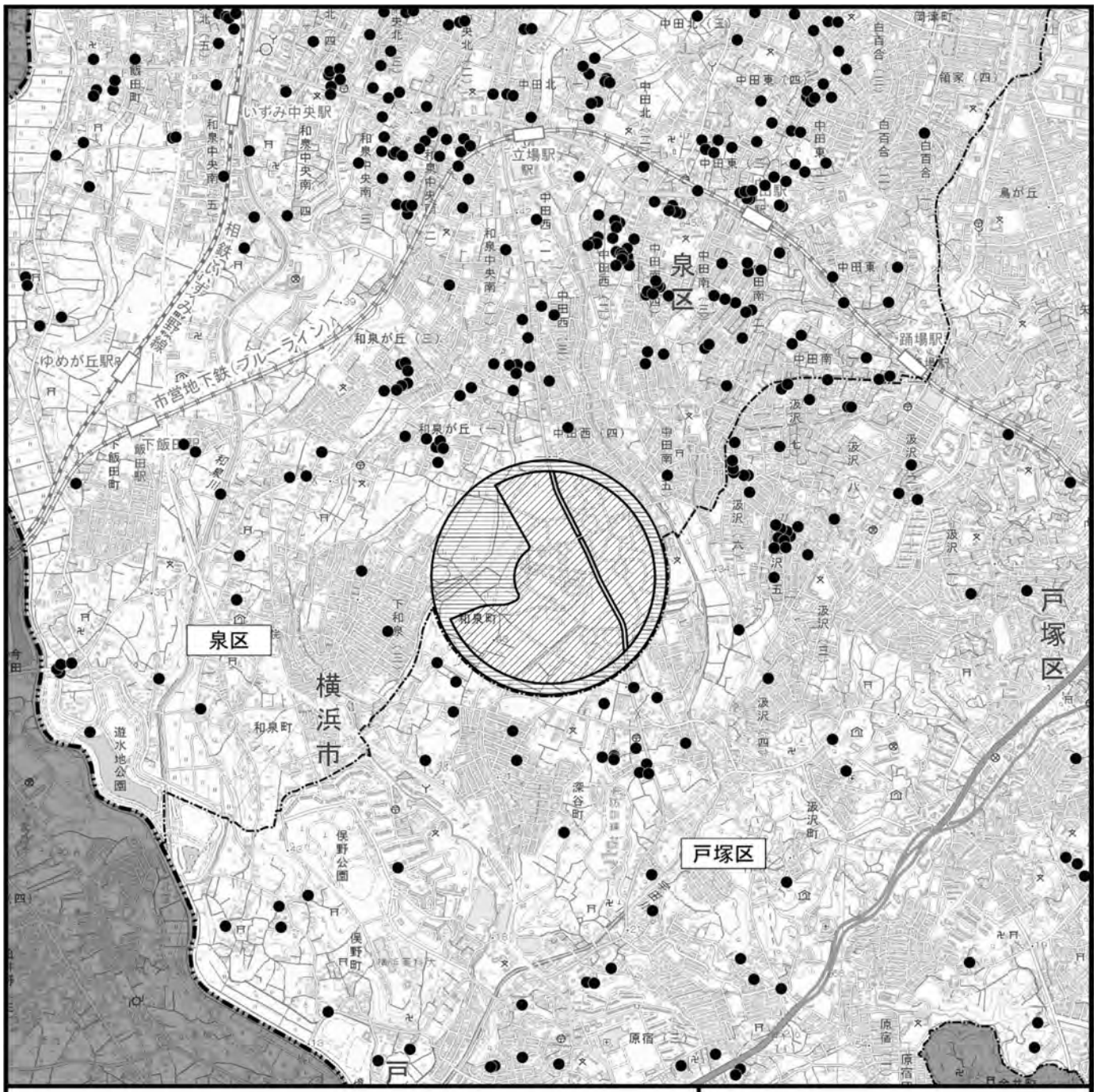
1:25,000

図 3.2.11.6（3）
液状化マップ（南海トラフ巨大地震）

7) 災害応急用井戸の状況

本市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は図 3.2.11.7 に示すとおり、泉区に 238 箇所、戸塚区に 89 箇所存在しています。



資料：「横浜市行政地図情報提供システム　市民防災情報わいわい防災マップ」
（横浜市、令和７年３月調べ）

図 3.2.11.7　災害応急用井戸

3.2.12 廃棄物の状況

本市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2.12.1 に示すとおりです。

本市では、令和５年度のごみと資源の総量は約 112.0 万トンで、前年度に比べ、約 4.0 万トン減少（約-3.6%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量は約 77.9 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 3.3 万トン減少（約-4.2%）、事業系に区分されるごみと資源の総量は約 34.1 万トンで前年度に比べ約 0.8 万トン減少（約-2.3%）となっています。

平成 30 年度から令和４年度に本市内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.2 に、平成 21 年、令和元年度から令和４年度に神奈川県内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.3 に示すとおりです。

また、対象事業実施区域内において産業廃棄物最終処分場跡地が確認されています（「資料編 1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」（p.資 1.3-1～p.資 1.3-13）参照）。

表 3.2.12.1　横浜市における一般廃棄物の処理状況

（単位：ｔ）

項目				年度				
				R1※5	R2	R3	R4	R5
ごみと資源の総量				1,220,597	1,200,409	1,178,299	1,160,264	1,119,824
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	581,269	598,514	578,970	565,853	546,318
			埋立	312	316	307	286	290
			小計	581,581	598,830	579,277	566,139	546,608
		事業系	焼却	305,374	267,824	273,093	278,706	274,207
			埋立	3,692	2,610	2,746	2,655	2,319
			小計	309,066	270,434	275,838	281,362	276,526
		計		890,647	869,264	855,115	847,500	823,134
	資源化量	家庭系	缶	8,671	9,728	9,533	8,968	8,336
			びん	19,534	20,538	19,566	18,193	16,556
			ペットボトル	13,094	14,077	14,372	14,176	14,032
			ガラス残さ	4,354	4,907	5,098	5,011	5,042
			小さな金属類	4,648	5,276	4,726	4,256	4,044
			プラスチック製容器包装	48,817	51,129	50,094	48,276	46,555
			スプレー缶	611	620	619	611	611
			古紙	1,452	1,254	973	968	929
			古布	525	467	426	387	420
			蛍光灯・電球	82	77	70	59	56
			乾電池	321	319	336	341	358
			粗大金属	6,704	7,209	7,077	6,533	6,220
			羽毛布団	10	8	12	12	13
			小型家電	61	85	91	95	99
			燃えないごみ	1,333	1,327	1,233	1,192	1,128
			その他	60※2	0	0	0.4※3	4.4※4
			小計	110,277	117,023	114,225	109,079	104,402
			資源集団回収	152,377	149,022	142,784	136,438	128,058
		事業系※1	せん定枝	50,197	49,457	49,313	47,817	42,795
			生ごみ	17,099	15,643	16,861	19,430	21,435
			小計	67,296	65,100	66,174	67,246	64,230
		計		329,950	331,145	323,183	312,763	296,690

※1　事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2　せん定枝リサイクル実証実験における資源化量及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3　水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※4　プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※5　次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

・令和元年度の台風第 15 号による災害廃棄物（2,139 トン）

・令和元年度の台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン）

・令和元年度の新型コロナウイルスの影響によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306 トン）

注　表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 6 年度　事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 6 年 9 月）

表 3.2.12.2　産業廃棄物の発生量と処理状況（横浜市）

（単位：万ｔ）

項目	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
発生量	970	919	888	846	901
減量化量	636	613	599	551	600
再生利用量	315	284	275	272	287
最終処分量	20	22	14	22	14

資料：「令和６年度　事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和６年９月）

表 3.2.12.3　産業廃棄物の発生量と処理状況（神奈川県）

（単位：万ｔ）

項目	年度				
	H21	R1	R2	R3	R4
発生量	1,716	1,808	1,737	1,714	1,740
減量化量	891	1,089	1,060	1,020	1,035
再生利用量	711	691	650	668	678
最終処分量	114	28	27	26	27

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県ホームページ、令和７年３月調べ）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と公園及び墓園整備事業との関係の有無は、表 3.2.13.1（1）～（6）に示すとおりです。

適用法令は令和７年３月現在の法令の施行状況等より判断したものであり、公園及び墓園整備事業との関係がある関連法令を遵守します。

表 3.2.13.1（1）　環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
環境一般	環境基本法	○	○
	神奈川県環境基本条例	－	－
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	－	－
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	○
	環境影響評価法	－	－
	神奈川県環境影響評価条例	－	－
	横浜市環境影響評価条例	○	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	－	－
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	○
	生活環境保全推進ガイドライン	○	○
大気汚染	大気汚染防止法	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○	○
水質汚濁	水質汚濁防止法	○	○
	下水道法	○	○
	横浜市下水道条例	○	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	－	－
騒音	騒音規制法	○	○
振動	振動規制法	○	○
地盤沈下	工業用水法	－	－
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	－	－
悪臭	悪臭防止法	－	－
日照阻害	建築基準法	－	－
	神奈川県建築基準条例	－	－
	横浜市建築基準条例	－	－
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	－	－
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	－	－

表 3.2.13.1（2）　環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	○
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	－	－
	石綿排出等工事に関する指導指針	○	○
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	○
	第 10 期 神奈川県分別収集促進計画	－	－
	ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○	○
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○	○
	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	○	○
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	○	○
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	－	－
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○	○
環境計画等	神奈川県環境基本計画	○	○
	横浜市環境管理計画	○	○
	横浜市水と緑の基本計画	○	○

表 3.2.13.1（3）　環境関連法令等（自然環境保全）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
自然環境一般	生物多様性基本法	○	○
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○	○
	生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）	○	○
	自然環境保全条例（神奈川県）	○	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	－	－
	横浜市水と緑の基本計画	○	○
	横浜みどりアップ計画［2024-2028］	○	○
	横浜自然観察の森条例	－	－
	横浜市生物多様性保全再生指針	○	○
国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	－	－
	都市公園法	○	○
	神奈川県立自然公園条例	－	－
	神奈川県都市公園条例	－	－
	横浜市公園条例	○	○
自然環境保全地域	自然環境保全法	－	－
風致地区	都市計画法	○	○
	横浜市風致地区条例	－	－
特別緑地保全地区	都市緑地法	－	－
近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	－	－
敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	○
	横浜市緑化地域に関する条例	－	－
生産緑地地区	生産緑地法	－	－
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	－	－
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	－	－
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	－	－
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	○
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	－	－
自然再生	自然再生推進法	○	○
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	－	－

表 3.2.13.1（4）　環境関連法令等（災害防止）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
保安林	森林法	－	－
砂防指定地	砂防法	－	－
宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	－	－
地すべり防止地区	地すべり等防止法	－	－
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	－	－
河川保全区域	河川法	－	－
航空障害	航空法	－	－
防火・危険物等の取扱い	消防法	－	－
	横浜市火災予防条例	－	－
	化学物質の適正な管理に関する指針	－	－
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	－	－

表 3.2.13.1（5）　環境関連法令等（温暖化対策）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	○
	エネルギー政策基本法	－	－
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	－	－
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	－	－
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	－	－
	バイオマス活用推進基本法	－	－
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	－	－
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	－	－
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	－	－
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	○
	神奈川県地球温暖化対策計画		
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	○
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○	○

表 3.2.13.1（6）　環境関連法令等（その他）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
景観	景観法	○	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○	○
	屋外広告物法	－	－
	神奈川県屋外広告物条例	－	－
	横浜市屋外広告物条例	－	－
	神奈川県景観条例	○	○
	神奈川景観づくり基本方針	○	○
	横浜市景観計画	○	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○	○
	横浜市景観ビジョン	○	○
	横浜市公共事業景観ガイドライン	○	○
まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○	○
	横浜市中期 4 か年計画 2022～2025	○	○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査（国土交通省、農林水産省）	○	○
	地区計画、建築協定等	－	－
	街づくり協議地区制度	－	－
	横浜都市交通計画	－	－
	土地区画整理法	－	－
	横浜市駐車場条例	○	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	－	－
	横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○	○
文化財	文化財保護法	－	－
	神奈川県文化財保護条例	－	－
	横浜市文化財保護条例	－	－
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○	○
	光害対策ガイドライン（環境省）	○	○
	墓地、埋葬等に関する法律	－	○
	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	－	○

3.3　調査対象地域における地域特性の概要

「3.2　地域の概況」の調査結果から要約される対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.3.1（1）～（3）に示すとおりです。

対象事業実施区域は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年６月に返還されました。現在は、図 3.2.6.1（p.3-48）に示すとおり対象事業実施区域のほとんどが都市計画区域として、市街化調整区域に指定されています。対象事業実施区域の周辺は、主として住居系の用途地域に指定され、住宅地として利用されています。

対象事業実施区域（公園）は、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）により、災害時の広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能や豊かな自然環境、市民活動の拠点となる広場、多様なニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。対象事業実施区域（墓園）は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人が訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園として、芝生型納骨施設や合葬式納骨施設を整備するものです。また、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50ｍの外周道路を整備します。

対象事業実施区域の周辺の主要道路としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状４号線が、南東側には国道１号線があります。

表 3.3.1（1）　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	・横浜地方気象台(横浜市中区山手町）における令和 6 年の気象の状況は、平均気温 18.0℃、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 1,819.0 ㎜となっています。
地形、地質、地盤の状況	・対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。 ・対象事業実施区域の地質は、大部分が火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されており、一部に埋め立て土が分布しています。 ・対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚 0～5mがあります。
水循環の状況	・対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。 ・調査区域において、湧水は泉区で 3 地点、戸塚区で 2 地点あります。
植物、動物の状況	・対象事業実施区域の植生は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。対象事業実施区域の潜在自然植生は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」があり、一部に「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」及び「ハンノキ群落」が分布しています。 ・調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落（群落複合）や、「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」に記載された植物群落、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」は存在しません。なお、調査区域周辺で確認されている注目すべき種として、植物では、シダ植物は 6 種、種子植物は 52 種が確認されています。動物では、哺乳類は 2 種、鳥類は 67 種、両生類は 4 種、爬虫類は 5 種、魚類は 12 種、昆虫類は 153 種、底生動物は 4 種が確認されています。
人口、産業の状況	・泉区、戸塚区ともに、令和 2 年から人口は減少傾向、世帯数は増加傾向です。 ・泉区、戸塚区ともに事業所数は「卸売業,小売業」、従業者数は「医療,福祉」が最も多くなっています。
土地利用の状況	・対象事業実施区域の周辺は第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されています。
交通、運輸の状況	・調査区域には、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状 4 号線が、南東側には国道 1 号があります。 ・県道 22 号（横浜伊勢原）及び県道 402 号（阿久和鎌倉）の立場交差点は、主要渋滞箇所とされています ・バス路線は天台観光、神奈中バスの 2 社が運行しています。 ・鉄道は相鉄いずみ野線及び市営地下鉄ブルーラインがあります。

表 3.3.1（2）　地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公共施設等の状況		・調査区域において、泉区には保育所・幼稚園・認定こども園が 35 施設、小学校が 8 校、中学校が 4 校、高等学校が 1 校あります。戸塚区には保育所・幼稚園・認定こども園が 17 施設、小学校が 9 校、中学校が 5 校、高等学校が 2 校、専修学校が 1 校、大学が 1 校あります。 ・調査区域において、主な医療機関は戸塚区に 3 施設、泉区に 1 施設あります。 ・調査区域において、泉区には区役所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 3 施設あり、戸塚区には警察署が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 5 施設あります。 ・調査区域において、泉区には主な福祉施設等が 34 施設あり、戸塚区には 24 施設あります。
公共施設等の状況		・調査区域において、泉区には地区センターやコミュニティハウス等の市民利用施設が 13 施設あり、戸塚区には 6 施設あります。 ・調査区域において、泉区には主な公園・緑地等が 44 施設あり、戸塚区には 61 施設あります。
文化財等の状況		・調査区域に複数の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域にはありません。 ・調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、対象事業実施区域にはありません。
公害等の状況	大気汚染	・令和元年度から令和 5 年度の経年変化をみると、一般局（泉区和泉中央北及び戸塚区汲沢）については、観測項目のうち光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準に適合しています。自排局（戸塚区戸塚町）については、観測項目全てで環境基準に適合しています。なお、光化学オキシダントは、一般局（泉区和泉中央北及び戸塚区汲沢）における光化学オキシダントの測定結果は、令和元年度から令和 5 年度の全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。
	水質汚濁	・令和元年度から令和 5 年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。 ・令和元年度以降に公表されている測定結果報告書によると、令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 5 年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。なお、令和元年度から令和 5 年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。
	騒音	・道路交通騒音について、令和 2 年度をみると、県道 402 号（阿久和鎌倉）及び県道 403 号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。令和 5 年度をみると、国道 1 号において、昼夜ともに環境基準を超過しています。 ・一般環境騒音について、平成 27 年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準値に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準値に不適合です。
	振動	・調査区域において、令和 7 年 3 月現在、振動の測定地点は設定されていません。

表 3.3.1（3）　地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公害等の状況	土壌汚染	・対象事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域が 1 箇所存在します。なお、平成 28 年度に対象事業実施区域内において土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（「資料編　1.2 土壌調査結果」（p.資 1.2-1～p.資 1.2-10）参照）。
	悪臭	・調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。
	地盤沈下	・令和 5 年度の地盤沈下の状況は、泉区で観測した水準点 11 点のうち 10 点及び戸塚区で観測した水準点 5 点のうち全てで 10 ㎜未満の沈下が確認されています。
災害の状況		・令和 6 年の災害による被害は、泉区、戸塚区ともに確認されていません。 ・調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 強～6 弱の揺れが想定されています。 ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。 ・調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。 ・調査区域には、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。また、調査区域には、0 ㎝以上 2 ㎝未満、2 ㎝以上 20 ㎝未満等の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があり、対象事業実施区域には、0 ㎝以上 2m 未満の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があります。 ・調査区域で、地震発生時の液状化危険度は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。
廃棄物の状況		・本市では、令和 5 年度のごみと資源の総量は約 112 万トンで、前年度に比べ、約 4.0 万トン減少（約-3.6%）しています。
法令等の状況		・公園及び墓園整備事業については「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令をはじめ、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な関連法令等があります。公園及び墓園整備事業実施にあたっては、これらの関連ある法令等を遵守します。

第４章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章　配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1　環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（平成 25 年３月改定）の「別記　事業別の配慮事項９　運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項に対して、配慮するべき内容を選定しました。また、「横浜市環境配慮指針」（平成 25 年３月改定）に掲げられた事項のほかに、事業特性及び地域特性を踏まえて配慮事項を追加しました。

選定した項目について、公園及び墓園整備事業で検討した配慮の内容を表 4.1.1（1）～（10）に記載しました。

また、配慮書からの変更点及び方法書からの変更点は下線部に示すとおりです。

表 4.1.1（1）検討した配慮内容（公園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等と併せて、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。 （主な上位・関連計画と公園整備事業の位置づけ） ① 横浜市中期4か年計画（平成30年10月） 【Ⅲ中長期的な戦略 戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市】より かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点等の樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全等を進めます。 なお、対象事業実施区域（公園）の位置する下和泉・東俣野・深谷周辺地区は緑の10大拠点に指定されており、詳細は②横浜市水と緑の基本計画に記載しています。 【Ⅲ中長期的な戦略 戦略4(2)「人が、企業が集い躍動するまちづくり」～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～】より 深谷通信所跡地では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していきます。 【Ⅳ38の政策 政策9 花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進】より 深谷通信所跡地では、大規模な土地利用転換や、米軍施設跡地等の返還の機会を活用し、公園整備の検討等を進めます。 【Ⅳ38の政策 政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり】より 深谷通信所跡地では、地権者等と連携しながら、市内米軍施設跡地の跡地利用を推進します。

基本的な配慮事項	（前ページ参照）	○	② 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月） 【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より 緑の 10 大拠点の一つに指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区では境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。 ③ 横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン（平成28年11月） 【Ⅲ分野別の方針 1.土地利用の方針】より 深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。 ④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月） 【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2.生物多様性】より 市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となる等生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特性に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換等の機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間の創出を目指します。 （公園整備事業での環境への配慮） ・墓園整備事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・墓園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・墓園整備事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。 ・対象事業実施区域（公園）内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、公園区域内における草地保護区の設置等によって約16haに及ぶ草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（公園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。 ・緑地計画では、対象事業実施区域（公園）内における周辺緑地との連続性等に配慮することで貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断・改変を避けるようにします。

表 4.1.1（2）　検討した配慮内容（公園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	・配慮書の作成を通じて対象事業実施区域（公園）及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・対象事業実施区域（公園）は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の 10 大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置し、境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、墓園整備事業の計画と連携を図りながら、それらに配慮した計画とします。 ・対象事業実施区域（公園）の周辺は、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、市街化調整区域となっており、住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とします。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	・工事計画の策定にあたっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・土壌汚染対策についても、法令に基づき適切な対応を行います。 ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。 ・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域（公園）内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。

表 4.1.1（3）　検討した配慮内容（公園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
公園整備事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・墓園整備事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・墓園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・対象事業実施区域（公園）内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、公園区域内における草地保護区の設置等によって約16haに及ぶ草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（公園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。 ・公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。 ・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園管理棟に太陽光発電の導入を検討しております。 ・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく再エネ比率の高い電力の調達に努めます。
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	・広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装や保水性舗装の導入等により、微気候改善や地下水の涵養に配慮した計画とします。 ・ヒートアイランド現象の抑制等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	・建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう配慮します。 ・対象事業実施区域（公園）は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域（公園）内の緑化に配慮します。

表 4.1.1（4）　検討した配慮内容（公園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
公園整備事業に係る配慮事項	(10)駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	・第1期整備で約350台程度、第2期整備で約150台程度、第3期で約200台程度、全体で約700台を確保し、イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。 ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。 ・配置については交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備します。 ・歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とします。 ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。
	(11)光害や騒音等の影響を少なくする。	○	・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。 ・工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。 ・供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、規制速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかし禁止の呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。 ・供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカーやラグビーの球技場、テニスコート、陸上競技場等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとし、影響を低減します。 ・供用時の夜間照明においては、最低限の照度とし、周辺環境に配慮した配光とします。
	(12)地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	・対象事業実施区域（公園）内には史跡及び文化財は存在しませんが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承します。なお、対象事業実施区域（公園）は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。
	(13)雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	・雨水浸透施設、オープン式調整池及び地下調整池の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。 ・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

表 4.1.1（5）　検討した配慮内容（公園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
公園整備事業に係る配慮事項	(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	・工事の実施にあたっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。 ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。 ・対象事業実施区域（公園）内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(15)既存の調査で一部区域に土壌汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。	○	・平成28年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました(「資料編　1.2 土壌調査結果」(p.資1.2-1～p.資1.2-10) 参照)。なお、対象事業実施区域（公園）は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。
	(16)既存の調査で最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する。	○	・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。公園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、実施にあたっては、関係法令に基づき、適切に対応します。

表 4.1.1（6）　検討した配慮内容（墓園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等と併せて、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。 （主な上位・関連計画と公園整備事業の位置づけ） ① 横浜市中期4か年計画（平成30年10月） 【Ⅲ中長期的な戦略 戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市】より かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点等の樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全等を進めます。 なお、対象事業実施区域（墓園）の位置する下和泉・東俣野・深谷周辺地区は緑の10大拠点に指定されており、詳細は②横浜市水と緑の基本計画に記載しています。 【Ⅳ38の政策 政策17 地域で最後まで安心して暮らせる住宅医療・介護連携等の推進】より 今後も増加が見込まれる火葬や墓地の需要に対応するため、大規模施設跡地等を対象とした新たな墓地整備を検討します。 【Ⅳ38の政策 政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり】より 深谷通信所跡地では、地権者等と連携しながら、市内米軍施設跡地の跡地利用を推進します。

基本的な配慮事項	（前ページ参照）	○	② 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月） 【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より 緑の 10 大拠点の一つに指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区では境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。 ③ 横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン（平成28年11月） 【Ⅲ分野別の方針 1.土地利用の方針】より 深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。 ④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月） 【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2.生物多様性】より 市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となる等生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特性に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換等の機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間の創出を目指します。 （墓園整備事業での環境への配慮） ・公園整備事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・公園整備事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。 ・対象事業実施区域（墓園）内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（墓園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。 ・緑地計画では、対象事業実施区域（墓園）内における樹林地から草地までの連続性、周辺緑地との連続性等に配慮することで貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断・改変を避けるようにします。

表 4.1.1（7）　検討した配慮内容（墓園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	・配慮書の作成を通じて対象事業実施区域（墓園）及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・対象事業実施区域（墓園）は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の 10 大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置し、境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、公園整備事業の計画と連携を図りながら、それらに配慮した計画とします。 ・対象事業実施区域（墓園）の周辺は、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、市街化調整区域となっており、住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とします。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	・工事計画の策定にあたっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・土壌汚染対策についても、法令に基づき適切な対応を行います。 ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。 ・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域（墓園）内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。

表 4.1.1（8）　検討した配慮内容（墓園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
墓園整備事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・公園整備事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。 ・公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。 ・対象事業実施区域（墓園）内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境の再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた積極的な緑化を実施することとし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（墓園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。 ・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく再エネ比率の高い電力の調達に努めます。
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	・墓園区域内には「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、35%以上の緑地を設けるほか、外周道路には街路樹を配置することで、夏の日差しを和らげる緑陰の創出から、日射の遮断や蒸発散作用等による気温の上昇抑制を図り、ヒートアイランド現象の抑制に寄与します。 ・駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を整備し、雨水の浸透や草地空間の確保を図ります。 ・ヒートアイランド現象の抑制等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	・建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう配慮します。 ・対象事業実施区域（墓園）は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域（墓園）内の緑化に配慮します。

表 4.1.1（9）　検討した配慮内容（墓園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
墓園整備事業に係る配慮事項	(10)駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	・駐車場計画の台数は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の必要台数の約750台を基本に検討し、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とします。 ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。 ・配置については交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備します。 ・歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とします。 ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。
	(11)光害や騒音等の影響を少なくする。	○	・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。 ・工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。 ・供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、規制速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかし禁止の呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。 ・供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとし、影響を低減します。 ・供用時の夜間照明においては、最低限の照度とし、周辺環境に配慮した配光とします。
	(12)地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	・対象事業実施区域（墓園）内には史跡及び文化財は存在しませんが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承します。なお、対象事業実施区域（墓園）は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。
	(13)雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	・雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した施設を計画しています。また、地下調整池を設置し、雨水流出抑制を図ります。 ・駐車場の一部は、普段草地広場として利用でき、お彼岸・お盆の墓参期には駐車場として対応できる臨時駐車場を整備し、雨水の浸透や草地空間の確保を図ります。 ・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

表 4.1.1（10）　検討した配慮内容（墓園整備事業）

配慮事項		選定	配慮の内容
墓園整備事業に係る配慮事項	(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	・工事の実施にあたっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。 ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。 ・対象事業実施区域（墓園）内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(15)既存の調査で一部区域に土壌汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。	○	・平成28年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました(「資料編　1.2 土壌調査結果（p.資1.2-1～p.資1.2-10）参照)。なお、対象事業実施区域（墓園）は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。
	(16)既存の調査で最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する。	○	・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を墓園として利用することから、実施にあたっては、関係法令に基づき、適切に対応します。

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

公園及び墓園整備事業の配慮書は令和２年７月３日に公告され、同日から令和２年７月 17 日までの 15 日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.2.1 に示すとおりです。

表 4.2.1　配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 7 月 3 日～令和 2 年 7 月 17 日（15 日間）
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局　環境影響評価課 泉区役所　区政推進課　企画調整係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、公園整備事業では２通、墓園整備事業では１通の環境情報提供書が提供されました。環境情報の概要は、表 4.2.2 に示すとおりです。

整理にあたっては、項目別とし、事業区分を設けました。なお、事業区分は、両事業に共通する環境情報は「共通」、「公園整備事業」に関する環境情報は「公園」としました。

表 4.2.2　環境情報の概要

項目	事業区分	環境情報の概要	都市計画決定権者の見解
湧水	共通	1-1，わきみずの森の湧水は、深谷通信所跡地に広い流域を持ち、地下水が供給されていますが、水量が少なく、数年に 1 度涸れる状況にあります。	・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の湧水について、水循環（地下水位及び湧水の流量）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。
動物	共通	1-2，わきみずの森には、水生小動物としては、オタマジャクシ、サワガニ、ヤゴ、カワニナ、アメンボ、ユスリカ等が、昆虫としては、カブトムシ、バッタ、カミキリムシ、トンボ、チョウ等が、鳥類としては、ウグイス、キジ、カラス、シジュウカラ、スズメ等が、またカエル、ヘビ、トカゲ、リス等が多数生息しています。	・今後実施する動物の予測評価の中で、「わきみずの森」の動物、植物、生態系に影響が生じないように検討して参ります。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の動物、植物、生態系について、生物多様性（動物、植物、生態系）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。
文化財	公園	2，敷地内にはこの耐弾式地下送信所のほかにも、戸塚分遣隊が設置した未確認の施設が存在する可能性があります。	・今後実施する埋蔵文化財調査の中で、施設の有無について確認します。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

公園及び墓園整備事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第１項に規定する環境の保全の見地からの、配慮市長意見書について、令和２年８月 27 日に送付を受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3.1 に示すとおりです。公園及び墓園整備事業に対する配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 4.3.2(1)～(10)に示すとおりです。

また、方法書からの変更点は下線部に示すとおりです。

表 4.3.1 配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 9 月 15 日～令和 2 年 9 月 29 日（15 日間）
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局　環境影響評価課 泉区役所　区政推進課　企画調整係

表 4.3.2（1）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項		(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載しました。 ・第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯等において、配慮事項の配慮の内容の記載を追記しました。
		(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・今後の事業の進捗に合わせて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容とするよう努めます。
		(3)「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、審査会において十分な調査審議ができるように具体的な土地利用のあり方について示すとともに、市民にわかりやすく統一感のある優れた図書の作成に努めてください。	・「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」と連携し、公園整備事業の特性を踏まえ、第 2 章（都市計画対象事業の計画内容）において、具体的な土地利用のあり方について示すとともに、第 3 章（地域の概況及び地域特性）の記述や第 6 章（環境影響評価に係る調査、予測及び評価）の調査位置を示す図面は、統一を図りました。
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1)周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項 (1)】	ア　草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。	・緑地計画を検討し、第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（公園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ　生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう検討してください。	・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（公園）周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域（公園）内の新たな緑地等の創出を検討します。

表 4.3.2（2）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1)周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項（1）】	ウ　通過道路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）について、草地環境の保全や歴史的な背景の視点も踏まえて、将来のあり方を検討してください。	・県道 402 号（阿久和鎌倉）については、草地環境の保全や「陣街道」「西の道」とも呼ばれた歴史的な背景の視点も踏まえ、将来の在り方について検討した結果、対象事業実施区域（公園）から除外し、公園整備事業では現状のまま残すこととしました。
	(2)計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項（3）】	ア　工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。	・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
		イ　各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。	・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域（公園）内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保し、利用者等への適切な情報提供に努めます。
	(3)緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項（5）】	ア　草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。【(1) ア　再掲】	・緑地計画を検討し、第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（公園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ　ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮してください。	・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。
		ウ　建物や駐車場の緑化を検討してください。	・生物の生息生育環境の確保等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。

表 4.3.2（3）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(4)エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項（6)】	災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実を図ってください。	・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(5)グリーン購入、グリーン電力の導入 【配慮事項（7)】	積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。
	(6)ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項（8)】	ア　建物や駐車場の緑化を検討してください。 【(3) ウ　再掲】	・ヒートアイランド現象の抑制のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
		イ　グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(7)交通集中の回避、歩行者の安全･利便性への配慮 【配慮事項（10)】	ア　駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。	・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（第2章　2.3.5 施設配置計画　図2.3.4　p.2-14参照)。 ・イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。 ・詳細な位置及び規模は準備書で示します。
		イ　利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。	・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

表 4.3.2（4）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2　配慮指針に掲げられている配慮事項	(8)施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避 【配慮事項（12)】	埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。	・埋蔵文化財について、工事前の調査の中で、新たな文化財が発見された場合、「文化財保護法」に基づき、適切に対応します。
	(9)周辺地域の地下水涵養機能への配慮 【配慮事項（13)】	ア　水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。	・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。 ・地下水涵養機能に配慮し、事業計画を検討します。
		イ　グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。【(6)イ　再掲】	・広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(10)廃棄物の3R、雨水の有効利用 【配慮事項（14)】	工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。	・対象事業実施区域（公園）内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

表 4.3.2 (5)　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
3　事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(1)土壌汚染への配慮 【配慮事項（15)】	土壌汚染について、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。	・対象事業実施区域（公園）は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。
	(2)最終処分場跡地への配慮 【配慮事項（16)】	事業計画区域内に最終処分場跡地があるため、関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。	・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。公園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、必要な評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、実施にあたっては、関係法令に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。

表 4.3.2（6）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項		(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載しました。 ・第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯等において、配慮事項の配慮の内容の記載を追記しました。
		(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・今後の事業の進捗に合わせて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容とするよう努めます。
		(3)「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、審査会において十分な調査審議ができるように具体的な土地利用のあり方について示すとともに、市民にわかりやすく統一感のある優れた図書の作成に努めてください。	・「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」と連携し、墓園整備事業の特性を踏まえ、第 2 章（都市計画対象事業の計画内容）において、具体的な土地利用のあり方について示すとともに、第 3 章（地域の概況及び地域特性）の記述や第 6 章（環境影響評価に係る調査、予測及び評価）の調査位置を示す図面は、統一を図りました。
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1)周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項 (1)】	ア　草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。	・緑地計画を検討し、第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（墓園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ　生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう検討してください。	・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（墓園）周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域（墓園）内の新たな緑地等の創出を検討します。

表 4.3.2（7）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2　配慮指針に掲げられている配慮事項	(1)周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項（1)】	ウ　通過道路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）について、草地環境の保全や歴史的な背景の視点も踏まえて、将来のあり方を検討してください。	・県道 402 号（阿久和鎌倉）については、草地環境の保全や「陣街道」「西の道」とも呼ばれた歴史的な背景の視点も踏まえ、将来の在り方について検討した結果、墓園整備事業では現状のまま残すこととしました。なお、外周道路との接続部は交差点改良を行うため、対象事業実施区域（墓園）に含めています。
	(2)計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項（3)】	ア　工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。	・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保できるよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
		イ　各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。	・工区設定の際には、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域（墓園）内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保し、利用者等への適切な情報提供に努めます。
	(3)緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項（5)】	ア　草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。【(1) ア　再掲】	・緑地計画を検討し、第 2 章 2.4.2 環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域（墓園）内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ　ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮してください。	・ビオトープや野鳥観察池等は配置しません。
		ウ　建物や駐車場の緑化を検討してください。	・生物の生息生育環境の確保等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。

表 4.3.2（8）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(4)エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項（6)】	災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実を図ってください。	・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(5)グリーン購入、グリーン電力の導入 【配慮事項（7)】	積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。
	(6)ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項（8)】	ア　建物や駐車場の緑化を検討してください。 【(3) ウ　再掲】	・ヒートアイランド現象の抑制のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
		イ　グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(7)交通集中の回避、歩行者の安全･利便性への配慮 【配慮事項（10)】	ア　駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。	・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（第 2 章　2.3.5 施設配置計画　図 2.3.4　p.2-14 参照)。 ・駐車場計画の台数は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の必要台数の 751 台を基本に検討し、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とします。 ・詳細な位置及び規模は準備書で示します。
		イ　利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。	・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

表 4.3.2（9）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
2　配慮指針に掲げられている配慮事項	(8)施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避 【配慮事項（12)】	埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。	・埋蔵文化財について、工事前の調査の中で、新たな文化財が発見された場合、「文化財保護法」に基づき、適切に対応します。
	(9)周辺地域の地下水涵養機能への配慮 【配慮事項（13)】	ア　水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。	・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。 ・地下水涵養機能に配慮し、事業計画を検討します。
		イ　グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。【(6)イ　再掲】	・「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・雨水浸透ますの設置や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(10)廃棄物の3R、雨水の有効利用 【配慮事項（14)】	工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。	・対象事業実施区域（墓園）内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

表 4.3.2（10）　配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目		意見の内容	都市計画決定権者の見解
3　事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(1)土壌汚染への配慮 【配慮事項（15)】	土壌汚染について、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。	・対象事業実施区域（墓園）は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。
	(2)最終処分場跡地への配慮 【配慮事項（16)】	事業計画区域内に最終処分場跡地があるため、関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。	・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を墓園として利用することから、必要な評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、実施にあたっては、関係法令に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。

第５章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

第5章　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

公園及び墓園整備事業の内容を基に、環境に影響を及ぼす恐れのある要因（以下、「環境影響要因」といいます。）を表 5.1.1 に示すとおり抽出しました。次に、環境影響評価を行う項目を地域の概況及び周辺地域等の環境特性、地域特性を勘案して選定しました。選定した項目は、表 5.1.2 に示すとおりです。

また、項目選定について選定した理由及び選定しない理由は、表 5.1.3 (1) ～ (4) 及び表 5.1.4 (1) ～ (3) に示すとおりです。

表 5.1.1　環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因	抽出の理由
工事中		建設行為等	・造成工事や建物の建築等の工事を実施します。 ・公園整備事業と並行して土壌汚染対策工事、及び既存の工作物の解体工事を実施します。
		建設機械の稼働	・造成工事や建物の建築等のために、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
		工事用車両の走行	・資機材の運搬や、廃棄物等の搬出を行う車両が走行します。
供用時	施設の存在	施設の存在・ 土地利用の変化	・対象事業実施区域に公園及び墓園施設が出現し、土地利用が変化します。
	施設の供用	施設の運営	・公園及び墓園施設管理、運営作業が行われます。 ・利用者及び施設管理関係者が施設を利用します。
		来園車両等の走行	・利用者による来園車両及び管理用車両が走行します。

表 5.1.2　環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	工事中			供用時		
							施設の存在	施設の供用	
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在・土地利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	—	○	○	—	—	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	—	—	○	—	—
		植物	植物	○	—	—	○	—	—
		生態系	生態系	○	—	—	○	—	—
	水循環		地下水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—
			河川の形態、流量	○	—	—	○	—	—
			海域の流況	—	—	—	—	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
			産業廃棄物	○	—	—	—	○	—
			建設発生土	○	—	—	—	—	—
	大気質		大気汚染	○	○	○	—	—	○
	水質・底質		公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
			公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
			地下水の水質	○	—	—	○	—	—
	土壌		土壌汚染	○	—	—	—	—	—
	騒音		騒音	—	○	○	—	—	○
	振動		振動	—	○	○	—	—	○
	地盤		地盤沈下	○	—	—	○	—	—
	悪臭		悪臭	○	—	—	○	—	—
	低周波音		低周波音	—	—	—	—	—	—
	電波障害		ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ電波障害	—	—	—	—	—	—
	日影		日照阻害	—	—	—	—	—	—
			ｼｬﾄﾞｰﾌﾘｯｶｰ	—	—	—	—	—	—
	風害		局地的な風向・風速	—	—	—	—	—	—
	安全		土地の安定性	—	—	—	—	—	—
			浸水	—	—	—	—	—	—
			火災・爆発	○	—	—	○	—	—
			有害物漏洩	○	—	—	○	—	—
快適な地域環境の確保	地域社会		地域分断	—	—	—	—	—	—
			交通混雑	—	—	○	—	—	○
			歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観		景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○
	文化財等		文化財等	—	—	—	—	—	—

表 5.1.3（1）　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	公園及び墓園整備事業の工事では、大規模な土地の造成を行うため、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量を環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、公園及び墓園整備事業の工事により動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	対象事業実施区域の工事では、地下水位の著しい低下を招くような掘削等は行わないため、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の分布及び流量への影響を確認するため、湧水の流量については環境影響評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、公園及び墓園整備事業の工事により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画であり、河川（水路）の流量に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	海域の流況	×	公園及び墓園整備事業の工事では、海域の流況に影響を及ぼす要因がないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	公園及び墓園整備事業の工事に伴い発生する一般廃棄物は、主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理するため、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	公園及び墓園整備事業の工事に伴い産業廃棄物が発生するため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	公園及び墓園整備事業の工事では、対象事業実施区域で発生した建設発生土は、対象事業実施区域の盛土材として再利用する想定であるものの、対象事業実施区域外にも運搬する可能性もあるため、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	公園及び墓園整備事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があること、また、解体する既存建物には、アスベスト含有の建材の使用が確認されているため、環境影響評価項目として選定します。

表 5.1.3 (2)　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
水質・底質	公共用水域の水質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、公園及び墓園整備事業の工事により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画であり、河川（水路）の水質に影響を及ぼす可能性があること、また、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	公共用水域の底質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、本事業の工事により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画であり、河川（水路）の底質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	地下水の水質	○	公園及び墓園整備事業の工事では、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地において、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しないよう配慮しますが、最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要領」を踏まえ、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。 また、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質についても環境影響評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	○	対象事業実施区域では、土壌汚染が確認されており、公園及び墓園整備事業の工事により周辺の土壌に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
騒音	騒音	○	公園及び墓園整備事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	公園及び墓園整備事業の工事では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する振動が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	公園及び墓園整備事業の工事では、地盤沈下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行いません。また、地盤沈下の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	○	公園及び墓園整備事業の工事では、著しい悪臭を発生させる要因はなく、また、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地では、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、悪臭を発生させないよう配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。

表 5.1.3 (3)　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
低周波音	低周波音	×	公園及び墓園整備事業の工事では、使用する建設機械は市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を発生させることはないと考えます。また、特に低周波音の発生が懸念される建設機械を使用する場合には、機種の選定や使用方法に十分配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	公園及び墓園整備事業の工事に伴い設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	公園及び墓園整備事業の工事では、日照阻害の発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	公園及び墓園整備事業の工事では、シャドーフリッカーの発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	公園及び墓園整備事業の工事では、周辺地域の風環境に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、公園及び墓園整備事業の工事により斜面地の崩壊に影響を及ぼす要因はありません。また、地盤の変形の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	公園及び墓園整備事業の工事では、浸水対策として、十分な排水設備を設置するとともに、作業員の安全確保にも十分配慮していくため、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	○	公園及び墓園整備事業の工事では、可燃物や有害物質を大量に蓄積する要因はなく、また、安全管理に十分配慮します。また、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地では、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、有害物漏洩をさせないよう配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	有害物漏洩	○	
地域社会	地域分断	×	公園及び墓園整備事業の工事では、地域の共同体の一体性は変化しません。また、地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はありますが、う回路を設置するため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	公園及び墓園整備事業の工事では、工事用車両の走行に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	

表 5.1.3（4）　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
景観	景観	×	公園及び墓園整備事業の工事では、対象事業実施区域及びその周辺からの景観の変化は、一時的なものであるため、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域には、触れ合い活動の場が存在しており、公園及び墓園整備事業の工事に伴いその機能に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はないため、環境影響評価項目として選定しません。なお、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、公園及び墓園整備事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。

表 5.1.4（1）　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	公園及び墓園整備事業では、エネルギーを必要とする施設は少なく温室効果ガスの発生はわずかであるため、環境影響評価項目として選定しません。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、公園及び墓園整備事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	供用時において、地下水の揚水は行わないため、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の分布及び流量への影響を確認するため、湧水の流量については、環境影響評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、公園及び墓園整備事業により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画であり、河川（水路）の流量に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	海域の流況	×	公園及び墓園整備事業では、海域の流況に影響を及ぼす要因がないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	公園及び墓園整備事業では、施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	公園及び墓園整備事業では、施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	公園及び墓園整備事業では、施設の運営に伴う建設発生土の発生がないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う大気汚染の発生の要因はありません。

表 5.1.4 (2)　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
水質・底質	公共用水域の水質	○	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、公園及び墓園整備事業により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画であり、河川（水路）の水質に影響を及ぼす可能性があること、また、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	公共用水域の底質	×	対象事業実施区域には、河川（水路）が存在し、公園及び墓園整備事業により河川（水路）へ流下する雨水調整池等が設置される計画ですが、改修される河川（水路）は暗渠であり、底質は存在しないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	○	公園及び墓園整備事業では、地下水の水質に影響を及ぼす要因はありませんが、最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要領」を踏まえ、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。 また、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質についても環境影響評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	×	公園及び墓園整備事業では、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	公園及び墓園整備事業では、来園車両等の走行に伴い発生する騒音等が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う騒音の発生の要因はありません。
振動	振動	○	公園及び墓園整備事業では、来園車両等の走行に伴い発生する振動等が、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う振動の発生の要因はありません。
地盤	地盤沈下	○	公園及び墓園整備事業では、地盤沈下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行いません。また、地盤沈下の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	○	公園及び墓園整備事業では、著しい悪臭の発生要因はありませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。

表 5.1.4（3）　環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
低周波音	低周波音	×	公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺に低周波音の影響を及ぼす施設はないため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺に電波障害を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺の日照に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	公園及び墓園整備事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッカーの発生要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺の環境に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、公園及び墓園整備事業により斜面地の崩壊に影響を及ぼす要因はありません。また、地盤の変形の影響に配慮し、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を設置しません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	公園及び墓園整備事業では、供用時において対象事業実施区域及びその周辺に浸水を生じさせる要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	○	公園及び墓園整備事業では、可燃物や有害物質を大量に蓄積する要因はありませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、環境影響評価項目として選定します。
	有害物漏洩	○	
地域社会	地域分断	×	公園及び墓園整備事業では、地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	公園及び墓園整備事業では、来園車両等の走行に伴い、対象事業実施区域及びその周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	公園及び墓園整備事業では、施設の存在・土地利用の変化により、対象事業実施区域及びその周辺の景観に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。

第６章 環境影響評価に係る調査、予測及び評価

6.1　温室効果ガス

第6章　環境影響評価に係る調査、予測及び評価

6.1　温室効果ガス

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出が想定されます。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中の温室効果ガスの排出量の把握と、その排出抑制に向けた公園及び墓園整備事業の環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴い排出する温室効果ガス】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・本市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と本市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 ・2022 年度の本市での温室効果ガス総排出量（速報値）は、1,640.8 万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2021 年度と比べて産業部門、運輸部門において増加していますが、家庭部門、業務部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門において減少しています。また、一人当たりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。	p.6.1-4～ p.6.1-9
環境保全目標	・温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。	p.6.1-10
予測結果の概要	・工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは 4,627.05tCO_2/期間と予測します。	p.6.1-15
環境の保全のための措置	・建設機械は、点検・整備を十分に行います。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。	p.6.1-20
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。	p.6.1-21

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【工事用車両の走行に伴い排出する温室効果ガス】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・本市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と本市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 ・2022 年度の本市での温室効果ガス総排出量（速報値）は、1,640.8 万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2021 年度と比べて産業部門、運輸部門において増加していますが、家庭部門、業務部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門において減少しています。また、一人当たりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。	p. 6. 1-4～ p. 6. 1-9
環境保全目標	・温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。	p. 6. 1-10
予測結果の概要	・工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、工事用車両から 8,280.7tCO_2/期間と予測します。	p. 6. 1-18～ p. 6. 1-19
環境の保全のための措置	・積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化に努めます。 ・工事用車両は、点検・整備を十分に行います。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。 ・交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。	p. 6. 1-20
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 1-21

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1） 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する温室効果ガスについて予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①温室効果ガスに係る原単位の把握

②排出抑制対策の実施状況

③関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、横浜市域としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

④ 調査方法

ア 温室効果ガスに係る原単位の把握

温室効果ガスに係る原単位の把握について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和７年３月）等により、予測式及び原単位を整理しました。

イ 排出抑制対策の実施状況

排出抑制対策の実施状況について、本市で取組んでいる地球温暖化対策等を整理しました。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」
・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」
・「横浜市地球温暖化対策実行計画」

⑤ 調査結果

ア 温室効果ガスに係る原単位の把握

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数は表 6.1.1 に示すとおりです。

表 6.1.1　単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	38.0GJ/kL	0.0188tC/GJ
ガソリン	33.4GJ/kL	0.0187tC/GJ

イ 排出抑制対策の実施状況

(ｱ) 温室効果ガスの排出抑制対策

「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」(横浜市ホームページ、令和７年３月閲覧)で掲げられている基本対策及び重点対策は、表 6.1.2 に示すとおりです。

本市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と本市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

表 6.1.2 「横浜市地球温暖化対策計画等作成マニュアル」で掲げられている重点対策

【第3号該当事業者※向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
推進体制の整備	・計画を推進するに当たり、本社等及び支店等の役割分担、責任、権限を明確にする。
自動車の適正な使用管理	・事前に目的地までの効率的なルートを選定し、運転者に伝える仕組みを整備する。 ・道路混雑時の走行を見直し、移動及び輸送の円滑化を図る。
エネルギー使用量等に関するデータの管理	・自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータを記録するルールを設定し、従業員へ周知する。 ・自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータを定期的（月ごと、日ごと）に把握し、記録する。なお、日別管理が難しい場合は、月単位で把握し、記録する。 ・記録された情報を基に、自動車の利用計画及び更新計画を立案する。
エコドライブ推進体制の整備	・エコドライブのマニュアル等を整備し、社内で取組むべきエコドライブの具体的な実践方法を定める。 ・エコドライブの講習等の開催頻度、エコドライブの実施状況の確認方法を定める。 ・エコドライブ講習等を実施し、従業員へエコドライブの周知・教育を定期的に行う。 ・運転日報等にエコドライブに関する項目の設定、エコドライブコンテストへの参加や社内での実施等、従業員のエコドライブの徹底を図る仕組みをつくる。
自動車の適正な維持管理	・日常の点検・整備に関する責任者の設置、マニュアルの作成等、自動車の適正な維持管理体制を整備する。 ・点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等の開催頻度、点検・整備技術の習得状況の確認方法を定める。 ・日常及び定期的にメンテナンスを行う事項を定め、かつ実施することにより、自動車の適正な維持管理を行う。

※ 3月31日時点において、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」（「NOx・PM法施行令」）第4条各号に規定する自動車のうち、市内に使用の本拠を有する自動車の台数が100台以上の場合、本制度の対象となります。

資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局、令和2年5月）

(ｲ) 横浜市の温室効果ガス排出量

本市による温室効果ガス排出量の集計は、表 6.1.3 に示すとおりです。

2022 年度の本市での温室効果ガス総排出量（速報値）は、1,640.8 万 tCO_2 です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2021 年度と比べて産業部門、運輸部門において増加していますが、家庭部門、業務部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門において減少しています。

また、一人当たりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。

表 6.1.3　横浜市における温室効果ガス排出量

（排出量単位：万 tCO_2）

項目＼年度		2013	2019	2020	2021				2022（速報値）
					排出量	2013 年度比	2019 年度比	前年度比	
二酸化炭素	家庭部門	500.9	431.1	472.4	464.8	-7.21%	7.82%	-1.61%	440.4
	業務部門	486.7	336.3	312.4	328.2	-32.57%	-2.41%	5.06%	318.8
	産業部門	245.1	181.5	165.9	164.0	-33.09%	-9.64%	-1.15%	168.6
	エネルギー転換部門	450.7	385.5	302.9	356.6	-20.88%	-7.50%	17.73%	294.8
	運輸部門	389.5	356.0	316.9	313.5	-19.51%	-11.94%	-1.07%	334.2
	廃棄物部門	52.5	48.2	45.6	47.9	-8.76%	-0.62%	5.04%	47.4
	合計	2,125.4	1,738.7	1,615.2	1,675.1	-21.19%	-3.66%	3.71%	1,604.2
その他ガス	メタン	2.5	2.5	2.6	2.7	8.00%	8.00%	3.85%	2.6
	一酸化二窒素	20.4	22.6	20.7	21.9	7.35%	-3.10%	5.80%	19.1
	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	9.5	14.5	14.8	13.7	44.21%	-5.52%	-7.43%	14.5
	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	0.0	0.0	0.0	0.0	－	－	－	0.0
	六フッ化硫黄	0.8	0.4	0.4	0.3	-62.50%	-25.00%	-25.00%	0.4
	三フッ化窒素	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	33.2	40.0	38.5	38.6	16.27%	-3.50%	0.26%	36.6
温室効果ガス(7 ガス)計		2,158.60	1,778.7	1,653.7	1,713.7	-20.61%	-3.65%	3.63%	1,640.8
一人当たり二酸化炭素排出量(tCO_2/人)		5.74	4.64	4.28	4.44	-22.65%	-4.31%	3.74%	4.25
一人当たり温室効果ガス排出量(tCO_2/人)		5.83	4.74	4.38	4.54	-22.13%	-4.22%	3.65%	4.35

資料:「横浜市の温室効果ガス排出状況について（2022（令和 4）年度)」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ)

ウ 関係法令、計画等

(ｱ) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(法律第 117 号、平成 10 年 10 月)

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとして、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取組むことが重要であることを鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とされています。

この法律では、事業者に対しては事業活動において、国民に対しては日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に努める必要があるとされています。

(ｲ) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(法律第 49 号、昭和 54 年６月)

この法律は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

東日本大震災後の電力需要の逼迫に直面し、従来からのエネルギー合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められています。また、エネルギー消費量が特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化する必要があり、条文の改正が行われてきています。

(ｳ) 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(神奈川県条例第 57 号、平成 21 年７月)

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として策定されています。

この条例では、事業者については、その事業活動にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取組むよう努めなければならないとされています。

また、県民については、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取組むよう努めなければならないとされています。

(ｴ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(ｵ)「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」

(横浜市条例第 37 号、令和３年６月)

この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律(法律第 117 号、平成 10 年)の趣旨を踏まえ、横浜市における脱炭素社会の形成の推進に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に寄与することを目的として策定されています。

この条例では、市においては脱炭素社会の形成の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施すること、事業者は、事業活動を行うにあたり自主性及び創造性を発揮し、脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めること、市民は、日常生活において再生可能エネルギー等の導入等その他の脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めることとされています。

(ｶ)「横浜市地球温暖化対策実行計画」

(横浜市温暖化対策統括本部調整課、令和５年１月改定)

この実行計画は、平成 23 年３月に策定し、平成 26 年３月及び平成 30 年 10 月に改定した実行計画について、地球温暖化に関する国内外の動向や、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定等を踏まえ、新たな 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成や 2050 年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、改定されました。

新たな実行計画では、改めて脱炭素社会の実現に向けた「2050 年の横浜の将来像」を見直し、「Zero Carbon Yokohama ～2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」とするとともに、「脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち」、「脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち」及び「脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち」の３つを目指しています。また、表 6.1.4 に示すとおり、横浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として 2030(令和 12)年度までに 50%、2050 年までに実質ゼロを目指すとともに、特に市内経済の循環・持続可能な発展や市民・事業者の行動変容に資する取組を重点取組としています。改定に合わせ、関連する計画を実行計画に統合することとしています。

＜重点取組＞

・建築主に対して「建築物環境配慮計画」の作成を求め、その結果を公表する「CASBEE 横浜」を推進し、省エネルギー対策をはじめとする建築物の総合的な環境配慮の取組を進める。

・事業者に対して情報提供等の普及啓発や導入支援等を行うことにより、高効率な省エネルギー設備・機器（コージェネレーションシステムなど）や電化設備（ヒートポンプ空調機、ヒートポンプ給湯器、IH 調理器等）の導入を進める。

・一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成を求める横浜市地球温暖化対策計画書制度の充実を図り、市内事業者の自主的な取組の一層の推進を図る。

・横浜スマートビジネス協議会（YSBA）と連携したエネルギーマネジメントの取組を推進する。

・COOL CHOICE YOKOHAMA を旗印とした、市民や企業との共同による取組を促進する。

表 6.1.4　温室効果ガス排出削減目標

目標年度（目標年）	基準年 【温室効果ガス排出量】	温室効果ガス排出削減目標 【温室効果ガス排出目標量】
2030 年度	2013 年度 【2,159 万 t-CO_2】	▲50% 【1,079 万 t-CO_2】
2050 年	－	温室効果ガス排出実質ゼロ

2) 環境保全目標の設定

温室効果ガスに係る環境保全目標は、表 6.1.5 に示すとおり設定しました。

表 6.1.5　環境保全目標（温室効果ガス）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	・温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。
【工事中】 工事用車両の走行	

3) 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

建設機械の種類、台数等を整理のうえ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和７年３月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.1.1 に示すとおりです。

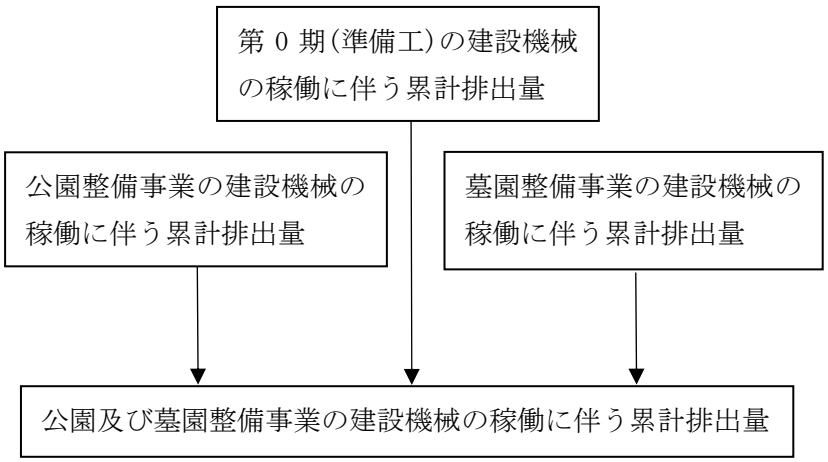


図 6.1.1　予測手順（建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量）

イ 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油・ガソリン

CO_2 排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和７年３月）

⑤ 予測条件の整理

ア 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1.1 に示す値を用いました。

イ 建設機械の燃料使用量

軽油を燃料とする建設機械の燃料使用量は、全工事期間における建設機械の想定稼働延べ台数、稼働時間及び単位燃料使用量から、表 6.1.6 及び表 6.1.7（1）～（2）に示すとおり、第０期 109.24kL/期間、公園整備事業 1,262.31kL/期間、墓園整備事業 394.86kL/期間、合計 1,766.41kL/期間としました（建設機械の稼働台数は「資料編　2.2 大気質」(p.資 2.2-3～p.資 2.2-14）参照)。

表 6.1.6　建設機械の種類及び燃料使用量　準備工 1 か月目～48 か月目（第 0 期）

建設機械		定格出力※1 (kW)	燃料使用率※1 (L/kW･h)	延べ稼働台数 (台/期間)	日当たり稼働時間 (h)	平均稼働率※2 (%)	1 時間当たりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
ダンプトラック	10 t	246	0.043	387	8.0	70	10.6	22.92
トラッククレーン	4.9 t 吊	107	0.044	1200	8.0	70	4.7	31.64
バックホウ	0.45 m³	60	0.153	140	8.0	70	9.2	7.20
	0.8 m³	104	0.153	320	8.0	70	15.9	28.51
ブルドーザ	20 t	139	0.153	120	8.0	70	21.3	14.29
ラフテレーンクレーン	45 t 吊	237	0.088	40	8.0	70	20.9	4.68
合計	－	－	－	－	－	－	－	109.24

※1　「令和 6 年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会、令和 6 年 4 月）の定格出力及び燃料使用率としました。
※2　工事工程から設定した 70%を用いました。

表 6.1.7（1）　建設機械の種類及び燃料使用量　工事開始後 1 か月目～180 か月目（公園）

建設機械		定格出力※1 (kW)	燃料使用率※1 (L/kW･h)	延べ稼働台数 (台/期間)	日当たり稼働時間 (h)	平均稼働率※2 (%)	1 時間当たりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
アースオーガ	φ450・吊 2.0 t	90	0.436	198	8.0	70	39.2	43.51
	ｵｰｶﾞｰ出力 55kw	117	0.088	12	8.0	70	10.3	0.69
アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	70	0.147	215	8.0	70	10.3	12.39
高所作業車	25 t	302	0.044	162	8.0	70	13.3	12.05
コンクリートポンプ車	10 t	199	0.078	123	8.0	70	15.5	10.69
コンクリートミキサー車	8 t	162	0.059	953	8.0	70	9.6	51.01
振動ローラ	0.8～1.1t	5	0.266	24	8.0	70	1.3	0.18
	3～4t	20	0.160	1,279	8.0	70	3.2	22.92
セミトレーラ	32 t	235	0.075	100	8.0	70	17.6	9.87
タイヤローラ	8～20 t	71	0.085	482	8.0	70	6.0	16.29
ダンプトラック	4 t	135	0.043	54	8.0	70	5.8	1.76
	10 t	246	0.043	2,091	8.0	70	10.6	123.86
トラクタ	1 t	15	0.120	270	8.0	70	1.8	2.72
トラック	4 t	132	0.043	855	8.0	70	5.7	27.18
	8 t	186	0.043	54	8.0	70	8.0	2.42
トラッククレーン	4.9 t 吊	107	0.044	1,773	8.0	70	4.7	46.74
バックホウ	0.09 m^3	21	0.153	892	8.0	70	3.2	16.05
	0.28 m^3	41	0.153	1,891	8.0	70	6.3	66.43
	0.45 m^3	60	0.153	768	8.0	70	9.2	39.48
	0.5 m^3級・吊 2.9 t	76	0.153	38	8.0	70	11.6	2.47
	0.8 m^3	104	0.153	4,515	8.0	70	15.9	402.32
小型バックホウ	0.13 m^3	29	0.153	810	8.0	70	4.4	20.13
ブルドーザ	6 t	53	0.153	468	8.0	70	8.1	21.25
	20 t	139	0.153	1,030	8.0	70	21.3	122.67
モータグレーダ	ブレード 3.1m	85	0.108	482	8.0	70	9.2	24.78
ラフテレーンクレーン	16 t 吊	160	0.088	80	8.0	70	14.1	6.31
	25 t 吊	193	0.088	180	8.0	70	17.0	17.12
	45 t 吊	237	0.088	378	8.0	70	20.9	44.15
ロードローラ	10 t、幅 2.1m	56	0.118	482	8.0	70	6.6	17.84
クローラクレーン	50～55t 吊	132	0.076	12	8.0	70	10.0	0.67
	300t 吊	345	0.076	516	8.0	70	26.2	75.77
オールテレーンクレーン	100t 吊	132	0.045	18	8.0	70	5.9	0.60
合計	－	－	－	－	－	－	－	1,262.31

※1　「令和 6 年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会、令和 6 年 4 月）の定格出力及び燃料使用率としました。
※2　工事工程から設定した 70%を用いました。

表 6.1.7 (2)　建設機械の種類及び燃料使用量　工事開始後 1 か月目～180 か月目（墓園）

建設機械		定格出力※1 (kW)	燃料使用率※1 (L/kW･h)	延べ稼働台数 (台/期間)	日当たり稼働時間 (h)	平均稼働率※2 (%)	1 時間当たりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
アースオーガ	φ450・吊 2.0 t	90	0.436	69	8.0	70	39.2	15.16
アスファルトフィニッシャ	幅 1.4～3.0m	27	0.147	69	8.0	70	4.0	1.53
	幅 2.4～6.0m	70	0.147	156	8.0	70	10.3	8.99
コンクリートポンプ車	9.2 t ①	166	0.078	12	8.0	70	12.9	0.87
	9.2 t ②	265	0.078	12	8.0	70	20.7	1.39
	10 t	199	0.078	198	8.0	70	15.5	17.21
振動ローラ	3～4 t	20	0.160	415	8.0	70	3.2	7.44
	11～12 t	103	0.160	78	8.0	70	16.5	7.20
タイヤローラ	8～20 t	71	0.085	382	8.0	70	6.0	12.91
ダンプトラック	3 t	112	0.043	24	8.0	70	4.8	0.65
	4 t	135	0.043	12	8.0	70	5.8	0.39
	10 t	246	0.043	835	8.0	70	10.6	49.46
トラクタ	1 t	15	0.120	72	8.0	70	1.8	0.73
トラック	4 t	132	0.043	96	8.0	70	5.7	3.05
	8 t	186	0.043	18	8.0	70	8.0	0.81
トラッククレーン	4.9 t 吊	107	0.044	801	8.0	70	4.7	21.12
バックホウ	0.11 m^3	20	0.153	172	8.0	70	3.1	2.95
	0.09 m^3	21	0.153	337	8.0	70	3.2	6.06
	0.28 m^3	41	0.153	132	8.0	70	6.3	4.64
	0.45 m^3	60	0.153	48	8.0	70	9.2	2.47
	0.5 m^3級・吊 2.9 t	76	0.153	51	8.0	70	11.6	3.32
	0.8 m^3	104	0.153	1,153	8.0	70	15.9	102.74
	1.4 m^3	164	0.153	149	8.0	70	25.1	20.94
小型バックホウ	0.13 m^3	29	0.153	384	8.0	70	4.4	9.54
ブルドーザ	6 t	53	0.153	90	8.0	70	8.1	4.09
	16 t	102	0.153	410	8.0	70	15.6	35.83
モータグレーダ	ブレード 3.1m	85	0.108	244	8.0	70	9.2	12.54
ラフテレーンクレーン	25 t 吊	193	0.088	126	8.0	70	17.0	11.98
	45 t 吊	237	0.088	126	8.0	70	20.9	14.72
ロードローラ	10 t、幅 2.1m	56	0.118	382	8.0	70	6.6	14.14
合計	－	－	－	－	－	－	－	394.86

※1　「令和 6 年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会、令和 6 年 4 月）の定格出力及び燃料使用率としました。
※2　工事工程から設定した 70%を用いました。

⑥ 予測結果

ア 建設機械の稼働に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1.8、表 6.1.9（1）～（3）に示すとおりです。

軽油を燃料とする建設機械からは公園整備事業では 3,306.59tCO_2/期間、墓園整備事業では 1,034.31tCO_2/期間、第０期を含めた合計では 4,627.05tCO_2/期間と予測します。

表 6.1.8　軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（第０期）

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	109.24	38.0	0.0188	286.15

表 6.1.9（1）　軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（公園）

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	1,262.31	38.0	0.0188	3,306.59

表 6.1.9（2）　軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（墓園）

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	394.86	38.0	0.0188	1,034.31

表 6.1.9（3）　軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（合計）

事業	区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
第０期	建設機械	軽油	109.24	38.0	0.0188	286.15
公園整備事業			1,262.31	38.0	0.0188	3,306.59
墓園整備事業			394.86	38.0	0.0188	1,034.31
合計（公園及び墓園整備事業）			1,657.17	38.0	0.0188	4,340.90
合計			1,766.41	38.0	0.0188	4,627.05

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

工事用車両の種類、台数等を整理のうえ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和７年３月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.1.2 に示すとおりです。

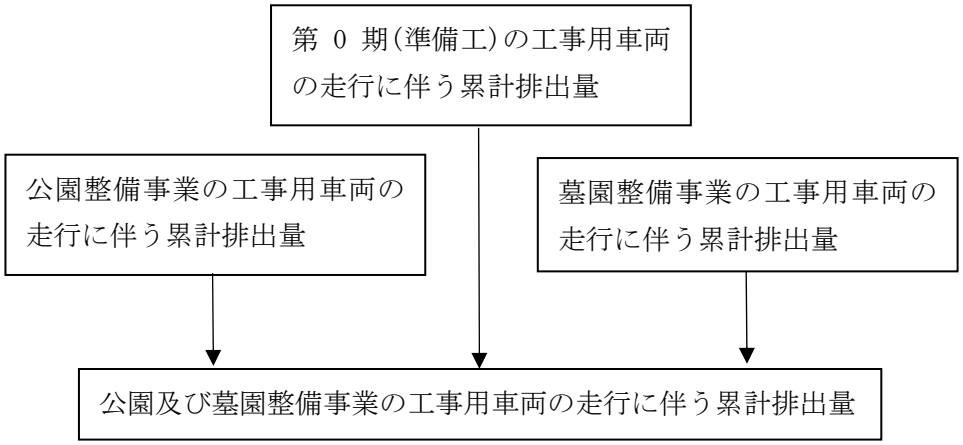


図 6.1.2　予測手順（工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量）

イ 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油・ガソリン

CO_2排出量（tCO_2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（kL）×
単位発熱量（GJ/kL）×排出係数（tC/GJ）×44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和７年３月）

⑤ 予測条件の整理

ア 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1.1 に示す値を用いました。

イ 工事用車両の燃料使用量

工事中の工事用車両の走行に伴う燃料使用量は、全工事期間における工事用車両の走行延べ台数、平均走行距離及び燃費から、表 6.1.10 及び表 6.1.11（1）～（2）に示すとおりとしました。

なお、平均走行距離は、建設発生土等の場外搬出先、施工業者の所在地がまだ決定していませんが、片道 20 ㎞程度の範囲内を想定し、往復 40 ㎞と仮定しました。

表 6.1.10　工事用車両の燃料使用量（第 0 期）

区分	延べ車両台数（台/期間）	平均走行距離(往復)（㎞/台）	工事用車両総走行距離（㎞/期間）	燃料	燃費（㎞/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	―	④	③/④/1,000
大型車類	37,080	40	1,483,200	軽油	3.91※1	379.34
小型車類	4,920	40	196,800	ガソリン	6.96※2	28.28

表 6.1.11（1）　工事用車両の燃料使用量（公園）

区分	延べ車両台数（台/期間）	平均走行距離(往復)（㎞/台）	工事用車両総走行距離（㎞/期間）	燃料	燃費（㎞/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	―	④	③/④/1,000
大型車類	203,780	40	8,151,200	軽油	3.91※1	2,084.71
小型車類	42,920	40	1,716,800	ガソリン	6.96※2	246.67

表 6.1.11（2）　工事用車両の燃料使用量（墓園）

区分	延べ車両台数（台/期間）	平均走行距離(往復)（㎞/台）	工事用車両総走行距離（㎞/期間）	燃料	燃費（㎞/L）	燃料使用量（kL/期間）
	①	②	③=①×②	―	④	③/④/1,000
大型車類	40,800	40	1,632,000	軽油	3.91※1	417.39
小型車類	7,840	40	313,600	ガソリン	6.96※2	45.06

※1　「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和 7 年 3 月）の最大積載量 6,000 kg以上 8,000kg 未満の事業用の 2015 年基準達成車としました。

※2　「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和 7 年 3 月）の最大積載量 1,500 kg以上の事業用の 2015 年基準達成車としました。

⑥ 予測結果

ア 工事用車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量

工事用車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1.12 及び表 6.1.13 (1) ～ (3) に示すとおりです。

公園整備事業において、軽油を燃料とする大型車類からは 5,460.8tCO_2/期間、ガソリンを燃料とする小型車類からは 564.9tCO_2/期間、墓園整備事業において、軽油を燃料とする大型車類からは 1,093.3tCO_2/期間、ガソリンを燃料とする小型車類からは 103.2tCO_2/期間、第 0 期を含めた合計では、8,280.7tCO_2/期間と予測します。

表 6.1.12　工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（第 0 期）

事業	区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
第 0 期	大型車類	軽油	379.34	38.0	0.0188	993.7
	小型車類	ガソリン	28.28	33.4	0.0187	64.8
	合計		—	—	—	1,058.5

表 6.1.13 (1)　工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（公園）

事業	区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
公園整備事業	大型車類	軽油	2084.71	38.0	0.0188	5,460.8
	小型車類	ガソリン	246.67	33.4	0.0187	564.9
	合計		—	—	—	6,025.7

表 6.1.13 (2)　工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（墓園）

事業	区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
墓園整備事業	大型車類	軽油	417.39	38.0	0.0188	1,093.3
	小型車類	ガソリン	45.06	33.4	0.0187	103.2
	合計		—	—	—	1,196.5

表 6.1.13 (3)　工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果（合計）

事業	区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO_2/期間)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
第0期	大型車類	軽油	379.34	38.0	0.0188	993.7
	小型車類	ガソリン	28.28	33.4	0.0187	64.8
	合計		—	—	—	1,058.5
公園整備事業	大型車類	軽油	2084.71	38.0	0.0188	5,460.8
	小型車類	ガソリン	246.67	33.4	0.0187	564.9
	合計		—	—	—	6,025.7
墓園整備事業	大型車類	軽油	417.39	38.0	0.0188	1,093.3
	小型車類	ガソリン	45.06	33.4	0.0187	103.2
	合計		—	—	—	1,196.5
総計			—	—	—	8,280.7

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1.14（1）～（2）に示す内容を実施します。

表 6.1.14（1） 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	・建設機械は、点検・整備を十分に行います。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

表 6.1.14（2） 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	・積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化に努めます。 ・工事用車両は、点検・整備を十分に行います。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。 ・交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。

5) 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

建設機械の稼働に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、第０期では 286.15tCO_2/期間、公園整備事業では 3,306.59tCO_2/期間、墓園整備事業では 1,034.31tCO_2/期間、合計 4,627.05tCO_2/期間と予測します。

工事中は、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし等をしないための指導・教育も徹底していきます。また、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用し、点検・整備を十分に行います。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

工事用車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、第０期において、大型車類からは 993.7tCO_2/期間、小型車類からは 64.8tCO_2/期間、公園整備事業において、大型車類からは 5,460.8tCO_2/期間、小型車類からは 564.9tCO_2/期間、墓園整備事業において、大型車類からは 1,093.3tCO_2/期間、小型車類からは 103.2tCO_2/期間、合計で 8,280.7tCO_2/期間と予測します。

工事中は、工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。また、工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用し、点検・整備を十分に行います。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

6.2　生物多様性

6.2 生物多様性

6.2.1 動物

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、動物相に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の動物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う動物相への影響（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認した動物相は、下表のとおりです。 **動物の確認状況** 哺乳類 3目 6科 6種 鳥類 10目 28科 54種 両生類・爬虫類 2目 5科 5種 昆虫類 14目 160科 642種 水生生物 17目 34科 60種	p. 6. 2-12～ p. 6. 2-43
環境保全目標	・注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。	p. 6. 2-44
予測結果の概要	・工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が改変するため、これらの環境に生息する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は低減されると予測します。 ・供用時においては、樹林等や草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで影響は低減されると予測します。	p. 6. 2-46～ p. 6. 2-61

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う動物相への影響（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
環境の保全のための措置	【工事中】 ・生息環境への影響が大きいと予測されたモノアラガイ、アサヒナコミズムシについては、工事着手前に再度生息の有無について確認を行い、生息が確認された場合は必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、工事着手前に移設を行います。 ・公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境となる草地（チガヤ群落）は表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるよう配慮します。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。 【供用時】 ・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区の創出を図ることで、人圧等による動物への影響が低減できるような計画を策定します。 ・保護区内は草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈のまばらな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させ、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化を図っていきます。 ・樹林等の環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）がまばらな草地環境がパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込むことができ、人圧等による動物への影響低減が図られた計画を策定します。 ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させるLEDランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようごみの処理を適切に行います。	p.6.2-62
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。	p.6.2-63

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

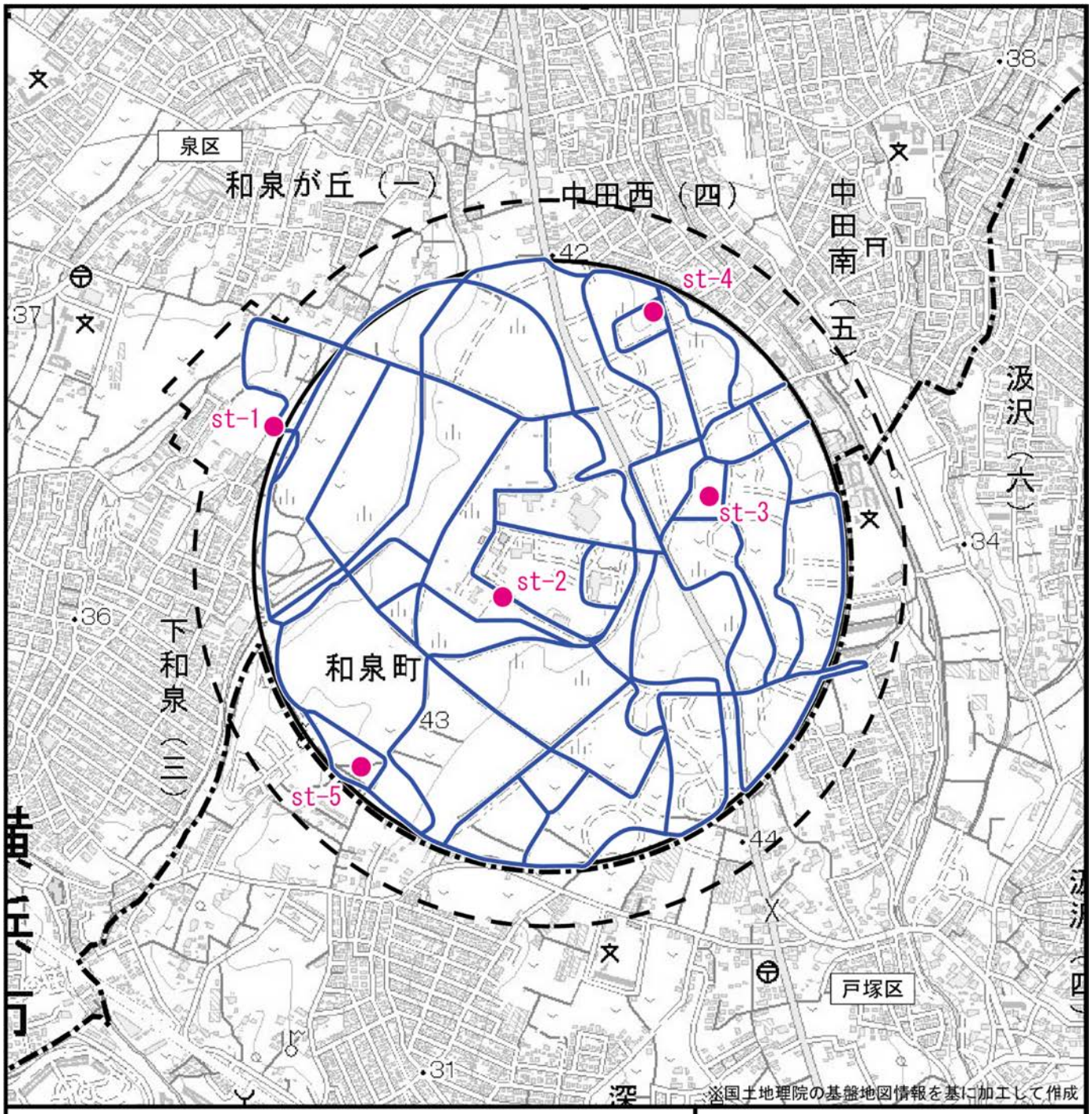
公園及び墓園整備事業の実施に伴う動物相への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①動物の状況
②地形、地質の状況
③土壌の状況
④水質、底質の状況
⑤水循環の状況
⑥土地利用の状況
⑦関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域とその周囲 100ｍの範囲（わきみずの森を含む）としました。

現地調査地点は、図 6.2.1.1～図 6.2.1.5 に示すとおりです。



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

：哺乳類踏査ルート

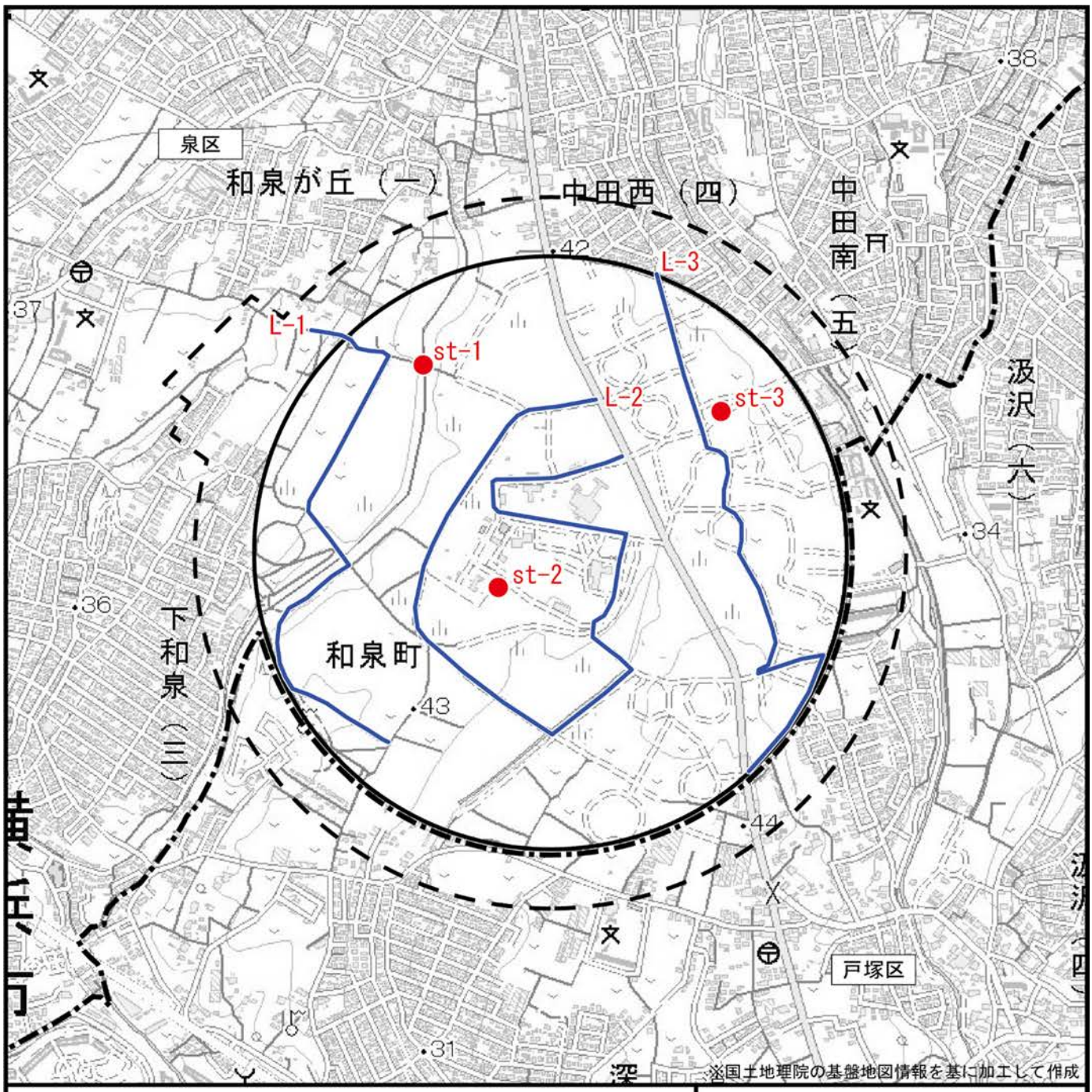
：哺乳類トラップ・夜間撮影調査地点
(st-1 ～ st-5) / 春季、秋季

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.1　哺乳類調査地点
（現地踏査ルート及びトラップ調査、
夜間撮影位置）



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

：鳥類ラインセンサス(L-1～L-3)

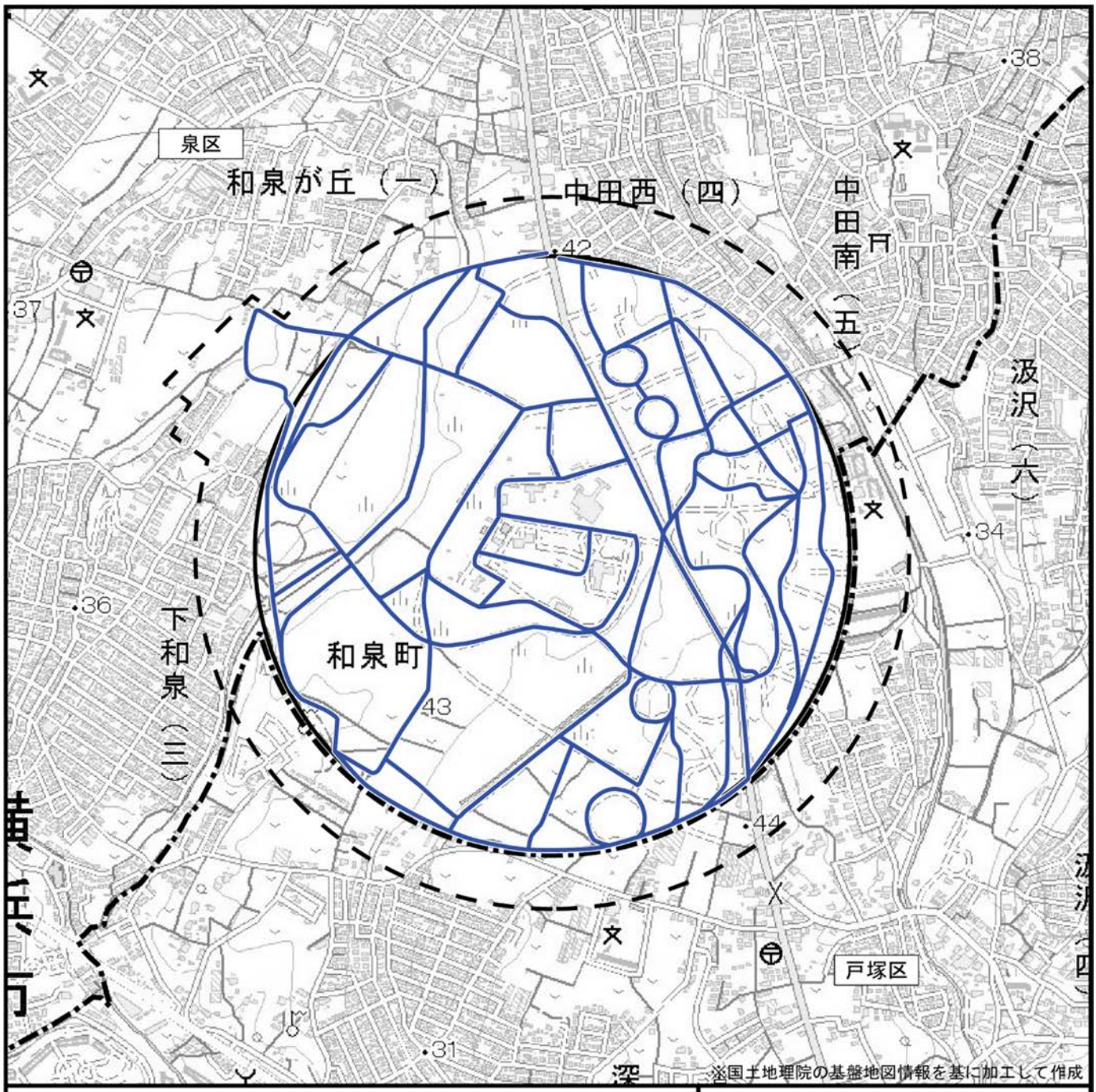
：鳥類スポットセンサス位置(st-1～st-3)

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.2　鳥類調査地点



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

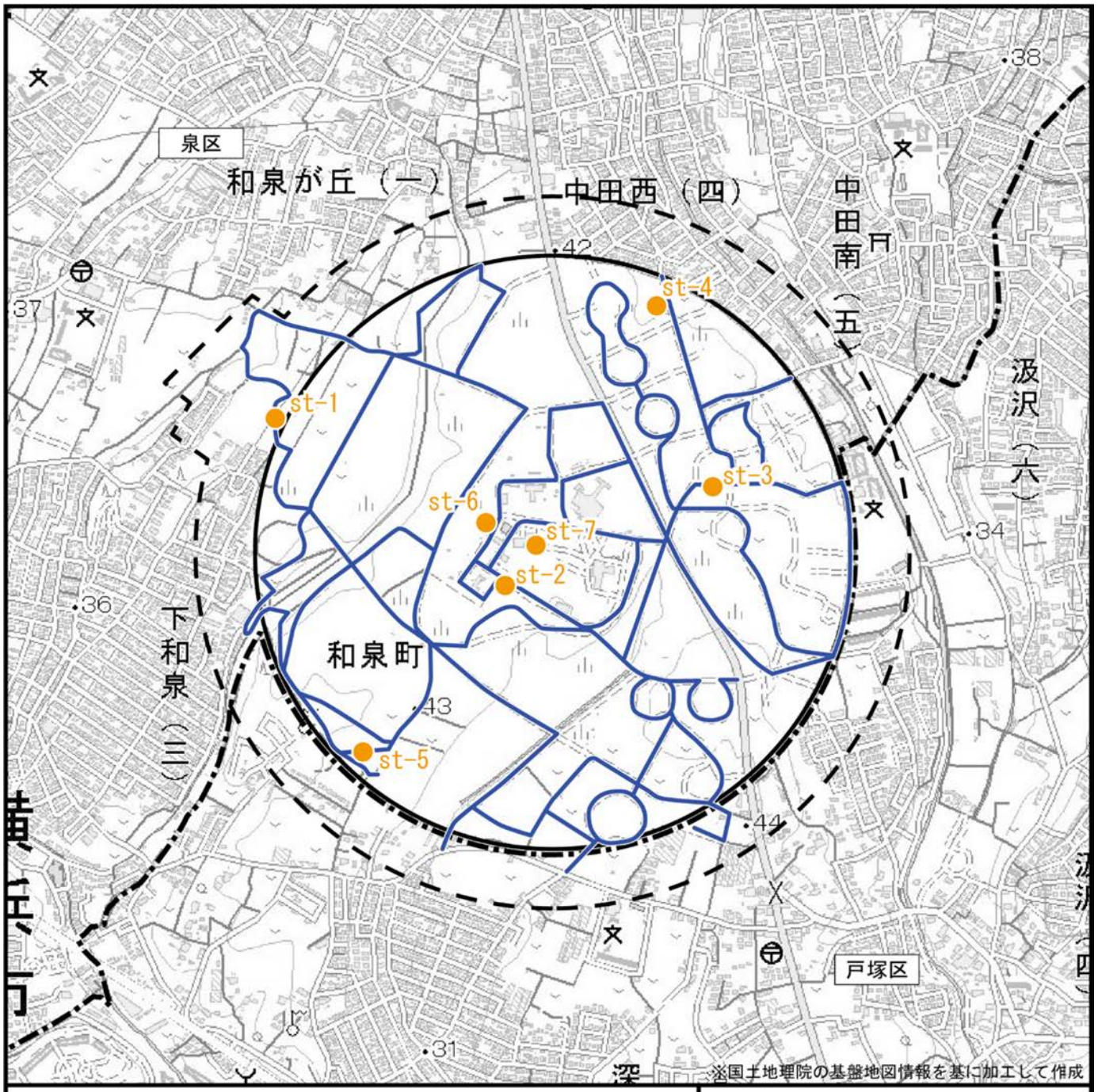
：両生類・爬虫類踏査ルート

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.3　両生類・爬虫類調査地点
（現地踏査ルート）



凡　例

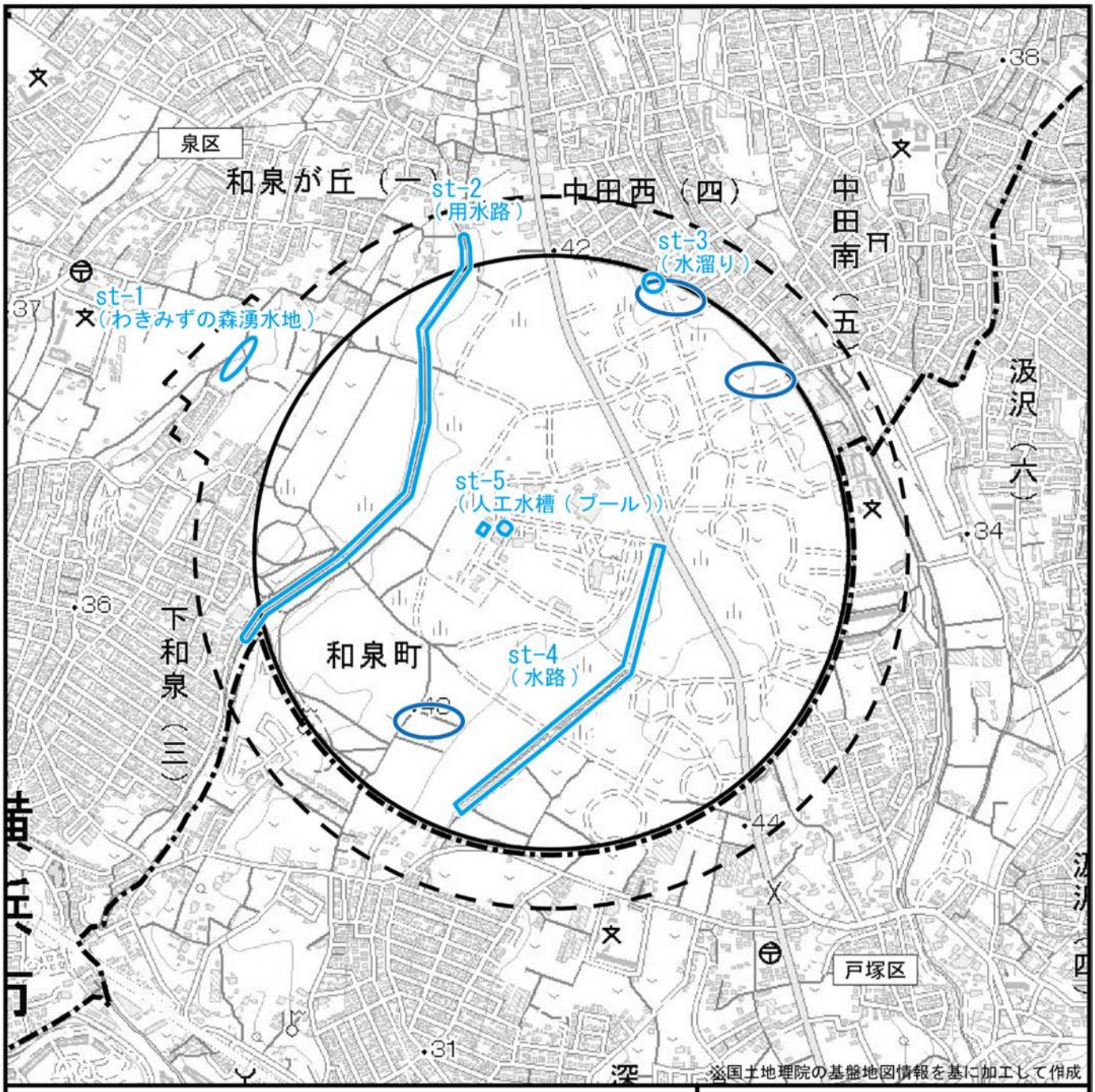
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 +100m
- ：区　境
- ：昆虫類踏査ルート
- ：昆虫類トラップ（ライトトラップ、ベイトトラップ）調査地点（st-1 ～ st-7）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.4　昆虫類調査地点
（現地踏査ルート及びトラップ調査位置）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 +100m
- ：区　境
- ：主要な水生生物調査位置（st-1～st-5）
- ：湿地の位置

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.5　水生生物調査地点

③ 調査期間・時期

既存資料調査では、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.2.1.1 に示すとおりです。

哺乳類は、四季を通して活動している種が多いため、４季調査を設定しました。鳥類は、繁殖期、渡りの時期及び越冬期を考慮して設定しました。両生類・爬虫類は、春から秋にかけての活動期と、早春に繁殖期を迎える種群があることを考慮して設定しました。昆虫類は、成虫で活動する種数の多い春、夏、秋の３季を設定しました。水生生物は、水生生物相の季節変化を考慮して、春季、夏季及び冬季に設定しました。

表 6.2.1.1　現地調査実施日

調査項目		調査季	現地調査実施日
動物	哺乳類	冬季	令和２年２月 18 日（火）
		春季	令和２年４月 30 日（木）～5 月 1 日（金）※1
		夏季	令和２年６月 25 日（木）
		秋季	令和２年 10 月 19 日（月）～20 日（火）※1
	鳥類（一般鳥類）	冬季	令和２年２月 17 日（月）
		春季	令和２年４月 30 日（木）
		夏季	令和２年６月 23 日（火）
		秋季	令和２年 10 月 19 日（月）
	両生類･爬虫類	春季	令和２年５月１日（木）
		夏季	令和２年６月 25 日（木）
		秋季	令和２年 10 月 19 日（月）
	昆虫類	春季	令和２年４月 30 日（木）～5 月 1 日（金）
		夏季	令和２年６月 23 日（火）～24 日（水）
		秋季	令和２年 10 月 19 日（月）～20 日（火）
		春季※2	令和４年５月９日（月）～10 日（火）
		夏季※2	令和４年６月 22 日（水）～23 日（木）
		秋季※2	令和４年 10 月 20 日（木）～21 日（金）
	水生生物	冬季	令和２年２月 18 日（火）
		春季	令和２年５月１日（金）
		夏季	令和２年６月 25 日（木）

※1　哺乳類の調査では、有識者ヒアリングからの意見に基づき春季、秋季においてトラップ調査、夜間撮影も実施しました。

※2　令和４年の昆虫類調査は st-6、st-7 においてトラップ調査（ベイトトラップ、ライトトラップ）を実施したのみです。

④ 調査方法

ア 動物の状況

動物の状況について、既存資料調査の方法は、表 6.2.1.2 に示す文献から、対象事業実施区域及びその周辺において生息記録のある注目すべき種、生息している可能性のある注目すべき種を整理しました。

現地調査の項目及び調査方法は、表 6.2.1.3 に示すとおりです。

表 6.2.1.2　既存資料

文献	対象データ
「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）	戸塚区及び泉区のメッシュ分布図に記載がある哺乳類及び鳥類
「横浜の川と海の生物（第 16 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、令和 6 年 3 月）	境川水系の水生生物（魚類及び底生動物）
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月）	戸塚区・泉区周辺で出現記録のある哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、水生生物の中で生息の可能性があるもの

表 6.2.1.3　調査方法（現地調査）

調査項目	調査手法
哺乳類	対象事業実施区域及び周辺を任意に踏査し、目撃及びフィールドサイン(足跡、糞、食痕、巣、爪痕、掘り返し等の生息痕)により確認された哺乳類の種名、確認位置等を記録しました。また、有識者ヒアリングからの意見に基づき、春季、秋季についてはトラップ調査、夜間撮影も実施しました。 現地踏査ルート及びトラップ調査、夜間撮影の位置は図 6.2.1.1（p.6.2-4）に示すとおりです。
鳥類	対象事業実施区域及び周辺において、センサスルートを設定したラインセンサス法及び眺望の良い箇所に定点を設定した定点観察法、任意踏査により周辺を観察し、記録する任意観察法を実施しました。 センサスルート及び定点位置は、図 6.2.1.2（p.6.2-5）に示すとおりです。
両生類･ 爬虫類	対象事業実施区域及び周辺を任意に踏査し、目視又は鳴き声等による直接観察やタモ網等を用いた任意の採取により調査を実施しました。 現地踏査ルートは、図 6.2.1.3（p.6.2-6）に示すとおりです。
昆虫類	対象事業実施区域及び周辺を任意に踏査し、目視又は鳴き声等による直接観察や捕虫網等による採取、トラップ(ライトトラップ、ベイトトラップ)調査を実施しました。 現地踏査ルート及びトラップ(ライトトラップ、ベイトトラップ)調査の位置は、図 6.2.1.4（p.6.2-7）に示すとおりです。
水生生物	対象事業実施区域及び周辺を任意に踏査し、目視等直接観察で確認された種や、タモ網等を用いて調査地域内の底生動物を採取し、記録しました。 調査の位置は、図 6.2.1.5（p.6.2-8）に示すとおりです。

イ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料を収集・整理しました。

ウ 土壌の状況

土壌の状況について、土壌図等の既存資料を収集・整理しました。

エ 水質・底質の状況

水質・底質の状況について、公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書等の既存資料を収集・整理しました。

オ 水循環の状況

水循環の状況について、河川の概要等の既存資料を収集・整理しました。

カ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料を収集・整理しました。

キ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「文化財保護法」
・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
・「環境省レッドリスト 2020」
・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
・「横浜市環境管理計画」

⑤ 調査結果

ア 動物の状況

(ｱ) 既存資料調査

A) 動物相の状況

既存資料調査の結果は、表 6.2.1.4 に示すとおりです。

表 6.2.1.4　動物相の概況（既存資料調査）

分類※	既存資料			主な確認種
	①	②	③	
哺乳類	○	○		ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマ
鳥類	○	○		コサギ、カルガモ、トビ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、コチドリ、タカブシギ、イソシギ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、セッカ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシブトガラス　等
両生類	○			ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ムカシツチガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類	○			ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ
魚類	○		○	キンブナ、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、ウグイ、モツゴ、タモロコ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、アユ、カダヤシ、ブルーギル、カジカ、ボウズハゼ、カワヨシノボリ、オオヨシノボリ、トウヨシノボリ類、ウロハゼ　等
底生動物			○	アメリカツノウズムシ、カワニナ、ヒロマキミズマイマイ、シマイシビル、ビロウドイシビル、ミズムシ、フロリダマミズヨコエビ、ミナミテナガエビ、ヒラテテナガエビ、スジエビ、ウデマガリコカゲロウ、ハグロトンボ、ダビドサナエ、コオニヤンマ、シオカラトンボ、コガタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ　等
昆虫類	○			コバネアオイトトンボ、ベッコウトンボ、ババアメンボ、ホッケミズムシ、コオイムシ、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンヒョウモン、オオムラサキ、ツマグロキチョウ、セアカオサムシ、ヒトツメアオゴミムシ、オオサカアオゴミムシ、イグチケブカゴミムシ、ホソハンミョウ、オオミズスマシ、コガムシ、オオクワガタ、アカマダラハナムグリ　等

※　分類は各資料に準拠しました。

資料①：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）

資料②：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）

資料③：「横浜の川と海の生物（第 16 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、令和 6 年 3 月）

B）注目すべき動物種及び生息地の状況

既存資料調査において確認された種（動物）について、表 6.2.1.5 の選定基準により注目すべき種及び生息地を選定しました。その結果、表 6.2.1.6～表 6.2.1.12 に示すとおり、哺乳類は２種、鳥類は 67 種、両生類は４種、爬虫類は５種、魚類は 12 種、昆虫類は 153 種、底生動物は４種が選定されました。

なお、注目すべき生息地は確認されていません。

表 6.2.1.5　注目すべき種の選定基準（動物）

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」 （法律第 214 号、昭和 25 年）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 （神奈川県条例第 13 号、昭和 30 年）	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 （横浜市条例第 53 号、昭和 62 年）	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （法律第 75 号、平成 4 年）	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020」 （環境省、令和 2 年 3 月）	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月）	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 不明種	EX EW CR+EN CR EN VU NT 減少 希少 要注意 注目 DD DDA DDB 不明

表 6.2.1.6　調査区域周辺で確認されている注目すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ						NT
2	ネコ目(食肉目)	イタチ科	ニホンイタチ						NT
計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.1.7 (1)　調査区域周辺で確認されている注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	キジ目	キジ科	ウズラ					VU	VU[b]
2			ヤマドリ						VU[a, b]
3	ハト目	ハト科	アオバト						注目[a, b]
4	ペリカン目	サギ科	アマサギ						減少[a]
5	ツル目	クイナ科	クイナ						VU[b]
6			ヒクイナ					NT	CR+EN[a]
7	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ						VU[a]
8	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ						減少[a]
9	チドリ目	チドリ科	タゲリ						VU[b]
10			ケリ					DD	希少[a] NT[b]
11			ムナグロ						減少[b]
12			イカルチドリ						NT[a] 注目[b]
13			コチドリ						注目[a]
14			シロチドリ					VU	VU[a], NT[b]
15		シギ科	ヤマシギ						希少[b]
16			オオジシギ					NT	EX[a]
17			タシギ						注目[b]
18			ツルシギ					VU	NT[b]
19			コアオアシシギ						NT[b]
20			アオアシシギ						NT[b]
21			タカブシギ					VU	NT[b]
22			キアシシギ						VU[b]
23			イソシギ						希少[a] 注目[b]
24			ウズラシギ						NT[b]
25			ハマシギ					NT	VU[b]
26		タマシギ科	タマシギ					VU	CR+EN[a] 希少[b]
27	チドリ目	カモメ科	コアジサシ					VU	CR+EN[a]

表 6.2.1.7 (2)　調査区域周辺で確認されている注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
28	タカ目	タカ科	ハチクマ					NT	CR+EN[a]
29			ツミ						VU[a] 希少[b]
30			ハイタカ					NT	DD[a] 希少[b]
31			オオタカ						VU[a] 希少[b]
32			ノスリ						VU[a] 希少[b]
33	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク						CR+EN[a] 希少[b]
34			アオバズク						VU[a]
35			トラフズク						CR+EN[b]
36			コミミズク						CR+EN[b]
37	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ						希少[a]
38	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	CR+EN[a] 希少[b]
39	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	VU[a]
40		モズ科	チゴモズ					CR	CR+EN[a]
41			モズ						減少[a]
42			アカモズ				国内	EN	CR+EN[a]
43		キクイタダキ科	キクイタダキ						希少[a]
44		ヒバリ科	ヒバリ						減少[a]
45		ツバメ科	ツバメ						減少[a]
46		ムシクイ科	メボソムシクイ						VU[a]
47			エゾムシクイ						NT[a]
48			センダイムシクイ						NT[a]
49		ヨシキリ科	オオヨシキリ						VU[a]
50			コヨシキリ						CR+EN[a]
51		セッカ科	セッカ						減少[a,b]
52		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ						NT[a]
53		ヒタキ科	トラツグミ						減少[a]
54			クロツグミ						VU[a]
55			アカハラ						減少[a]
56			コルリ						VU[a]
57			ルリビタキ						VU[a]
58			コサメビタキ						CR+EN[a]
59			キビタキ						減少[a]
60			オオルリ						NT[a]
61		セキレイ科	キセキレイ						減少[a]
62			セグロセキレイ						減少[a]
63			ビンズイ						VU[a]

表 6.2.1.7 (3)　調査区域周辺で確認されている注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
64	（スズメ目）	アトリ科	カワラヒワ						減少[a]
65		ホオジロ科	アオジ						VU[a]
66			クロジ						CR+EN[a] 減少[b]
67			オオジュリン						VU[b]
計	12 目	27 科	67 種	0 種	0 種	0 種	2 種	17 種	67 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。
　a：繁殖期　b：非繁殖期

表 6.2.1.8　調査区域周辺で確認されている注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル						VU
2			トウキョウダルマガエル					NT	VU
3			ムカシツチガエル※3						要注
4		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						要注
計	1 目	2 科	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	4 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　資料③では、ツチガエルとして掲載されています。

表 6.2.1.9　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	CR+EN
2	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ※3						要注
3		ナミヘビ科	シマヘビ						要注
4			アオダイショウ						要注
5			ヤマカガシ						要注
計	2 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	5 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　資料③では、トカゲとして掲載されています。

表 6.2.1.10　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（魚類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	コイ目	コイ科	キンブナ					VU	EN
2			アブラハヤ						NT
3			ウグイ						NT
4		ドジョウ科	ヒガシシマドジョウ						NT
5		フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	EN
6	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ						注目
7	トゲウオ目	ヨウジウオ科	テングヨウジ						注目
8	スズキ目	カジカ科	カジカ					NT	VU
9		カワアナゴ科	カワアナゴ						EN
10		ハゼ科	ボウズハゼ						NT
11			オオヨシノボリ						NT
12			ウロハゼ						注目
計	4 目	8 科	12 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	12 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.1.11（1）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	トンボ目	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ						要注
2	(蜻蛉目)		コバネアオイトトンボ					EN	EX
3			オツネントンボ						VU
4		イトトンボ科	キイトトンボ						EN
5			クロイトトンボ						要注
6			セスジイトトンボ						要注
7			オオイトトンボ						CR
8		カワトンボ科	ハグロトンボ						要注
9		ヤンマ科	コシボソヤンマ						要注
10			カトリヤンマ						NT
11			ミルンヤンマ						要注
12		サナエトンボ科	ヤマサナエ						要注
13			タイワンウチワヤンマ						DD
14		エゾトンボ科	トラフトンボ						EX
15			コヤマトンボ						NT
16			タカネトンボ						要注
17		トンボ科	コフキトンボ						要注
18			ベッコウトンボ				国内	CR	EX
19			ハラビロトンボ						要注
20			シオヤトンボ						要注
21			チョウトンボ						EN
22			ナツアカネ						要注

表 6.2.1.11 (2)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
23	トンボ目	(トンボ科)	マユタテアカネ						要注
24	(蜻蛉目)		ヒメアカネ						要注
25			ミヤマアカネ						NT
26			リスアカネ						要注
27	バッタ目	クツワムシ科	クツワムシ						要注
28	(直翅目)	キリギリス科	オナガササキリ						要注
29			ヒガシキリギリス						要注
30		ケラ科	ケラ						要注
31		マツムシ科	スズムシ						要注
32			マツムシ						要注
33		バッタ科	ショウリョウバッタモドキ						要注
34		イナゴ科	セグロイナゴ						NT
35	カメムシ目	アメンボ科	オオアメンボ						NT
36	(半翅目)		ババアメンボ					NT	EN
37		ミズムシ科(昆)	ホッケミズムシ					NT	EX
38		コオイムシ科	コオイムシ					NT	EN
39	トビケラ目	エグリトビケラ科	スジトビケラ						DDA
40	(毛翅目)	トビケラ科	ツマグロトビケラ						DDA
41	チョウ目	ミノガ科	オオミノガ						VU
42	(鱗翅目)	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種						要注
43			ホソバセセリ						VU
44			ギンイチモンジセセリ					NT	NT
45			ミヤマチャバネセセリ						要注
46			オオチャバネセセリ						VU
47		シジミチョウ科	ミドリシジミ						NT
48		タテハチョウ科	コムラサキ						EN
49			ウラギンスジヒョウモン					VU	EN
50			オオウラギンスジヒョウモン						NT
51			スミナガシ本土亜種						要注
52			ウラギンヒョウモン						VU
53			オオウラギンヒョウモン					CR	EX
54			アサマイチモンジ						VU
55			クモガタヒョウモン						EN
56			オオムラサキ					NT	NT
57		シロチョウ科	ツマグロキチョウ					EN	EX
58		シャクガ科	ヨホシナミシャク						DDA
59			オビコバネナミシャク						不明
60		ヒトリガ科	ベニゴマダラヒトリ						不明
61	ハエ目 (双翅目)	ミバエ科	ツマモンハスジハマダラミバエ						注目
62	コウチュウ目	オサムシ科	アシミゾヒメヒラタゴミムシ						NT
63	(鞘翅目)		ムネミゾチビゴモクムシ						EX
64			フタモンクビナガゴミムシ						DDB
65			クロズカタキバゴミムシ						NT

表 6.2.1.11 (3)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
66	(コウチュウ目	(オサムシ科)	ヨツモンカタキバゴミムシ						NT
67	(鞘翅目))		アオヘリミズギワゴミムシ						NT
68			フタボシチビゴミムシ						NT
69			アカガネオサムシ本州亜種					VU	EX
70			セアカオサムシ					NT	要注
71			アカガネアオゴミムシ						NT
72			ヒトツメアオゴミムシ					NT	EX
73			コアトワアオゴミムシ						NT
74			オオサカアオゴミムシ					DD	CR+EN
75			キバナガミズギワゴミムシ						NT
76			クロヒメヒョウタンゴミムシ						NT
77			オオアオホソゴミムシ						CR+EN
78			コチビヒョウタンゴミムシ						NT
79			チョウセンゴモクムシ					VU	NT
80			アリスアトキリゴミムシ					DD	要注
81			モモグロジュウジアトキリゴミムシ						DDA
82			ナカグロキバネクビナガゴミムシ						VU
83			ヨツボシゴミムシ						NT
84			トカラコミズギワゴミムシ						DDB
85			クロサヒラタアトキリゴミムシ						要注
86			イグチケブカゴミムシ					NT	NT
87			クロケブカゴミムシ						NT
88			ヒロムネナガゴミムシ						NT
89			オオナガゴミムシ						NT
90			コホソナガゴミムシ						NT
91			オオキンナガゴミムシ						NT
92			アシミゾナガゴミムシ						NT
93			セグロマメゴモクムシ						NT
94			クロサマメゴモクムシ						NT
95			タオマメゴモクムシ						NT
96			キアシツヤヒラタゴミムシ						NT
97			オビモンコミズギワゴミムシ						NT
98			アトモンコミズギワゴミムシ本土亜種						NT
99			クビナガヨツボシゴミムシ					DD	VU
100			アトスジチビゴミムシ						VU
101			キュウシュウツヤゴモクムシ						NT
102		ハンミョウ科	ホソハンミョウ					VU	CR+EN
103		ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	CR
104		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						VU

表 6.2.1.11 (4)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
105	(コウチュウ目	ガムシ科	ウスグロヒラタガムシ						DDB
106	(鞘翅目))		コガムシ					DD	NT
107			ガムシ					NT	CR
108			クナシリシジミガムシ						DDB
109		エンマムシ科	ルリエンマムシ						VU
110		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						NT
111		クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	CR+EN
112			ヒラタクワガタ本土亜種						VU
113			ミヤマクワガタ						要注
114		アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ						NT
115		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ					DD	NT
116			ヤマトエンマコガネ					NT	DDA
117			マルエンマコガネ						CR+EN
118			シロスジコガネ						VU
119			ヒゲコガネ						VU
120			シラホシハナムグリ						EX
121			クロスジチャイロコガネ本州･四国亜種						不明
122			ルイスチャイロコガネ						DDA
123		タマムシ科	ウバタマムシ						NT
124			タマムシ						要注
125		コメツキムシ科	ウバタマコメツキ						NT
126		ホタル科	ヘイケボタル						NT
127			スジグロボタル						NT
128		ツチハンミョウ科	マメハンミョウ						要注
129		カミキリムシ科	ヒゲナガモモブトカミキリ						NT
130			ルリカミキリ						VU
131			シロスジカミキリ						要注
132			アカネトラカミキリ						NT
133			ハンノキカミキリ						VU
134			アカアシオオアオカミキリ						CR+EN
135			ミドリカミキリ						NT
136			クロトラカミキリ						VU
137			ベーツヒラタカミキリ						VU
138			キイロトラカミキリ						要注
139			ナカバヤシモモブトカミキリ						VU
140			ムネアカクロハナカミキリ						NT
141			ネジロカミキリ						NT
142			ヨツボシカミキリ					EN	CR+EN
143			アサカミキリ					VU	CR+EN
144			モモグロハナカミキリ						NT
145			トラフカミキリ						要注

表 6.2.1.11 (5)　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
146	(コウチュウ目	(カミキリムシ科)	ブドウトラカミキリ						NT
147	(鞘翅目))		アオスジカミキリ						VU
148		ゾウムシ科	オオゴボウゾウムシ						EX
149	ハチ目	コマユバチ科	ウマノオバチ					NT	VU
150	(膜翅目)	ヒメバチ科	コンボウアメバチ						VU
151		クモバチ科	キオビクモバチ						CR+EN
152			フタモンクモバチ					NT	VU
153		ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ					VU	VU
計	8 目	46 科	153 種	0 種	0 種	0 種	1 種	30 種	153 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.1.12　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	和名	選定基準及びランク※1					
						1	2	3	4	5	6
1	軟体動物門	二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ					VU	
2	節足動物門	昆虫綱	トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ						要注
3			(蜻蛉目)	ヤンマ科	コシボソヤンマ						要注
4				エゾトンボ科	コヤマトンボ						NT
計	2 門	2 綱	2 目	4 科	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種

※1　選定基準及びランクは、表 6.2.1.5 のNo.と対応します。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

(ｲ) 現地調査

A) 動物相の確認状況

(a) 哺乳類

現地調査で確認された哺乳類は、表 6.2.1.13 に示すとおり、３目６科６種が確認されました。

市街地から山林まで様々な環境に生息するアズマモグラ、クリハラリス、アカネズミ、アライグマ、タヌキ、ハクビシンが確認されました。

なお、クリハラリス、アライグマは特定外来生物に指定されています。

表 6.2.1.13　確認種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				冬季	春季	夏季	秋季
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	アズマモグラ	○	○	○	○
2	ネズミ目（齧歯目）	リス科	クリハラリス	○	○	○	○
3		ネズミ科	アカネズミ				○
4	ネコ目（食肉目）	アライグマ科	アライグマ	○	○	○	
5		イヌ科	タヌキ	○	○	○	○
6		ジャコウネコ科	ハクビシン		○		
合計３目６科６種				４種	５種	４種	４種

※　種名及び配列は、「令和６年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和６年 10 月）に準拠しました。

(b) 鳥類

現地調査で確認された鳥類は、表 6.2.1.14 に示すとおり、10 目 28 科 54 種が確認されました。

確認種は耕作地や市街地周辺に生息するキジやスズメ、ムクドリ、ハシブトガラス等を中心に、草地性の種であるヒバリやホオジロ等、樹林性の種であるコゲラやシジュウカラ等が四季を通じて確認されました。また、水辺の種であるカワウ、アオサギ、ダイサギは、全て上空通過であり、カルガモのみ中央部の水路を一時的に利用する様子が確認されました。

全 54 種のうち、冬季調査で確認されたタシギ、ツグミ、ジョウビタキ、タヒバリ、シメ、ホオアカ、カシラダカ、アオジは冬鳥であり、春季～夏季調査で確認されたコチドリ、ツバメ、イワツバメは夏鳥です。また、夏鳥に関しては春季調査で確認されたエゾムシクイ、キビタキや秋季調査で確認されたコサメビタキ、サメビタキ、ノビタキによる渡り途中の一時的な飛来が確認されました。

なお、調査計画立案段階で実施された有識者ヒアリング意見を踏まえ、表 6.2.1.14 (1)～(2) には冬季調査結果として鳥類調査の定点観察中に確認された鳥類（猛禽類）も追加しました。

表 6.2.1.14 (1)　確認種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				冬季	春季	夏季	秋季
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	○	○	○	
2			キジ	○	○	○	○
3	カモ目	カモ科	カルガモ	○		○	
4	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)	○	○		○
5			キジバト	○	○	○	○
6	カツオドリ目	ウ科	カワウ	○	○		
7	ペリカン目	サギ科	アオサギ	○	○	○	○
8			ダイサギ		○		○
9	チドリ目	チドリ科	コチドリ		○	○	
10		シギ科	タシギ	○			
11	タカ目	タカ科	トビ	○			
12			ツミ	○			
13			ハイタカ	○			
14			オオタカ	○	○		○
15			ノスリ	○			
16	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	○	○	○	○
17			アオゲラ				○
18	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	○	○		○
19			ハヤブサ	○			
20	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	○	○
21		カラス科	オナガ		○	○	○
22			ハシボソガラス	○	○	○	○
23			ハシブトガラス	○	○	○	○
24		シジュウカラ科	ヤマガラ	○			
25			シジュウカラ	○	○	○	○
26		ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○	○
27		ツバメ科	ツバメ		○	○	
28			イワツバメ			○	
29		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○	○
30		ウグイス科	ウグイス	○	○	○	
31		エナガ科	エナガ	○	○		○
32		ムシクイ科	エゾムシクイ		○		
33		チメドリ科	ガビチョウ		○	○	
34		メジロ科	メジロ	○	○		
35		セッカ科	セッカ		○	○	
36		ムクドリ科	ハッカチョウ		○		
37			ムクドリ	○	○	○	○
38		ヒタキ科	ツグミ	○	○		
39			ジョウビタキ	○			
40			ノビタキ				○
41			イソヒヨドリ		○		
42			サメビタキ				○
43			コサメビタキ				○

表 6.2.1.14（2）　確認種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				冬季	春季	夏季	秋季
44	（スズメ目）	ヒタキ科	キビタキ		○		
45		スズメ科	スズメ	○	○	○	○
46		セキレイ科	キセキレイ				○
47			ハクセキレイ	○	○		○
48			タヒバリ	○			
49		アトリ科	カワラヒワ	○	○	○	○
50			シメ	○			
51		ホオジロ科	ホオジロ	○	○	○	○
52			ホオアカ	○			
53			カシラダカ	○			
54			アオジ	○			
合計 10 目 28 科 54 種				38 種	34 種	23 種	26 種

※　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

（c）両生類・爬虫類

現地調査で確認された両生類･爬虫類は、表 6.2.1.15 に示すとおり、２目５科５種が確認されました。

現地調査により、わきみずの森の水路や池ではアズマヒキガエル、落葉広葉樹林～低茎草地ではニホンアマガエル、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、歩道の街灯下ではニホンヤモリが確認されました。

表 6.2.1.15　確認種（両生類・爬虫類）

No.	目名	科名	種名	調査時期		
				春季	夏季	秋季
1	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	○		
2		アマガエル科	ニホンアマガエル	○	○	
3	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ		○	○
4		トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	○	○	○
5		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	○	○
合計 2 目 5 科 5 種				4 種	4 種	3 種

※　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

(d) 昆虫類

現地調査で確認された昆虫類は、表 6.2.1.16 に示すとおり、14 目 160 科 642 種が確認されました。

確認種は、ケラやハラオカメコオロギ、エンマコオロギ等のバッタ類やダイミョウセセリやムラサキシジミ、ウラギンシジミ、ベニシジミ、キタキチョウ等のチョウ類といった草地環境に生息する種が主に確認されました。

また、対象事業実施区域に点在する樹林等の環境及びその周辺部では、コクワガタ、カナブン等の樹林性の種やアオバハゴロモやコガシラアワフキ、クロモンサシガメ等の林縁～草地環境に生息する種が確認されており、わきみずの森ではシマアメンボのような水辺・水域に生息する種が確認されており、生息環境に応じた多様な種の生息が確認されました。

表 6.2.1.16　確認種（昆虫類）

目名	科数	種数	主な確認種
カゲロウ目（蜉蝣目）	1	1	ヒメカゲロウ科の一種
アミメカゲロウ目（脈翅目）	1	1	アミメクサカゲロウ
トンボ目（蜻蛉目）	4	10	アジアイトトンボ、クロスジギンヤンマ、コシアキトンボ、コノシメトンボ、アキアカネ　等
ゴキブリ目（網翅目）	1	2	モリチャバネゴキブリ、ヒメクロゴキブリ
カマキリ目（螳螂目）	1	3	ハラビロカマキリ、コカマキリ、オオカマキリ
ハサミムシ目（革翅目）	2	3	ヒゲジロハサミムシ、ハマベハサミムシ、オオハサミムシ
バッタ目（直翅目）	13	35	ケラ、ハラオカメコオロギ、エンマコオロギ、カネタタキ、クサヒバリ、ヒナバッタ、ショウリョウバッタモドキ、イボバッタ、コバネイナゴ　等
カメムシ目（半翅目）	30	100	アオバハゴロモ、コガシラアワフキ、クロモンサシガメ、イネホソミドリカスミカメ、オオモンシロナガカメムシ、コバネヒョウタンナガカメムシ、ツチカメムシ、キマダラカメムシ、シマアメンボ　等
シリアゲムシ目（長翅目）	1	1	ヤマトシリアゲ
トビケラ目（毛翅目）	1	1	ウルマーシマトビケラ
チョウ目（鱗翅目）	20	108	ダイミョウセセリ、イチモンジセセリ、チャバネセセリ、ムラサキシジミ、ウラギンシジミ、ベニシジミ、ヒカゲチョウ、サトキマダラヒカゲ、キタテハ、アカタテハ、アオスジアゲハ、ナガサキアゲハ、キタキチョウ　等
ハエ目（双翅目）	25	51	メスアカケバエ、アメリカミズアブ、オオイシアブ、マダラアシナガバエ、キゴシハナアブ、オオハナアブ　等
コウチュウ目（鞘翅目）	43	252	トウキョウヒメハンミョウ、オオヒラタシデムシ、コクワガタ、セマダラコガネ、カナブン、セボシジョウカイ、ヒロオビジョウカイモドキ、ヒメスナゴミムシダマシ、ウリハムシ、
ハチ目（膜翅目）	17	74	スギナハバチ、クロヤマアリ、クロクサアリ、トビイロケアリ、アズマオオズアリ、アミメアリ、コガタスズメバチ、オオスズメバチ、キイロスズメバチ　等
14 目	160 科	642 種	－

(e) 水生生物

現地調査で確認された水生生物は、表 6.2.1.17 (1) ～ (3) に示すとおり、17 目 34 科 60 種が確認されました。

確認種は、止水域を中心に生息するギンヤンマやマツモムシ、コマツモムシ等が多く確認されたほか、一部流水域では、サワガニやオナシカワゲラ属、シロハラコカゲロウ、ヤブヤンマやオニヤンマ等の流水環境に生息する種が確認されました。これらの種は主にわきみずの森で確認されたほか、対象事業実施区域北東から東側に見られる湿地環境で確認されました。

また、外来種として「河川水辺の国勢調査　特定外来生物等リスト」の国外外来種（国土交通省、令和 6 年 10 月）に指定されているアメリカツノウズムシやサカマキガイ、シナヌマエビ、「指定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）の条件付特定外来生物に指定されているアメリカザリガニが確認されました。

本調査では、魚類の生息は確認されていません。

表 6.2.1.17 (1)　確認種（水生生物）

No.	目名	科名	種名	調査時期			備考
				冬季	夏季	春季	
1	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ			○	
2			アメリカツノウズムシ			○	外来種(国外)
3	新生腹足目	カワニナ科	カワニナ	○	○	○	
4		カワザンショウガイ科	ウスイロオカチグサガイ		○		
5	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ		○	○	
6		サカマキガイ科	サカマキガイ	○		○	外来種(国外)
7	オヨギミミズ目	オヨギミミズ科	オヨギミミズ科の一種		○		
8	イトミミズ目	ミズミミズ科	ユリミミズ		○		
―			ミズミミズ科の一種		●	○	
9	ツリミミズ目	フトミミズ科	フトミミズ科の一種		○	○	
10	吻無蛭目	イシビル科	シマイシビル	○	○	○	
―			イシビル科の一種		●	●	
11	ヨコエビ目	ハマトビムシ科	ニホンオカトビムシ			○	
12	ワラジムシ目	ミズムシ科（甲）	ミズムシ（甲）	○	○	○	
13	エビ目	ヌマエビ科	シナヌマエビ		○	○	外来種(国外)
―			カワリヌマエビ属の一種	○	●	●	
14		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	○	○	○	条件付特定外来生物
15		サワガニ科	サワガニ	○	○	○	
16	カゲロウ目(蜉蝣目)	コカゲロウ科	シロハラコカゲロウ		○	○	
17			フタバカゲロウ	○			
18			タマリフタバカゲロウ	○			
―			フタバカゲロウ属の一種		○	○	
19			ウスイロフトヒゲコカゲロウ		○	○	
20	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	オオアオイトトンボ		○	○	
21		イトトンボ科	アオモンイトトンボ	○			
―			アオモンイトトンボ属の一種		○		
22			クロイトトンボ属の一種			○	
23		ヤンマ科	ギンヤンマ	○	○	○	

表 6.2.1.17 (2)　確認種（水生生物）

No.	目名	科名	種名	調査時期			備考
				冬季	夏季	春季	
－	（トンボ目（蜻蛉目））	（ヤンマ科）	ギンヤンマ属の一種			●	
24			ヤブヤンマ		○		
25		オニヤンマ科	オニヤンマ		○	○	
26		トンボ科	ショウジョウトンボ			○	
27			シオカラトンボ	○	○		
28			オオシオカラトンボ	○	○	○	
29			コシアキトンボ			○	
30			アカネ属の一種			○	
31	カワゲラ目(セキ翅目)	オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ属の一種	○	○	○	
32	カメムシ目（半翅目）	アメンボ科	アメンボ		○	○	
33			コセアカアメンボ		○	○	
34			ヤスマツアメンボ		○	○	
35			シマアメンボ		○	○	
－			アメンボ科の一種		●		
36		カタビロアメンボ科	ケシカタビロアメンボ属の一種		○	○	
37		ミズムシ科（昆）	アサヒナコミズムシ	○			
38		マツモムシ科	コマツモムシ	○	○	○	
39			マツモムシ	○	○	○	
40	トビケラ目（毛翅目）	ムネカクトビケラ科	ムネカクトビケラ属の一種		○	○	
41		コエグリトビケラ科	コエグリトビケラ属の一種		○		
42		カクツツトビケラ科	カクツツトビケラ属の一種		○	○	
43	ハエ目（双翅目）	ヒメガガンボ科	ヒゲナガガガンボ属の一種		○	○	
44		ガガンボ科	ガガンボ属の一種			○	
45		ユスリカ科	ダンダラヒメユスリカ属の一種			○	
46			セスジユスリカ	○			
－			ユスリカ属の一種		○	○	
47			ホソミユスリカ属の一種		○		
48			ボカシヌマユスリカ属の一種			○	
49			ツヤムネユスリカ属の一種		○		
50			ハモンユスリカ属の一種		○	○	
51			ヒメエリユスリカ属の一種		○		
52			クロバヌマユスリカ属の一種		○	○	

表 6.2.1.17 (3)　確認種（水生生物）

No.	目名	科名	種名	調査時期			備考
				春季	夏季	秋季	
53	(ハエ目（双翅目）)	(ユスリカ科)	アシマダラユスリカ属の一種			○	
54			カスリモンユスリカ属の一種		○		
55			ヒゲユスリカ属の一種		○		
56			エリユスリカ亜科の一種	○			
－			ユスリカ亜科の一種	○			
－			ユスリカ科の一種		●	●	
57		ホソカ科	ニッポンホソカ		○	○	
58			ホソカ科の一種	○			
59		ブユ科	ツノマユブユ属の一種		○		
60	コウチュウ目(鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ハイイロゲンゴロウ	○	○		
合計 17 目 34 科 60 種				22 種	44 種	43 種	－

※1　●は同時期に同属の種が確認されたため種数にカウントしていません。
※2　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　外来種(国外)は「河川水辺の国勢調査　特定外来生物等リスト」に掲載された国外外来種（国土交通省、令和 6 年 10 月)。
※4　条件付特定外来生物は「指定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）指定の条件付特定外来生物。

B）注目すべき動物種及び生息地の状況

現地調査において確認された種（動物）について、表 6.2.1.18 の選定基準により注目すべき種及び生息地を選定しました。その結果を表 6.2.1.19、表 6.2.1.21、表 6.2.1.23 及び表 6.2.1.25 に、確認状況は表 6.2.1.20、表 6.2.1.22、表 6.2.1.24 及び表 6.2.1.26 に、確認位置を図 6.2.1.6～図 6.2.1.9 に示します。なお、オオタカについては種の保護に配慮して、図面の掲載を控えました。

対象事業実施区域及びその周辺において、注目すべき動物種として鳥類は 18 種、両生類 1 種、爬虫類 1 種、昆虫類 4 種及び水生生物 2 種が現地調査で確認され、哺乳類については、注目すべき種は確認されていません。

表 6.2.1.18　注目すべき種の選定基準（動物）

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」 (法律第 214 号、昭和 25 年)	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 (神奈川県条例第 13 号、昭和 30 年)	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 (横浜市条例第 53 号、昭和 62 年)	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (法律第 75 号、平成 4 年)	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020」 (環境省、令和 2 年 3 月)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月)	絶滅 準絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 不明種	EX EW CR+EN CR EN VU NT 減少 希少 要注意 注目 DD DDA DDB 不明

表 6.2.1.19　注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	調査時期				選定基準及びランク					
				冬季	春季	夏季	秋季	1	2	3	4	5	6
1	チドリ目	チドリ科	コチドリ		○	○							注目[a]
2		シギ科	タシギ	○									注目[b]
3	タカ目	タカ科	ツミ	○									VU[a] 希少[b]
4			ハイタカ	○								NT	DD[a] 希少[b]
5			オオタカ	○	○		○					NT	VU[a] 希少[b]
6			ノスリ	○									VU[a] 希少[b]
7	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	○							国内	VU	CR+EN[a] 希少[b]
8	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	○	○						減少[a]
9		ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○	○						減少[a]
10		ツバメ科	ツバメ		○	○							減少[a]
11		ムシクイ科	エゾムシクイ		○								NT[a]
12		セッカ科	セッカ		○	○							減少[a,b]
13		ヒタキ科	コサメビタキ				○						CR+EN[a]
14			キビタキ		○								減少[a]
15		セキレイ科	キセキレイ				○						減少[a]
16		アトリ科	カワラヒワ	○	○	○	○						減少[a]
17		ホオジロ科	ホオアカ	○									CR+EN[a]
18			アオジ	○									VU[a]
合計 4 目 13 科 18 種				11 種	9 種	6 種	6 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種	18 種

※1　選定基準及びランクは表 6.2.1.18 の No. と対応します。

※2　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

※3　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）において、鳥類は繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期　b：非繁殖期

表 6.2.1.20（1）　注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

種名	生態及び確認状況
コチドリ	本種は、主に夏鳥として渡来しますが、冬季の記録もあります。河川中流から下流にかけての河川敷に生息します。特に植物のまばらな砂礫地に好んで営巣しますが、造成直後の裸地や駐車場等を代替環境として利用することもあります。巣は軽く地面を窪ませて、小石や木片、葉等を敷く簡単なもので、繁殖期は 4～7 月です。 現地調査では、春季に対象事業実施区域周辺の耕作地で春季に 1 個体、夏季に 1 個体が確認されました。 なお、対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。
タシギ	本種は、神奈川県内には冬鳥として渡来するシギの仲間で、水の枯れない湿地環境に生息しています。 現地調査では、冬季に対象事業実施区域内の草地で 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
ツミ	本種は、留鳥の猛禽類で、主に山地の樹林等に生息し、都市公園や人家の庭等でも繁殖することが知られます。クロマツ等の高木に営巣し、普通 3～5 卵を産卵します。
	重要な種の保護の観点から、非表示としております。
ハイタカ	本種は、冬鳥の猛禽類で、神奈川県内では、個体数は少ないものの山地で繁殖している可能性もあるとされています。山地から丘陵地の森林に生息し、高木に営巣して普通 4～5 卵を産卵します。 現地調査では、冬季に対象事業実施区域内の上空での飛翔が 3 例確認されました。 なお、対象事業実施区域及びその周辺において繁殖兆候等は確認されていません。
オオタカ	本種は、留鳥の猛禽類で、山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。スギやマツ類等の針葉樹の高木に生息することが多く、普通 3～4 卵を産卵します。
	重要な種の保護の観点から、非表示としております。
ノスリ	本種は、留鳥または漂鳥の猛禽類で、繁殖期には森林で営巣するものの、採餌には畑等の開けた環境をよく利用します。巣は樹上に作られ、普通 2～3 個の卵を産卵します。神奈川県内の繁殖記録は稀です。 現地調査では、冬季に対象事業実施区域周辺上空での飛翔が 1 例確認されました。 なお、対象事業実施区域及びその周辺において繁殖兆候等は確認されていません。
ハヤブサ	本種は、留鳥または冬鳥として渡来する猛禽類で、主に断崖のある海岸に生息しています。 営巣も同様の環境で行い、普通 3～4 卵を産卵します。神奈川県内での繁殖は稀です。
	重要な種の保護の観点から、非表示としております。
モズ	本種は、留鳥として、県内全域でみられます。低地の林、河原、農耕地、公園等で単独で生活し、昆虫類等を摂餌して、はやにえをつくる習性があります。市街化により、緑地や草地が減少したために生息環境が狭められています。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地や林縁で冬季に 5 個体、春季に 4 個体、夏季に 4 個体、秋季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
ヒバリ	本種は、留鳥として、広い草地のある河川敷や農耕地等に生息しています。背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出程度のまばらな乾いた草原を特に好み、イネ科等の植物の株際の地上、あるいは株内の低い位置に巣を作ることが知られています。広い農耕地や、主として背の低い草本が生息する草原の減少により生息地が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地（低茎が優占）で冬季に 4 個体、春季に 7 個体、夏季に 5 個体、秋季に 13 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。

表 6.2.1.20（2）　注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

種名	生態及び確認状況
ツバメ	本種は、夏鳥として県内全域の集落、都市に渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣を造ります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域内の広範囲で春季に 8 個体、夏季に 11 個体が確認されました。 なお、対象事業実施区域内及び周辺での営巣は確認されていません。
エゾムシクイ	本種は、夏鳥として低山から亜高山帯にかけての広葉樹林に生息します。傾斜が急で崖がある山を好みます。樹上生活が主であるが、梢近くよりも、低い下枝にとまることが多いです。崖のくぼみや穴の奥に主に蘚類を材料にして横に出入口のある球形の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
セッカ	本種は、留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら餌を採ります。草の茎や葉の間に巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地や低茎草地で春季に 2 個体、夏季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
コサメビタキ	本種は、夏鳥として渡来し、山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖します。秋の渡りの季節には、丘陵地や市街地の公園で観察されます。枝先から飛んでいる昆虫をねらい捕らえます。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で秋季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キビタキ	本種は、夏鳥として山地から丘陵地のよく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り採食することが多いです。繁殖は落葉広葉樹、針広混交林で行われ、巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。 現地調査では、対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
キセキレイ	本種は、留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、主に水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木にとまり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチ等も行います。人家の屋根や橋桁、樹木等にお椀型の巣を造ります。 現地調査では、対象事業実施区域内の草地で秋季に 1 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
カワラヒワ	本種は、留鳥としてほぼ全域に生息しますが、繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんど確認されません。市街、村落、道路付近等の林や独立樹等に営巣し、巣は 3～7m の高さの枝上にあります。雑木林や農耕地の減少により、個体数が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の樹林等や草地等で冬季に 4 個体、春季に 3 個体、夏季に 1 個体、秋季に 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺において営巣している可能性が高いです。
ホオアカ	本種は、おもに冬鳥として渡来し、河原や農耕地、草地に生息します。繁殖は、草原や灌木の散在する草原でおこないます。地上をはね歩き、草の実を採食します。県内では、人為的な開発の影響で河原や、休耕田、草地が減少し、生息地が減少しています。 現地調査では、対象事業実施区域内の比較的高茎の草地や灌木上で冬季に 3 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
アオジ	本種は、開けた森林や林縁に生息する種で、植物の種子や昆虫類を食べ、地表や低木の樹上に営巣します。繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭等でもみられます。県内では箱根で繁殖例が記録されています。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地や林縁で冬季に 2 個体が確認されました。 なお、現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）

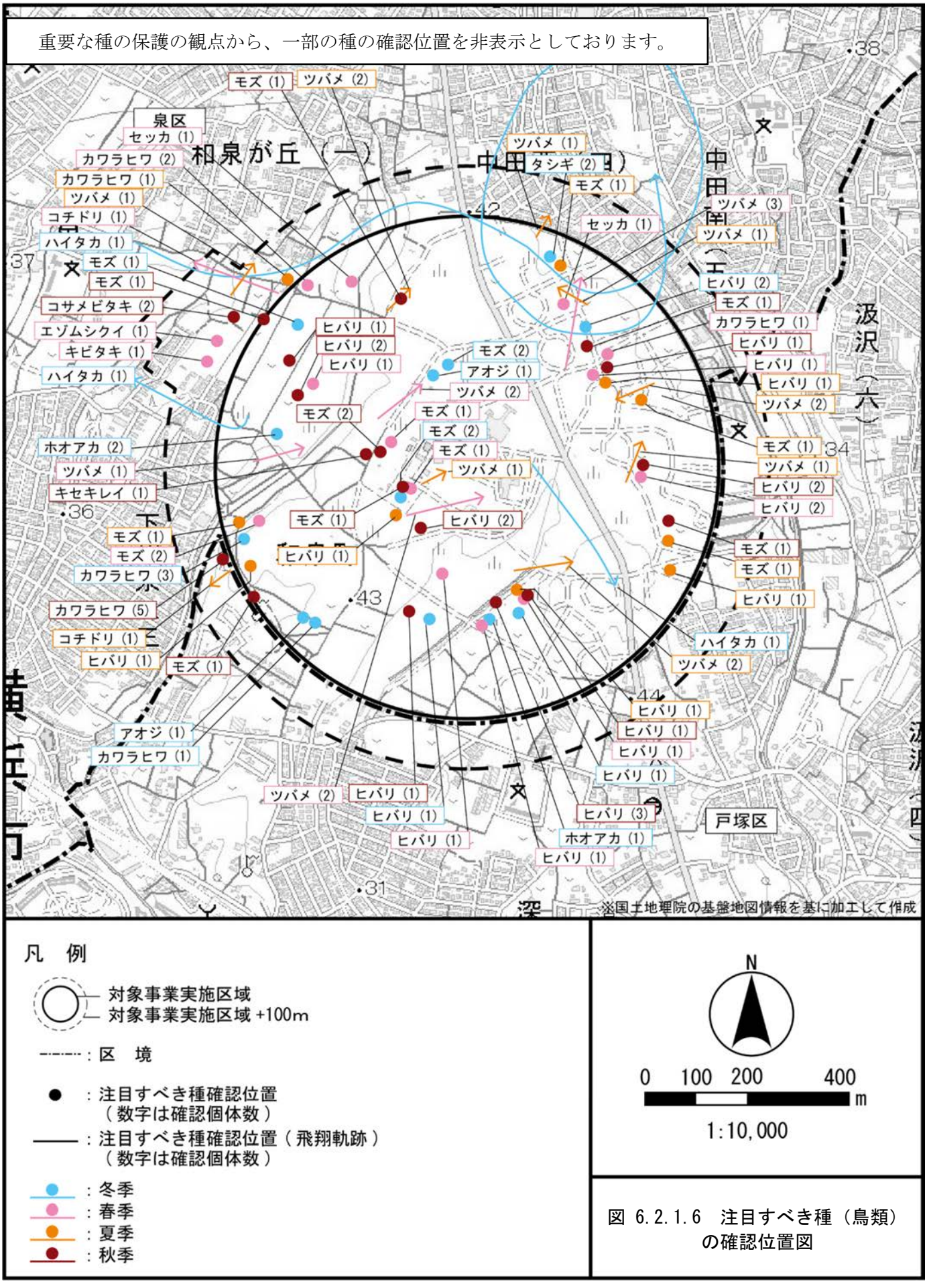


図 6.2.1.6　注目すべき種（鳥類）の確認位置図

表 6.2.1.21　注目すべき種（両生類・爬虫類）

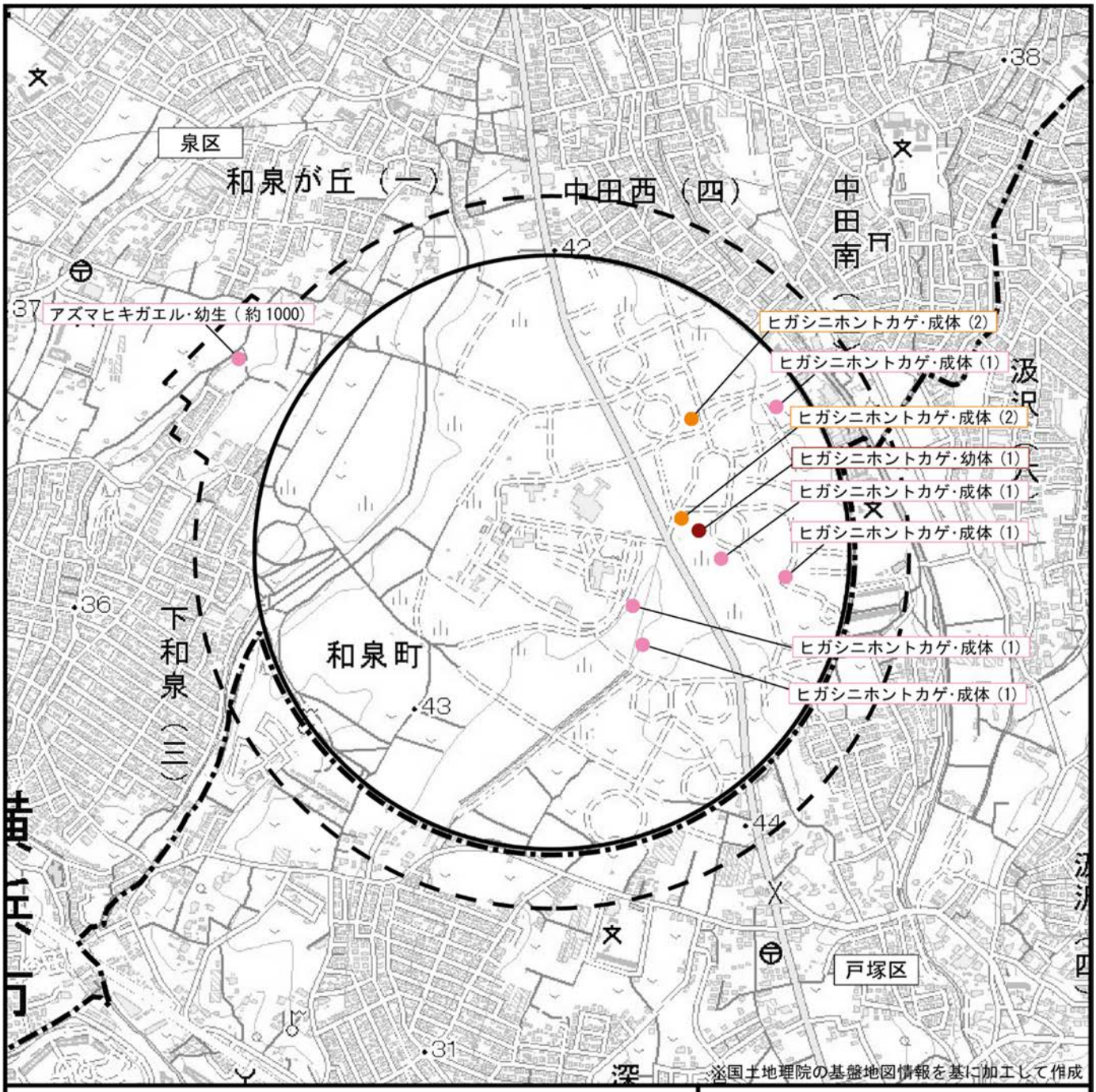
No.	目名	科名	種名	調査時期			選定基準及びランク					
				春季	夏季	秋季	1	2	3	4	5	6
1	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	○								要注意
2	有隣目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	○	○	○						要注意
合計 2 目 2 科 2 種				2 種	1 種	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種

※1　選定基準及びランクは表 6.2.1.18 の No. と対応します。
※2　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。
※3　ヒガシニホントカゲは、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」ではトカゲとして記載されています。

表 6.2.1.22　注目すべき種の生態及び確認状況（両生類・爬虫類）

種名	生態及び確認状況
アズマヒキガエル	本種は、平地から山地までの林床に広範囲に生息し、社寺や人家の庭にも住み着いています。早春の産卵期には、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。 現地調査では、対象事業実施区域外の水路や池で春季に 1000 個体以上の幼生が確認されました。 対象事業実施区域の周辺で繁殖しています。
ヒガシニホントカゲ	本種は、日当たりの良い石や石垣の隙間、土手の斜面の穴等に生息し、ミミズやクモ、昆虫等を捕食します。幼体の尾は鮮やかなコバルトブルーだが、この色は成長と共に消えます。 現地調査では、対象事業実施区域及びその周辺の高茎草地や瓦礫の下等で、春季に 5 個体の成体、夏季に 4 個体の成体、秋季に 1 個体の幼体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺で繁殖しています。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

●　：注目すべき種（両生類･爬虫類）確認位置
（数字は確認個体数）

：春季
：夏季
：秋季

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.7　注目すべき種（両生類・爬虫類）の確認位置図

表 6.2.1.23　注目すべき種（昆虫類）

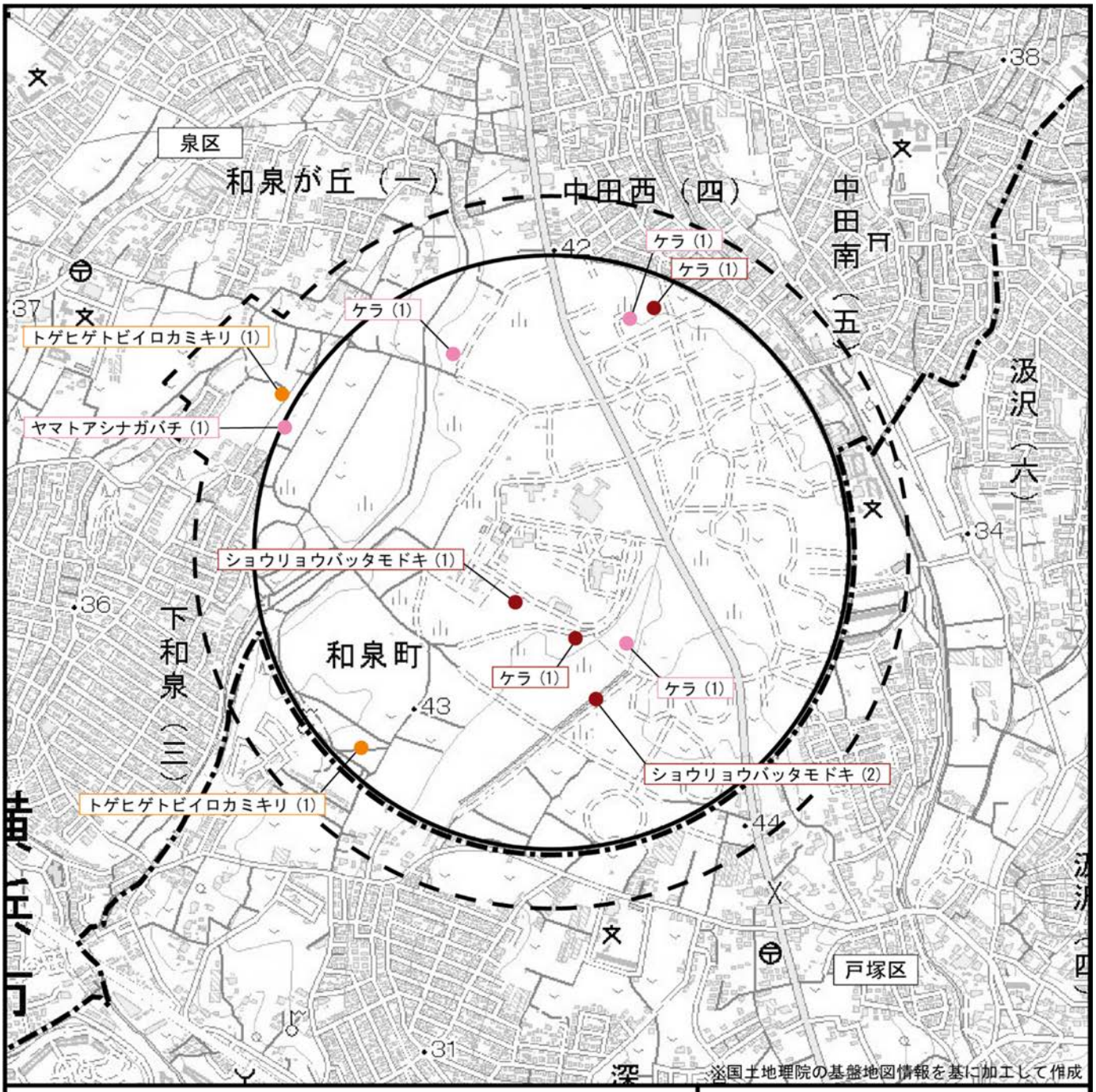
No.	目名	科名	種名	調査時期			選定基準及びランク					
				春季	夏季	秋季	1	2	3	4	5	6
1	バッタ目（直翅目）	ケラ科	ケラ	○		○						要注意
2		バッタ科	ショウリョウバッタモドキ			○						要注意
3	コウチュウ目（鞘翅目）	カミキリムシ科	トゲヒゲトビイロカミキリ		○							希少
4	ハチ目（膜翅目）	スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ	○							DD	VU
合計 3 目 4 科 4 種				2 種	1 種	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	4 種

※1　選定基準及びランクは表 6.2.1.18 の No. と対応します。
※2　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.1.24　注目すべき種の生態及び確認状況（昆虫類）

種名	生態及び確認状況
ケラ	本種は、湿地に穴を掘ってすむ種で、水田付近に多く、円筒型の体形、細かい毛の密生、前足の発達等穴居に適した形態を備えています。雄はブーという単調な声で鳴きます。 現地調査では、対象事業実施区域内の低茎草地で春季に 3 個体、秋季に 2 個体が確認されました。
ショウリョウバッタモドキ	本種は、丘陵地のチガヤ等の茂る土堤に見られ、葉の裏に身を伏せるようにとまっているので見つかりにくいです。飛ぶことはほとんどありません。年 1 回秋に成虫が出現します。 現地調査では、対象事業実施区域内の高茎草地で秋季に 3 個体が確認されました。
トゲヒゲトビイロカミキリ	本種は、ヤブニッケイかタブノキ(クスノキ科)を寄主植物とし、県内では横須賀市や三浦市等、一部地域が生息地として知られているのみです。 現地調査では、対象事業実施区域内外の樹林等で夏季に 2 個体が確認されました。
ヤマトアシナガバチ	本種は、県内では三浦半島の数カ所のみが生息地として知られているのみです。 現地調査では、対象事業実施区域内の疎林で春季に 1 個体が確認されました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

●　：注目すべき種（昆虫類）確認位置
（数字は確認個体数）

：春季
：夏季
：秋季

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.8　注目すべき種（昆虫類）の確認位置図

表 6.2.1.25　注目すべき種（水生生物）

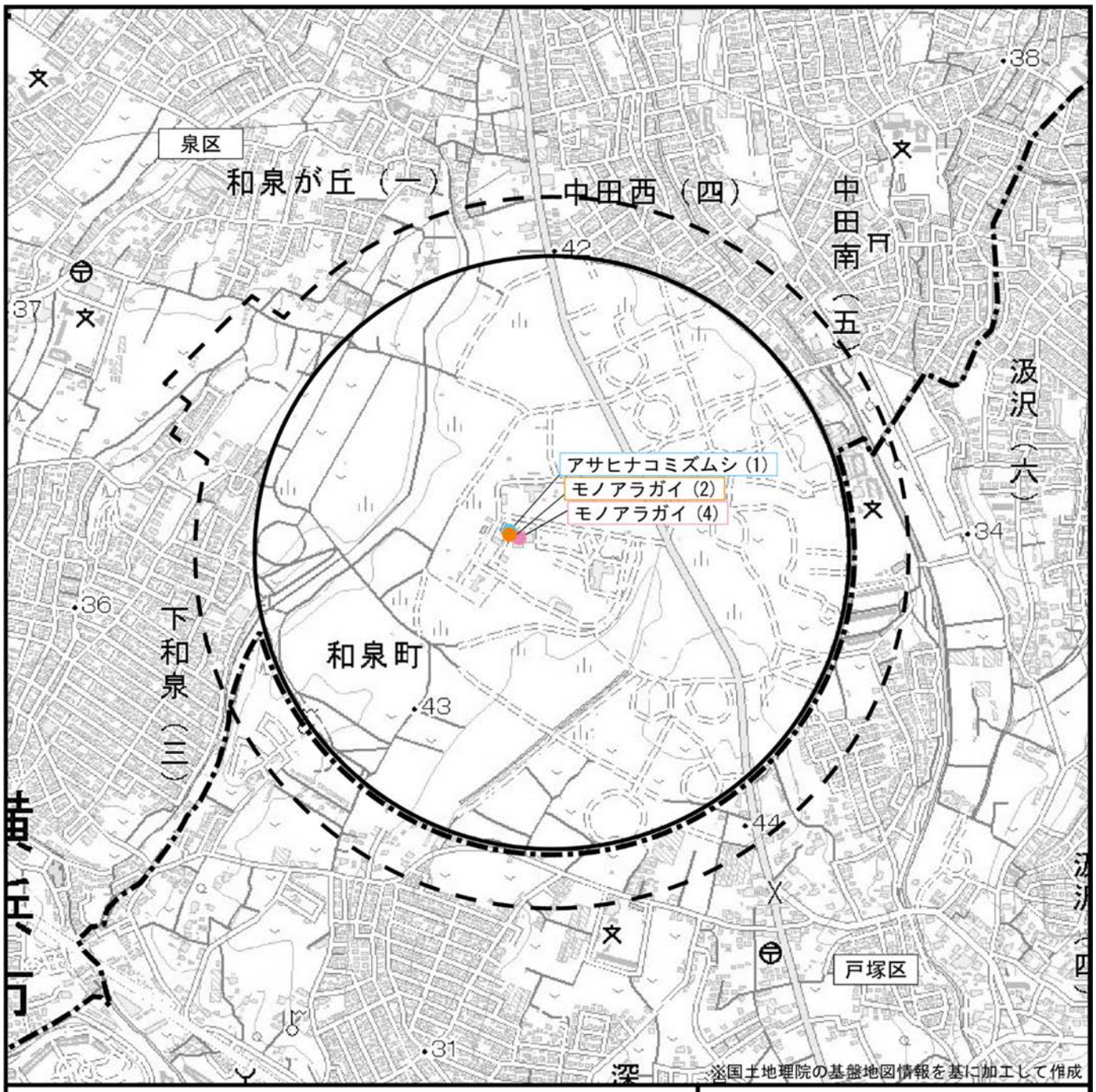
No.	目名	科名	種名	調査時期			選定基準及びランク					
				冬季	春季	夏季	1	2	3	4	5	6
1	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ		○	○					NT	
2	カメムシ目（半翅目）	ミズムシ科	アサヒナコミズムシ	○								DD※
合計2目2科2種				1種	1種	1種	0種	0種	0種	0種	1種	1種

※1　選定基準及びランクは表 6.2.1.18 の No.と対応します。
※2　種名及び配列は、「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和6年10月）に準拠しました。
※3　神奈川県レッドデータブックでは「コミズムシ類」として掲載。

表 6.2.1.26　注目すべき種の生態及び確認状況（水生生物）

種名	生態及び確認状況
モノアラガイ	本種は、日本全国に分布し、田んぼや細流、池沼等に多産していましたが、近年は急激に見られなくなりました。ゼラチン質の卵嚢を水草や落ち葉に産み付けます。 本種は、現地調査では、対象事業実施区域内の囲障区域内に設置された人工水槽（プール）で春季に4個体、夏季に2個体が確認されました。
アサヒナコミズムシ	本種は、止水域に生息し、平野部に池沼や水田に見られます。生活史の詳細は不明となっています。 本種は、現地調査では、対象事業実施区域内の囲障区域内に設置された人工水槽（プール）で冬季に1個体が確認されました。

資料：「田んぼの生き物図鑑 増補改訂新版」（内山りゅう、平成25年2月）
「日本の水生昆虫」（中島淳、石田和男他、令和2年1月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 +100m
- ：区　境
- ●　：注目すべき種（水生生物）確認位置（数字は確認個体数）
- ：冬季
- ：春季
- ：夏季

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.1.9　注目すべき種（水生生物）の確認位置図

イ 地形、地質の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

ウ 土壌の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-9～p.P3-12）及び「第６章　6.7 土壌」（p.6.7-4～p.6.7-14）に示したとおりです。

対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚０～５ｍがあります。

エ 水質、底質の状況

「第３章　3.2.10 公害等の状況」（p.3-84～p.3-87）及び「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-12～p.6.6-33）に示したとおりです。

令和元年度から令和５年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。地下水の水質は、令和元年度から令和５年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。

オ 水循環の状況

「第３章　3.2.3 水循環の状況」（p.3-13～p.3-16）及び「第６章　6.3 水循環」（p.6.3-6～p.6.3-13）に示したとおりです。

対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。なお、湧水は泉区で３地点、戸塚区で２地点あります。

カ 土地利用の状況

「第３章　3.2.6 土地利用の状況」（p.3-47～p.3-48）に示したとおり、対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

キ 関係法令、計画等

(ｱ) 「文化財保護法」（法律第 214 号、昭和 25 年５月）

この法律は、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、それらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

このうち「記念物」とは、以下の文化財の総称を示しています。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

(ｲ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

（法律第 75 号、平成４年６月）

この法律は、国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために施行されました。国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施等、保全のために必要な措置を講じています。

(ｳ) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

（法律第 78 号、平成 16 年）

この法律は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とするものです。

特定外来生物とは、海外から導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であり、生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物として政令で指定された種です。

(エ)「環境省レッドリスト 2020」((環境省自然環境局、令和２年３月)

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。また、環境省のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、以下のとおりカテゴリー分けをして評価しています。

＜絶滅のおそれのある種のカテゴリー（ランク）＞

・絶滅（EX）：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
・野生絶滅（EW）：飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：絶滅の危機に瀕している種
・絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
・絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
・絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種
・準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
・情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種
・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

(オ)「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月)

本報告書は、神奈川県から絶滅した種や絶滅の危機に瀕している種のリストや、その集計結果を確認することができる報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

＜神奈川県レッドデータのランク＞

・絶滅（EX）：すでに絶滅したと考えられる種
・野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ存続している種
・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：絶滅の危機に瀕している種
・絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
・絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
・絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種
・準絶滅危惧（NT）：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
・減少種：かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種
・希少種：生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種

・要注意種：前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種
・注目種：生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種
・情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種
・不明種：過去に不確実な記録だけが残されている種
・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群

（カ）「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定）

この計画は、環境に関する本市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられていますが、生物多様性に関する取組等としては、表 6.2.1.27 のとおりです。

表 6.2.1.27　「横浜市環境管理計画」における生物多様性に関する環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生物多様性	・誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。 ・生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・緑環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。 ・企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。 ・「市民や事業者等の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。	・多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進 ・市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加 ・生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加

2) 環境保全目標の設定

動物に係る環境保全目標は、表 6.2.1.28 に示すとおり設定しました。

表 6.2.1.28　環境保全目標（動物）

区　分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う動物相の変化の内容及びその程度

① 予測項目

予測項目は、陸生動物の動物相、水生生物の生物相の変化の内容及びその程度としました。具体的には注目すべき動物種等を対象に予測しました。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の範囲と同一の地域（図 6.2.1.1～図 6.2.1.5　p.6.2-4～p.6-2-8 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物の生物相の状況及び生息環境と施工による改変の度合いを比較することで、影響の程度を定量的・定性的に予測しました。

予測地域内における動物の生息環境の現況面積と工事による改変面積の比率を表 6.2.1.29、供用後の復元の比率を表 6.2.1.30 に示します。

表 6.2.1.29　生息環境別の改変率

段階	生息環境別の改変面積（ha）						
	樹林等	草地（高茎）	草地（低茎）	草地（湿生）	その他		
					耕作地	裸地	道路・施設・住宅等
現況※1	7.70	43.96	10.71	0.81	2.34	4.87	25.45
工事中※1	4.38	43.82	10.71	0.81	0.00	3.96	14.97
改変率※2	56.8%	99.7%	100.0%	100.0%	0.0%	81.3%	58.8%

※1　現況は予測範囲内の面積（対象事業実施区域＋100m の面積）、工事中は対象事業実施区域内の改変される面積を示します。なお、現況の各生息環境の分布は「第 6 章　6.2.3 生態系　表 6.2.3.3」（p.6.2-104）に示すとおりです。

※2　改変率は（（工事中の改変面積）／（現況の生息環境面積））×100 により算出された値になります。

表 6.2.1.30　生息環境別の復元率

段階	生息環境別の復元面積（ha）						
	樹林等	草地（高茎）	草地（低茎）	草地（湿生）	その他		
					耕作地	裸地	道路・施設・住宅等
工事中※1	4.38	43.82	10.71	0.81	0.00	3.96	14.97
供用時※1	1.47	10.88	9.85	－※2	56.45		
復元率※3	33.6%	24.8%	92.0%	0.0%	－	－	－

※1　工事中は対象事業実施区域内の改変面積、供用時は対象事業実施区域内で創出される生息環境の面積を示します。なお、供用時の各生息環境の分布は「第 6 章　6.2.3 生態系　表 6.2.3.4」（p.6.2-104）に示すとおりです。

※2　供用時の草地（湿生）は、草地（高茎）の中で現況と同規模の草地を確保する予定です。

※3　復元率は（（供用時の生息環境面積）／（工事中の改変面積））×100 により算出された値になります。

⑤ 予測条件の整理

公園及び墓園整備事業の整備方針や施設配置、施工範囲及び施工時期等の事業計画については、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-6～p.2-45）に示したとおりです。

工事中は低騒音・低振動型の建設機械の採用による騒音・振動を低減等の措置を行うほか、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、工事中における動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施していきます。

また、対象事業実施区域内は公園及び墓園整備事業によって樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が消失しますが、草地保護区の設定による質の高い草地環境の創出を図るほか、人為的な管理（草刈り）による多様な草地環境の創出等を行うことで、生息環境に配慮した環境づくりを計画します。

⑥ 予測結果

予測対象各種に対する予測では、工事の実施及び供用に伴う予測対象各種の生息環境の改変の程度（表 6.2.1.31 参照。各種の生息環境に対する改変面積は図 6.2.3.1（「第６章　6.3 生態系」（p.6.2-99））で示す環境類型区分図をもとに GIS を用いて求積。）や予測条件で記載した環境配慮事項の内容等を踏まえ、影響の程度について予測を行いました。

種別の予測結果を表 6.2.1.32～表 6.2.1.35 に示します。

表 6.2.1.31　予測対象種別の生息環境改変率

分類	種名	生息環境							生息環境の改変率
		樹林等	高茎草地	低茎草地	湿性草地	その他			
						耕作地	裸地	道路・施設・住宅地等	
鳥類	ｺﾁﾄﾞﾘ					●			0.0%
	ﾀｼｷﾞ				●				100.0%
	ﾂﾐ	重要な種の保護の観点から、非表示としております。							
	ﾊｲﾀｶ	●	●	●					94.4%
	ｵｵﾀｶ	重要な種の保護の観点から、非表示としております。							
	ﾉｽﾘ	●	●	●					94.4%
	ﾊﾔﾌﾞｻ	重要な種の保護の観点から、非表示としております。							
	ﾓｽﾞ	●	●	●		●			91.0%
	ﾋﾊﾞﾘ		●	●		●			95.7%
	ﾂﾊﾞﾒ		●	●		●		●	84.3%
	ｴｿﾞﾑｼｸｲ	●							56.8%
	ｾｯｶ		●	●		●			95.7%
	ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ	●							56.8%
	ｷﾋﾞﾀｷ	●							56.8%
	ｷｾｷﾚｲ				●	●			25.6%
	ｶﾜﾗﾋﾜ	●	●	●					94.4%
	ﾎｵｱｶ		●	●		●			95.7%
	ｱｵｼﾞ	●	●						93.3%
両生類・爬虫類	ｱｽﾞﾏﾋｷｶﾞｴﾙ	●			●				60.9%
	ﾋｶﾞｼﾆﾎﾝﾄｶｹﾞ		●	●					99.7%
昆虫類	ｹﾗ			●	●				100.0%
	ｼｮｳﾘｮｳﾊﾞｯﾀﾓﾄﾞｷ		●						99.7%
	ﾄｹﾞﾋｹﾞﾄﾋﾞｲﾛｶﾐｷﾘ	●							56.8%
	ﾔﾏﾄｱｼﾅｶﾞﾊﾞﾁ	●	●	●				●	84.1%
水生生物	ﾓﾉｱﾗｶﾞｲ							●	58.8%
	ｱｻﾋﾅｺﾐｽﾞﾑｼ							●	58.8%

※　生育環境の改変率は 0%の場合は改変がなし、値が大きくなるにつれて改変される割合が高くなり、100%となると、全て改変されることを示します。

※　各種の生息環境に対する改変面積は「第 6 章　6.3 生態系　図 6.2.3.1」(p.6.2-99) で示す環境類型区分図をもとに GIS を用いて求積しています。

ア 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は 18 種確認されました。

工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が改変するため、これらの環境に生息する一部の種については影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

供用時においては、樹林等や草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（1）　注目すべき種への影響予測（コチドリ）

種名		コチドリ
一般的生態等		主に夏鳥として渡来しますが、冬季の記録もあります。河川中流から下流にかけての河川敷に生息します。特に植物のまばらな砂礫地に好んで営巣しますが、造成直後の裸地や駐車場等を代替環境として利用することもあります。巣は軽く地面を窪ませて、小石や木片、葉等を敷く簡単なもので、繁殖期は 4～7 月です。
現地調査結果		対象事業実施区域周辺の耕作地で春季に 1 個体、夏季に 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である耕作地は対象事業実施区域外にあるため、生息環境は改変されず残存することから、建設行為等による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の生息環境である耕作地は対象事業実施区域外にあるため、生息環境は改変されず、供用時も残存することから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響ほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 6.2.1.32（2）　注目すべき種への影響予測（タシギ）

種名		タシギ
一般的生態等		神奈川県内には冬鳥として渡来するシギの仲間で、水の枯れない湿地環境に生息しています。
現地調査結果		冬季に対象事業実施区域内の草地で2個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種は、冬季に対象事業実施区域内の湿地脇の草地で 2 個体が確認されましたが、冬季は水が枯れ、乾いた草地となっているため、本種の生息環境とは異なります。 対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられ、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種は、冬季に対象事業実施区域内の湿地脇の草地で 2 個体が確認されましたが、冬季は水が枯れ、乾いた草地となっているため、本種の生息環境とは異なります。 施設の存在・土地利用の変化によって、供用時には冬季でも水枯れのない新たな湿地環境やオープン式調整池等の水辺環境が草地保護区に創出されることで本種の渡り中における休息場としての利用も可能となることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 6.2.1.32（3）　注目すべき種への影響予測（ツミ）

種名		ツミ
一般的生態等		留鳥の猛禽類で、主に山地の樹林等に生息し、都市公園や人家の庭等でも繁殖することが知られます。クロマツ等の高木に営巣し、普通 3～5 卵を産卵します。
現地調査結果		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
予測結果	【工事中】 建設行為等	
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	

表 6.2.1.32（4）　注目すべき種への影響予測（ハイタカ）

種名		ハイタカ
一般的生態等		冬鳥の猛禽類で、神奈川県内では個体数は少ないものの山地で繁殖している可能性もあるとされています。山地から丘陵地の森林に生息し、高木に営巣して普通 4～5 卵を産卵します。
現地調査結果		冬季に対象事業実施区域内の上空での飛翔が 3 例確認され、草地（高茎、低茎）で採餌行動が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺において繁殖兆候等は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでしたが、草地（高茎、低茎）で採餌行動が確認されており、採餌場として利用していると考えられます。 本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎、低茎）は、建設行為等により、予測地域内の約 94%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでしたが、草地（高茎、低茎）で採餌行動が確認されており、採餌場として利用していると考えられます。 本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎、低茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約 94%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%、草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。 よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（5）　注目すべき種への影響予測（オオタカ）

種名		オオタカ
一般的生態等		留鳥の猛禽類で、山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。スギやマツ類等の針葉樹の高木に生息することが多く、普通 3～4 卵を産卵します。
現地調査結果		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
予測結果	【工事中】 建設行為等	
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	

表 6.2.1.32（6）　注目すべき種への影響予測（ノスリ）

種名		ノスリ
一般的生態等		留鳥または漂鳥の猛禽類で、繁殖期には森林で営巣するものの、採餌には畑等の開けた環境をよく利用します。巣は樹上に作られ、普通 2～3 個卵を産卵します。神奈川県内の繁殖記録は稀です。
現地調査結果		冬季に対象事業実施区域周辺上空での飛翔が 1 例確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺において繁殖兆候等は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種は、対象事業実施区域を利用しておらず、本種による対象事業実施区域の利用頻度は低いと考えられることから、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種は、対象事業実施区域を利用していませんでした。 本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎、低茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約 94%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%、草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。 よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（7）　注目すべき種への影響予測（ハヤブサ）

種名		ハヤブサ
一般的生態等		留鳥または冬鳥として渡来する猛禽類で、主に断崖のある海岸に生息しています。営巣も同様の環境で行い、普通 3～4 卵を産卵します。神奈川県内での繁殖は稀です。
現地調査結果		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
予測結果	【工事中】 建設行為等	
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	

表 6.2.1.32（8）　注目すべき種への影響予測（モズ）

種名		モズ
一般的生態等		留鳥として、県内全域でみられます。低地の林、河原、農耕地、公園等で単独で生活し、昆虫類等を摂餌して、はやにえをつくる習性があります。市街化により、緑地や草地が減少したために生息環境が狭められています。
現地調査結果		対象事業実施区域内の高茎草地や林縁で冬季に 5 個体、春季に 4 個体、夏季に 4 個体、秋季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺で営巣している可能性が高いです。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である樹林地、草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の樹林地、草地（高茎、低茎）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 91%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺で営巣している可能性があります。 本種の生息環境である樹林地、草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の樹林地、草地（高茎、低茎）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 91%が消失しますが、予測地域外にある耕作地や対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%、草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（9）　注目すべき種への影響予測（ヒバリ）

種名		ヒバリ
一般的生態等		留鳥として、広い草地のある河川敷や農耕地等に生息しています。背の低い草本が優占し、地面が露出程度のまばらな乾いた草原を特に好み、イネ科等の植物の株際の地上、株内の低い位置に巣を作ることが知られています。広い農耕地や、主として背の低い草本が生育する草原の減少により生息地が減少しています。
現地調査結果		対象事業実施区域内の草地（低茎が優占）で冬季に 4 個体、春季に 7 個体、夏季に 5 個体、秋季に 13 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺で営巣している可能性が高いです。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺で営巣している可能性があります。 本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（10）　注目すべき種への影響予測（ツバメ）

種名		ツバメ
一般的生態等		夏鳥として県内全域の集落、都市に渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣を造ります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。
現地調査結果		対象事業実施区域内の広範囲で春季に 8 個体、夏季に 11 個体が確認されました。対象事業実施区域内及び周辺での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地、道路・施設・住宅等）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）、その他（道路・施設・住宅等）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 80%が消失しますが、予測地域外にある耕作地や道路・施設・住宅等は残存するほか、営巣環境となる住宅等の建物は周辺にも多く存在しています。また、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。 本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地、道路・施設・住宅等）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）、その他（道路・施設・住宅等）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 84%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、営巣環境となる住宅等の建物が多く存在しています。また、新たな整備により対象事業実施区域内の草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（11）　注目すべき種への影響予測（エゾムシクイ）

種名		エゾムシクイ
一般的生態等		夏鳥として低山から亜高山帯にかけての広葉樹林に生息します。傾斜が急で崖がある山を好みます。樹上生活が主であるが、梢近くよりも、低い下枝にとまることが多いです。崖のくぼみや穴の奥に主に蘚類を材料にして横に出入口のある球形の巣を造ります。
現地調査結果		対象事業実施区域外の樹林等で春季に 1 個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。 渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種は、春季に対象事業実施区域外の樹林等で 1 個体が確認されました。 本種は夏鳥として山地の樹林地で繁殖を行う種であり、当該地域は生息環境とは異なること、春季に確認されたことを踏まえると渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます。 そのため、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種は、春季に対象事業実施区域外の樹林等で 1 個体が確認されました。 本種は夏鳥として山地の樹林地で繁殖を行う種であり、当該地域は生息環境とは異なること、春季に確認されたことを踏まえると渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます そのため、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 また、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%が復元され、本種の渡り中における休息としての一時利用も可能となることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 6.2.1.32（12）　注目すべき種への影響予測（セッカ）

種名		セッカ
一般的生態等		留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら餌を採ります。草の茎や葉の間に巣を造ります。
現地調査結果		対象事業実施区域内の高茎草地や低茎草地で春季に 2 個体、夏季に 8 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺で営巣している可能性が高いです。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺で営巣している可能性があります。 本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（13）　注目すべき種への影響予測（コサメビタキ）

種名		コサメビタキ
一般的生態等		夏鳥として渡来し、山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖します。秋の渡りの季節には、丘陵地や市街地の公園で観察されます。枝先から飛んでいる昆虫をねらい捕らえます。
現地調査結果		対象事業実施区域外の樹林等の中で秋季に 2 個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。 渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種は、秋季に対象事業実施区域外の樹林等で 2 個体が確認されました。 本種は夏鳥として山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖を行う種であり、当該地域は生息環境とは異なること、秋の渡り時期になると市街地でも確認されることを踏まえると秋の渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます。 そのため、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種は、秋季に対象事業実施区域外の樹林等で 2 個体が確認されました。 本種は夏鳥として山地から丘陵地にかけての明るい林で繁殖を行う種であり、当該地域は生息環境とは異なること、秋の渡り時期になると市街地でも確認されることを踏まえると秋の渡り時期の移動個体が確認されたものと考えらえます。 なお、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%が復元され、本種の渡り中における休息としての一時利用も可能となることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 6.2.1.32（14）　注目すべき種への影響予測（キビタキ）

種名		キビタキ
一般的生態等		夏鳥として山地から丘陵地のよく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り採食することが多いです。繁殖は落葉広葉樹、針広混交林で行われ、巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。
現地調査結果		対象事業実施区域外の樹林等の中で春季に 1 個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である樹林地は、建設行為等により、予測地域内の約 57%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。 本種の生息環境である樹林地が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 57%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、新たな整備によって対象事業実施区域内の樹林等は約 140%が復元されることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（15）　注目すべき種への影響予測（キセキレイ）

種名		キセキレイ
一般的生態等		留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、主に水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木にとまり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチ等も行います。人家の屋根や橋桁、樹木等にお椀型の巣を造ります。
現地調査結果		対象事業実施区域内の草地で秋季に 1 個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（湿生）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（湿生）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 26%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。 本種の生息環境である草地（湿生）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（湿生）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 26%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は引き続き維持されます。また、公園内には新たな湿地環境やオープン式等の水辺環境、約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地環境が草地保護区に創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境となる水辺環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（16）　注目すべき種への影響予測（カワラヒワ）

種名		カワラヒワ
一般的生態等		留鳥としてほぼ全域に生息しますが、繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんど確認されません。市街、村落、道路付近等の林や独立樹等に営巣し、巣は 3～7m の高さの枝上にあります。雑木林や農耕地の減少により、個体数が減少しています
現地調査結果		対象事業実施区域内の樹林等や草地等で冬季に 4 個体、春季に 3 個体、夏季に 1 個体、秋季に 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域内及び周辺で営巣している可能性が高いです。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎、低茎）は、建設行為等により、予測地域内の約 94%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺で営巣している可能性があります。 本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎、低茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約 94%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%、草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。 よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（17）　注目すべき種への影響予測（ホオアカ）

種名		ホオアカ
一般的生態等		主に冬鳥として渡来し、河原や農耕地、草地に生息します。繁殖は、草原や灌木の散在する草原でおこないます。地上をはね歩き、草の実を採食します。県内では、人為的な開発の影響で河原や、休耕田、草地が減少し、生息地が減少しています。
現地調査結果		対象事業実施区域内の比較的高茎の草地や灌木上で冬季に 3 個体が確認されました。 現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が建設行為等によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は残存するほか、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。 本種の生息環境である草地（高茎、低茎）、その他（耕作地）のうち、予測地域内の草地（高茎、低茎）が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約 96%が消失しますが、予測地域外にある耕作地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.32（18）注目すべき種への影響予測（アオジ）

種名		アオジ
一般的生態等		開けた森林や林縁に生息する種で、植物の種子や昆虫類を食べ、地表や低木の樹上に営巣します。繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭等でもみられます。県内では箱根で繁殖例が記録されています。
現地調査結果		対象事業実施区域内の高茎草地や林縁で冬季に2個体が確認されました。現地調査において対象事業実施区域内での営巣は確認されていません。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の主な生息環境である樹林地及び草地（高茎）は、建設行為等により、予測地域内の約 93%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域及びその周辺での営巣は確認されていません。 本種の生息環境である樹林地及び草地（高茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約 93%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内は新たな整備により樹林等は約 140%、草地（高茎）は約 14%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

イ 両生類・爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は２種確認されました。

工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の草地（高茎、低茎、湿地）が改変するため、これらの環境に生息する一部の種については影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

供用時においては、草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.33（1） 注目すべき種への影響予測（アズマヒキガエル）

種名		アズマヒキガエル
一般的生態等		平地から山地までの林床に広範囲に生息し、社寺や人家の庭にも住み着いています。早春の産卵期には、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。
現地調査結果		対象事業実施区域外の水路や池で春季に 1,000 個体以上の幼生が確認されました。 対象事業実施区域の周辺で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の産卵環境は対象事業実施区域外であり、産卵場となる水域及び樹林等の環境は今後も残存することから、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の産卵環境は対象事業実施区域外であり、産卵場となる水域及び樹林等の環境は今後も残存することから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 6.2.1.33（2） 注目すべき種への影響予測（ヒガシニホントカゲ）

種名		ヒガシニホントカゲ
一般的生態等		日当たりの良い石や石垣の隙間、土手の斜面の穴等に生息し、ミミズやクモ、昆虫等を捕食します。幼体の尾は鮮やかなコバルトブルーだが、この色は成長と共に消えます。
現地調査結果		対象事業実施区域及びその周辺の高茎草地や瓦礫の下等で、春季に 5 個体の成体、夏季に 4 個体の成体、秋季に 1 個体の幼体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）は、建設行為等により、予測地域内の約 100%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の生息環境である草地（高茎、低茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、約 100%が消失しますが、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（高茎）は約 14%、草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

ウ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は４種確認されました。

工事の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が改変するため、これらの環境に生息する一部の種については影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

供用時においては、草地（高茎、低茎）の復元を図っていきます。また、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出、人為的な管理（草刈り）等の生息環境の保全・創出を図っていくことで、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態を回復していくことで影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.34（1）　注目すべき種への影響予測（ケラ）

種名		ケラ
一般的生態等		湿地に穴を掘ってすむ種で、水田付近に多く、円筒型の体形、細かい毛の密生、前足の発達等穴居に適した形態を備えています。雄はブーという単調な声で鳴きます。
現地調査結果		対象事業実施区域内の低茎草地で春季に 3 個体、秋季に 2 個体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である草地（低茎及び湿生）は、建設行為等により、予測地域内の約 100%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の主な生息環境である草地（低茎及び湿生）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約 100%が消失しますが、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（低茎）は約 92%が復元されます。また、公園内には新たな湿地環境やオープン式調整池等の水辺環境、約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地環境が草地保護区に創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境となる水辺環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.34（2）　注目すべき種への影響予測（ショウリョウバッタモドキ）

種名		ショウリョウバッタモドキ
一般的生態等		丘陵地のチガヤ等の茂る土堤に見られ、葉の裏に身を伏せるようにとまっているので見つかりにくいです。飛ぶことはほとんどありません。年1回秋に成虫が出現します。
現地調査結果		対象事業実施区域内の高茎草地で秋季に3個体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の主な生息環境である草地（高茎）は、建設行為等により、予測地域内の約100%が消失します。公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の主な生息環境である草地（高茎）は、施設の存在・土地利用の変化により、予測地域内の約100%が消失しますが、対象事業実施区域内は新たな整備により草地（高茎）は約14%が復元されます。また、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.34（3）　注目すべき種への影響予測（トゲヒゲトビイロカミキリ）

種名		トゲヒゲトビイロカミキリ
一般的生態等		ヤブニッケイかタブノキ(クスノキ科)を寄主植物とし、県内では横須賀市や三浦市等、一部地域が生息地として知られているのみです。
現地調査結果		対象事業実施区域内外の樹林等で夏季に2個体が確認されました。 対象事業実施区域及びその周辺で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境である樹林地は、建設行為等により、予測地域内の約57%が消失しますが、公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の生息環境である樹林地が施設の存在・土地利用の変化によって改変されるため、生息環境の約57%が消失しますが、対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、新たな整備によって対象事業実施区域内の樹林等は約140%が復元されることから、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.34（4）　注目すべき種への影響予測（ヤマトアシナガバチ）

種名		ヤマトアシナガバチ
一般的生態等		県内では三浦半島の数カ所のみが生息地として知られているのみです。
現地調査結果		対象事業実施区域内の疎林で春季に1個体が確認されました。 本来の生息分布とは異なるため、他地域から飛来してきた個体が偶発的に確認されたものと考えられます。
予測結果	【工事中】 建設行為等	当該地域は本種の生息分布とは異なることから、他地域から飛来してきた個体が偶発的に確認されたものと考えられます。 そのため、対象事業実施区域の利用頻度は低いと考えられ、建設行為等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	当該地域は本種の生息分布とは異なることから、他地域から飛来してきた個体が偶発的に確認されたものと考えられます。 そのため、対象事業実施区域の利用頻度は低いと考えられ、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

エ 水生生物

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は２種確認されました。

モノアラガイ、アサヒナコミズムシ共に工事の実施に伴い、生息が確認された囲障区域内に設置された人工水槽（プール）が消失することから、生育環境への影響は大きいと予測します。

表 6.2.1.35（1） 注目すべき種への影響予測（モノアラガイ）

種名		モノアラガイ
一般的生態等		殻高 20 ㎜前後の巻貝。池沼や水田、川の淀み等の水草や礫に付着している。
現地調査結果		対象事業実施区域内の囲障区域内に設置された人工水槽（プール）で春季に 4 個体、夏季に 2 個体が確認されました。 対象事業実施区域で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境となっている囲障区域内に設置された人工水槽（プール）は建設行為等によって消失することから、建設行為等による生育環境への影響は大きいと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	本種の生息環境となっている囲障区域内に設置された人工水槽（プール）は、施設の存在・土地利用の変化によって消失しますが、対象事業実施区域外に分布する水域（わきみずの森）は引き続き維持されるほか公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

表 6.2.1.35（2） 注目すべき種への影響予測（アサヒナコミズムシ）

種名		アサヒナコミズムシ
一般的生態等		平地から山間部の水田やため池で見られる種。公園の池やプール等、市街地周辺でも見られる。
現地調査結果		対象事業実施区域内の囲障区域内に設置された人工水槽（プール）で冬季に 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域で繁殖しています。
予測結果	【工事中】 建設行為等	本種の生息環境となっている囲障区域内に設置された人工水槽（プール）は建設行為等によって消失することから、建設行為等による生育環境への影響は大きいと予測します。
	【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	本種の生息環境となっている囲障区域内に設置された人工水槽（プール）は、施設の存在・土地利用の変化によって消失しますが、対象事業実施区域外に分布する水域（わきみずの森）は引き続き維持されるほか公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、環境の集約化による質の高い草地環境の創出等、生息環境の保全に配慮していきます。よって、施設の存在・土地利用の変化による生息環境への影響は最小限に留めることができると予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、公園及び墓園整備事業による動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2.1.36 に示す内容を実施します。

表 6.2.1.36　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・生息環境への影響が大きいと予測されたモノアラガイ、アサヒナコミズムシについては、工事着手前に再度生息の有無について確認を行い、生息が確認された場合は必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、工事着手前に移設を行います。なお、移設の位置や方法については、今後事後調査計画を策定する段階で検討します。 ・公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境となる草地（チガヤ群落）は表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるよう配慮します。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区の創出を図ることで、人圧等による動物への影響が低減できるような計画を策定します。 ・保護区内は草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈のまばらな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させ、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化を図っていきます。 ・樹林等の環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）がまばらな草地環境がパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込むことができ、人圧等による動物への影響低減が図られた計画を策定します。 ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させる LED ランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようごみの処理を適切に行います。

5) 評価

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う動物相の変化の内容及びその程度

【工事中（建設行為等)】

工事によって対象事業実施区域内を改変するため、樹林等や草地（高茎、低茎、湿生）が消失することから、これらの環境に生息する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は低減されると予測します。また、動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、動物の避難経路の確保に配慮した施工、建設機械の稼働が集中しないような計画を策定、可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等の措置を行うことで、生息環境への影響の低減を図っていきます。なお、影響が大きいと予測される種（モノアラガイ、アサヒナコミズムシ）については、工事着手前に再度生息状況を確認したうえで、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行うことで生息への影響に配慮します。

【供用時（施設の存在・土地利用の変化)】

公園・墓園として供用するにあたっては、施設の存在・土地利用の変化によって生息環境へ一時的な消失が想定されますが、樹林等や草地環境の復元を図るとともに、草地保護区の創出等により現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態に回復できると考えます。よって、動物の生息環境はおおむね維持され、生息するに動物相についても影響はほとんどないと予測します。また、適切な維持管理（人為的な草刈りの調節による多様な草地環境の創出、カラス類や外来種等が増加しないための適切な管理)、郷土種を用いた植栽等の保全のための措置を行う予定であり、生息環境への影響の低減及び回避ができるものと考えます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること」は達成されるものと考えます。

6.2.2 植物

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、植物相に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の植物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相への影響（1)】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>準備書
該当ページ</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・現地調査において確認された植物は、下表のとおりです。
植物の確認状況
<table>
<tr><td rowspan="2">シダ植物門</td><td rowspan="2">大葉シダ綱</td><td>トクサ亜綱</td><td>1 目</td><td>1 科</td><td>2 種</td></tr>
<tr><td>薄嚢シダ亜綱</td><td>2 目</td><td>6 科</td><td>7 種</td></tr>
<tr><td rowspan="5">種子植物門</td><td>－</td><td>－</td><td>9 目</td><td>9 科</td><td>19 種</td></tr>
<tr><td>単子葉類</td><td>－</td><td>9 目</td><td>20 科</td><td>103 種</td></tr>
<tr><td rowspan="3">真正双子葉類</td><td>－</td><td>1 目</td><td>5 科</td><td>16 種</td></tr>
<tr><td>バラ上類</td><td>14 目</td><td>31 科</td><td>110 種</td></tr>
<tr><td>キク上類</td><td>12 目</td><td>35 科</td><td>147 種</td></tr>
</table>
・確認種は、対象事業実施区域内の大部分が草地環境にあることを反映し、ムラサキツメクサやキジムロ、ナズナ、カントウタンポポ、ミミナグサ、ゲンノショウコ等の草地性の種が多く確認されました。
・対象事業実施区域北東に形成された窪地状の小規模な湿性草地では、ハンゲショウやエゾミソハギ等の湿地性の種が確認され、対象事業実施区域南縁のコナラ等で構成される小規模な樹林等では、林床においてウグイスカグラ、ヤブラン、アキノタムラソウ等の林床性の種、林縁部にはコウゾ、カナムグラ、ヒヨドリジョウゴ等が確認されました。
・対象事業実施区域北西部に隣接したわきみずの森には、コナラ、シラカシ等で構成される比較的まとまった樹林等があり、林床にはヤブランやオモト、キツネノカミソリ等の林床性の種が生育していたほか、湧水の流れの周辺にはエンコウソウやセキショウ、セリ、ヒメガマ、キツリフネ等の湿地性の植物が確認されました。
・特定外来生物に指定されているオオキンゲイギクが少数確認されました。
・対象事業実施区域内及びその周辺において、7 区分の植生（植物群落）と 4 区分の土地利用を確認しました。内訳は、二次林 2 区分、低木林・草地等 3 区分、湿生草地 2 区分、土地利用 4 区分です。
・対象事業実施区域内で最も大きな面積を占める植生は高茎草本群落で、全体の 45.86%を占めていました。次いでシバ群落が多く、15.60%（広場+グラウンド）を占めていました。
・対象事業実施区域及びその周辺において、注目すべき植物種として 2 種が確認され、注目すべき群落としてコナラ群落が確認されました。</td><td>p. 6. 2-70～
p. 6. 2-88</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。</td><td>p. 6. 2-88</td></tr>
</table>

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相への影響（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	・工事によって一部の樹林等の環境が改変されることで、対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 ・対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の供用時においても維持されることから、施設の存在・土地利用の変化による影響はないと考えられます。	p.6.2-90～ p.6.2-91
環境の保全のための措置	【工事中】 重要な種の保護の観点から、非表示としております。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。 【供用時】 ・供用時において、可能な限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。 ・郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・特定外来植物やクズ、アズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。	p.6.2-92
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。	p.6.2-93

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

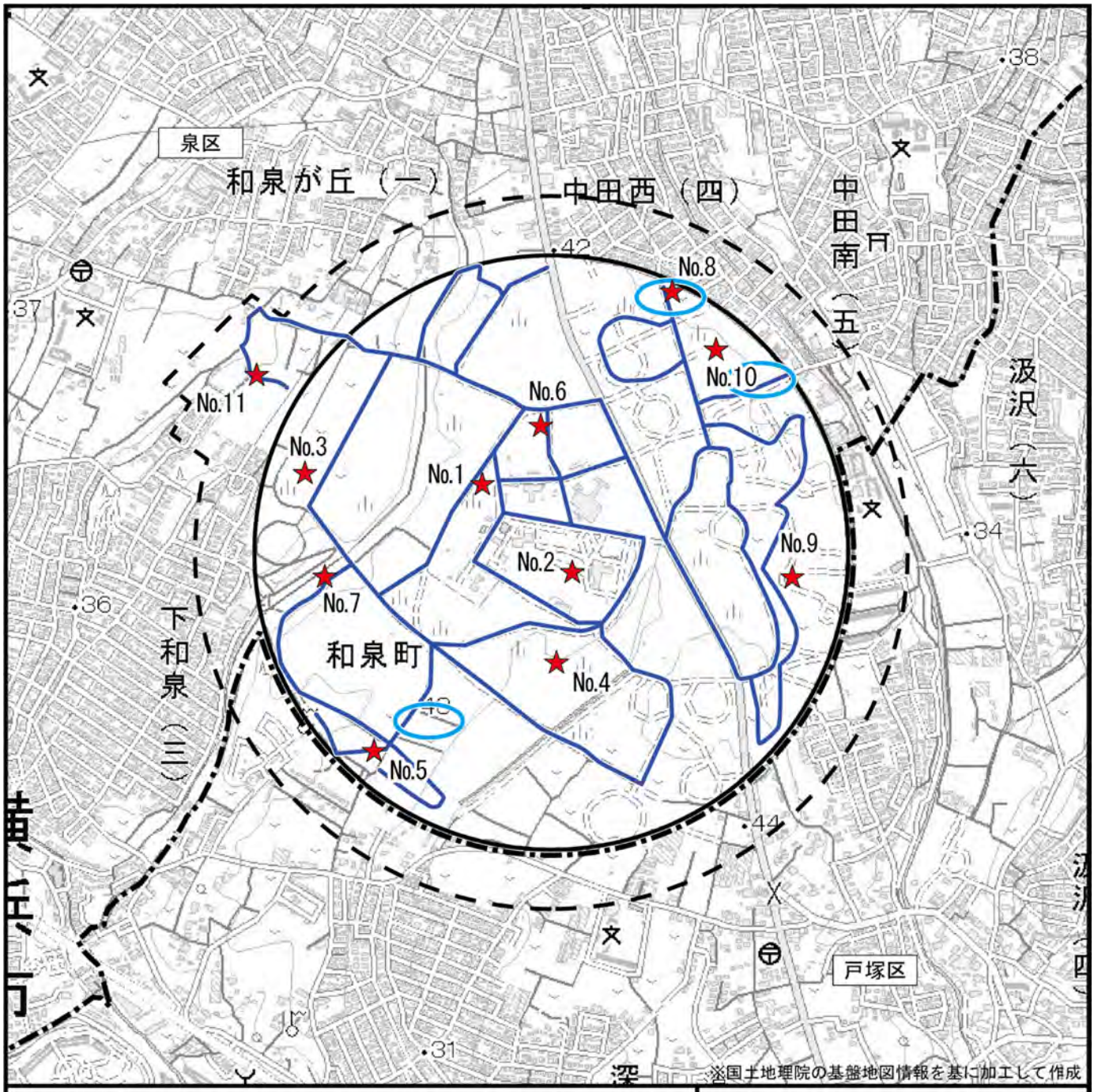
公園及び墓園整備事業の実施に伴う植物相への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①植物の状況
②地形、地質の状況
③土壌の状況
④水質、底質の状況
⑤水循環の状況
⑥土地利用の状況
⑦関係法令、計画等

② 関係地域・地点

調査地域・地点は、対象事業実施区域とその周囲 100ｍの範囲としました。

現地調査地点は、図 6.2.2.1 に示すとおりです。



凡　例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 +100m
- ：区　境
- ：植物踏査ルート
- ：湿地の位置
- ：群落組成調査位置

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.2.1　植生図植物調査地点
（踏査ルート）

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.2.2.1 に示すとおりです。

表 6.2.2.1　現地調査実施日

調査項目		調査季	現地調査実施日
植物	植物相	早春季	令和 2 年 3 月 12 日（木）
		春季	令和 2 年 5 月 1 日（金）
		夏季	令和 2 年 6 月 25 日（木）
		秋季	令和 2 年 10 月 19 日（月）
	植物群落	夏季	令和 2 年 6 月 22 日（月）、25 日（木）
		秋季	令和 2 年 10 月 20 日（火）

④ 調査方法

ア 植物の状況

植物の状況について、既存資料調査の方法は、表 6.2.2.2 に示す文献から、対象事業実施区域及びその周辺において生息記録のある注目すべき種、生息している可能性のある注目すべき種を整理しました。

現地調査の項目及び調査方法は、表 6.2.2.3 に示すとおりです。

表 6.2.2.2　既存資料

文献	対象データ
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月）	対象事業実施区域及びその周辺で出現記録のある植物の中で生息の可能性がある植物
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和 4 年 3 月）	対象事業実施区域及びその周辺で出現記録のある植物の中で生息の可能性がある植物

表 6.2.2.3　調査方法（現地調査）

調査項目	調査手法
植物相	対象事業実施区域及び周辺を任意に踏査し、確認された種を全て記録しました。なお、現地での種名の確認が困難な場合等は、必要に応じて個体を持ち帰り、種を確認しました。
植物群落	対象事業実施区域及び周辺の動物、植物の生息・生育への影響検討に活用する基礎資料とするため、コドラート法（Braun-Blanquet の植物社会学的手法）により植物群落の状況を整理し、現存植生図を作成しました。

イ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料を収集・整理しました。

ウ 土壌の状況

土壌の状況について、土壌図等の既存資料を収集・整理しました。

エ 水質・底質の状況

水質・底質の状況について、公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書等の既存資料を収集・整理しました。

オ 水循環の状況

水循環の状況について、河川の概要等の既存資料を収集・整理しました。

カ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料を収集・整理しました。

キ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「文化財保護法」
・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
・「環境省レッドリスト 2020」
・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（植物群落のみ）
・「神奈川県レッドデータブック 2022　植物編」
・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号　横浜のレッドデータ植物目録」
・「横浜市環境管理計画」

⑤ 調査結果

ア 植物の状況

(ｱ) 既存資料調査

A) 植物相

既存資料調査の結果は、表 6.2.2.4 に示すとおりです。

表 6.2.2.4　植物相の概況（既存資料調査）

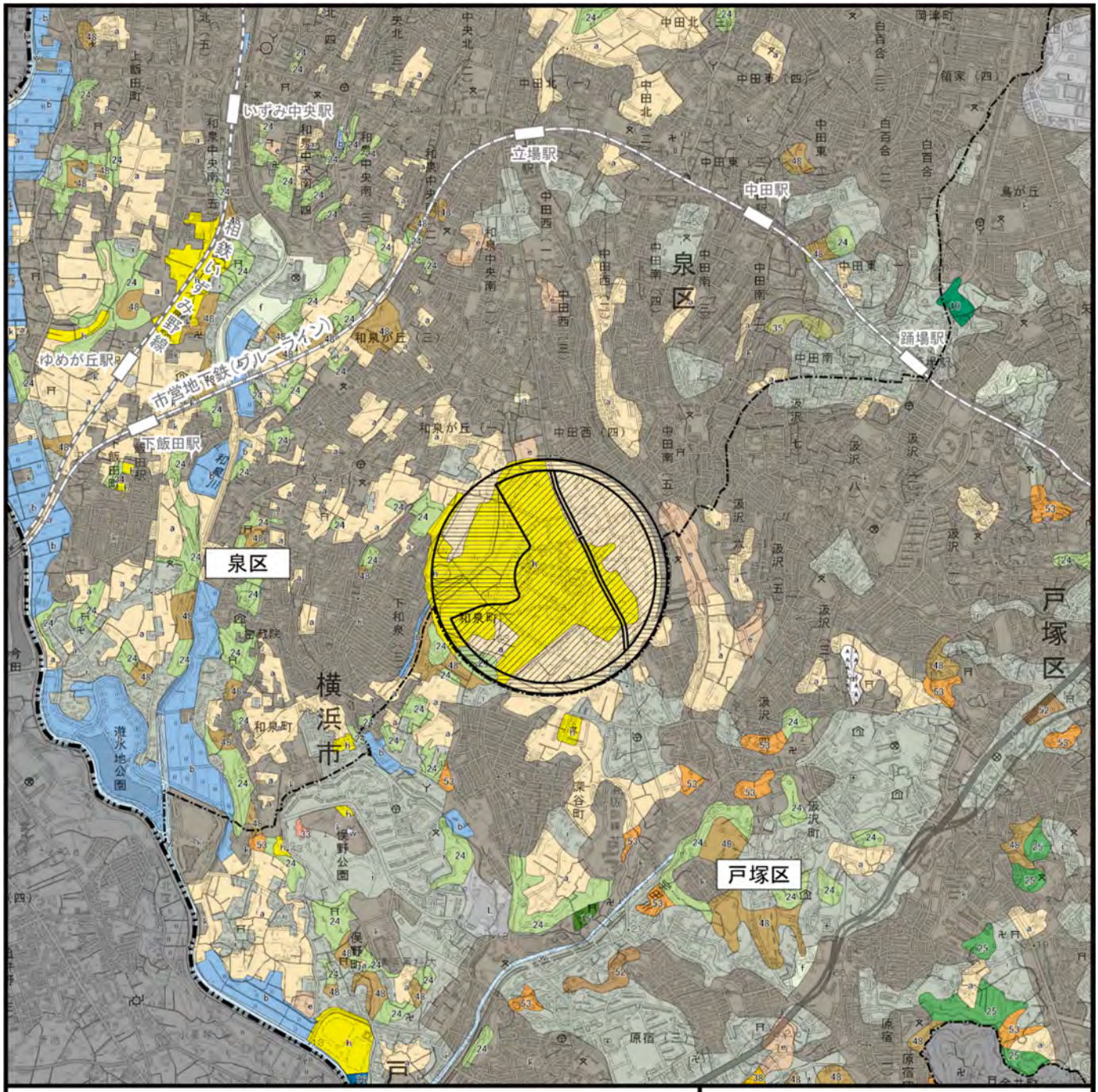
調査項目	既存資料		主な確認種
	①	②	
シダ植物	○	○	ミズニラ、コヒロハハナヤスリ、オオアカウキクサ、サンショウモ、ヒメミズワラビ、ミズワラビ、コタニワタリ
種子植物	○	○	ヤナギスブタ、ホッスモ、シラン、ミクリ、マツバスゲ、レンリソウ、ネコノチチ、ミズマツバ、ミズキンバイ、シャクジョウソウ、ヤブムグラ、ミズネコノオ、タカサゴソウ、ミヤコアザミ、イブキボウフウ　等

資料①：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）
資料②：「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星･地球博物館、令和 4 年 3 月）

B) 植生（植物群落）

既存資料調査の結果の現存植生図は、図 6.2.2.2 に示すとおりです。

現存植生図によると、調査区域は、大部分に「市街地」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「畑雑草群落」があります。対象事業実施区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市　境
- ：区　境

- 10. シラカシ群集
- 15. ヤブコウジ－スダジイ群集
- 24. クヌギ－コナラ群集
- 25. オニシバリ－コナラ群集
- 33. 伐採跡地群落（ＶＩＩ）
- 35. アカメガシワ－カラスザンショウ群落
- 36. ミゾソバ－ヨシ群落
- 38. 低木群落
- 48. スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 52. その他植林
- 53. 竹林
- h. ゴルフ場・芝地
- f. 路傍・空地雑草群落
- e. 果樹園
- a. 畑雑草群落
- b. 水田雑草群落
- k. 市街地
- i. 緑の多い住宅地
- L. 工場地帯
- m. 造成地
- w. 開放水域

資料：「自然環境調査 Web-GIS（第 6-7 回自然環境保全基礎調査植生調査）」
（環境省自然環境局生物多様性センター）を基に加工して作成

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 6.2.2.2　現存植生図

C) 注目すべき植物種及び生育地の状況

既存資料調査において確認された植物種及び植物群落について、表 6.2.2.5 及び表 6.2.2.6 の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。その結果、表 6.2.2.7 (1) ～ (2) 及び表 6.2.2.8 に示すとおり、シダ植物は６種、種子植物は 52 種、植物群落は５群落が選定されました。

表 6.2.2.5 注目すべき種の選定基準（植物）

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」 (法律第 214 号、昭和 25 年)	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 (神奈川県条例第 13 号、昭和 30 年)	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 (横浜市条例第 53 号、昭和 62 年)	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (法律第 75 号、平成 4 年)	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020」 (環境省、令和 2 年 3 月)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD LP
6	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 (神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和 4 年 3 月)	絶滅 準絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群 注目種	EX 準絶 EW CR+EN CR EN VU NT DD LP 注目

表 6.2.2.6　注目すべき植物群落の選定基準

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
A	「文化財保護法」（法律第 214 号、昭和 25 年）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
B	「自然環境保全基礎調査」 （環境省、第 2 回（昭和 53 年度）、第 3 回（昭和 59 年度～61 年度）、第 5 回（平成 9～10 年度）	特定植物群落	A～H
C	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月）	注目すべき植物群落	単一群落 群落複合

表 6.2.2.7（1）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（植物）

No.	分類	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
1	シダ植物	ミズニラ科	ミズニラ					NT	VU
2		ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ						NT
3		サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	VU
4			サンショウモ					VU	CR
5		イノモトソウ科	ヒメミズワラビ						NT
6		チャセンシダ科	コタニワタリ						NT
7	種子植物	ジュンサイ科	ジュンサイ						EX
8		スイレン科	ヒツジグサ						EX
9		トチカガミ科	ヤナギスブタ						CR
10			ヒロハトリゲモ						NT
11			ホッスモ						CR
12			ミズオオバコ					VU	VU
13		ヒルムシロ科	イトモ					NT	EN
14		ユリ科	アマナ						NT
15		ラン科	シラン					NT	NT
16			重要な種の保護の観点から、非表示としております。						
17			ナツエビネ					VU	EN
18			重要な種の保護の観点から、非表示としております。						
19			クマガイソウ					VU	VU
20			アオスズラン						VU
21			カキラン						VU
22		ガマ科	ミクリ					NT	NT
23		ホシクサ科	コイヌノヒゲ						EN

表 6.2.2.7（2）　調査区域周辺で確認されている主な注目すべき種（植物）

No.	分類	科名	和名	選定基準及びランク※1					
				1	2	3	4	5	6
24	種子植物	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ						VU
25		カヤツリグサ科	マツバスゲ						VU
26			セイタカハリイ						VU
27			ハリイ						VU
28			シカクイ						NT
29			クグテンツキ						EN
30			アゼテンツキ						VU
31			メアゼテンツキ						VU
32		イネ科	スズメガヤ						VU
33			ヨコハマダケ						EN
34		マメ科	レンリソウ						EN
35		クロウメモドキ科	ネコノチチ						EN
36		ニシキギ科	ウメバチソウ						EN
37		ヤナギ科	オオタチヤナギ						EN
38		ミソハギ科	ミズマツバ					VU	NT
39			ヒシ						VU
40		アカバナ科	ミズキンバイ					VU	VU
41		サクラソウ科	ヌマトラノオ						VU
42			クサレダマ						VU
43		ツツジ科	シャクジョウソウ						NT
44		アカネ科	ヤブムグラ					VU	VU
45		リンドウ科	コケリンドウ						VU
46		ムラサキ科	ルリソウ						CR
47		オオバコ科	キクモ						NT
48		シソ科	ミズネコノオ					NT	CR
49		タヌキモ科	イヌタヌキモ					NT	EN
50		キク科	ヒメシオン						EN
51			ヒレアザミ						VU
52			シドキヤマアザミ						VU
53			サワヒヨドリ						EN
54			タカサゴソウ					VU	CR
55			ミヤコアザミ						VU
56			オナモミ					VU	EN
57		セリ科	ドクゼリ						EX
58			イブキボウフウ						EN
計	－	32 科	58 種	0 種	0 種	0 種	0 種	18 種	58 種

※1　「選定基準及びランク」1～6 は、表 6.2.2.6（p.6.2-73）の文献を参照。
※2　種名及び配列等は、主に「令和 6 年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.2.8　注目すべき植物群落

No.	群落名	選定基準及びランク		
		A	B	C
1	シラカシ群集※1			単一群落
2	ヤブコウジースダジイ群集※2			単一群落
3	コナラ群落			単一群落
4	クヌギーコナラ群集※3			単一群落
5	オニシバリーコナラ群集※3			単一群落
合計 5 群落		0 単位	0 単位	5 群落

※1　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」には「シラカシ群落」と記載されています。シラカシ群落にはシラカシ群集を含みます。

※2　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」には「スダジイ群落」と記載されています。スダジイ群落にはヤブコウジ―スダジイ群集を含みます。

※3　「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」には「コナラ群落」と記載されています。コナラ群落にはオニシバリ―コナラ群集を含みます。

(ｲ) 現地調査

A) 植物相の確認状況

現地調査で確認された植物は、表 6.2.2.9 に示すとおり、48 目 107 科 404 種が確認されました。

確認種は、対象事業実施区域内の大部分が草地環境にあることを反映し、ムラサキツメクサやキジムシロ、ナズナ、カントウタンポポ、ミミナグサ、ゲンノショウコ等の草地性の種が多く確認されました。

その他、対象事業実施区域北東に形成された窪地状の小規模な湿性草地では、ハンゲショウやエゾミソハギ等の湿地性の種が確認され、対象事業実施区域南縁のコナラ等で構成される小規模な樹林等では、林床においてウグイスカグラ、ヤブラン、アキノタムラソウ等の林床性の種、林縁部にはコウゾ、カナムグラ、ヒヨドリジョウゴ等が確認されました。

また、対象事業実施区域北西部に隣接したわきみずの森には、コナラ、シラカシ等で構成される比較的まとまった樹林等があり、林床にはヤブランやオモト、キツネノカミソリ等の林床性の種が生育していたほか、湧水の流れの周辺にはエンコウソウやセキショウ、セリ、ヒメガマ、キツリフネ等の湿地性の植物が確認されました。

なお、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが少数確認されました。

表 6.2.2.9　確認種（植物）

門名	綱名	亜綱名	確認種数	主な確認種
シダ植物門	大葉シダ綱	トクサ亜綱	1 目　1 科　2 種	スギナ、イヌスギナ
		薄嚢シダ亜綱	2 目　6 科　7 種	カニクサ、ホウライシダ、ゲジゲジシダ等
種子植物門	―	―	9 目　9 科　19 種	イチョウ、モミ、コブシ、タブノキ、サネカズラ、ドクダミ、ハンゲショウ　等
	単子葉類	―	9 目　20 科　103 種	セキショウ、シャガ、ヤブカンゾウ、アズマネザサ、ハマオモト、ヤブラン、オモト、タマスダレ、キツネノカミソリ、ミョウガ、ヒメガマ、ハマスゲ　等
	真正双子葉類	―	1 目　5 科　16 種	ムラサキケマン、アケビ、キツネノボタン、エンコウソウ、ナガミヒナゲシ　等
		バラ上類	14 目　31 科　110 種	ユズリハ、ムラサキツメクサ、キジムシロ、ナズナ、コナラ、シラカシ、コウゾ、カナムグラ、マユミ、ネコハギ、キンミズヒキ、ゲンノショウコ、エゾミソハギ等
		キク上類	12 目　35 科　147 種	アキノタムラソウ、スイバ、ミズキ、ヤブコウジ、ヤエムグラ、カントウタンポポ、ミミナグサ、ウグイスカグラ、セリ、オオキンケイギク、キツリフネ、ヒヨドリジョウゴ、イヌタデ、ヤナギタデ、ガガイモ、マルバコウ　等
合計			48 目　107 科　404 種	―

B）植生（植物群落）の状況

植生の状況として、植生・土地利用ごとの占有面積・占有率を表 6.2.2.10、植生自然度の区分基準を表 6.2.2.11、各植生の概要及び確認状況は表 6.2.2.12 に示すとおりです。

現地調査の結果、対象事業実施域内及びその周辺において、７区分の植生（植物群落）と４区分の土地利用を確認しました。内訳は、二次林２区分、低木林・草地等３区分、湿生草地２区分、土地利用４区分です。調査範囲内で最も大きな面積を占める植生は高茎草本群落で、全体の 45.86%を占めていました。次いでシバ群落が多く、15.60%（広場+グラウンド）を占めていました。

表 6.2.2.10　植生・土地利用ごとの占有面積・占有率

タイプ		植生及び土地利用		植生自然度※	占有面積（ha）	占有率（%）
植生	二次林	A	落葉広葉樹林（コナラ林）	7	2.96	3.09
		B	落葉広葉樹林（ミズキ林）	7	1.45	1.51
	低木林・草地	C	高茎草本群落	5	43.96	45.86
		D	シバ群落（広場）	4	10.72	11.18
		E	シバ群落（グラウンド）	1	4.23	4.42
	湿生草地	F	オギ群落	5	0.79	0.83
		G	湿生草本群落	4	0.01	0.01
小計				—	64.12	66.90
土地利用		H	植栽樹群	3	3.30	3.44
		I	耕作地	2	2.34	2.44
		J	裸地	1	4.87	5.08
		K	道路・施設・住宅等	1	21.23	22.14
小計				—	31.72	33.10
合計				—	95.84	100.00

※　植生自然度の区分基準は表 6.2.2.11 を参考に設定しています。

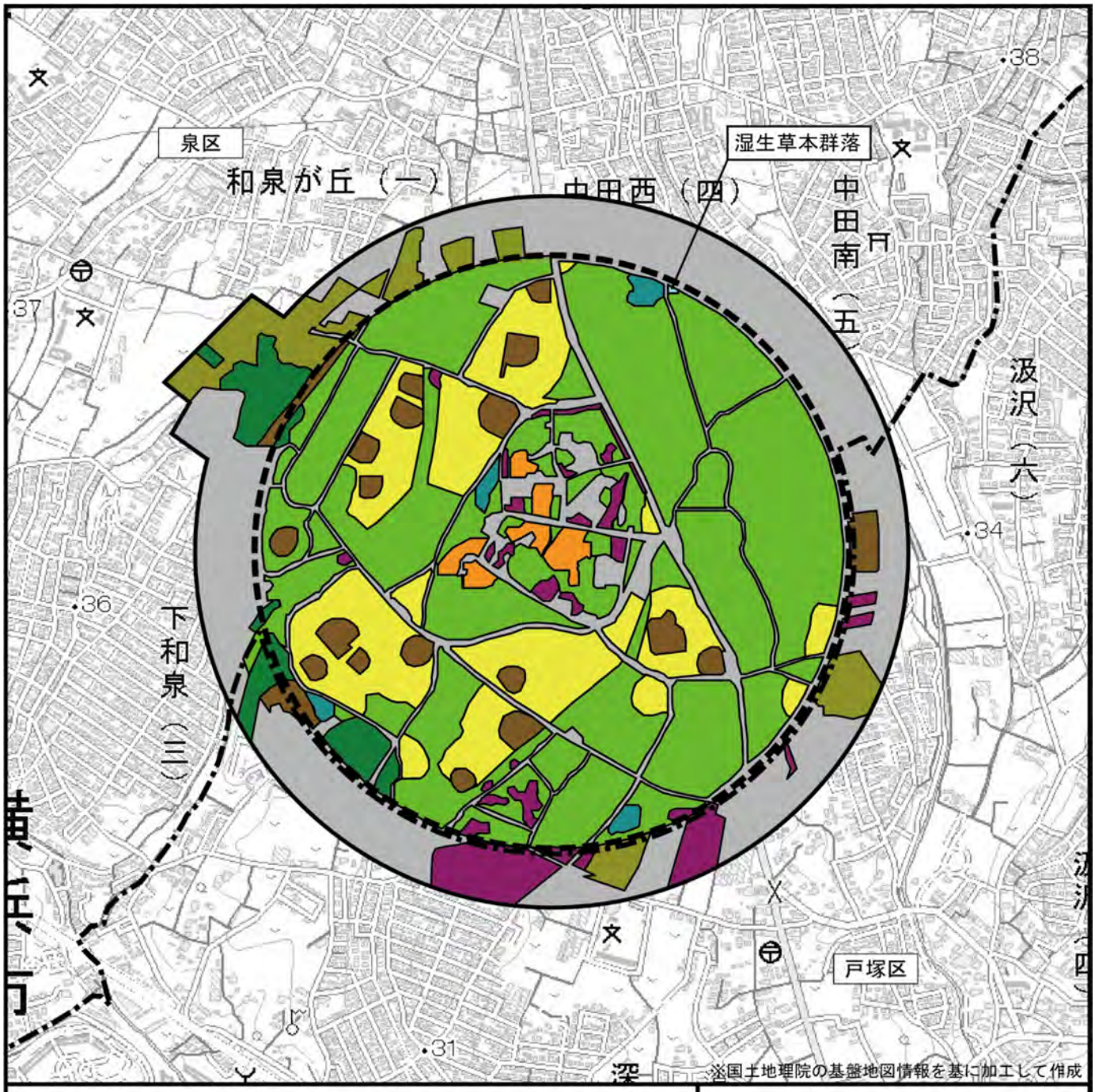
表 6.2.2.11　植生自然度の区分基準

植生自然度区分基準			現地調査結果より該当する群落名
自然度	区分内容	区分基準	
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	—
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	—
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	—
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	・落葉広葉樹林（コナラ林） ・落葉広葉樹林（ミズキ林）
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	—
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	・高茎草本群落 ・オギ群落
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原	・シバ群落（広場） ・湿性草本群落
3	農耕地（樹園地）	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地	・植栽樹群
2	農耕地（水田・畑）緑の多い住宅地	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	・耕作地
1	市街地・造成地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	・裸地 ・シバ群落（グラウンド） ・道路、施設、住宅等

資料：「自然環境保全調査報告書（第１回緑の国勢調査）」（環境省自然環境局生物多様性センター、昭和 51 年）

表 6.2.2.12　各植生の概要及び確認状況

群落	一般的な特性及び対象事業実施区域内での生育状況等
落葉広葉樹林 （コナラ林）	対象事業実施区域南西部や隣接する「わきみずの森」にみられます。 通信施設ができる前からあった里山が残存したものと思われ、上層木はコナラ、クヌギ等で、下層植生はメダケやアズマネザサが繁茂するものの、アキノタムラソウやシラヤマギク等がみられ、里山二次林の名残が残っています。 秋季調査時にはアキノタムラソウ、シラヤマギク等が開花していました。
落葉広葉樹林 （ミズキ林）	対象事業実施区域の周辺部と立入禁止区域内には一部に樹林等がみられます。 上層木はミズキ、エノキ等の先駆性の樹種で占められ、これにサクラ類、マツ類や花木等の植栽された樹木が混在しています。 林床植生は貧弱であり、夏季・秋季調査共にアケビ等のわずかな種類のつる植物に覆われる状態でした。
高茎草本群落	対象事業実施区域のグラウンド以外の草地にみられます。 セイタカアワダチソウ、エゾノギシギシ、チガヤ等がそれぞれ優占する高茎草地が、数～数十m四方程度の細かいモザイク状になって広がっています。 夏季調査時では、一部にツリガネニンジンやワレモコウ等、里地の二次草地にみられる種がわずかに生育していました。 秋季調査時は草刈りが実施されて間もない状態で、セイタカアワダチソウやチガヤ等は刈り取られて背が低くなっていました。チガヤが優先する群落の一部には夏季調査時と同様、ワレモコウやセンニンソウ、ツルボ、ゲンノショウコ等の里地の二次草地にみられる種が確認されました。これらのうちツルボは個体数が特に多く、場所によっては一面に群生しているのが確認されました。
シバ群落 （グラウンド、広場）	グラウンド及び広場として整備されている箇所にみられます。 頻繁な芝刈りのため、シバが優占する低茎草本群落となっています。シバの他にはオオバコ等の踏圧に耐える種がわずかに生育するのみです。 秋季調査時には、低く刈り取られたキンエノコロやヘビイチゴ等がシバに混じり多く確認されました。また、一部のシバ群落内にはツリガネニンジンやツルボ等、里地の二次草地にみられる種がわずかながら確認されました。ツリガネニンジンは芝刈りの影響を受け、草丈が低い状態で開花していました。
オギ群落	対象事業実施区域内のやや湿った場所に局所的にみられます。 高さ 2～3m程のオギが密生するオギの純群落で、中は日が当たらないため、オギの下は暗いため下層植生に乏しく、オギ以外には夏季・秋季調査共にセイタカアワダチソウやクズ、ヘクソカズラ等がわずかに混生するのみです。
湿生草本群落	対象事業実施区域北側の小規模な湧水付近にみられます。 優占種はハンゲショウで、エゾミソハギ、アゼガヤ、イグサ、キショウブ等の湿生草本が混生します。 夏季調査時にはハンゲショウやエゾミソハギが多数開花していたが、草刈りが実施されており、ハンゲショウ、エゾミソハギ、キショウブ、チガヤ等の背の高い草本は刈り取られて背の低い状態になっていました。 対象事業実施区域には他にもごく小規模な湿地があり、イヌタデ、ミゾソバ、ハンゲショウ等の湿生植物が確認されました。この小規模な湿地は、形状や生育種（水田雑草が多い）から、水田脇の水路等が放棄されて湿地化したものと考えられます。



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

：A 落葉広葉樹林（コナラ林）
：B 落葉広葉樹林（ミズキ林）
：C 高茎草本群落
：D,Eシバ群落
：F オギ群落
：G 湿生草本群落
：H 植栽樹群
：I 耕作地
：J 裸地
：K 道路・施設・住宅等

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.2.3　植生図

C) 注目すべき植物種及び群落の状況

現地調査において確認された種について、表 6.2.2.13 及び表 6.2.2.14 の選定基準により注目すべき種及び群落を選定しました。その結果を表 6.2.2.15 及び表 6.2.2.17(p.6.2-83) に、確認状況を表 6.2.2.16 (p.6.2-81) 及び表 6.2.2.18 (p.6.2-83)、確認位置を図 6.2.2.4 及び図 6.2.2.5 に示します。

対象事業実施区域及びその周辺において、注目すべき植物種として２種、注目すべき群落としてコナラ群落が確認されました。なお、注目すべき種２種については種の保護のため掲載を控えることとしました。

表 6.2.2.13　注目すべき種の選定基準（植物）

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」 (法律第 214 号、昭和 25 年)	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
2	「神奈川県文化財保護条例」 (神奈川県条例第 13 号、昭和 30 年)	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」 (横浜市条例第 53 号、昭和 62 年)	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (法律第 75 号、平成 4 年)	国際希少野生動植物種 国内希少野生動植物種 緊急指定種	国際 国内 緊急
5	「環境省レッドリスト 2020」 (環境省、令和 2 年 3 月)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足	EX EW CR+EN CR EN VU NT DD
6	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 (神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和 4 年 3 月)	絶滅 準絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA 類 絶滅危惧ⅠB 類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 情報不足 絶滅のおそれのある地域個体群 注目種	EX 準絶 EW CR+EN CR EN VU NT DD LP 注目

表 6.2.2.14　注目すべき植物群落の選定基準

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分	記号
A	「文化財保護法」（法律第 214 号、昭和 25 年）	特別天然記念物 天然記念物	国特 天然
B	「自然環境保全基礎調査」 （環境省、第 2 回（昭和 53 年度）、第 3 回（昭和 59 年度～61 年度）、第 5 回（平成 9～10 年度）	特定植物群落	A～H
C	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星･地球博物館、平成 18 年 7 月）	注目すべき植物群落	単一群落 群落複合

表 6.2.2.15　注目すべき種（植物）

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

※1　選定基準及びランクは表 6.2.2.13（p.6.2-80）の No.と対応します。
※2　種名及び配列は、「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 6 年 10 月）に準拠しました。

表 6.2.2.16　注目すべき種の生態及び確認状況（植物）

種名	生態及び確認状況
重要な種の保護の観点から、非表示としております。	

資料：「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和 4 年 3 月）

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

図 6.2.2.4　注目すべき種（植物）の確認位置図

表 6.2.2.17　注目すべき植物群落

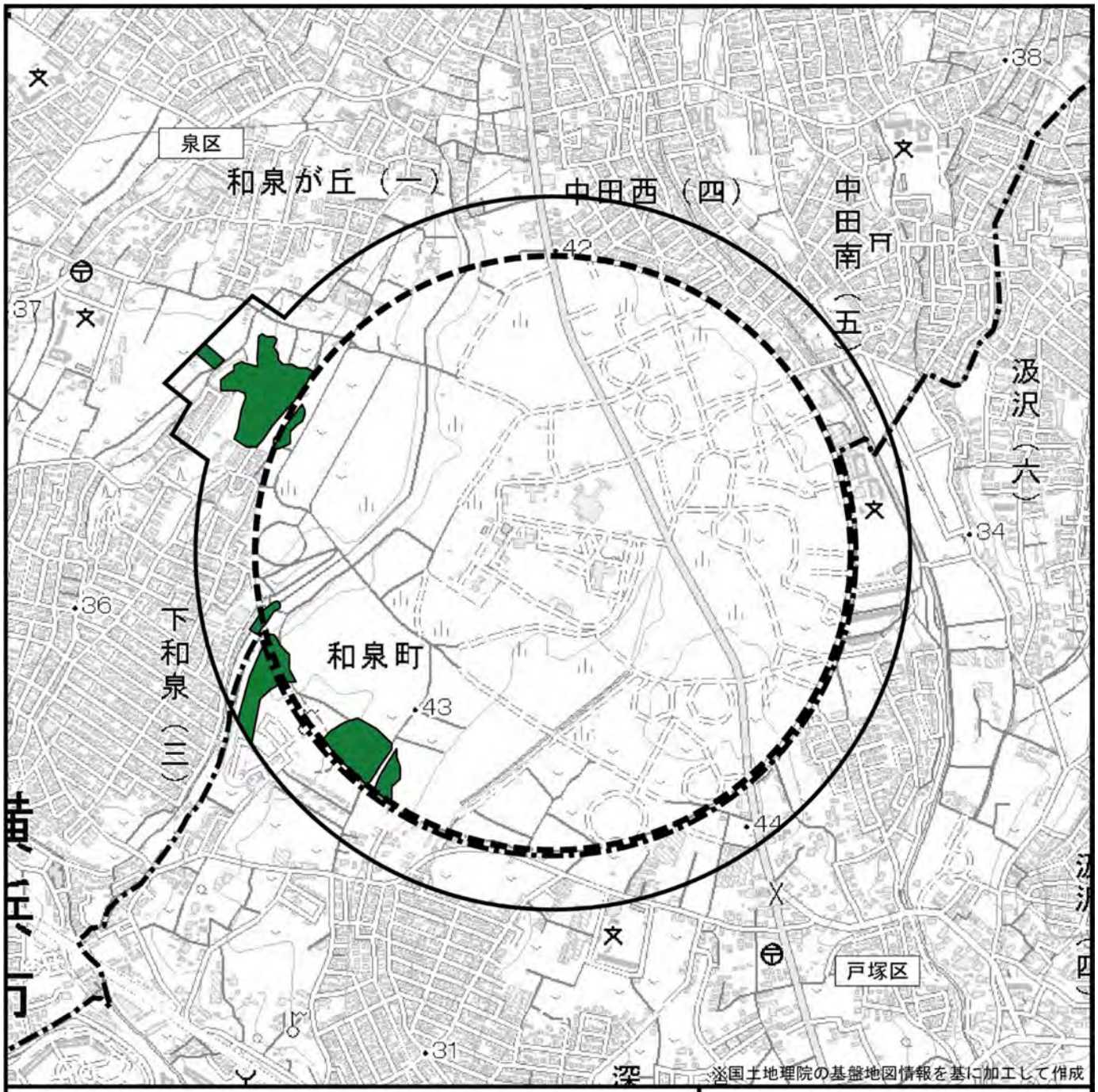
No.	群落名	選定基準及びランク		
		A	B	C
1	コナラ群落			単一群落
合計 1 単位		0 単位	0 単位	1 単位

※　選定基準及びランクは表 6.2.2.14（p.6.2-81）の No.と対応します。

表 6.2.2.18　注目すべき植物群落の生態及び確認状況（植物）

種　名	生態及び確認状況
コナラ群落	神奈川県レッドデータ 2006 においてコナラ群落は次のような記載があります。 「薪炭林として利用されてきたいわゆる雑木林の代表的な植分であるが、その利用がなされなくなり、人為による管理が行われず、林冠木の大径木化、林冠の鬱閉による林床の光環境の悪化、アズマネザサ等の繁茂、緑地の分断による断片化等の問題を抱える。しかし、その一部は里山復権のさまざまな市民活動により蘇りつつある。県内では丹沢・箱根のブナ帯の最上部を除き普通に分布し、各地からまとまった植分が報告されている」 対象事業実施区域南西部や隣接する「わきみずの森」にみられます。 深谷通信所ができる前からあった里山が残存したものと思われ、上層木はコナラ、クヌギ等で、下層植生はメダケやアズマネザサが繁茂するものの、アキノタムラソウやシラヤマギク等がみられ、里山二次林の名残が残っています。 秋季調査時にはアキノタムラソウ、シラヤマギク等が開花していました。

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m
：区　境
：コナラ群落

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.2.5　注目すべき植物群落の確認位置図

イ 地形、地質の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

ウ 土壌の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-9～p.P3-12）及び「第６章　6.7 土壌」（p.6.7-4～p.6.7-14）に示したとおりです。

対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚０～５ｍがあります。

エ 水質、底質の状況

「第３章　3.2.10 公害等の状況」(p.3-84～p.3-87)及び「第６章　6.6 水質・底質」(p.6.6-12～p.6.6-33）に示したとおりです。

令和元年度から令和５年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。地下水の水質は、令和元年度から令和５年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。

オ 水循環の状況

「第３章　3.2.3 水循環の状況」(p.3-13～p.3-16）及び「第６章　6.3 水循環」(p.6.3-6～p.6.3-13）に示したとおりです。

対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。なお、湧水は泉区で３地点、戸塚区で２地点あります。

カ 土地利用の状況

「第３章　3.2.6 土地利用の状況」(p.3-47～p.3-48）に示したとおり、対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

キ 関係法令、計画等

(ｱ) 「文化財保護法」（法律第 214 号、昭和 25 年５月）

「第６章　6.2.1 動物」(p.6.2-41）に示すとおりです。

(ｲ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

（法律第 75 号、平成４年６月）

「第６章　6.2.1 動物」(p.6.2-41）に示すとおりです。

(ｳ) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

（法律第 78 号、平成 16 年）

「第６章　6.2.1 動物」(p.6.2-41）に示すとおりです。

(ｴ) 「環境省レッドリスト 2020」（(環境省自然環境局、令和２年３月）

「第６章　6.2.1 動物」(p.6.2-42）に示すとおりです。

(ｵ) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」

（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）

「第６章　6.2.1 動物」(p.6.2-42～p.6.2-43）に示すとおりです。

(ｶ)「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」

（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和４年３月）

本報告書は、神奈川県の保護上重要な野生生物（維管束植物、コケ植物、藻類、菌類）について、評価結果及び生態・生育状況・存続を脅かす原因等の説明等が記載されている報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

＜神奈川県レッドデータのランク＞

・絶滅（EX）：神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種
・準絶滅：絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種
・野生絶滅（EW）：飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種
・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：絶滅の危機に瀕している種　現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
・絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
・絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
・絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの
・準絶滅危惧（NT）：存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
・情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：県内の特定の地域的において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
・注目種：環境省のカテゴリーには判定されないが、生育環境や生態的特徴等により注目に値する種

(ｷ)「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号横浜のレッドデータ植物目録」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 16 年３月）

本報告書は、明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめられています。横浜の植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

＜横浜のレッドデータ植物目録のランク＞

・絶滅（EX）：かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・絶滅危惧種（EN）：横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・危急種（V）：横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境改変により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・準絶滅危惧種（R）：生態系に生育地が限られ生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

(ｸ)「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-43 参照）に示すとおりです。

2)　環境保全目標の設定

植物に係る環境保全目標は、表 6.2.2.19 に示すとおり設定しました。

表 6.2.2.19　環境保全目標（植物）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその程度

① 予測項目

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度としました。具体的には注目すべき種として選定した種、植生（植物群落）等を対象に予測しました。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の範囲と同一（図 6.2.2.1　p.6.2-67 参照）の地域としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

公園及び墓園整備事業の整備方針や施設配置、施工範囲及び施工時期等の事業計画については、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-6～p.2-45）に示したとおりです。

工事中は工事区域外への不必要な立ち入り等の制限、工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制する等により、植物に対する生育環境への影響の低減を図りながら実施していきます。

また、対象事業実施区域内においては、郷土種を主体とした樹種により新たな植栽を行い、高木、中木、低木、草本で構成する立体的な階層となるよう検討していきます。

⑥ 予測結果

対象事業実施区域及びその周辺において注目すべき種は２種、注目すべき植物群落が１群落確認されました。

工事によって一部の樹林等の環境が改変されることで、対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の供用時においても維持されることから、施設の存在・土地利用の変化による影響はないと考えられます。

表 6.2.2.20（1）　注目すべき種への影響予測

種名		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
一般的生態等		
現地調査結果		
予測結果	【工事中】 建設行為等	
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	

表 6.2.2.20（2）　注目すべき種への影響予測

種名		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
一般的生態等		
現地調査結果		
予測結果	【工事中】 建設行為等	
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	

表 6.2.2.20（3）　注目すべき群落への影響予測

種名		コナラ群落
一般的生態等		神奈川県レッドデータ 2006 においてコナラ群落は次のような記載があります。 「薪炭林として利用されてきたいわゆる雑木林の代表的な植分であるが、その利用がなされなくなり、人為による管理が行われず、林冠木の大径木化、林冠の鬱閉による林床の光環境の悪化、アズマネザサ等の繁茂、緑地の分断による断片化等の問題を抱える。しかし、その一部は里山復権のさまざまな市民活動により蘇りつつある。県内では丹沢・箱根のブナ帯の最上部を除き普通に分布し、各地からまとまった植分が報告されている」
現地調査結果		対象事業実施区域南西部や隣接する「わきみずの森」にみられます。 深谷通信所ができる前からあった里山が残存したものと思われ、上層木はコナラ、クヌギ等で、下層植生はメダケやアズマネザサが繁茂するものの、アキノタムラソウやシラヤマギク等がみられ、里山二次林の名残が残っています。 秋季調査時にはアキノタムラソウ、シラヤマギク等が開花していました。
予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、対象事業実施区域内の 1 箇所（対象事業実施区域南西部:約 42%）の生育地が改変されますが、対象事業実施区域外（約 58%）の群落が保全されることから、建設行為等による生育環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域外（わきみずの森等）は、改変区域から離れているため、群落は維持されます。また、供用後はコナラ群落のような当該地域において以前から見られた郷土種を主体とした植栽を行っていくことで生物多様性向上に貢献する植栽計画としていきます。 よって、施設の存在・土地利用の変化による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、植物相や植生の多様性を維持または回復させるため、表 6.2.2.21 に示す内容を実施します。

表 6.2.2.21　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	重要な種の保護の観点から、非表示としております。
	・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・供用時において、可能な限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。 ・郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・特定外来植物やクズ、アズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。

5) 評価

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその程度

【工事中（建設行為等)】

工事によって対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

【供用時（施設の存在・土地利用の変化)】

対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の供用時においても改変されないことから、施設の存在・土地利用の変化による影響はないと考えられます。また、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画をもとに、植栽を行うことで、環境の復元も図っていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。

6.2.3 生態系

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の生態系への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系への影響（1)】

<table>
<tr><th>項目</th><th>結果等の概要</th><th>準備書
該当ページ</th></tr>
<tr><td>調査結果の概要</td><td>・対象事業実施区域及び周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりです。
環境類型区分
<table>
<tr><th rowspan="2">環境類型区分</th><th colspan="2">植生等</th></tr>
<tr><th>概観</th><th>主な植物群落等</th></tr>
<tr><td>樹林等</td><td>落葉広葉樹（二次林）</td><td>コナラ群落（上層木がコナラ、クヌギ等)、ミズキ群落（上層木がミズキ、エノキ等の先駆性種）</td></tr>
<tr><td>草地（高茎）</td><td>高茎草本</td><td>セイタカアワダチソウ、エゾノギシギシ、チガヤ等がそれぞれ優占する高茎草地</td></tr>
<tr><td>草地（低茎）</td><td>低茎草本</td><td>シバ群落（人の踏圧が比較的少なく、シバの中に様々な低茎草本が混生）</td></tr>
<tr><td>草地（湿生）</td><td>湿生草地</td><td>オギ群落、ハンゲショウ、エゾミソハギ、アゼガヤ、イグサ、キショウブ等の湿生草本が混生</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td><td>シバ群落（グラウンド)、耕作地、裸地、道路・施設・住宅等</td></tr>
</table></td><td>p. 6. 2-98～
p. 6. 2-102</td></tr>
<tr><td>環境保全目標</td><td>・地域の生態系に係る影響を最小限にとどめること。</td><td>p. 6. 2-102</td></tr>
<tr><td>予測結果の概要</td><td>・建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。
公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ヒガシニホントカゲ等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息・生育環境や食物連鎖への影響はほとんどないと予測します。
・樹林等は対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、樹林等の消失は-2.91ha まで抑えられることで、樹林等の動植物種の生息・生育環境や食物連鎖の関係は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。
・草地（低茎）は新たな低茎草地環境の創出により環境類型区分の面積は現況の同様程度となることで、草地（低茎）の動植物種の生息・生育環境や食物連鎖の関係は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。
・草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-32.94ha、湿地は-0.81ha）しますが、公園内には湿地環境も含んだ約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されるほか、現在の湿地にある埋土種子を含んだ表土を新たに創出される湿地に移設する等の措置を行うことで、草地（高茎、湿生）の動植物種の生息・生育環境や食物連鎖の関係は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。</td><td>p. 6. 2-104～
p. 6. 2-107</td></tr>
</table>

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【建設行為等及び施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系への影響（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
環境の保全のための措置	【工事中】 重要な種の保護の観点から、非表示としております。 ・公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、一部消失する場合は表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めます。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。 【供用時】 ・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定します。 ・草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。 ・樹林環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境がパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込むことができ、尚且つ人圧等による動物への影響低減が図られた管理計画を策定します。 ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させるLEDランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・敷地内で特定外来生物等の生息・生育により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようごみの処理を適切に行います。	p.6.2-108
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるものと考えます。	p.6.2-109

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う生態系への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①生態系の状況
②地形、地質の状況
③土壌の状況
④水質、底質の状況
⑤水循環の状況
⑥土地利用の状況
⑦関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域・地点は、「第６章　6.2.1 動物」及び「第６章　6.2.2 植物」と同様に、対象事業実施区域とその周囲 100ｍの範囲としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、「第６章　6.2.1 動物」及び「第６章　6.2.2 植物」と同様としました。

④ 調査方法

ア 生態系の状況

生態系の状況について、「第６章　6.2.1 動物」及び「第６章　6.2.2 植物」の調査結果に基づき、基盤環境や植生の状況から、対象事業実施区域及びその周辺の環境類型を区分し、そのうえで動物、植物の調査結果をもとに食物連鎖関係等、生物多様性に係る生態系の構成要素を図・表に整理することで、調査地域の生態系に係る状況を把握しました。

イ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料を収集・整理しました。

ウ 土壌の状況

土壌の状況について、土壌図等の既存資料を収集・整理しました。

エ 水質・底質の状況

水質・底質の状況について、公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書等の既存資料を収集・整理しました。

オ 水循環の状況

水循環の状況について、河川の概要等の既存資料を収集・整理しました。

カ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料を収集・整理しました。

キ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- 「文化財保護法」
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- 「環境省レッドリスト 2020」
- 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- 「神奈川県レッドデータブック 2022　植物編」
- 「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号　横浜のレッドデータ植物目録」
- 「横浜市環境管理計画」

⑤ 調査結果

ア 生態系の状況

(ｱ) 環境類型区分

対象事業実施区域及び周辺の基盤環境と植生等を考慮し、表 6.2.3.1 に示す５区分（「樹林等」、「草地（高茎）」、「草地（低茎）」、「草地（湿生）」、「その他」）の環境類型区に設定しました。区分に沿って作成した環境類型区分図を図 6.2.3.1 に示します。

対象事業実施区域は高茎草本、低茎草本が広く分布しており、高茎草本ではセイタカアワダチソウ、エゾノギシギシ、チガヤ等が、低茎草本ではシバが優先する群落となっています。草地環境内には裸地（グラウンド）や通路等が存在した環境となっています。

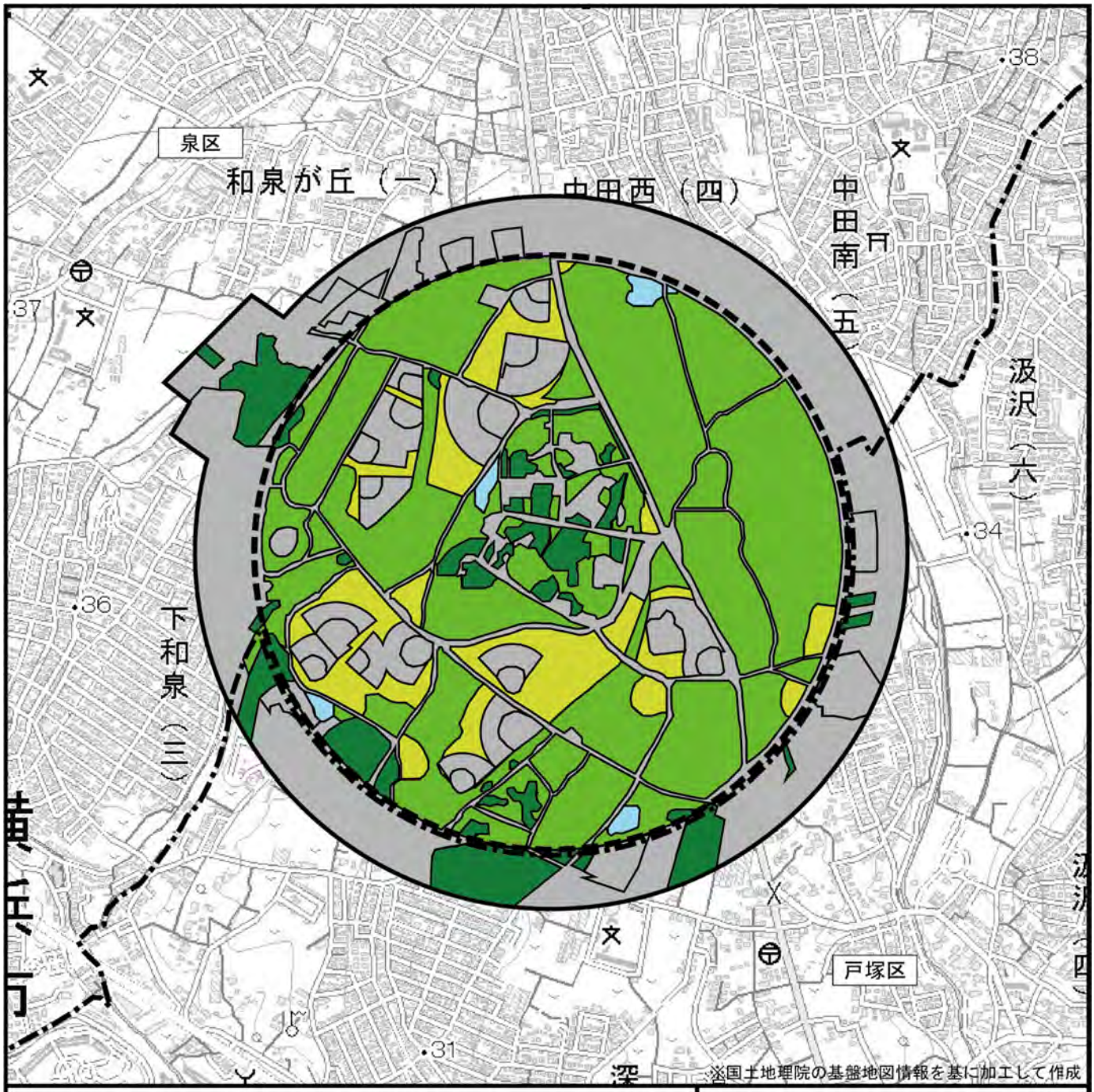
また、対象事業実施区域の囲障区域内やわきみずの森、南側の範囲には樹林等が分布しており、囲障区域内にはミズキ林のような先駆性種、わきみずの森や南側の樹林等はコナラ林が優先する樹林環境となっており、樹林性の鳥類や昆虫類の生息環境となっています。

表 6.2.3.1　環境類型区分

環境類型区分	面積※	植生等	
		概観	主な植物群落、分布状況
樹林等	7.70ha	落葉広葉樹（二次林）	樹林等に該当する植物群落は落葉広葉樹林（コナラ林）、落葉広葉樹林（ミズキ林）。 立入禁止区域となっている囲障区域内や対象事業実施区域南～南西部、隣接する「わきみずの森」に分布する。
草地（高茎）	43.96ha	高茎草本	草地（高茎）に該当する植物群落は高茎草地群落。 対象事業区域の広い範囲に分布しており、セイタカアワダチソウ、エゾノギシギシ、チガヤ等がそれぞれ優占する高茎草地が、数～数十ｍ四方程度の細かいモザイク状になって広がっている。
草地（低茎）	10.71ha	低茎草本	草地（低茎）に該当する植物群落はシバ群落（広場）。 対象事業区域内にのみ分布する。人の踏圧が比較的少なく、様々な低茎草本が混生するが、頻繁な芝刈りが行われる為、シバが優占する低茎草本群落となっている（時期によってキンエノコロやヘビイチゴ等がシバに混じって確認されるほか、ツリガネニンジンやツルボ等、里地の二次草地にみられる種も見られる）。
草地（湿生）	0.81ha	湿生草地	草地（湿生）に該当する植物群落はオギ群落、湿生草本群落。 対象事業区域内の限られた箇所に点在するように分布する（植生図に載らないような小規模の湿地も点在）。湿生草本群落ではハンゲショウ、エゾミソハギ、アゼガヤ、イグサ、キショウブ等の湿生草本が混生して生育している。
その他	32.66ha	－	その他に該当する植物群落はシバ群落（グラウンド）、耕作地、裸地、道路・施設・住宅等。 シバ群落（グラウンド）はシバ群落（広場）と比べて踏圧に頻度が高いグラウンド内のシバ地が該当する。
合計	95.84ha	－	－

資料：「統一凡例」（生物多様性センターホームページ、令和７年３月調べ）

※　各類型区分の面積は、調査範囲（対象事業実施区域＋100m）内での面積を示します。



凡　例

対象事業実施区域
対象事業実施区域 +100m

：区　境

：樹林
：草地（高茎）
：草地（低茎）
：草地（湿生）
：その他

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.3.1　環境類型区分図

(ｲ) 食物連鎖の関係からみた生態系の構成要素

その他を除く環境類型区分について、図 6.2.3.2 に示す主要な食物連鎖模式図を作成しました。

各環境類型にはそれぞれの環境に生育する植物（生産者）と、それらを摂食する植物食の昆虫や底生動物等（一次消費者）が存在します。一次消費者を捕食する鳥類、両生類・爬虫類は複数の環境類型を利用する種群が見られます。さらに環境を広く利用する高次消費者としては、タヌキ、ハイタカといった中型哺乳類や猛禽類が生息しています。

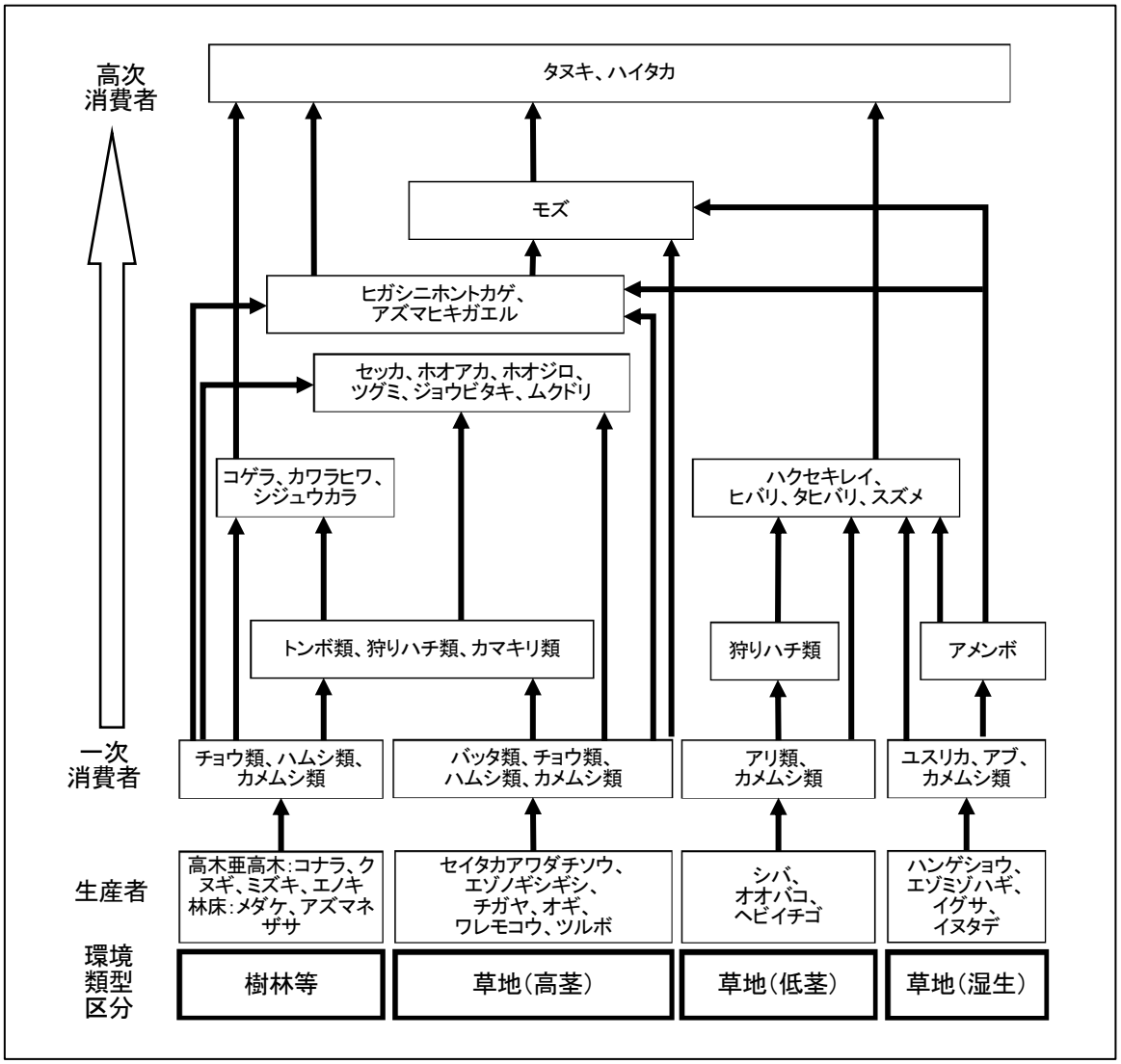


図 6.2.3.2　食物連鎖模式図

イ 地形、地質の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

ウ 土壌の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-9～p.P3-12）及び「第６章　6.7 土壌」（p.6.7-4～p.6.7-14）に示したとおりです。

対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚０～５ｍがあります。

エ 水質、底質の状況

「第３章　3.2.10 公害等の状況」（p.3-84～p.3-87）及び「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-12～p.6.6-33）に示したとおりです。

令和元年度から令和５年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。地下水の水質は、令和元年度から令和５年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。

オ 水循環の状況

「第３章　3.2.3 水循環の状況」（p.3-13～p.3-16）及び「第６章　6.3 水循環」（p.6.3-6～p.6.3-13）に示したとおりです。

対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。なお、湧水は泉区で３地点、戸塚区で２地点あります。

カ 土地利用の状況

「第３章　3.2.6 土地利用の状況」（p.3-47～p.3-48）に示したとおり、対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

キ 関係法令、計画等

（ｱ）「文化財保護法」（法律第 214 号、昭和 25 年５月）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-41）に示すとおりです。

（ｲ）「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

（法律第 75 号、平成４年６月）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-41）に示すとおりです。

（ｳ）「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

（法律第 78 号、平成 16 年）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-41）に示すとおりです。

（ｴ）「環境省レッドリスト 2020」（環境省自然環境局、令和２年３月）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-42）に示すとおりです。

（ｵ）「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」

（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年７月）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-42～p.6.2-43）に示すとおりです。

（ｶ）「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」

（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課・神奈川県立生命の星・地球博物館、令和４年３月）

「第６章　6.2.2 植物」（p.6.2-87）に示すとおりです。

（ｷ）「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33 号横浜のレッドデータ植物目録」

（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 16 年３月）

「第６章　6.2.2 植物」（p.6.2-88）に示すとおりです。

（ｸ）「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定）

「第６章　6.2.1 動物」（p.6.2-43）に示すとおりです。

2)　環境保全目標の設定

生態系に係る環境保全目標は、表 6.2.3.2 に示すとおり設定しました。

表 6.2.3.2　環境保全目標

区　分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・地域の生態系に係る影響を最小限にとどめること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の変化の内容及びその程度

① 予測項目

予測項目は、生態系の状況の変化の内容及びその程度としました。

具体的には下記に示すとおりです。

・環境類型区分の変化の内容及びその程度

・食物連鎖の関係の変化の内容及びその程度

・生物多様性の変化の内容及びその程度

② 予測地域・地点

予測地域・地点は対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した生態系の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

公園及び墓園整備事業の整備方針や施設配置、施工範囲及び施工時期等の事業計画については、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p. 2-6～p. 2-46）に示したとおりです。

工事中は工区を３分割にし、段階的な整備を行うことで、工事中における生態系への影響の低減を図りながら実施していきます。

また、対象事業実施区域内は事業によって樹林等や草地（高茎、低茎、湿地）が消失しますが、郷土種を主体とした樹種による植栽、草地保護区の設定による質の高い草地環境の創出を図るほか、人為的な管理（草刈り）等を行うことで、生態系に配慮した環境づくりを計画します。

⑥ 予測結果

ア 環境類型区分の変化の内容及びその程度

公園及び墓園整備事業の施工計画を踏まえ、現況の環境類型区分と比較し、各環境類型区分の変化及びその程度を検討しました。

環境類型区分の変化の内容及びその程度を表 6.2.3.3～表 6.2.3.5 に、供用時の緑地位置を図 6.2.3.3 に、予測結果を表 6.2.3.6 に示します。

表 6.2.3.3　環境類型区分の変化の内容（類型区分別の改変率）

段階	生息環境別の面積（ha）					合計（ha）
	樹林等	草地（高茎）	草地（低茎）	草地（湿生）	その他	
現況(予測範囲内の面積) ※1	7.70	43.96	10.71	0.81	32.66	95.84
工事中(対象事業実施区域内の改変される面積)	4.38	43.82	10.71	0.81	16.08	75.80
事業による改変率※2	56.8%	99.7%	100.0%	100.0%	49.2%	－

※1　現況の面積は、調査範囲（対象事業実施区域＋100m）内での面積を示します。
※2　改変率は（(工事中の改変面積）／（現況の生息環境面積)）×100 により算出された値になります。

表 6.2.3.4　環境類型区分の変化の内容（類型区分別の復元率）

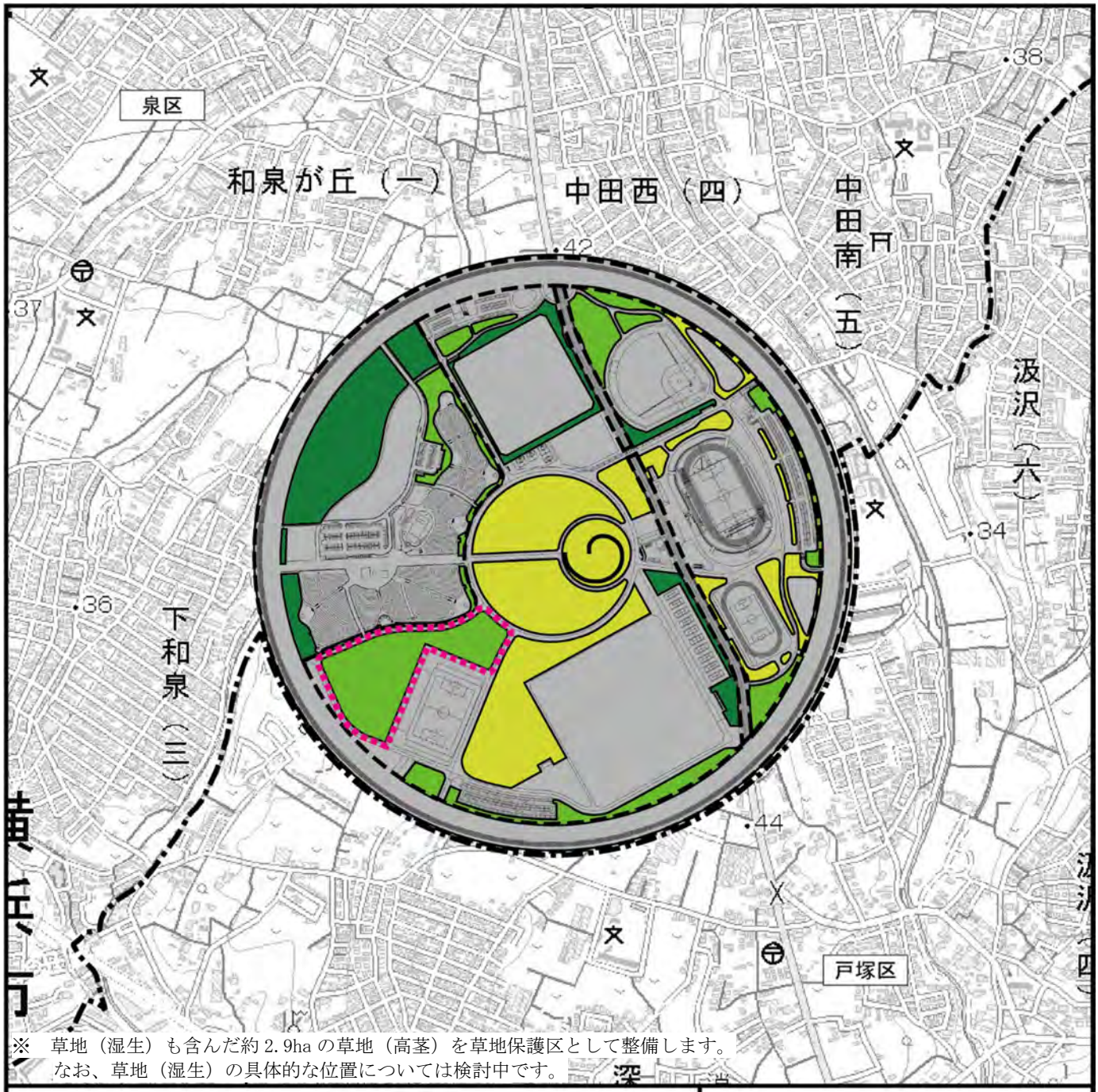
段階	生息環境別の面積（ha）					合計（ha）
	樹林等	草地（高茎）	草地（低茎）	草地（湿生）	その他	
工事中(対象事業実施区域内の改変される面積)	4.38	43.82	10.71	0.81	16.08	75.80
供用時（対象事業実施区域内に創出される生息環境の面積)	6.11	5.44	9.85	0.81	53.59	75.80
供用後の復元率※1	139.4%	12.4%	92.0%	100.0%	－	－

※1　復元率は（(供用時の生息環境面積）／（工事中の改変面積)）×100 により算出された値になります。

表 6.2.3.5　環境類型区分の変化の内容及びその程度

類型区分	工事中（ha）		供用時（ha）※1		増減（ha）（供用時-工事中）
	面積	割合	面積	割合	
樹林等	4.38	6%	6.11	8%	1.73
草地（高茎）	43.82	58%	5.44	7%	-38.38
草地（低茎）	10.71	14%	9.85	13%	-0.86
草地（湿生）	0.81	1%	0.81	1%	0.00
その他※2	16.08	21%	53.59	71%	37.51
合計	75.80	1.000	75.80	1.000	－

※1　供用時の緑地位置図は、表 6.2.3.3 を参照。
※2　その他に該当する植物群落はシバ群落（グラウンド)、耕作地、裸地、道路・施設・住宅等です。



※　草地（湿生）も含んだ約 2.9ha の草地（高茎）を草地保護区として整備します。
　　なお、草地（湿生）の具体的な位置については検討中です。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 区　境
- 樹林等
- 草地（高茎）
- 草地（低茎）
- 草地（湿生）
- その他
- 草地保護区

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.2.3.3　供用時の緑地位置図

表 6.2.3.6　予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）

予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ヒガシニホントカゲ等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息・生育環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、予測地域における樹林等は 6.11ha（1.73ha 増）となるほか、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、タヌキ、コゲラやカワラヒワ等の鳥類、ハムシ類やカメムシ類等の昆虫類といった種の生息環境である樹林等は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。 草地（低茎、湿地）については低茎草地環境を新たに創出するほか、現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元します。なお、湿生草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土を採取し、新たに造成される湿地に移設することで、現在の湿地草地と同様の植生の復元に努めます。よって草地（低茎、湿地）の面積は現況の同程度となることで、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、ハイタカやモズ、タヒバリ等の鳥類、アリ類やカメムシ類、アメンボ、ユスリカ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（低茎、湿地）は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。 草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は -38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、モズやセッカ、ハクセキレイ等の鳥類、バッタ類やチョウ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（高茎）は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。

イ 食物連鎖の変化の内容及びその程度

食物連鎖の変化の内容及びその程度の予測結果を表 6.2.3.7 に示します。

表 6.2.3.7　予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）

予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ハクセキレイ、アズマヒキガエル等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息･生育が可能な環境が創出されます。その結果､樹林等の消失は-2.91ha まで抑えられることで、樹林環境の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。 草地（低茎、湿地）については低茎草地環境を新たに創出するほか、現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元します。なお、湿生草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土を採取し、新たに造成される湿地に移設することで、現在の湿地草地と同様の植生の復元に努めます。よって草地（低茎、湿地）の面積は現況の同程度となることで、草地（低茎、湿地）の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。 草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、草地（高茎）の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。

ウ 生物多様性の変化の内容及びその程度

公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、「ア 環境類型区分の変化の内容及びその程度」（p.6-2-104～p.6.2-106）、「イ 食物連鎖の変化の内容及びその程度」に示したとおり、樹林等や草地（低茎及び湿生）に関しては建設行為等、施設の存在・土地利用の変化に伴い、生態系の一部の生息・生育環境に変化が生じるものの、環境の復元や、環境の保全のための措置を講じることで対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、食物連鎖への影響もほとんどないと予測されます。

上記を踏まえると、生物多様性の状況の変化はほとんどないと予測されます。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、公園及び墓園整備事業による地域の生態系に係る影響を最小限に留めるため、表 6.2.3.8 に示す内容を実施します。

表 6.2.3.8　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	重要な種の保護の観点から、非表示としております。
	・公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、一部消失する場合は表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めます。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定します。 ・草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。 ・樹林環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境がパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込むことができ、尚且つ人圧等による動物への影響低減が図られた管理計画を策定します。 ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させる LED ランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・敷地内で特定外来生物等の生息・生育により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようごみの処理を適切に行います。

5) 評価

(1) 建設行為等並びに施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

【工事中（建設行為等）】

工事によって対象事業実施区域内に生息・生育する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を３分割にし、新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による環境類型区分の変化の内容及びその程度、食物連鎖に関する影響はほとんどなく、生態系に係る影響はほとんどないと予測します。

【供用時（施設の存在・土地利用の変化）】

公園・墓園として供用するに当たり、草地（低茎、湿地）については新たな低茎草地環境の創出、現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元等により、草地（低茎、湿地）の面積は現況の同程度となることで、草地（低茎、湿地）に生息・生育する動植物種や食物連鎖への影響の低減及び回避ができるものと考えます。

草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、草地（高茎）に生息・生育する動植物種や食物連鎖への影響の低減及び回避ができるものと考えます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中及び供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるものと考えます。

6.3　水循環

6.3 水循環

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、周辺地域の水循環に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の河川の流量、湧水の流量への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・河川の流量は 0.0005～0.0320 ㎥/s でした。 ・湧水量は 0.0001 未満～0.0036 ㎥/s、気温は 6.4～33.0℃、pH は 6.00～6.61、臭気は無臭、外観は無色、水温は 8.7～22.1℃、透視度は 100 度を超過、電気伝導度は 32.6～53.2ms/m でした。	p.6.3-6～ p.6.3-13
環境保全目標	・河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。	p.6.3-14
予測結果の概要	・対象事業実施区域西側のその他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行いますが、河川のせき止め等は行いません。 ・表層の敷き均しにおいて切土を行いますが、深さは地下水位より浅く、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。 ・雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。なお、雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。 ・公園橋の施工においては第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。 ・公園橋の施工箇所は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、施工箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。 ・以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。	p.6.3-15
環境の保全のための措置	・造成工事による裸地の早期緑化の採用等を実施します。	p.6.3-17
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。	p.6.3-18

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・河川の流量は 0.0005～0.0320 ㎥/s でした。 ・湧水量は 0.0001 未満～0.0036 ㎥/s、気温は 6.4～33.0℃、pH は 6.00～6.61、臭気は無臭、外観は無色、水温は 8.7～22.1℃、透視度は 100 度を超過、電気伝導度は 32.6～53.2ms/m でした。	p.6.3-6～ p.6.3-13
環境保全目標	・河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。	p.6.3-14
予測結果の概要	・公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。 ・雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。 ・公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。 ・公園橋は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、基礎杭設置箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。 ・その他河川の西側はわきみずの森の湧水と地下水が連続していると考えられますが、公園及び墓園においては緑地の整備や園路等への透水性舗装の導入等を計画し、地下水の涵養に配慮することから、雨水浸透の程度はほとんど変化しないものと考えられます。。 ・公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。 ・以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。	p.6.3-17
環境の保全のための措置	・透水性舗装の採用、緑地の確保等による地中浸透量の確保をします。 ・環境影響評価時の調査地点（図 6.3.1（p.6.3-4））と同じ地点においてモニタリングによる河川の流量、湧水の流量の監視をします。	p.6.3-17
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。	p.6.3-19

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う水循環（湧水）への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①河川の状況

②地下水の状況

③地形、地質の状況

④降水量の状況

② 調査地域・地点

調査地域・地点は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.3.1 に示すとおりです。

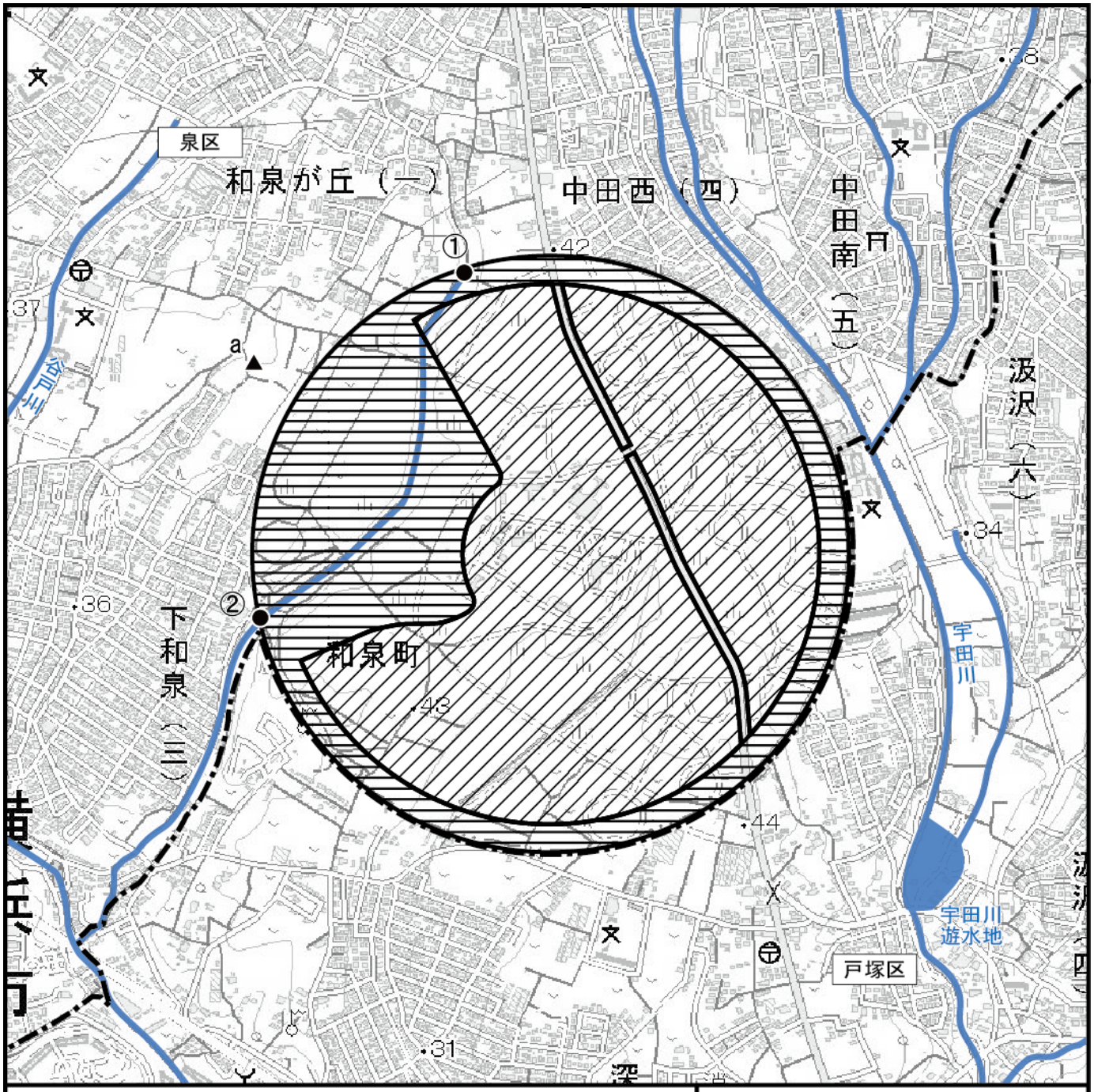


図 6.3.1　河川・地下水調査地点

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、河川の状況については表 6.3.1、地下水の状況については表 6.3.2 に示すとおりです。

表 6.3.1　現地調査実施日（河川の状況）

時期	調査実施日	天候※	
		調査時	前日
冬季	令和 2 年 2 月 18 日	晴	晴
夏季	令和 2 年 7 月 21 日	曇	曇時々晴一時雨

※　前日の天候は、気象庁横浜地方気象台で発表された昼（6:00～18:00）の天気を記載しました。

表 6.3.2　現地調査実施日（地下水の状況）

調査回	調査実施日	天候※	
		調査時	前日
第 1 回	令和 2 年 2 月 18 日	晴	晴
第 2 回	令和 2 年 3 月 12 日	晴	晴
第 3 回	令和 2 年 4 月 23 日	晴	曇時々晴一時雨
第 4 回	令和 2 年 5 月 13 日	晴	雨後曇時々晴
第 5 回	令和 2 年 6 月 16 日	曇	曇時々晴一時雨
第 6 回	令和 2 年 7 月 21 日	曇	曇時々晴一時雨
第 7 回	令和 2 年 8 月 17 日	晴	晴時々曇、雷を伴う
第 8 回	令和 2 年 9 月 18 日	晴	曇時々雨一時晴
第 9 回	令和 2 年 10 月 15 日	雨後曇	曇一時晴
第 10 回	令和 2 年 11 月 19 日	晴	晴
第 11 回	令和 2 年 12 月 11 日	晴	曇時々晴一時雨
第 12 回	令和 3 年 1 月 20 日	晴	晴

※　前日の天候は、気象庁横浜地方気象台で発表された昼（6:00～18:00）の天気を記載しました。

④ 調査方法

ア 河川の状況

河川の状況について、「令和４年度土地統計資料集」（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課、令和５年３月）や「横浜市の災害（各区の索引）」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）等の既存資料の整理及び必要に応じて現地踏査により、状況を確認しました。

また、「水質調査方法」（環水管第 30 号、昭和 46 年９月）に定める方法に準拠し、河川の流量を調査しました。

イ 地下水の状況

地下水の状況について、電磁流量計を用いた測定方法等により、湧水量、気温、pH（水素イオン濃度）、臭気、外観、水温、透視度、電気伝導度を調査しました。

ウ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、状況を確認しました。

エ 降水量の状況

降水量の状況について、横浜地方気象台で観測されている降水量等を整理しました。

⑤ 調査結果

ア 河川の状況

（ｱ）河川の形態

「第３章　3.2.3 水循環の状況」（p.3-13～p.3-14）に示したとおり、対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。

（ｲ）河川の流量

河川の流量の調査結果は、表 6.3.3 に示すとおりです。

流量は 0.0005～0.0320 ㎥/s となっています。

表 6.3.3　河川の流量の調査結果

（単位：㎥/s）

調査地点＼調査年月		令和２年	
		冬季	夏季
河川	①河川（流入部）	0.0005	0.0045
	②河川（流出部）	0.0029	0.0320

(ｳ) 洪水及び浸水の履歴

対象事業実施区域周辺における大雨による洪水、浸水等の被災状況は、表 6.3.4 (1) ～(5) に示すとおりです。

表 6.3.4 (1)　対象事業実施区域周辺における洪水、浸水等の被災状況

所在		災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
泉区	和泉が丘一丁目	大雨	令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
			令和 5 年	その他	その他	令和 5 年 6 月 2 日 大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報
	和泉が丘二丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
	和泉が丘三丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				非住家	一部破損	
				住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
	和泉町		昭和 61 年	その他	河川	昭和 61 年 12 月 18～19 日　大雨
			昭和 63 年	その他	田・畑冠水	昭和 63 年 8 月 11～12 日　大雨
			平成 5 年	住家	床下浸水	平成 5 年 11 月 13～14 日　集中豪雨
			平成 6 年	非住家	浸水	平成 6 年 7 月 18 日　大雨
				その他	電気	
					その他	
			平成 7 年	住家	一部破損	平成 7 年 9 月 16～17 日　台風 12 号
				非住家	全壊	
			平成 8 年	住家	一部破損	平成 8 年 9 月 22 日　台風 17 号
				その他	道路	
			平成 9 年	住家	床上浸水	平成 9 年 8 月 25 日　大雨
					床下浸水	
				非住家	浸水	

表 6.3.4 (2)　対象事業実施区域周辺における洪水、浸水等の被災状況

所在		災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
泉区	和泉町	大雨	平成 10 年	住家	一部破損	平成 10 年 1 月 15 日　大雪
				その他	田・畑冠水	平成 10 年 7 月 30 日　大雨洪水警報
			平成 12 年	その他	その他	平成 12 年 7 月 7 日　台風 3 号
					崖くずれ	平成 12 年 9 月 16 日　大雨洪水警報
					その他	
			平成 13 年	その他	その他	平成 13 年 8 月 21 日　台風 11 号
				住家	一部破損	平成 13 年 9 月 10 日　台風 15 号
				その他	その他	
			平成 14 年	非住家	浸水	平成 14 年 7 月 16 日　台風 7 号
					一部破損	平成 14 年 10 月 1 日　台風 21 号
			平成 15 年	非住家	浸水	平成 15 年 3 月 1 日　大雨洪水警報
				非住家	その他浸水	平成 15 年 5 月 31 日　大雨洪水警報
				その他	その他	平成 15 年 8 月 9 日　台風 10 号
				非住家	浸水	平成 15 年 10 月 13 日　大雨洪水警報
			平成 16 年	非住家	浸水	平成 16 年 7 月 11 日　大雨洪水警報
				住家	床上浸水	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
					床下浸水	
				非住家	浸水	
				その他	橋りょう	
					その他	
				住家	床上浸水	平成 16 年 10 月 20 日～21 日　台風 23 号
					床下浸水	
				非住家	浸水	
					ブロック塀	
				その他	その他	
			平成 17 年	住家	床下浸水	平成 17 年 9 月 4 日　大雨洪水警報
				その他	その他	
			平成 20 年	その他	その他	平成 20 年 5 月 20 日　大雨洪水警報
			平成 22 年	その他	その他	平成 22 年 9 月 16 日　大雨洪水警報
						平成 22 年 12 月 3 日　大雨洪水警報
			平成 28 年	その他	その他	平成 28 年 8 月 22 日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水・暴風警報
			平成 23 年	その他	河川	平成 23 年 6 月 12 日　大雨警報
				その他	その他	平成 23 年 8 月 19 日　大雨洪水警報
				人的	軽傷	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
				住家	一部破損	
				非住家	一部破損	
				その他	文教施設	
					電気	
					道路	
					その他	
			平成 24 年	その他	崖くずれ	平成 24 年 5 月 3 日　大雨洪水警報
					その他	
				その他	その他	平成 24 年 6 月 19 日　台風第 4 号
			平成 25 年	その他	その他	平成 25 年 4 月 6 日　大雨警報
				人的	軽傷	平成 25 年 9 月 15 日　台風第 18 号
				住家	一部破損	平成 25 年 10 月 15 日　台風第 26 号
				その他	その他	
			平成 26 年	その他	道路	平成 26 年 6 月 6 日　大雨洪水警報
					その他	

表 6.3.4 (3)　対象事業実施区域周辺における洪水、浸水等の被災状況

所在		災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
泉区	和泉町	大雨	平成 26 年	住家	床上浸水	平成 26 年 10 月 5 日　台風 18 号
					床下浸水	
				非住家	浸水	
				その他	崖くずれ	
					道路	
					その他	
			平成 27 年	その他	その他	平成 27 年 9 月 8 日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水警報
			平成 28 年	その他	その他	平成 28 年 8 月 22 日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水・暴風警報
			平成 29 年	その他	その他	平成 29 年 8 月 1 日 大雨（土砂災害・浸水害）警報
						平成 29 年　台風 21 号
			平成 30 年	その他	その他	平成 30 年 8 月 8 日　台風第 13 号
				住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
				非住家	一部破損	
				その他	道路	
				その他	その他	
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				非住家	一部破損	
				その他	その他	
				人的	軽傷	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
				住家	一部破損	
				非住家	一部破損	
				その他	その他	
			令和 3 年	その他	その他	令和 3 年 10 月 1 日　台風第 16 号
	下和泉一丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
	下和泉二丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
	下和泉三丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
	下和泉四丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
				その他	その他	
	中田西二丁目		令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				人的	軽傷	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
				住家	一部破損	
	中田西三丁目		平成 23 年	人的	軽傷	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
	中田西四丁目		平成 16 年	住家	床下浸水	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
			平成 30 年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
				その他	その他	
	中田南一丁目		平成 16 年	住家	床下浸水	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
			平成 17 年	住家	床下浸水	平成 17 年 9 月 4 日　大雨洪水警報
			平成 30 年	住家	一破破損	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
			令和元年	住家	一破破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				住家	一破破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号

表 6.3.4 (4)　対象事業実施区域周辺における洪水、浸水等の被災状況

所在		災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
泉区	中田南二丁目	大雨	平成 14 年	住家	床下浸水	平成 14 年 7 月 16 日　台風 7 号
			平成 16 年	住家	一部破損	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
					床下浸水	
				その他	その他	
				住家	床下浸水	平成 16 年 10 月 20 日～21 日　台風 23 号
			平成 17 年	住家	床下浸水	平成 17 年 9 月 4 日　大雨洪水警報
			平成 23 年	人的	軽傷	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
			平成 30 年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
	中田南五丁目		平成 16 年	住家	一部破損	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
					床上浸水	
					床下浸水	
				非住家	浸水	
				住家	床下浸水	平成 16 年 10 月 20 日～21 日　台風 23 号
			平成 17 年	住家	床下浸水	平成 17 年 9 月 4 日　大雨洪水警報
					一部破損	
			令和元年	住家	床下浸水	令和元年 9 月 3 日 大雨（土砂災害・浸水害)、洪水警報
				非住家	床上浸水	
				住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	その他	
				住家	一部破損	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
戸塚区	汲沢四丁目		昭和 60 年	住家	半壊	昭和 60 年 6 月 30 日～7 月 1 日　台風 6 号
			昭和 63 年	その他	その他	昭和 63 年 8 月 11～12 日　大雨
			平成 15 年	非住家	その他浸水	平成 15 年 5 月 31 日　大雨洪水警報
			平成 30 年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
		水防	平成 14 年	その他	その他	平成 14 年 1 月 21 日　境川水防警報
	汲沢五丁目	大雨	平成 23 年	住家	一部破損	平成 23 年 8 月 26 日　大雨洪水警報
				その他	崖くずれ	
					その他	
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
	汲沢六丁目		平成 16 年	その他	その他	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
			平成 23 年	住家	一部破損	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
			令和元年	その他	その他	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				その他	道路	令和元年 10 月 10 日　台風第 19 号
	汲沢七丁目		平成 5 年	住家	床下浸水	平成 5 年 11 月 13～14 日　集中豪雨
			平成 23 年	住家	一部破損	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
			令和元年	その他	その他	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
	汲沢町		昭和 57 年	住家	床上浸水	昭和 57 年 9 月 12 日　台風 18 号
			昭和 63 年	その他	その他	昭和 63 年 8 月 11～12 日　大雨
			平成 13 年	住家	一部破損	平成 13 年 9 月 10 日　台風 15 号
			平成 16 年	その他	その他	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
			平成 23 年	人的	重傷	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
				住家	一部破損	
			平成 24 年	その他	道路	平成 24 年 6 月 19 日　台風第 4 号
				住家	一部破損	平成 24 年 9 月 30 日　台風第 17 号

表 6.3.4 (5)　対象事業実施区域周辺における洪水、浸水等の被災状況

所在		災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
戸塚区	汲沢町	大雨	平成 26 年	住家	一部破損	平成 26 年 7 月 20 日　大雨洪水警報
			平成 30 年	その他	その他	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
			令和 3 年	その他	その他	令和 3 年 7 月 2 日 大雨（浸水害)、洪水警報
	深谷町		昭和 57 年	住家	床下浸水	昭和 57 年 9 月 12 日　台風 18 号
			昭和 62 年		河川	昭和 62 年 9 月 25 日　大雨
			平成 5 年	その他	崖くずれ	平成 5 年 11 月 13～14 日　集中豪雨
			平成 8 年	非住家	全壊	平成 8 年 9 月 22 日　台風 17 号
			平成 9 年	その他	電気	平成 9 年 6 月 20 日　台風 7 号
			平成 15 年	住家	一部破損	平成 15 年 5 月 31 日　大雨洪水警報
				非住家	全壊	
					半壊	
				その他	崖くずれ	
			平成 16 年	非住家	浸水	平成 16 年 10 月 8 日～10 日　台風 22 号
				その他	その他	
			平成 23 年	住家	一部破損	平成 23 年 9 月 21 日　台風第 15 号
				その他	ブロック塀	
					その他	
			平成 24 年	住家	一部破損	平成 24 年 6 月 19 日　台風第 4 号
				その他	その他	平成 24 年 9 月 30 日　台風第 17 号
			平成 25 年	その他	その他	平成 25 年 10 月 15 日　台風第 26 号
			平成 26 年	住家	床上浸水	平成 26 年 10 月 5 日　台風 18 号
			平成 30 年	その他	その他	平成 30 年 9 月 30 日　台風第 24 号
			令和元年	住家	一部破損	令和元年 9 月 8 日　台風第 15 号
				非住家	一部破損	
				その他	その他	

資料：「横浜市の災害（各区の索引)」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

イ 地下水の状況

湧水量、気温等各項目の調査結果は、表 6.3.5～表 6.3.12 に示すとおりです。

湧水量は 0.0001 未満～0.0036 ㎥/s、気温は 6.4～33.0℃、pH は 6.00～6.61、臭気は無臭、外観は無色、水温は 8.7～22.1℃、透視度は 100 度を超過、電気伝導度は 32.6～53.2ms/m となっています。

表 6.3.5　湧水量の調査結果

（単位：㎥/s）

調査年月 / 調査地点	令和 2 年											令和3年
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
a. わきみずの森	<0.0001	0.0001	0.0006	0.0006	0.0003	0.0036	0.0014	0.0005	0.0021	<0.0001	<0.0001	<0.0001

表 6.3.6　気温の調査結果

（単位：℃）

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	11.1※	13.7※	15.0	26.0	26.0	24.0	33.0	32.0	20.0	23.5	15.0	6.4※

※　令和２年２月・３月、令和３年１月の気温は、調査日の横浜地方気象台の気温としました。

表 6.3.7　pH（水素イオン濃度）の調査結果

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	6.20	6.20	6.08	6.08	6.02	6.03	6.20	6.00	6.04	6.12	6.61	6.04

表 6.3.8　臭気の調査結果

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭

表 6.3.9　外観の調査結果

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色

表 6.3.10　水温の調査結果

（単位：℃）

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	14.8	16.0	15.5	17.0	18.5	19.4	20.4	22.1	18.0	16.5	10.5	8.7

表 6.3.11　透視度の調査結果

（単位：度）

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a.わきみずの森	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100	＞100

表 6.3.12　電気伝導度の調査結果

（単位：ms/m）

調査年月 / 調査地点	令和２年											令和3年
	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
a. わきみずの森	50.4	39.7	32.6	38.3	40.4	36.0	41.7	40.5	53.2	40.6	36.6	40.0

ウ 地形、地質の状況

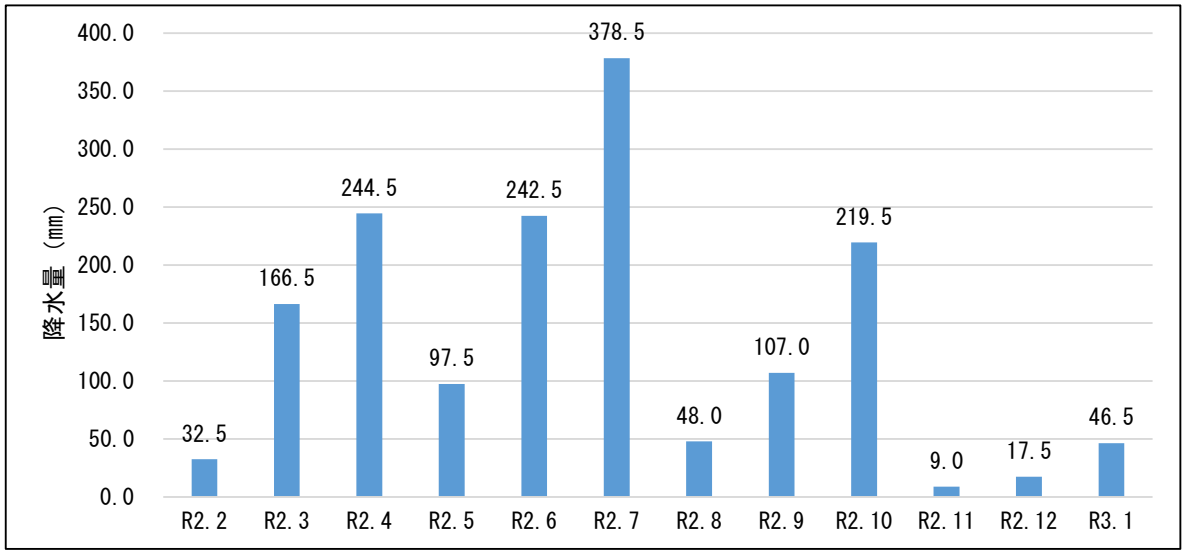
「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

エ 降水量の状況

横浜地方気象台における令和２年２月～令和３年１月の月別降水量は、図 6.3.2 に示すとおりでした。月別にみると令和２年７月の降水量が最大で 378.5 ㎜、最小は令和２年 11 月で 9.0 ㎜でした。



資料：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ、令和７年３月調べ）

図 6.3.2　月別降水量（令和２年２月～令和３年１月）

2) 環境保全目標の設定

水循環に係る環境保全目標は、表 6.3.13 に示すとおり設定しました。

表 6.3.13　環境保全目標（水循環）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量としました。

② 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の範囲と同一の地点（図 6.3.1　p.6.3-4 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事に起因する影響が最大となる時期としました。

④ 予測方法

施工計画の内容を勘案し、建設行為等に伴う河川及び湧水の流量への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。

雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。また、対象事業実施区域内西側のその他河川に流下する雨水調整池等を設置する計画としていますが、工事中に河川のせき止め等は行わない計画です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤」(p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

イ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況については、「第６章　6.10 地盤」（p.6.10-8～p.6.10-13）に示したとおりです。対象事業実施区域では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約１～６ｍ、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２ｍ～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m以深に存在しています。対象事業実施区域周辺の地層も同様であると考えられ、わきみずの森の湧水は第１帯水層の地下水が湧き出たものと推測されます。なお、第１帯水層の地下水は対象事業実施区域内のその他河川にも流れ出ていると考えられます。わきみずの森は対象事業実施区域の西側にあることから、わきみずの森の湧水はその他河川の西側の地下水と連続しており、東側の地下水とはその他河川で隔てられていると考えられます。

⑥ 予測結果

対象事業実施区域西側のその他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行いますが、河川のせき止め等は行いません。

また、表層の敷き均しにおいて切土を行いますが、深さは地下水位より浅く、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。

雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。なお、雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。

公園橋の施工においては第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。加えて、公園橋の施工箇所は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、施工箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。

以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の範囲と同一の地点（図 6.3.1　p.6.3-4 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川及び湧水の流量への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 施設配置計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業においては、その他河川（水路）の各流域に適正な規模の雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止する計画です。また、緑地の整備や園路等への透水性舗装の導入等を計画し、地下水の涵養に配慮します。

公園整備事業においては、公園橋の基礎杭を、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤」(p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで設置する計画としています。

なお、公園及び墓園整備事業では地下水の利用・揚水は行いません。

イ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況については、「第６章　6.10 地盤」(p.6.10-8～p.6.10-13）に示したとおりです。対象事業実施区域では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約１～６ｍ、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２ｍ～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m以深に存在しています。対象事業実施区域周辺の地層も同様であると考えられ、わきみずの森の湧水は第１帯水層の地下水が湧き出たものと推測されます。なお、第１帯水層の地下水は対象事業実施区域内のその他河川にも流れ出ていると考えられます。わきみずの森は対象事業実施区域の西側にあることから、わきみずの森の湧水はその他河川の西側の地下水と連続しており、東側の地下水とはその他河川で隔てられていると考えられます。

⑥ 予測結果

公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。

また、雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。

公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。また、公園橋は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、基礎杭設置箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。

なお、その他河川の西側はわきみずの森の湧水と地下水が連続していると考えられますが、公園及び墓園においては緑地の整備や園路等への透水性舗装の導入等を計画し、地下水の涵養に配慮することから、雨水浸透の程度はほとんど変化しないものと考えられます。

加えて、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の影響を最小限に留めるため、表 6.3.14 に示す内容を実施します。

表 6.3.14　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・造成工事による裸地の早期緑化の採用等を実施します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・透水性舗装の採用、緑地の確保等による地中浸透量の確保をします。 ・環境影響評価時の調査地点（図 6.3.1（p.6.3-4））と同じ地点においてモニタリングによる河川の流量、湧水の流量の監視をします。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量

対象事業実施区域西側のその他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行いますが、河川のせき止め等は行いません。

また、切土工事は行いますが一部の区域であり、深さは１m程度であることから、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。

雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。なお、雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。

公園橋の施工においては第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。加えて、公園橋の施工箇所は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、施工箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。

以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

さらに、造成工事による裸地を早期に緑化し、河川の流量、湧水の流量への影響を最小限に留めます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量

公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。

また、雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。

公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。また、公園橋は対象事業実施区域内のその他河川の東側にあることから、基礎杭設置箇所の地下水はわきみずの森の湧水とは連続していないと考えられます。

なお、その他河川の西側はわきみずの森の湧水と地下水が連続していると考えられますが、公園及び墓園においては緑地の整備や園路等への透水性舗装の導入等を計画し、地下水の涵養に配慮することから、雨水浸透の程度はほとんど変化しないものと考えられます。

加えて、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

さらに、透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保や、河川の流量、湧水の流量のモニタリングにより、河川の流量、湧水の流量への影響を最小限に留めます。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。

6.4　廃棄物・建設発生土

6.4 廃棄物・建設発生土

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為に伴う産業廃棄物、建設発生土の発生、供用時は施設運営に伴う一般廃棄物、産業廃棄物の発生が想定されます。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の産業廃棄物等の発生量の把握と、その排出抑制に向けた公園及び墓園整備事業の環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・令和4年度の本市における産業廃棄物発生量は、約9,014千ｔです。そのうち、最終処分量は約138千ｔで、最終処分率は1.5%となっています。 ・令和5年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約276,526ｔ、資源化量は約64,230ｔとなっています。 ・神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では70.1%、木造では99.1%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。 ・本市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。	p.6-4-5～ p.6-4-15
環境保全目標	・発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。	p.6-4-16
予測結果の概要	・建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約5,851.2ｔ、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約59,362.6ｔと予測します。 ・建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和2年9月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。 ・建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約697.9ｔ、墓園整備事業では約127.4ｔと予測します。 ・建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約89.4t、墓園整備事業では約18.9ｔになると予測します。 ・建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として30,244㎥、墓園整備事業では搬入土量として156,487㎥と予測します。なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。	p.6-4-24～ p.6-4-28

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土（2)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
環境の保全のための措置	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。	p. 6-4-32
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。	p. 6-4-33

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・令和4年度の本市における産業廃棄物発生量は、約9,014千ｔです。そのうち、最終処分量は約138千ｔで、最終処分率は1.5%となっています。 ・令和5年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約276,256ｔ、資源化量は約64,230ｔとなっています。 ・神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では70.1%、木造では99.1%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。 ・本市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。	p.6-4-5～ p.6-4-15
環境保全目標	・発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。	p.6-4-16
予測結果の概要	・公園及び墓園施設の運営に伴い発生する発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約230.2ｔと予測します。 ・公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約31.2ｔと予測します。 ・公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約230.2ｔ、産業廃棄物の最終処分量は年間約31.2ｔと予測します。 ・供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱う廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理します。	p.6-4-31
環境の保全のための措置	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。	p.6-4-32
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えられます。	p.6-4-33

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する廃棄物・建設発生土について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

②関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

④ 調査方法

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況について、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和２年１月）、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）、「令和６年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和６年９月）、「令和３年経済センサス 活動調査」（総務省統計局、令和５年６月）等を整理しました。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「循環型社会形成推進基本法」
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」
・「大気汚染防止法」
・「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
・「神奈川県循環型社会づくり計画」
・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ　プラ 5.3（ごみ）計画～」
・「石綿排出等工事に関する指導指針」
・「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

⑤ 調査結果

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。建設発生土は、発生量が大きく、資源として再利用される建設副産物です。それぞれを「(ｱ)産業廃棄物」、「(ｲ) 一般廃棄物」、「(ｳ)建設発生土」として整理しました。

(ｱ) 産業廃棄物

本市における産業廃棄物の発生量及び処理別発生量は、表 6.4.1 に示すとおりです。

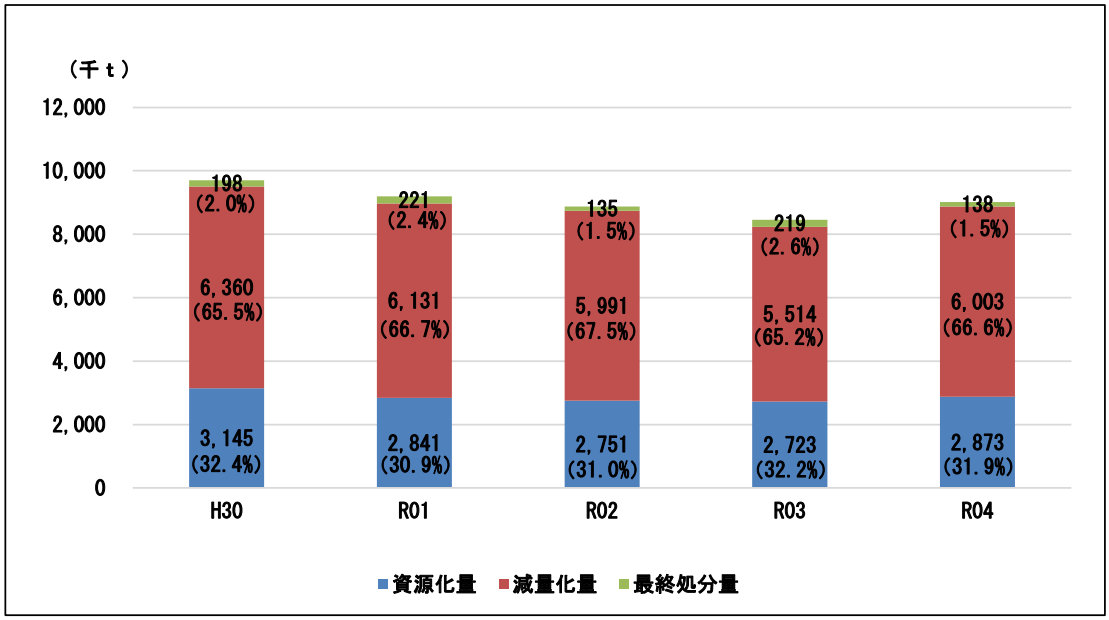
令和４年度の本市における産業廃棄物発生量は、約 9,014 千ｔです。そのうち、最終処分量は約 138 千ｔで、最終処分率は 1.5%となっています。

表 6.4.1　本市における産業廃棄物の発生量と処理状況

（単位：千ｔ）

項目	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
発生量	9,704 (100.0%)	9,194 (100.0%)	8,876 (100.0%)	8,456 (100.0%)	9,014 (100.0%)
減量化量	6,360 (65.5%)	6,131 (66.7%)	5,991 (67.5%)	5,514 (65.2%)	6,003 (66.6%)
資源化量	3,145 (32.4%)	2,841 (30.9%)	2,751 (31.0%)	2,723 (32.2%)	2,873 (31.9%)
最終処分量	198 (2.0%)	221 (2.4%)	135 (1.5%)	219 (2.6%)	138 (1.5%)

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書　資料編」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）



資料：「横浜市環境管理計画年次報告書　資料編」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 6.4.1　産業廃棄物の発生量と処理状況

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.4.2 及び表 6.4.3 に示すとおりです。

神奈川県におけるアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.4.2　神奈川県における解体時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

（単位：千ｔ）

項目		①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化（縮減）	⑦最終処分	搬出ベース再資源化等（縮減を含む） ⑧量 ⑤+⑥	⑩率(%) ⑧/④
解体（非木造）	アスファルト・コンクリート塊	19.6	0.0	0.0	19.5	19.5	0.0	0.0	19.5	100.0
	コンクリート塊	500.0	58.6	0.0	441.3	441.3	0.0	0.0	441.3	100.0
	建設汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	83.7
	建設混合廃棄物	14.5	0.0	0.0	14.5	7.1	0.6	6.7	7.8	53.5
	建設発生木材	3.9	0.0	0.0	3.9	3.9	0.0	0.0	3.9	100.0
	伐木材・除根材	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	1.5	100.0
	廃プラスチック	1.2	0.0	0.0	1.2	0.7	0.3	0.2	1.0	81.3
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.9
	金属くず	28.1	0.0	0.0	28.1	27.6	0.0	0.6	27.6	98.0
	廃石膏ボード	3.8	0.0	0.0	3.8	2.9	0.0	1.0	2.9	75.0
	廃塩化ビニル管・継手	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	58.7
解体（木造）	アスファルト・コンクリート塊	5.2	0.8	0.0	4.4	4.4	0.0	0.0	4.4	100.0
	コンクリート塊	108.9	2.5	0.0	106.3	106.3	0.0	0.0	106.3	100.0
	建設汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.0
	建設混合廃棄物	11.6	0.0	0.0	11.6	8.5	0.4	2.7	8.9	76.8
	建設発生木材	71.9	7.3	0.0	64.6	64.4	0.0	0.2	64.4	99.7
	伐木材・除根材	3.4	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0	0.0	3.4	100.0
	廃プラスチック	1.8	0.0	0.0	1.8	1.0	0.4	0.3	1.4	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	29.4
	金属くず	7.1	0.0	0.0	7.1	7.0	0.0	0.1	7.0	98.0
	廃石膏ボード	3.4	0.0	0.0	3.4	2.6	0.0	0.8	2.6	76.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	58.8

※　表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

表 6.4.3　神奈川県における新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

（単位：千ｔ）

項目		①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化（縮減）	⑦最終処分	搬出ベース再資源化等（縮減を含む） ⑧量 ⑤+⑥	⑩率（%） ⑧/④
新築・増改築（非木造）	アスファルト・コンクリート塊	39.3	1.4	0.0	37.9	37.9	0.0	0.0	37.9	100.0
	コンクリート塊	381.6	143.1	0.0	238.5	238.5	0.0	0.0	238.5	100.0
	建設汚泥	101.0	4.5	0.4	96.0	81.8	10.8	3.4	92.6	96.4
	建設混合廃棄物	26.6	0.0	0.0	26.6	20.9	2.4	3.4	23.3	87.4
	建設発生木材	12.1	0.3	0.0	11.9	11.8	0.0	0.0	11.8	99.7
	伐木材・除根材	4.6	0.0	0.0	4.6	4.3	0.2	0.1	4.5	98.1
	廃プラスチック	6.2	0.0	0.0	6.2	3.6	1.5	1.1	5.2	82.6
	紙くず	1.4	0.0	0.0	1.4	1.1	0.3	0.0	1.3	97.6
	金属くず	8.9	0.0	0.0	8.9	8.7	0.0	0.2	8.7	97.9
	廃石膏ボード	10.1	0.0	0.0	10.1	8.0	0.0	2.1	8.0	79.4
	廃塩化ビニル管・継手	0.8	0.0	0.0	0.8	0.5	0.0	0.3	0.5	58.7
新築・増改築（木造）	アスファルト・コンクリート塊	36.9	0.0	0.0	36.9	36.9	0.0	0.0	36.9	100.0
	コンクリート塊	83.2	0.3	0.0	82.9	82.9	0.0	0.0	82.9	100.0
	建設汚泥	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	建設混合廃棄物	22.0	0.0	0.0	22.0	18.6	1.0	2.4	19.6	89.3
	建設発生木材	30.1	0.0	0.0	30.1	25.6	0.8	3.7	26.3	87.6
	伐木材・除根材	15.0	0.0	0.0	15.0	14.9	0.0	0.0	14.9	99.8
	廃プラスチック	8.6	0.0	0.0	8.6	4.9	2.1	1.7	6.9	80.6
	紙くず	9.1	0.0	0.0	9.1	7.0	1.9	0.2	8.9	98.0
	金属くず	6.0	0.0	0.0	6.0	5.9	0.0	0.1	5.9	98.0
	廃石膏ボード	24.2	0.0	0.0	24.2	13.6	0.0	10.6	13.6	56.1
	廃塩化ビニル管・継手	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	58.7

※　表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

平成30年度の本市の公共土木事業における建設廃棄物の発生量･再資源化率は､表 6.4.4 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は 100%であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない３項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.4.4　本市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

（単位：千ｔ）

項目		①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化（縮減）	⑦最終処分	搬出ベース再資源化等（縮減を含む） ⑧量 ⑤+⑥	⑩率（%） ⑧/④
公共土木（横浜市）	アスファルト・コンクリート塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6	100.0
	コンクリート塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3	100.0
	建設汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6	98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8	87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9	99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	98.8
	廃プラスチック	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4	77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9	97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.8

※　表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和２年１月）

(ｲ) 一般廃棄物

本市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.4.5 に示すとおりです。

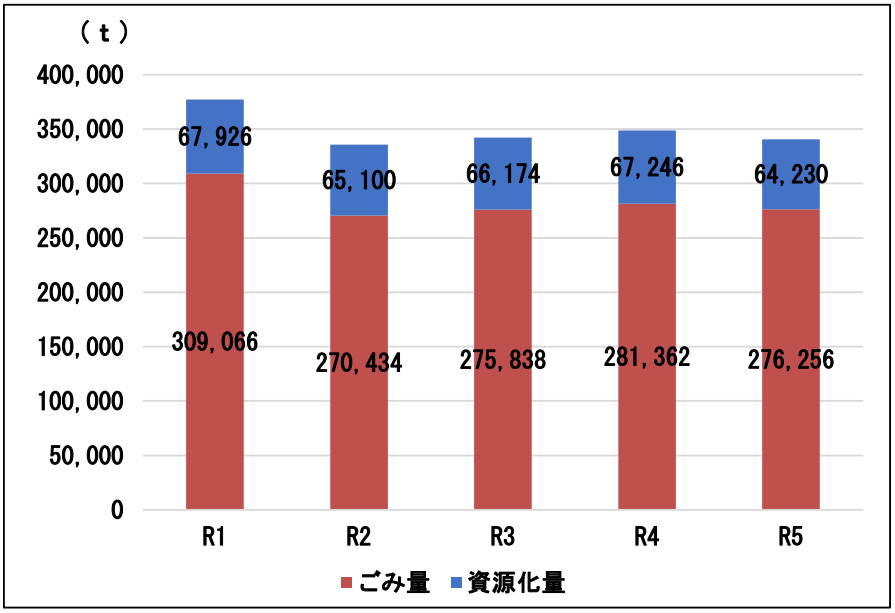
令和５年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約 276,526ｔ、資源化量は約 64,230ｔとなっています。

事業系ごみ（一般廃棄物）の量はおおむね減少傾向にあり、資源化量はおおむね横ばい傾向にあります。

表 6.4.5　本市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	年度				
	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ量（ｔ）	309,066	270,434	275,838	281,362	276,526
資源化量（ｔ）	67,926	65,100	66,174	67,246	64,230
事業所数	―	―	117,684	―	―

資料：「令和６年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和６年９月）
「令和３年度経済センサス　活動調査」（総務省統計局、令和５年６月）



資料：「令和６年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和６年９月）

図 6.4.2　ごみと資源の総量

(ｳ) 建設発生土

神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況は、表 6.4.6 に示すとおりです。

神奈川県では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では 70.1%、木造では 99.1%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。

表 6.4.6　神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況

（単位：千㎥）

項目	②発生量	場外搬出量	③有効利用量	公共工事等での利用			売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	その他	廃棄物最終処分場（覆土以外）	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場	④現場内利用量	①有効利用率（%）
				他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場											
新築・増改築(非木造)	1,102.4	847.7	517.6	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	131.0	9.2	377.1	330.1	0.0	0.8	329.3	254.7	70.1
新築・増改築(木造)	389.7	124.1	120.7	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	38.0	0.0	82.2	3.4	2.5	0.0	0.9	265.6	99.1

※1　①有効利用率＝（③場外搬出量（有効利用量）＋④現場内利用量の割合）÷②発生量全体×100

※2　表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

本市の公共土木事業における建設発生土の搬出及び土砂の利用状況は表 6.4.7 に示すとおりです。

本市では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため、有効利用率が99.0%と高くなっています。

表 6.4.7　本市における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況

（単位：千㎥）

項目	②発生量	場外搬出量	③有効利用量	公共工事等での利用			売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	その他				④現場内利用量	①有効利用率（%）
				他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場							廃棄物最終処分場（覆土以外）	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場		
公共土木（横浜市）	789.4	508.8	500.9	5.8	0.6	23.9	0.0	3.3	17.7	4.3	445.2	7.9	0.0	7.3	0.6	280.6	99.0

※1　①有効利用率＝（③場外搬出量（有効利用量）＋④現場内利用量の割合）÷②発生量全体×100

※2　表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

イ 関係法令、計画等

(ｱ) 「循環型社会形成推進基本法」(法律第 110 号、平成 12 年６月)

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができるかぎり低減されるよう、提言されています。

(ｲ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第 137 号、昭和 45 年 12 月)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

(ｳ) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(法律第 48 号、平成３年４月)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な３Ｒ(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

(ｴ)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

（法律第 104 号、平成 12 年５月）

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、工事着手の７日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

(ｵ)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

（法律第 60 号、令和３年６月）

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

(ｶ)「大気汚染防止法」（法律第 97 号、昭和 43 年６月）

この法律は、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、及び大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものです。

工場及び事業場における事業活動及び建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、及び自動車排出ガスに係る許容限度を定めています。

(ｷ)「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

（神奈川県条例第 67 号、平成 18 年 12 月）

この条例は、「神奈川県環境基本条例」の本旨を達成するため、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、資源の循環的な利用等に努めることや廃棄物の適正処理及び美化活動の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力するよう努めることが定められています。

(ｸ)「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(神奈川県条例第３号、平成 11 年３月)

この条例は、土砂の適正な処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立等について必要な事項が定められています。

一定規模以上の土砂の搬出や埋立てを行う場合には、届出や許可が必要であり、土砂の搬出に際して、事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要があります。

(ｹ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(ｺ)「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
(横浜市条例第 44 号、平成４年９月)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年１回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

(ｻ)「神奈川県循環型社会づくり計画」(神奈川県、令和６年３月改定)

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第５条の５第１項の規定に基づき、神奈川県内の一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取入れた循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.4.8　計画目標

項目		令和元年度実績	令和 12 年度目標値
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	638g/人･日	608g/人･日
目標 2	産業廃棄物の排出量	1,808 万 t	1,826 万 t
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	24.1%	28%
目標 4	産業廃棄物の最終処分量	277 千 t	263 千 t
目標 5	不法投棄等残存量	150,484 t (令和 3 年度)	前年度より減少※

※　不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定しました。

(ｼ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画～」

（横浜市、令和６年１月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項の規定に基づき、本市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、令和 12 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGs の達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦する。さらにごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいく。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

(ｽ) 「石綿排出等工事に関する指導指針」（神奈川県、平成 18 年 4 月）

この指針は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の石綿排出等工事の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の順守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が順守すべき事項等を定めたものです。

(ｾ) 「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

（横浜市、平成 15 年４月）

この指導基準は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」第 90 条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準であり、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の処理等に関する遵守事項等について整理されています。

2) 環境保全目標の設定

廃棄物・建設発生土に係る環境保全目標は、表 6.4.9 に示すとおり設定しました。

表 6.4.9 環境保全目標（廃棄物・建設発生土）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。
【供用時】 施設の運営	・発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。

3) 予測

(1) 建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

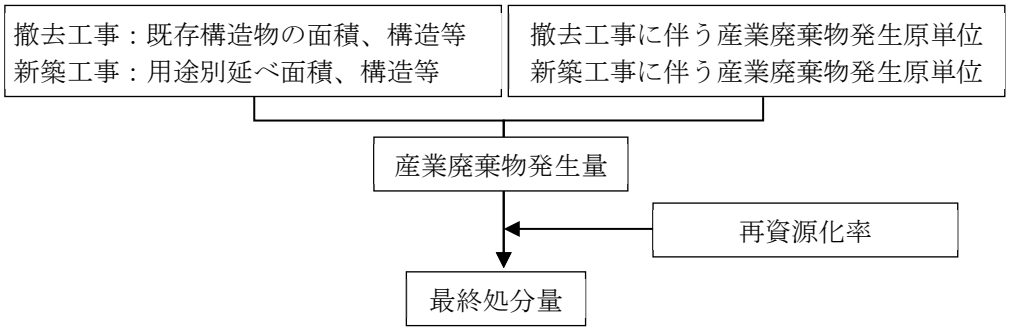
④ 予測方法

施工計画を基に発生量を推定するとともに、公園及び墓園整備事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.4.3 に示すとおりです。

【産業廃棄物】



【建設発生土】

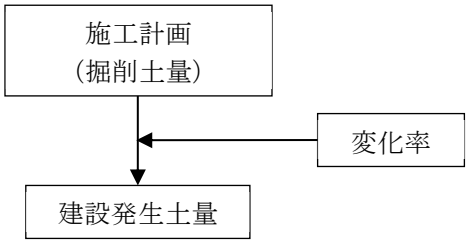


図 6.4.3 予測手順（産業廃棄物、建設発生土）

イ 予測手法

(ｱ) 産業廃棄物

A) 既存構造物等

既存構造物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物は、既存構造物等の構造及び規模等と、撤去工事に伴う産業廃棄物発生量原単位(単位面積当たりの発生量)を基に予測しました。

鉄骨造（S 造）及び鉄筋コンクリート造（RC 造）建物の発生原単位は、「建物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会、平成 16 年）を基に設定しました。

敷地内通路（舗装部）の撤去に伴い発生する産業廃棄物は、敷地内通路面積に単位面積当たりの発生量を乗じ予測しました。

B) 計画施設

計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物は、事業計画と産業廃棄物建設発生量原単位から予測しました。

鉄骨造（S 造）の品目別発生原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人日本建材産業協会、平成 24 年 11 月）を基に設定しました。

また、木造建物の品目別発生原単位は、「建設資材リサイクルシステム調査研究報告書～新築戸建て住宅の建設現場から発生する建設廃棄物のリサイクル推進方策の検討～」（社団法人日本建材産業協会、平成 16 年３月）を基に設定しました。

C) 再資源化量

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化量は、「建設リサイクル推進計画 2014」（国土交通省、平成 26 年９月）及び「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省総合政策局、令和２年１月)等の資料を基に設定した再資源化率等に発生量を乗じ予測しました。

(ｲ) 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土量は、切土工事に伴い発生する切土量とし、再利用量は建設発生土による盛土量としました。また、切土量と盛土量の差を残土量とし、施工計画に基づき場外搬出量を予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 既存構造物等・計画施設の概要

公園及び墓園整備事業の実施に伴い、撤去を予定している既存構造物等の概要は、表6.4.10（1）～（2）に示すとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の実施に伴い、建設を予定している計画施設の概要は、表6.4.11（1）～（2）に示すとおりです。

表 6.4.10（1）　既存構造物等の概要（既存建物）

用途等	構造等	規模等 （延床面積）	備考
既存建物	木造	約 1,586 ㎡	工場建（6 棟）　：　約 253 ㎡ 雑屋建（12 棟）　：　約 668 ㎡ 事務所建(1 棟)　：　約 81 ㎡ 住宅建（1 棟）　：　約 281 ㎡ 倉庫建（1 棟）　：　約 302 ㎡
	S 造	約 408 ㎡	工場建（1 棟）　：　約 20 ㎡ 雑屋建（2 棟）　：　約 35 ㎡ 事務所建(1 棟)　：　約 183 ㎡ 倉庫建（3 棟）　：　約 170 ㎡
	RC 造	約 4,227 ㎡	雑屋建（3 棟）　：　約 138 ㎡ 事務所建(2 棟)　：　約 3,143 ㎡ 住宅建（1 棟）　：　約 924 ㎡ 倉庫建（1 棟）　：　約 22 ㎡
	コンクリートブロック	約 206 ㎡	雑屋建（2 棟）　：　約 197 ㎡ 倉庫建（1 棟）　：　約 9 ㎡

表 6.4.10（2）　既存構造物等の概要（工作物等）

用途等		構造等	規模等（体積）
工作物等	既存工作物	S 造	約 28.3 t
		RC 造	約 2,158.3 t
		木造	約 1.5 t
		コンクリートブロック	約 2,182.1 t
		ネットフェンス	約 37.6 t
		鋼板	約 14.9 t
		鋼管	約 0.8 t
		アスファルト	約 248.7 t
		その他	約 861.7 t
	給水施設	S 造	約 16.0 t
		RC 造	約 1,054.9 t
		FRP	約 22.3 t
	給油施設	RC 造	約 20.5 t
		鋼板	約 718.0 t
	駐車場・舗装	アスファルト	約 46,569.4 t
	通信施設	鋼板	約 3.7 t
		放物面反射器	約 2.0 t
	電気施設	RC 柱	約 48.1 t
		コンクリートブロック	約 136.8 t
		ネットフェンス	約 2,352.7 t
		鋼板	約 22.0 t
		鋼管	約 7.6 t
		その他	約 2830.6 t
	伐採木等	木くず等	約 24.2t

表 6.4.11（1）　計画施設の概要（公園整備事業）

計画施設	構造/規模	延べ面積
倉庫	S 造	約 300 ㎡
管理事務所 1	RC 造	約 500 ㎡
管理事務所 2	RC 造	約 500 ㎡
管理事務所 3	RC 造	約 1,000 ㎡
トイレ	RC 造	約 100 ㎡
スタンド 1	RC 造	約 22,000 ㎡
スタンド 2	RC 造	約 6,000 ㎡

表 6.4.11（2） 計画施設の概要（墓整備事業）

計画施設	構造/規模	延べ面積
トイレ	RC 造	約 40 ㎡
直接合葬墓	RC 造	約 90 ㎡
合祀施設	RC 造	約 90 ㎡
通常合葬墓	RC 造	約 740 ㎡
管理棟（墓園）	RC 造	約 1,900 ㎡

イ 発生原単位

既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生原単位は、表 6.4.12 に示すとおりです。構造に応じた発生原単位を選択し、発生原単位の設定がないコンクリートブロックの建物については RC 造の発生原単位を用いました。また、工作物等の体積から重量への換算は表 6.4.13 に示す換算係数を用いました。

また、計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.4.14 に示すとおりです。

表 6.4.12 既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生原単位

構造	用途	発生原単位（kg/㎡）			
		コンクリート塊※1	木くず	混合廃棄物※2	金属
鉄骨造【S 造】（地下なし）	事務所	663	4	20	86
	工場	586（47）	7	15	61
	倉庫	587（20）	13	7	54
	その他	603（24）	4	35	7
鉄筋コンクリート造【RC 造】（地下なし）※3	事務所	939（74）	10	21	45
	工場	780	4	9	125
	倉庫	987（27）	7	11	48
	その他	1,037（19）	7	19	74
木造		156	77	164	9

※1 鉄骨造（S 造）及び鉄筋コンクリート造（RC 造）のコンクリート欄の（ ）内の数値は、アスファルトの発生原単位を示します。

※2 混合廃棄物は、コンクリートがら・廃プラスチック類・金属くず・木くず・紙くず等が混在しているものをいいます。

※3 コンクリートブロックは RC 造の発生原単位を用いました。

※4 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

資料：①S 造、RC 造

「建設物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会、平成 16 年 3 月）

②木造

「建設建築物の発生抑制に関する研究（その 2）－解体廃棄物の原単位の設定に関する検討－」（東京都環境科学研究所、2002（平成 14 年度）年報）

表 6.4.13　工作物等の体積から重量への換算係数

産業廃棄物・有価物	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	砕石	廃プラスチック	伐採木等	金属くず
体積から重量への換算係数	2.35 t /㎥	2.35 t /㎥	2.00 t /㎥	1.10 t /㎥	0.15 t /㎥	0.28 t /㎥

※1　廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊

※2　伐採木等の体積から重量への換算は、木くずの換算係数を用いました。

資料：①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、砕石、廃プラスチック、木くず
「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）より、実体積による換算係数を用いました。
②金属くず
「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人日本建設業連合会　平成 24 年 11 月）

表 6.4.14　計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位

構造	用途	延床面積	品目別発生原単位（kg/㎡）									
			ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ガラス陶磁器	廃プラ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
S 造	倉庫	1,000 ㎡未満	2.0	0.0	1.1	0.3	0.4	0.6	0.6	0.4	0.0	11.0
RC 造	事務所	1,000 ㎡未満	8.4	0.3	1.1	1.2	3.1	3.9	3.8	3.2	0.4	20.3
		3,000 ㎡未満	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
	その他	1,000 ㎡未満	10.1	0.6	0.4	3.3	3.3	5.1	1.4	5.8	2.2	21.5
		3,000 ㎡未満	9.7	1.4	0.8	1.4	2.0	10.8	1.6	2.6	11.8	14.9
		10,000 ㎡以上	6.2	0.2	2.2	1.0	0.6	1.6	0.7	1.6	1.6	5.8

※　廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊
石膏ボード：廃石膏ボード

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人日本建設連合会、平成 24 年 11 月）

ウ 再資源化率

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.4.15 に示すとおりです。工作物等の撤去に伴い発生する砕石については混合廃棄物の再資源化率を用いました。

表 6.4.15　産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類・発注区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｶﾞﾗｽ陶磁器	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	その他	混合廃棄物	伐木材・除根材
解体（非木造）	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	77.1	75.0	98.4	49.0	100.0
解体（木造）	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	23.1	76.3	98.5	73.2	100.0
新築・増改築（非木造）	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3	94.1
公共土木（横浜市）	100.0	100.0	87.2	54.1	97.5	98.8	72.8	60.3	97.1	79.2	98.5

※1　砕石は混合廃棄物の発生原単位を用いました。
※2　伐採木等は公共土木（横浜市）の伐木材・除根材の発生原単位を用いました。
資料:①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、混合廃棄物、伐木材・除根材
「平成 30 年度建設副産物実態調査結果(建設廃棄物の再資源化等率)」(国土交通省総合政策局、令和 2 年 1 月)より、神奈川県の値を適用しました。
②ガラス陶磁器、木くず
「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画　平成 28 年度～32 年度」(横浜市資源循環局、平成 28 年 3 月)に示される『建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分率（平成 32 年予測)』を基に、(再資源化率)=(100%-(最終処分率))として算出しました。
③その他
「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省総合政策局、平成 26 年 3 月）より、神奈川県の値を適用しました。

エ 建設発生土

建設発生土は、表 6.4.16 及び表 6.4.17 に示すとおりです。

公園整備事業では、切土量は約 175,800 ㎥、盛土量は約 131,000 ㎥です。墓園整備事業では、切土量は約 65,735 ㎥、盛土量は約 200,000 ㎥です。切土工事により発生した建設発生土は、盛土工事に使用します。

表 6.4.16　建設発生土（公園整備事業）

項目	残土量（切土量）	盛土量
土工量	175,800 ㎥	131,000 ㎥

表 6.4.17　建設発生土（墓園整備事業）

項目	残土量（切土量）	盛土量
土工量	65,735 ㎥	200,000 ㎥

⑥ 予測結果

ア 建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物の予測結果は、表 6.4.18（1）～（2）に示すとおりです。

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2ｔ、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 59,362.6ｔと予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和２年９月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 6.4.18（1） 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（既存建物）

（単位：ｔ）

用途等	構造等	産業廃棄物				有価物
		ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	木くず	混合廃棄物	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	金属くず
既存建物	S 造	253.9	3.2	6.4	5.2	26.4
	RC 造	4,073.9	39.0	138.8	200.9	221.1
	木造	247.4	122.1	260.1	－	14.3
	コンクリートブロック	213.9	1.4	3.9	3.9	15.3
発生量 ①	木造計	247.4	122.1	260.1	－	14.3
	非木造計	4,541.7	43.7	96.7	262.4	262.7
		5,851.2				
再資源化等率（%）②	木造	100.0	98.8	73.2	100.0	98.0
	非木造	100.0	98.8	49.0	100.0	98.0
最終処分量 ③＝①×(100-②)/100	木造計	0.0	1.5	69.7	－	0.3
	非木造計	0.0	0.5	49.3	0.0	5.3
		126.6				

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊

表 6.4.18（2）　建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（工作物等）

（単位：ｔ）

用途等		構造等	産業廃棄物					有価物
			ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	混合廃棄物※1	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	伐採木等	金属くず
工作物等	既存工作物	S 造	11.1	14.1	－	－	－	3.1
		RC 造	1,172.8	792.0	47.8	4.5	－	141.2
		木造	0.6	0.8	－	－	－	0.1
		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	2,153.6	23.0	－	－	－	5.6
		ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	3.4	7.6	1.0	－	－	25.6
		鋼板	－	－	－	－	－	14.9
		鋼管	－	－	－	－	－	0.8
		ｱｽﾌｧﾙﾄ	－	189.3	59.3	－	－	－
		その他	－	861.7	－	－	－	－
	給水施設	S 造	6.7	8.5	－	－	－	0.8
		RC 造	684.5	288.9	－	－	－	81.6
		FRP	3.2	15.7	－	3.4	－	－
	給油施設	RC 造	2.5	1.3	15.9	－	－	0.8
		鋼板	451.3	200.7	－	－	－	66.0
	駐車場・舗装	ｱｽﾌｧﾙﾄ	－	30,115.9	16,453.5	－	－	－
	通信施設	鋼板	1.5	1.9	－	－	－	0.3
		放物面反射器	－	－	－	－	－	2.0
	電気施設	RC 柱	48.1	－	－	－	－	－
		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	78.8	52.8	－	－	－	5.2
		ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	951.1	1,214.2	－	－	－	187.4
		鋼板	5.1	6.5	－	－	－	10.4
		鋼管	－	－	－	－	－	7.6
		その他	－	2,830.6	－	－	－	－
	伐採木等	木くず等	－	－	－	－	24.2	－
発生量　①		木造計	0.6	0.8	－	－	－	0.1
		非木造計	5,573.6	36,624.7	16,577.5	7.8	－	553.2
		公共土木計	－	－	－	－	24.2	－
			59,362.6					
再資源化等率（%）②		木造	100.0	73.2	100.0	57.1	100.0	98.0
		非木造	100.0	49.0	100.0	57.1	100.0	98.0
		公共土木	100.0	79.2	100.0	54.1	98.5	97.5
最終処分量 ③＝①×(100-②)/100		木造計	0.0	0.2	－	－	－	0.0
		非木造計	0.0	18,678.6	0.0	3.4	－	11.1
		公共土木計	－	－	－	－	0.4	－
			18,693.6					

※1　廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
　コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊

※2　混合廃棄物には砕石を含みます。

※3　小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

※4　「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）に示される 2024 年目標値は、下表のとおりです。

対象品目		2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上

※　目標値の定義は次のとおりです。

＜再資源化率＞

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

イ 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物の予測結果は、表 6.4.19（1）～（2）に示すとおりです。

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約 697.9ｔ、墓園整備事業では約 127.4ｔと予測します。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 89.4ｔ、墓園整備事業では約 18.9ｔになると予測します。

表 6.4.19（1） 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（公園整備事業）

（単位：ｔ）

施設名	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ガラス陶磁器	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
倉庫	0.6	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	3.3
管理事務所 1	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 2	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 3	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
トイレ	1.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.6	0.2	2.2
スタンド 1	136.4	4.4	48.4	22.0	13.2	35.2	15.4	35.2	35.2	127.6
スタンド 2	37.2	1.2	13.2	6.0	3.6	9.6	4.2	9.6	9.6	34.8
発生量①	191.7	6.4	64.3	31.9	21.7	53.8	26.2	50.7	46.6	204.7
	697.9									
再資源化等率（%）②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量	0.0	0.0	8.2	13.4	0.5	0.6	6.0	10.4	5.8	44.4
③=①×(100-②)/100	89.4									

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

表 6.4.19（2）　建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（墓園整備事業）

（単位：ｔ）

施設名	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ガラス陶磁器	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
トイレ	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.9
直接合葬墓	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
合祀施設	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
通常合葬墓	7.5	0.4	0.3	2.4	2.4	3.8	1.0	4.3	1.6	15.9
管理棟（墓園）	15.4	0.8	2.3	4.4	2.5	8.4	4.8	3.8	2.3	31.4
発生量①	25.1	1.3	2.7	7.5	5.6	13.3	6.1	9.4	4.4	52.0
	127.4									
再資源化等率（%）②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量	0.0	0.0	0.3	3.2	0.1	0.2	1.4	1.9	0.5	11.3
③=①×(100-②)/100	18.9									

※　廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。
コンクリートがら：コンクリート塊　アスコンがら：アスファルト･コンクリート塊
石膏ボード：廃石膏ボード

ウ 建設行為等に伴い発生する建設発生土

建設行為等に伴い発生する建設発生土の予測結果は、表 6.4.20（1）～（2）に示すとおりです。

建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として 30,244 ㎥、墓園整備事業では搬入土量として 156,487 ㎥と予測します。

なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。

表 6.4.20（1）　建設行為等に伴い発生する建設発生土（公園整備事業）

切土量 ①	盛土量 ②	必要土量 ③＝②/0.9※	搬出土量 ⑤＝①-③
175,800 ㎥	131,000 ㎥	145,556 ㎥	30,244 ㎥

※　「設計業務数量算出基準」（横浜市道路局、平成 29 年 4 月）の「砂質土及び砂、粘性土」の土量の変化率表を参照しました。

表 6.4.20（2）　建設行為等に伴い発生する建設発生土（墓園整備事業）

切土量 ①	盛土量 ②	必要土量 ③＝②/0.9※	搬入土量 ⑤＝③-①
65,735 ㎥	200,000 ㎥	222,222 ㎥	156,487 ㎥

※　「設計業務数量算出基準」（横浜市道路局、平成 29 年 4 月）の「砂質土及び砂、粘性土」の土量の変化率表を参照しました。

(2) 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期としました。

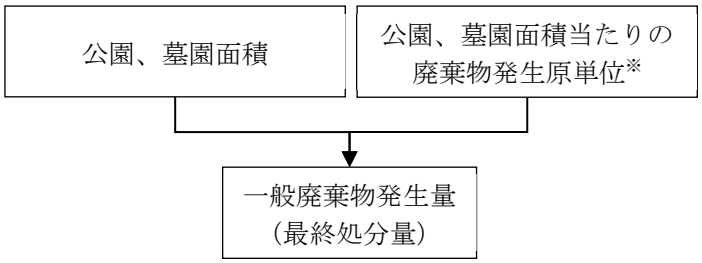
④ 予測方法

事業計画を基に発生量を推定するとともに、公園及び墓園整備事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測しました。

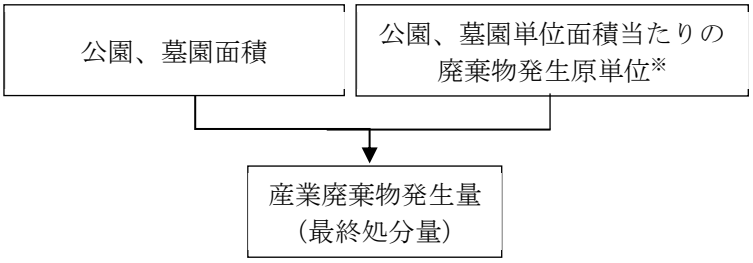
ア 予測手順

予測手順は、図 6.4.4 に示すとおりです。

【一般廃棄物】



【産業廃棄物】



※ 公園面積当たりの廃棄物排出量原単位は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値となります。

図 6.4.4 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ 予測手法

公園及び墓園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の発生量は、単位面積当たりの一般廃棄物、産業廃棄物発生原単位に、公園及び墓園面積を乗ずることで予測しました。

単位面積当たりの廃棄物発生原単位については、類似公園である三ツ沢公園及び類似墓園である横浜市営墓地メモリアルグリーンにおける廃棄物発生量と面積から、単位面積当たりの廃棄物排出量原単位を求め算出しました。なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値です。

⑤ 予測条件

ア 発生原単位

単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位は、表 6.4.21（1）～（2）に示すとおりです。

公園及び墓園施設から発生する一般廃棄物の発生原単位は、既存の公園及び墓園施設から発生した廃棄物量実績と面積を基に設定しました。

表 6.4.21（1） 単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位（公園整備事業）

種類	発生原単位
一般廃棄物	3.17ｔ/ha･年
産業廃棄物	0.59ｔ/ha･年

※1 一般廃棄物：燃やすごみ、生ごみ、木くず等産業廃棄物：金属、がれき類、廃プラスチック類
※2 公園整備事業で整備する公園と類似した機能・施設を有する三ツ沢公園の令和 4 年度の廃棄物量実績を使用しました。

表 6.4.21（2） 単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位（墓園整備事業）

種類	発生原単位
一般廃棄物	6.03ｔ/ha･年
産業廃棄物	0.23ｔ/ha･年

※1 一般廃棄物：燃やすごみ、生ごみ、木くず等産業廃棄物：金属、がれき類、廃プラスチック類
※2 墓園整備事業で整備する墓園と類似した機能・施設を有するメモリアルグリーンの令和 4 年度の廃棄物量実績を使用しました。

イ 施設の延べ面積

公園及び墓園施設の延べ面積は、表 6.4.22 に示すとおりです。

表 6.4.22 公園及び墓園施設の延べ面積

名称	面積
（仮称）深谷通信所跡地公園事業	47.7ha
（仮称）深谷通信所跡地墓園事業	13.1ha

ウ 再資源化率

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、公園及び墓園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、計画施設内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、本市や本市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、公園及び公園施設、墓園及び墓園施設内で発生した剪定枝や刈草等、再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値を用いました。

⑥ 予測結果

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の発生量は、表 6.4.23(1)～(2)に示すとおりです。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約230.2ｔと予測します。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約 31.2ｔと予測します。

なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値であるため、公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約 230.2ｔ、産業廃棄物の最終処分量は年間約 31.2ｔになると予測します。

供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱う廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者に委託し、適切に処理します。

表 6.4.23（1） 施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量（公園整備事業）

種類	発生原単位 （ｔ/ha･年）	公園面積 (ha)	廃棄物発生量 （ｔ/年）
	①	②	③=①×②
一般廃棄物	3.17	47.7	約 151.2
産業廃棄物	0.59	47.7	約 28.1

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.4.23（2）施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量（墓園整備事業）

種類	発生原単位 （ｔ/ha･年）	墓園面積 (ha)	廃棄物発生量 （ｔ/年）
	①	②	③=①×②
一般廃棄物	6.03	13.1	約 79.0
産業廃棄物	0.23	13.1	約 3.0

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土、施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の影響を最小限に留めるため、表 6.4.24 に示す内容を実施します。

表 6.4.24 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。
【供用時】 施設の運営	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2ｔ、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約59,362.6ｔと予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和２年９月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 89.4ｔ、墓園整備事業では約 18.9ｔになると予測します。

公園及び墓園整備事業により発生する産業廃棄物は、不要な梱包を控える等産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、廃棄にあたっては分別し、再資源化や再利用化等減量化を行います。

また、建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として 30,244 ㎥、墓園整備事業では搬入土量として 156,487 ㎥と予測します。

なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約230.2ｔと予測します。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約 31.2ｔと予測します。

なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値であるため、公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約 230.2ｔ、産業廃棄物の最終処分量は年間約 31.2ｔになると予測します。

公園及び墓園の供用後は、園内で発生する剪定枝や刈草等の資源化を図るとともに、発生した廃棄物については適切に処理します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。

6.5　大気質

6.5 大気質

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等（解体工事の実施）、建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が、周辺地域の大気質に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時に排出する大気汚染物質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴う大気質への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域内の既存構造物等は一部撤去されていますが、複数の既存構造物等が存在します。 ・対象事業実施区域内の既存構造物等において国により実施された石綿の有無に関する事前調査によると既存構造物等において石綿の使用が確認されています。	p. 6. 5-10～ p. 6. 5-19
環境保全目標	・解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。	p. 6. 5-19
予測結果の概要	・対象事業実施区域内の既存構造物等に石綿を含有する可能性のある建材の仕様が確認されており、解体工事の実施に伴い石綿粉塵の発生・飛散のおそれが懸念されることから、既存構造物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等の無いよう適切な処置を講じたうえで除去していきます。 ・公園及び墓園整備事業では、これら内容を踏まえ適切な対応を図っていくため、対象事業実施区域及びその周辺への影響はないものと予測します。	p. 6. 5-23
環境の保全のための措置	・「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき作業の届出を行い、解体時には必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施するとともに、適正に処理を行います。	p. 6. 5-75
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 5-76

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

【建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域周辺における公定法による二酸化窒素の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.004～0.017ppm でした。 ・対象事業実施区域周辺における公定法による浮遊粒子状物質の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.014～0.019 mg/m³でした。 ・対象事業実施区域周辺における風向・風速の現地調査結果は、風向については、冬季は北北東及び西南西の風、夏季は南の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、2.6～3.8m/s でした。	p.6.5-10～ p.6.5-19
環境保全目標	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。 （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。	p.6.5-19
予測結果の概要	・建設機械の稼働による、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は下記のとおりです。 ・公園整備事業では、二酸化窒素で 0.0279～0.0285ppm、浮遊粒子状物質で 0.03727～0.03734 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.0278ppm、浮遊粒子状物質で 0.03723～0.03726 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・合計では、二酸化窒素で 0.0282～0.0288ppm、浮遊粒子状物質で 0.03731～0.03740 mg/m³に換算され、いずれも環境保全目標に適合しています。	p.6.5-40～ p.6.5-47
環境の保全のための措置	・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。	p.6.5-75
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」及び「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。	p.6.5-76

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

【工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域周辺における公定法による二酸化窒素の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.004～0.017ppm でした。 ・対象事業実施区域周辺における公定法による浮遊粒子状物質の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.014～0.019 mg/m³でした。 ・対象事業実施区域周辺における風向・風速の現地調査結果は、風向については、冬季は北北東及び西南西の風、夏季は南の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、2.6～3.8m/s でした。	p.6.5-10～ p.6.5-19
環境保全目標	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。 （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。	p.6.5-19
予測結果の概要	・工事用車両の走行による、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は下記のとおりです。 ・公園整備事業では、二酸化窒素で 0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質で 0.03726～0.03727 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質で 0.03726～0.03727 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・合計では、二酸化窒素で 0.0281～0.0283ppm、浮遊粒子状物質で 0.03726～0.03728 mg/m³に換算され、いずれも環境保全目標に適合しています。	p.6.5-56～ p.6.5-60
環境の保全のための措置	・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。	p.6.5-75
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」及び「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。	p.6.5-77

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域周辺における公定法による二酸化窒素の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.004～0.017ppm でした。 ・対象事業実施区域周辺における公定法による浮遊粒子状物質の現地調査結果は、各調査期間の平均値で 0.014～0.019 mg/m³でした。 ・対象事業実施区域周辺における風向・風速の現地調査結果は、風向については、冬季は北北東及び西南西の風、夏季は南の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、2.6～3.8m/s でした。	p.6.5-10～ p.6.5-19
環境保全目標	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。 （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。	p.6.5-19
予測結果の概要	・来園車両の走行による、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される 1 年間の最大着地濃度の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は下記のとおりです。 ・公園整備事業では、二酸化窒素で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質で 0.03722～0.03725 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質で 0.03722～0.03724 mg/m³にそれぞれ換算されます。 ・合計では、二酸化窒素で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質で 0.03722～0.03725 mg/m³に換算され、いずれも環境保全目標に適合しています。	p.6.5-71～ p.6.5-74
環境の保全のための措置	・従業員は公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置等について検討します。	p.6.5-75
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」及び「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。	p.6.5-78

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う大気質への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①大気質の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）
②気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量）
③地形、工作物の状況
④土地利用の状況
⑤大気汚染物質の主要発生源の状況
⑥関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.5.1 に示すとおりです。一般環境大気質は対象事業実施区域内の１地点（地点Ａ）、沿道環境大気質は、工事用車両の走行が予測される主要な道路沿道の２地点（地点１、２）、自動車交通量調査は沿道環境大気質の調査地点と同様の２地点としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.5.1 に示すとおりです。

表 6.5.1 現地調査実施日

調査項目	調査時期	現地調査実施日
大気質の状況	冬季	令和２年２月 13 日（木）～令和２年２月 19 日（水）
	夏季	令和２年９月３日（木）～令和２年９月９日（水）
気象の状況	冬季	令和２年２月 13 日（木）～令和２年２月 19 日（水）
	夏季	令和２年９月３日（木）～令和２年９月９日（水）
大気汚染物質の主要発生源の状況	冬季	令和２年２月 19 日（水）、令和２年２月 23 日（日）

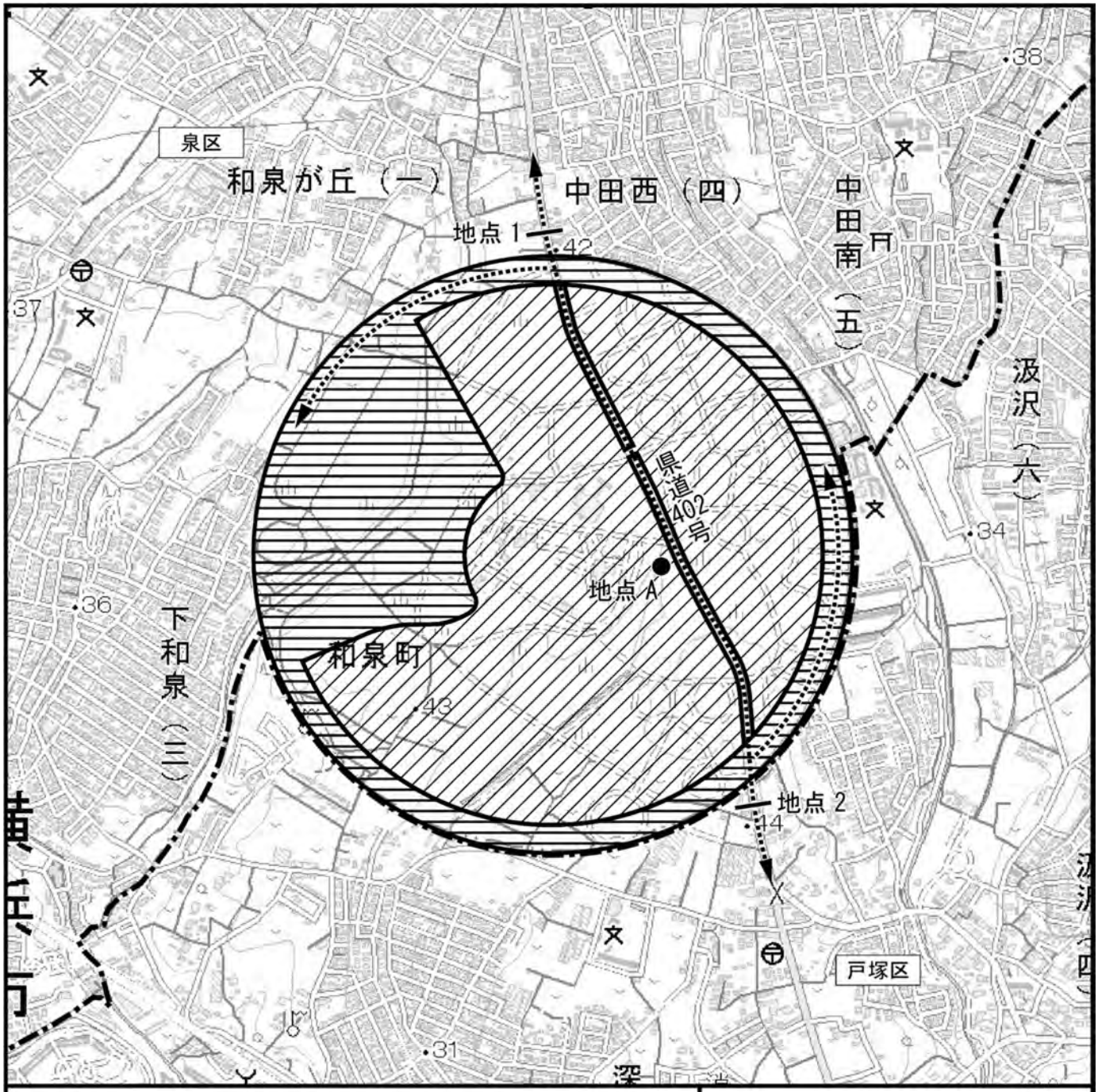


図 6.5.1　大気質に係る調査地点

④ 調査方法

ア 大気質の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料により、過去５年間の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度等の状況を整理しました。

(ｲ) 現地調査

現地調査の調査方法は表 6.5.2、使用した測定機器は表 6.5.3 に示すとおりです。

二酸化窒素(公定法)及び浮遊粒子状物質については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(環境庁告示 38 号、昭和 53 年７月)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第 25 号、昭和 48 年５月)に定める方法に準拠し、実施しました。

道路の沿道で測定した窒素酸化物の簡易測定については、「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中の NO、NO_2、SO_2、O_3 及び NH_3 濃度の測定方法」(横浜市環境科学研究所、平成 22 年８月)に定める PTIO 法に基づいて測定を行いました。

表 6.5.2　調査方法

項目		方法	測定高
窒素酸化物	公定法	オゾンを用いる化学発光法:JIS B 7953 (NO_X=NO+NO_2)	1.5m
	簡易測定法	短期暴露用拡散型サンプラーを用いた PTIO 法 (横浜市環境科学研究所による開発の方法)	2.5m
浮遊粒子状物質		β線吸収法：JIS B 7954 なお、分流装置により粒径 10 μmを超える浮遊粒子状物質を除去しました。	3.0m

表 6.5.3　使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
窒素酸化物	窒素酸化物 自動計測機	東亜 DKK	GLN-314D	0～0.1/0.2/0.5/1.0/2.0ppm
			GLN-214J	
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質 自動測定器	東亜 DKK	DUB-317C	0～1/0～5 mg/m³
			DUB-222	

イ 気象の状況

(ｱ) 既存資料調査

令和５年度の風向・風速及び平成 30 年度の日射量、放射収支量の観測データ(１時間値)を収集・整理しました。また、収集年が気象的に異常でないことを確認しました。

(ｲ) 現地調査

現地調査の調査方法は表 6.5.4、使用した測定機器は表 6.5.5 に示すとおりです。

風向・風速、日射量及び放射収支量の状況は「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年３月)等に定める方法に準拠し、実施しました。

表 6.5.4 調査方法

項目	方法	測定高
風向･風速 (WD･WS)	風車型微風向風速計により測定:地上気象観測指針	10.0m
日射量	全天日射計により測定：地上気象観測指針	1.5m
放射収支量	放射収支計により測定：地上気象観測指針	1.5m

表 6.5.5 使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
風向	風車型微風向風速計	ノースワン㈱	KDC-S04	0～360°
風速				0～60m/s
日射量	全天日射計	㈱プリード	CMP-3E	0～2000W/㎡
放射収支量	放射収支計	㈱プリード	NR-Lite2	-25～＋25mV

ウ 地形、工作物の状況

地形、工作物の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

エ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

オ 大気汚染物質の主要発生源の状況

(ｱ) 既存資料調査

都市計画基本図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

(ｲ) 現地調査

工事用車両の主な走行ルートを考慮し、対象事業実施区域周辺の主要な道路断面２地点で実施しました。

交通量は表 6.5.6 に示す３車種に分類し､マニュアルカウンターを用いて計測しました。調査は 24 時間連続して行い、１時間毎に集計しました。

表 6.5.6　車種分類法

種　別			ナンバープレートの車頭番号等
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3・5・7 のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車		自動二輪、原動機付自転車

カ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「環境基本法」
・「大気汚染防止法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「石綿排出作業による大気の防止に関する指導基準」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

⑤ 調査結果

ア 大気質の状況

(ｱ) 既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（戸塚区汲沢及び泉区泉中央北）及び自動車排出ガス測定局（戸塚区戸塚町）の測定結果は、「第３章　3.2.10 公害等の状況」（p.3-77～p.3-83）に示したとおりです。

令和元年度から令和５年度までの経年変化を見ると、一般環境大気測定局（戸塚区汲沢及び泉区泉中央北）及び自動車排出ガス測定局（戸塚区戸塚町）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての年度で環境基準を満たしています。

(ｲ) 現地調査結果

A) 一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物の地点Ａにおける現地調査の測定結果は、表 6.5.7～表 6.5.9 に示すとおりです。

対象事業実施区域内における一酸化窒素濃度は、冬季の期間平均値が 0.008ppm、日平均値の最高値が 0.019ppm、夏季の期間平均値が 0.001ppm、日平均値の最高値が 0.002ppm でした。

二酸化窒素濃度は、冬季の期間平均値が 0.017ppm、日平均値の最高値が 0.029ppm、夏季の期間平均値が 0.004ppm、日平均値の最高値が 0.008ppm でした。

窒素酸化物濃度は、冬季の期間平均値が 0.025ppm、日平均値の最高値が 0.049ppm、夏季の期間平均値が 0.005ppm、日平均値の最高値が 0.010ppm でした。

表 6.5.7　一酸化窒素測定結果総括表

季節	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	期間平均値（ppm）	1時間値の最高値（ppm）	日平均値の最高値（ppm）
冬季	7	168	0.008	0.079	0.019
夏季	7	168	0.001	0.005	0.002

表 6.5.8　二酸化窒素測定結果総括表

季節	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	期間平均値（ppm）	1時間値の最高値（ppm）	日平均値の最高値（ppm）	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合（日・%）		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合（日・%）	
冬季	7	168	0.017	0.054	0.029	0	0	0	0
夏季	7	168	0.004	0.012	0.008	0	0	0	0

表 6.5.9　窒素酸化物測定結果総括表

季節	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	期間平均値（ppm）	1時間値の最高値（ppm）	日平均値の最高値（ppm）	$NO_2/NO+NO_2$（%）（期間平均値の比）
冬季	7	168	0.025	0.100	0.049	68.7
夏季	7	168	0.005	0.014	0.010	80.4

B）浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の地点Ａにおける現地調査の測定結果は、表 6.5.10 に示すとおりです。

対象事業実施区域内における浮遊粒子状物質の濃度は、冬季の期間平均値が 0.019 mg/m³、日平均値の最高値が 0.029 mg/m³、夏季の期間平均値が 0.014 mg/m³、日平均値の最高値が 0.017 mg/m³でした。

表 6.5.10　浮遊粒子状物質測定結果

季節	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	期間平均値（mg/m³）	1時間値の最高値（mg/m³）	日平均値の最高値（mg/m³）	1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合（時間・%）		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合（時間・%）	
冬季	7	168	0.019	0.055	0.029	0	0	0	0
夏季	7	168	0.014	0.038	0.017	0	0	0	0

C) 簡易法による大気質濃度(二酸化窒素)

簡易測定法で測定した地点 1，2 における大気質濃度（二酸化窒素）の測定結果は、表 6.5.11 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の道路沿道における二酸化窒素濃度の期間平均値については、冬季は 0.019～0.020ppm、夏季は 0.006～0.007ppm、日平均値の最高値については、冬季は 0.029ppm～0.032ppm、夏季は 0.010ppm でした。

表 6.5.11　二酸化窒素簡易測定結果

季節	測定地点	有効測定日数（日）	期間平均値（ppm）	日平均値の最高値（ppm）
冬季	地点 1（県道 402 号北側）	7	0.019	0.029
	地点 2（県道 402 号南側）	7	0.020	0.032
夏季	地点 1（県道 402 号北側）	7	0.007	0.010
	地点 2（県道 402 号南側）	7	0.006	0.010

イ 気象の状況

(ｱ) 既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（戸塚区汲沢及び泉区泉中央北）では、気象（風向・風速）の観測も行われています。

令和５年度の平均風速は、戸塚区汲沢は 2.5m/s、泉区泉中央北は 2.2m/s でした。風向の頻度としては、表 6.5.12（1）～（2）、図 6.5.2 及び図 6.5.3 に示すとおり、戸塚区汲沢は北、北北東、南南西の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られ、泉区泉中央北は南、北、南南西の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られます。

表 6.5.12（1）　戸塚区汲沢の風向別出現頻度・平均風速（令和 5 年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率（%）	12.6	5.2	3.0	3.5	3.8	2.4	5.7	12	12.3	7.9	2.0	0.6	0.9	2	5.6	18.5	1.9
平均風速（m/s）	3.3	2.6	2.1	2.5	2.4	2.0	2.9	4.2	5.3	4.4	1.9	1.0	1.3	1.4	2.9	3.8	0.3

※　風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏（Calm）としました。

資料:「大気環境月報（2023 年度)」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ)

表 6.5.12（2）　泉区泉中央北の風向別出現頻度・平均風速（令和 5 年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率（%）	10.7	5.8	3.0	2.3	2.1	2.0	4.8	19.6	10.9	3.0	1.0	1.0	1.2	1.7	9.4	18.4	3.2
平均風速（m/s）	2.5	2.4	1.9	1.8	1.6	1.6	2.3	4.0	4.3	3.0	1.8	1.5	1.6	1.8	3.0	2.7	0.3

※　風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏（Calm）としました。

資料:「大気環境月報（2023 年度)」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ)

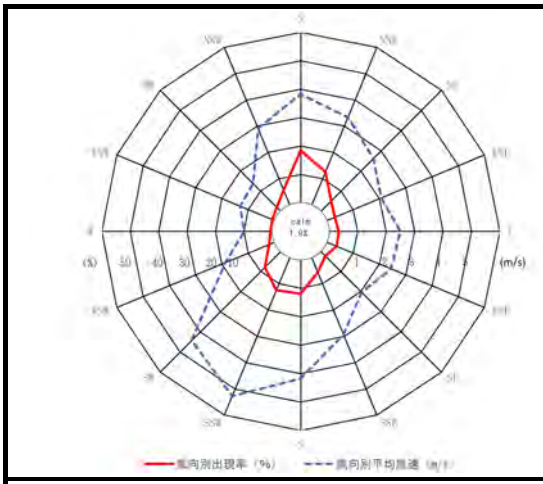


図 6.5.2　戸塚区汲沢

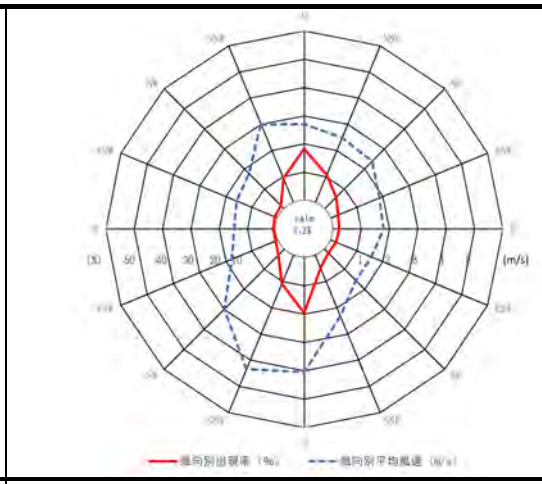


図 6.5.3　泉区泉中央北

日射量及び放射収支量の調査結果は、表 6.5.13～表 6.5.15 に示すとおりです。平成 30 年度の日射量の平均値は 0.076～0.247kW/㎡となっています。平成 30 年度の放射収支量の月平均値は 0.001～0.125kW/㎡となっています。

表 6.5.13　中区本牧大里町の日射量（令和 5 年度）

（単位：kW/㎡）

令和 5 年									令和 6 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.143	0.154	0.135	0.190	0.179	0.120	0.107	0.075	0.072	0.082	0.079	0.119

資料：「大気環境月報（2023 年度）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

表 6.5.14　中区本牧大里町の日射量（平成 30 年度）

（単位：kW/㎡）

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.197	0.206	0.197	0.247	0.221	0.120	0.125	0.096	0.076	0.109	0.105	0.155

※　金沢区富岡東一般環境大気測定局の令和 5 年度の放射収支量の観測結果は欠測のため、参考として、平成 30 年度の日射量の観測結果についても整理しました。なお、横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は 2024 年 9 月に変更となり、中区本牧→中区本牧大里町に変更されました。

資料：「大気環境月報（2018 年度）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

表 6.5.15　金沢区富岡東の放射収支量（平成 30 年度）

（単位：kW/㎡）

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.097	0.100	0.102	0.125	0.118	0.064	0.045	0.017	0.006	0.001	0.029	0.073

※　金沢区富岡東一般環境大気測定局の令和 5 年度の放射収支量の観測結果は欠測のため、参考として、平成 30 年度の日射量の観測結果についても整理しました。なお、横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は 2024 年 9 月に変更となり、金沢区長浜→金沢区富岡東に変更されました。

資料：「大気環境月報（2018 年度）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

(ｲ) 現地調査結果

気象に関する地点Ａにおける現地調査の結果は、表 6.5.16～表 6.5.17、図 6.5.4 及び図 6.5.5 に示すとおりです。

対象事業実施区域付近の風向については、冬季は北北東及び西南西の風、夏季は南の風の出現頻度が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域付近の風速については、冬季の期間平均値が 2.6m/s、日平均値の最高値が 5.5m/s、１時間値の最高値が 11.4m/s、夏季の期間平均値が 3.8m/s、日平均値の最高値が 6.8m/s、１時間値の最高値が 9.0m/s でした。

表 6.5.16　風向・風速測定結果総括表

季節	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	1時間値（m/s）			日平均値（m/s）		最大風速とその時の風向（m/s）		最多風向と出現率（%）		静穏率※（%）
			平均	最高	最低	最高	最低					
冬季	7	168	2.6	11.4	0.0	5.5	1.2	11.4	WSW	NNE,WSW	13.1	5.4
夏季	7	168	3.8	9.0	0.2	6.8	0.2	9.0	S	S	33.3	0.6

※　風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏（Calm）としました。

表 6.5.17　風向別出現頻度・平均風速

季節	項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏率※
冬季	出現率（%）	13.1	11.3	5.4	4.2	5.4	1.8	2.4	3.6	3.0	8.3	13.1	6.0	2.4	1.8	3.6	9.4	5.4
	平均風速（m/s）	2.5	1.7	1.2	1.7	1.9	1.9	1.3	2.4	2.0	6.2	4.6	1.9	2.2	1.9	1.8	2.0	－
夏季	出現率（%）	2.4	6.5	4.8	3.0	3.6	6.0	20.8	33.3	4.8	1.2	1.2	－	－	0.6	4.8	6.5	0.6
	平均風速（m/s）	2.7	3.2	3.3	1.9	1.7	3.6	5.0	4.3	3.7	2.2	1.6	－	－	0.5	2.5	3.0	－

※　風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏（Calm）としました。

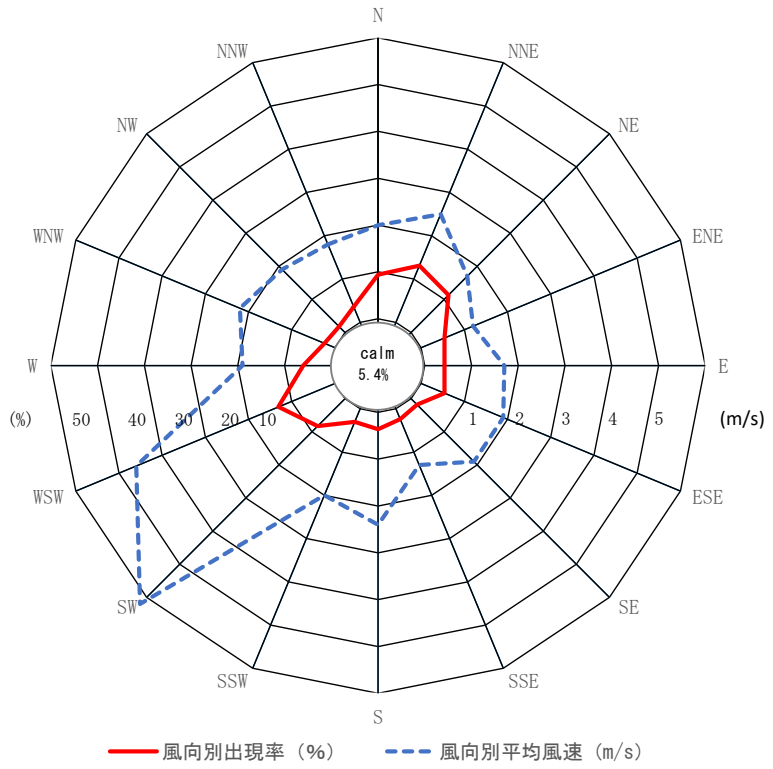


図 6.5.4　風配図（冬季）

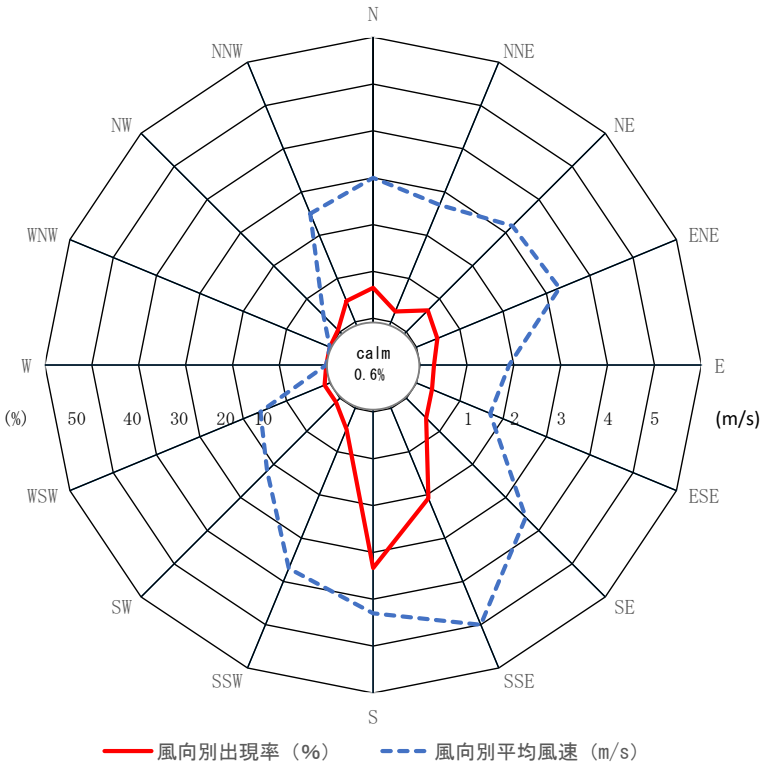


図 6.5.5　風配図（夏季）

ウ 地形、工作物の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-5）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

また、対象事業実施区域内の既存構造物等は一部撤去されていますが、複数の既存構造物等が存在します。国により実施された石綿の有無に関する事前調査によると、既存構造物等において石綿の使用が確認されています。

エ 土地利用の状況

対象事業実施区域の用途地域は、「第３章　3.2.6 土地利用の状況」（p.3-47～p.3-48）に示したとおり、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

オ 大気汚染物質の主要発生源の状況

対象事業実施区域における主要な大気汚染物質の発生源としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）、対象事業実施区域の北側を通る県道 22 号（横浜伊勢原）、西側には環状４号線、南東側には国道１号線があげられます。

「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」（p.3-49～p.3-52）に示したとおり、県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通量（昼間 12 時間）は、戸塚区深谷町 200 の観測地点 15 において、約 8,300 台（令和３年度）となっています。また、国道１号の交通量（昼間 12 時間）は、横浜市戸塚区原宿の観測地点３においては他の道路に比べ多く約 39,000 台（令和３年度）となっています。県道 22 号（横浜伊勢原）の交通量（昼間 12 時間）は、泉区中田東１－１の観測地点４において、約 20,000 台（令和３年度）となっています。

自動車交通量（断面交通量）の測定結果は、表 6.5.18 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺における自動車交通量（断面交通量）は、平日の小型車は 9,942～11,035 台/日、平日の大型車は、740～771 台/日、休日の小型車は 9,106～9,852 台/日、休日の大型車は、333～349 台/日でした（「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-1～p.資 2.2-2）参照）。

表 6.5.18　測定結果（自動車交通量（断面交通量））

（単位：台/日）

地点	交通量（平日）			交通量（休日）		
	小型車	大型車	合計※	小型車	大型車	合計※
地点 1 （県道 402 号北側）	11,035	740	12,751	9,852	333	10,912
地点 2 （県道 402 号南側）	9,942	771	11,613	9,106	349	10,110

※　合計には 2 輪車の台数を含みます。

カ 関係法令、計画等

(ｱ)「環境基本法」（法律第 91 号、平成５年 11 月）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。この法律に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、表 6.5.19 に示すとおりです。

表 6.5.19　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること※	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（年間 98%値）が 0.06ppm 以下であること	－
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 ㎎/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 ㎎/㎥であること	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10 ㎎/㎥以下であること ただし、1 日平均値が 0.10 ㎎/㎥を超えた日が 2 日以上連続しないこと	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 ㎎/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 ㎎/㎥以下であること

※　二酸化窒素に係る環境基準について（環境庁告示 38 号、昭和 53 年 7 月　改正　環境庁告示第 74 号、平成 8 年 10 月）とは別に、「二酸化窒素に係る環境基準の改正について（環大企 262 号、昭和 53 年 7 月）において、「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」と示されています。

(ｲ)「大気汚染防止法」（法律第 97 号、昭和 43 年６月）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としたものです。

工場や事業場等の固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。

(ｳ)「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

（横浜市条例第 17 号、平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

本市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

(ｴ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月）

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

大気の汚染の防止に関して、排煙、粉じん及び悪臭に関する規制基準について本条例施行規則に定めており、事業者は規制基準を遵守する必要があります。

(ｵ)「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

（横浜市、平成 15 年 4 月）

この指導基準は、横浜市生活環境の保全等に関する条例の第 90 条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準であり、吹き付け石綿の除去の処理等に関する遵守事項等、断熱材等の処理に関する遵守事項等について整理されています。

(ｶ)「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定）

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

大気質に関しては、表 6.5.20 に示す環境目標を定めています。

表 6.5.20　「横浜市環境管理計画」における環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(ｷ) 生活環境保全推進ガイドライン（横浜市環境創造局、平成 31 年３月）

このガイドラインは、横浜市の環境分野の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

大気質に関する目標等は、表 6.5.21 に示すとおりです。

表 6.5.21 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
大気環境の保全	2025 年度までの環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
	達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上

2) 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.5.22 に示すとおり設定しました。

表 6.5.22 環境保全目標（大気質）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。
【工事中】 建設機械の稼働 【工事中】 工事用車両の走行 【供用時】 来園車両等の走行	（二酸化窒素） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。※ （浮遊粒子状物質） ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 ㎎/㎥を超えないこと。

※ 本市では、環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値としています。

3) 予測

(1) 建設行為等に伴う大気質への影響

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴う大気質への影響、特に工事中の既存構造物等の解体時に発生する石綿（アスベスト）含有建材による対象事業実施区域周辺への影響としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、工事中（既存構造物等の解体時）としました。

④ 予測方法

既存構造物等の解体時に発生する可能性がある石綿の飛散による周辺環境への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

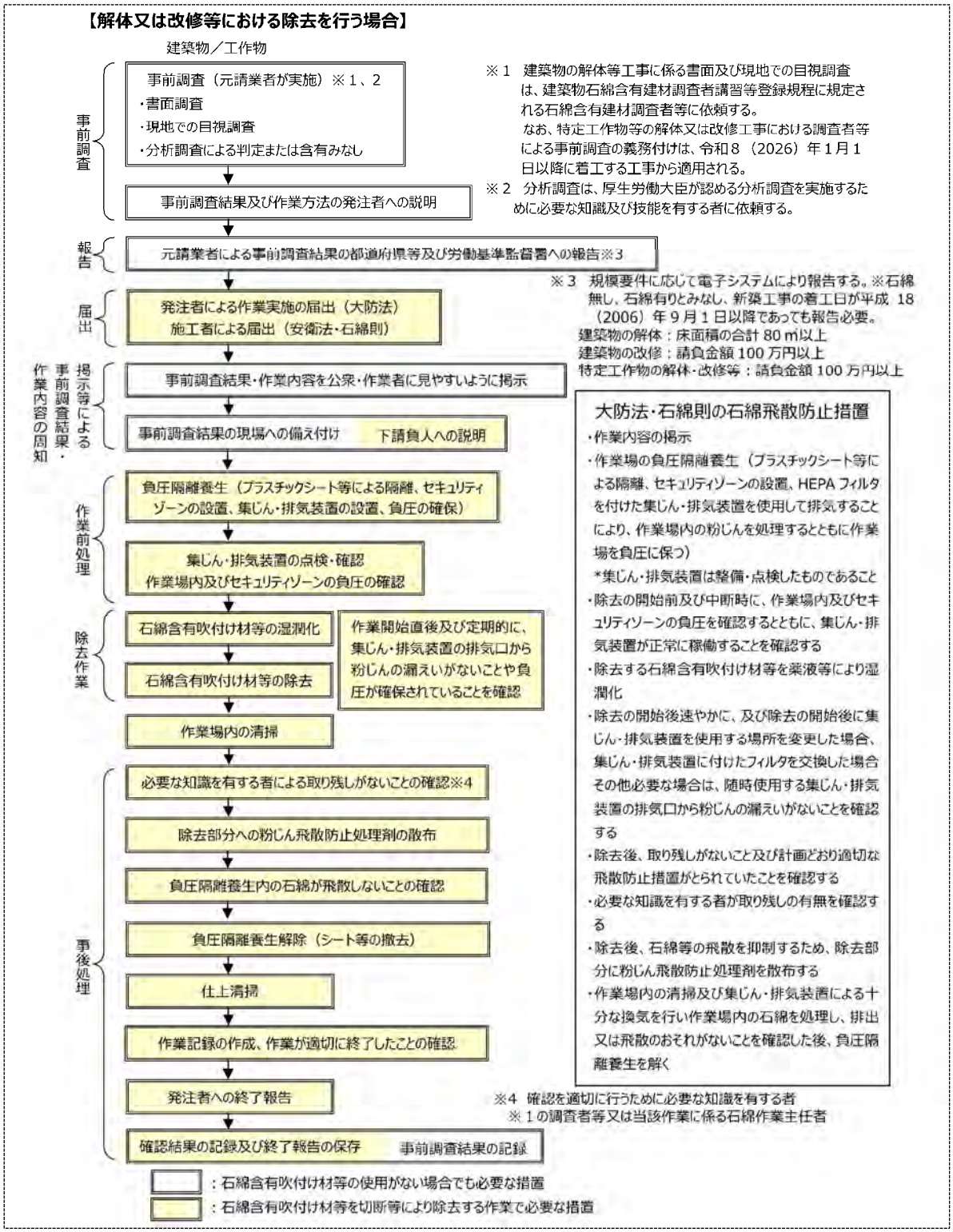
ア 解体する既存構造物等の状況

対象事業実施区域における石綿の使用状況は、対象事業実施区域内の建物において、レベル３に相当する石綿含有建材（石膏ボード、スレート版、ビニル床タイル等）が、外壁、床天井等で確認されています。

イ 石綿含有建材の一般的な処理方法と作業基準

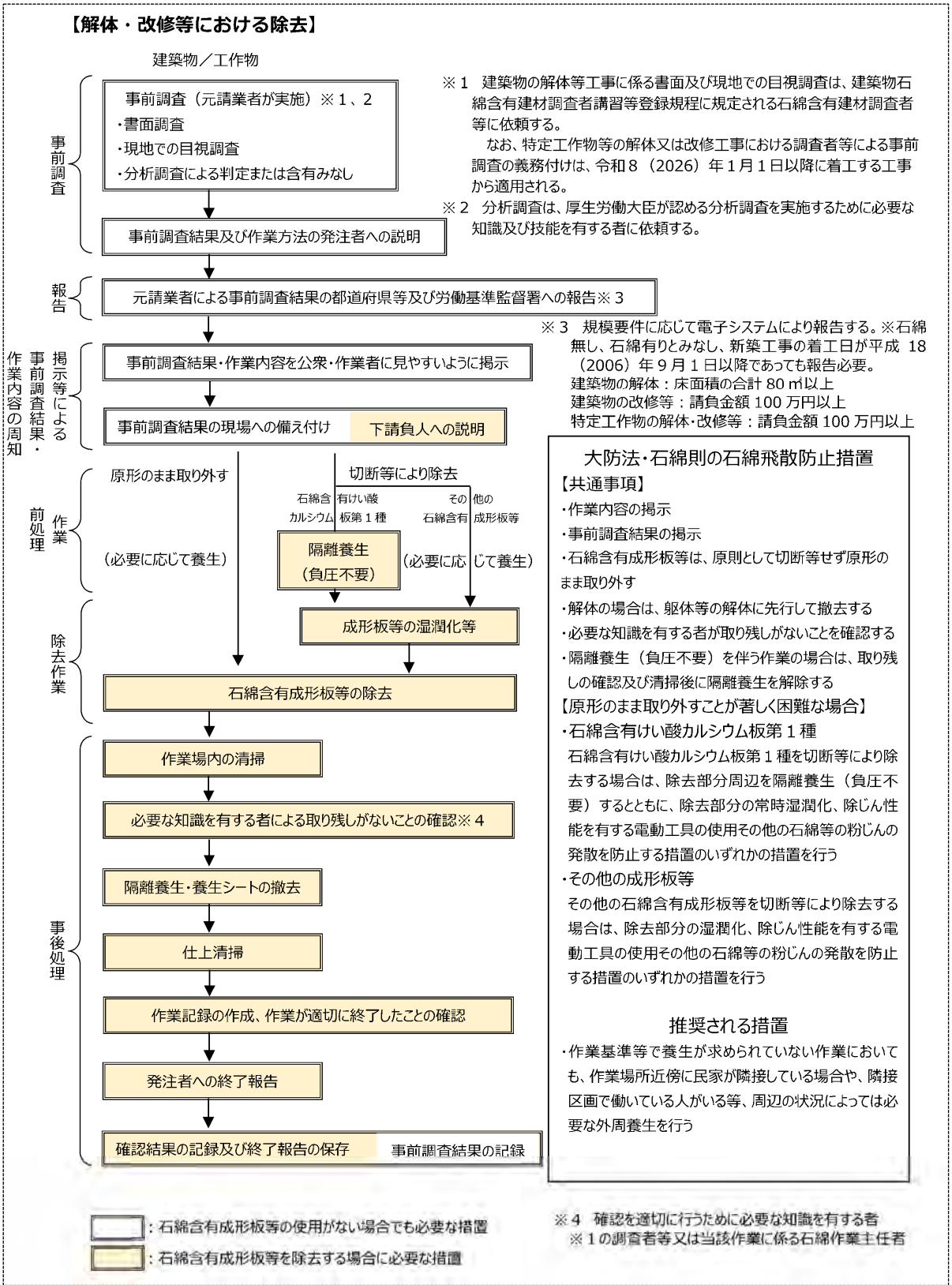
石綿含有建材の一般的な処理方法と作業手順は、図 6.5.6（1）～（2）に示すとおりです。

また「大気汚染防止法」と「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の関係等については、表 6.5.23 に示すとおりです。



資料：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成 26 年 6 月環境省）

図 6.5.6（1） 石綿含有吹付け材除去を行う場合の一般的な手順



資料：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成 26 年 6 月環境省）

図 6.5.6（２）　石綿含有成形板等の除去を行う場合の一般的な手順

表 6.5.23　大気汚染防止法と横浜市生活環境の保全等に関する条例との関係

根拠法令		大気汚染防止法	横浜市生活環境の保全等に関する条例
作業の対象		建築物、工作物	
作業の内容		解体、改造・補修	
建築材料と届出区分	吹き付け石綿	○	
	石綿を含有する断熱材、保湿剤及び耐火被覆材	○	
	石綿布		○
	石綿を含有するセメント建材（対象使用面積 1,000 ㎡以上）		○

※1　建築材料の製造又は現場調整の際に石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の含有率が 0.1 質量%を超えるものが届け出対象となります。

※2　石綿含有セメント建材については、当該作業を施工する部分における使用面積の合計が 1,000 ㎡以上の成形板が届出対象となります。

※3　改造・補修とは、建築物等の解体を伴わない石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めをいいます。

資料：「石綿排出作業に関する手続き（条例に基づく届出等について）」
（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

⑥ 予測結果

対象事業実施区域内の既存建築物等に石綿を含有する可能性のある建材の使用が確認されており、解体工事の実施に伴い石綿粉塵の発生・飛散のおそれが懸念されることから、既存建築物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等の無いよう適切な処置を講じたうえで除去していきます。

公園及び墓園整備事業では、これら内容を踏まえ適切な対応を図っていくため、対象事業実施区域及びその周辺への影響はないものと予測します。

(2) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

① 予測項目

予測項目は、工事中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲としました。

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍の等濃度分布図の作成を行いました。

また、予測高さは地上 1.5ｍとしました。

③ 予測時期

予測時期は、表 6.5.24 に示すとおりです。

工事工程表より、各種建設機械の月延べ台数と諸元（定格出力、燃料消費率等）をもとに窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の総量を 12 か月単位で算定し、建設機械の稼働による影響が最大となる 12 か月間を対象とし、建設機械の稼働台数が多い第１期、第２期を対象としました。

なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.2 大気質」(p.資 2.2-2～p.資 2.2-14)に示すとおりです。

表 6.5.24　建設機械の稼働に伴う大気質濃度の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種			
	公園整備事業	墓園整備事業		
		墓園	外周道路	
			西側	東側
第 1 期	整備工事着手後 4 か月～15 か月 （基盤整備工）	整備工事着手後 37 か月～48 か月 （園路広場工、 施設整備工、植栽工）	整備工事着手後 3 か月～14 か月 （土工法面工、擁壁工、排水工、付帯工）	整備工事着手後 2 か月～13 か月 （土工法面工、擁壁工、排水工）
第 2 期	整備工事着手後 103 か月～114 か月 （園路広場工、施設整備工、植栽工、建築工、公園橋工）	―※1	整備工事着手後 63 か月～74 か月※2 （土工法面工、擁壁工、 排水工、付帯工、舗装工）	

※1　墓園の工事は第 1 期で終了する予定です。

※2　外周道路は第 2 期～第 3 期の間に建設予定ですが、具体的な施工時期は現在未定のため、6 年目、7 年目に実施として便宜的に記載しております。

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第714号、土木研究所資料第4254号、平成25年3月)に示されている大気拡散式（プルーム・パフ式）により年平均値及び1時間値を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.5.7 に示すとおりです。

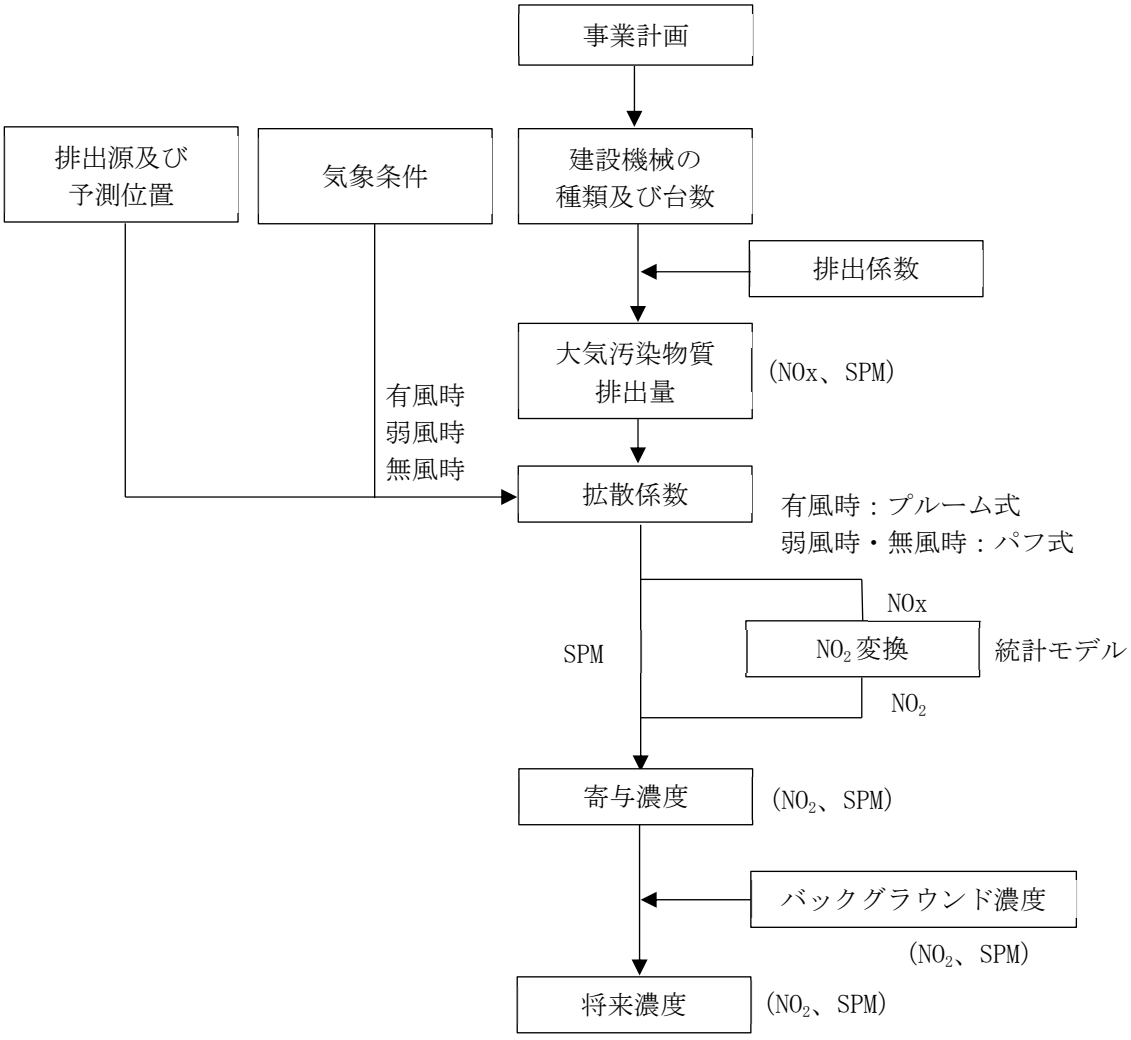


図 6.5.7　予測手順（建設機械の稼働に伴う大気質濃度・年平均値）

イ 予測式

予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(公害研究対策センター、平成12年12月）に準拠し、プルーム式（有風時：風速1.0m/s以上）及びパフ式（弱風時：風速0.5～0.9m/s、無風時：風速0.4m/s以下）を用いました。拡散パラメータは、Pasquill-Gifford図を用いました。

プルーム式における拡散幅は、表 6.5.25 に示すパスキル・ギフォードによる拡散幅を用いました。パフ式における拡散幅は、表 6.5.26 に示す値を用いました。

【有風時：プルーム式】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}}\cdot\frac{Q}{\frac{\pi}{8}R\sigma_z u}\cdot\left[exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}+exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

$C(R,z)$ ： (R,z)地点における窒素酸化物濃度（ppm）
（又は浮遊粒子状物質濃度（mg/m³））

R ： 点煙源と計算店の水平距離（m）

z ： x軸に直角な鉛直距離（m）

Q ： 点煙源の窒素酸化物の排出量（mL/s）
（又は浮遊粒子状物質の排出量（mg/s）

u ： 平均風速（m/s）

H ： 排出源の有効煙突高さ（m）

σ_z ： 鉛直（z軸）方向の拡散幅（m）

※ その他、既出の文字は準用します。

【弱風時：パフ式】

$$C(R,z)=\sqrt{\frac{1}{2\pi}}\cdot\frac{Q}{\frac{\pi\gamma}{8}}\cdot\left[\frac{1}{{\eta_-}^2}\cdot exp\left\{-\frac{u^2(z-H)^2}{2\gamma^2{\eta_-}^2}\right\}+\frac{1}{{\eta_+}^2}\cdot exp\left\{-\frac{u^2(z+H)^2}{2\gamma^2}\right\}\right]$$

$${\eta_-}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-H)^2 \quad 、\quad {\eta_+}^2=R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+H)^2, R^2=x^2+y^2$$

α、γ ： 拡散幅に関する係数

※ 既出の文字は準用します。

【無風時：パフ式】

$$C(R,z)=\frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\gamma}\cdot\left[\frac{1}{{\eta_-}^2}+\frac{1}{{\eta_+}^2}\right]$$

※ 既出の文字は準用します。

表 6.5.25　有風時における拡散幅に関する係数（α、γ）

$\sigma_y(x)=\gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$				$\sigma_z(x)=\gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$			
安定度	風下距離 x(m)	α_y	γ_y	安定度	風下距離 x(m)	α_z	γ_z
A	0～1,000	0.901	0.426	A	0～300	1.122	0.0800
	1,000～	0.851	0.602		300～500	1.514	0.00855
					500～	2.109	0.000212
B	0～1,000	0.914	0.282	B	0～500	0.964	0.1272
	1,000～	0.865	0.396		500～	1.094	0.0570
C	0～1,000	0.924	0.1772	C	0～	0.918	0.01068
	1,000～	0.885	0.232				
D	0～1,000	0.929	0.1107	D	0～1,000	0.826	0.01046
	1,000～	0.889	0.1467		1,000～10,000	0.632	0.400
					10,000～	0.555	0.811
E	0～1,000	0.921	0.0864	E	0～1,000	0.788	0.0928
	1,000～	0.897	0.1019		1,000～10,000	0.565	0.433
					10,000～	0.415	1.732
F	0～1,000	0.929	0.0554	F	0～1,000	0.784	0.0621
	1,000～	0.889	0.0733		1,000～10,000	0.526	0.370
					10,000～	0.323	2.41
G	0～1,000	0.921	0.0380	G	0～1,000	0.794	0.0373
	1,000～	0.896	0.0452		1,000～2,000	0.637	0.1105
					2,000～10,000	0.431	0.529
					10,000～	0.222	3.62

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター、平成 12 年 12 月）

表 6.5.26　弱風時、無風時における拡散幅に関する係数（α、γ）

パスキルの安定度階級	弱風時		無風時	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A－B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B－C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C－D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター、平成 12 年 12 月）

⑤ 予測条件の整理

ア 排出量

建設機械ごとの排出係数原単位は、表 6.5.27（1）～（2）に示すとおりです。

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数原単位は、建設機械の定格出力、エンジン排出係数原単位等を基に、次式により算出しました。

$$Q_i = (P_i \times \overline{EM}) \times B_r / b$$

Q_i ： 建設機械 i の排出係数原単位（g/h）
P_i ： 建設機械 i の定格出力（kW）※1
$\overline{EM}$ ： エンジン排出係数原単位（f/kW・h）※2
B_r ： 原動機燃料消費率/1.2（g/kW・h）※1
b ： ISO-C1モードにおける平均燃料消費量（g/kW・h）※2

資料 1：「令和 6 年度版 建設機械等損料表」((一社)日本建設機械施工協会、令和 6 年 4 月）
資料 2：「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」
（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号、平成 25 年 3 月）

年平均値を予測する大気汚染物質年間排出量は、表 6.5.28（1）～（4）に示すとおり、建設機械ごとの排出係数原単位に、予測時期とした１年間の年間延べ稼働台数及び稼働時間を乗じ、算出しました。１日当たりの稼働時間は 8:00～12:00 及び 13:00～17:00 の計８時間、月当たりの工事日数は 20 日としました。稼働率は施工計画を作成する際に、工事工程から設定した 70%を用いました。

なお、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」（国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年３月）によると、エンジン排出係数原単位は粒子状物質のみが記されていることから、粒子状物質全量を浮遊粒子状物質と仮定しました。

表 6.5.27（1）　窒素酸化物排出係数原単位

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 P_i(kW)	B_r/b	エンジン排出係数原単位 $\overline{EM}$(g/kW・h)	排出係数原単位 Q(g/h)
公園及び墓園整備事業	アースオーガ	φ450・吊 2.0 t	90	1.553	5.4	754.6
		オーガー出力 55kw	117	0.307	13.9	499.0
	アスファルトフィニッシャ	幅 1.4～3.0m	27	0.462	5.8	72.4
		幅 2.4～6.0m	70	0.524	5.4	197.9
	高所作業車	25 t	302	0.155	14.0	654.1
	コンクリートポンプ車	25 t	166	0.274	14.0	637.4
		10 t	199	0.274	14.0	764.1
		9.2 t	265	0.274	14.0	1017.5
	コンクリートミキサー車	8 t	162	0.207	14.0	470.5
	振動ローラ	0.8～1.1 t	5	0.749	5.3	19.8
		3～4 t	20	0.503	5.8	58.4
		11～12 t	103	0.570	5.4	316.9
	セミトレーラ	32 t	235	0.264	14.0	867.6
	タイヤローラ	8～20 t	71	0.303	5.4	116.1
	ダンプトラック	3 t	112	0.150	13.9	233.4
		4 t	135	0.151	14.0	285.8
		10 t	246	0.151	14.0	520.7
	トラクタ	1 t	15	0.358	9.0	48.4
	トラック	4 t	132	0.151	14.0	279.4
		8 t	186	0.151	14.0	393.7
	トラッククレーン	4.9 t 吊	107	0.153	13.9	228.2
	バックホウ	0.11 m^3	20	0.481	5.8	55.8
		0.09 m^3	21	0.481	5.8	58.6
		0.28 m^3	41	0.536	6.1	134.0
		0.45 m^3	60	0.545	5.4	176.5
		0.5 m^3級・吊 2.9 t	76	0.545	5.4	223.6
		0.8 m^3	104	0.545	5.4	306.0
		1.4 m^3	164	0.557	5.3	483.9
	小型バックホウ	0.13 m^3	29	0.481	5.8	80.9
	ブルドーザ	6 t	53	0.536	6.1	173.2
		16 t	102	0.545	5.4	300.1
		20 t	139	0.557	5.3	410.2
	モータグレーダ	ブレード 3.1m	85	0.385	5.4	176.5
	ラフテレーンクレーン	16 t 吊	160	0.320	5.3	271.6
		25 t 吊	193	0.320	5.3	327.6
		45 t 吊	237	0.309	7.8	572.0
	ロードローラ	10 t、幅 2.1m	56	0.413	6.1	141.1
	クローラクレーン	50～55 t 吊	132	0.277	5.3	193.5
		300 t 吊	345	0.267	14.0	1290.7
	オールテレーンクレーン	100 t 吊	132	0.158	14.0	292.4

※　排出係数原単位は、算出の際に表記値よりも細かい数値を用いているため、数値が合わない場合があります。

表 6.5.27（2）　浮遊粒子状物質排出係数原単位

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 P_i(kW)	B_r/b	エンジン排出係数原単位 $\overline{EM}$(g/kW・h)	排出係数原単位 Q(g/h)
公園及び墓園整備事業	アースオーガ	φ450・吊 2.0 t	90	1.553	0.22	30.7
		オーガー出力 55kw	117	0.307	0.45	16.2
	アスファルトフィニッシャ	幅 1.4～3.0m	27	0.462	0.42	5.2
		幅 2.4～6.0m	70	0.524	0.22	8.1
	高所作業車	25 t	302	0.155	0.41	19.2
	コンクリートポンプ車	25 t	166	0.274	0.41	18.7
		10 t	199	0.274	0.41	22.4
		9.2 t	265	0.274	0.41	29.8
	コンクリートミキサー車	8 t	162	0.207	0.41	13.8
	振動ローラ	0.8～1.1 t	5	0.749	0.53	2.0
		3～4 t	20	0.503	0.42	4.2
		11～12 t	103	0.570	0.22	12.9
	セミトレーラ	32 t	235	0.264	0.41	25.4
	タイヤローラ	8～20 t	71	0.303	0.22	4.7
	ダンプトラック	3 t	112	0.150	0.45	7.6
		4 t	135	0.151	0.41	8.4
		10 t	246	0.151	0.41	15.2
	トラクタ	1 t	15	0.358	0.59	3.2
	トラック	4 t	132	0.151	0.41	8.2
		8 t	186	0.151	0.41	11.5
	トラッククレーン	4.9 t 吊	107	0.153	0.45	7.4
	バックホウ	0.11 m^3	20	0.481	0.42	4.0
		0.09 m^3	21	0.481	0.42	4.2
		0.28 m^3	41	0.536	0.27	5.9
		0.45 m^3	60	0.545	0.22	7.2
		0.5 m^3級・吊 2.9 t	76	0.545	0.22	9.1
		0.8 m^3	104	0.545	0.22	12.5
		1.4 m^3	164	0.557	0.15	13.7
	小型バックホウ	0.13 m^3	29	0.481	0.42	5.9
	ブルドーザ	6 t	53	0.536	0.27	7.7
		16 t	102	0.545	0.22	12.2
		20 t	139	0.557	0.15	11.6
	モータグレーダ	ブレード 3.1m	85	0.385	0.22	7.2
	ラフテレーンクレーン	16 t 吊	160	0.320	0.15	7.7
		25 t 吊	193	0.320	0.15	9.3
		45 t 吊	237	0.309	0.31	22.7
	ロードローラ	10 t、幅 2.1m	56	0.413	0.27	6.2
	クローラクレーン	50～55 t 吊	132	0.277	0.15	5.5
		300 t 吊	345	0.267	0.41	37.8
	オールテレーンクレーン	100 t 吊	132	0.158	0.41	8.6

※　排出係数原単位は、算出の際に表記値よりも細かい数値を用いているため、数値が合わない場合があります。

表 6.5.28 (1)　窒素酸化物年間排出量（年平均値）（第 1 期）

対象事業		建設機械の種類	規格	窒素酸化物排出係数原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物年間排出量 (kg/年)
公園整備事業		コンクリートポンプ車	10 t	764.1	3	16.8	12.8
		コンクリートミキサー車	8 t	470.5	3	16.8	7.9
		ダンプトラック	4 t	285.8	3	16.8	4.8
			10 t	520.7	192	1,075.2	559.9
		トラック	4 t	279.4	45	252.0	70.4
			8 t	393.7	3	16.8	6.6
		トラッククレーン	4.9 t 吊	228.2	21	117.6	26.8
		バックホウ	0.28 m³	134.0	18	100.8	13.5
			0.45 m³	176.5	42	235.2	41.5
			0.5 m³級・吊 2.9 t	223.6	12	67.2	15.0
			0.8 m³	306.0	1,278	7,156.8	2,190.0
		ブルドーザ	20 t	410.2	276	1,545.6	634.0
		ラフテレーンクレーン	25 t 吊	327.6	6	33.6	11.0
			45 t 吊	572.0	18	100.8	57.7
墓園整備事業	外周道路	コンクリートポンプ車	10 t	764.1	164	918.4	701.7
		振動ローラ	11～12 t	316.9	44	246.4	78.1
		ダンプトラック	10 t	520.7	196	1,097.6	571.5
		バックホウ	0.09 m³	58.6	98	548.8	32.2
			0.5 m³級・吊 2.9 t	223.6	15	84.0	18.8
			0.8 m³	306.0	207	1,159.2	354.7
			1.4 m³	483.9	100	560.0	271.0
		ブルドーザ	16 t	300.1	64	358.4	107.6
		ラフテレーンクレーン	25 t 吊	327.6	44	246.4	80.7
	墓園	アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	197.9	18	100.8	19.9
		振動ローラ	3～4 t	58.4	174	974.4	56.9
		タイヤローラ	8～20 t	116.1	66	369.6	42.9
		ダンプトラック	10 t	520.7	168	940.8	489.9
		トラクタ	1 t	48.4	72	403.2	19.5
		トラック	4 t	279.4	12	67.2	18.8
		トラッククレーン	4.9 t 吊	228.2	684	3,830.4	874.0
		バックホウ	0.09 m³	58.6	132	739.2	43.3
			0.28 m³	134.0	96	537.6	72.0
			0.8 m³	306.0	132	739.2	226.2
		小型バックホウ	0.13 m³	80.9	384	2,150.4	174.0
		ブルドーザ	6 t	173.2	90	504.0	87.3
		モータグレーダ	ブレード 3.1m	176.5	66	369.6	65.2
		ラフテレーンクレーン	25 t 吊	327.6	12	67.2	22.0
		ロードローラ	10 t 、幅 2.1m	141.1	66	369.6	52.2

※　日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。

表 6.5.28（2）　窒素酸化物年間排出量（年平均値）（第 2 期）

対象事業		建設機械の種類	規格	窒素酸化物排出係数原単位(g/h)	年間延べ稼働台数(台/年)	年間稼働時間(時間/年)	窒素酸化物年間排出量(kg/年)
公園整備事業		アースオーガ	φ450・吊 2.0ｔ	754.6	60	336.0	253.6
			オーガ出力 55kw	499.0	4	22.4	11.2
		アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	197.9	48	268.8	53.2
		高所作業車	25ｔ	654.1	48	268.8	175.8
		コンクリートポンプ車	10ｔ	764.1	41	229.6	175.4
		コンクリートミキサー車	8ｔ	470.5	571	3,197.6	1,504.5
		振動ローラ	0.8～1.1ｔ	19.8	24	134.4	2.7
			3～4ｔ	58.4	274	1,534.4	89.6
		セミトレーラ	32ｔ	867.6	38	212.8	184.6
		タイヤローラ	8～20ｔ	116.1	123	688.8	79.9
		ダンプトラック	10ｔ	520.7	285	1,596.0	831.1
		トラクタ	1ｔ	48.4	72	403.2	19.5
		トラック	4ｔ	279.4	21	117.6	32.9
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	228.2	286	1,601.6	365.4
		バックホウ	0.09 ㎥	58.6	268	1,500.8	87.9
			0.28 ㎥	134.0	394	2,206.4	295.6
			0.45 ㎥	176.5	4	22.4	4.0
			0.8 ㎥	306.0	576	3,225.6	987.0
		小型バックホウ	0.13 ㎥	80.9	252	1,411.2	114.2
		ブルドーザ	6ｔ	173.2	132	739.2	128.0
		モータグレーダ	ブレード 3.1m	176.5	123	688.8	121.6
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	327.6	36	201.6	66.0
		ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	141.1	123	688.8	97.2
		クローラクレーン	50～55ｔ吊	193.5	4	22.4	4.3
			300ｔ	1290.7	288	1,612.8	2,081.7
		オールテレーンクレーン	100ｔ吊	292.4	18	100.8	29.5
墓園整備事業	外周道路	アースオーガ	φ450・吊 2.0ｔ	754.6	34	190.4	143.7
		アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	197.9	34	190.4	37.7
		コンクリートポンプ車	10ｔ	764.1	34	190.4	145.5
		振動ローラ	3～4ｔ	58.4	34	190.4	11.1
			11～12ｔ	316.9	34	190.4	60.3
		タイヤローラ	8～20ｔ	116.1	102	571.2	66.3
		ダンプトラック	10ｔ	520.7	39	218.4	113.7
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	228.2	34	190.4	43.4
		バックホウ	0.09 ㎥	58.6	67	375.2	22.0
			0.11 ㎥	55.8	34	190.4	10.6
			0.8 ㎥	306.0	335	1,876.0	574.1
		ブルドーザ	16ｔ	300.1	34	190.4	57.1
		モータグレーダ	ブレード 3.1m	176.5	68	380.8	67.2
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	327.6	34	190.4	62.4
		ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	141.1	102	571.2	80.6

※　日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。

表 6.5.28 (3)　浮遊粒子状物質年間排出量（年平均値）（第１期）

対象事業		建設機械の種類	規格	浮遊粒子状排出物排出係数原単位(g/h)	年間延べ稼働台数(台/年)	年間稼働時間(時間/年)	浮遊粒子状排出物年間排出量(kg/年)
公園整備事業		コンクリートポンプ車	10ｔ	22.4	3	16.8	0.4
		コンクリートミキサー車	8ｔ	13.8	3	16.8	0.2
		ダンプトラック	4ｔ	8.4	3	16.8	0.1
			10ｔ	15.2	192	1,075.2	16.4
		トラック	4ｔ	8.2	45	252.0	2.1
			8ｔ	11.5	3	16.8	0.2
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	7.4	21	117.6	0.9
		バックホウ	0.28 m^3	5.9	18	100.8	0.6
			0.45 m^3	7.2	42	235.2	1.7
			0.5 m^3級・吊2.9ｔ	9.1	12	67.2	0.6
			0.8 m^3	12.5	1278	7,156.8	89.2
		ブルドーザ	20ｔ	11.6	276	1,545.6	17.9
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	9.3	6	33.6	0.3
			45ｔ吊	22.7	18	100.8	2.3
墓園整備事業	外周道路	コンクリートポンプ車	10ｔ	22.4	164	918.4	20.6
		振動ローラ	11～12ｔ	12.9	44	246.4	3.2
		ダンプトラック	10ｔ	15.2	196	1,097.6	16.7
		バックホウ	0.09 m^3	4.2	98	548.8	2.3
			0.5 m^3級・吊2.9ｔ	9.1	15	84.0	0.8
			0.8 m^3	12.5	207	1,159.2	14.5
			1.4 m^3	13.7	100	560.0	7.7
		ブルドーザ	16ｔ	12.2	64	358.4	4.4
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	9.3	44	246.4	2.3
	墓園	アスファルトフィニッシャ	幅2.4～6.0m	8.1	18	100.8	0.8
		振動ローラ	3～4ｔ	4.2	174	974.4	4.1
		タイヤローラ	8～20ｔ	4.7	66	369.6	1.7
		ダンプトラック	10ｔ	15.2	168	940.8	14.3
		トラクタ	1ｔ	3.2	72	403.2	1.3
		トラック	4ｔ	8.2	12	67.2	0.5
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	7.4	684	3,830.4	28.3
		バックホウ	0.09 m^3	4.2	132	739.2	3.1
			0.28 m^3	5.9	96	537.6	3.2
			0.8 m^3	12.5	132	739.2	9.2
		小型バックホウ	0.13 m^3	5.9	384	2,150.4	12.6
		ブルドーザ	6ｔ	7.7	90	504.0	3.9
		モータグレーダ	ブレード3.1m	7.2	66	369.6	2.7
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	9.3	12	67.2	0.6
		ロードローラ	10ｔ、幅2.1m	6.2	66	369.6	2.3

※　日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

表 6.5.28（4）　浮遊粒子状物質年間排出量（年平均値）（第 2 期）

対象事業		建設機械の種類	規格	浮遊粒子状排出物排出係数原単位(g/h)	年間延べ稼働台数(台/年)	年間稼働時間(時間/年)	浮遊粒子状排出物年間排出量(kg/年)
公園整備事業		アースオーガ	φ450・吊 2.0ｔ	30.7	60	336.0	10.3
			オーガ出力 55kw	16.2	4	22.4	0.4
		アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	8.1	48	268.8	2.2
		高所作業車	25ｔ	19.2	48	268.8	5.1
		コンクリートポンプ車	10ｔ	22.4	41	229.6	5.1
		コンクリートミキサー車	8ｔ	13.8	571	3,197.6	44.1
		振動ローラ	0.8～1.1ｔ	2.0	24	134.4	0.3
			3～4ｔ	4.2	274	1,534.4	6.5
		セミトレーラ	32ｔ	25.4	38	212.8	5.4
		タイヤローラ	8～20ｔ	4.7	123	688.8	3.3
		ダンプトラック	10ｔ	15.2	285	1,596.0	24.3
		トラクタ	1ｔ	3.2	72	403.2	1.3
		トラック	4ｔ	8.2	21	117.6	1.0
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	7.4	286	1,601.6	11.8
		バックホウ	0.09 ㎥	4.2	268	1,500.8	6.4
			0.28 ㎥	5.9	394	2,206.4	13.1
			0.45 ㎥	7.2	4	22.4	0.2
			0.8 ㎥	12.5	576	3,225.6	40.2
		小型バックホウ	0.13 ㎥	5.9	252	1,411.2	8.3
		ブルドーザ	6ｔ	7.7	132	739.2	5.7
		モータグレーダ	ブレード 3.1m	7.2	123	688.8	5.0
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	9.3	36	201.6	1.9
		ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	6.2	123	688.8	4.3
		クローラクレーン	50～55ｔ吊	5.5	4	22.4	0.1
			300ｔ	37.8	288	1,612.8	61.0
		オールテレーンクレーン	100ｔ吊	8.6	18	100.8	0.9
墓園整備事業	外周道路	アースオーガ	φ450・吊 2.0ｔ	30.7	34	190.4	5.9
		アスファルトフィニッシャ	幅 2.4～6.0m	8.1	34	190.4	1.5
		コンクリートポンプ車	10ｔ	22.4	34	190.4	4.3
		振動ローラ	3～4ｔ	4.2	34	190.4	0.8
			11～12ｔ	12.9	34	190.4	2.5
		タイヤローラ	8～20ｔ	4.7	102	571.2	2.7
		ダンプトラック	10ｔ	15.2	39	218.4	3.3
		トラッククレーン	4.9ｔ吊	7.4	34	190.4	1.4
		バックホウ	0.09 ㎥	4.2	67	375.2	1.6
			0.11 ㎥	4.0	34	190.4	0.8
			0.8 ㎥	12.5	335	1,876.0	23.4
		ブルドーザ	16ｔ	12.2	34	190.4	2.3
		モータグレーダ	ブレード 3.1m	7.2	68	380.8	2.7
		ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	9.3	34	190.4	1.8
		ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	6.2	102	571.2	3.6

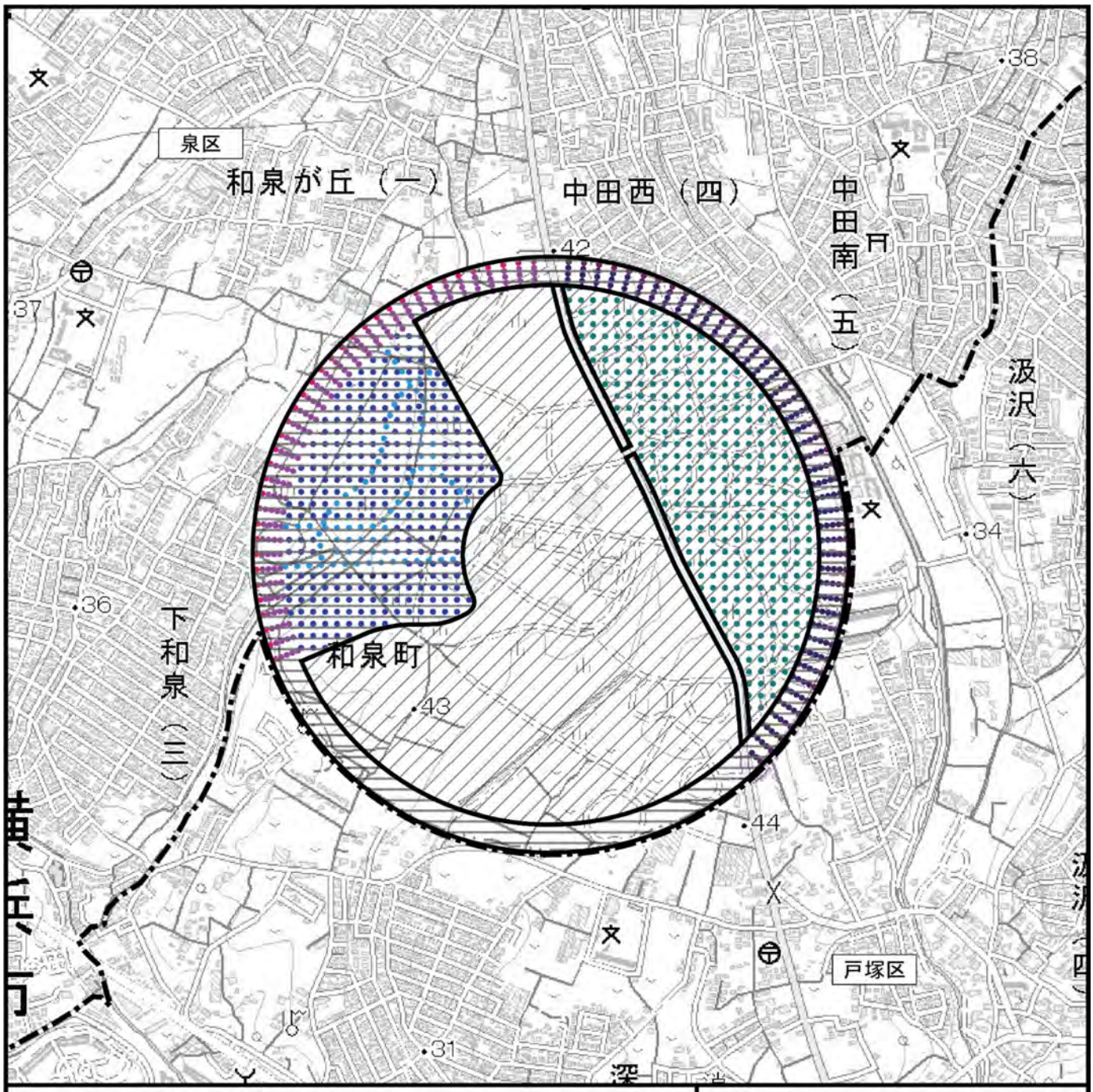
※　日稼働時間は 8 時間、稼働率は 70%として計算しました。

イ 排出源の位置

予測対象時期における公園及び墓園整備事業の建設機械は、作業中に適宜移動を繰り返すことから、施工範囲の最外側に点煙源をほぼ均等に設定しました。

また、作業範囲が広い工種については、作業中に適宜移動を繰り返すことから、排出源の位置は図 6.5.8 (1) ～ (2) に示すとおり、施工範囲内に点煙源をほぼ均等に設定しました。

また、建設機械の排出源の高さは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所、平成 25 年３月）に示される代表排気管高さを参考に、仮囲い＋1.0ｍとしました。



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▭：対象事業実施区域（墓園）

-·-·-：区　境

【排出源の位置】

公園事業

●：基盤整備工

墓園事業

●：園路広場工

●：墓園・施設整備工

●：墓園・植栽工

道路事業

●：排水工、土工法面工（東側）

●：排水工、付帯工、土工法面工（西側）

●：擁壁工（東側）

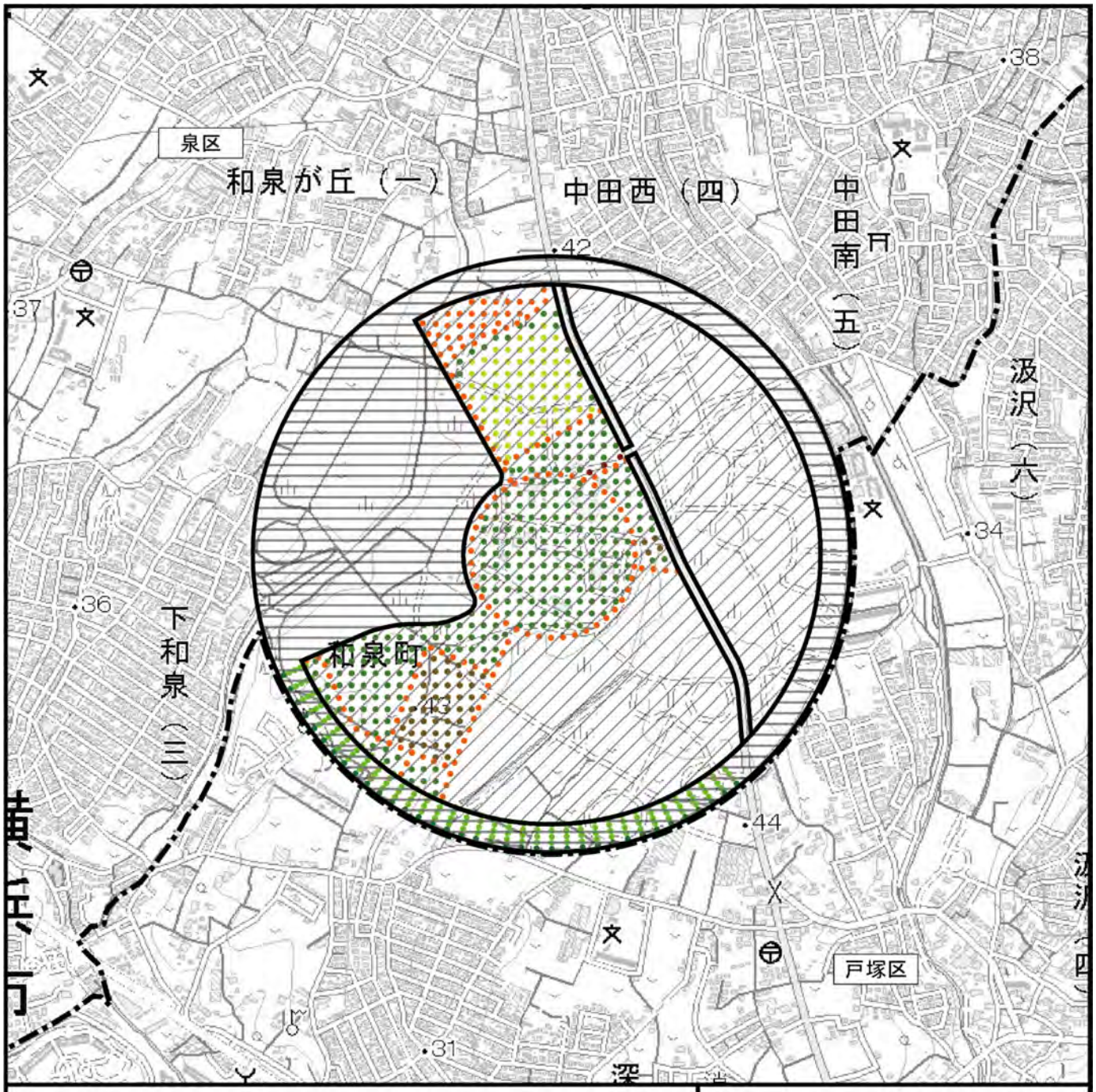
●：擁壁工（西側）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.5.8（1）
建設機械の排出源の位置（第１期）



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

-·-·-·：区　境

【排出源の位置】

公園事業

- ：公園橋工
- ：園路広場工
- ：建築工
- ：施設整備工
- ：植栽工

道路事業

- ：土工法面工、排水工、付帯工、舗装工
- ：擁壁工

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.5.8（2）
建設機械の排出源の位置（第 2 期）

ウ 気象条件

予測に用いる気象条件のうち、風向・風速は、対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、地形的にも対象事業実施区域周辺と同様の状況に位置する戸塚区汲沢測定局（対象事業実施区域の東側約 1.1km、観測高さ地上 20m）のデータを用いました。また、日射量は中区本牧大里町測定局（旧中区本牧測定局）のデータを用いました。放射収支量は金沢区富岡東測定局（旧金沢区長浜）が令和元年９月以降欠測となっていたため、大気安定度を最も出現頻度の高いＤ（中立）と設定しました。予測に用いた大気安定度は、表 6.5.29 に示した頻度を用いました。

なお、排出源高さにおける風速については、風速の鉛直分布がべき法則に従うものとして、風速の高さ補正を次式により行いました。補正に用いたべき指数は、表 6.5.30 に示すアメリカ合衆国環境保護庁（EPA）が提案しているパスキル安定度階級別のべき指数を用いました。年平均値の予測に用いる気象条件は「資料編　2.2 大気質」(p.資 2.2-18)に示すとおりです。

表 6.5.29　安定度階級分類

風速（u）m/s	日射量（T）kW/㎡				放射収支量（Q)）kW/㎡		
	T≧0.60	0.60>T ≧0.30	0.30>T ≧0.15	0.15>T	Q≧-0.020	-0.020>Q ≧-0.040	-0.040>Q
u<2	A	A-B	B	D	D	G	G
2≦u<3	A-B	B	C	D	D	E	F
3≦u<4	B	B-C	C	D	D	D	E
4≦u<6	C	C-D	D	D	D	D	D
6≦u	C	D	D	D	D	D	D

$$U = U_0 (H/H_0)^P$$

U　：排出源高さH（m）の風速（m/s）

U_0　：基準高さH_0（m）の風速（m/s）

H　：排出源の高さ（m）

H_0　：基準とする高さ（=18）（m）

p　：べき指数

表 6.5.30　パスキル大気安定度別のべき指数

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 p	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター、平成 12 年 12 月）

エ 窒素酸化物（NO_X）濃度から二酸化窒素（NO_2）濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、統計モデルを使用しました。

統計モデルは、本市に設置された大気汚染常時監視測定局における５年間（令和元年度～令和５年度）の測定結果から、自排局と最寄りの一般局の年平均値の差を回帰分析して算出しました。詳細は「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-19～p.資 2.2-20）に示します。

オ 年平均値から日平均値（年間 98%値または年間２%除外値）への変換

年平均値から日平均値への換算式は、対象事業実施区域近傍の一般局における近年５年間（令和元年度～令和５年度）の測定結果を用いて、換算式を算出しました。詳細は「資料編 2.2 大気質」（p.資 2.2-20～p.資 2.2-21）に示します。

表 6.5.31　年平均値から日平均値（年間 98%値または年間 2%除外値）への換算式

項目	換算式
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値　＝　0.8377　×　年平均値　＋　0.0183
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値　＝　0.8016　×　年平均値　＋　0.0252

カ バックグラウンド濃度の設定

対象事業実施区域最寄りの一般局である戸塚区汲沢測定局における近年５年間（令和元年度～令和５年度）の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値は、表 6.5.32 に示すとおりです。

年平均値の推移をみると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともにおおむね横ばいであったことから、バックグラウンド濃度は、戸塚区汲沢測定局における近年５年間の年平均値を用いることとし、二酸化窒素は 0.011ppm、浮遊粒子状物質は 0.015 mg/m³としました。

表 6.5.32　バックグラウンド濃度

測定局	年度	バックグラウンド濃度	
		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)
戸塚区 汲沢	令和元年度	0.012	0.016
	令和 2 年度	0.012	0.015
	令和 3 年度	0.011	0.014
	令和 4 年度	0.011	0.015
	令和 5 年度	0.009	0.015
	平均値	0.011	0.015

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.5.33 (1) ～ (3) 及び表 6.5.34 (1) ～ (3) に示すとおりです。

建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される１年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに第１期では北東側敷地境界上、第２期では南西側敷地境界上に出現すると考えられます。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の寄与濃度は、公園整備事業では第２期に二酸化窒素は最大 0.00112ppm、浮遊粒子状物質は最大 0.00015 mg/㎥となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 9.3%、浮遊粒子状物質で 1.0%と予測します。

墓園整備事業では第２期に二酸化窒素は最大 0.00040ppm、浮遊粒子状物質は最大 0.00006 mg/㎥となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 3.5%、浮遊粒子状物質で 0.4%と予測します。

合計では二酸化窒素は最大 0.00152ppm、浮遊粒子状物質は最大 0.00022 mg/㎥となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 12.1%、浮遊粒子状物質で 1.4%と予測します。

表 6.5.33 (1)　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第１期・公園整備事業）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	整備工事着手後 4～15 か月目	北東側敷地境界	0.011	0.00043	0.01143	3.8%
浮遊粒子状物質 (mg/㎥)		北東側敷地境界	0.015	0.00006	0.01506	0.4%

表 6.5.33 (2)　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第１期・墓園整備事業）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	整備工事着手後 墓園：37～48 道路： 3～14 2～13 か月目	北東側敷地境界	0.011	0.00034	0.01134	3.0%
浮遊粒子状物質 (mg/㎥)		北東側敷地境界	0.015	0.00004	0.01504	0.3%

表 6.5.33（3）　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第 1 期・合計）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	整備工事着手後 公園： 4～15 墓園：37～48 道路： 3～14 2～13 か月目	北東側敷地境界	0.011	0.00077	0.01177	6.5%
浮遊粒子状物質（mg/m³）		北東側敷地境界	0.015	0.00010	0.01510	0.7%

※　表内の数値は、有効桁数により表記されている数字と若干異なります。

表 6.5.34（1）　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第 2 期・公園整備事業）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	整備工事着手後 103～114 か月目	南西側敷地境界	0.011	0.00112	0.01212	9.3%
浮遊粒子状物質（mg/m³）		南西側敷地境界	0.015	0.00015	0.01525	1.0%

表 6.5.34（2）　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第 2 期・墓園整備事業）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	整備工事着手後 道路：63～74 か月目	南西側敷地境界	0.011	0.00040	0.01140	3.5%
浮遊粒子状物質（mg/m³）		南西側敷地境界	0.015	0.00006	0.01506	0.4%

表 6.5.34（3）　建設機械の稼働に伴う大気質濃度（第 2 期・合計）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素（ppm）	整備工事着手後 公園：103～114 道路： 63～ 74 か月目	南西側敷地境界	0.011	0.00152	0.01252	12.1%
浮遊粒子状物質（mg/m³）		南西側敷地境界	0.015	0.00022	0.01522	1.4%

※　表内の数値は、有効桁数により表記されている数字と若干異なります。

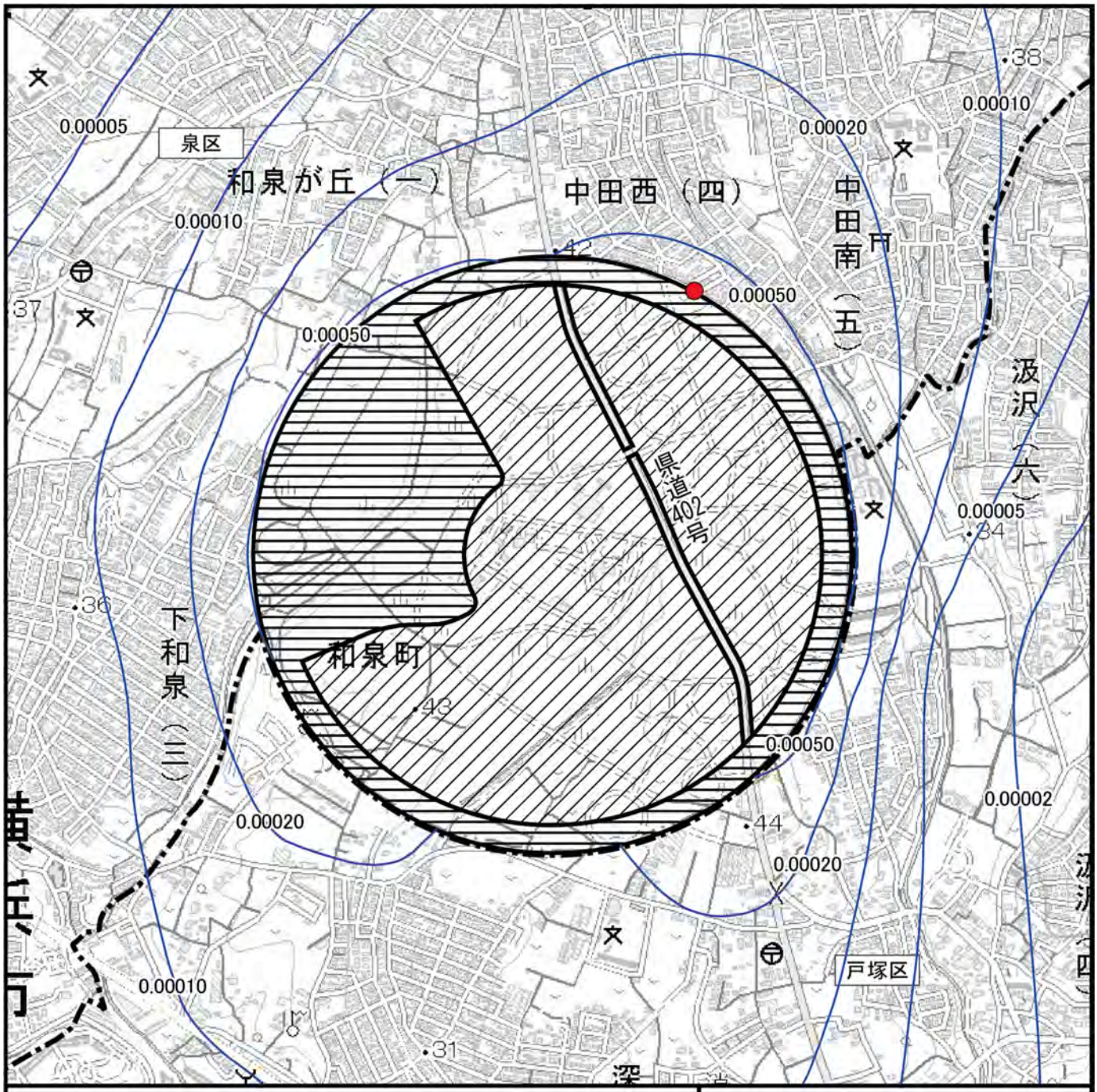


図 6.5.9（1）
建設機械の稼働に伴う大気質濃度
（二酸化窒素）（第１期）

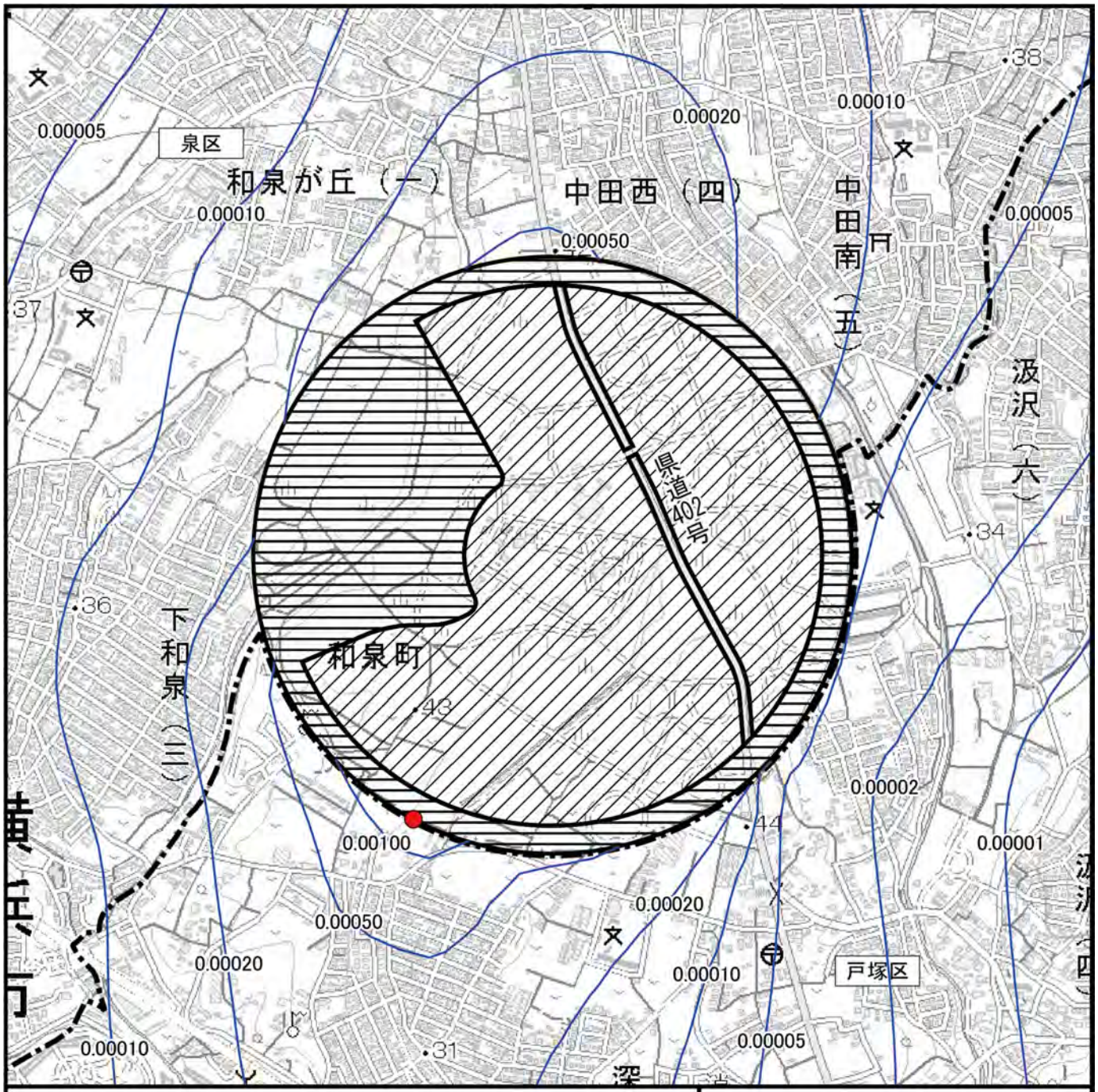
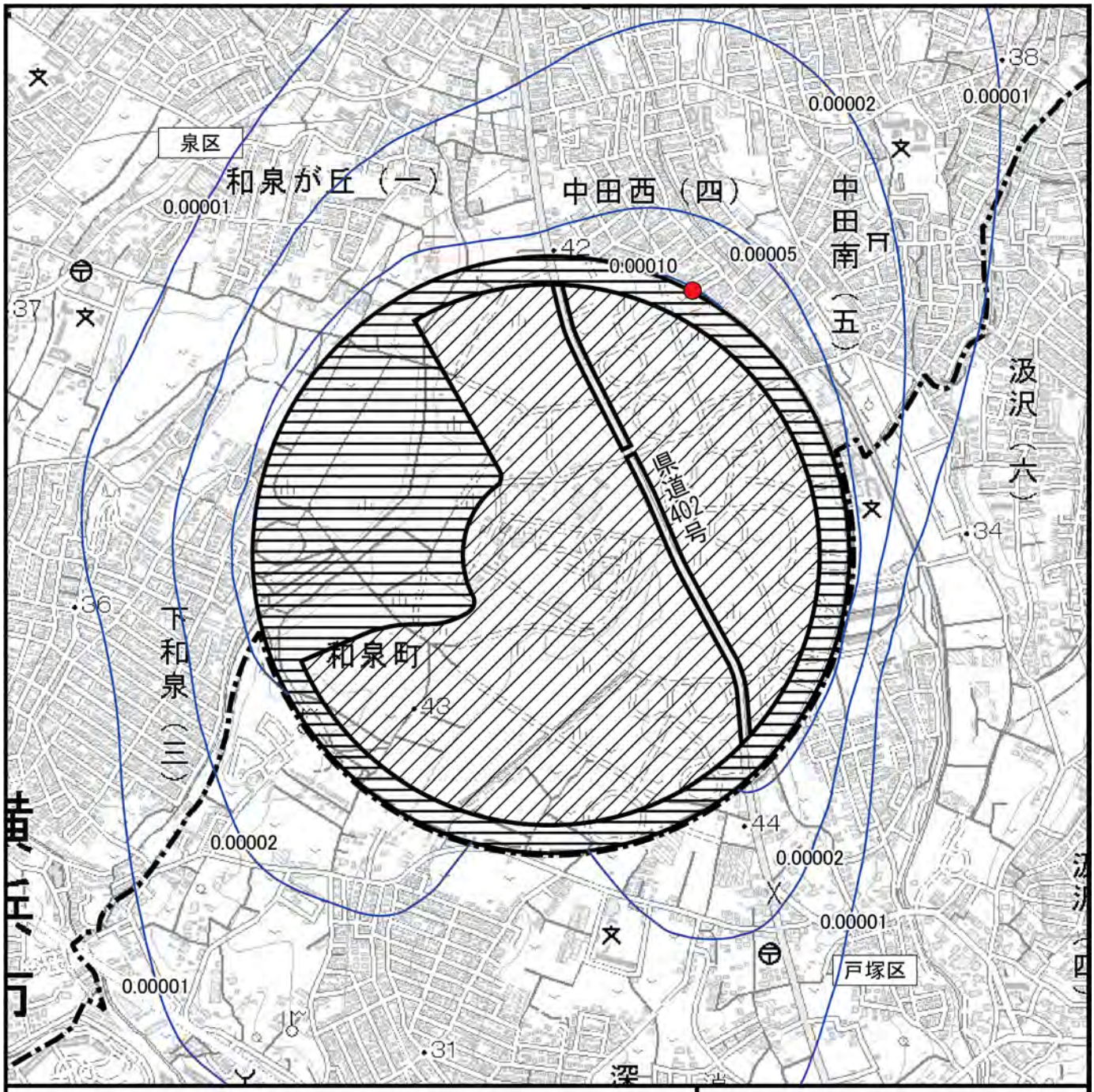


図 6.5.9（2）
建設機械の稼働に伴う大気質濃度
（二酸化窒素）（第 2 期）



凡　例

- ▨：対象事業実施区域（公園）
- ▤：対象事業実施区域（墓園）
- ----：区　境
- ●：最大着地濃度（年平均値）の出現地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.5.10（1）
建設機械の稼働に伴う大気質濃度
（浮遊粒子状物質）（第１期）

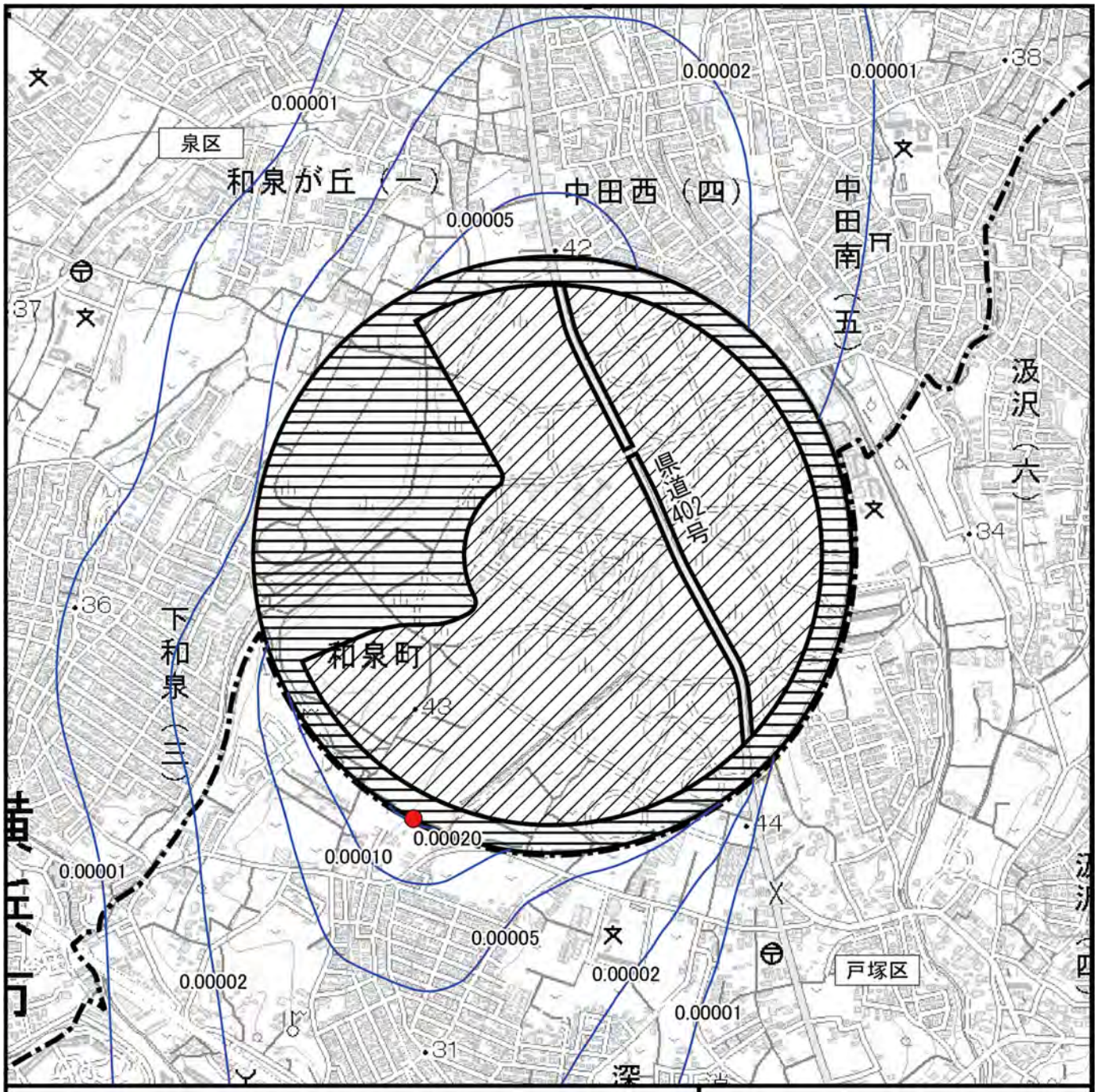


図 6.5.10（2）
建設機械の稼働に伴う大気質濃度
（浮遊粒子状物質）（第 2 期）

予測した年平均値を環境基準と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、２%除外値）への換算結果は、表 6.5.35（1）～（3）及び表 6.5.36（1）～（3）に示すとおりです。

公園整備事業では、二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0279～0.0285ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03727～0.03734 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

墓園整備事業では、二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0278ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03723～0.03726 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

合計では、二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.282～0.288ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03731～0.03740 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

表 6.5.35（1）　年平均値から日平均値への換算結果（第１期・公園整備事業）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01143	0.0279	0.01506	0.03727

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.35（2）　年平均値から日平均値への換算結果（第１期・墓園整備事業）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01134	0.0278	0.01504	0.03726

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.35（3）　年平均値から日平均値への換算結果（第１期・合計）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01177	0.0282	0.01510	0.03731

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。
※　表内の数値は、有効桁数により表記されている数字と若干異なります。

表 6.5.36（1）　年平均値から日平均値への換算結果（第 2 期・公園整備事業）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01212	0.0285	0.01515	0.03734

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.36（2）　年平均値から日平均値への換算結果（第 2 期・墓園整備事業）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01140	0.0278	0.01506	0.03723

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.36（3）　年平均値から日平均値への換算結果（第 2 期・合計）

予測項目	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
	年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.01252	0.0288	0.01522	0.03740

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。
※　表内の数値は、有効桁数により表記されている数字と若干異なります。

(3) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）濃度

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

② 予測地域・地点

予測地点は工事用車両の走行ルート沿道として想定される地点１、２の２地点（図 6.5.1 p.6.5-6）としました。

また、予測高さは地上 1.5mとしました。

③ 予測時期

予測時期は、表 6.5.37 に示すとおり、工事用車両の走行台数が多い第０期、第１期、第２期を対象とし、各事業における工事用車両の走行による影響がそれぞれ最大となる時期が同時期に重なった場合としました。

なお、予測時期の設定根拠は、「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-15～p.資 2.2-17）に示すとおりです。

表 6.5.37　予測対象時期

予測地点	道路名	予測対象時期		
		第 0 期	第 1 期	第 2 期
地点 1	県道 402 号（北側）	準備工開始後 11 か月目 を含む 1 年間	整備工事着手後 公園　：13 か月目 墓園　：1 か月目 外周道路：3 か月目 を含む 1 年間	整備工事着手後 公園　：85 か月目 外周道路：63 か月目 を含む 1 年間
地点 2	県道 402 号（南側）			

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第714号、土木研究所資料第4254号、平成25年３月)に示されている大気拡散式（プルーム・パフ式）により年平均値を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.5.11 に示すとおりです。

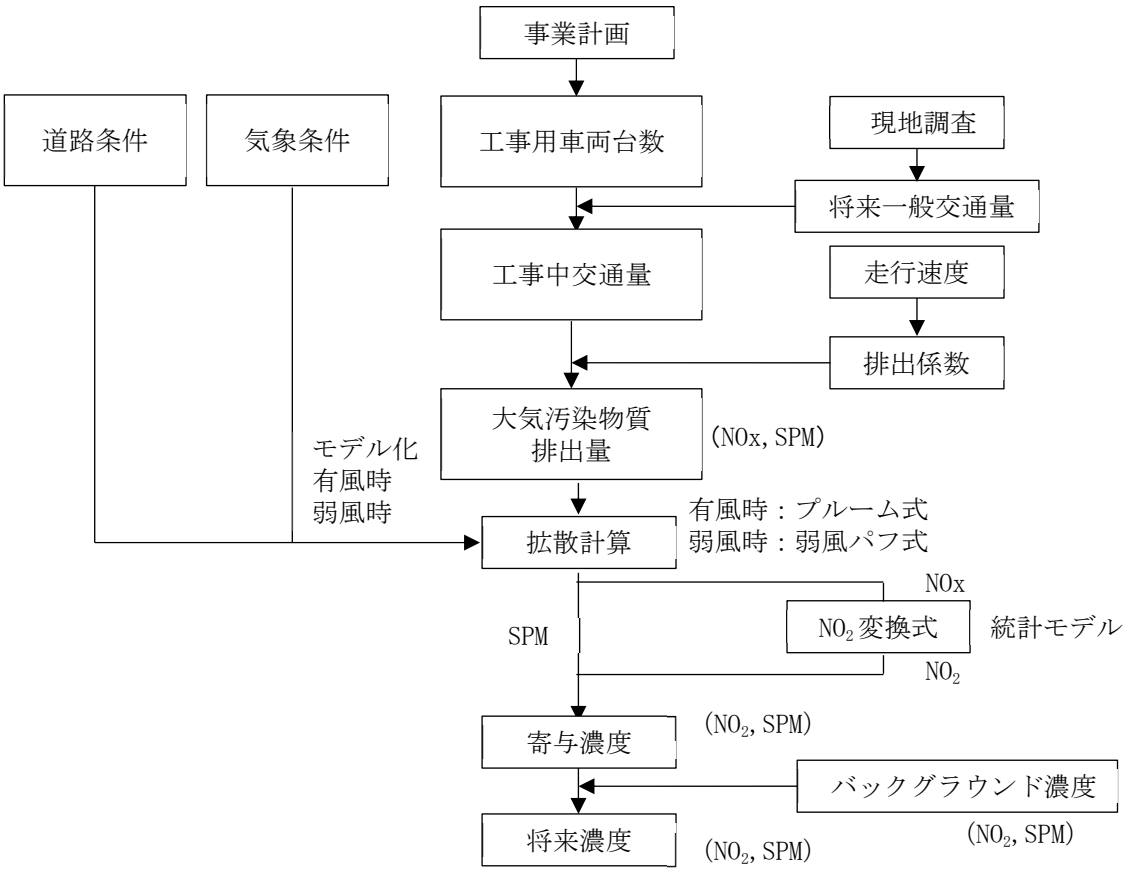


図 6.5.11　予測手順（工事用車両の走行に伴う大気質濃度）

イ 予測手法

年平均値の予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年３月)に基づき、有風時(風速１m/s を超える場合)にはプルーム式、弱風時(風速 1.0m/s 以下)にはパフ式を利用した点煙源拡散式としました。

ウ 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

【有風時:プルーム式】

$$C(x,y,z)=\frac{Q}{2\pi\cdot u\cdot\sigma_y\cdot\sigma_z}\cdot exp\left(-\frac{y^2}{2{\sigma_y}^2}\right)\left[exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}+exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

x	：	風向に沿った風下距離（m）
y	：	x 軸に直角な水平距離（m）
z	：	x 軸に直角な鉛直距離（m）
$C(x,y,z)$	：	地点（x, y, z）における窒素酸化物濃度（ppm） （又は浮遊粒子状物質濃度（mg/m³））
Q	：	点煙源の窒素酸化物の排出量（ml/s） （又は浮遊粒子状物質の排出量（mg/s））
u	：	平均風速（m/s）
H	：	排出源の有効煙突高さ（m）
σ_y,σ_z	：	水平(y軸)、鉛直(z軸)方向の拡散幅（m）

（拡散幅の設定）

・水平方向の拡散幅σ_y （m）

$$\sigma_y=\frac{W}{2}+0.46L^{0.81}\qquad\left(X\geq\frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_y=\frac{W}{2}\qquad\left(X<\frac{W}{2}\right)$$

・鉛直方向の拡散幅σ_z （m）

$$\sigma_z=\sigma_{z0}+0.31L^{0.83}\qquad\left(X\geq\frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_z=\sigma_{z0}\qquad\left(X<\frac{W}{2}\right)$$

σ_{z0}	：	鉛直方向初期拡散幅（m）（遮音壁のない場合σ_{z0}=1.5）
W	：	車道部幅員(m)
L	：	車道部端からの距離(m)
X	：	風向に沿った風下距離（m）

【弱風時:パフ式】

$$C(x,y,z)=\frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\cdot\alpha^2\cdot\gamma}\cdot\left[\frac{1-exp\left(-\frac{l}{{t_0}^2}\right)}{2l}+\frac{1-exp\left(-\frac{m}{{t_0}^2}\right)}{2m}\right]$$

$$\because 1=\frac{1}{2}\left[\frac{x^2+y^2}{\alpha^2}+\frac{(z-H)^2}{\gamma^2}\right] \quad 、 \quad m=\frac{1}{2}\left[\frac{x^2+y^2}{\alpha^2}+\frac{(z+H)^2}{\gamma^2}\right]$$

α,γ : 拡散幅に関する係数

α ＝0.3、 γ ＝0.18（昼間）、0.09（夜間）

t_0 : 初期拡散幅に相当する時間（=W/2α）

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

工事中の予測交通量は、表 6.5.38（1）～（3）に示すとおり設定しました。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の工事中一般交通量に公園及び墓園整備事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年おおむね横ばいまたは減少傾向にありますが、安全側の観点で工事中一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました。

公園及び墓園整備事業の工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月の台数を用い、予測にあたっては、この交通量が１年間続くものとしました（「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-15～p.資 2.2-17）参照）。

表 6.5.38（1）　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第０期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				工事中一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	37	346
			小型車	4,726	8	4,734
			合計	5,035	45	5,080
		南行	大型車	435	37	472
			小型車	5,740	8	5,748
			合計	6,175	45	6,220
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	257	547
			小型車	4,487	8	4,495
			合計	4,777	265	5,042
		南行	大型車	403	257	660
			小型車	5,706	8	5,714
			合計	6,109	265	6,374

表 6.5.38 (2)　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 1 期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量			
				工事中一般交通量	工事用車両台数		工事中交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	28	16	353
			小型車	4,726	9	3	4,738
			合計	5,035	37	19	5,091
		南行	大型車	435	28	16	479
			小型車	5,740	9	3	5,752
			合計	6,175	37	19	6,231
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	118	134	542
			小型車	4,487	10	4	4,501
			合計	4,777	128	138	5,043
		南行	大型車	403	118	134	655
			小型車	5,706	10	4	5,720
			合計	6,109	128	138	6,375

表 6.5.38 (2)　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 2 期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量					
				工事中一般交通量	工事用車両台数		来園車両等台数		工事中交通量
					公園	墓園	公園	墓園	
				A	B	C	D	E	A+B+C+D+E
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	27	7	0	0	343
			小型車	4,726	9	2	236	64	5,037
			合計	5,035	36	9	236	64	5,380
		南行	大型車	435	27	7	0	0	469
			小型車	5,740	9	2	236	64	6,051
			合計	6,175	36	9	236	64	6,520
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	122	67	0	0	479
			小型車	4,487	9	3	373	96	4,968
			合計	4,777	131	70	373	96	5,447
		南行	大型車	403	122	67	0	0	592
			小型車	5,706	9	3	373	96	6,187
			合計	6,109	131	70	373	96	6,779

イ 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.5.12（1）～（2）に示すとおりです。

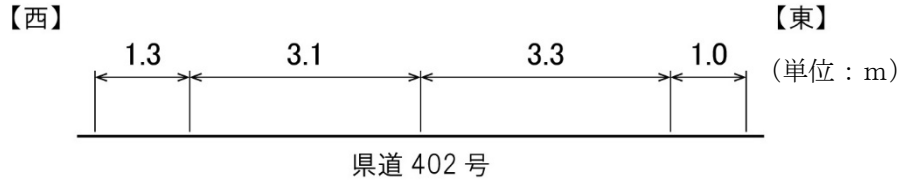


図 6.5.12（1）　予測地点の断面図（地点 1）

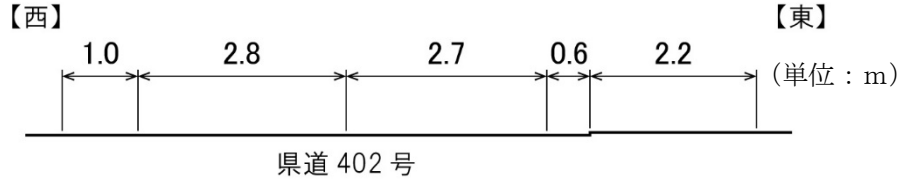


図 6.5.12（2）　予測地点の断面図（地点 2）

ウ 走行速度

走行速度は、各予測地点に面する道路の規制速度とし、表 6.5.39 に示すとおりです。

表 6.5.39　走行速度

（単位：km/h）

予測地点	走行速度
地点 1（県道 402 号北側）	40
地点 2（県道 402 号南側）	40

エ 自動車排出係数

自動車排出係数は、「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号)道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 24 年２月)に示されている自動車排出係数を用いました(表 6.5.40 参照)。

表 6.5.40　自動車排出係数（2025 年次）

項目	走行速度 (km/h)	排出係数（g/km・台）	
		小型車	大型車
窒素酸化物	40	0.049	0.432
	50	0.042	0.361
浮遊粒子状物質	40	0.000548	0.006958
	50	0.000377	0.005798

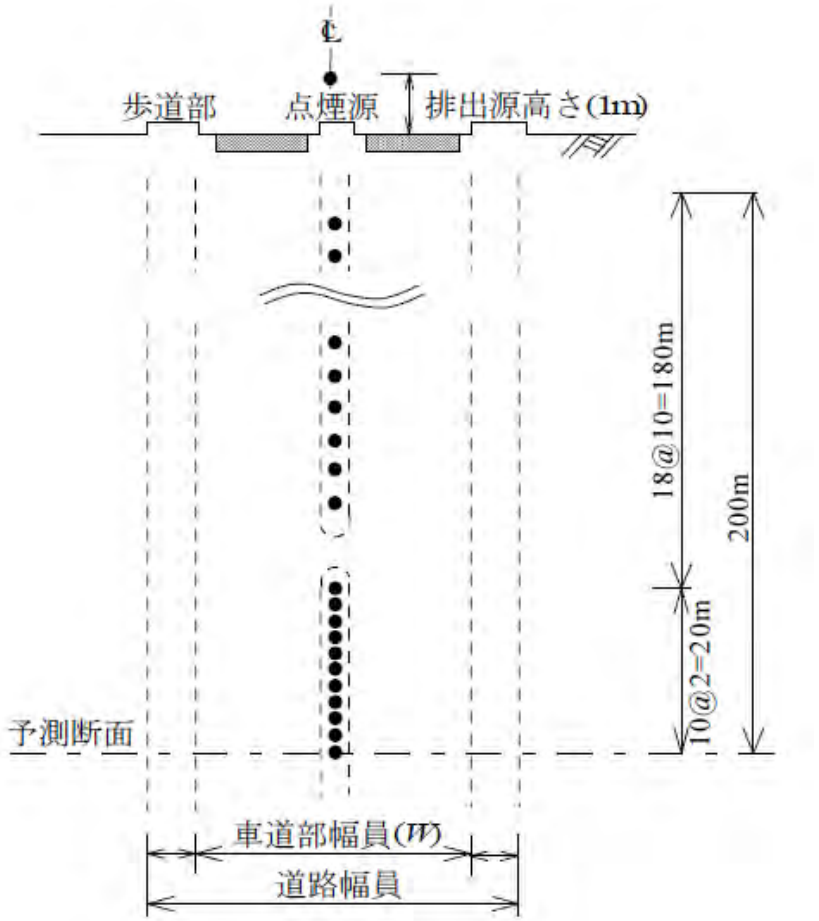
資料：「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号)　道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 24 年 2 月）

オ 排出源の位置

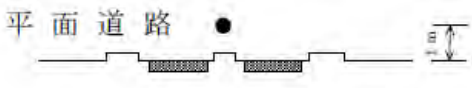
排出源の位置は、図 6.5.13 に示すとおりです。排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20mは２m間隔、その両側 180mは 10m間隔で前後 400mにわたる配置としました。

排出源の高さは、路面より 1.0mとして設定しました。

①平面図



②断面図（点煙源は、道路中央で路面から 1.0mの高さに置く。）



資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」
（国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年 3 月）

図 6.5.13　点煙源の配置

カ 排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました(p.6.5-38 参照)。

キ 気象条件

予測に用いた気象条件は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-38 参照)。気象条件の整理にあたっては、排出源高さ（地上＋1.0m）における風速に換算したうえで、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました（「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-32～p.資 2.2-33）参照)。

ク 窒素酸化物濃度の二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-39 参照)。

ケ 年平均値から日平均値（年間 98%値または年間２%除外値）への変換

年平均値から日平均値（年間 98%値または年間２%除外値）への変換は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました（p.6.5-39 参照)。

コ バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-39 参照)。

⑥ 予測結果

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.5.41（1）～（3）及び表 6.5.42（1）～（3）に示すとおりです。公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両の走行に伴う将来濃度（年平均値）は、公園整備事業では、二酸化窒素で 0.0116～0.0119ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01506 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.18～1.11%程度、浮遊粒子状物質で 0.01～0.07%程度であると予測します。

墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.0116～0.0119ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01506 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.07～0.92%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.06%程度であると予測します。

合計では、二酸化窒素で 0.0117～0.0120ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01507 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.30～2.01%、浮遊粒子状物質で 0.02～0.14%と予測します。

表 6.5.41（1） 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（公園整備事業）

（単位：ppm）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第1期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00002	0.0117	0.19%
		東側		0.0006	0.00002	0.0117	0.18%
	地点2	西側		0.0007	0.00009	0.0118	0.77%
		東側		0.0006	0.00007	0.0116	0.56%
第2期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00005	0.0117	0.39%
		東側		0.0006	0.00004	0.0117	0.38%
	地点2	西側		0.0007	0.00013	0.0119	1.11%
		東側		0.0006	0.00010	0.0116	0.82%

※ 寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.5.41（2） 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（墓園整備事業）

（単位：ppm）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第1期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00002	0.0117	0.13%
		東側		0.0006	0.00001	0.0117	0.12%
	地点2	西側		0.0007	0.00010	0.0119	0.88%
		東側		0.0006	0.00007	0.0116	0.64%
第2期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00001	0.0117	0.07%
		東側		0.0006	0.00001	0.0117	0.07%
	地点2	西側		0.0007	0.00011	0.0119	0.92%
		東側		0.0006	0.00008	0.0116	0.67%

※ 寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.5.41（3）　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（合計）

（単位：ppm）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第0期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00006	0.0118	0.53%
		東側		0.0006	0.00006	0.0117	0.49%
	地点2	西側		0.0007	0.00023	0.0120	1.93%
		東側		0.0006	0.00017	0.0117	1.42%
第1期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00004	0.0117	0.32%
		東側		0.0006	0.00004	0.0117	0.30%
	地点2	西側		0.0007	0.00020	0.0119	1.64%
		東側		0.0006	0.00014	0.0117	1.20%
第2期	地点1	西側	0.011	0.0007	0.00005	0.0118	0.47%
		東側		0.0006	0.00005	0.0117	0.44%
	地点2	西側		0.0007	0.00024	0.0120	2.01%
		東側		0.0006	0.00017	0.0117	1.48%

※　寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.5.42（1）　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（公園整備事業）

（単位：mg/m³）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第1期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.01%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.01%
	地点2	西側		0.00005	0.00001	0.01506	0.05%
		東側		0.00003	0.00001	0.01504	0.04%
第2期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.02%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.02%
	地点2	西側		0.00005	0.00001	0.01506	0.07%
		東側		0.00003	0.00001	0.01504	0.05%

※　寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。
※　工事用車両による寄与濃度について、表記は小数第5位まで0となっていますが、実際には微小な数値がありゼロではありません。

表 6.5.42（2）　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（墓園整備事業）

（単位：mg/m³）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第1期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.01%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.01%
	地点2	西側		0.00005	0.00001	0.01506	0.06%
		東側		0.00003	0.00001	0.01504	0.04%
第2期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.00%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.00%
	地点2	西側		0.00005	0.00001	0.01506	0.06%
		東側		0.00003	0.00001	0.01504	0.04%

※　寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。
※　工事用車両による寄与濃度について、表記は小数第5位まで0となっていますが、実際には微小な数値がありゼロではありません。

表 6.5.42（3）　工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（合計）

（単位：mg/m³）

予測時期	予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	工事中一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率※
第0期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00001	0.01505	0.04%
		東側		0.00004	0.00000	0.01505	0.03%
	地点2	西側		0.00005	0.00002	0.01507	0.14%
		東側		0.00003	0.00001	0.01505	0.09%
第1期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.02%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.02%
	地点2	西側		0.00005	0.00002	0.01507	0.11%
		東側		0.00003	0.00001	0.01505	0.08%
第2期	地点1	西側	0.015	0.00005	0.00000	0.01505	0.03%
		東側		0.00004	0.00000	0.01504	0.03%
	地点2	西側		0.00005	0.00002	0.01507	0.13%
		東側		0.00003	0.00001	0.01505	0.09%

※　寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。
※　工事用車両による寄与濃度について、表記は小数第5位まで0となっていますが、実際には微小な数値がありゼロではありません。

予測した年平均値を環境基準と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）への換算結果は、表 6.5.43（1）～（3）に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.5-39参照)。

公園整備事業では、年平均値は日平均値の年間98%値で0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.03726～0.03727 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10 mg/m³以下）に適合しています。

墓園整備事業では、年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03726～0.03727 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

合計では、平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0281～0.283ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03726～0.03728 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

表 6.5.43（1）　年平均値から日平均値への換算結果（公園整備事業）

予測時期	予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
第1期	地点 1	西側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点 2	西側	0.0118	0.0282	0.01506	0.03727
		東側	0.0116	0.0280	0.01504	0.03726
第2期	地点 1	西側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点 2	西側	0.0119	0.0282	0.01506	0.03727
		東側	0.0116	0.0281	0.01504	0.03726

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.43（2）　年平均値から日平均値への換算結果（墓園整備事業）

予測時期	予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
第1期	地点 1	西側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点 2	西側	0.0119	0.0282	0.01506	0.03727
		東側	0.0116	0.0280	0.01504	0.03726
第2期	地点 1	西側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点 2	西側	0.0119	0.0282	0.01506	0.03727
		東側	0.0116	0.0280	0.01504	0.03726

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.43 (3)　年平均値から日平均値への換算結果（合計）

予測時期	予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
			年平均値（予測結果）	日平均値の年間98%値	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値
第0期	地点1	西側	0.0118	0.0282	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
	地点2	西側	0.0120	0.0283	0.01507	0.03728
		東側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
第1期	地点1	西側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点2	西側	0.0119	0.0283	0.01507	0.03728
		東側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726
第2期	地点1	西側	0.0118	0.0281	0.01505	0.03726
		東側	0.0117	0.0281	0.01504	0.03726
	地点2	西側	0.0120	0.0283	0.01507	0.03728
		東側	0.0117	0.0281	0.01505	0.03726

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

(4) 来園車両等の走行に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）濃度

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

② 予測地域・地点

予測地点は来園車両等の走行ルート沿道として想定される道路沿道の４地点（図 6.5.14参照）としました。

また、予測高さは地上1.5mとしました。

③ 予測時期

予測対象時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常になる時期としました。

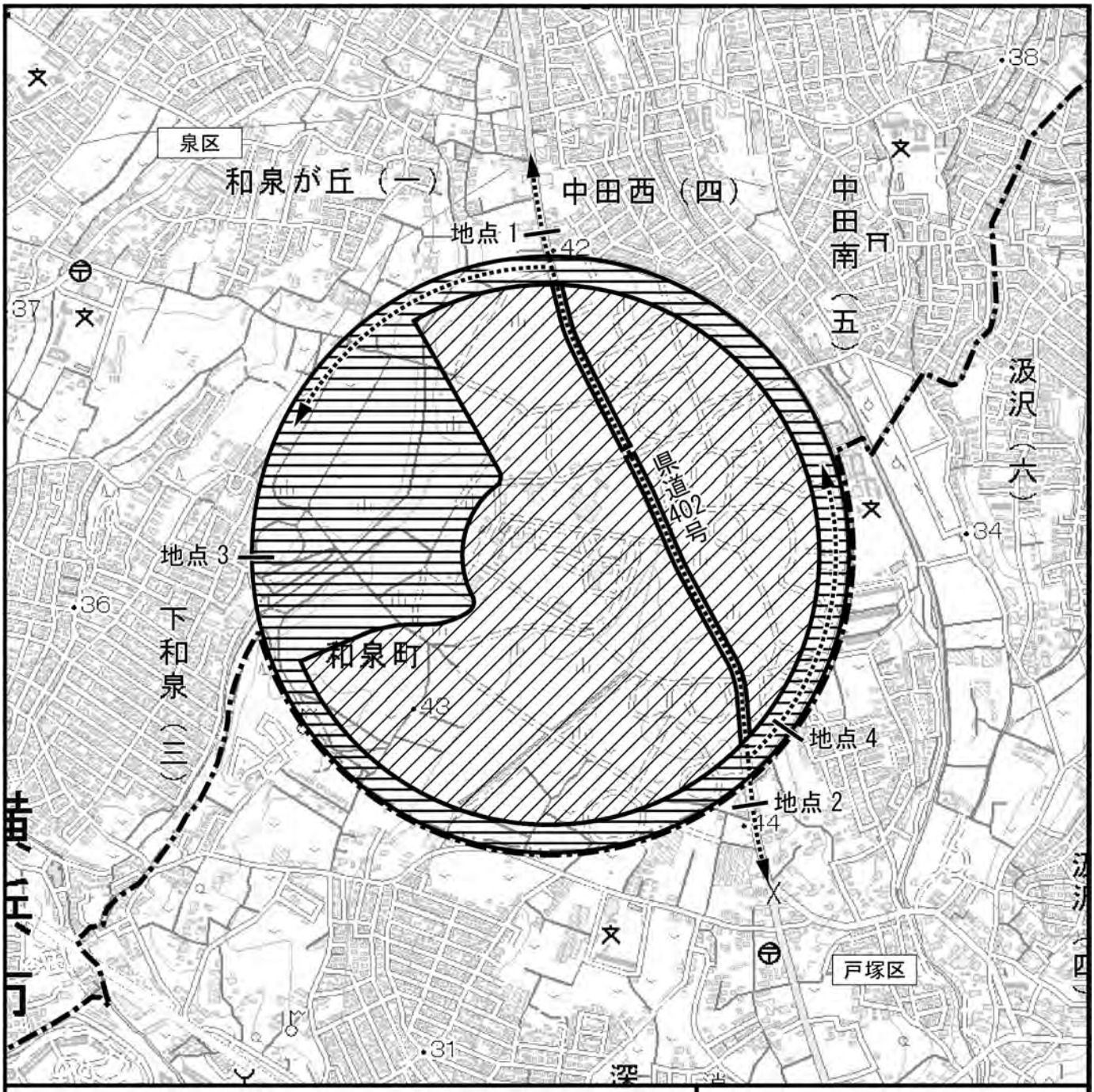


図 6.5.14　予測地点
（来園車両の走行に伴う大気質濃度）

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第714号、土木研究所資料第4254号、平成25年3月)に示されている大気拡散式（プルーム・パフ式）により年平均値を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.5.15 に示すとおりです。

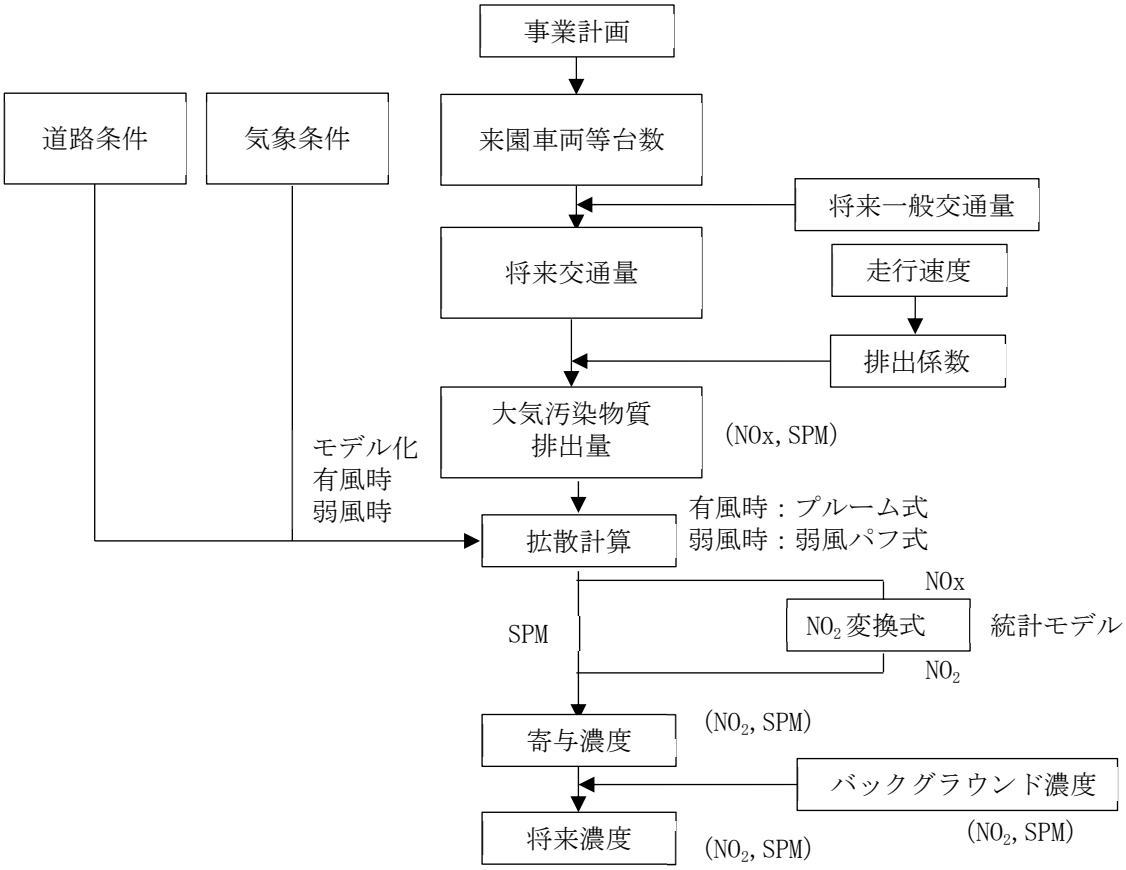


図 6.5.15　予測手順（来園車両等の走行に伴う大気質濃度）

イ 予測式

予測式は、「②工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」と同様としました。

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

供用時の予測交通量は、表 6.5.44（1）～（3）に示すとおり設定しました。

将来一般交通量は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」(p.3-49～p.3-50 参照）に示したとおり、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向(伸び)が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと想定しました。

来園車両等のうち公園利用者による来園車両は、平日 1,180 台/日（片道)、休日 1,840 台/日（片道)、公園管理等の業務関係車両については、平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました。公園については混雑期を設定せず、混雑期の予測には休日の来園車両台数を用いました。また、来園車両等のうち墓園利用者による来園車両は、平日 150 台/日（片道)、休日 420 台/日（片道)、混雑期 2,348 台/日（片道）墓園管理等の業務関係車両については、平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました（「資料編　2.2 大気質」(p.資 2.2-22～p.資 2.2-26）参照)。

表 6.5.44（1）　予測交通量（来園車両等の走行に伴う大気質濃度（平日））

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	0	0	309
			小型車	4,726	462	64	5,252
			合計	5,035	462	64	5,561
		南行	大型車	435	0	0	435
			小型車	5,740	462	64	6,266
			合計	6,175	462	64	6,701
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	0	0	290
			小型車	4,487	728	96	5,311
			合計	4,777	728	96	5,601
		南行	大型車	403	0	0	403
			小型車	5,706	728	96	6,530
			合計	6,109	728	96	6,933
地点 3	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	581	160	741
			合計	0	581	160	741
地点 4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	41	0	0	41
			小型車	836	0	0	836
			合計	877	0	0	877
		内回り (反時計回り)	大型車	36	0	0	36
			小型車	634	599	0	1,233
			合計	670	599	0	1,269

表 6.5.44（2）　予測交通量（来園車両等の走行に伴う大気質濃度（休日））

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点1	県道402号	北行	大型車	125	0	0	125
			小型車	4,550	718	171	5,439
			合計	4,675	718	171	5,564
		南行	大型車	160	0	0	160
			小型車	5,264	718	171	6,153
			合計	5,424	718	171	6,313
地点2	県道402号	北行	大型車	131	6	0	137
			小型車	4,181	1,126	259	5,566
			合計	4,312	1,132	259	5,703
		南行	大型車	161	6	0	167
			小型車	5,247	1,126	259	6,632
			合計	5,408	1,132	259	6,799
地点3	外周道路	外回り（時計回り）	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り（反時計回り）	大型車	0	3	0	3
			小型車	0	903	430	1,333
			合計	0	906	430	1,336
地点4	外周道路	外回り（時計回り）	大型車	6	0	0	6
			小型車	866	0	0	866
			合計	872	0	0	872
		内回り（反時計回り）	大型車	6	3	0	9
			小型車	560	931	0	1,491
			合計	566	934	0	1,500

表 6.5.44（3）　予測交通量（来園車両等の走行に伴う大気質濃度（混雑期））

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点1	県道402号	北行	大型車	125	0	6	131
			小型車	4,550	718	933	6,201
			合計	4,675	718	939	6,332
		南行	大型車	160	0	6	166
			小型車	5,264	718	933	6,915
			合計	5,424	718	939	7,081
地点2	県道402号	北行	大型車	131	6	13	150
			小型車	4,181	1,126	1,406	6,713
			合計	4,312	1,132	1,419	6,863
		南行	大型車	161	6	13	180
			小型車	5,247	1,126	1,406	7,779
			合計	5,408	1,132	1,419	7,959
地点3	外周道路	外回り（時計回り）	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り（反時計回り）	大型車	0	3	19	22
			小型車	0	903	2,339	3,242
			合計	0	906	2,358	3,264
地点4	外周道路	外回り（時計回り）	大型車	6	0	0	6
			小型車	866	0	0	866
			合計	872	0	0	872
		内回り（反時計回り）	大型車	6	3	0	9
			小型車	560	931	0	1,491
			合計	566	934	0	1,500

イ 道路条件

各予測地点における道路断面は、地点１、地点２は「(3) 工事用車両の走行に伴う大気質　⑤　予測条件の整理　イ　道路条件」図 6.5.12 (1) ～ (2) (p6.5-53 参照) に、地点３、地点４は図 6.5.16 (1) ～ (2) に示すとおりです。

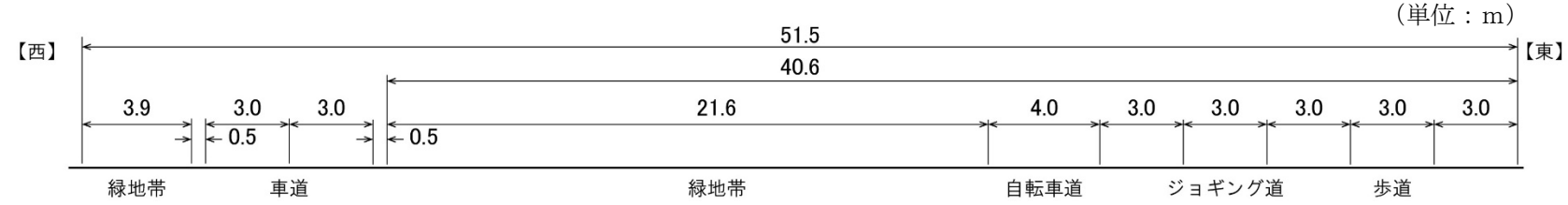


図 6.5.16 (1)　予測地点の断面図（地点 3）

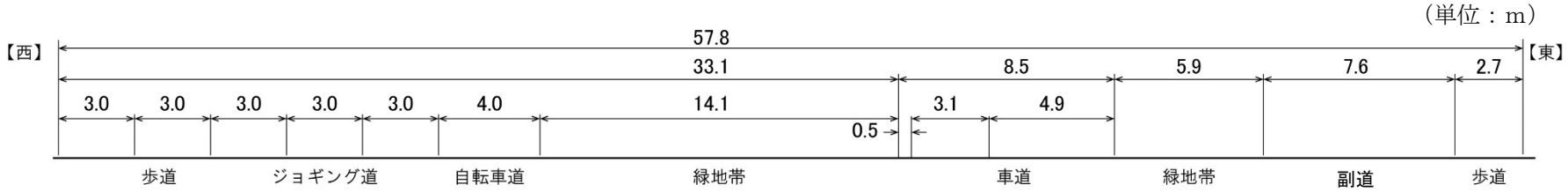


図 6.5.16 (2)　予測地点の断面図（地点 4）

ウ 走行速度

走行速度は、各予測地点の規制速度とし、表 6.5.45 に示すとおりです。

表 6.5.45　走行速度

（単位：km/h）

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	県道 402 号線	40
地点 2	県道 402 号線	40
地点 3	外周道路	40
地点 4	外周道路	40

エ 自動車排出係数

自動車排出係数は、「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号)道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 24 年２月)に示されている自動車排出係数を用いました(表 6.5.46 参照)。

表 6.5.46　自動車排出係数（2025 年次）

項目	走行速度 (km/h)	排出係数（g/km・台）	
		小型車	大型車
窒素酸化物	40	0.049	0.432
	50	0.042	0.361
浮遊粒子状物質	40	0.000548	0.006958
	50	0.000377	0.005798

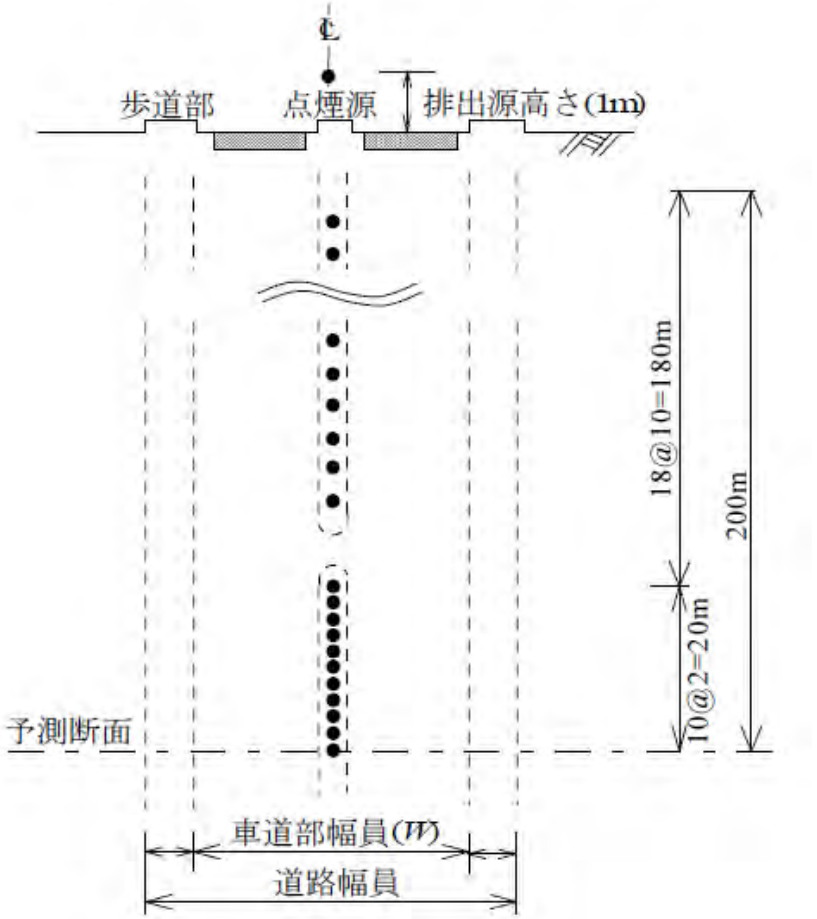
資料：「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号) 道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 24 年 2 月)

オ 排出源の位置

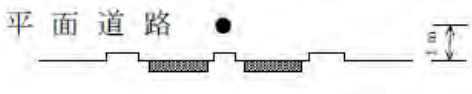
排出源の位置は、図 6.5.17 に示すとおりです。排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20mは２m間隔、その両側 180mは 10m間隔で前後 400mにわたる配置としました。

排出源の高さは、路面より 1.0mとして設定しました。

①平面図



②断面図（点煙源は、道路中央で路面から 1.0mの高さに置く。）



資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」
（国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年 3 月）

図 6.5.17　点煙源の配置

カ 排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました(p.6.5-38 参照)。

キ 気象条件

予測に用いた気象条件は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-38 参照)。気象条件の整理にあたっては、排出源高さ（地上＋1.0m）における風速に換算したうえで、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました（「資料編　2.2 大気質」（p.資 2.2-32～p.資 2.2-33）参照)。

ク 窒素酸化物濃度の二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-39 参照)。

ケ 年平均値から日平均値（年間 98%値または年間２%除外値）への変換

年平均値から日平均値（年間 98%値または年間２%除外値）への変換は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました（p.6.5-39 参照)。

コ バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測条件と同様としました（p.6.5-39 参照)。

⑥ 予測結果

来園車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.5.47（1）～（3）及び表 6.5.48（1）～（3）に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の来園車両等に伴う将来濃度（年平均値）は、公園整備事業では、二酸化窒素で 0.01100～0.01149ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.00～0.36%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.01%程度であると予測します。

墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.01102～0.01147ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.08～0.24%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.01%程度であると予測します。

合計では、二酸化窒素で 0.01100～0.01151ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.00～0.60%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.02%程度であると予測します。

表 6.5.47（1） 来園車両等の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（公園整備事業）

（単位：ppm）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.011	0.00044	0.00003	0.01147	0.22%
	東側		0.00039	0.00002	0.01141	0.20%
地点 2	西側		0.00045	0.00004	0.01149	0.36%
	東側		0.00033	0.00003	0.01136	0.28%
地点 3	西側		—※2	0.00002	0.01102	0.17%
地点 4	東側		0.00000	0.00000	0.01100	0.00%

※1 寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2 地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。

表 6.5.47（2） 来園車両等の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（墓園整備事業）

（単位：ppm）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.011	0.00044	0.00001	0.01145	0.10%
	東側		0.00039	0.00001	0.01140	0.08%
地点 2	西側		0.00045	0.00003	0.01147	0.24%
	東側		0.00033	0.00002	0.01135	0.17%
地点 3	西側		—※2	0.00002	0.01102	0.20%
地点 4※3	東側		－	－	－	－

※1 寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2 地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。
※3 地点 4 は墓園に来園する車両が通らないため「－」としています。

表 6.5.47（3）　来園車両等の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（合計）

（単位：ppm）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.011	0.00044	0.00004	0.01148	0.32%
	東側		0.00039	0.00003	0.01142	0.28%
地点 2	西側		0.00045	0.00007	0.01151	0.60%
	東側		0.00033	0.00005	0.01138	0.44%
地点 3	西側		—※2	0.00004	0.01104	0.37%
地点 4	東側		0.00000	0.00000	0.01100	0.00%

※1　寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2　地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。

表 6.5.48（1）　来園車両等の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（公園整備事業）

（単位：mg/m³）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.015	0.00002	0.000001	0.01503	0.01%
	東側		0.00002	0.000001	0.01502	0.01%
地点 2	西側		0.00002	0.000002	0.01503	0.01%
	東側		0.00002	0.000002	0.01502	0.01%
地点 3	西側		—※2	0.000001	0.01500	0.00%
地点 4	東側		0.00000	0.000000	0.01500	0.00%

※1　寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2　地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。

表 6.5.48（2）　来園車両等の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（墓園整備事業）

（単位：mg/m³）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.015	0.00002	0.000001	0.01503	0.00%
	東側		0.00002	0.000000	0.01502	0.00%
地点 2	西側		0.00002	0.000001	0.01503	0.01%
	東側		0.00002	0.000001	0.01502	0.01%
地点 3	西側		—※2	0.000001	0.01500	0.01%
地点 4※3	東側		—	—	—	—

※1　寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2　地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。
※3　地点 4 は墓園に来園する車両が通らないため「ー」としています。

表 6.5.48(3)　来園車両等の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（合計）

（単位：mg/m³）

予測地点	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率※1
地点 1	西側	0.015	0.00002	0.000002	0.01503	0.01%
	東側		0.00002	0.000002	0.01502	0.01%
地点 2	西側		0.00002	0.000004	0.01503	0.02%
	東側		0.00002	0.000003	0.01502	0.02%
地点 3	西側		—※2	0.000001	0.01500	0.01%
地点 4	東側		0.00000	0.000000	0.01500	0.00%

※1　寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。
※2　地点 3 においては来園車両台数以外の車両走行は 0 台と仮定しています。

予測した年平均値を環境基準と比較するために、年平均値から日平均値（年間 98%値、２%除外値）への換算結果は、表 6.5.49（1）～（3）に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(2)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.5-39 参照)。

公園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03722～0.03725 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

墓園整備事業では二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03722～0.03724 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

合計では二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間 98%値で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03722～0.03725 mg/m³と換算され、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

表 6.5.49（1）　年平均値から日平均値への換算結果（公園整備事業）

予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
		年平均値（予測結果）	日平均値の年間 98%値※	年平均値（予測結果）	日平均値の 2%除外値※
地点 1	西側	0.01147	0.0279	0.01503	0.03724
	東側	0.01141	0.0278	0.01502	0.03724
地点 2	西側	0.01149	0.0279	0.01503	0.03725
	東側	0.01136	0.0278	0.01502	0.03724
地点 3	西側	0.01102	0.0275	0.01500	0.03722
地点 4	東側	0.01100	0.0275	0.01500	0.03723

※　環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下。

表 6.5.49（2）　年平均値から日平均値への換算結果（墓園整備事業）

予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
		年平均値（予測結果）	日平均値の年間98%値※1	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値※1
地点1	西側	0.01145	0.0279	0.01503	0.03724
	東側	0.01140	0.0278	0.01502	0.03724
地点2	西側	0.01147	0.0279	0.01503	0.03724
	東側	0.01135	0.0278	0.01502	0.03724
地点3	西側	0.01102	0.0275	0.01500	0.03722
地点4※2	東側	－	－	－	－

※1　環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。
※2　地点4は墓園に来園する車両が通らないため「－」としています。

表 6.5.49（3）　年平均値から日平均値への換算結果（合計）

予測地点	予測位置	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m³）	
		年平均値（予測結果）	日平均値の年間98%値※	年平均値（予測結果）	日平均値の2%除外値※
地点1	西側	0.01148	0.0279	0.01503	0.03724
	東側	0.01142	0.0278	0.01502	0.03724
地点2	西側	0.01151	0.0279	0.01503	0.03725
	東側	0.01138	0.0278	0.01502	0.03724
地点3	西側	0.01104	0.0275	0.01500	0.03722
地点4	東側	0.01100	0.0275	0.01500	0.03723

※　環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、解体工事の実施、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び来園車両等の走行の影響を低減するため、表 6.5.50 に示す内容を実施します。

表 6.5.50 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき作業の届出を行い、解体時には必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施するとともに、適正に処理を行います。
【工事中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。
【工事中】 工事用車両の走行	・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。
【供用時】 来園車両等の走行	・従業員は公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置等について検討します。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う大気質

対象事業実施区域内の既存工作物等に石綿を含有する可能性ある建材の使用が確認されており、解体工事の実施に伴い石綿粉塵の発生・飛散のおそれが懸念されることから、既存工作物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等の無いよう適切な措置を講じた上で除去していきます。そのため、解体工事の実施に伴う対象事業実施区域周辺への影響はないものと予測します。

また、解体時には必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施するとともに、適正に処理を行うことで対象事業実施区域周辺への影響の低減を測ります。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。」は達成されるものと考えます。

(2) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、公園整備事業では二酸化窒素で0.00112ppm、浮遊粒子状物質で0.00015 mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で9.3%、浮遊粒子状物質で1.0%と予測します。墓園整備事業では二酸化窒素で 0.00040ppm、浮遊粒子状物質で 0.00006 mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で3.5%、浮遊粒子状物質で0.4%と予測します。合計では二酸化窒素で0.00152ppm、浮遊粒子状物質で0.00022 mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で12.1%、浮遊粒子状物質で1.4%と予測します。

なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、公園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.0279～0.0285ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が0.03734 mg/m³、墓園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.0278ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が 0.03726 mg/m³、合計では二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.282～0.288ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が0.03731～0.03740 mg/m³であり、環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10 mg/m³以下）に適合しています。

また、環境の保全のための措置として、可能な限りの排ガス対策型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持等を講じることで、より一層の低減を図ります。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間２%除外値が0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

(3) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事用車両の走行に伴う大気質への寄与濃度は、公園整備事業では、二酸化窒素で 0.0116～0.0119ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01506 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.18～1.11%程度、浮遊粒子状物質で 0.01～0.07%程度であると予測します。

墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.0116～0.0119ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01506 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.07～0.92%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.06%程度であると予測します。

合計では、二酸化窒素で 0.0117～0.0102ppm、浮遊粒子状物質で 0.01504～0.01506 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.30～2.01%、浮遊粒子状物質で 0.02～0.14%と予測します。

なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、公園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が 0.03726～0.03727 mg/m³、墓園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.0280～0.0282ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が 0.03726～0.03727 mg/m³、合計では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.0281～0.283ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が 0.03726～0.03728 mg/m³であり、環境保全目標（二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

また、環境の保全のための措置として、極力新しい排出ガス規制適合型の車両の使用、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導、工事用車両の点検・整備による性能維持等を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「（二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「（浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間２%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

(4) 来園車両等の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

来園車両等の走行に伴う将来濃度(年平均値)は、公園整備事業では、二酸化窒素で 0.01100～0.01149ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.00～0.33%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.01%程度であると予測します。

墓園整備事業では、二酸化窒素で 0.01102～0.01147ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.08～0.24%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.01%であると予測します。

合計では、二酸化窒素で 0.01100～0.01151ppm、浮遊粒子状物質で 0.01500～0.01503 mg/m³となり、将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 0.00～0.60%程度、浮遊粒子状物質で 0.00～0.02%と予測します。

なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、公園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の２%除外値で 0.03722～0.03725 mg/m³、墓園整備事業では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値で 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値で 0.03722～0.03724 mg/m³、合計では二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.0275～0.0279ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２%除外値が 0.03722～0.03725 mg/m³であり、環境保全目標(二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10 mg/m³以下）に適合しています。

また、協力会社や従業員等に対して、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促す等の環境の保全のための措置を講じることで可能な限り影響の低減を図ります。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「(二酸化窒素）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、１日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質）周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、１日平均値の年間２%除外値が 0.10 mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

6.6　水質・底質

6.6 水質・底質

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、周辺地域の水質・底質に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の周辺河川の水質及び底質、地下水の水質、湧水の水質への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴う河川の水質及び底質、地下水の水質、湧水の水質への影響（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・公共用水域の水質は、ふっ素について、P-3 地点の冬季の調査結果のみ環境基準値を上回りました。それ以外の環境基準や一律排水基準が定められている項目については、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・公共用水域の底質については、底質の暫定除去基準値が定められている総水銀及び PCB について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・湧水の水質は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について冬季、夏季ともに調査結果が環境基準値を上回りましたが、それ以外の項目は環境基準値を満足しました。 ・地下水の水質は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。	p.6.6-12～ p.6.6-33
環境保全目標	・河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。	p.6.6-33
予測結果の概要	・造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50 ㎝以下となるような工事は行いません。 ・基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。これらのことから、表流水の有害物質への接触、汚染土壌の飛散による河川への有害物質の漏洩はないものと考えられます。 ・雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。 ・雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水の遮断はほぼ無いものと考えられます。 ・公園橋の施工においては、第 2 帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。 ・雨水調整池・公園橋の施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。 ・これらのことから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。 ・工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、河川及び地下水への流入は無いものと考えられます。 ・以上のことから、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。	p.6.6-35

【建設行為等に伴う河川の水質及び底質、地下水の水質、湧水の水質への影響（2)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
環境の保全のための措置	・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。	p.6.6-37
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中の環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。」は達成されるものと考えます。	p.6.6-38

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、地下水の水質、湧水の水質への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・公共用水域の水質は、ふっ素について、P-3 地点の冬季の調査結果のみ環境基準値を上回りました。それ以外の環境基準や一律排水基準が定められている項目については、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・公共用水域の底質については、底質の暫定除去基準値が定められている総水銀及び PCB について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・湧水の水質は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について冬季、夏季ともに調査結果が環境基準値を上回りましたが、それ以外の項目は環境基準値を満足しました。 ・地下水の水質は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。	p. 6. 6-12～ p. 6. 6-33
環境保全目標	・公園の利用用途に応じた水質が確保されること。	p. 6. 6-33
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また下水も公共下水道を利用するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。 ・産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、圧力による有害物質の漏洩も無いものと考えられます。 ・公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。また、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。 ・基準不適合地点は覆土して公園整備を行うことから、表流水が有害物質に接することは無いため、河川への有害物質の流出はありません。地下水に関しても、地下水位に変動が生じるような地下構造物は設置しないため、有害物質の拡散はありません。 ・以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。	p. 6. 6-37
環境の保全のための措置	・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。 ・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。	p. 6. 6-37
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時の環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「公園の利用用途に応じた水質が確保されること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 6-39

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

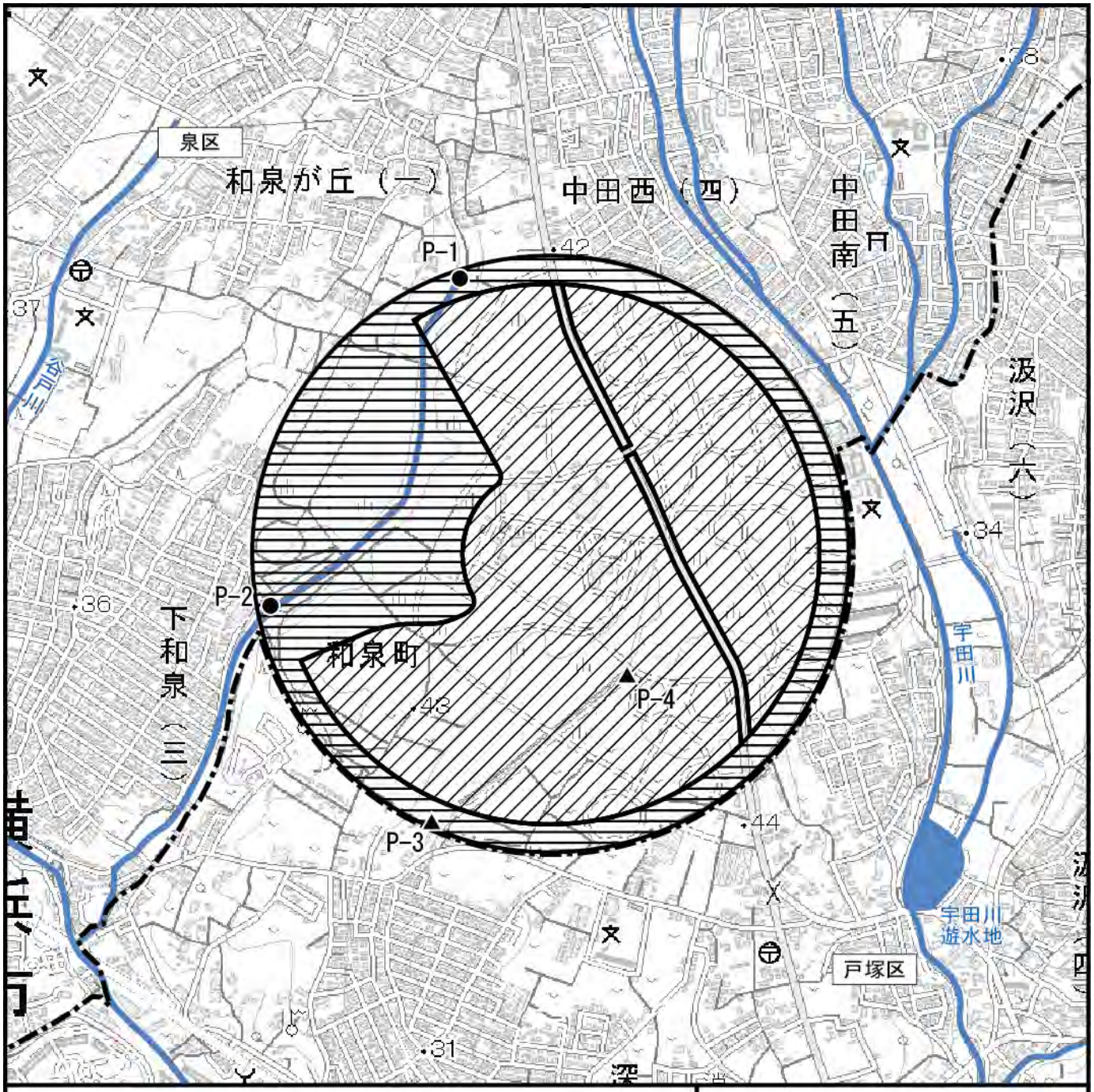
公園及び墓園整備事業の実施に伴う水質・底質への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①公共用水域の水質の状況
②公共用水域の底質の状況
③地下水の水質の状況
④地形、地質の状況
⑤降水量の状況
⑥関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、公共用水域の水質・底質の状況については図 6.6.1、地下水の水質の状況については図 6.6.2 に示すとおりです。



凡　例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：区　境
- ：河　川
- ●　：調査地点（公共用水域の水質・底質：河川）
- ▲　：調査地点（公共用水域の水質・底質：側溝等）

図 6.6.1
公共用水域の水質・底質の
状況調査地点位置図

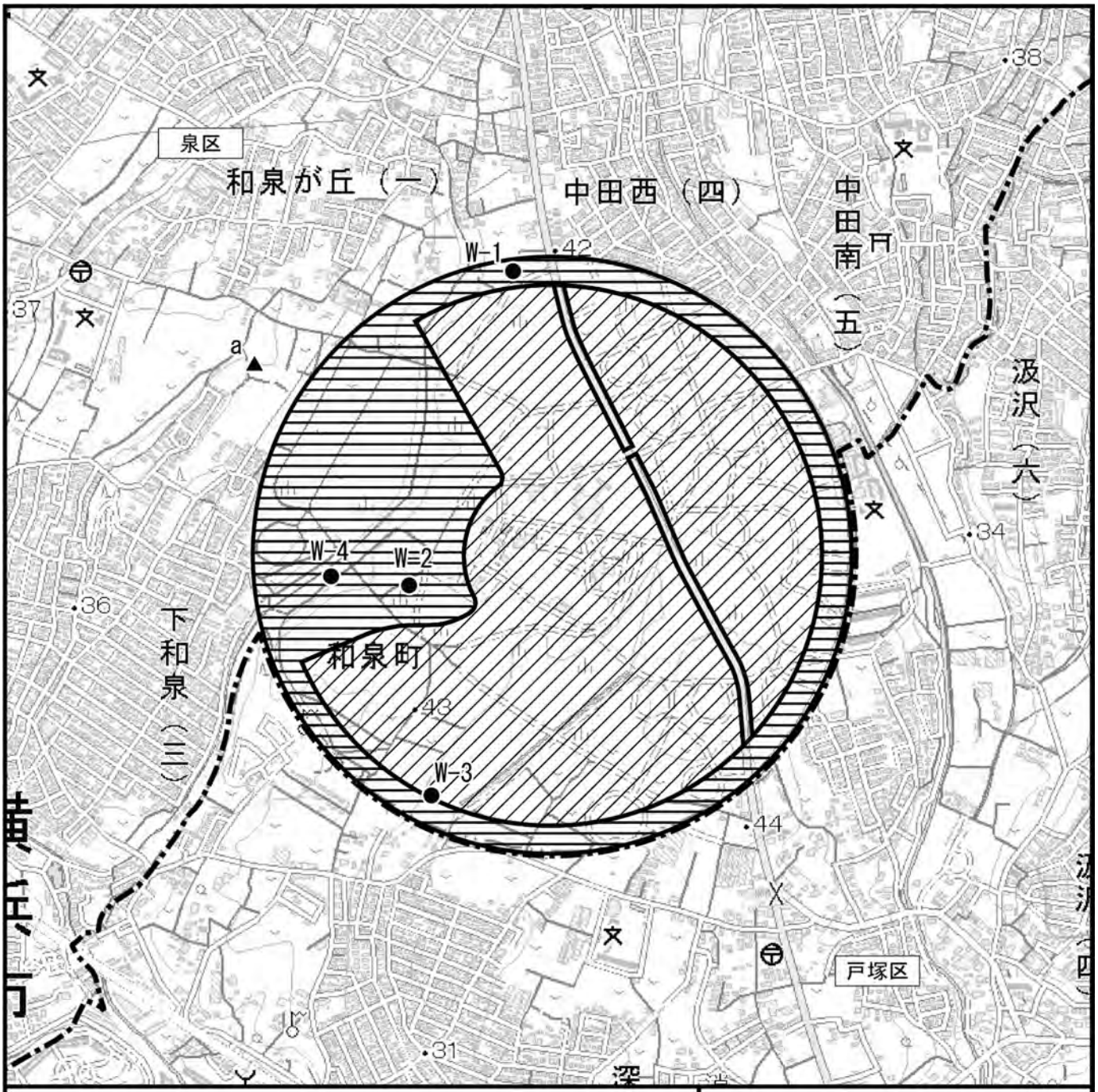


図 6.6.2
地下水の水質の状況調査
地点位置図

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.6.1 に示すとおりです。

表 6.6.1　現地調査実施日

項目	時期	調査実施日
水質	冬季	令和 4 年 3 月 14 日
	夏季	令和 4 年 7 月 21 日～7 月 22 日
底質	冬季	令和 4 年 3 月 14 日
	夏季	令和 4 年 7 月 21 日～7 月 22 日
湧水	冬季	令和 2 年 2 月 18 日
	夏季	令和 2 年 7 月 21 日
地下水	冬季	令和 4 年 3 月 7 日～10 日
	夏季	令和 4 年 7 月 20 日～7 月 25 日

④ 調査方法

ア 公共用水域の水質の状況

公共用水域の水質の状況について、日本工業規格等に定める方法に準拠し、現地調査の実施により把握しました。

現地調査の項目及び分析方法は、表 6.6.2（1）～（2）に示すとおりです。

表 6.6.2（1） 分析項目及び分析方法（公共用水域の水質）

分析項目	分析方法
カドミウム又はその化合物	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）
シアン化合物	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る)	
鉛又はその化合物	
六価クロム化合物	
砒素又はその化合物	
水銀又はその他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス 1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン又はその化合物	

表 6.6.2（2）　分析項目及び分析方法（公共用水域の水質）

分析項目	分析方法
ふっ素及びその化合物	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）
ほう素及びその化合物	
1,4-ジオキサン	
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
水素イオン濃度	
生物化学的酸素要求量	
化学的酸素要求量	
浮遊物質	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	
フェノール類含有量	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	
大腸菌群数	
窒素含有量	
燐含有量	
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（環境庁告示第 68 号、平成 11 年 12 月）
塩素イオン濃度	工場排水試験方法（JISK0102）
電気伝導率	
溶存酸素量	水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）
大腸菌数	
油分（TPH）	油汚染対策ガイドライン（中央環境審議会土壌農薬部会・土壌汚染技術基準等専門委員会、平成 18 年 3 月）
油臭・油膜	

イ 公共用水域の底質の状況

公共用水域の底質の状況について、底質の暫定除去基準に基づく方法に準拠し、現地調査の実施により把握しました。

現地調査の項目及び分析方法は、表 6.6.3 に示すとおりです。

表 6.6.3　分析項目及び分析方法（公共用水域の底質）

分析項目	分析方法
総水銀	底質調査方法について（環水大水発 120725002 号、平成 24 年 8 月）
PCB	

ウ 地下水の水質の状況

(ｱ) 湧水の水質の状況

湧水の水質の状況について、現地調査の実施により把握しました。

現地調査の項目及び分析方法は、表 6.6.4 に示すとおりです。

表 6.6.4　分析項目及び分析方法（湧水の水質）

分析項目	分析方法
カドミウム	水質汚濁に係る環境基準 （環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）
全シアン	
鉛	
六価クロム	
砒素	
総水銀	
アルキル水銀	
PCB	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
1,2-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
1,4-ジオキサン	

(ｲ) 地下水の水質の状況

地下水の水質の状況について、現地調査の実施により把握しました。

現地調査の項目及び分析方法は、表 6.6.5 に示すとおりです。

表 6.6.5　分析項目及び分析方法（地下水の水質）

分析項目	分析方法
カドミウム	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）
全シアン	
鉛	
六価クロム	
砒（ひ）素	
総水銀	
アルキル水銀	
ポリ塩化ビフェニル	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
1,4-ジオキサン	
ふっ素	水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）
ほう素	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（環境庁告示第 68 号、平成 11 年 12 月）
塩素イオン濃度	工場排水試験方法（JISK0102）
電気伝導率	

エ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により、調査しました。

オ 降水量の状況

降水量の状況について、横浜地方気象台で観測されている降水量等を整理しました。

カ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- 「環境基本法」
- 「水質汚濁防止法」
- 「土壌汚染対策法」
- 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- 「横浜市環境管理計画」
- 「生活環境保全推進ガイドライン」
- 「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」
- 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

⑤ 調査結果

ア 公共用水域の水質の状況

公共用水域の水質の調査結果は、表 6.6.6（1）～（2）に示すとおりです。

ふっ素について、P-3 地点の冬季の調査結果のみ環境基準値を上回りました。それ以外の環境基準や一律排水基準が定められている項目については、全ての地点・時期において基準値を満足しました。

表 6.6.6（1）　公共用水域の水質の調査結果

地点名・採取時期 / 分析項目	P-1		P-2		P-3		P-4		定量下限値	環境基準※1	排水基準※2
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査			
カドミウム又はその化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.003 mg/L	0.03 mg/L
シアン化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 mg/L	検出されないこと	1 mg/L
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びｴﾁﾙﾊﾟﾗﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾁｵﾉﾍﾞﾝｾﾞﾝﾎｽﾎﾈｲﾄ（別名EPN）に限る）	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	—	1 mg/L
鉛又はその化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 mg/L	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.5 mg/L
砒素又はその化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
水銀又はその他の水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと	0.003 mg/L
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0004 mg/L	0.004 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.1 mg/L	1 mg/L
シス 1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 mg/L	0.04 mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	1 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L	0.06 mg/L
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L	0.06 mg/L
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0003 mg/L	0.003 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
セレン又はその化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.1 mg/L
ふっ素及びその化合物	不検出	不検出	0.31 mg/L	0.31 mg/L	0.94 mg/L	0.14 mg/L	不検出	不検出	0.08 mg/L	0.8 mg/L	15 mg/L
ほう素及びその化合物	0.01 mg/L	0.01 mg/L	0.23 mg/L	0.25 mg/L	0.46 mg/L	0.08 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.01 mg/L	1 mg/L	（海域以外）230 mg/L
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	0.006 mg/L	不検出	0.008 mg/L	不検出	不検出	不検出	0.005 mg/L	0.05 mg/L	0.5 mg/L

※1　ここで示す環境基準は「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第59号、昭和46年12月）としました。なお、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る項目は「環境保全」に係る基準値を記載しました。

※2　排水基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令第1号、昭和52年3月）別表第一としました。

※3　不検出は定量下限値未満を示します。

表 6.6.6（2）　公共用水域の水質の調査結果

地点名・採取時期 / 分析項目	P-1		P-2		P-3		P-4		定量下限値	環境基準※1	排水基準※2
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査			
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.1 mg/L	3.7 mg/L	1.2 mg/L	2.4 mg/L	2.5 mg/L	不検出	0.8 mg/L	0.7 mg/L	0.5 mg/L	—	200 mg/L
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.1 mg/L	3.7 mg/L	0.39 mg/L	1.8 mg/L	0.29 mg/L	0.05 mg/L	0.80 mg/L	0.74 mg/L	0.01 mg/L	10 mg/L	—
水素イオン濃度	7.2(19℃)	7.3(24℃)	7.8(19℃)	7.5(24℃)	7.7(19℃)	7.4(24℃)	7.4(19℃)	7.5(24℃)	—	6.0～8.5	(海域以外) 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	1.9 mg/L	1.1 mg/L	2.6 mg/L	3.2 mg/L	6.1 mg/L	1.3 mg/L	1.2 mg/L	1.5 mg/L	0.5 mg/L	10 mg/L	60 mg/L
化学的酸素要求量	2.5 mg/L	1.3 mg/L	4.8 mg/L	3.5 mg/L	12 mg/L	1.3 mg/L	3.3 mg/L	1.8 mg/L	0.5 mg/L	—	90 mg/L
浮遊物質	3 mg/L	2 mg/L	4 mg/L	3 mg/L	83 mg/L	1 mg/L	不検出	1 mg/L	1 mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと	60 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5 mg/L	—	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5 mg/L	—	30 mg/L
フェノール類含有量	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	—	5 mg/L
銅含有量	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	—	3 mg/L
亜鉛含有量	0.02 mg/L	不検出	0.01 mg/L	不検出	0.04 mg/L	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	—	2 mg/L
溶解製鉄含有量	0.11 mg/L	不検出	0.44 mg/L	0.14 mg/L	不検出	0.18 mg/L	不検出	不検出	0.08 mg/L	—	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	0.09 mg/L	0.01 mg/L	0.32 mg/L	0.05 mg/L	0.96 mg/L	0.37 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L	—	10 mg/L
クロム含有量	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03 mg/L	—	2 mg/L
大腸菌群数	160 個/cm^3	920 個/cm^3	66 個/cm^3	770 個/cm^3	82 個/cm^3	6 個/cm^3	49 個/cm^3	21 個/cm^3	1 個/cm^3	5000MPN/100mL※3	3000 個/cm^3※3
大腸菌数	—	360CUF/100ml	—	52CUF/100ml	—	不検出	—	4CUF/100ml	1CUF/100ml	1,000CUF/100ml※3	800CUF/100ml※3
窒素含有量	3.2 mg/L	3.8 mg/L	2.5 mg/L	3.6 mg/L	6.2 mg/L	0.7 mg/L	1.1 mg/L	0.8 mg/L	0.1 mg/L	—	120 mg/L
燐含有量	0.008 mg/L	0.005 mg/L	0.016 mg/L	0.012 mg/L	0.031 mg/L	0.006 mg/L	0.012 mg/L	0.006 mg/L	0.005 mg/L	—	16 mg/L
ダイオキシン類※4	0.11pg-TEQ/L	0.25pg-TEQ/L	0.084pg-TEQ/L	0.065pg-TEQ/L	0.74pg-TEQ/L	0.069pg-TEQ/L	0.070pg-TEQ/L	0.069pg-TEQ/L	—	1pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
塩素イオン濃度	7.8 mg/L	6.6 mg/L	8.7 mg/L	10 mg/L	25 mg/L	8.4 mg/L	9.6 mg/L	7.9 mg/L	0.5 mg/L	—	—
電気伝導率	23.8mS/m	21.8mS/m	37.4mS/m	47.8mS/m	71.2mS/m	22.9mS/m	23.9mS/m	24.3mS/m	0.1mS/m	—	—
溶存酸素量	9.9 mg/L	9.2 mg/L	7.2 mg/L	7.4 mg/L	5.7 mg/L	9.2 mg/L	8.0 mg/L	8.5 mg/L	0.5 mg/L	2 mg/L	—
油分（TPH）	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	15 mg/L	—	—
C6～C12	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	15 mg/L	—	—
C12～C28	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	15 mg/L	—	—
C28～C44	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	15 mg/L	—	—
油臭	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	—	—	—
油膜	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	—	—	—

※1　ここで示す環境基準は「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）としました。なお、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る項目は「環境保全」に係る基準値を記載しました。

※2　排水基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）別表第一としました。

※3　大腸菌群数、大腸菌数の環境基準は令和４年４月の見直し前後、排水基準は令和７年４月の改正前後の値を記載しました。

※4　ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 68 号、平成 11 年 12 月）と「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指定及び水質排出基準」（中環審第 171 号、平成 11 年）の値を記載しました。　※5　不検出は定量下限値未満を示します。

イ 公共用水域の底質の状況

公共用水域の底質の調査結果は、表 6.6.7 に示すとおりです。

底質の暫定除去基準値が定められている総水銀及びPCBについて、全ての地点・時期において基準値を満足しました。

表 6.6.7　公共用水域の底質の調査結果

地点名・採取時期 / 分析項目	P-1		P-2		P-3		P-4		定量下限値	底質暫定除去基準値※1
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査		
総水銀	0.03 mg/kg	0.02 mg/kg	0.02 mg/kg	0.02 mg/kg	0.03 mg/kg	0.03 mg/kg	0.03 mg/kg	0.02 mg/kg	0.01 mg/kg	（河川及び湖沼） 25 mg/kg
PCB	0.02 mg/kg	不検出	0.02 mg/kg	不検出	0.09 mg/kg	不検出	0.02 mg/kg	不検出	0.01 mg/kg	10 mg/kg

※1　底質暫定除去基準の値は「底質の暫定除去基準について」（環水管 119 号、昭和 50 年 10 月）を基に記載しました。

※2　不検出は定量下限値未満を示します。

ウ 地下水の水質の状況

(ｱ) 湧水の水質の状況

湧水の水質の調査結果は、表 6.6.8 に示すとおりです。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、冬季、夏季ともに調査結果が環境基準値を上回りましたが、それ以外の項目は環境基準値を満足しました。

表 6.6.8　湧水の水質の調査結果

地点名・採取時期 / 分析項目	a		定量下限値	環境基準※1
	冬季	夏季		
カドミウム	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.003 mg/L 以下
全シアン	不検出	不検出	0.1 mg/L	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
六価クロム	不検出	不検出	0.02 mg/L	0.05 mg/L 以下
砒素	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
総水銀	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	0.0004 mg/L	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.004 mg/L	0.004 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.004 mg/L	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.001 mg/L	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
チウラム	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
シマジン	不検出	不検出	0.0003 mg/L	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
セレン	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	22 mg/L	20 mg/L	0.01 mg/L	10 mg/L 以下
ふっ素	不検出	不検出	0.08 mg/L	0.8 mg/L 以下
ほう素	0.03 mg/L	0.02 mg/L	0.01 mg/L	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	0.005 mg/L	0.05 mg/L 以下

※1 ここで示す環境基準は「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）としました。

※2　不検出は定量下限値未満を示します。

(ｲ) 地下水の水質の状況

地下水の水質の調査結果は、表 6.6.9 に示すとおりです。

環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。

表 6.6.9　地下水の水質の調査結果

地点名・採取時期 / 分析項目	W-1		W-2		W-3		W-4		定量下限値	環境基準※1	基準※2
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査			
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 mg/L	検出されないこと	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.05 mg/L
砒（ひ）素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L	0.002 mg/L
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0004 mg/L	0.004 mg/L	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L	0.006 mg/L
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0002 mg/L	0.002 mg/L	0.002 mg/L
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0006 mg/L	0.006 mg/L	0.006 mg/L
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
セレン	不検出	不検出	0.001 mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001 mg/L	0.01 mg/L	0.01 mg/L
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005 mg/L	0.05 mg/L	0.05 mg/L
ふっ素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.19 mg/L	0.17 mg/L	0.17 mg/L	0.19 mg/L	0.08 mg/L	0.8 mg/L	—
ほう素	0.01 mg/L	0.01 mg/L	不検出	不検出	0.06 mg/L	0.09 mg/L	0.10 mg/L	0.08 mg/L	0.01 mg/L	1 mg/L	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.5 mg/L	1.9 mg/L	1.2 mg/L	0.72 mg/L	不検出	不検出	不検出	0.01 mg/L	0.01 mg/L	10 mg/L	—
ダイオキシン類※3	0.058pg-TEQ/L	0.058pg-TEQ/L	0.063pg-TEQ/L	0.060pg-TEQ/L	0.067pg-TEQ/L	0.058pg-TEQ/L	0.058pg-TEQ/L	0.058pg-TEQ/L	—	1pg-TEQ/L	—
塩素イオン濃度	4.7 mg/L	4.0 mg/L	4.9 mg/L	4.1 mg/L	18 mg/L	11 mg/L	19 mg/L	17 mg/L	0.5 mg/L	—	—
電気伝導率	10mS/m	10mS/m	8.9mS/m	10mS/m	65mS/m	76mS/m	93mS/m	110mS/m	0.1mS/m	—	—

※1　ここで示す環境基準は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 10 号、平成 9 年 3 月）としました。

※2　排水基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）別表第二としました。

※3　ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 68 号、平成 11 年 12 月）の値を記載しました。

※4　不検出は定量下限値未満を示します。

エ 地形、地質の状況

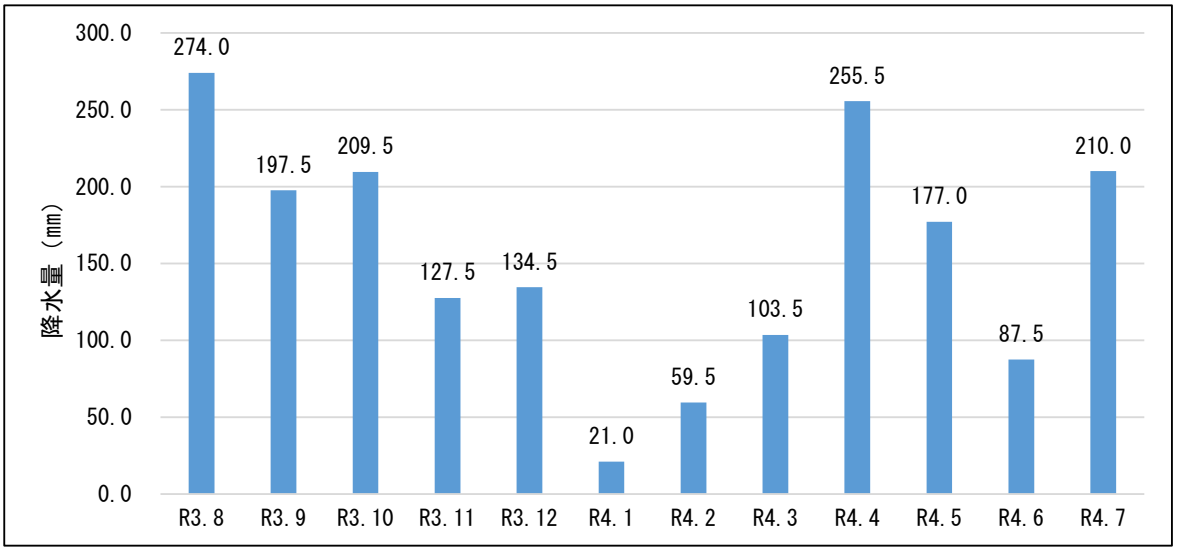
「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

オ 降水量の状況

横浜地方気象台における令和３年８月～令和４年７月の月別降水量は、図　6.6.3 に示すとおりでした。月別にみると令和３年８月の降水量が最大で 274.0 ㎜、最小は令和４年１月で 21.0 ㎜でした。



資料：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ、令和７年３月調べ）

図 6.6.3　月別降水量（令和３年８月～令和４年７月）

カ 関係法令、計画等

(ｱ) 「環境基本法」（法律第 91 号、平成５年 11 月）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。この法律に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められています。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に関して定められています。人の健康の保護に関する環境基準は、表 6.6.10 に示すとおりであり、全公共用水域に適用されます。生活環境の保全に関する環境基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に水域の類型別に定められています。そのうち、河川に係る環境基準は表 6.6.11（1）～（2）に、湖沼に係る環境基準は表 6.6.12（1）～（4）に示すとおりです。なお、対象事業実施区域周辺に水域類型が指定されている河川・湖沼はありません。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 6.6.13 に示すとおりであり、全ての地下水に適用されます。

表 6.6.10　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003 mg/L 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01 mg/L 以下		
六価クロム	0.02 mg/L 以下		
砒素	0.01 mg/L 以下		
総水銀	0.0005 mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
PCB	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下		
チウラム	0.006 mg/L 以下		
シマジン	0.003 mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下		
ベンゼン	0.01 mg/L 以下		
セレン	0.01 mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下		
ふっ素	0.8 mg/L 以下		
ほう素	1 mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		

備考
1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.11（1）　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考

1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4：水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は 適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1：　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2：　水道1級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道2級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道3級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3：　水産1級　　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　水産2級　　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　水産3級　　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4：　工業用水1級　：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水2級　：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水3級　：特殊の浄水操作を行うもの

5：　環境保全　　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号、昭和46年12月）

表 6.6.11（2）　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の 生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg／L 以下	0.001 mg／L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg／L 以下	0.0006 mg／L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg／L 以下	0.002 mg／L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg／L 以下	0.002 mg／L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1：基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。				

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.12 (1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考
1：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2：水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
3：水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
4：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)
1：自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
　　水道 1 級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道 2、3 級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
2：水産 1 級　　：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 2 級　　：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　　水産 3 級　　：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
3：工業用水 1 級　：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水 2 級　：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
4：環境保全　　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.12（2）　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の 欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考
1：基準値は、年間平均値とする。
2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3：農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)
1: 自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2: 水道 1 級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道 2 級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道 3 級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3: 水産 1 種　　：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
　水産 2 種　　：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
　水産 3 種　　：コイ、フナ等の水産生物用
4: 環境保全　　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.12（3）　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の 生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg／L 以下	0.001 mg／L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg／L 以下	0.0006 mg／L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg／L 以下	0.002 mg／L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg／L 以下	0.002 mg／L 以下	0.04 mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.12（4）　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全･再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考 1：基準値は、日間平均値とする。 2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月）

表 6.6.13　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4：1, 2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 10 号、平成 9 年 3 月）

(ｲ) 「水質汚濁防止法」(法律第 138 号、昭和 45 年 12 月)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものです。

同法では、排出水の規制が定められており、この規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出、または地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないとされています。

(ｳ) 「土壌汚染対策法」(法律第 53 号、平成 14 年５月)

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするものです。

同法では、地下水の水質の汚濁に係る限度として、地下水基準が表 6.6.14 に示すとおり設定されています。

表 6.6.14　地下水基準

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。

資料：「土壌汚染対策法施行規則」（環境庁告示第 59 号、平成 14 年 12 月）

（ｴ）「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

（横浜市条例第 17 号、平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

同条例では、本市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある水質の汚濁等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないとされています。また、事業者は、事業活動を行うにあたって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る等の責務を有するとされています。

(ｵ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

同条例では、水質の汚濁の防止に関する規制基準が定められており、事業者はこの規制基準を遵守しなければならないとされています。

また、同条例第 68 条の２には、土壌汚染による地下水への影響の調査に関し規定されており、「条例土壌汚染状況調査等」を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合していないと認められたときは、当該条例土壌汚染状況調査等をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならないとされています。

(ｶ) 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

水質・底質に関しては、2025 年度までの環境目標及び達成の目安となる環境の状況が表 6.6.15 のとおり示されています。また、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を整理した「環境の保全及び創造に向けた基本的事項」のなかで、配慮すべき内容が表 6.6.16 のとおり示されています。

表 6.6.15　2025 年度までの環境目標と達成の目安となる環境の状況

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする

表 6.6.16　環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容
安心して快適に生活できる生活環境の保全	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮

(ｷ)「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年３月)

このガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

水環境の保全については、2025 年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」として、以下のとおり定められています。

・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成。
・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする。

また、地下水に係る地盤環境の保全については、2025 年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」として、以下のとおり定められています。

・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている。
・地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている。
・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない。

(ｸ)「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」
(廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会、平成 17 年６月)

このガイドラインは、平成 16 年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第 137 号、昭和 45 年 12 月）に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にあたって、施行方法の基準に沿った事前調査、施工及びモニタリング等の内容を示すことによりその適正な施行を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的としています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の土地の形質の変更を行う場合は事前調査の収集が必要となります。水質等の事前調査については、目安として、「放流水の水質」や「周縁地下水・土壌」を、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）第三条の規定に基づき定める水質検査の方法により測定するよう示されています。

(ｹ)「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
(総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月)

この省令は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第 137 号、昭和 45 年 12 月）第８条第２項及び第４項並びに第 15 条第２項及び第３項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令について定めています。

この省令において、放流水の水質に関する排水基準が表 6.6.17 (1) ～ (2) に、地下水等の水質に関する基準が表 6.6.18 に示すとおり掲げられています。

表 6.6.17（1）　放流水の水質に関する排水基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）	1mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下
シアン化合物	シアン 1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2―ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1―ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス―1,2―ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1―トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2―トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3―ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下
1,4―ジオキサン	0.5mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの、当分の間、ほう素 50mg/L 以下 海域に排出されるもの、当分の間、ほう素 230mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	当分の間、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L 以下
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質量	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下

表 6.6.17（2）　放流水の水質に関する排水基準

項目	基準値
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL 以下
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L 以下
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L 以下

備考

1　「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2　「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3　海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

5　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

資料：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）

表 6.6.18　地下水等の水質に関する基準

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
一・二―ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
一・一―ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量 0.04mg/L 以下
一・一・一―トリクロロエタン	1mg/L 以下
一・一・二―トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
一・三―ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
一・四―ジオキサン	0.05mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
備考 「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。	

資料：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（総理府・厚生省令第 1 号、昭和 52 年 3 月）

2)　環境保全目標の設定

水質・底質に係る環境保全目標は、表 6.6.19 に示すとおり設定しました。

表 6.6.19　環境保全目標（水質・底質）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	・公園の利用用途に応じた水質が確保されること。

3) 予測

(1) 建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の範囲と同一の地点（図 6.6.1、図 6.6.2　p.6.6-5、p.6.6-6 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事に起因する影響が最大となる時期としました。

④ 予測方法

施工計画の内容を勘案し、建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 現状の河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質

現状の河川の水質の状況については、河川の水質の調査地点 P-3 において、冬季はふっ素の濃度が環境基準値を上回っていることが確認されています。また、現状の湧水の水質については、調査地点 a（わきみずの森）において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が冬季、夏季ともに環境基準値を上回っていることが確認されています。その他の項目は基準値以下、もしくは定量下限値未満でした。

また、現状の河川の底質及び地下水の水質の状況については、全ての項目が基準値以下、もしくは定量下限値未満でした。

イ 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。基準不適合地点（「第６章　6.7 土壌」（p.6.7-7～p.6.7-11））においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。

雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤」（p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としています。

ウ 汚染土壌の処理方法

基準不適合地点の多くは表層及び深度1mで確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画ですが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を講じます。

エ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況については、「第６章　6.10 地盤」（p.6.10-8～p.6.10-13）に示したとおりです。対象事業実施区域では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約１～６m、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２m～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m以深に存在しています。対象事業実施区域周辺の地層も同様であると考えられ、わきみずの森の湧水は第１帯水層の地下水が湧き出たものと推測されます。

⑥ 予測結果

造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では廃棄物層に対して覆土厚が 50 cm以下となるような工事は行いません。なお、基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。これらのことから、表流水の有害物質への接触、汚染土壌の飛散による河川への有害物質の漏洩はないものと考えられます。

雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。なお、雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水の遮断はほぼ無いものと考えられます。公園橋の施工においては、第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。また、雨水調整池・公園橋の施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。これらのことから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。

工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、河川及び地下水への流入は無いものと考えられます。

以上のことから、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の範囲と同一の地点（図 6.6.1、図 6.6.2　p.6.6-5、p.6.6-6 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響について定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 現状の河川の水質、湧水の水質、地下水の水質

現状の河川の水質の状況については、河川の水質の調査地点 P-3 において、冬季はふっ素の濃度が環境基準値を上回っていることが確認されています。また、現状の湧水の水質については、調査地点 a（わきみずの森）において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が冬季、夏季ともに環境基準値を上回っていることが確認されています。その他の項目は基準値以下、もしくは定量下限値未満でした。

また、現状の地下水の水質の状況については、全ての項目が基準値以下、もしくは定量下限値未満でした。

イ 施設配置計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域内にトイレ、公園管理や活動の拠点となる施設を整備する計画となっています。これらの施設は全て、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用する計画です。一部の駐車場地下には、雨水調整池を設置する予定です。

また、公園橋の基礎杭を、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤」（p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで設置する計画としています。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を建築せず、緑地及び駐車場等を配置する計画です。基準不適合地点は覆土して公園整備を行います。

ウ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況については、「第６章　6.10 地盤」（p.6.10-8～p.6.10-13）に示したとおりです。対象事業実施区域では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約 1～6m、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２ｍ～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m以深に存在しています。対象事業実施区域周辺の地層も同様であると考えられ、わきみずの森の湧水は第１帯水層を通じて対象事業実施区域の地下水と連続していると考えられます。

⑥ 予測結果

公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また下水も公共下水道を利用するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、圧力による有害物質の漏洩も無いものと考えられます。

公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。また、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。

また、基準不適合地点は覆土して公園整備を行うことから、表流水が有害物質に接することは無いため、河川への有害物質の流出はありません。地下水に関しても、地下水位に変動が生じるような地下構造物は設置しないため、有害物質の拡散はありません。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

4)　環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響を最小限に留めるため、表 6.6.20 に示す内容を実施します。

表 6.6.20　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。 ・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質

造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では廃棄物層に対して覆土厚が 50 ㎝以下となるような工事は行いません。なお、基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。これらのことから、表流水の有害物質への接触、汚染土壌の飛散による河川への有害物質の漏洩はないものと考えられます。

雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。なお、雨水調整池の設置は一部区画であるため、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。公園橋の施工においては、第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。また、雨水調整池・公園橋の施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。これらのことから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。

工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、河川及び地下水への流入は無いものと考えられます。

以上のことから、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。

さらに、水質・底質のモニタリング調査の実施等により、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質への影響を最小限に留めます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中の環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質

公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また下水も公共下水道を利用するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、圧力による有害物質の漏洩も無いものと考えられます。

公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外です。また、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水位の変動による地下水への有害物質の拡散は無いものと考えられます。

また、基準不適合地点は覆土して公園整備を行うことから、表流水が有害物質に接することは無いため、河川への有害物質の流出はありません。地下水に関しても、地下水位に変動が生じるような地下構造物は設置しないため、有害物質の拡散はありません。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

さらに、緑地の整備や、モニタリング調査の実施により、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質への影響を最小限に留めます。

このように、予測結果を踏まえ、供用時の環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「公園の利用用途に応じた水質が確保されること。」は達成されるものと考えます。

6.7　土壌

6.7 土壌

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等が、土壌に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中の土壌汚染の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する土壌汚染物質（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域は、昭和 17 年頃に旧海軍省により一帯が買収され、現在の囲障区域内部付近に通信関連施設が建てられました。昭和 20 年以降は米軍に接収され、引き続き通信関連施設（深谷通信所）として利用され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年 6 月に返還されました。囲障区域外の土地は山林、耕作地、住宅、電波塔敷地、未利用地等であり、一部は産業廃棄物最終処分場等としても利用されました。なお、中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています。 ・土壌汚染の概況調査の結果、囲障区域内で鉛及びその化合物の含有量が 15 区画で、ダイオキシン類が 1 区画で基準不適合となり、囲障区域外で鉛及びその化合物の溶出量が 6 区画、鉛及びその化合物の含有量が 36 区画、ふっ素及びその化合物の溶出量が 34 区画、ほう素及びその化合物の溶出量が 5 区画、ベンゼンが 2 区画で基準不適合となりました。 ・土壌汚染の詳細調査の結果、囲障区域内でダイオキシン類が 1 区画で、鉛及びその化合物の含有量が 1 区画で基準不適合となり、囲障区域外で鉛及びその化合物の溶出量が 1 区画の基準不適合が確認されました。 ・囲障区域の一部は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されました。	p. 6. 7-4～ p. 6. 7-15
環境保全目標	・土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。	p. 6. 7-16

【建設行為等に伴い発生する土壌汚染物質（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業では建設行為等において、基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には建物は配置を行わない計画です。 ・造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行います。 ・雨水調整池の設置工事では掘削を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。 ・公園橋の施工においては、第 2 帯水層まで杭基礎工事を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ形質変更時要届出区域外です。また、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水の変動による有害物質の拡散は無いものと考えられます。 ・以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します。	p. 6. 7-17
環境の保全のための措置	・基準不適合地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。 ・造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。	p. 6. 7-17
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 7-18

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する土壌汚染について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①地歴の状況
②土壌汚染の主要な発生源の状況
③土壌汚染の状況
④地形、地質の状況
⑤関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

④ 調査方法

ア 地歴の状況

地歴の状況について、地形図等の既存資料の収集により整理しました。

イ 土壌汚染の主要な発生源の状況

土壌汚染の主要な発生源の状況について、以下に示す資料により整理しました。

・「旧深谷通信所（26)土壌汚染調査（資料等調査） 報告書」
（南関東防衛局、平成 29 年３月）
・「深谷（27)土壌調査 報告書（概況調査)」（横浜市、平成 29 年３月）
・「旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 28 年４月）
・「深谷外(28)土壌調査 報告書（詳細調査)」（横浜市、平成 29 年３月）
・「旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 29 年５月）

ウ 土壌汚染の状況

土壌汚染の状況について、以下に示す資料により整理しました。

・「深谷外(28)土壌調査 報告書（詳細調査)」（横浜市、平成 29 年３月）
・「旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 29 年５月）

エ 地形、地質の状況

地形、地質の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

オ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「土壌汚染対策法」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」
・「横浜市環境管理計画」

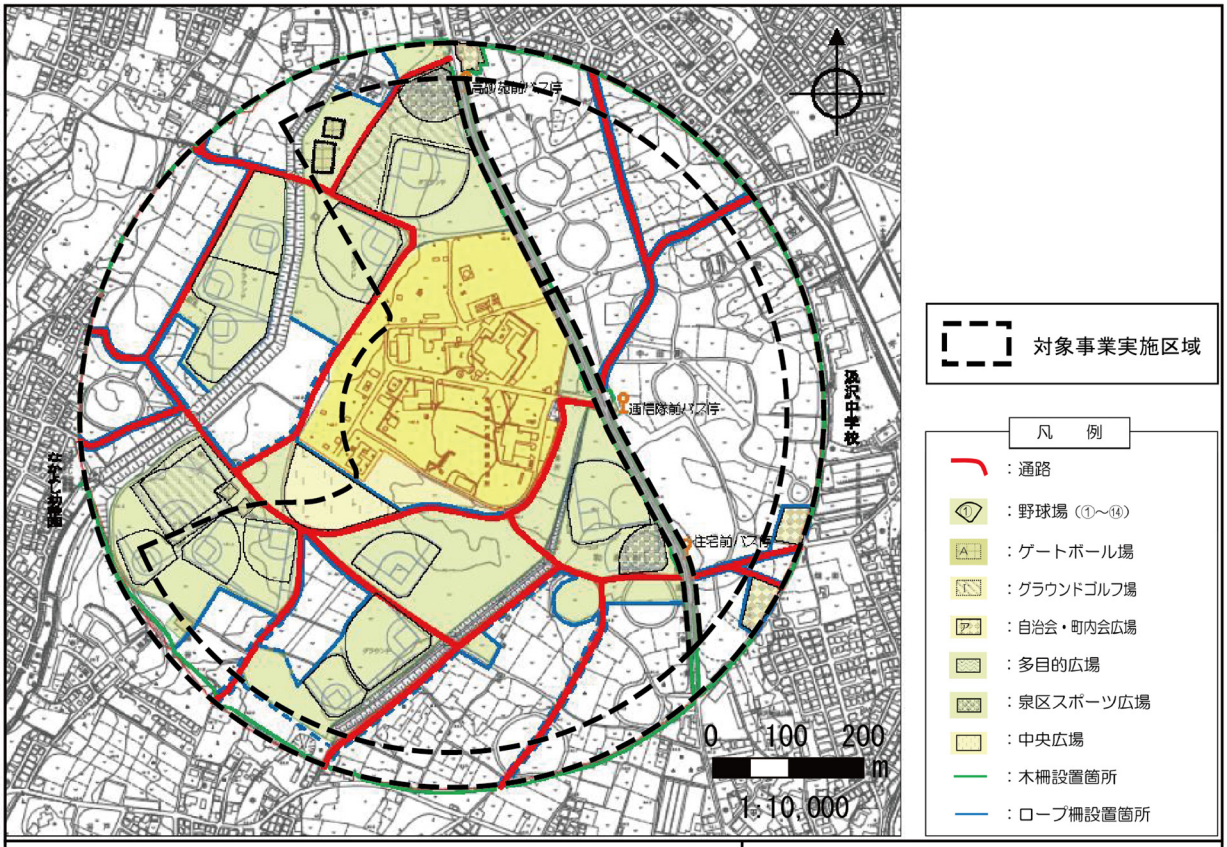
⑤ 調査結果

ア 地歴の状況

(ｱ) 概況

対象事業実施区域は昭和初期までは山林や田畑としての利用でした。昭和 17 年頃に旧海軍省により一帯が買収され、現在の囲障区域内部付近（図 6.7.1 参照）に通信関連施設が建てられました。昭和 20 年以降は米軍に接収され、引き続き通信関連施設（深谷通信所）として利用され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年６月に返還されました。囲障区域外の土地は山林、耕作地、住宅、電波塔敷地、未利用地等であり、一部は産業廃棄物最終処分場等としても利用されました（「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容　図 2.3.8」（p.2-18）参照）。

現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理をしており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用しています。なお、中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています。



資料：「旧深谷通信所　現況図（令和元年 6 月現在）」
（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）を基に加工して作成

図 6.7.1　深谷通信所跡地の現況図

（イ）深谷通信所について

「安保黒書」（潮見俊隆・山田昭・林茂夫編、1969 年 4 月）によれば、アメリカ軍接収後の基地について「上瀬谷通信基地は受信専門の基地、深谷通信所は発信専門の通信基地」とあります。深谷通信所については、「基地近くの民家では、1968 年のベトナムテト攻勢の頃には、ほとんど終日テレビが見えない日（映像がゆがみ）が続いた」とあり、猛烈な量の電波が発信されていた様子が伺えます。また、上瀬谷通信基地の場合ではありますが、基地周辺には電波障害制限地域が設けられ、「非金属建設資材のみの使用や、火花・点火を伴う建築用具には発火抑制装置の装着」等の制限が付されていました。

昭和 19 年、21 年の空中写真では、囲障区域外の基地敷地に畑が多くみられ、また昭和 31 年の空中写真では同様に畑や住宅が確認できます。また昭和 37 年の住宅地図では、囲障区域外の基地敷地に電々公社社宅、独身寮、耕作地、果樹園、神奈川中央バスのバス停等の記述が確認できます。囲障区域外での耕作の許可が出された昭和 45 年以前から、建物等の制限はあったものの、それ以外は基地外と特に変わらない土地使用が囲障区域外の基地敷地においてされていたものと考えられます。

(ｳ) 施設状況

対象事業実施区域の施設状況は以下のとおりです。

・図面等に記載されている情報及び現地確認から、対象事業実施区域の囲障区域内では変電施設、油槽、ガソリンスタンド等、特定有害物質の使用・保管がされていた施設を確認しました。また、ペイント工場やペイントロッカー等の塗装関連の建屋が確認されましたが、使用・保管されていた塗料及びその溶剤類に特定有害物質が含まれていたかは確認できませんでした。

・囲障区域外の２か所は、過去に産業廃棄物最終処分場として利用されていました。処分場で取り扱っていた廃棄物の種類は金属くず・ゴムくず・建設廃材・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁くず・鉱さい（鋳物砂）です。これらの産業廃棄物最終処分場については、届出当時の処分場の基準に則した安定型の最終処分場として本市に届出され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき指定区域の指定を受けています。

・産業廃棄物最終処分場跡地は、現在はグラウンドや草地として利用されています。

・電波塔は囲障区域外にも存在していましたが、現在は、当該電波塔は撤去されています。囲障区域内から当該電波塔までの埋設ケーブルは残存されています。

・戦時中に使用したと考えられる地下壕が存在するとの情報が確認されましたが、数か所を除き、現在は地上から確認できない状態となっています。

・過去の空中写真等から、囲障区域外に現在の建物形状と異なる建物が複数確認されました。

(ｴ) 周辺施設からの有害物質の流入

対象事業実施区域周辺における環境測定結果資料によると、対象事業実施区域に影響を及ぼす情報は確認されませんでした。

・本市による水質測定及びダイオキシン類調査の結果、対象事業実施区域に影響を及ぼす汚染の情報は確認されませんでした。

・土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域は対象地から１㎞以内では確認されませんでした。

イ 土壌汚染の主要な発生源の状況

昭和 17 年頃に旧海軍省により一帯が買収され、現在の囲障区域内部付近に通信関連施設が建てられました。昭和 20 年以降は米軍に接収され、引き続き通信関連施設（深谷通信所）として利用され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年６月に返還されました。囲障区域外の土地は山林、耕作地、住宅、電波塔敷地、未利用地等であり、一部は産業廃棄物最終処分場等としても利用されました。

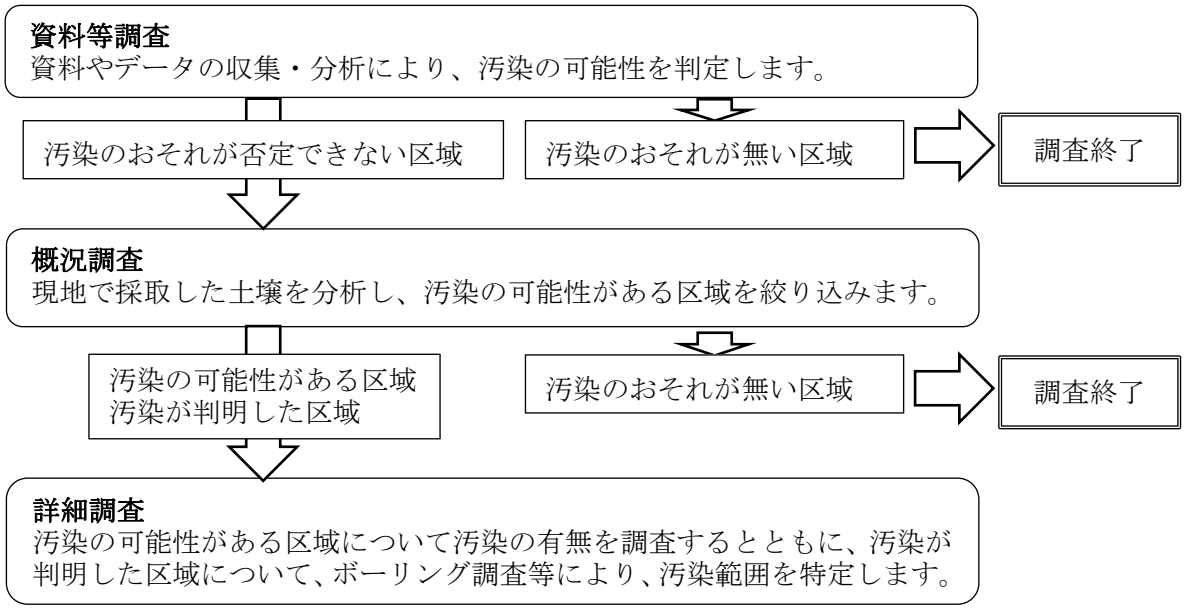
また、対象事業実施区域内に産業廃棄物最終処分場が２か所ありました。１か所は囲障区域の南側にあり、昭和 55 年～昭和 57 年にかけて利用され、取り扱っていた廃棄物の種類は、金属くず、ゴムくず、建設廃材、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい（鋳物砂）です。ほかの１か所は囲障区域の西側にあり昭和 58 年から昭和 61 年にかけて利用され取り扱っていた廃棄物の種類は１つ目と同様です。なお、両者とも届け出当時の処分場の基準に準じた安定型の最終処分場として本市に届出され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。

ウ 土壌汚染の状況

土壌の主要な発生源の状況及び土壌汚染の状況は、図 6.7.2 に示す手順で調査が行われました。表層土壌調査は、第二種特定有害物質（９項目）と第三種特定有害物質（１項目）、ダイオキシン類を調査対象として行われました。土壌ガスは、第一種特定有害物質（11 項目）を調査対象として行われました。配管下土壌調査は、第二種特定有害物質（９項目）と第三種特定有害物質（１項目）を調査対象物質として行われました。

調査の結果は、表 6.7.1 に示すとおりです。また、基準不適合が確認された範囲は、図 6.7.3（p.6.7-9）に示すとおりです。

表 6.7.1 に示すとおり、囲障区域内で鉛及びその化合物の含有量が 15 区画で、ダイオキシン類が１区画で基準不適合となり、囲障区域外で鉛及びその化合物の溶出量が６区画、鉛及びその化合物の含有量が 36 区画、ふっ素及びその化合物の溶出量が 34 区画、ほう素及びその化合物の溶出量が５区画、ベンゼンが２区画で基準不適合となりました。合計として、囲障区域内で 16 区画、囲障区域外で 83 区画の基準不適合が確認されました。



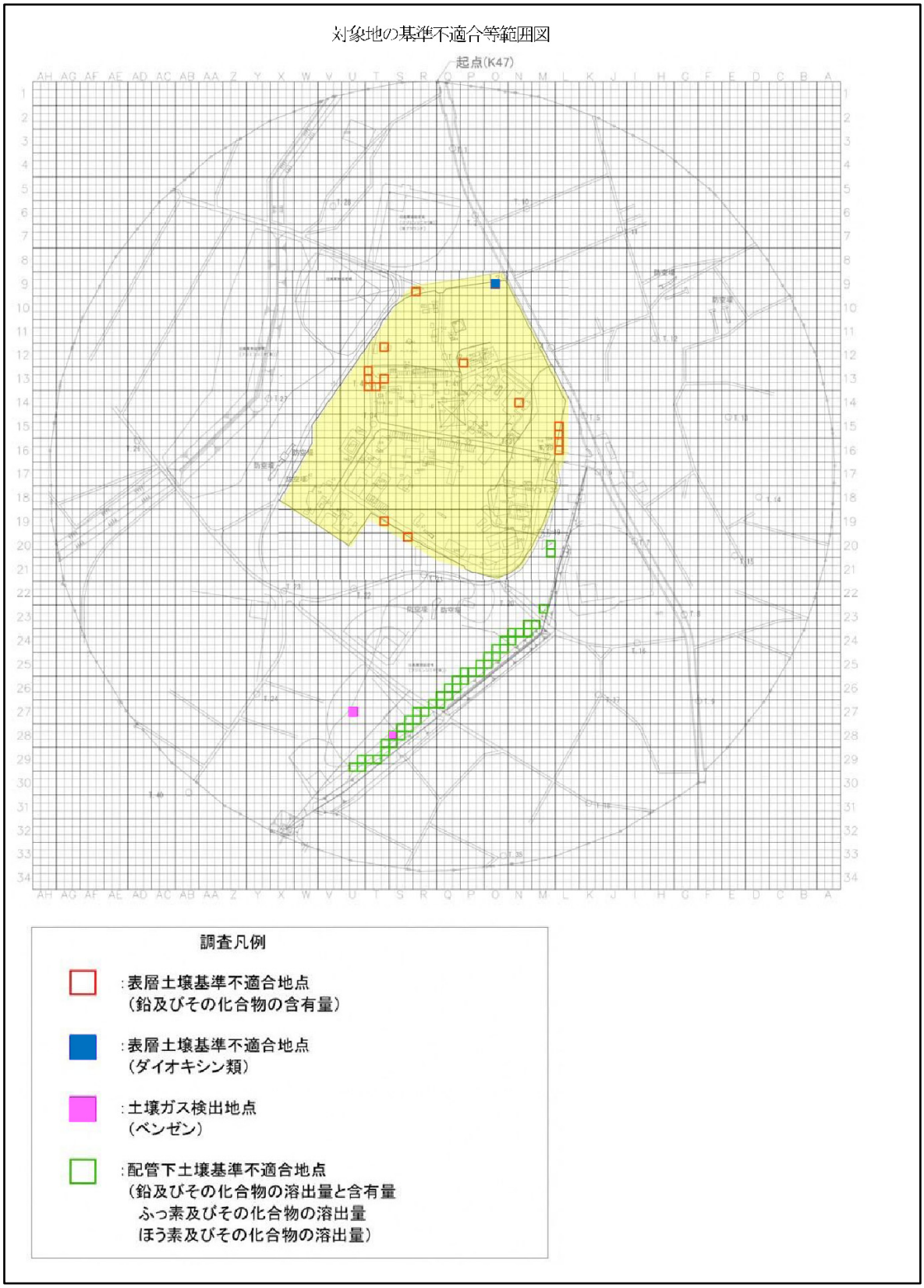
資料：「旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 29 年 5 月）

図 6.7.2　土壌調査の流れ

表 6.7.1　土壌汚染調査結果（概況調査）

調査内容	表層土壌	配管下土壌調査	土壌ガス調査
対象場所	囲障区域内	通路及び野球場の一部	野球場の一部
基準不適合	鉛（土壌含有量）15 区画 ダイオキシン類　1 区画	鉛（土壌溶出量）6 区画 鉛（土壌含有量）36 区画 ふっ素（土壌溶出量）34 区間 ほう素（土壌溶出量）5 区間	－
物質検出	－	－	ベンゼン　2 区画
措置状況	上記区画は、囲障区域内にあるため、一般の方の立ち入りが制限されています。	上記区域は、既に撤去された配管の下に位置します。同区画には十分な土被り（50 ㎝以上）があるため、現地での措置は講じていません。	今後詳細調査を実施するため、調査区域を明確にし、保全する目的で、国がトラロープ柵等を設置し、立入り制限措置を講じています。

資料：「深谷（27）土壌調査 報告書（概況調査）」（横浜市、平成 29 年 3 月）



資料：「旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 28 年 4 月）

図 6.7.3　対象値の基準不適合等範囲図（概況調査）

対象事業実施区域内において、国が実施した土壌汚染調査により判明している土壌汚染の範囲は、図 6.7.4 に示すとおりです。

表 6.7.2 に示すとおり、囲障区域内でダイオキシン類が１区画で、鉛及びその化合物の含有量が１区画で基準不適合となり、囲障区域外で鉛及びその化合物の溶出量が１区画の基準不適合が確認されました。合計として、囲障区域内で２区画、囲障区域外で１区画の基準不適合が確認されました。

さらに、囲障区域の一部及び周辺区域の一部は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されました。指定年月日・指定番号は平成 30 年 1 月 15 日・指-141、所在地は泉区和泉町の一部、指定に係る特定有害物質の種類は「鉛及びその化合物」であり、形質変更時要届出区域は図 6.7.5 に示すとおりです。

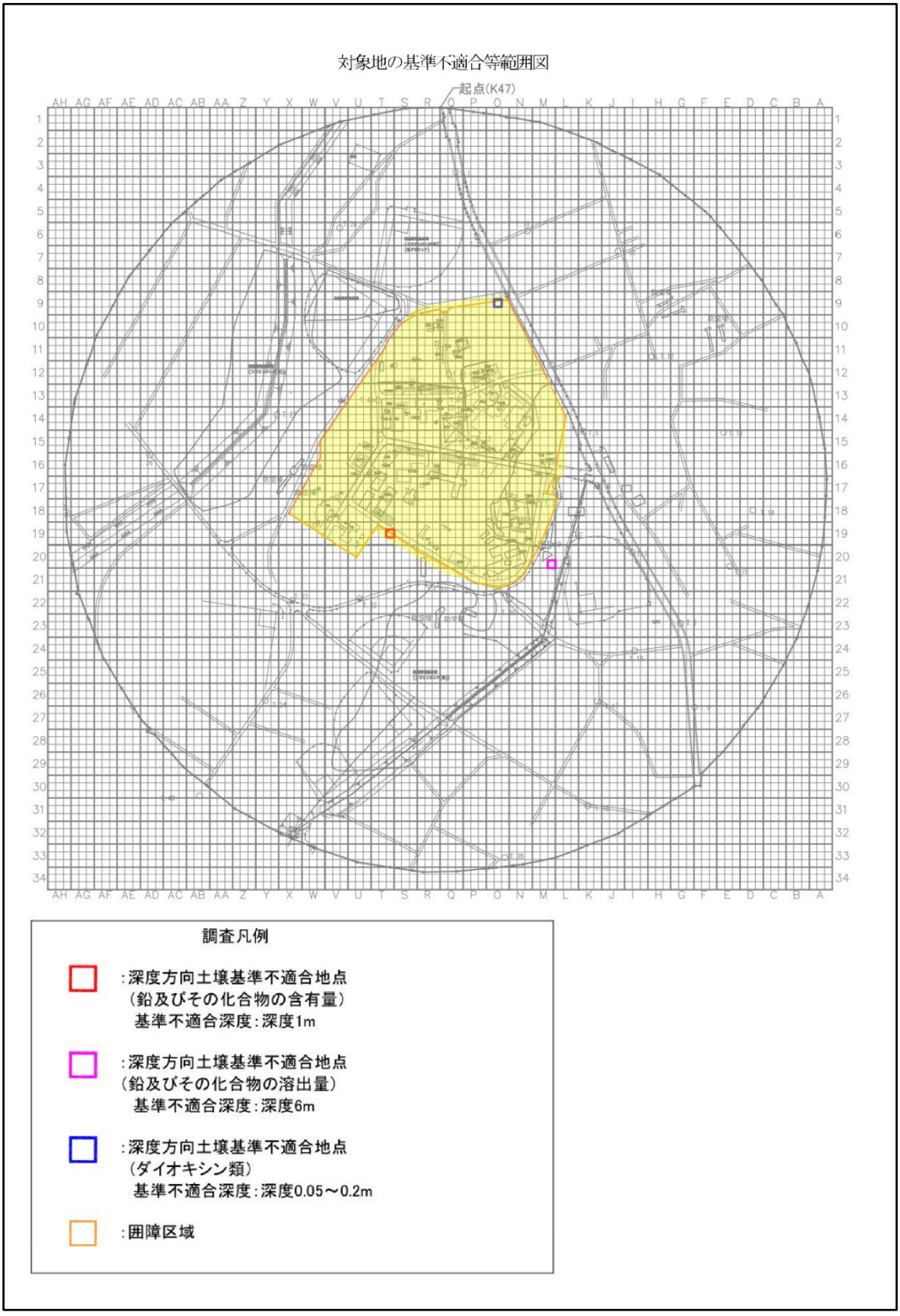
表 6.7.2　土壌汚染調査結果（詳細調査）

調査内容	第二種特定有害物質調査	第二種特定有害物質調査 ［旧配管下調査］	ダイオキシン類調査
対象場所	囲障区域内	通路及び野球場の一部	囲障区域内
基準不適合	鉛及びその化合物 （土壌含有量）1 区画 基準不適合深度：深度 1m	鉛及びその化合物 （土壌溶出量）1 区画 基準不適合深度：深度 6m	ダイオキシン類　1 区画 基準不適合深度： 深度 0.05～0.2m
措置状況	上記区画は、囲障区域内にあるため、一般の方の立ち入りが制限されています。	上記区域は、十分な土被り（50 ㎝以上）があり、また、地下水分析で基準適合が確認されましたため、現地での措置は講じていません。	上記区画は、囲障区域内にあるため、一般の方の立ち入りが制限されています。

※1　旧配管下調査で不適合基準であった 43 区画のうち 40 区画はボーリング調査の結果、土壌ではなく廃棄物であることが確認されました。

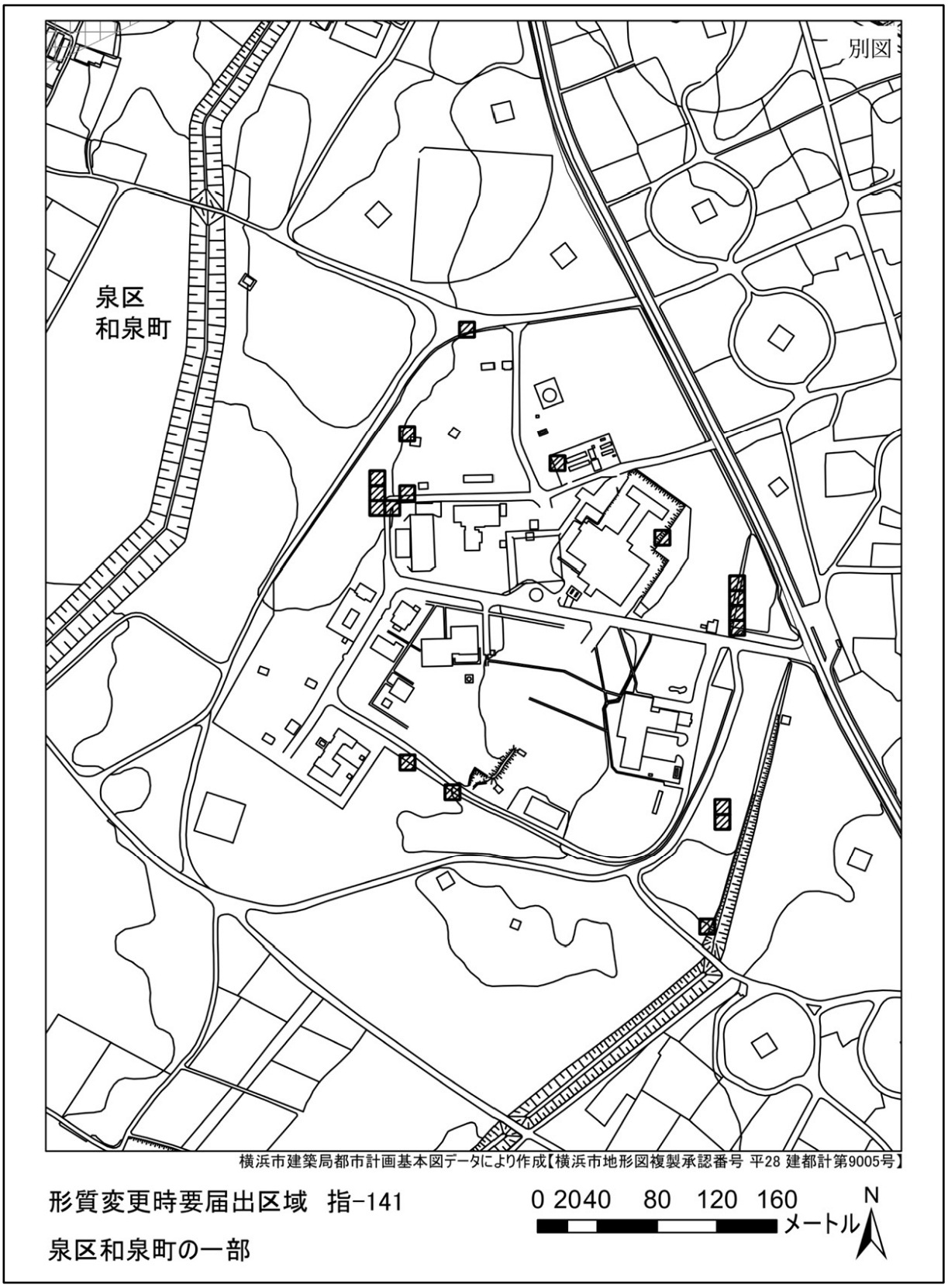
※2　土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された 2 区画において土壌溶出量試験を行ったところ、溶出量基準適合が確認されました。

資料：「旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 29 年 5 月）



資料：「旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について」
（横浜市政策局基地対策課、平成 29 年 5 月）

図 6.7.4　土壌汚染範囲図（詳細調査）



資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

図 6.7.5 形質変更時要届出区域

エ 地形、地質状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」(p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」(小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

オ 関係法令、計画等

(ｱ) 「土壌汚染対策法」（法律第 53 号、平成 14 年５月）

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするものです。

同法上では、以下の a～c の場合は、土壌汚染調査を実施し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する義務が定められています。

a. 有害物質使用特定施設※の使用を廃止したとき

b. 一定規模(3,000 ㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

c. 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

※ 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設

土壌の汚染状況が指定基準を超過した場合は、表 6.7.3 に従い、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

表 6.7.3　区域の指定等

区域の指定	内容	措置
要措置区域	土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域	・土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う ・土地の形質の変更の原則禁止
形質変更時要届出区域	土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）	・土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出を行うこと

表 6.7.4　土壌溶出量基準、土壌含有量基準

特定有害物質の種類		〈地下水の摂取等によるリスク〉 土壌溶出量基準	〈直接摂取によるリスク〉 土壌含有量基準
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1L につき 0002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1ージクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1ートリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 005mg 以下であること	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0 ル 0 水 05 銀 mg が以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること
第三種特定有害物質（農薬等／農薬+PCB）	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

(ｲ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(ｳ)「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」(環保廃第 277 号、平成６年９月)

この要綱は、本市内における廃棄物が地下にある土地について、土地利用行為に伴う生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止することが目的です。

本要綱は、本市内の跡地における試掘調査、土地等の造成、各種構造物の建設及び敷設等を行う者に対して適用されます。また、跡地利用の事業者は、以下に記載する事項を実施することとされています。

(1) 跡地利用に係る市長との協議
(2) 跡地利用計画の周辺住民への周知
(3) 跡地利用のための事前調査計画の市長への提出
(4) 跡地利用のための事前調査結果の市長への報告
(5) 跡地利用のための工事対策計画の市長への提出
(6) 跡地利用のための工事完了の市長への報告
(7) 跡地利用地区関連情報の整理・保管・継承
(8) 跡地利用地区の観察・異常等の市長への報告
(9) 跡地利用対策工の変更・撤去
(10)その他市長が必要と認める事項

(ｴ)「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市水と緑の基本計画」等、環境分野の様々な個別計画等を環境管理計画と整合させて策定し、施策・事業に取り組むことで、環境行政を総合的に推進するとともに、環境の状況を分かりやすく年次報告書等で発信しています。

土壌については、ダイオキシン類の環境基準の達成を目標にするとともに、人の健康又は生活環境に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮について、記載されています。

2) 環境保全目標の設定

土壌に係る環境保全目標は、表 6.7.5 に示すとおり設定しました。

表 6.7.5　環境保全目標（土壌）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。

3) 予測

(1) 建設行為等に伴い発生する土壌汚染物質

① 予測項目

予測項目は、建設行為等により発生する土壌汚染物質の処理としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺の形質変更時要届出区域としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した土壌汚染物質の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25) に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。基準不適合地点においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。

雨水調整池の施工においては、掘削を行います。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤」(p.6.10-12～p.6.10-13) に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

イ 汚染土壌の処理方法

基準不適合地点の多くは表層及び深度１ｍで確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画ですが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を講じます。

⑥ 予測結果

基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物は配置を行わない計画です。造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。なお、基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。これらのことから、汚染土壌は拡散しないものと考えられます。

また、雨水調整池の設置工事では掘削を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。

公園橋の施工においては、第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ形質変更時要届出区域外です。また、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水の変動による有害物質の拡散は無いものと考えられます。

以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、土壌汚染の影響を最小限に留めるため、表 6.7.6 に示す内容を実施します。

表 6.7.6　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・基準不適合地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。 ・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴い発生する土壌汚染物質

基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物は配置を行わない計画です。造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。なお、基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。これらのことから、汚染土壌は拡散しないものと考えられます。

また、雨水調整池の設置工事では掘削を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。

公園橋の施工においては、第２帯水層まで杭基礎工事を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ形質変更時要届出区域外です。また、連続した地下構造物の設置ではなく、工事中には地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水の変動による有害物質の拡散は無いものと考えられます。

以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。」は達成されるものと考えます。

6.8　騒音

6.8 騒音

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が周辺地域の騒音に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の騒音の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う騒音】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域における一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日の昼間の時間帯で 52～59 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日及び休日の昼間の時間帯で 65～66 dBでした。	p. 6. 8-8～ p. 6. 8-14
環境保全目標	・騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 dB以下とすること。	p. 6. 8-14
予測結果の概要	・第 1 期、第 2 期の各期間における建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最大になると考えられる時期について、対象事業実施区域から約 100ｍ程度の範囲を対象に、地点 A～D を中心に予測を行いました。 ・公園整備事業では最大 67～71 dB、墓園整備事業では最大 79～83 dB、合計では最大 79～83 dBと予測します。	p. 6. 8-26～ p. 6. 8-30
環境の保全のための措置	・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 ・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。 ・工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等の指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。 ・工事区域境界には防音シートを設置します。	p. 6. 8-54
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 8-55

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域における一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日の昼間の時間帯で 52～59 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日及び休日の昼間の時間帯で 65～66 dBでした。	p. 6. 8-8～ p. 6. 8-14
環境保全目標	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 8-14
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通騒音（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において、公園整備事業では 66.6～68.7 dB、墓園整備事業では 66.9～68.5 dB、合計ではは 67.4～68.9 dBとなり、このうち、公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通騒音レベルの増加分は 0.0～0.9 dBと予測します。	p. 6. 8-39～ p. 6. 8-41
環境の保全のための措置	・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 ・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。	p. 6. 8-54
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 8-55

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う道路交通騒音】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域における一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日の昼間の時間帯で 52～59 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日及び休日の昼間の時間帯で 65～66 dBでした。	p. 6. 8-8～ p. 6. 8-14
環境保全目標	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 8-14
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、来園車両等走行ルート上の地点 1、地点 2 において、公園整備事業では平日の昼間 67.0～68.5 dB、休日の昼間 66.4～67.9 dB、墓園整備事業では平日の昼間 66.6～68.2、休日の昼間 65.7～67.2 dB、混雑期の昼間 66.6～68.1 dB、合計では平日の昼間 67.1～68.5 dB、休日の昼間 66.6～68.1 dB、混雑期の昼間 67.3～68.9 dBと予測します。このうち、来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間 1 dB以下（0.3～0.5 dB)、休日の昼間２dB以下（0.6～1.1 dB)、混雑期の昼間 2 dB以下（1.2～1.9 dB)、と予測します。 ・地点３、地点４において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、墓園、公園の合計で平日 45.8～52.6 dB､休日 48.5～55.2 dB､混雑期 52.4～59.2 dB、地点５、地点６において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日 50.8～53.2 dB、休日 50.7～53.1 dB、混雑期 50.7～53.1 dBと予測します。このうち、地点５、地点６の来園車両等の道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間、休日の昼間ともに３dB以下（1.1～2.3 dB）と予測します。	p. 6. 8-50～ p. 6. 8-53
環境の保全のための措置	・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。 ・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。 ・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。	p. 6. 8-54
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 8-56

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

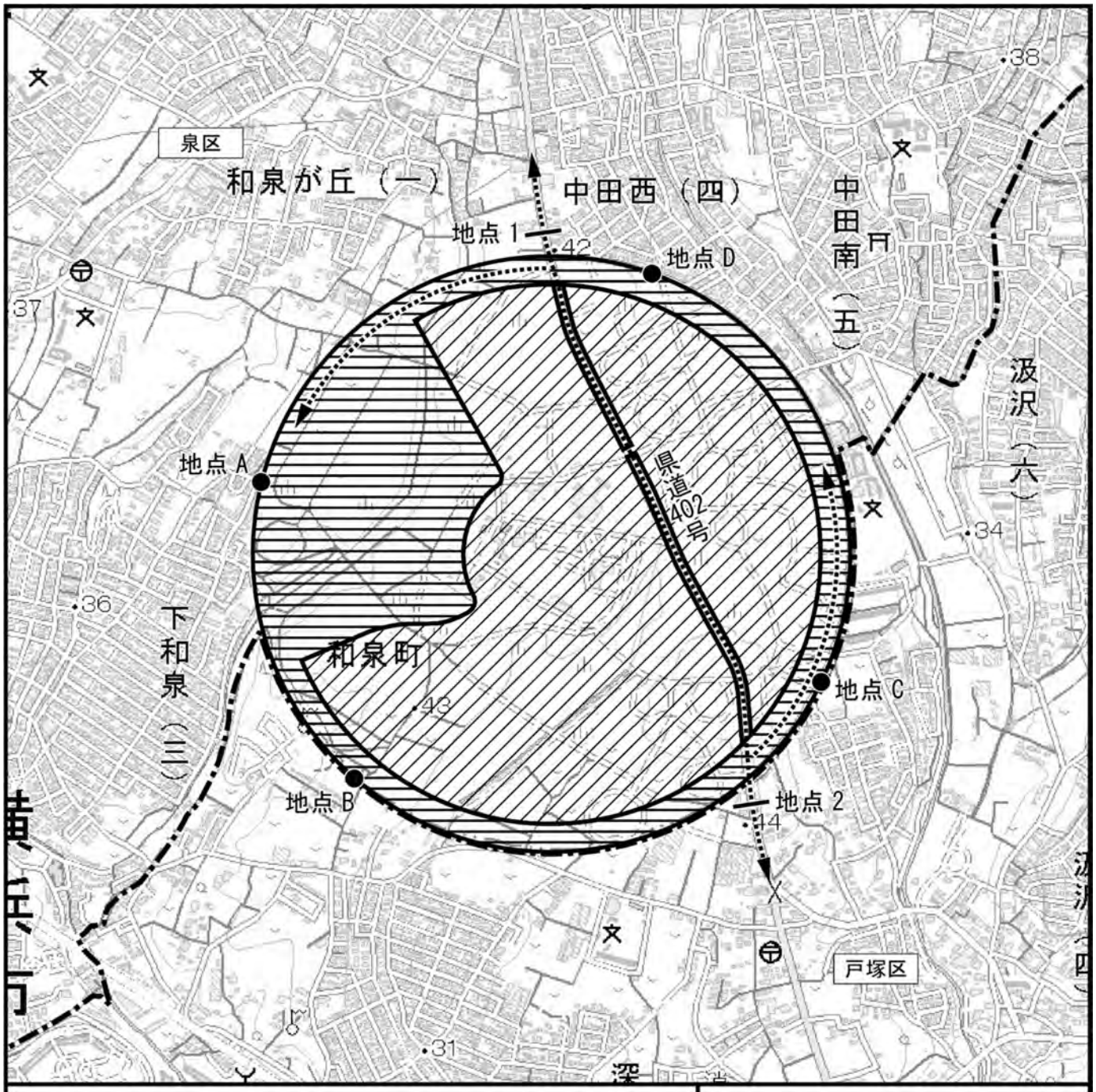
公園及び墓園整備事業の実施に伴う騒音の予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①騒音の状況
②地形、工作物の状況
③土地利用の状況
④騒音の主要発生源の状況
⑤関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.8.1 に示すとおりです。一般環境騒音調査は、対象事業実施区域内の敷地境界付近４地点（地点Ａ～Ｄ）、道路交通騒音調査及び自動車交通量調査は、工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅地近傍の道路沿道２地点（地点１、２）としました。



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▭ : 対象事業実施区域（墓園）
- ----- : 区　境
- ● : 調査地点（一般環境騒音）
- — : 調査地点（道路交通騒音・交通量）
- ·····► : 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.8.1　騒音に係る調査地点

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.8.1 に示すとおりです。

表 6.8.1　現地調査実施日

調査時期	現地調査実施日
平日	令和 2 年 2 月 19 日（水）6：00～22：00
休日	令和 2 年 2 月 23 日（日）6：00～22：00

④ 調査方法

ア 騒音の状況

表 6.8.2 に示す「騒音に係る環境基準について」（環境庁告示第 64 号、平成 10 年９月）に定める方法により、騒音レベルを測定しました。

調査に使用した測定機器は、表 6.8.3 に示すとおりです。

表 6.8.2　調査方法

項目	調査方法
騒音レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」を使用して JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル一般地域編及び道路に面する地域編」（環境省、平成 27 年 10 月）に準拠し測定しました。 測定機器については、マイクロホンを地上高 1.2ｍに設置し、騒音計の周波数重み特性を A 特性に、時間重み特性を F(FAST)に設定して、16 時間連続測定しました。

表 6.8.3　使用測定機器

調査内容	機器名	メーカー	型式	測定範囲
騒音レベル	積分型普通騒音計	リオン㈱	NL-21 NL-22	周波数範囲：20～8000 Hz レベル範囲：28～130 dB

イ 地形、工作物の状況

地形、工作物の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

ウ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

エ 騒音の主要発生源の状況

騒音の主要発生源の状況について、都市計画基本図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

また、表 6.8.4 に示す方法により、自動車交通量を測定しました。

表 6.8.4　調査方法

項目	調査方法
自動車交通量	大型車類、小型車類の方向別交通量を、ハンドカウンターを用いて観測した。

オ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「環境基本法」
・「騒音規制法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

⑤ 調査結果

ア 騒音の状況

一般環境騒音及び道路交通騒音の測定結果は、表 6.8.5 及び表 6.8.6 に示すとおりです。

対象事業実施区域における一般環境騒音レベルは、平日の昼間の時間帯で 52～59 dBでした。

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音レベルは、平日及び休日の昼間の時間帯で道路端において 65～66 dBであり、全調査地点にて環境基準を達成しました。

なお、全調査地点において、用途地域が市街化調整区域に指定されており地域類型はありませんが、周辺の環境を把握するため敷地境界で測定をしていることから、周辺地域の用途地域の環境基準を当てはめました。また、地点Ｃ及び地点Ｄは２車線の既存の外周道路があるため、道路に面する地域の環境基準を当てはめました（「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-1～p.資 2.3-8）参照）。

表 6.8.5　測定結果（一般環境騒音）

（単位：dB）

調査地点	用途地域	地域類型	時間帯	平日		環境基準
				L_{Aeq}	適合	
地点 A （泉区下和泉）	第 1 種低層住居専用地域	A 類型	昼間	52	○	55
地点 B （戸塚区深谷町）	市街化調整区域	B 類型	昼間	53	○	55
地点 C （戸塚区汲沢町）	第 1 種低層住居専用地域	A 類型	昼間	59	○	60
地点 D （泉区中田町）	第 1 種低層住居専用地域	A 類型	昼間	57	○	60

※1　測定時間は昼間（6:00～22:00）としました。
※2　調査地点 A、B は、「騒音に係る環境基準」としました。
※3　調査地点 C、D は、「道路に面する地域」としました。
※4　一般環境調査は平日のみ実施しました。

表 6.8.6　測定結果（道路交通騒音）

（単位：dB）

調査地点	用途地域	地域類型	時間帯	平日		休日		環境基準
				L_{Aeq}	適合	L_{Aeq}	適合	
地点 1 （県道 402 号北側）	第 2 種中高層住居専用地域	A 類型	昼間	66	○	66	○	70
地点 2 （県道 402 号南側）	第 2 種中高層住居専用地域	A 類型	昼間	66	○	65	○	70

※1　環境基準の地域の類型は、A 地域（専ら住居の用に供される地域）及び B 地域（主として住居の用に供される地域）のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域に当てはまります。
※2　測定時間は昼間（6:00～22:00）としました。
※3　調査地点 1、2 は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」としました。

イ 地形、工作物の状況

対象事業実施区域の地形は、「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（p.3-3～p.3-5）に示したとおり、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

ウ 土地利用の状況

対象事業実施区域の用途地域は、「第３章　3.2.6 土地利用状況」（p.3-47～p.3-48）に示したとおり、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域の周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

エ 騒音の主要発生源の状況

対象事業実施区域における主要な騒音の発生源としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）、対象事業実施区域の北側を通る県道 22 号（横浜伊勢原）、西側には環状４号線、南東側には国道１号線があげられます。

「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」（p.3-49～p.3-52）に示したとおり、県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通量（昼間 12 時間）は、戸塚区深谷町 200 の観測地点 15 において、約 8,300 台（令和３年度）となっています。また、国道１号の交通量（昼間 12 時間）は、横浜市戸塚区原宿の観測地点３においては他の道路に比べ多く約 39,000 台（令和３年度）となっています。県道 22 号（横浜伊勢原）の交通量（昼間 12 時間）は、泉区中田東１－１の観測地点４において、約 20,000 台（令和３年度）となっています。

自動車交通量（断面交通量）の測定結果は、表 6.8.7 に示すとおりです。

対象事業実施区域の周辺における自動車交通量（断面交通量）は、平日の小型車は 9,385～10,406 台/日、平日の大型車は、662～693 台/日、休日の小型車は 8,462～9,123 台/日、休日の大型車は、255～307 台/日でした。

表 6.8.7　測定結果（自動車交通量（断面交通量））

（単位：台/16 時間）

地点	交通量（平日）			交通量（休日）		
	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
地点 1 （県道 402 号北側）	10,406	662	11,960	9,123	255	10,049
地点 2 （県道 402 号南側）	9,385	693	10,909	8,462	307	9,380

※1　測定時間は昼間（6:00～22:00）としました。
※2　合計には２輪車を含みます。

オ 関係法令、計画等

(ｱ) 「環境基本法」（法律第 91 号、平成５年 11 月）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。この法律に基づき、表 6.8.8（1）～（3）に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（環境庁告示第 64 号、平成 10 年９月）が定められています。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であるため、地域の類型の当てはめは行われません。

表 6.8.8（1） 騒音に係る環境基準

（単位：dB）

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

※ 地域類型は、以下のとおりです。
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域。
A ：専ら住居の用に供される地域。
B ：主として住居の用に供される地域。
C ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

表 6.8.8（2） 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

（単位：dB）

地域の区分	基準値	
	昼間 （6:00～22:00）	夜間 （22:00～6:00）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

表 6.8.8（3） 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

（単位：dB）

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
70 以下	65 以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB以下、夜間にあっては 40 dB以下）によることができる。	

※1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道を指します。
（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されます。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 ：15m
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

(ｲ) 「騒音規制法」(法律第 98 号、昭和 43 年６月)

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することが目的とされています。この法律では、都道府県知事等により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制のための地域の指定について定められているほか、自動車騒音の許容限度について環境大臣が定めるよう規定されています。

なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 6.8.9 に示すとおりです。

表 6.8.9　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5 コンクリートプラント（混棟機の混棟容量が 0.45 ㎥以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混棟機の混棟重量が 200 ㎏以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）を使用する作業 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業 8 ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業
基準値	85 dB以下
作業時間	①：19:00～7:00 の時間内でないこと、②22:00～6:00 の時間内でないこと
1 日当たりの作業時間	①：10 時間/日を超えないこと、②：14 時間/日を超えないこと
作業日数	連続 6 日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

※1　①…第 1 号区域
・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80m までの区域
（ア）学校　（イ）保育所　（ウ）病院及び診療所　（エ）図書館
（オ）特別養護老人ホーム　（カ）幼保連携型認定こども園
②…第 2 号区域
・工業地域のうち 2 号区域以外の区域

※2　建設作騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1 日における作業時間を、第 1 号区域においては 10 時間未満 4 時間以上、第 2 号区域においては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができます。（建設省・厚生省告示第 1 号、昭和 43 年）

※3　表内 6、7、8 の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（環境庁告示第 54 号、平成 9 年）」をいいます。

(ｳ)「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

（横浜市条例第 17 号、平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

本市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

(ｴ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月）

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

この条例では、事業所において発生する騒音の許容限度について、表 6.8.10 に示すとおり定められています。

表 6.8.10　事業所において発生する騒音の許容限度

（単位：dB）

	8:00 から 18:00 まで	6:00 から 8:00 まで 及び 18:00 から 23:00 まで	23:00 から 6:00 まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

※1　騒音の大きさの決定は次のとおりです。

①騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値、騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

②騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値、騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の 90%レンジの上端の数値

資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（横浜市規則第 17 号、平成 15 年 3 月）

(オ)「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する本市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。

騒音に関しては、表 6.8.11 に示す環境目標を定めています。

表 6.8.11 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(カ) 生活環境保全推進ガイドライン(横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年３月)

このガイドラインは、本市の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

騒音に関する目標等は、表 6.8.12 に示すとおりです。

表 6.8.12 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上

2) 環境保全目標の設定

騒音に係る環境保全目標は、表 6.8.13 に示すとおり設定しました。

表 6.8.13 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	・騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 dB以下とすること。
【工事中】 工事用車両の走行	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 来園車両等の走行	

3) 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域から約 100m程度の範囲としました。

また、予測高さは地上 1.2mとしました。

③ 予測時期

予測時期は表 6.8.14 に示すとおり、対象事業実施区域敷地境界において建設機械の稼働に伴う騒音による影響が最大となる時期とし、建設機械の稼働位置、稼働台数等より設定し、建設機械の稼働台数が多い第１期、第２期を対象としました。

なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-18～p.資 2.3-29)に示すとおりです。

表 6.8.14　建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種			
	公園整備事業	墓園整備事業		
		墓園	外周道路	
			西側	東側
第 1 期	整備工事着手後 29～30 か月 基盤整備工 園路広場工 施設整備工 植栽工	整備工事着手後 40～42 か月 園路広場工 施設整備工	整備工事着手後 3～4 か月 土工、法面工	整備工事着手後 21 か月 舗装工
第 2 期	整備工事着手後 107～108 か月 園路広場工 施設整備工 公園橋工（下部工） 植栽工・建築工	－	整備工事着手後 68 か月 排水工 付帯工	－

※　予測時期においては、それぞれの工事の複合影響を把握するために、公園及び墓園整備事業で最大となる時期の工種を選定しています。

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている「ASJ　CN-Model2007」により予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.8.2 に示すとおりです。

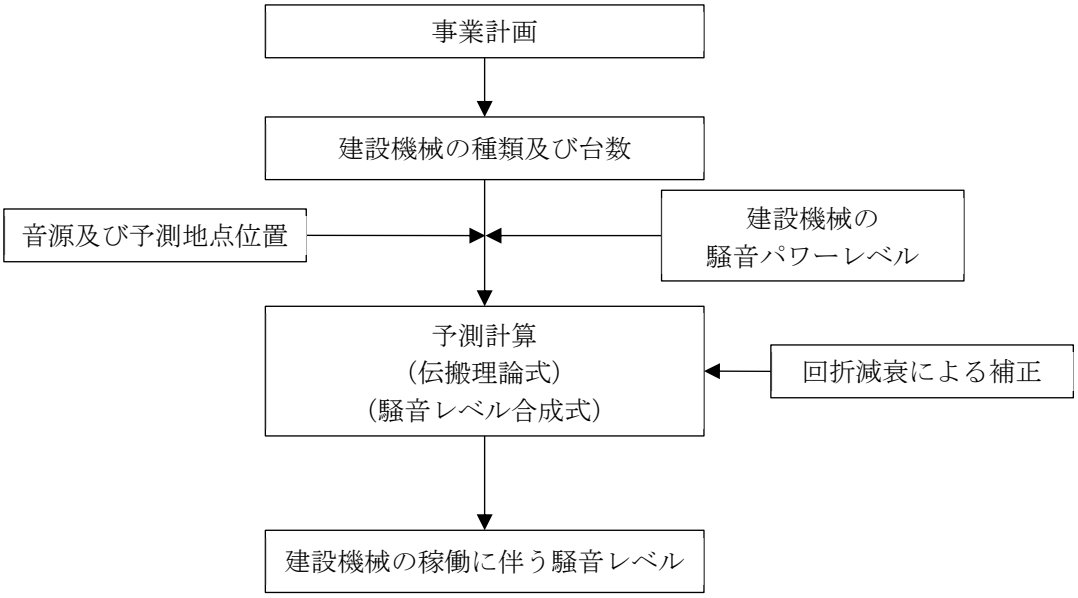


図 6.8.2　予測手順（建設機械の稼働に伴う騒音）

イ 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測式は、騒音の伝播理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いました。

【伝搬理論式】

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

i　：伝搬に影響を与える要因（$i = 1$：回折、$i = 2$：透過損失）

$L_{A,i}$　：予測点における騒音レベル（dB）

$L_{WA,i}$　：音源の騒音パワーレベル（dB）

r_i　：発生源から予測点までの距離（m）

$\Delta L_{cor,i}$　：伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量
（回折、地表面効果、空気の音響吸収）の和（dB）

【回折による減衰量】

$\Delta L_{d,i}$

$$= \begin{cases} -10\log_{10}\delta - 18.4 & \delta \geq 1 \quad \text{（予測点から音源が見えない）} \\ -5 - 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 1 \quad \text{（予測点から音源が見えない）} \\ -5 + 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 \quad \text{（予測点から音源が見える）} \\ 0 & 0.073 < \delta \quad \text{（予測点から音源が見える）} \end{cases}$$

δ ：行路差（$= a + b - c$）

【透過損失による減衰量】

$\Delta L_2 = -10$

ウ 回折による減衰と透過損失による減衰の合成

$$L_A = 10\log_{10}(10^{L_{A,1}/10} + 10^{L_{A,2}/10})$$

L_A ：回折及び透過損失による減衰を考慮に入れた騒音レベル（dB）

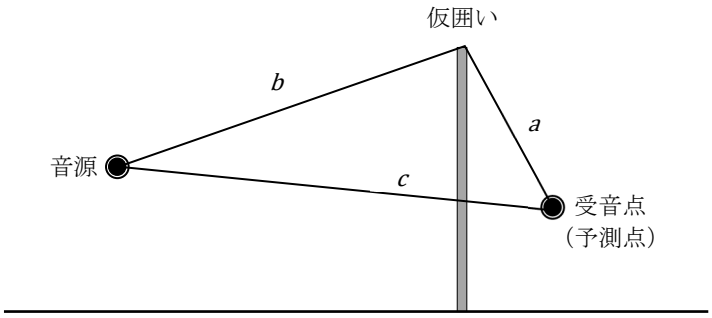


図 6.8.3　回折減衰イメージ

エ 複数音源による騒音レベルの合成式

$$L_A = 10log_{10}(10^{L_{A_1}/10} + 10^{L_{A_2}/10} + \cdots + 10^{L_{A_n}/10})$$

L_A ：予測地点での合成騒音レベル（dB）

L_{An} ：予測地点での発生源nからの騒音レベル（dB）

⑤ 予測条件の整理

ア 建設機械の種類及び台数

予測時期における建設機械の種類及び台数は、表 6.8.15 (1) ～ (3) に示すとおりです。

音源として設定したこれらの建設機械が全て同時に稼働することは少ないと考えられますが、全てが同時に稼働するものとして設定しました。

表 6.8.15 (1)　建設機械の種類及び台数（第 1 期）

（単位：台/日）

事業	建設機械	台数
公園整備事業	アースオーガ(90kw(φ450・吊 2.0t))	1
	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	2
	高所作業車(302kw(25t))	1
	コンクリートポンプ車(199kw(10t))	1
	コンクリートミキサー車(162kw(8t))	1
	振動ローラ(20kw(3～4t))	7
	タイヤローラ(71kw(8～20t))	5
	ダンプトラック(135kw(4t))	1
	ダンプトラック(246kw(10t))	26
	トラクタ(15kw(1t))	2
	トラック(132kw(4t))	16
	トラック(186kw(8t))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9t 吊))	3
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	1
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	4
	バックホウ(60kw(0.45 ㎥))	6
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	3
	小型バックホウ(29kw(0.13 ㎥))	6
	ブルドーザ(53kw(6t))	3
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	5
	ラフテレーンクレーン(193kw(25t 吊))	2
	ラフテレーンクレーン(237kw(45t 吊))	1
	ロードローラ(56kw(10t、幅 2.1m))	5
墓園整備事業 のうち 墓園	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	1
	振動ローラ(20kw(3～4t))	4
	タイヤローラ(71kw(8～20t))	3
	ダンプトラック(246kw(10t))	10
	トラクタ(15kw(1t))	1
	トラック(132kw(4t))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9t 吊))	6
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	2
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	3
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	2
	ブルドーザ(53kw(6t))	2
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	3
	ラフテレーンクレーン(193kw(25t 吊))	1
	ロードローラ(56kw(10t、幅 2.1m))	3

表 6.8.15（2）　建設機械の種類及び台数（第 1 期）

（単位：台/日）

事業	建設機械	台数
墓園整備事業のうち外周道路	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	1
	振動ローラ(103kw(11～12ｔ))	2
	タイヤローラ(71kw(8～20ｔ))	2
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	1
	ブルドーザ(102kw(16ｔ))	2
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	1
	ロードローラ(56kw(10ｔ、幅 2.1m))	2
合計（公園整備事業＋墓園整備事業）		156

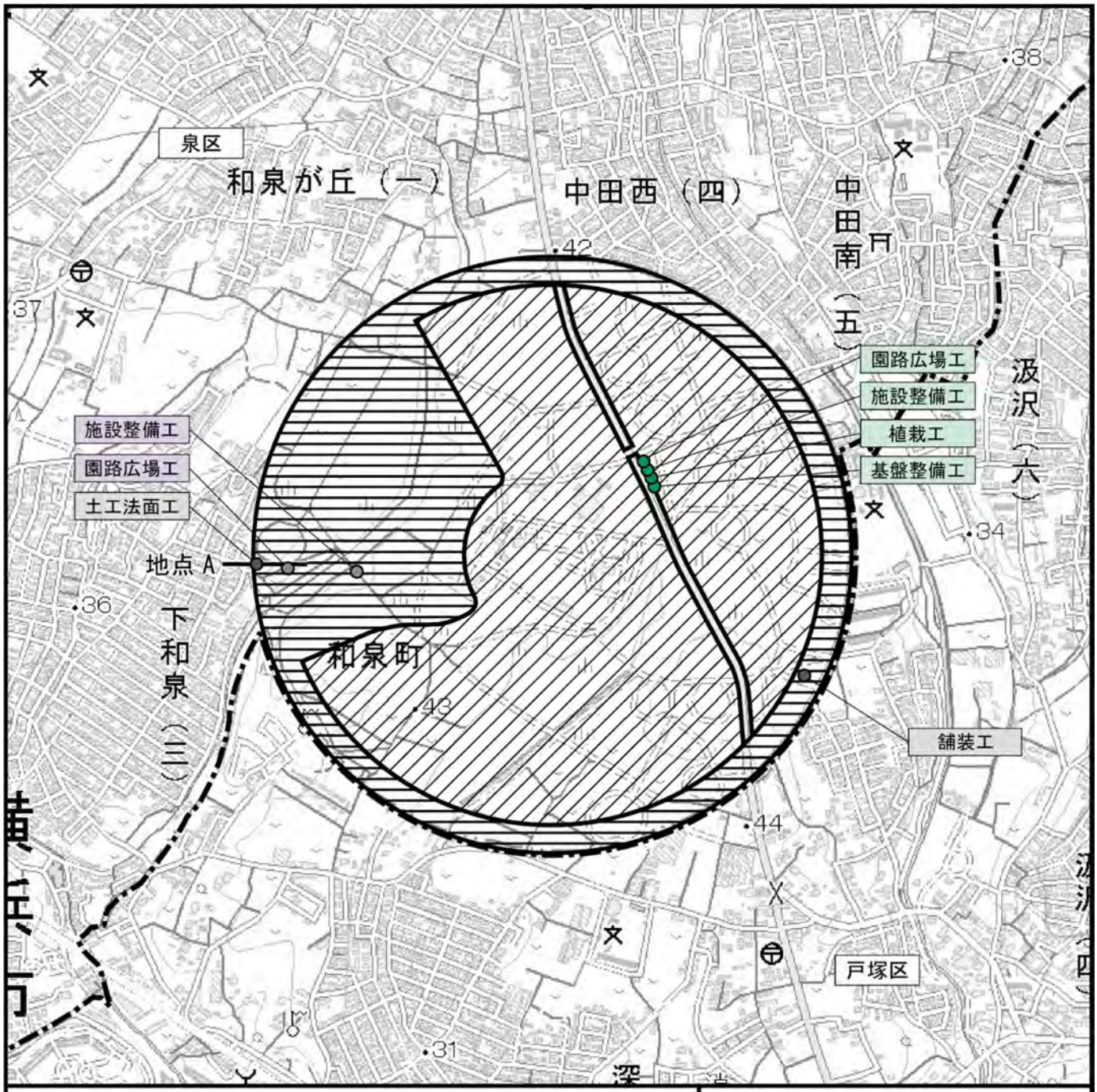
表 6.8.15（3）　建設機械の種類及び台数（第 2 期）

（単位：台/日）

事業	建設機械	台数
公園整備事業	アースオーガ(90kw(φ450・吊 2.0t))	1
	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	2
	高所作業車(302kw(25t))	1
	コンクリートポンプ車(199kw(10t))	5
	コンクリートミキサー車(162kw(8t))	6
	振動ローラ(5kw(0.8～1.1t))	1
	振動ローラ(20kw(3～4t))	6
	セミトレーラ(235kw(32t))	3
	タイヤローラ(71kw(8～20t))	4
	ダンプトラック(246kw(10t))	25
	トラクタ(15kw(1t))	1
	トラック(132kw(4t))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9t 吊))	13
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	3
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	9
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	5
	小型バックホウ(29kw(0.13 ㎥))	6
	ブルドーザ(53kw(6t))	2
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	4
	ラフテレーンクレーン(193kw(25t 吊))	3
	ロードローラ(56kw(10t、幅 2.1m))	4
	クローラクレーン(345kw(300t))	2
墓園整備事業のうち外周道路	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	5
	ラフテレーンクレーン(193kw(25t 吊))	2
合計（公園整備事業＋墓園整備事業）		114

イ 建設機械の配置

予測時点における音源（建設機械）の配置は、図 6.8.4（1）～（4）に示すとおり、地点Ａ～Ｄ付近で最大となる配置としました。また、各音源の高さは建設機械のエンジンの高さを考慮して、設定した標高＋1.5ｍとしました。



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▭ : 対象事業実施区域（墓園）
- -·-·- : 区　境
- ● : 音源位置（公園）
- ● : 音源位置（墓園）
- ● : 音源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.8.4 (1)
音源位置の配置（第 1 期_地点 A）

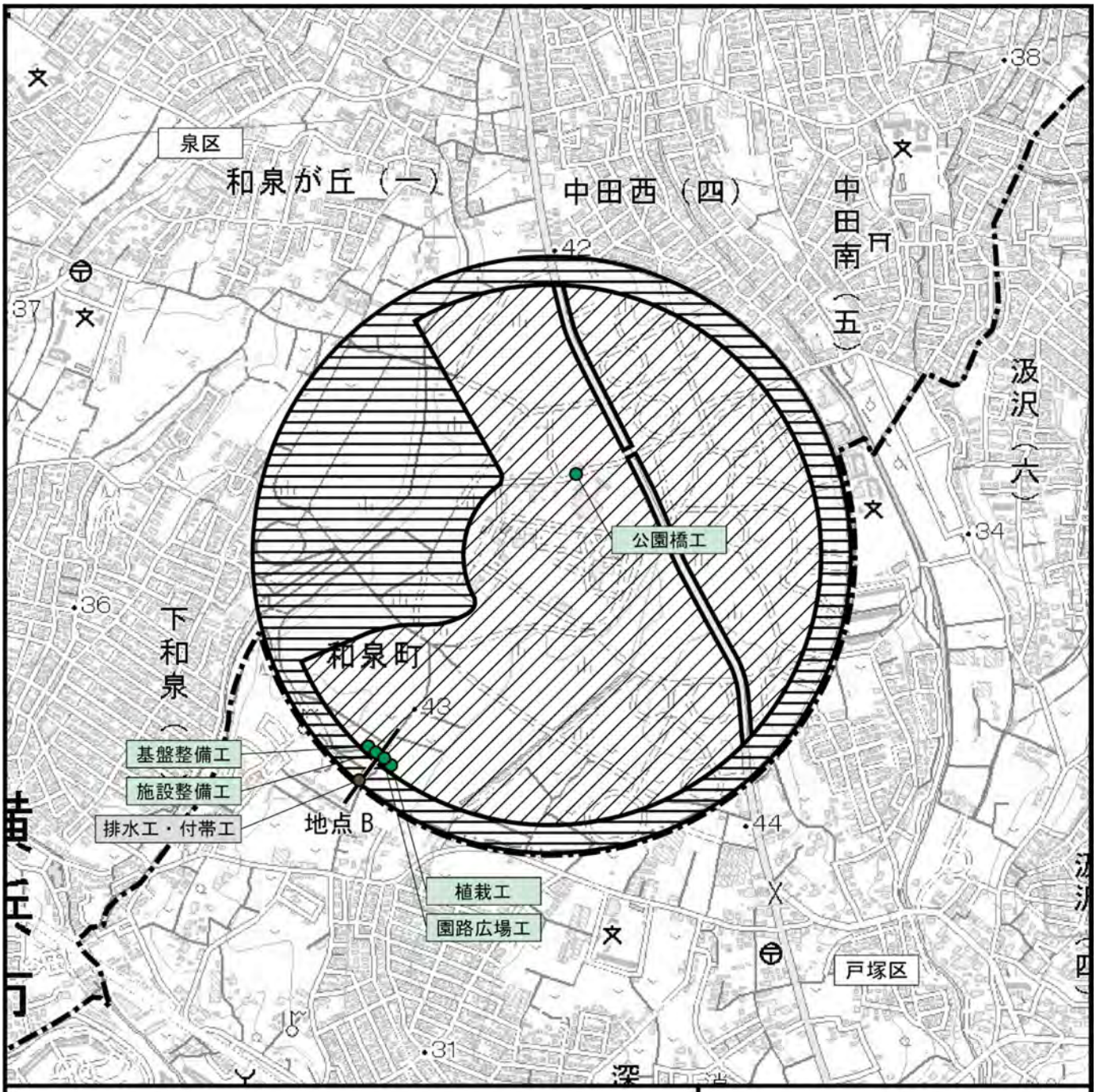


図 6.8.4 (2)
音源位置の配置（第 2 期_地点 B）

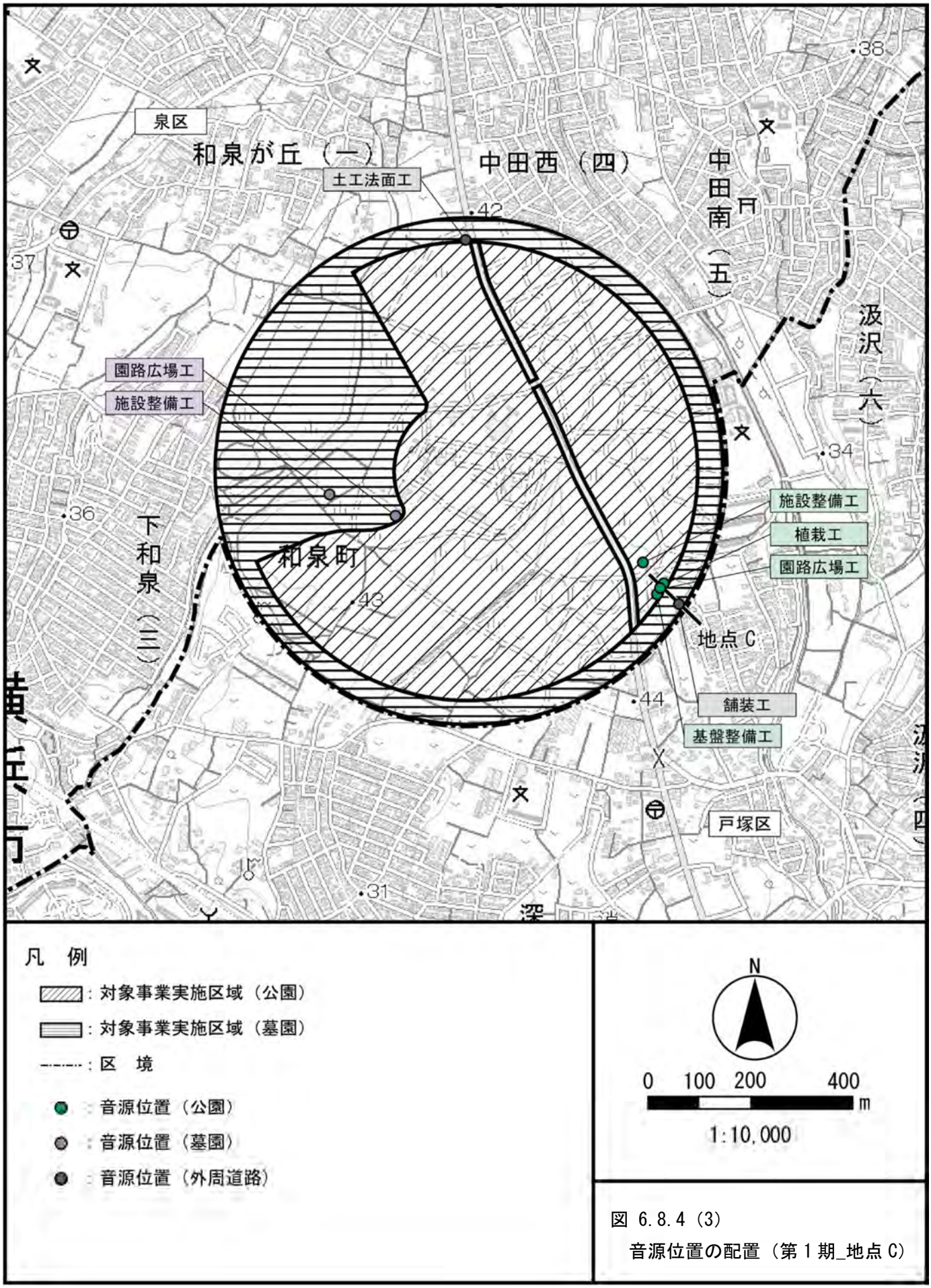
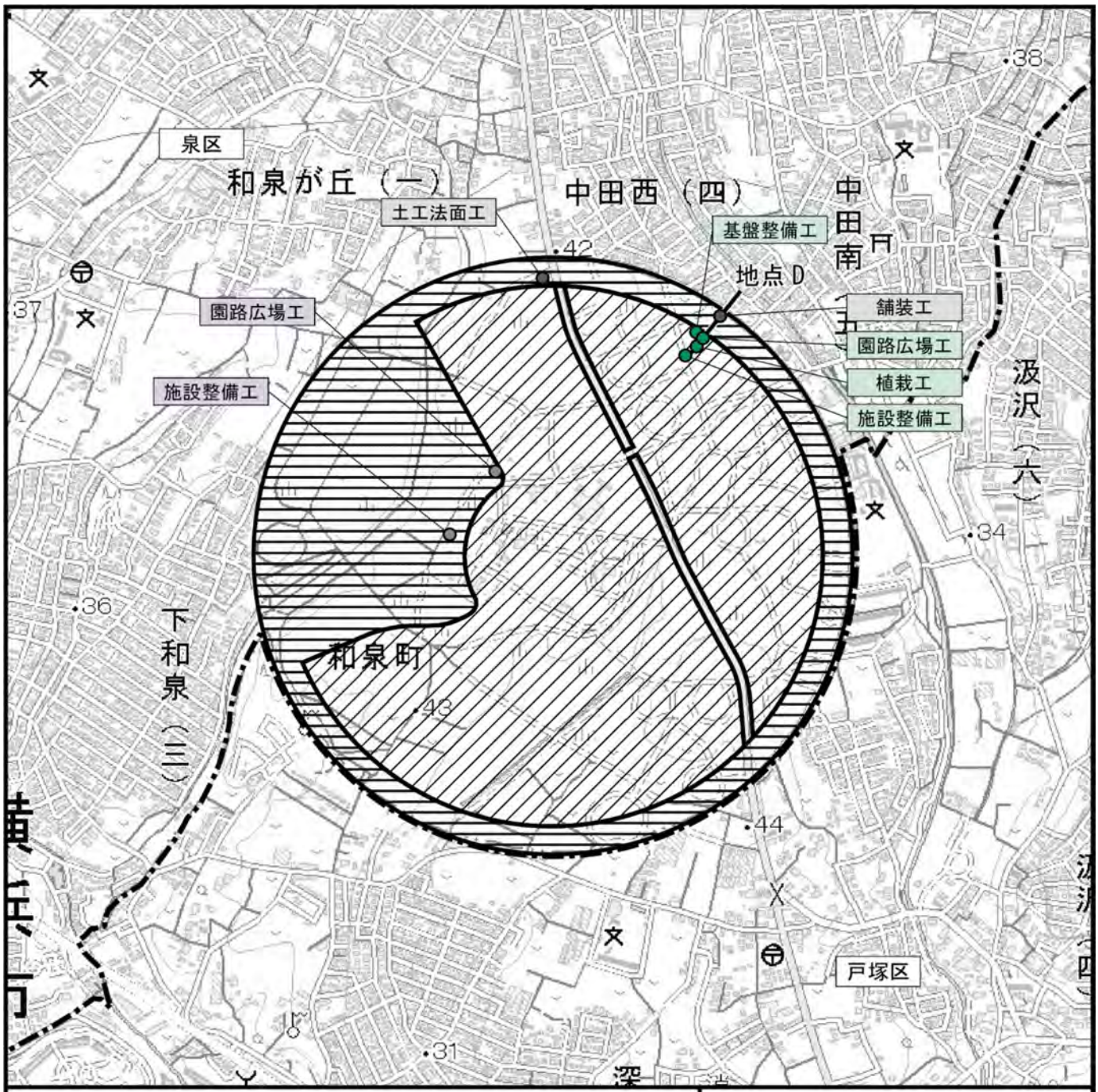


図 6.8.4 (3)
音源位置の配置（第 1 期_地点 C）



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ----- : 区　境
- ● : 音源位置（公園）
- ● : 音源位置（墓園）
- ● : 音源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.8.4 (4)
音源位置の配置（第 1 期_地点 D）

ウ 回折減衰による補正

工事の施工中は、対象事業実施区域の敷地境界付近に防音シート（高さ２ｍ）を設定する計画であるため、予測においては、防音シートの仮囲いを回折条件として考慮しました。

なお、回折減衰による補正においては、防音シートの仮囲いの透過損失（＝10 dB※）を考慮して、補正量を算出しました。

※ 防音シートの仮囲いの透過損失は、「建設工事騒音の予想モデル”ASJ CN-Model 2007”（一般社団法人日本音響学会誌 第64巻4号、平成20年4月）に示されている遮音壁の音響等価損失の目安（一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合）を設定しました。

エ 建設機械の騒音レベル

建設機械の騒音パワーレベルは、表 6.8.16 に示すとおりです。

表 6.8.16　建設機械の騒音パワーレベル

（単位：dB）

建設機械	規格	騒音 パワーレベル	出典資料
アースオーガ	φ450 吊・吊 2.0ｔ	104	1
アスファルトフィニッシャ	2.4～6.0m	105	1
高所作業車	25ｔ	107	2
コンクリートポンプ車	10ｔ	107	1
コンクリートミキサー車	8ｔ	108	2
振動ローラ	0.8～1.1ｔ	101	1
	3～4ｔ	101	1
	11～12ｔ	104	1
セミトレーラ	32ｔ	107	1
タイヤローラ	8～20ｔ	104	1
ダンプトラック	4ｔ	102	2
	10ｔ	102	2
トラクタ	1ｔ	102	1
トラック	4ｔ	102	2
	8ｔ	102	2
トラッククレーン	4.9ｔ吊	107	1
バックホウ	0.09 ㎥	99	1
	0.28 ㎥	99	1
	0.45 ㎥	104	1
	0.8 ㎥	106	1
小型バックホウ	0.13 ㎥	99	1
ブルドーザ	6ｔ	102	1
	16ｔ	105	1
モータグレーダ	ブレード 3.1m	102	1
ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	108	2
	45ｔ吊	108	2
ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	104	1
クローラクレーン	300ｔ	107	1

資料 1：「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示第 487 号、平成 13 年 4 月）
資料 2：「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model2007」（一般社団法人日本音響学会誌第 64 巻 4 号、平成 20 年）

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 6.8.17 (1) ～ (3) 及び図 6.8.5 (1) ～ (4) に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴い生じる騒音が大きくなると考えられる時期における騒音レベル(L_{A5})の最大値は、公園整備事業の第１期では地点Ｃ及び地点Ｄの敷地境界付近において 67 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 71 dB、墓園整備事業の第１期では地点Ａの敷地境界付近において 79 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 83 dB、合計は第１期では地点Ａの敷地境界付近において 79 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 83 dBと予測します。

表 6.8.17 (1)　建設機械の稼働に伴う騒音（公園整備事業）

（単位：dB）

施工時期	予測地点	騒音レベル最大地点	騒音レベル（L_{A5}）最大値
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	44
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	71
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	67
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	67

表 6.8.17 (2)　建設機械の稼働に伴う騒音（墓園整備事業）

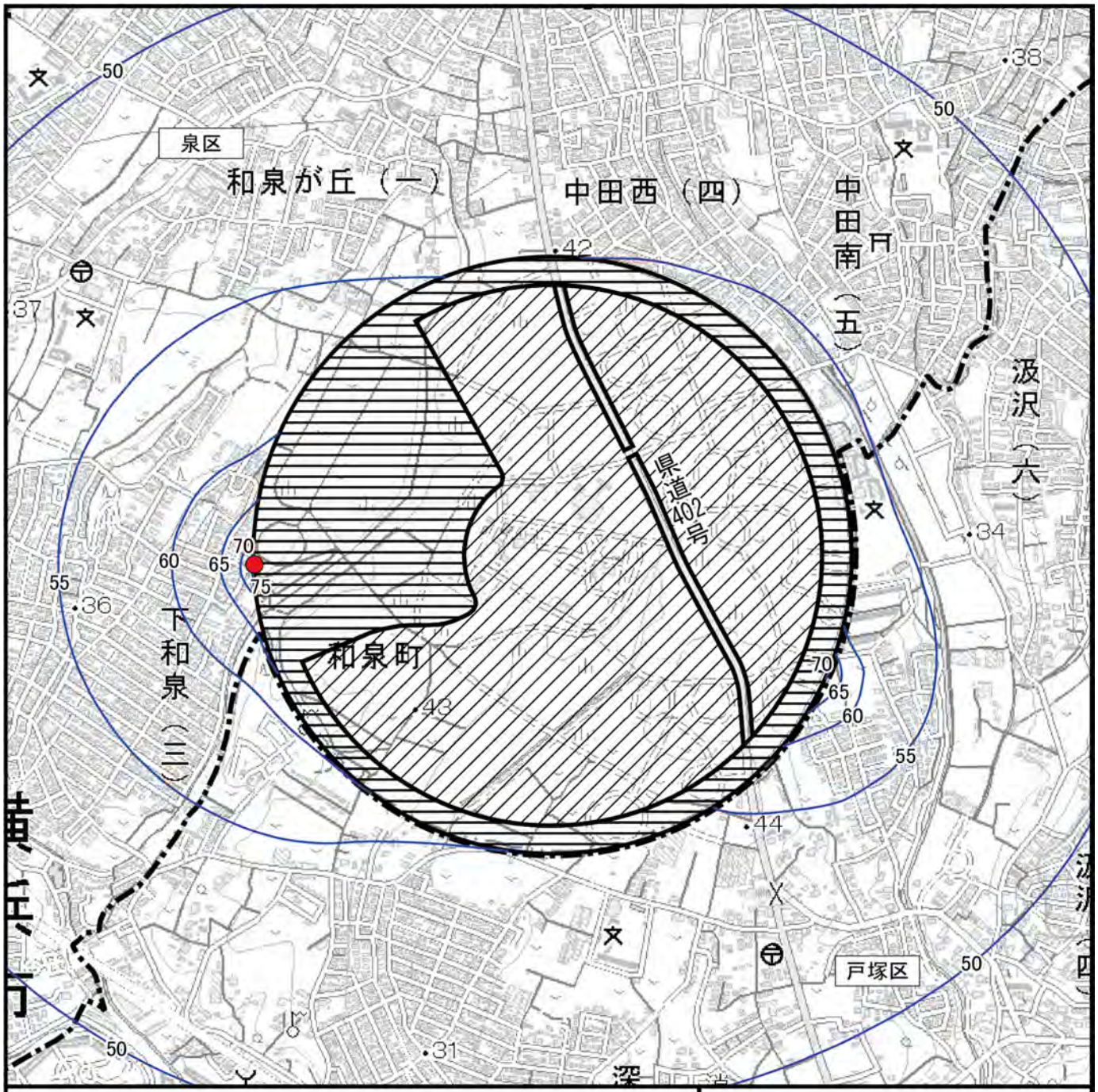
（単位：dB）

施工時期	予測地点	騒音レベル最大地点	騒音レベル（L_{A5}）最大値		
			墓園事業	外周道路事業	合成値
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	63	79	79
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	－	83	83
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	46	73	73
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	48	73	73

表 6.8.17 (3)　建設機械の稼働に伴う騒音（合計）

（単位：dB）

施工時期	予測地点	騒音レベル最大地点	騒音レベル（L_{A5}）最大値			
			公園整備事業	墓園整備事業		合成値
				墓園	外周道路	
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	44	63	79	79
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	71	－	83	83
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	67	46	73	74
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	67	48	73	74



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

：騒音レベル最大地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.8.5（1）　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（第 1 期_地点 A）

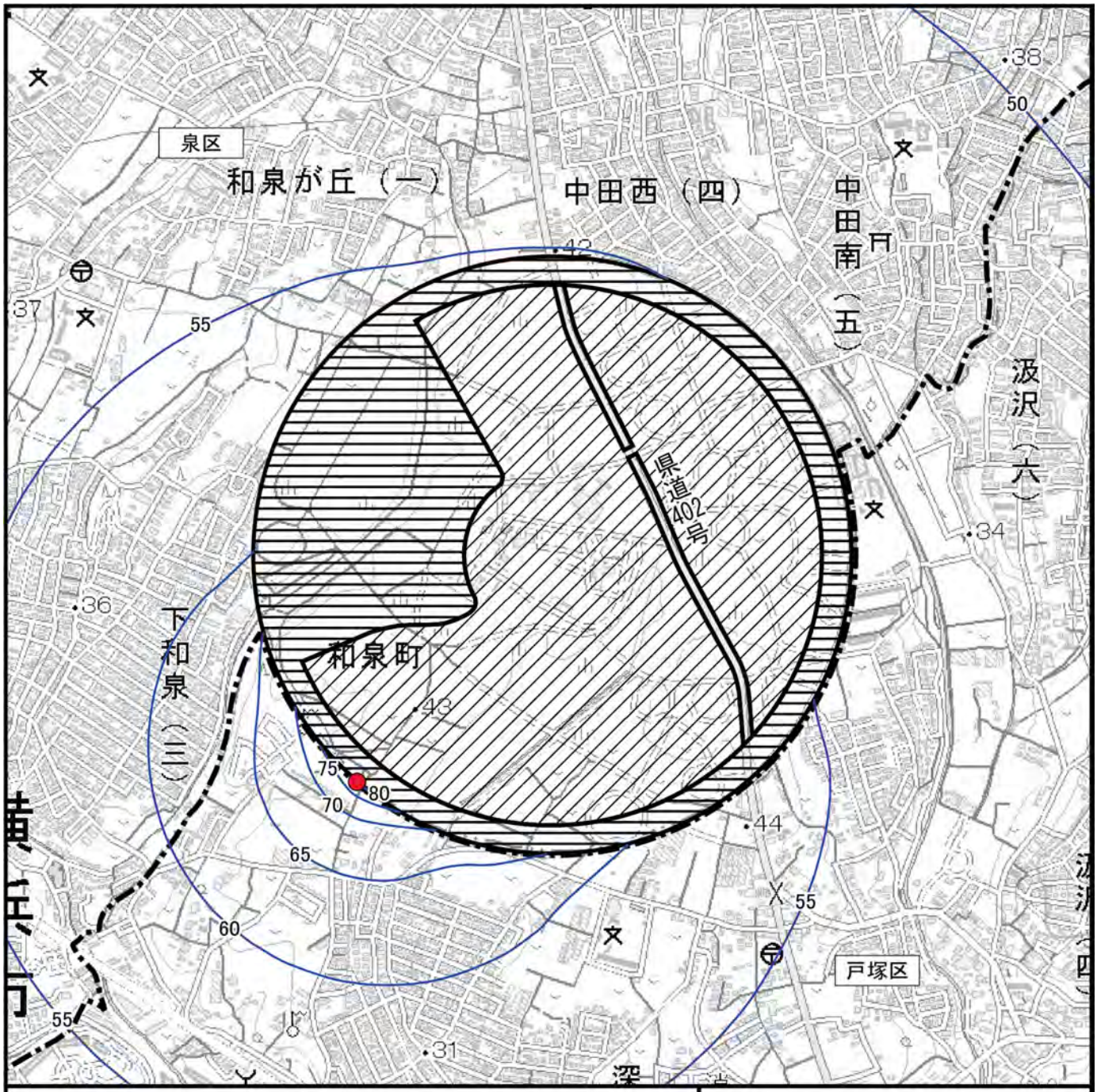


図 6.8.5（2）　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（第 2 期_地点 B）

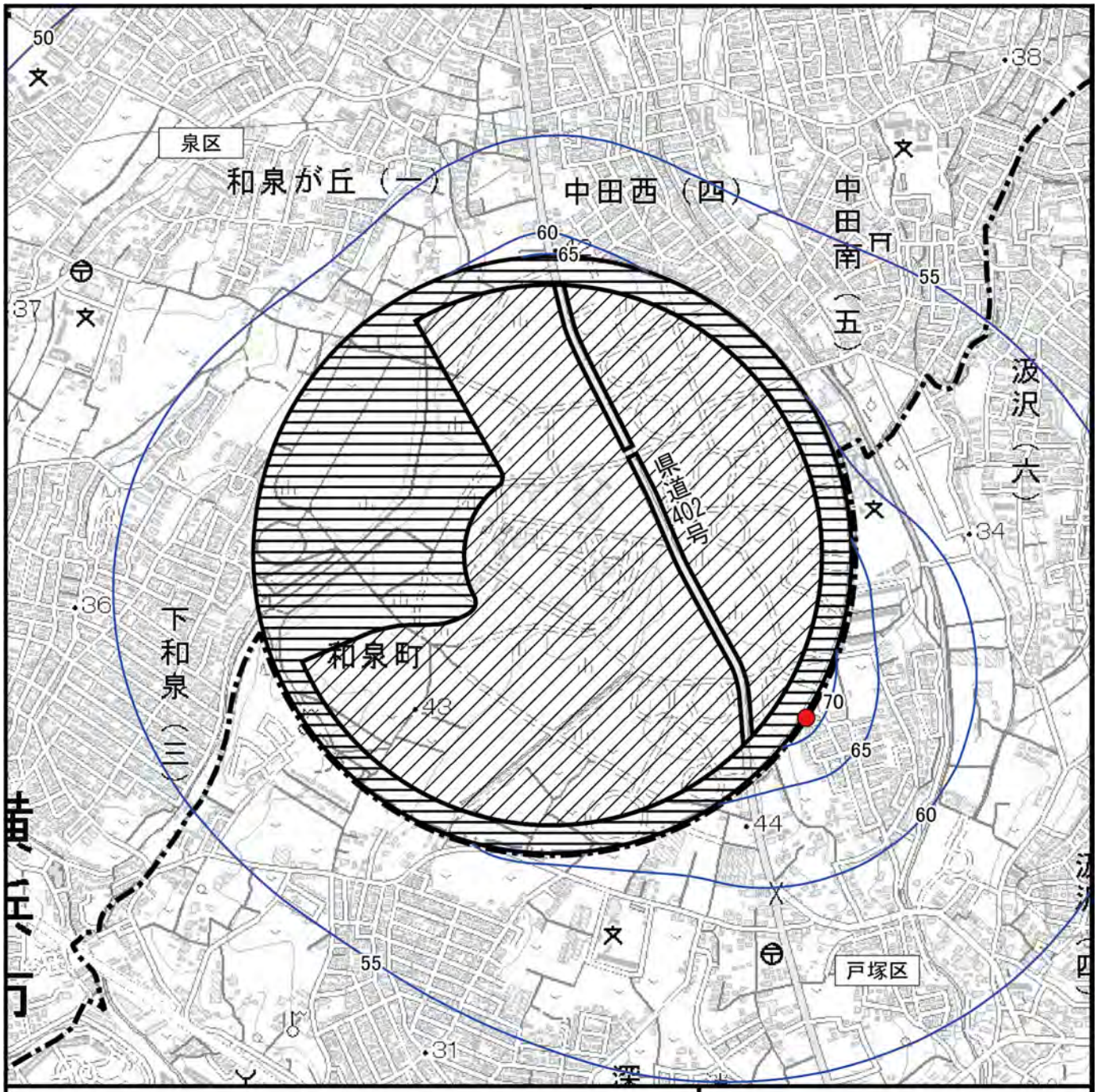


図 6.8.5 (3)　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（第 1 期_地点 C）

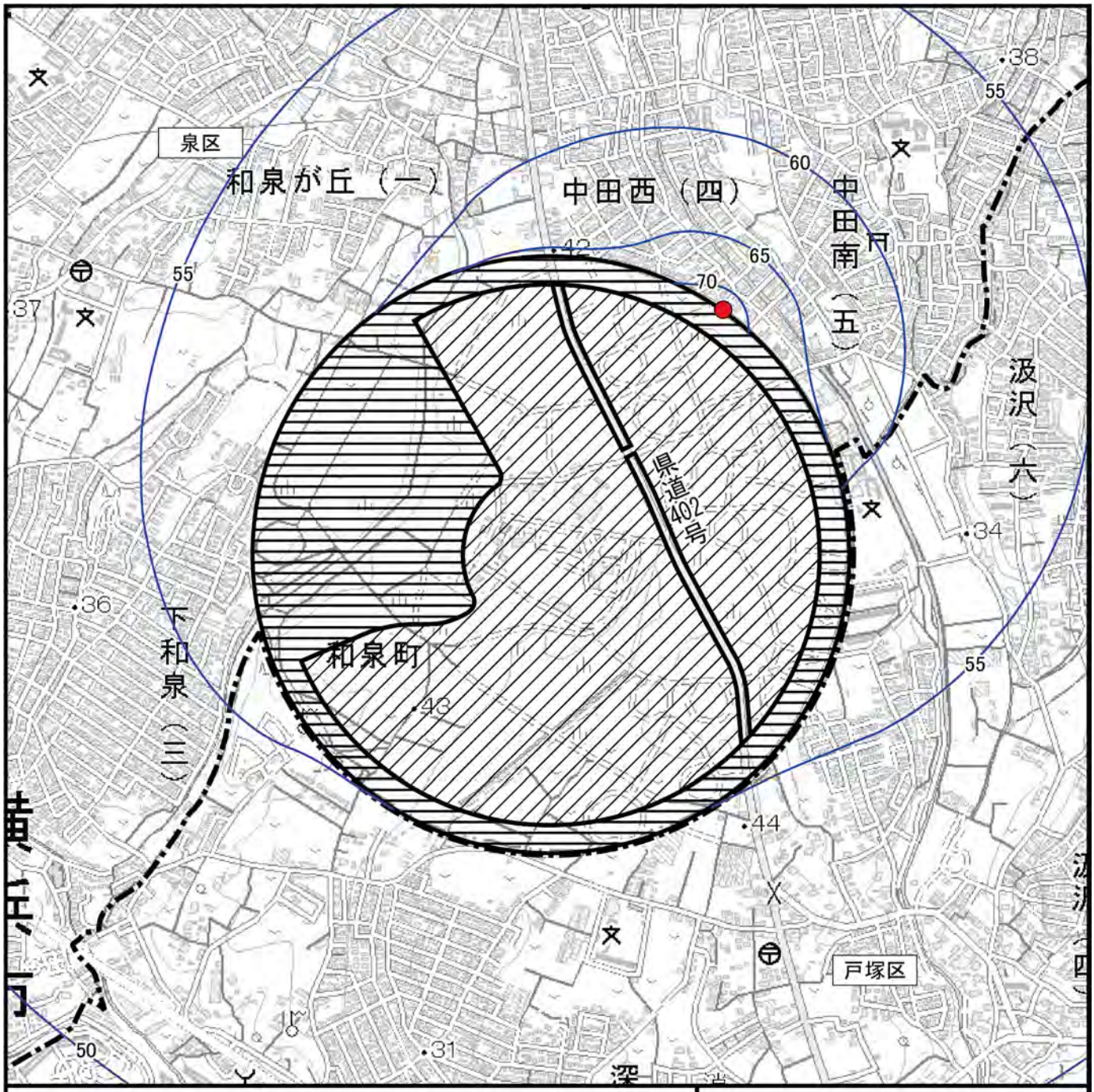


図 6.8.5（4）　建設機械の稼働に伴う騒音予測結果（第 1 期_地点 D）

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道２地点（図 6.8.6 参照）としました。

また、予測高さは地上 1.2mとしました。

③ 予測時期

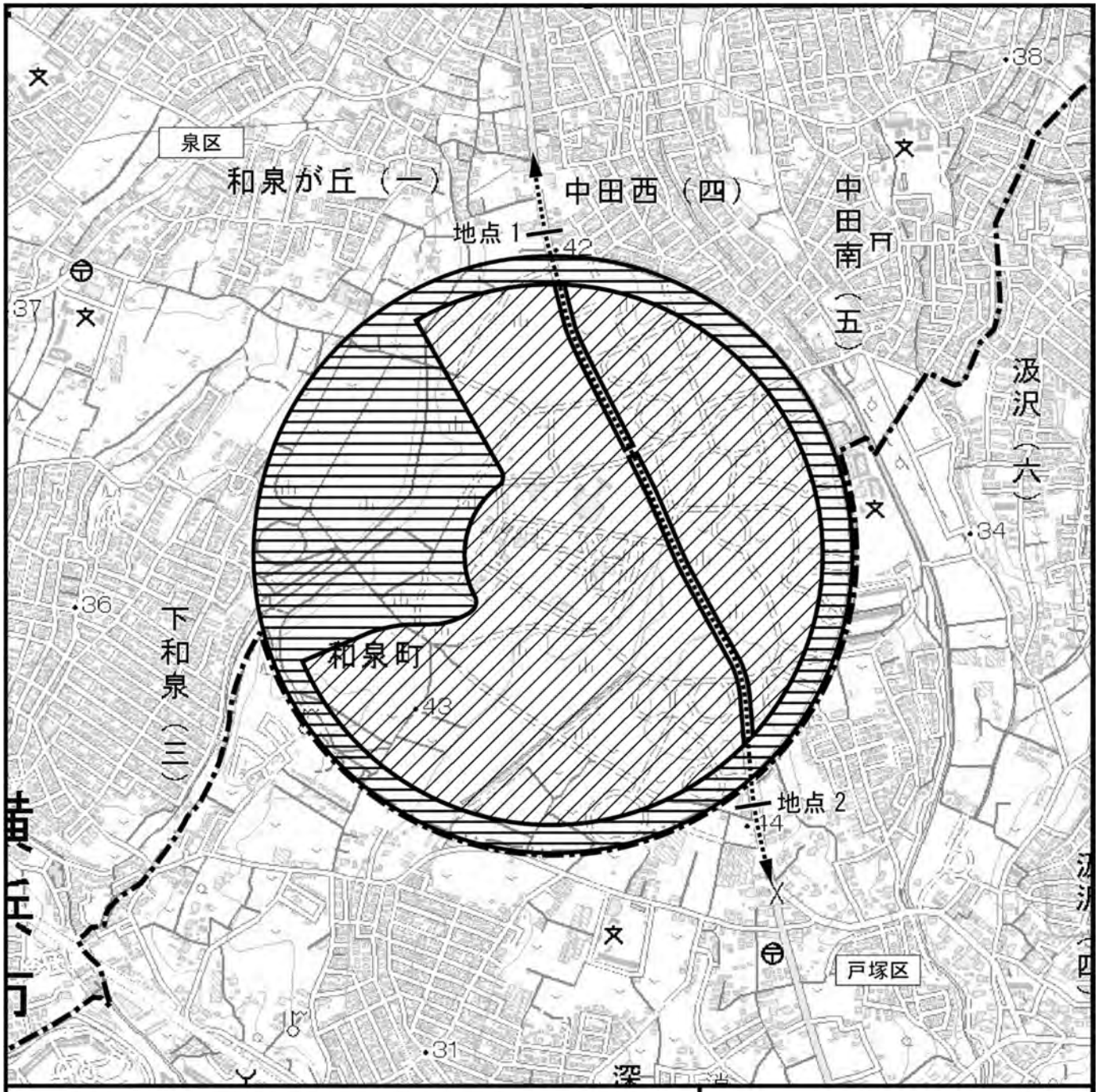
予測時期は、表 6.8.18 に示すとおり、工事用車両の走行台数が多い第０期、第１期、第２期を対象とし、各事業における工事用車両の走行による影響がそれぞれ最大となる時期が同時期に重なった場合としました。

なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-30～p.資 2.3-32)に示すとおりです。

表 6.8.18　工事用車両の走行に伴う騒音の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種		
	公園整備事業	墓園整備事業	
		墓園	外周道路
第 0 期	準備工開始後 11 か月目		
第 1 期	整備工事着手後 13～15 か月目	整備工事着手後 1 ～12 か月目	整備工事着手後 3～4 か月目
第 2 期	整備工事着手後 85～88 か月目	－	整備工事着手後 63 か月目

※　第 0 期は囲障区域等の撤去の開始からの時期、第 1 期以降は第 1 期開始後の時期をそれぞれ示します。



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▭ : 対象事業実施区域（墓園）
- -·-·- : 区　境
- — : 予測地点（道路交通騒音・交通量）
- ·····► : 工事用車両等の走行が想定される経路

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.8.6
工事用車両の走行に係る予測地点

④ 予測方法

一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ　RTN-Model 2023)」を用い、既存道路の現況の騒音レベルに工事用車両の影響を加味することで予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.8.7 に示すとおりです。

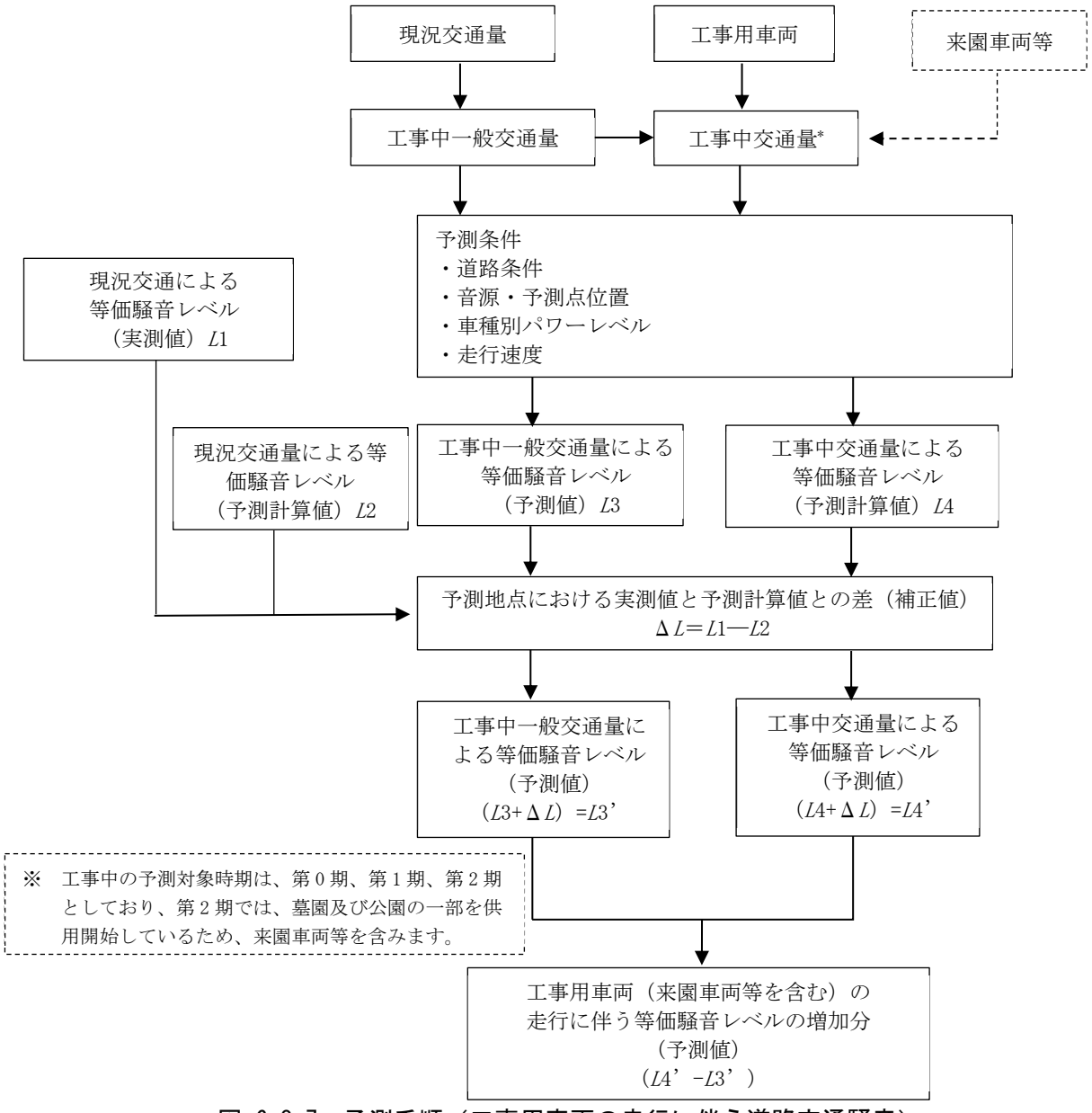


図 6.8.7　予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

イ 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

工事用車両の走行に伴う騒音は以下のとおり、現況の騒音レベルに工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分を加えることで算出します。

$$L_{\mathrm{Aeq}} = L_{\mathrm{Aeq}*} + \Delta L$$

L_{Aeq} ： 工事用車両走行時の等価騒音レベル（dB）

$L_{\mathrm{Aeq}*}$ ： 現況の等価騒音レベル（＝現地調査結果）（dB）

ΔL ： 工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分（dB）

なお、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分は、次式により求めます。

$$\Delta L = 10log_{10}\ \{\ (10^{\frac{L_{Aeq.\ R}}{10}} + 10^{\frac{L_{Aeq.\ HC}}{10}})\ /10^{\frac{L_{Aeq.\ R}}{10}}\}$$

$L_{\mathrm{Aeq,R}}$ ： 現況の交通量から求められる等価騒音レベル（dB）

$L_{\mathrm{Aeq,HC}}$ ： 工事用車両の台数から算出する等価騒音レベル（dB）

各交通量を条件とした等価騒音レベルの算出は、（社）日本音響学会により提案されている「ASJ RTN-Model 2023」を用いて行います。

予測にあたっては、1台の自動車が単独で走行した時の予測地点におけるA特性音圧レベルの時間変化（ユニットパターン）を求め、この時間積分値と交通量から、対象時間帯におけるエネルギー平均値である等価騒音レベルを算出しました。

【等価騒音レベル（L_{Aeq}）の基本式】

$$L_{\mathrm{Aeq,T}} = 10 \cdot \log_{10}\left(10^{\frac{L_{\mathrm{EA}}}{10}}\frac{\mathrm{N_T}}{\mathrm{T}}\right)$$

$$= L_{\mathrm{EA}} + 10 \cdot \log_{10}\frac{\mathrm{N_T}}{\mathrm{T}}$$

$$L_{\mathrm{EA}} = 10 \cdot \log_{10}\left(\frac{1}{\mathrm{T_0}}\sum_{\mathrm{i}} 10^{\frac{L_{\mathrm{A,i}}}{10}}\Delta \mathrm{t_i}\right)$$

$L_{\mathrm{Aeq,T}}$ ： 等価騒音レベル（dB）

L_{EA} ： ユニットパターンの時間積分値をレベル表示した値
（単発騒音暴露レベル）（dB）

NT ： T（秒）時間内の交通量（台）

$L_{\mathrm{A,i}}$ ： i番目の音源からのA特性音圧レベル

T_0＝1秒（基準の時間）

$\Delta t_i = \Delta l_i / V_i$（秒）

Δl_i ： i番目の区間の長さ（m）

V_i ： i番目の区間における自動車の走行速度（m/秒）

【Ａ特性音圧レベル算定式】

各音源からのＡ特性音圧レベルの算出は、次式を用いました。

$$L_{\mathrm{A,i}} = L_{WA,i} - 8 - 20 \cdot \log_{10} r_i + \Delta L_{dif,i,m} + \Delta L_{air,i,m}$$

$L_{\mathrm{A,i}}$ ： i 番目の音源位置から予測地点に伝搬する騒音の A 特性音圧レベル（dB）

$L_{\mathrm{WA,i}}$ ： i 番目の音源位置における自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル（dB）

r_i ： i 番目の音源位置から予測地点までの直達距離（m）

$\Delta L_{\mathrm{dif,i,m}}$ ： 回折に伴う減衰に関する補正量（dB）（0 dBとしました）

$\Delta L_{\mathrm{air,i,m}}$ ： 空気の音響吸収による減衰に関する補正量（dB）（0 dBとしました）

【自動車走行騒音のＡ特性音響パワーレベル基本式】

Ａ特性音響パワーレベルは、ASJ RTN-Model 2023 に示されている一般道路の非定常走行区間に適用する以下のパワーレベル式を用いて求めました。

大型車類：$L_{WA} = 88.8 + 10 \cdot \log_{10} V + C$

小型車類：$L_{WA} = 81.4 + 10 \cdot \log_{10} V + C$

L_{WA} ： A 特性音響パワーレベル（dB）

V ： 走行速度（km/時）

C ： 基準値に対する補正項（ただし、基準値とは敷設後数年以内の密粒舗装道路を走行した際のパワーレベルをいいます。）で次式により表される。

$C = \Delta L_{\mathrm{etc}} + \Delta L_{\mathrm{grad}} + \Delta L_{\mathrm{dir}}$

ΔL_{etc} ：その他要因に関する補正量（dB）（0 dBとしました）

ΔL_{grad}：道路の縦断勾配による走行騒音の変化に関する補正量（dB）（0 dBとしました）

ΔL_{dir} ：自動車走行騒音の指向性に関する補正量（dB）（0 dBとしました）

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

工事中の予測交通量は、表 6.8.19（1）～（3）に示すとおり設定しました。

工事中一般交通量は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」（p.3-49～p.3-52）に示したとおり、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向（伸び）が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと予測しました。

工事中の工事用車両のピーク時期は日中の走行台数では第０期ですが、朝夕の台数は第１期となります。また、公園の一部供用開始後である第２期では、来園車両等が増加するため、工事中の一般交通に工事用車両台数及び来園車両等を加えた交通量を工事中交通量としました（「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-33～p.資 2.3-37）参照）。

なお、来園車両等のうち、公園管理等の業務関係車両、墓園管理等の業務関係車両については、それぞれ平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました。

表 6.8.19（1）　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 0 期）

（単位：台/16ｈ）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				工事中一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	280	37	317
			小型車	4,432	8	4,440
			合計	4,712	45	4,757
		南行	大型車	395	37	432
			小型車	5,390	8	5,398
			合計	5,785	45	5,830
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	259	257	516
			小型車	4,197	8	4,205
			合計	4,456	265	4,721
		南行	大型車	363	257	620
			小型車	5,368	8	5,376
			合計	5,731	265	5,996

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

表 6.8.19 (2)　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 1 期）

（単位：台/16h）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量			
				工事中一般交通量	工事用車両台数		工事中交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	280	28	16	324
			小型車	4,432	9	3	4,444
			合計	4,712	37	19	4,768
		南行	大型車	395	28	16	439
			小型車	5,390	9	3	5,402
			合計	5,785	37	19	5,841
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	259	118	134	511
			小型車	4,197	10	4	4,211
			合計	4,456	128	138	4,722
		南行	大型車	363	118	134	615
			小型車	5,368	10	4	5,382
			合計	5,731	128	138	5,997

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

表 6.8.19 (3)　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 2 期）

（単位：台/16h）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量					
				工事中一般交通量	工事用車両台数		来園車両等台数		工事中交通量
					公園	墓園	公園	墓園	
				A	B	C	D	E	A+B+C+D+E
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	280	27	7	0	0	314
			小型車	4,432	9	2	236	64	4,743
			合計	4,712	36	9	236	64	5,057
		南行	大型車	395	27	7	0	0	429
			小型車	5,390	9	2	236	64	5,701
			合計	5,785	36	9	236	64	6,130
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	259	122	67	0	0	448
			小型車	4,197	9	3	373	96	4,678
			合計	4,456	131	70	373	96	5,126
		南行	大型車	363	122	67	0	0	552
			小型車	5,368	9	3	373	96	5,849
			合計	5,731	131	70	373	96	6,401

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

イ 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.8.8（1）～（2）に示すとおりです。

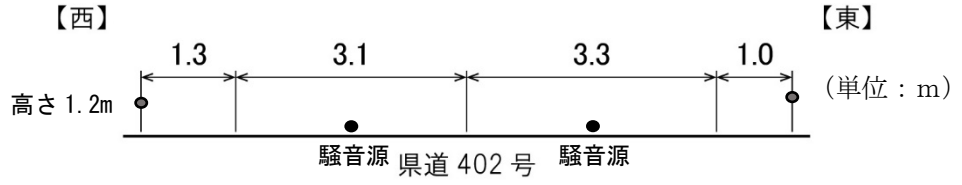


図 6.8.8（1） 予測地点の断面図（地点 1）

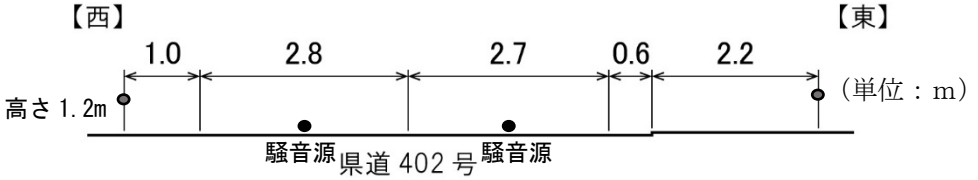


図 6.8.8（2） **予測地点の断面図（地点 2）**

ウ 走行速度

走行速度は、各予測地点に面する道路の規制速度とし、表 6.8.20 に示すとおりです。

表 6.8.20 走行速度

（単位：km/h）

予測地点	走行速度
地点 1（県道 402 号北側）	40
地点 2（県道 402 号南側）	40

⑥ 予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8.21、表 6.8.22（1）～（3）及び表 6.8.23（1）～（3）に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業の工事用車両（大型車）の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において、公園整備事業では 66.6～68.7 dB、墓園整備事業では 66.9～68.5 dB、合計では 67.4～68.9 dBとなり、このうち公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通騒音レベルの増加分は、0.0～0.9 dBと予測します。

表 6.8.21　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第 0 期）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.7	0.1
		東側	68.1	68.3	0.2
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.9	0.9
		東側	66.6	67.4	0.8

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.22（1）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第 1 期・公園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.7	0.1
		東側	68.1	68.2	0.1
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.0	0.0
		東側	66.6	66.6	0.0

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.22（2）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第１期・墓園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.6	0.0
		東側	68.1	68.2	0.1
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.5	0.5
		東側	66.6	67.0	0.4

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.22（3）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第１期・合計）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.7	0.1
		東側	68.1	68.3	0.2
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.9	0.9
		東側	66.6	67.4	0.8

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.23（1）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第 2 期・公園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.8	0.2
		東側	68.1	68.4	0.3
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.7	0.7
		東側	66.6	67.2	0.6

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.23（2）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第 2 期・墓園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.6	0.0
		東側	68.1	68.2	0.1
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.3	0.3
		東側	66.6	66.9	0.3

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

表 6.8.23（3）　工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（第 2 期・合計）

（単位：dB）

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	西側	67.6	67.9	0.3
		東側	68.1	68.4	0.3
地点 2	県道 402 号	西側	68.0	68.9	0.9
		東側	66.6	67.4	0.8

※　時間区分は、昼間（6:00～22:00）です。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う道路交通騒音としました。

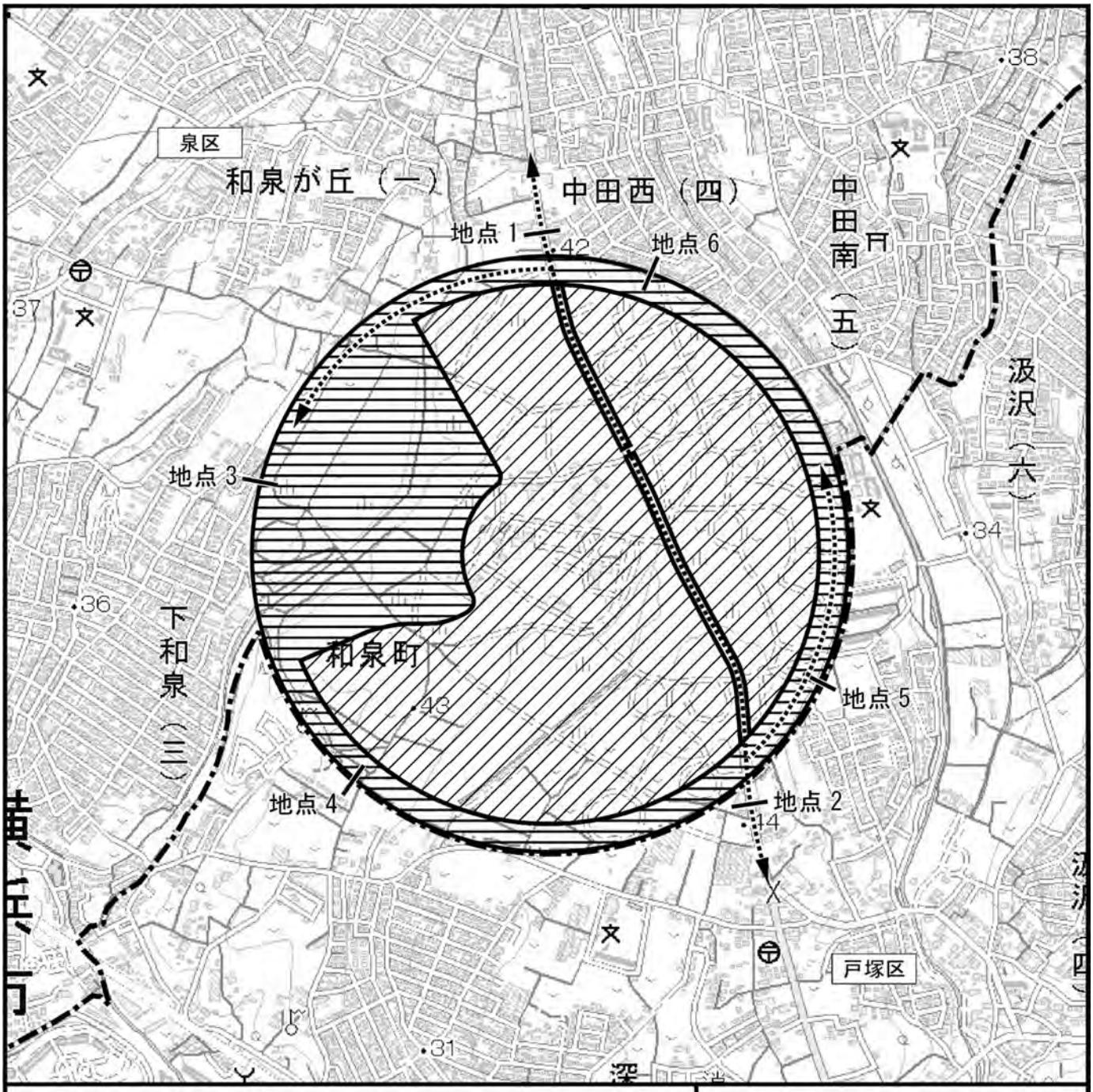
② 予測地域・地点

予測地域は、来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道の６地点（図 6.8.9 参照）としました。

また、予測高さは地上 1.2ｍとしました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常になる時期としました。



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

-·-·-：区　境

—：予測地点（道路交通騒音・交通量）

·····►：来園車両等の走行が想定される経路

N

0　100　200　400 m

1:10,000

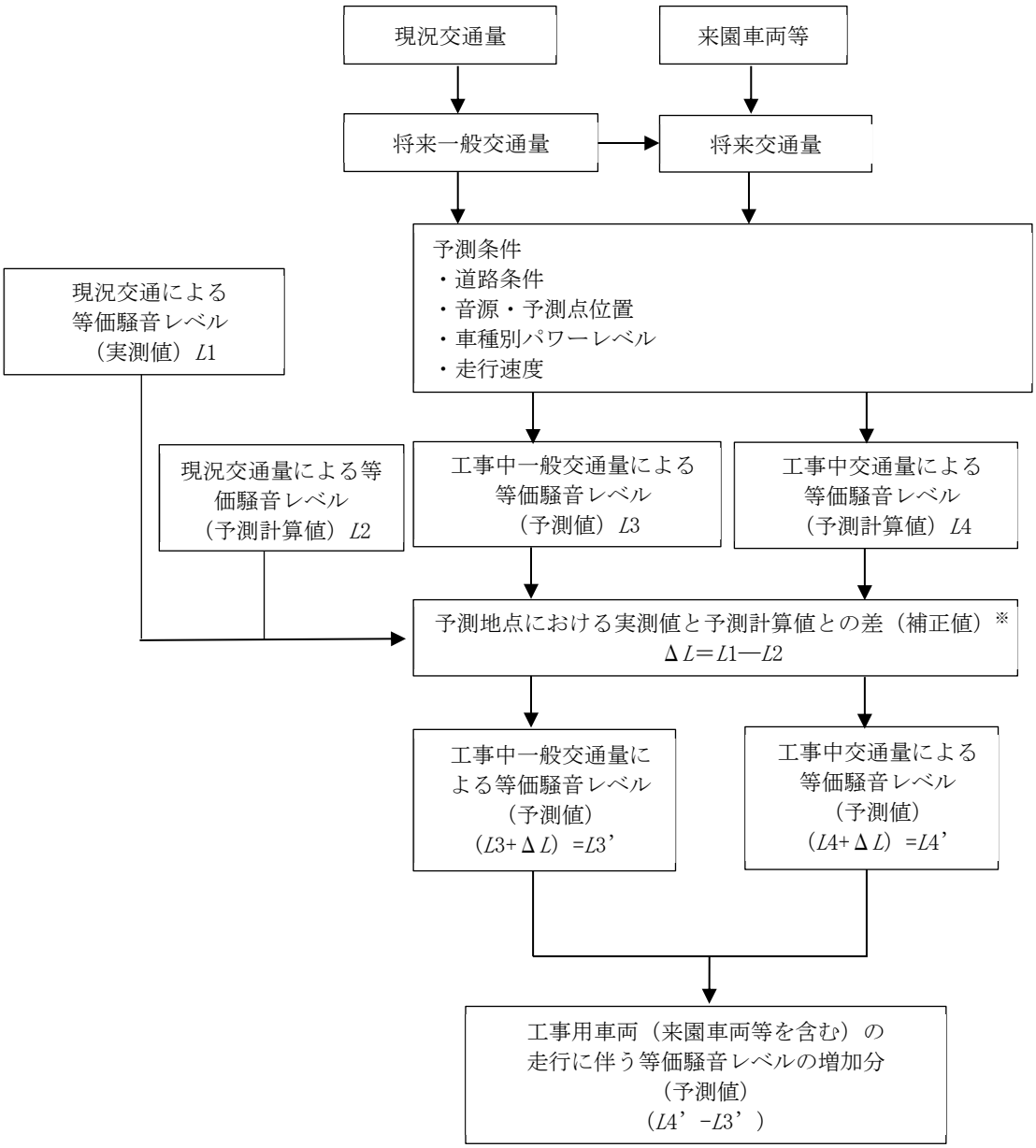
図 6.8.9
来園車両等の走行に係る予測地点

④ 予測方法

一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ　RTN-Model 2023)」を用い、既存道路の現況の騒音レベルに来園車両等の影響を加味することで予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.8.10 に示すとおりです。



※　地点 1、地点 2 の道路沿道の調査結果の数値のみ補正を行います

図 6.8.10　予測手順（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）

イ 予測式

予測式は、「②工事用車両の走行に伴う騒音」と同様、(社) 日本音響学会が提案している道路交通騒音の予測モデル (ASJ RTN-Model 2023) に準拠しました。

予測式は、「(2)工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」と同様としました (p.6.8-34～p.6.8-35 参照)。

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

供用時の予測交通量は、表 6.8.24 (1) ～ (3) に示すとおり設定しました。

将来一般交通量は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」(p.3-49～p.3-52) に示したとおり、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向 (伸び) が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと予測しました。

来園車両等のうち、公園管理等の業務関係車両、墓園管理等の業務関係車両については、それぞれ平日及び休日とも 10 台/日 (片道) としました (「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-38～p.資 2.3-42) 参照)。24 時間交通量の各事業の来園車両台数は「第６章　6.5 大気質」(p.6.5-64) に示すとおりです。

表 6.8.24（1）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（平日）

（単位：台/16 時間）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	280	0	0	280
			小型車	4,432	462	64	4,958
			合計	4,712	462	64	5,238
		南行	大型車	395	0	0	395
			小型車	5,390	462	64	5,916
			合計	5,785	462	64	6,311
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	259	0	0	259
			小型車	4,197	728	96	5,021
			合計	4,456	728	96	5,280
		南行	大型車	363	0	0	363
			小型車	5,368	728	96	6,192
			合計	5,731	728	96	6,555
地点 3 地点 4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	581	160	741
			合計	0	581	160	741
地点 5 地点 6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	39	0	0	39
			小型車	810	0	0	810
			合計	849	0	0	849
		内回り (反時計回り)	大型車	35	0	0	35
			小型車	606	599	0	1,205
			合計	641	599	0	1,240

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

表 6.8.24（2）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（休日）

（単位：台/16 時間）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	111	0	0	111
			小型車	4,233	718	171	5,122
			合計	4,344	718	171	5,233
		南行	大型車	146	0	0	146
			小型車	4,930	718	171	5,819
			合計	5,076	718	171	5,965
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	117	6	0	123
			小型車	3,863	1,126	259	5,248
			合計	3,980	1,132	259	5,371
		南行	大型車	147	6	0	153
			小型車	4,942	1,126	259	6,327
			合計	5,089	1,132	259	6,480
地点 3 地点 4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	3	0	3
			小型車	0	903	430	1,333
			合計	0	906	430	1,336
地点 5 地点 6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	6	0	0	6
			小型車	844	0	0	844
			合計	850	0	0	850
		内回り (反時計回り)	大型車	6	3	0	9
			小型車	515	931	0	1,446
			合計	521	934	0	1,455

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

表 6.8.24（3）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（混雑期）

（単位：台/16 時間）

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	111	0	6	117
			小型車	4,233	718	933	5,884
			合計	4,344	718	939	6,001
		南行	大型車	146	0	6	152
			小型車	4,930	718	933	6,581
			合計	5,076	718	939	6,733
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	117	6	13	136
			小型車	3,863	1,126	1,406	6,395
			合計	3,980	1,132	1,419	6,531
		南行	大型車	147	6	13	166
			小型車	4,942	1,126	1,406	7,474
			合計	5,089	1,132	1,419	7,640
地点 3 地点 4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	3	19	22
			小型車	0	903	2,339	3,242
			合計	0	906	2,358	3,264
地点 5 地点 6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	6	0	0	6
			小型車	844	0	0	844
			合計	850	0	0	850
		内回り (反時計回り)	大型車	6	3	0	9
			小型車	515	931	0	1,446
			合計	521	934	0	1,455

※　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。

イ 道路条件

各予測地点における道路断面は、地点１、地点２は「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音　④　予測方法　イ　道路条件」　図 6.8.8 (1) ～ (2) (p.6.8-38 参照) に、地点３～６は図 6.8.11 (1) ～ (2) に示すとおりです。



図 6.8.11 (1)　予測地点の断面図（地点 3・地点 4）

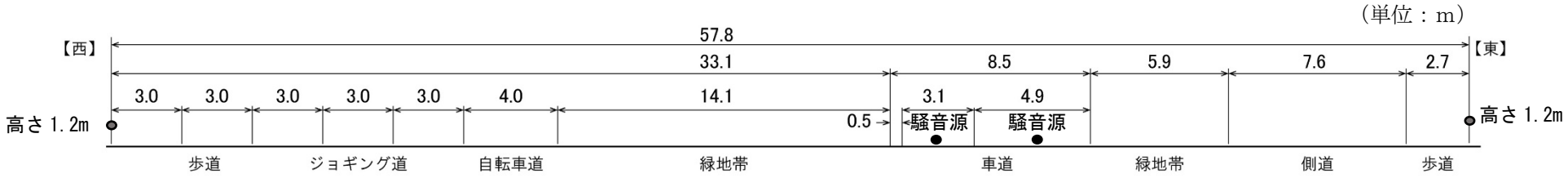


図 6.8.11 (2)　予測地点の断面図（地点 5・地点 6）

ウ 走行速度

走行速度は、各予測地点の規制速度とし、表 6.8.25 に示すとおりです。

表 6.8.25　走行速度

（単位：km/h）

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	県道 402 号	40
地点 2	県道 402 号	40
地点 3,4	外周道路	40
地点 5,6	外周道路	40

⑥ 予測結果

来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8.26（1）～（3）に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、来園車両等走行ルート上の地点１、地点２において、公園整備事業では平日の昼間 67.0～68.5 dB、休日の昼間 66.4～67.9 dB、墓園整備事業では平日の昼間 66.6～68.2 dB、休日の昼間 65.7～67.2 dB、混雑期の昼間 66.6～68.1 dB､合計では平日の昼間 67.1～68.5 dB､休日の昼間 66.6～68.1 dB、混雑期の昼間 67.3～68.9 dBと予測します。このうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間１dB以下（0.3～0.5 dB)、休日の昼間２dB以下（0.6～1.1 dB)、混雑期の昼間 2 dB以下（1.2～1.9 dB)、と予測します。また、地点３、地点４において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、墓園、公園の合計で平日 45.8～52.6 dB、休日 48.5～55.2 dB、混雑期 52.4～59.2 dB、地点５、地点６において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日 50.8～53.2 dB、休日 50.7～53.1 dB、混雑期 50.7～53.1 dBと予測します。このうち、地点５、６の来園車両等の道路交通騒音レベルの増加分は､平日の昼間､休日の昼間ともに３dB以下(1.1～2.3 dB)、と予測します。

表 6.8.26（1）　来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（公園整備事業）

（単位：dB）

予測地点		時間	将来一般交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	来園車両等による等価騒音レベルの増加分
地点	区分				
地点 1	西側	平日	67.6	67.9	0.3
		休日	66.6	67.1	0.5
	東側	平日	68.1	68.4	0.3
		休日	67.0	67.6	0.6
地点 2	西側	平日	68.0	68.5	0.5
		休日	67.0	67.9	0.9
	東側	平日	66.6	67.0	0.4
		休日	65.5	66.4	0.9
地点 3 地点 4	西側	平日	－	51.6	－
		休日	－	53.6	－
	東側	平日	－	44.8	－
		休日	－	46.8	－
地点 5 地点 6	西側	平日	49.5	50.8	1.3
		休日	48.4	50.7	2.3
	東側	平日	52.1	53.2	1.1
		休日	51.1	53.1	2.0

※1　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。
※2　来園車両等の走行時間帯は、7:00～20:00 です。
※3　地点 3、地点 4 は来園する車両以外が通らないため「－」としています。

表 6.8.26（2）　来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（墓園整備事業）

（単位：dB）

予測地点		時間	将来一般交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	来園車両等による等価騒音レベルの増加分
地点	区分				
地点 1	西側	平日	67.6	67.6	0.0
		休日	66.6	66.7	0.1
		混雑期	66.6	67.3	0.7
	東側	平日	68.1	68.2	0.1
		休日	67.0	67.2	0.2
		混雑期	67.0	67.7	0.7
地点 2	西側	平日	68.0	68.1	0.1
		休日	67.0	67.2	0.2
		混雑期	67.0	68.1	1.1
	東側	平日	66.6	66.6	0.0
		休日	65.5	65.7	0.2
		混雑期	65.5	66.6	1.1
地点 3 地点 4	西側	平日	－	48.4	－
		休日	－	51.8	－
		混雑期	－	59.0	－
	東側	平日	－	41.6	－
		休日	－	45.0	－
		混雑期	－	52.2	－
地点 5 地点 6	西側	平日	49.5	49.5	0.0
		休日	48.4	48.4	0.0
		混雑期	48.4	48.4	0.0
	東側	平日	52.1	52.1	0.0
		休日	51.1	51.1	0.0
		混雑期	51.1	51.1	0.0

※1　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。
※2　来園車両等の走行時間帯は、6:00～17:00 です。
※3　地点 3、地点 4 は来園する車両以外が通らないため「－」としています。

表 6.8.26（3）　来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（合計）

（単位：dB）

予測地点		予測時期	将来一般交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	来園車両等による等価騒音レベルの増加分
地点	区分				
地点 1	西側	平日	67.6	67.9	0.3
		休日	66.6	67.2	0.6
		混雑期	66.6	67.8	1.2
	東側	平日	68.1	68.5	0.4
		休日	67.0	67.7	0.7
		混雑期	67.0	68.2	1.2
地点 2	西側	平日	68.0	68.5	0.5
		休日	67.0	68.1	1.1
		混雑期	67.0	68.9	1.9
	東側	平日	66.6	67.1	0.5
		休日	65.5	66.6	1.1
		混雑期	65.5	67.3	1.8
地点 3 地点 4	西側	平日	－	52.6	－
		休日	－	55.2	－
		混雑期	－	59.2	－
	東側	平日	－	45.8	－
		休日	－	48.5	－
		混雑期	－	52.4	－
地点 5 地点 6	西側	平日	49.5	50.8	1.3
		休日	48.4	50.7	2.3
		混雑期	48.4	50.7	2.3
	東側	平日	52.1	53.2	1.1
		休日	51.1	53.1	2.0
		混雑期	51.1	53.1	2.0

※1　予測時間帯は昼間（6:00～22:00）としました。
※2　来園車両等の走行時間帯は、公園整備事業 7:00～20:00、墓園整備事業 6:00～17:00 です。
※3　地点 3、地点 4 は来園する車両以外が通らないため「－」としています。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び来園車両等の走行の影響を低減するため、表 6.8.27 に示す内容を実施します。

表 6.8.27　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 ・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。 ・工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等の指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。 ・工事区域境界には防音シートを設置します。
【工事中】 工事用車両の走行	・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 ・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。
【供用時】 来園車両等の走行	・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。 ・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。 ・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。

5) 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、公園整備事業では第１期では地点Ｃ、地点Ｄの敷地境界付近において 67 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 71 dB、墓園整備事業では第１期では地点Ａの敷地境界付近において 79 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 83 dB、合計では第１期では地点Ａの敷地境界付近において 79 dB、第２期では地点Ｂの敷地境界付近において 83 dBと予測し、予測結果は環境保全目標である 85 dBを下回ります。

さらに、工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械の使用や建設機械の集中稼働の回避等の騒音の低減に向けた環境の保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

公園及び墓園整備事業の工事用車両（大型車）の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、工事用車両の主要走行ルート上において、公園整備事業では 66.6～68.7 dB、墓園整備事業では 66.9～68.5 dB、合計では 67.4～68.9 dBとなり、このうち、公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通騒音レベルの増加分は 0.0～0.9 dBと予測します。

さらに、工事の実施にあたっては、計画的な運行管理による工事用車両の集中回避等、騒音の低減に向けた環境の保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音

公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、来園車両等走行ルート上の地点１、地点２において、公園整備事業では平日の昼間 67.0～68.5 dB、休日の昼間 66.4～67.9 dB、墓園整備事業では平日の昼間 66.6～68.2 dB、休日の昼間 65.7～67.2 dB、混雑期の昼間 66.6～68.1 dB､合計では平日の昼間 67.1～68.5 dB､休日の昼間 66.6～68.1 dB、混雑期の昼間 67.3～68.9 dBと予測します。このうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間１dB以下（0.3～0.5 dB)、休日の昼間２dB以下（0.6～1.1 dB)、混雑期の昼間２dB以下（1.2～1.9 dB)、と予測します。また、地点３、地点４において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日 45.8～52.6 dB、休日 48.5～55.2 dB、混雑期 52.4～59.2 dB、地点５、地点６において、道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日 50.8～53.2 dB、休日 50.7～53.1 dB、混雑期 50.7～53.1 dBと予測します。このうち、地点５、６の来園車両等の道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間、休日の昼間ともに３dB以下（1.1～2.3 dB）と予測します。

さらに、公園及び墓園整備事業の全体供用開始後に際しては、公共交通機関の利用促進について周知し、マイカー利用の抑制に努め、騒音の影響低減を図る等、環境の保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

6.9　振動

6.9 振動

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が周辺地域の振動に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の振動の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う振動】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L_{10})は、平日 25 未満～47 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L_{10})は、平日及び休日の昼間において 42～46 dB、夜間において 42～44 dBでした。	p. 6. 9-7～ p. 6. 9-13
環境保全目標	・振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 dB以下とすること。	p. 6. 9-13
予測結果の概要	・第 1 期、第 2 期の各期間における建設機械の稼働に伴って生じる振動が最大になると考えられる時期について、対象事業実施区域から約 100m程度の範囲を対象に、地点 A～D を中心にして予測を行いました。 ・公園整備事業では最大 64 dB、墓園整備事業では最大 74 dB、合計では最大 74 dBと予測します。	p. 6. 9-24～ p. 6. 9-28
環境の保全のための措置	・可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。 ・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。 ・工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。	p. 6. 9-49
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 9-50

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L_{10})は、平日 25 未満～47 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L_{10})は、平日及び休日の昼間において 42～46 dB、夜間において 42～44 dBでした。	p. 6. 9-7～ p. 6. 9-13
環境保全目標	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 9-13
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通振動（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において公園整備事業では最大 48.3 dB、墓園整備事業では最大 48.2 dB、合計では最大 49.4 dBとなり、このうち、公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通振動レベルの増加分は 0.0～2.0 dBと予測します。	p. 6. 9-36～ p. 6. 9-37
環境の保全のための措置	・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 ・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。	p. 6. 9-49
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 9-50

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認ください。

【来園車両等の走行に伴う道路交通振動】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L_{10})は、平日 25 未満～47 dBでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L_{10})は、平日及び休日の昼間において 42～46 dB、夜間において 42～44 dBでした。	p. 6. 9-7～ p. 6. 9-13
環境保全目標	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 9-13
予測結果の概要	・公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通振動レベル（L_{10}）は、来園車両等走行ルート上において公園整備事業では平日最大 46. 1 dB、休日最大 44. 0 dB、墓園整備事業では平日最大 46. 0 dB、休日最大 43. 6 dB、混雑期最大 44. 8 dB、合計では平日最大 46. 1 dB、休日最大 44. 1 dB、混雑期最大 45. 4 dBと予測します。 ・来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 dB以下（0. 1～0. 2 dB）、休日の昼間 1 dB以下（0. 7～1. 2 dB）、混雑期の昼間 3 dB以下（1. 2～2. 6 dB）と予測します。	p. 6. 9-45～ p. 6. 9-48
環境の保全のための措置	・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。 ・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。 ・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。	p. 6. 9-49
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることから、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 9-50

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の準備書該当ページで確認ください。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う振動への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①振動の状況

②地形、工作物の状況

③土地利用の状況

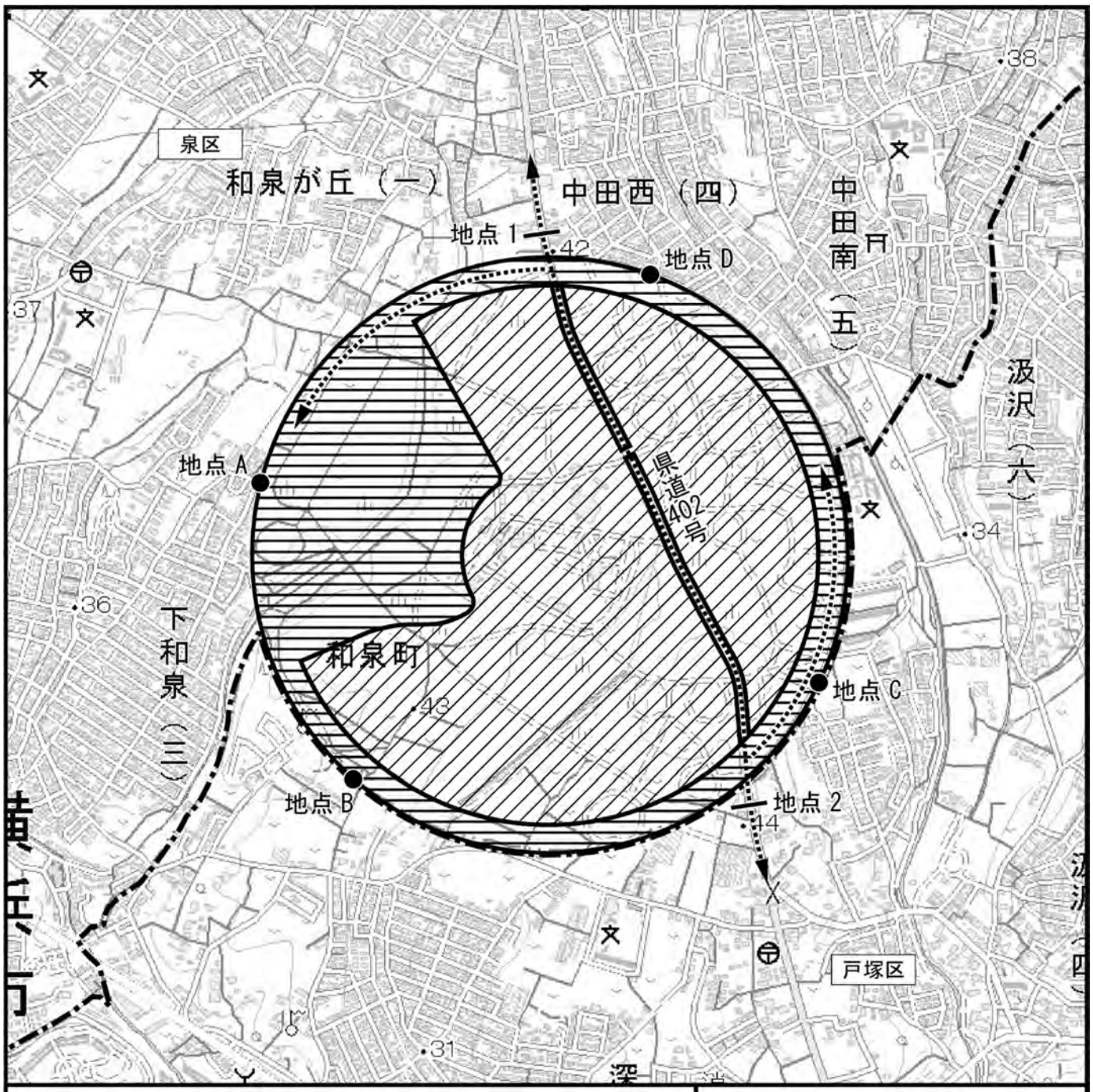
④振動の主要発生源の状況

⑤関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.9.1 に示すとおりです。一般環境振動調査は、対象事業実施区域内の敷地境界付近４地点（地点Ａ～Ｄ）、道路交通振動調査、地盤卓越振動数及び自動車交通量調査は、工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅地近傍の道路沿道２地点（地点１、２）としました。



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- -·-·- : 区　境
- ● : 調査地点（一般環境振動）
- — : 調査地点（道路交通振動・交通量）
- ·····► : 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.1　振動に係る調査地点

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.9.1 に示すとおりです。

表 6.9.1　現地調査実施日

調査時期	現地調査実施日
平日	令和 2 年 2 月 19 日（水）6：00～22：00
休日	令和 2 年 2 月 23 日（日）6：00～22：00

④ 調査方法

ア 振動の状況

振動の状況について、表 6.9.2 に示す「振動レベルの測定法」（JIS Z8735）に定める方法、または「振動規制法施工規則」（総理府令第 58 号、昭和 51 年 11 月）に基づく道路交通振動の限度に定める測定方法により振動レベルを測定しました。

調査に使用した測定機器は、表 6.9.3 に示すとおりです。

表 6.9.2　調査方法

項目	調査方法
振動レベル	計量法第 71 章の条件に合格した「振動レベル計」を使用して「振動レベルの測定法」（JIS Z 8735）に定める方法、または「振動規制法施工規則」（総理府令第 58 号、昭和 51 年 11 月）に基づく道路交通振動の限度に定める測定方法に準拠し測定しました。 ピックアップを固い地表面に設置し、振動レベル計の振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、Z（鉛直）方向について測定しました。
地盤卓越振動数	計量法第 71 章の条件に合格した「振動レベル計」をデータレコーダに接続し、大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを収録し、室内で周波数分析を行いました。

表 6.9.3　使用測定機器

調査項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
振動レベル 地盤卓越振動数	振動レベル計	リオン㈱	VM-53A	周波数範囲：1 Hz～80 Hz レベル範囲： VL：25～120 dB（振動レベル） VAL:30～120 dB(振動加速度レベル)

イ 地形、地質の状況

地形の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

また、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年３月)に示された方法により、地盤卓越振動数を調査しました。

ウ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

エ 振動の主要発生源の状況

振動の主要発生源の状況について、都市計画基本図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

また、表 6.9.4 に示す方法により、自動車交通量を測定しました。

表 6.9.4　調査方法

項目	調査方法
自動車交通量	大型車類、小型車類の方向別交通量を、ハンドカウンターを用いて観測した。

オ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「振動規制法」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

⑤ 調査結果

ア 振動の状況

一般環境振動及び道路交通振動の測定結果は、表 6.9.5 及び表 6.9.6 に示すとおりです。

対象事業実施区域内における一般環境振動レベルは、平日の昼間及び夜間において 25 未満～47 dBであり、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する振動の許容限度を下回りました。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベルは、平日及び休日の昼間において 42～46 dB、夜間において 42～44 dBであり、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を下回っていました（「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-9～p.資 2.3-16）参照）。

表 6.9.5　測定結果（一般環境振動）

（単位：dB）

調査地点	用途地域	地域類型	時間帯	平日		許容限度※4
				L_{10}	適合	
地点 A（泉区下和泉）	第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	昼間	25	○	60
			夜間	〈25	○	55
地点 B（戸塚区深谷町）	市街化調整区域	第 1 種区域	昼間	31	○	60
			夜間	27	○	55
地点 C（戸塚区汲沢町）	第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	昼間	47	○	60
			夜間	45	○	55
地点 D（泉区中田町）	第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	昼間	35	○	60
			夜間	33	○	55

※1　昼間 8:00～19:00、夜間 6:00～8:00、19:00～22:00
※2　区域区分は、以下に示すとおりです。
　　第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域
　　第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
※3　「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を示します。
※4　〈25 は、25(dB)未満を示します。
※5　一般環境調査は平日のみ実施しました。

表 6.9.6　測定結果（道路交通振動）

（単位：dB）

調査地点	用途地域	地域類型	時間帯	平日		休日		要請限度
				L_{10}	適合	L_{10}	適合	
地点 1（県道 402 号北側）	第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種区域	昼間	46	○	43	○	65
			夜間	44	○	42	○	60
地点 2（県道 402 号南側）	第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種区域	昼間	45	○	42	○	65
			夜間	43	○	42	○	60

※1　昼間 8:00～19:00、夜間 6:00～8:00、19:00～22:00
※2　区域区分は、以下に示すとおりです。
　　第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域
　　第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

イ 地形、地質の状況

「第３章　3.2.2　地形、地質、地盤の状況」(p.3-3～p.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」(小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

表層地質図によると、対象事業実施区域の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。

道路交通振動の調査地点における地盤卓越振動数の調査結果は、表 6.9.7 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の道路沿道における地盤卓越振動数は 15.7～17.2 Hzでした（「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-17）参照)。

表 6.9.7 測定結果（地盤卓越振動数）

（単位：Hz）

調査地点	地盤卓越振動数
地点 1（県道 402 号北側）	17.2
地点 2（県道 402 号南側）	15.7

ウ 土地利用の状況

対象事業実施区域の用途地域は、「第３章　3.2.6 土地利用の状況」(p.3-47～p.3-48）に示したとおり、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

エ 振動の主要発生源の状況

対象事業実施区域における主要な振動の発生源としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚)、対象事業実施区域の北側を通る県道 22 号（横浜伊勢原)、西側には環状４号線、南東側には国道１号線があげられます。

自動車交通量（断面交通量）の測定結果は、表 6.9.8 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺における自動車交通量（断面交通量）は、平日の小型車は 9,385～10,406 台/日、平日の大型車は、662～693 台/日、休日の小型車は 8,462～9,123 台/日、休日の大型車は、255～307 台/日でした。

表 6.9.8　測定結果（自動車交通量（断面交通量））

（単位：台/16 時間）

地点	交通量（平日）			交通量（休日）		
	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
地点 1 （県道 402 号北側）	10,406	662	11,960	9,123	255	10,049
地点 2 （県道 402 号南側）	9,385	693	10,909	8,462	307	9,380

※　合計には 2 輪車を含みます。

オ 関係法令、計画等

(ｱ)「振動規制法」（法律第 64 号、昭和 51 年６月）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。この法律に基づいた「振動規制法施行規則」（総理府令 58 号、昭和 51 年 11 月）による道路交通振動の要請限度は、表 6.9.9（1）に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は第１種区域となります。

また、この法律に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 6.9.9（2）に示すとおりです。

表 6.9.9（1）　道路交通振動に係る要請限度

（単位：dB）

時間の区分 区域の区分	昼間 8:00 から 19:00 まで	夜間 19:00 から 8:00 まで
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

※　第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 6.9.9（2）　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業	基準値	作業時間		1日当たりの作業時間		作業日数	作業日
	①、②	①	②	①	②	①、②	①、②
1　くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業 2　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3　舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 4　ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	75 dB以下	19:00～7:00の時間内でないこと	22:00～6:00の時間内でないこと	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

※1　①…第1号区域
・住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80mまでの区間
（ア）学校　（イ）保育所　（ウ）病院及び診療所等（エ）図書館　（オ）特別養護老人ホーム
（カ）幼保連携型認定こども園
②…第2号区域
・工業地域のうち1号区域以外の区域

※2　建設作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。

(ｲ) 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

（横浜市条例第 17 号、平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

本市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

(ｳ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号、平成 14 年 12 月）

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

この条例では、事業所において発生する振動の許容限度について、表 6.9.10 に示すとおり定められています。

表 6.9.10　事務所において発生する振動の許容限度（振動の規制基準）

（単位：dB）

時間 / 地域	8:00 から 19:00 まで	19:00 から 8:00 まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

資料：「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（横浜市、平成 15 年 3 月）

(エ)「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

振動に関しては、表 6.9.11 に示す環境目標を定めています。

表 6.9.11「横浜市環境管理計画」における環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(オ)「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年３月)

このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

振動を含めた音環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の２点が示されています。

・「騒音・振動の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。

・「事業・建設工事等における騒音・振動対策」と「交通に関する騒音・振動対策」を推進します。

2) 環境保全目標の設定

振動に係る環境保全目標は、表 6.9.12 に示すとおり設定しました。

表 6.9.12 環境保全目標（振動）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	・振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 dB以下とすること。
【工事中】 工事用車両の走行	・現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 来園車両等の走行	

3) 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域から約 50～150ｍの範囲としました。

また、予測高さは地表面としました。

③ 予測時期

予測時期は、表 6.9.13 に示すとおり、対象事業実施区域敷地境界において建設機械の稼働に伴う振動による影響が最大となる時期とし、建設機械の稼働位置、稼働台数等より設定し、建設機械の稼働台数が多い第１期、第２期を対象としました。なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-18～p.資 2.3-29）に示すとおりです。

表 6.9.13　建設機械の稼働に伴う振動の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種			
	公園整備事業	墓園整備事業		
		墓園	外周道路	
			西側	東側
第 1 期	整備工事着手後 39 か月 園路広場工 施設整備工 植栽工・建築工	整備工事着手後 40～42 か月 園路広場工 施設整備工	整備工事着手後 3～4 か月 土工、法面工	整備工事着手後 7 か月 土工、法面工
第 2 期	整備工事着手後 107～108 か月 園路広場工 施設整備工 公園橋工（下部工） 植栽工・建築工	－	整備工事着手後 63 か月 土工、法面工	－

※　予測時期においては、それぞれの工事の複合影響を把握するために、各事業で最大となる時期の工種を選定しています。

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている振動の伝搬理論に基づく予測式により予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.9.2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動は、振動の伝播理論式と複数振動源による振動レベルの合成式を用いて予測しました。

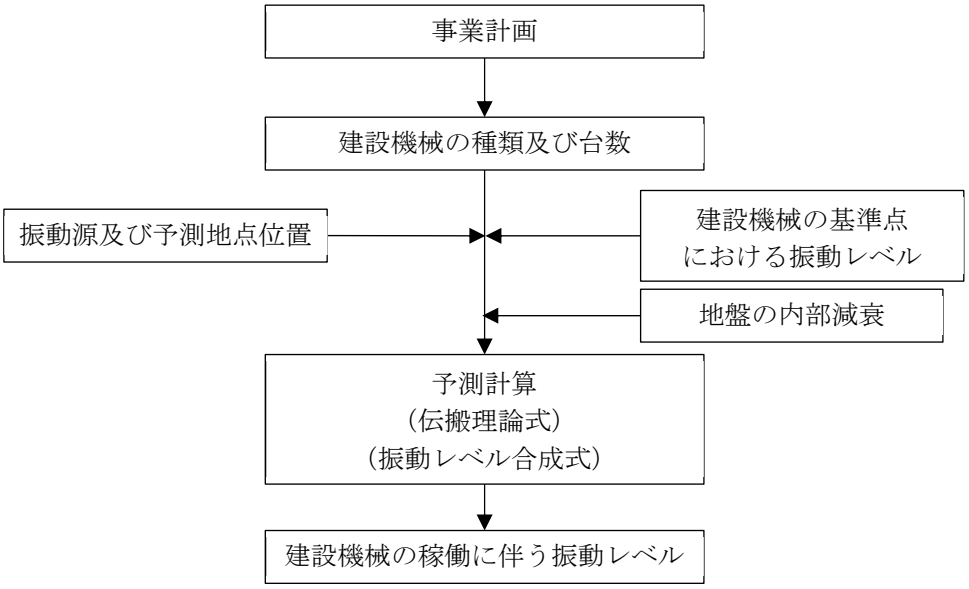


図 6.9.2　予測手順（建設機械の稼働に伴う振動）

イ 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている予測式を用いました。

【点振動源の伝搬理論式】

$$L(r) = L(r_0) - 15\log_{10}\left(\frac{r}{r_0}\right) - 8.68\alpha(r - r_0)$$

$L(r)$　：振動源からr［m］地点（予測点）の振動レベル（dB）

$L(r_0)$　：振動源からr_0［m］地点（基準点）の振動レベル（dB）

r　：振動源から予測点までの距離（m）

r_0　：振動源から基準点までの距離（m）

α　：内部減衰定数（0.01）

【複数振動源による振動レベルの合成式】

$$L = 10log_{10}\left(10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + \cdots + 10^{L_n/10}\right)$$

L　：合成振動レベル（dB）

$L_1, L_2, \cdots, L_n$　：各建設機械からの振動レベル（dB）

⑤ 予測条件の整理

ア 建設機械の種類及び台数

予測時期における建設機械の種類及び台数は、表 6.9.14（1）～（2）に示すとおり設定しました。

振動源として設定したこれらの建設機械が全て同時に稼働することは少ないと考えられますが、全てが同時に稼働するものとして設定しました。

表 6.9.14（1） 建設機械の種類及び台数（第 1 期）

（単位：台/日）

事業	建設機械	台数
公園整備事業	アースオーガ(90kw(φ450・吊 2.0ｔ))	1
	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	2
	高所作業車(302kw(25ｔ))	1
	振動ローラ(20kw(3～4ｔ))	8
	タイヤローラ(71kw(8～20ｔ))	5
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	27
	トラクタ(15kw(1ｔ))	2
	トラック(132kw(4ｔ))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9ｔ吊))	13
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	2
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	9
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	3
	小型バックホウ(29kw(0.13 ㎥))	6
	ブルドーザ(53kw(6ｔ))	3
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	5
	ラフテレーンクレーン(193kw(25ｔ吊))	2
	ロードローラ(56kw(10ｔ、幅 2.1m))	5
墓園整備事業のうち墓園	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	1
	振動ローラ(20kw(3～4ｔ))	4
	タイヤローラ(71kw(8～20ｔ))	3
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	10
	トラクタ(15kw(1ｔ))	1
	トラック(132kw(4ｔ))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9ｔ吊))	6
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	2
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	3
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	2
	ブルドーザ(53kw(6ｔ))	2
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	3
	ラフテレーンクレーン(193kw(25ｔ吊))	1
	ロードローラ(56kw(10ｔ、幅 2.1m))	3
墓園整備事業のうち外周道路	振動ローラ(103kw(11～12ｔ))	2
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	2
	ブルドーザ(102kw(16ｔ))	3
合計		144

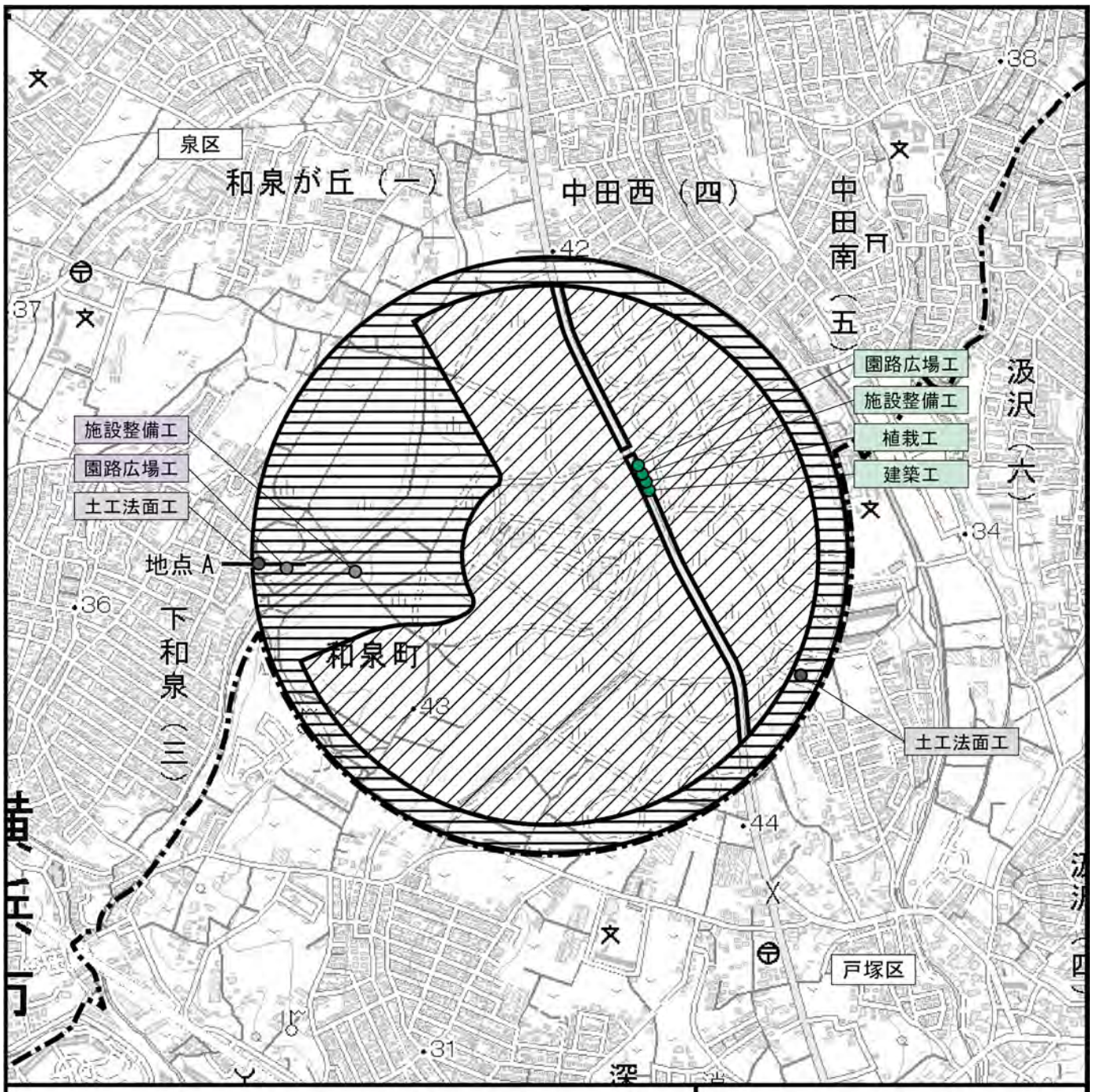
表 6.9.14（2）　建設機械の種類及び台数（第 2 期）

（単位：台/日）

事業	建設機械	台数
公園整備事業	アースオーガ(90kw(φ450・吊 2.0ｔ))	1
	アスファルトフィニッシャ(70kw(幅 2.4～6.0m))	2
	高所作業車(302kw(25ｔ))	1
	コンクリートポンプ車(199kw(10ｔ))	5
	コンクリートミキサー車(162kw(8ｔ))	6
	振動ローラ(5kw(0.8～1.1ｔ))	1
	振動ローラ(20kw(3～4ｔ))	6
	セミトレーラ(235kw(32ｔ))	3
	タイヤローラ(71kw(8～20ｔ))	4
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	25
	トラクタ(15kw(1ｔ))	1
	トラック(132kw(4ｔ))	1
	トラッククレーン(107kw(4.9ｔ吊))	13
	バックホウ(21kw(0.09 ㎥))	3
	バックホウ(41kw(0.28 ㎥))	9
	バックホウ(104kw(0.8 ㎥))	5
	小型バックホウ(29kw(0.13 ㎥))	6
	ブルドーザ(53kw(6ｔ))	2
	モータグレーダ(85kw(ブレード 3.1m))	4
	ラフテレーンクレーン(193kw(25ｔ吊))	3
	ロードローラ(56kw(10ｔ、幅 2.1m))	4
	クローラクレーン(345kw(300ｔ吊))	2
墓園整備事業 のうち 外周道路	振動ローラ(103kw(11～12ｔ))	2
	ダンプトラック(246kw(10ｔ))	1
	ブルドーザ(102kw(16ｔ))	2
合計		112

イ 建設機械の配置

予測時点における振動源（建設機械）の配置は、図 6.9.3（1）～（4）に示すとおり、地点Ａ～Ｄ付近で最大となる配置としました。また、振動源の高さは地表面としました。



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

：振動源位置（公園）

：振動源位置（墓園）

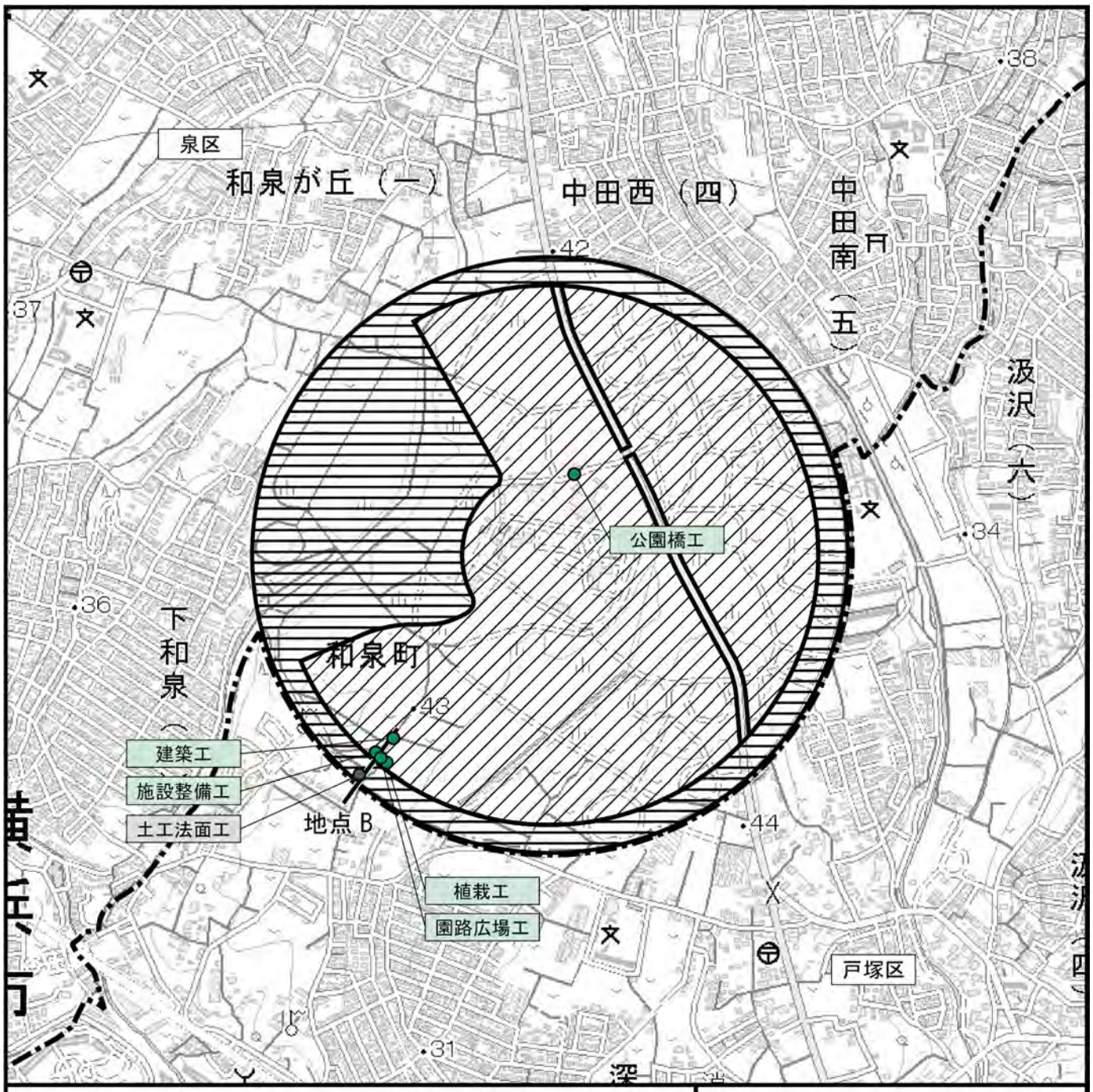
：振動源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.3 (1)
振動源位置の配置（第 1 期_地点 A）



凡　例

▨ : 対象事業実施区域（公園）

▤ : 対象事業実施区域（墓園）

-·-·- : 区　境

● : 振動源位置（公園）

● : 振動源位置（墓園）

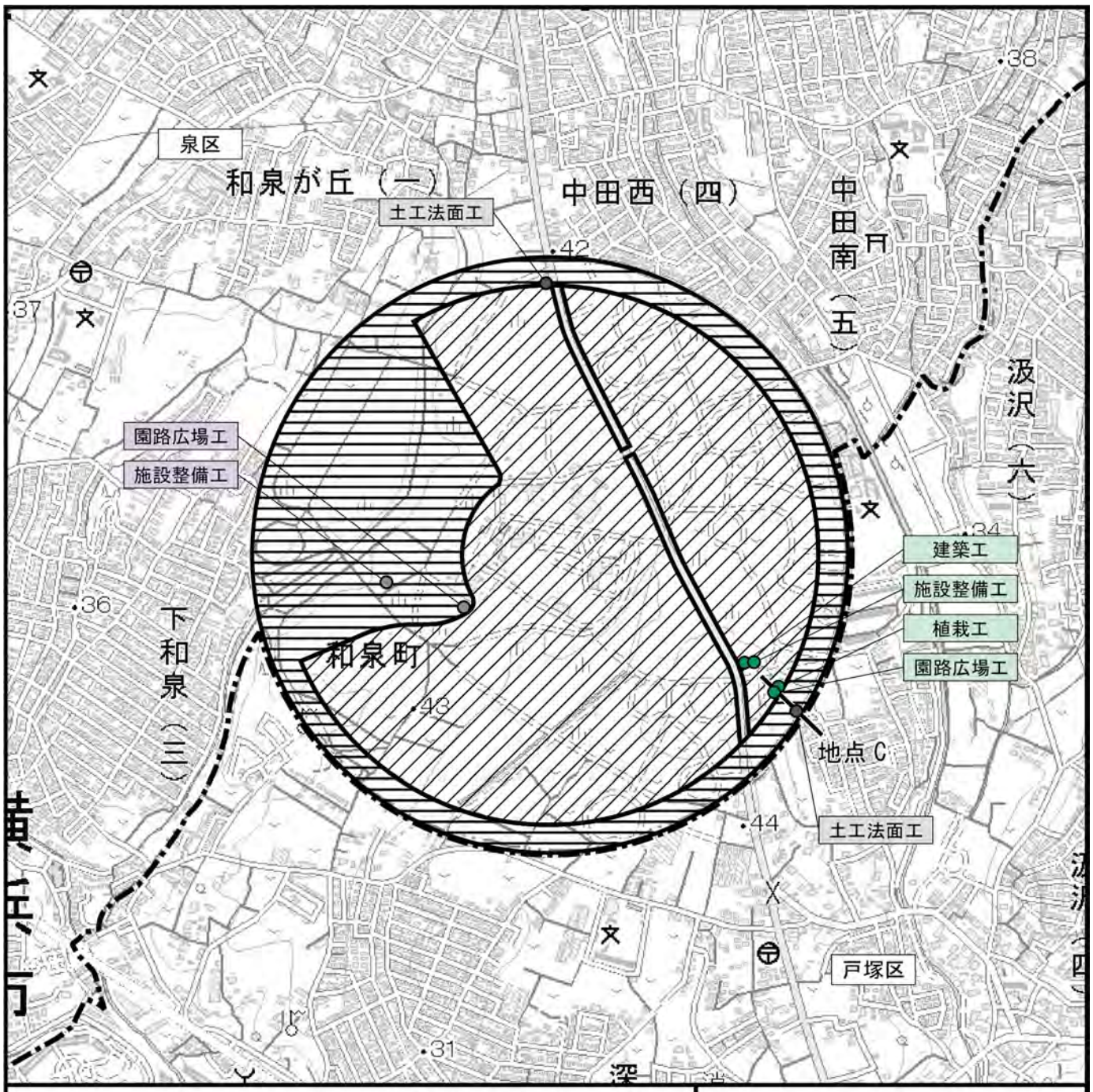
● : 振動源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.3 (2)
振動源位置の配置（第 2 期_地点 B）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

：振動源位置（公園）

：振動源位置（墓園）

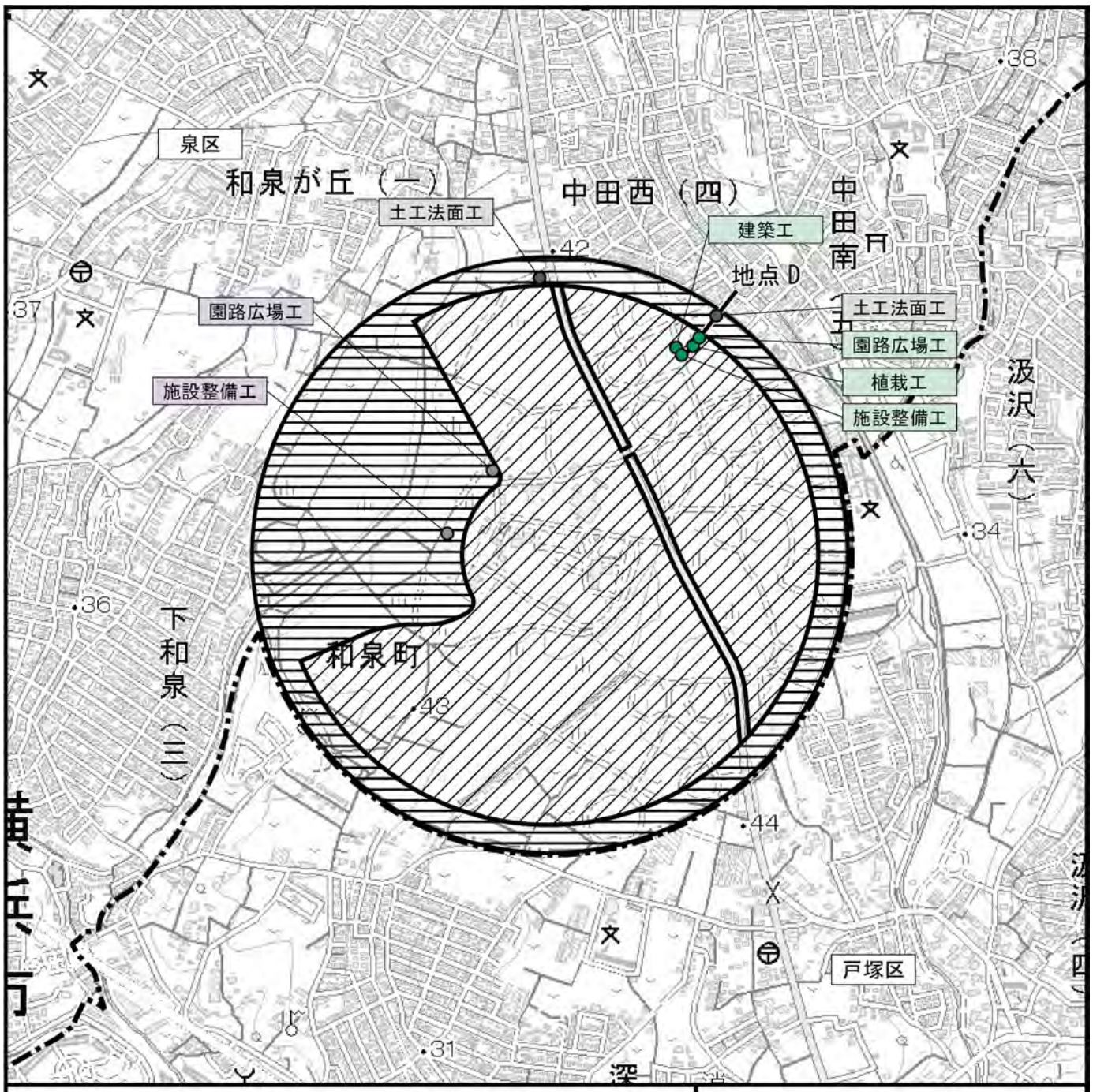
：振動源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.3 (3)
振動源位置の配置（第 1 期_地点 C）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

：振動源位置（公園）

：振動源位置（墓園）

：振動源位置（外周道路）

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.3 (4)
振動源位置の配置（第 1 期_地点 D）

ウ 建設機械の振動レベル

建設機械の振動レベルは、表 6.9.15 に示すとおりです。

表 6.9.15　建設機械の振動レベル

（単位：dB）

建設機械	規格	基準点（振動源からの距離 7m）における振動レベル(dB)	出典資料
アースオーガ	φ450 吊・2.0ｔ	61	2
アスファルトフィニッシャ	2.4～6.0m	55	2
高所作業車	25ｔ	52	3
コンクリートポンプ車	10ｔ	0※	－
コンクリートミキサー車	8ｔ	0※	－
振動ローラ	0.8～1.1ｔ	70	2
	3～4ｔ	70	2
	11～12ｔ	70	2
セミトレーラー	32ｔ	0※	－
タイヤローラ	8～20ｔ	56	2
ダンプトラック	10ｔ	62	2
トラクタ	1ｔ	75	2
トラック	4ｔ	62	2
トラッククレーン	4.9ｔ吊	52	3
バックホウ	0.09 ㎥	55	1
	0.28 ㎥	55	1
	0.8 ㎥	55	1
小型バックホウ	0.13 ㎥	55	1
ブルドーザ	6ｔ	75	2
	16ｔ	75	2
モータグレーダ	ブレード 3.1m	54	2
ラフテレーンクレーン	25ｔ吊	52	3
ロードローラ	10ｔ、幅 2.1m	62	2
クローラクレーン	50～55t 吊	50	3
	300t 吊	50	3

資料 1：「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第 3 版）」（社団法人日本建設機械化協会、平成 13 年 2 月）
資料 2：「建設機械の騒音・振動データブック」（建設省土木研究所、平成 3 年）
資料 3：「土木研究所資料 第 1739 号」（建設省土木研究所、昭和 56 年）
※　コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、セミトレーラーは、機械の稼働時に発生する振動が小さいため、振動は微小なものとして扱います。

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 6.9.16（1）～（3）及び図 6.9.4（1）～（4）に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる振動が最大となる時点において、振動レベル（L_{10}）の最大値は、公園整備事業では第１期は、地点Ｄの敷地境界付近において 60 dB、第２期は地点Ｂの敷地境界付近において 64 dB、墓園整備事業では、第１期は地点Ａの敷地境界付近において 74 dB、第２期は地点Ｂの敷地境界付近において 73 dB、合計では、第１期は地点Ａの敷地境界付近において 74 dB、第２期は地点Ｂの敷地境界付近において 74 dBと予測します。

表 6.9.16（1）　建設機械の稼働に伴う振動（公園整備事業）

（単位：dB）

施工時期	予測地点	振動レベル最大値出現地点	振動レベル（L_{10}）最大値
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	20 未満
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	64
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	59
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	60

表 6.9.16（2）　建設機械の稼働に伴う振動（墓園整備事業）

（単位：dB）

施工時期	予測地点	振動レベル最大値出現地点	振動レベル（L_{10}）最大値
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	74
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	73
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	68
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	69

表 6.9.16（3）　建設機械の稼働に伴う振動（合計）

（単位：dB）

施工時期	予測地点	振動レベル最大値出現地点	振動レベル（L_{10}）最大値
第 1 期	地点 A	敷地境界付近	74
第 2 期	地点 B	敷地境界付近	74
第 1 期	地点 C	敷地境界付近	69
第 1 期	地点 D	敷地境界付近	69

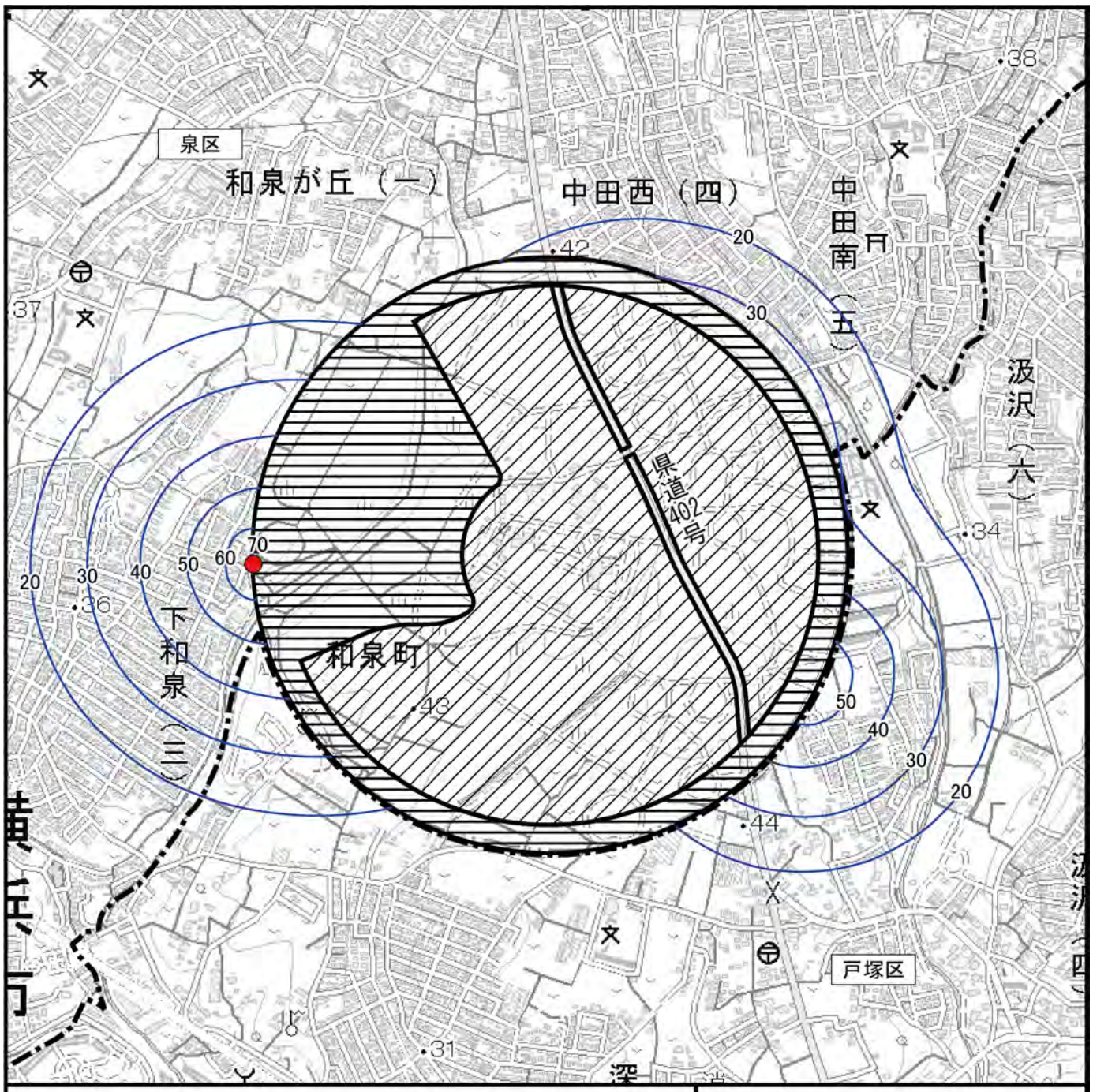
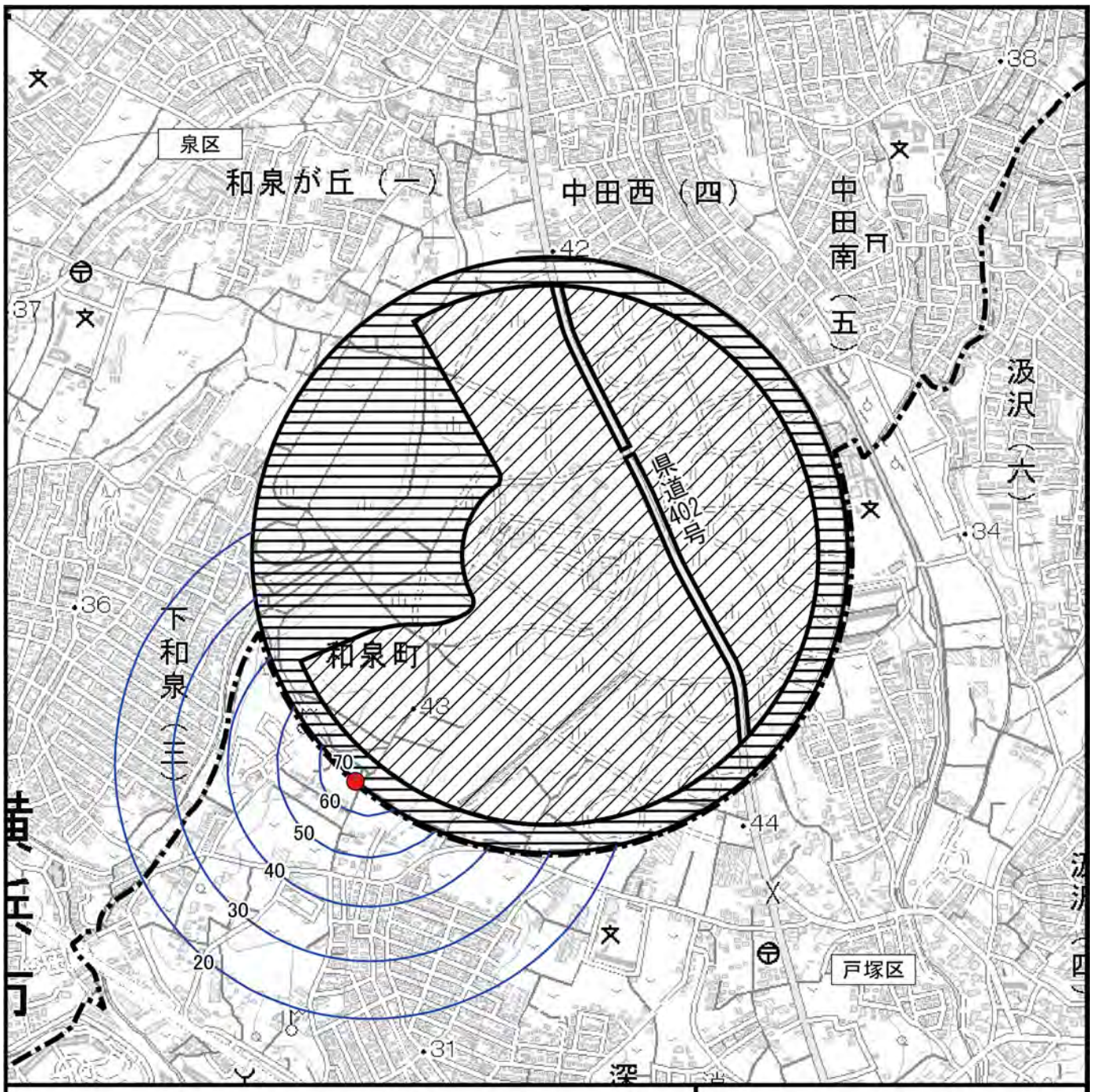


図 6.9.4（1）　建設機械の稼働に伴う振動予測結果（第 1 期_地点 A）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

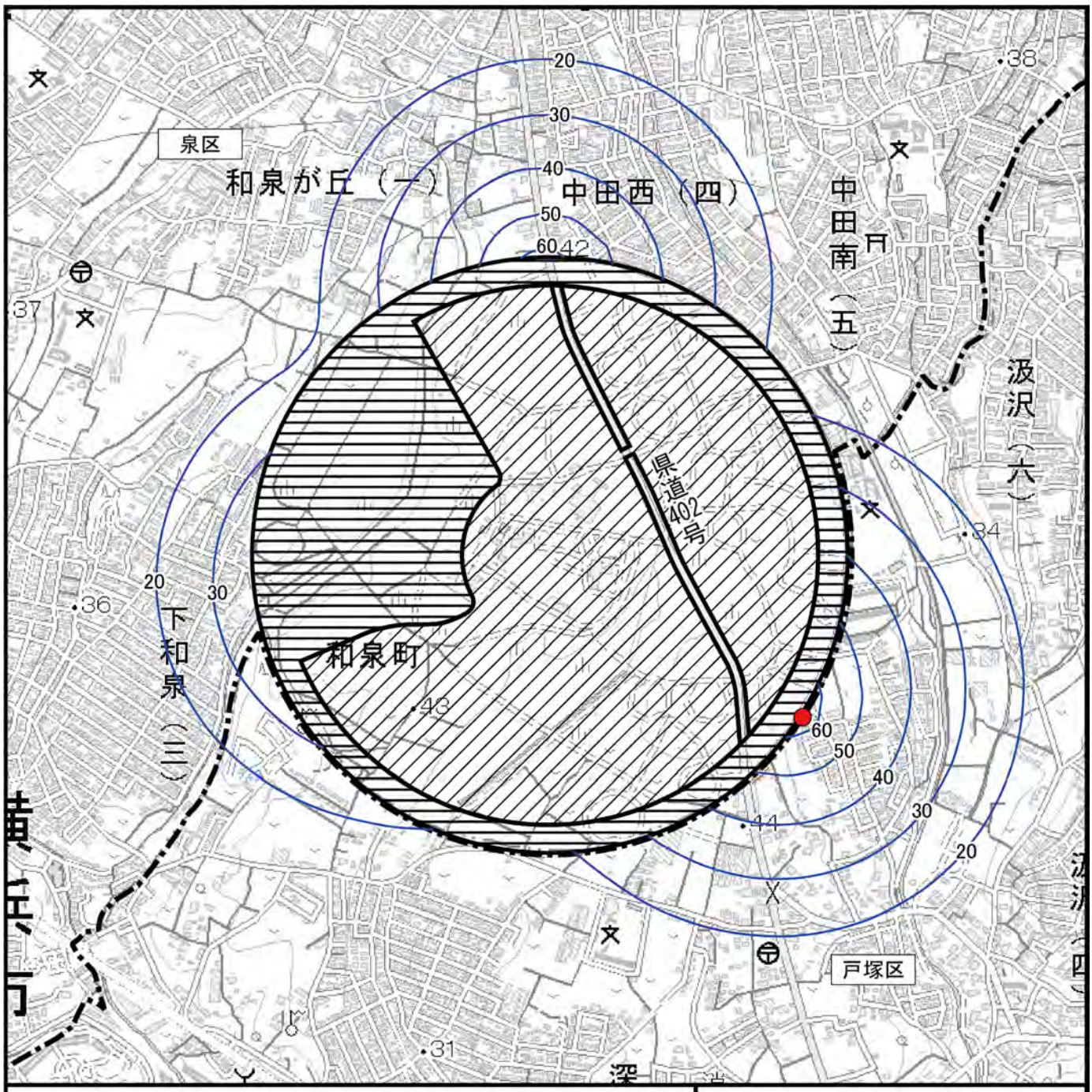
：振動レベル最大地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.4 (2)　建設機械の稼働に伴う振動予測結果（第 2 期_地点 B）



凡　例

：対象事業実施区域（公園）

：対象事業実施区域（墓園）

：区　境

：振動レベル最大地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.4（3）　建設機械の稼働に伴う振動予測結果（第 1 期_地点 C）

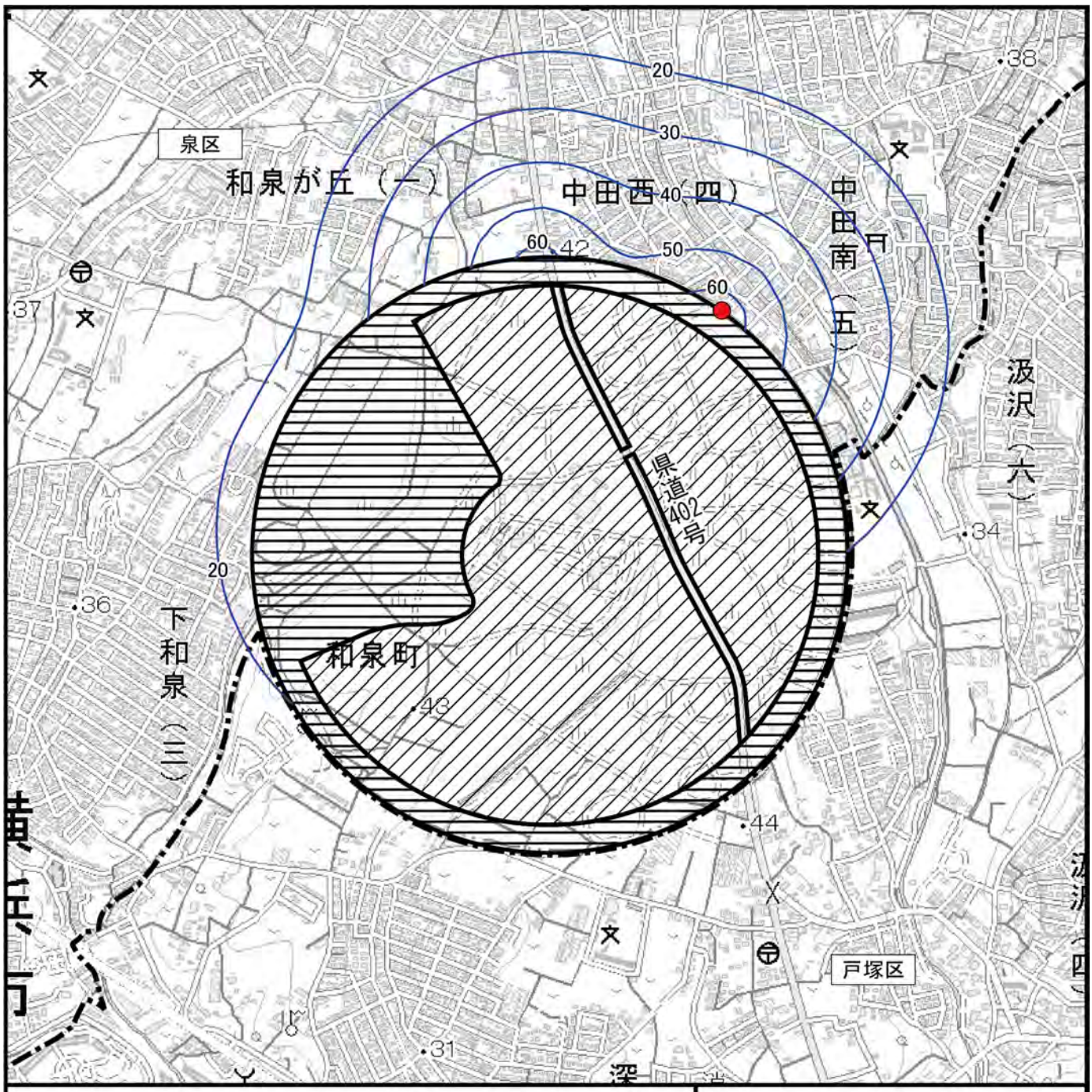


図 6.9.4 (4)　建設機械の稼働に伴う振動予測結果（第 1 期_地点 D）

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う道路交通振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道２地点（図 6.9.5 参照）としました。

また、予測高さは地表面としました。

③ 予測時期

予測時期は、表 6.9.17 に示すとおり、工事用車両の走行台数が多い第０期、第１期、第２期を対象とし、各事業における工事用車両の走行による影響がそれぞれ最大となる時期が同時期に重なった場合としました。

なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-30～p.資 2.3-32）に示すとおりです。

表 6.9.17　工事用車両の走行に伴う振動の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種		
	公園整備事業	墓園整備事業	
		墓園	外周道路
第 0 期	準備工開始後 11 か月目		
第 1 期	整備工事着手後 13～15 か月目	整備工事着手後 1～12 か月目	整備工事着手後 3～4 か月目
第 2 期	整備工事着手後 85～88 か月目	―	整備工事着手後 63 か月目

※　第 0 期は囲障区域等の撤去の開始からの時期、第 1 期以降は第 1 期開始後の時期をそれぞれ示します。

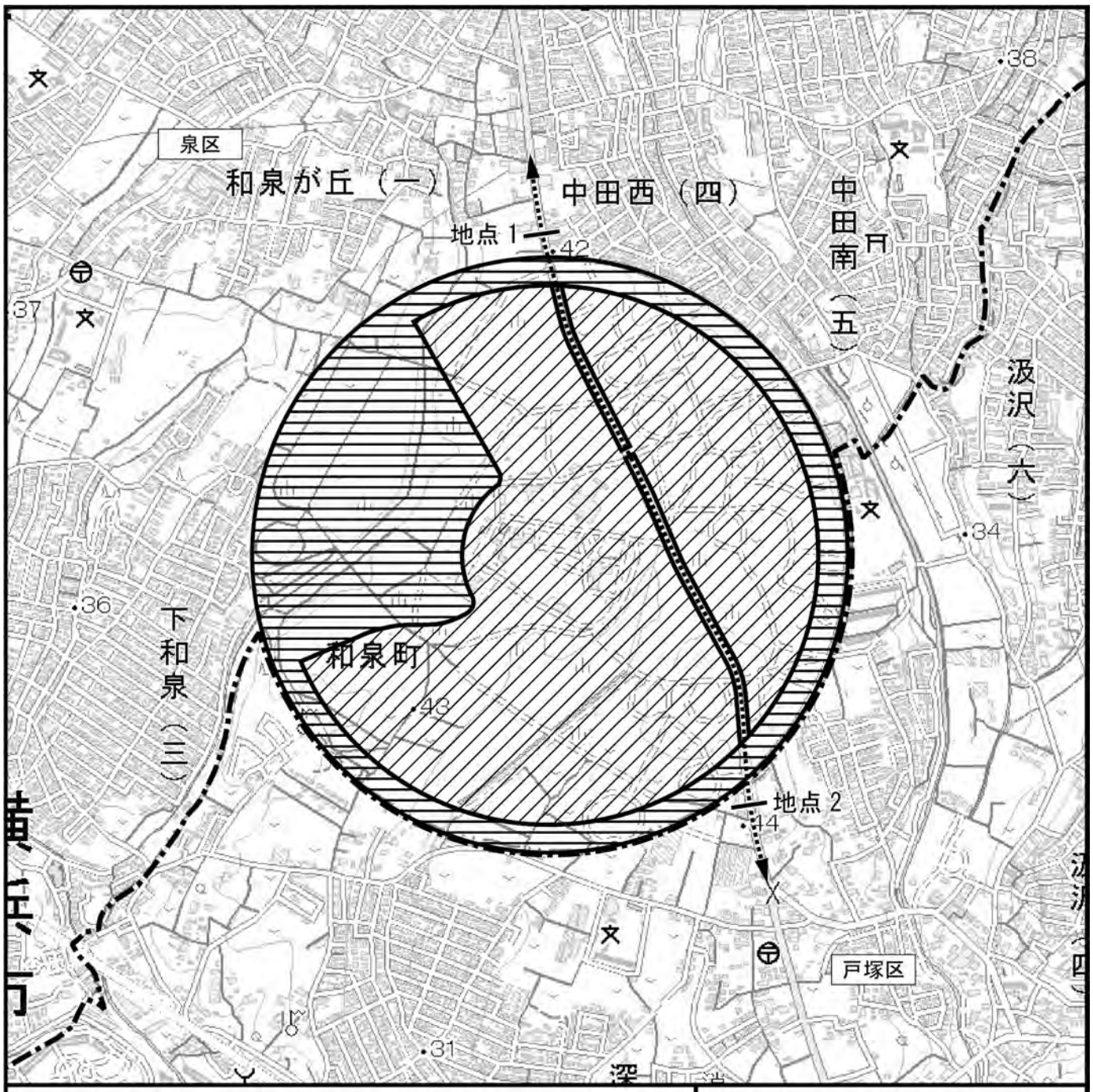


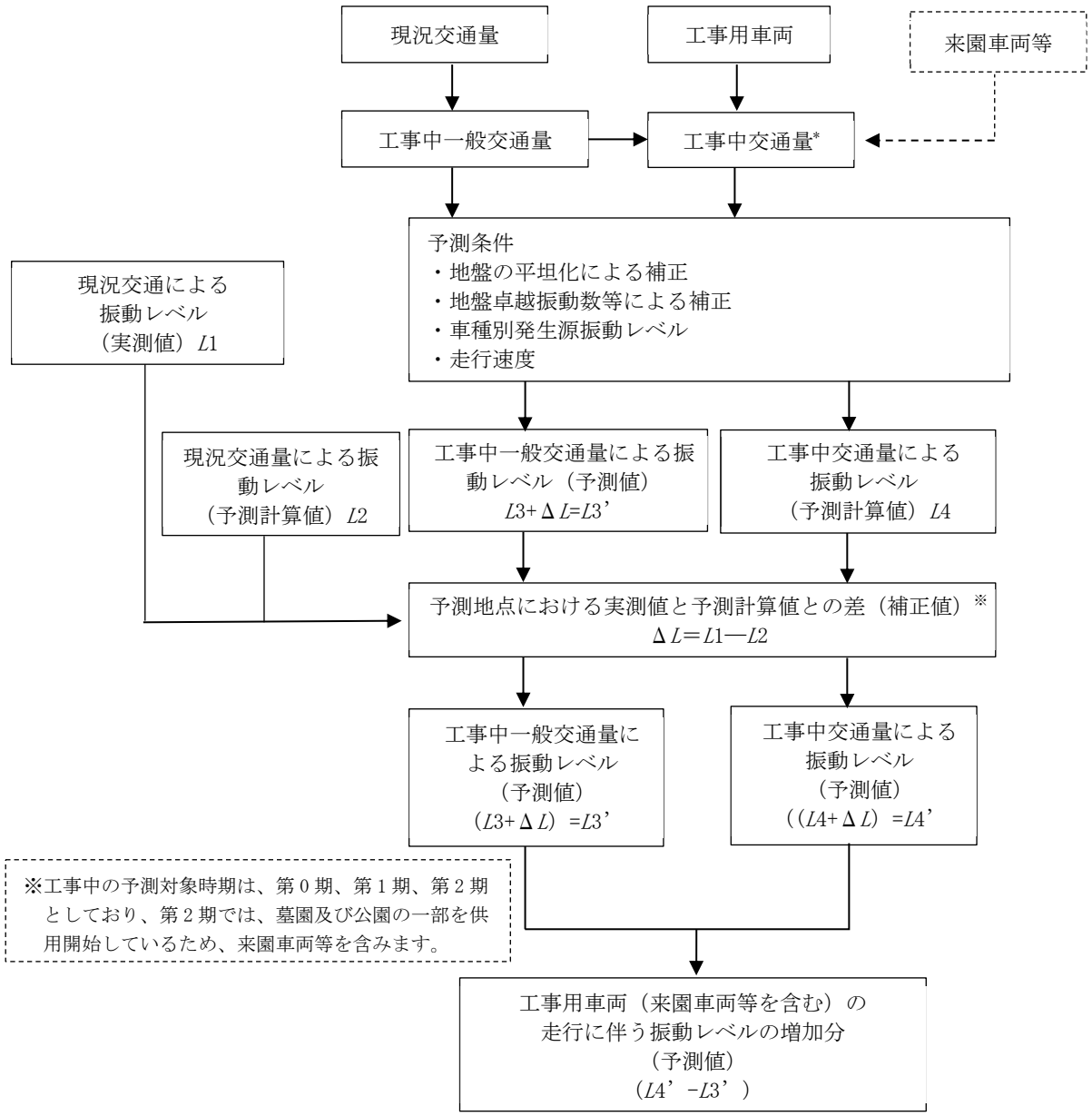
図 6.9.5
工事用車両の走行に係る予測地点

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている「振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式」を用い、既存道路の現況の振動レベルに工事用車両の影響を加味することで予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.9.6 に示すとおりです。



※　地点 1、地点 2 の道路沿道の調査結果の数値のみ補正を行います

図 6.9.6　予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通振動）

イ 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第714号、土木研究所資料 第4254号、平成25年３月）に示されている式を用いました。

$$L_{10} = L_{10}^{*} - \alpha_l$$

$$L_{10}^{*} = \mathrm{a}\log_{10}(\log_{10}\mathrm{Q}^{*}) + \mathrm{b}\log_{10}V + c\log_{10}\mathrm{M} + \mathrm{d} + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

L_{10}	：	振動レベルの80%レンジ上端値（dB）
L_{10}^{*}	：	基準点における振動レベルの80%レンジの上端値の予測値（dB）
Q^{*}	：	500秒間の１車線当たり等価交通量（台/500秒/車線）
		$\frac{500}{3{,}600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + KQ_2)$
Q_1	：	小型車類時間交通量（台/時）
Q_2	：	大型車類時間交通量（台/時）
K	：	大型車の小型車への換算係数
V	：	平均走行速度（km/時）
M	：	上下車線合計の車線数
α_σ	：	路面の平坦性等による補正値（dB）
α_f	：	地盤卓越振動数による補正値（dB）
α_S	：	道路構造による補正値（dB）
α_l	：	距離減衰値（dB）
a,b,c,d	：	定数（表 6.9.18参照）

表 6.9.18　道路交通振動予測式の定数及び補正値等（平面道路）

道路構造	K	a	b	c	d	α_σ	α_f	α_s	$\alpha_1=\beta$ log(r/5+1)/log2 r:基準点から予測地点までの距離(m)
平面道路 高架道路に併設された場合を除く	V≦100km/hのとき13	47	12	3.5	27.3	$8.2\log_{10}\sigma$ ここで、 σ=5.0mm※1	8 Hz≦fのとき $-17.3\log_{10}f$	0	β：粘土地盤では $0.068L_{10}^{*}-2.0$ β：砂地盤では $0.130L_{10}^{*}-3.9$

※　社団法人日本道路協会の路面平坦特性の目標値を参考としました。

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第714号、土木研究所資料第4254号、平成25年3月）

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

工事中の予測交通量は、表 6.9.19（1）～（3）に示すとおり設定しました。

工事中一般交通量は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」（p.3-49～p.3-52）に示したとおり、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向（伸び）が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと想定しました。

工事中の工事用車両のピーク時期は日中の走行台数では第０期ですが、朝夕の台数は第１期となります。また、公園の一部供用開始後である第２期では、来園車両等が増加するため、工事中の一般交通に工事用車両台数及び来園車両等を加えた交通量を工事中交通量としました（「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-33～p.資 2.3-37）参照）。

なお、来園車両等のうち、公園管理等の業務関係車両、墓園管理等の業務関係車両については、それぞれ平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました。

表 6.9.19（1）　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 0 期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				工事中一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	37	346
			小型車	4,726	8	4,734
			合計	5,035	45	5,080
		南行	大型車	435	37	472
			小型車	5,740	8	5748
			合計	6,175	45	6,220
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	257	547
			小型車	4,487	8	4,495
			合計	4,777	265	5,042
		南行	大型車	403	257	660
			小型車	5,706	8	5,714
			合計	6,109	265	6,374

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.19（2）　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 1 期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量			
				工事中一般交通量	工事用車両台数		工事中交通量
					公園整備事業	墓園整備事業	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	28	16	353
			小型車	4,726	9	3	4,738
			合計	5,035	37	19	5,091
		南行	大型車	435	28	16	479
			小型車	5,740	9	3	5,752
			合計	6,175	37	19	6,231
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	118	134	542
			小型車	4,487	10	4	4,501
			合計	4,777	128	138	5,043
		南行	大型車	403	118	134	655
			小型車	5,706	10	4	5,720
			合計	6,109	128	138	6,375

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.19（3）　工事用車両の走行に伴う予測交通量（第 2 期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量					
				工事中一般交通量	工事用車両台数		来園車両等台数		工事中交通量
					公園整備事業	墓園整備事業	公園整備事業	墓園整備事業	
				A	B	C	D	E	A+B+C+D+E
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	27	7	0	0	343
			小型車	4,726	9	2	236	64	5,037
			合計	5,035	36	9	236	64	5,380
		南行	大型車	435	27	7	0	0	469
			小型車	5,740	9	2	236	64	6,051
			合計	6,175	36	9	236	64	6,520
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	122	67	0	0	479
			小型車	4,487	9	3	373	96	4,968
			合計	4,777	131	70	373	96	5,447
		南行	大型車	403	122	67	0	0	592
			小型車	5,706	9	3	373	96	6,187
			合計	6,109	131	70	373	96	6,779

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

イ 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.9.7（1）～（2）に示すとおりです。

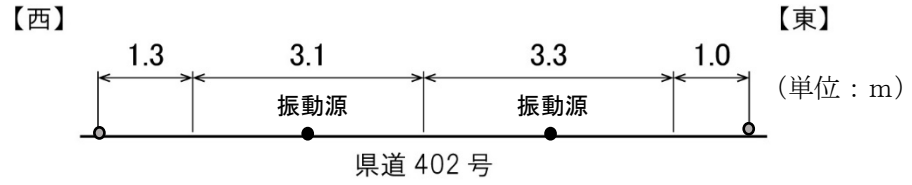
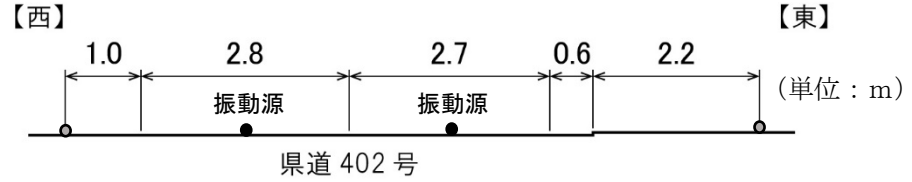


図 6.9.7（1）　予測地点の断面図（地点 1）



※　予測地点の西側東側で同じ値となるため、予測結果は各地点 1 つとなります

図 6.9.7（2）　予測地点の断面図（地点 2）

ウ 走行速度

走行速度は、各予測地点が面する道路の規制速度とし、表 6.9.20 に示すとおりです。

表 6.9.20　走行速度

（単位：km/h）

予測地点	走行速度
地点 1（県道 402 号北側）	40
地点 2（県道 402 号南側）	40

⑥ 予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9.21、表 6.9.22（1）～（3）及び表 6.9.23（1）～（3）に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業の工事用車両（大型車）の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通振動レベル（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において、公園整備事業では最大 48.3 dB、墓園整備事業では最大 48.2 dB、第 0 期を含めた合計では最大 49.4 dBとなり、このうち公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通振動レベルの増加分は、0.0～2.0 dBと予測します。

表 6.9.21　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 0 期）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	48.6	1.5
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	49.4	2.0
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.22（1）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 1 期・公園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	47.5	0.4
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.2	0.9
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.22（2）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 1 期・墓園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	47.2	0.1
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.2	0.8
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.22（3）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 1 期・合計）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	48.0	0.9
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.8	1.4
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.23（1）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 2 期・公園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	47.5	0.4
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.3	0.9
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.23（2）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 2 期・墓園整備事業）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	47.1	0.0
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.2	0.8
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.23（3）　工事用車両の走行に伴う道路交通振動（第 2 期・合計）

（単位：dB）

予測地点	道路名	時間	道路交通振動レベル（予測値）		工事用車両・来園車両等による増加分
			一般交通量	工事中交通量	
			A	B	B-A
地点 1	県道 402 号	昼間	47.1	47.7	0.6
		夜間	44.3	44.3	0.0
地点 2	県道 402 号	昼間	47.4	48.9	1.5
		夜間	44.5	44.5	0.0

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う道路交通振動としました。

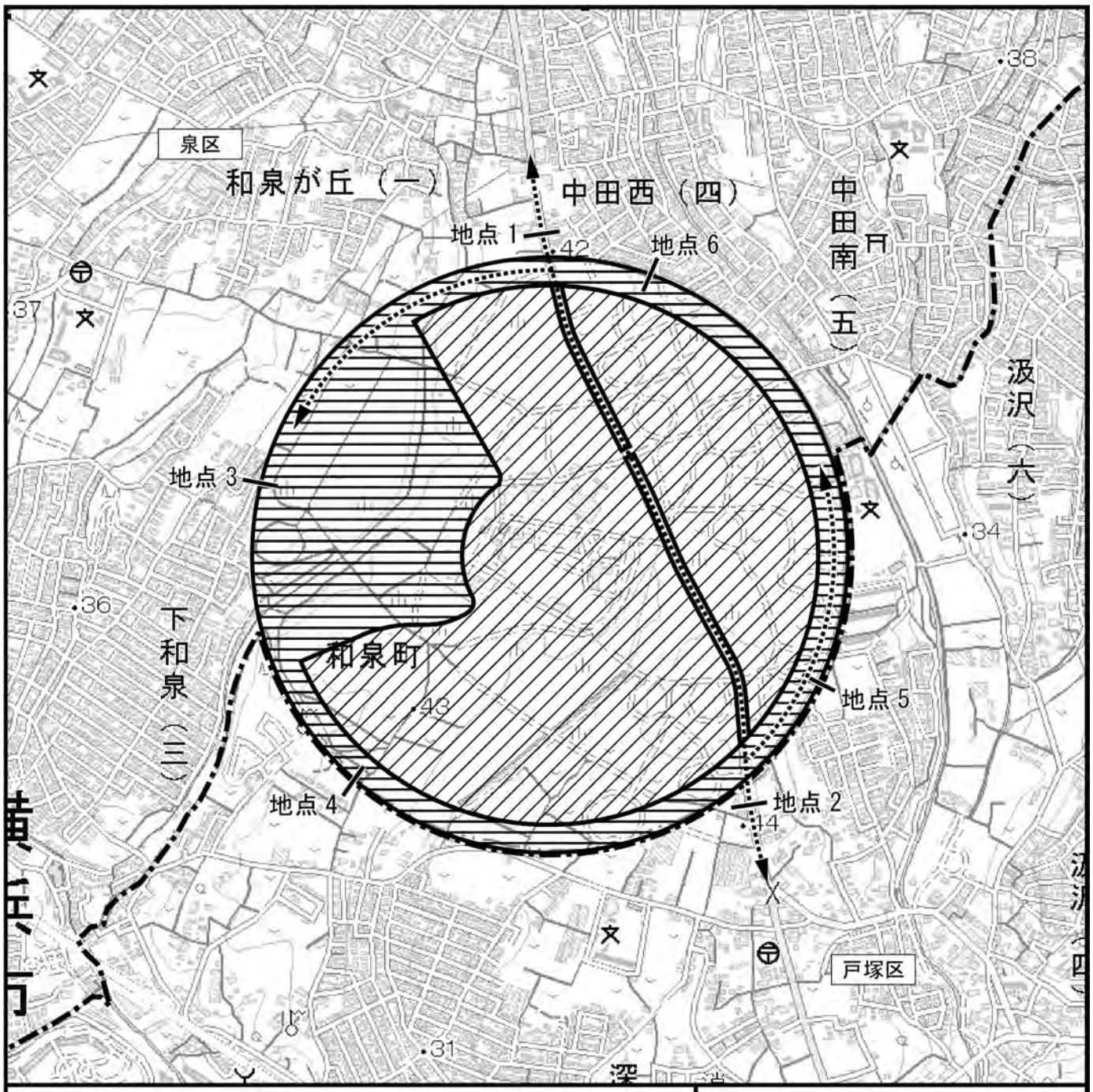
② 予測地域・地点

予測地域は、来園車両等の走行が想定される経路のうち、住宅等の近傍の道路沿道の６地点（図 6.9.8 参照）としました。

また、予測高さは地表面としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

－・－・－：区　境

―：予測地点（道路交通振動・交通量）

┈┈►：来園車両等の走行が想定される経路

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.9.8

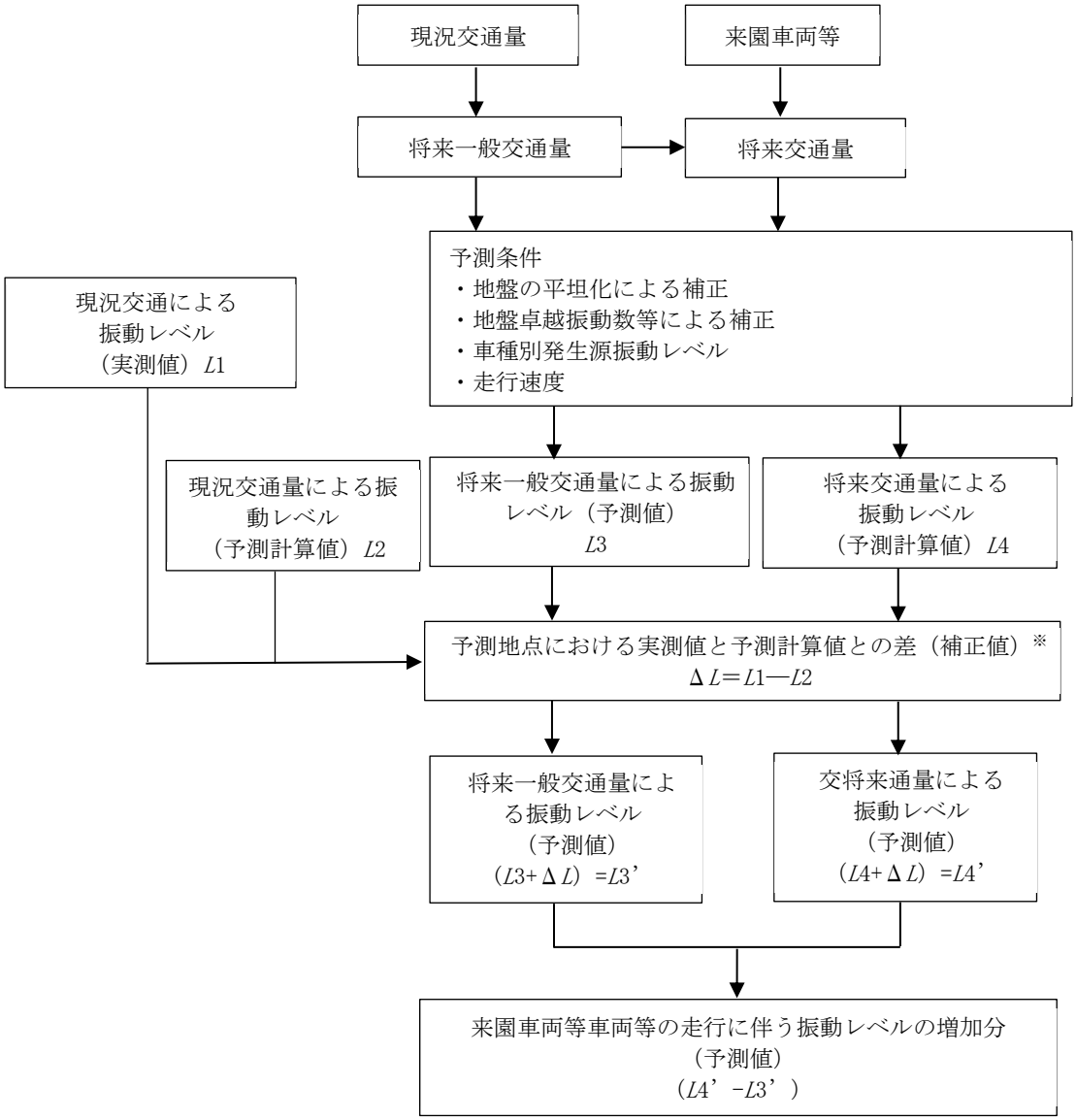
来園車両等の走行に係る予測地点

④ 予測方法

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている「振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式」を用い、既存道路の現況の振動レベルに来園車両等の影響を加味することで予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.9.9 に示すとおりです。



※地点 1、地点 2 の道路沿道の調査結果の数値のみ補正を行います。

図 6.9.9　予測手順（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）

イ 予測式

予測式は、「(2)工事用車両の走行に伴う道路交通振動」と同様、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料第 4254 号、平成 25 年３月）に示されている式を用いました。

⑤ 予測条件の整理

ア 交通条件

供用時の予測交通量は、表 6.9.24（1）～（3）に示すとおり設定しました。

将来一般交通量は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」（p.3-49～p.3-52）に示したとおり、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向（伸び）が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと想定しました。

来園車両等のうち、公園管理等の業務関係車両、墓園管理等の業務関係車両については、それぞれ平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました（「資料編　2.3 騒音・振動」（p.資 2.3-38～p.資 2.3-42）参照）。24 時間交通量の各事業の来園車両台数は「第 6 章　6.5 大気質」（p.6.5-64）に示すとおりです。

表 6.9.24（1）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（平日）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点 1	県道 402 号	北行	大型車	309	0	0	309
			小型車	4,726	462	64	5,252
			合計	5,035	462	64	5,561
		南行	大型車	435	0	0	435
			小型車	5,740	462	64	6,266
			合計	6,175	462	64	6,701
地点 2	県道 402 号	北行	大型車	290	0	0	290
			小型車	4,487	728	96	5,311
			合計	4,777	728	96	5,601
		南行	大型車	403	0	0	403
			小型車	5,706	728	96	6,530
			合計	6,109	728	96	6,933
地点 3 地点 4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	581	160	741
			合計	0	581	160	741
地点 5 地点 6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	41	0	0	41
			小型車	836	0	0	836
			合計	877	0	0	877
		内回り (反時計回り)	大型車	36	0	0	36
			小型車	634	599	0	1,233
			合計	670	599	0	1,269

※　予測時間帯は昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 としました。

表 6.9.24（2）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（休日）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点1	県道402号	北行	大型車	125	0	0	125
			小型車	4,550	718	171	5,439
			合計	4,675	718	171	5,564
		南行	大型車	160	0	0	160
			小型車	5,264	718	171	6,153
			合計	5,424	718	171	6,313
地点2	県道402号	北行	大型車	131	6	0	137
			小型車	4,181	1,126	259	5,566
			合計	4,312	1,132	259	5,703
		南行	大型車	161	6	0	167
			小型車	5,247	1,126	259	6,632
			合計	5,408	1,132	259	6,799
地点3 地点4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	3	0	3
			小型車	0	903	430	1,333
			合計	0	906	430	1,336
地点5 地点6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	6	0	0	6
			小型車	866	0	0	866
			合計	872	0	0	872
		内回り (反時計回り)	大型車	6	3	0	9
			小型車	560	931	0	1,491
			合計	566	934	0	1,500

※　予測時間帯は昼間8:00～19:00、夜間19:00～8:00としました。

表 6.9.24（3）　来園車両等の走行に伴う予測交通量（混雑期）

（単位：台/日）

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数		将来交通量
					公園	墓園	
				A	B	C	A+B+C
地点1	県道402号	北行	大型車	125	0	6	131
			小型車	4,550	718	933	6,201
			合計	4,675	718	939	6,332
		南行	大型車	160	0	6	166
			小型車	5,264	718	933	6,915
			合計	5,424	718	939	7,081
地点2	県道402号	北行	大型車	131	6	13	150
			小型車	4,181	1,126	1,406	6,713
			合計	4,312	1,132	1,419	6,863
		南行	大型車	161	6	13	180
			小型車	5,247	1,126	1,406	7,779
			合計	5,408	1,132	1,419	7,959
地点3 地点4	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	0	0	0	0
			小型車	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0
		内回り (反時計回り)	大型車	0	3	19	22
			小型車	0	903	2,339	3,242
			合計	0	906	2,358	3,264
地点5 地点6	外周道路	外回り (時計回り)	大型車	6	0	0	6
			小型車	866	0	0	866
			合計	872	0	0	872
		内回り (反時計回り)	大型車	6	3	0	9
			小型車	560	931	0	1,491
			合計	566	934	0	1,500

※　予測時間帯は昼間8:00～19:00、夜間19:00～8:00としました。

イ 道路条件

各予測地点における道路断面は、地点１、地点２は「(2)工事用車両の走行に伴う道路交通振動　⑤予測条件の整理　イ道路条件　図 6.9.7 (1) ～ (2)」(p.6.9-35 参照) に、地点３～地点６は図 6.9.10 (1) ～ (2) に示すとおりです。

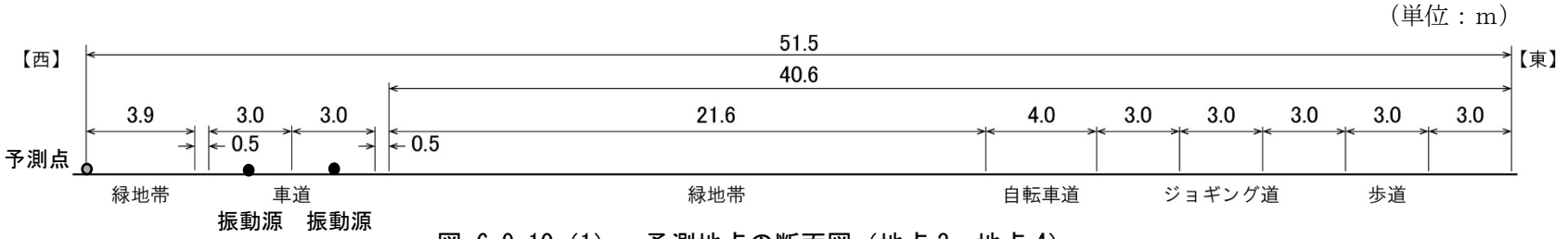


図 6.9.10 (1)　予測地点の断面図（地点 3・地点 4）



図 6.9.10 (2)　予測地点の断面図（地点 5・地点 6）

※　予測地点の西側東側で同じ値となるため、予測結果は各地点１つとなります。

ウ 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.9.25 に示すとおりです。

表 6.9.25　走行速度

（単位：km/h）

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	県道 402 号	40
地点 2	県道 402 号	40
地点 3,4	外周道路	40
地点 5,6	外周道路	40

⑥ 予測結果

来園車両等の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9.26（1）～（3）に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通振動レベル(L_{10})は、来園車両等の走行ルート上の地点１、地点２において公園整備事業では平日最大 46.1 dB、休日最大 44.0 dB、墓園整備事業では平日最大 46.0 dB、休日最大 43.6 dB、混雑期最大 44.8 dB、合計では平日最大 46.1 dB、休日最大 44.1 dB、混雑期最大 45.4 dBと予測します。このうち来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、平日 0.1～0.2 dB、休日 0.7～1.2（dB)、混雑期 1.2～2.6（dB）と予測します。また、外周道路において、道路交通振動レベル(L_{10})は、平日、休日ともに最大 42 dBと予測します。また、地点３、地点４において、道路交通振動レベル（L_{Aeq}）は、平日 30 dB未満、休日 34.8 dB、混雑期 41.7 dB、地点５、地点６において、道路交通振動レベル（L_{Aeq}）は、平日 36.9 dB、休日 36.1 dB、混雑期 36.1 dBと予測します。

表 6.9.26（1）　来園車両等の走行に伴う道路交通振動（公園整備事業）

（単位：dB）

区分	予測地点	時間	将来一般交通量による道路交通振動レベル	将来交通量による道路交通振動レベル	来園車両等による道路交通振動レベルの増加分
平日	地点 1	昼間	46.0	46.1	0.1
		夜間	43.6	43.6	0.0
	地点 2	昼間	45.2	45.4	0.2
		夜間	43.0	43.0	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	－	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	35.8	36.9	1.1
		夜間	－	－	－
休日	地点 1	昼間	43.4	44.0	0.6
		夜間	39.2	39.4	0.2
	地点 2	昼間	42.8	43.7	0.9
		夜間	38.4	38.7	0.3
	地点 3 地点 4	昼間	－	30.4	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	32.1	36.1	4.0
		夜間	－	－	－

※1　振動規制法に基づく時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 です。
※2　表内の「－」は交通量が少ないまたは存在しないため、予測値が予測結果の閾値（30 dB）を下回ることから記載しておりません。

表 6.9.26（2）　来園車両等の走行に伴う道路交通振動（墓園整備事業）

（単位：dB）

区分	予測地点	時間	将来一般交通量による道路交通振動レベル	将来交通量による道路交通振動レベル	来園車両等による道路交通振動レベルの増加分
平日	地点 1	昼間	46.0	46.0	0.0
		夜間	43.6	43.6	0.0
	地点 2	昼間	45.2	45.2	0.0
		夜間	43.0	43.0	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	－	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	35.8	35.8	0.0
		夜間	－	－	－
休日	地点 1	昼間	43.4	43.6	0.2
		夜間	39.2	39.2	0.0
	地点 2	昼間	42.8	43.2	0.4
		夜間	38.4	38.4	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	－	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	32.1	32.1	0.0
		夜間	－	－	－
混雑期	地点 1	昼間	43.4	44.1	0.7
		夜間	39.2	39.2	0.0
	地点 2	昼間	42.8	44.8	2.0
		夜間	38.4	38.4	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	40.7	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	32.1	32.1	0.0
		夜間	－	－	－

※1　振動規制法に基づく時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 です。
※2　表内の「－」は交通量が少ないまたは存在しないため、予測値が予測結果の閾値（30 dB）を下回ることから記載しておりません。
※3　地点 5,6 は墓園の来園車両の走行はありません。

表 6.9.26（3）　来園車両等の走行に伴う道路交通振動（合計）

（単位：dB）

区分	予測地点	時間	将来一般交通量による道路交通振動レベル	将来交通量による道路交通振動レベル	来園車両等による道路交通振動レベルの増加分
平日	地点 1	昼間	46.0	46.1	0.1
		夜間	43.6	43.6	0.0
	地点 2	昼間	45.2	45.4	0.2
		夜間	43.0	43.0	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	－	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	35.8	36.9	1.1
		夜間	－	－	－
休日	地点 1	昼間	43.4	44.1	0.7
		夜間	39.2	39.4	0.2
	地点 2	昼間	42.8	44.0	1.2
		夜間	38.4	38.7	0.3
	地点 3 地点 4	昼間	－	34.8	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	32.1	36.1	4.0
		夜間	－	－	－
混雑期	地点 1	昼間	43.4	44.6	1.2
		夜間	39.2	39.4	0.2
	地点 2	昼間	42.8	45.4	2.6
		夜間	38.4	38.4	0.0
	地点 3 地点 4	昼間	－	41.7	－
		夜間	－	－	－
	地点 5 地点 6	昼間	32.1	36.1	4.0
		夜間	－	－	－

※1　振動規制法に基づく時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 です。
※2　表内の「－」は交通量が少ないまたは存在しないため、予測値が予測結果の閾値（30 dB）を下回ることから記載しておりません。
※3　地点 5,6 は墓園の来園車両の走行はありません。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び来園車両等の走行の影響を低減するため、表 6.9.27 に示す内容を実施します。

表 6.9.27　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	・可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。 ・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。 ・工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。
【工事中】 工事用車両の走行	・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。 ・工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。
【供用時】 来園車両等の走行	・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。 ・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。 ・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進･急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。

5) 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動レベル（L_{10}）は、公園整備事業では第１期は 60 dB、第２期は 64 dB、墓園整備事業では第１期は 74 dB、第２期は 73 dB、合計では、第１期は 74 dB、第２期は 74 dBと予測され、予測結果は環境保全目標である 75 dBを下回ると予測します。

さらに、工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し建設機械の集中稼動の回避等、振動の影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準である 75 dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

公園及び墓園整備事業の工事用車両（大型車）の走行台数が最大になると考えられる時期の道路交通振動（L_{10}）は、工事用車両の主要走行ルート上において、公園整備事業では最大 48.3 dB、墓園整備事業では最大 48.2 dB、第０期を含めた合計では最大 49.4 dB、このうち、公園及び墓園整備事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通振動レベルの増加分は 0.0～2.0 dBと予測します。

さらに、工事の実施にあたっては、計画的な運行管理による工事用車両の集中回避等、振動の影響低減に受けた環境の保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動

公園及び墓園整備事業の全体供用開始後の道路交通振動レベル（L_{10}）は、来園車両等走行ルート上の地点１、地点２において、公園整備事業では平日最大 46.1 dB、休日最大 44.0 dB、墓園整備事業では平日最大 46.0 dB、休日最大 43.6 dB、混雑期最大 44.8 dB、合計では平日最大 46.1 dB、休日最大 44.1 dB、混雑期最大 45.4 dBと予測します。このうち来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、平日 0.1～0.2 dB、休日 0.7～1.2 dB、混雑期 1.2～2.6 dBと予測します。また、外周道路において、道路交通振動レベル(L_{10})は、平日、休日ともに最大 42 dBと予測します。また、地点３、地点４において、道路交通振動レベル（L_{Aeq}）は、平日 30 dB未満、休日 34.8 dB、混雑期 41.7 dB、地点５、地点６において、道路交通振動レベル（L_{Aeq}）は、平日 36.9 dB、休日 36.1 dB、混雑期 36.1 dBと予測します。

さらに、公園及び墓園の供用に際しては、公共交通機関の利用促進について周知し、マイカー利用の抑制に努め、振動の影響低減を図る等環境保全のための措置を講じます。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

6.10　地盤

6.10 地盤

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の地盤に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の周辺地盤への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴う地盤への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・2014 年度から 2023 年度における対象事業実施区域及びその周辺での水準点変動量は-7.3～+8.5 ㎜となっています。 ・最終処分場跡地の廃棄物層における単位体積重量は 12.5～16.5kN/㎥、内部摩擦角は 30°、粘着力は 0kN/㎡、含水比は 12.7～53.5%、液性限界は 60.8～94.5%、塑性限界は 38.3%～62.1%です。また、圧密特性としては、正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。	p. 6. 10-6～ p. 6. 10-15
環境保全目標	・建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。	p. 6. 10-15
予測結果の概要	・「第 6 章　6.3 水循環」（p. 6. 3-15）において予測したとおり、切土工事による帯水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。 ・産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。 ・以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。	p. 6. 10-17
環境の保全のための措置	・工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。 ・今後、更なるボーリング調査の実施可能な時点で追加調査を実施し、対象事業実施区域内の詳細な地盤、地質の状況のほか、液状化の可能性についても把握し、設計に反映させていきます。	p. 6. 10-19
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事前・工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 10-20

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・2014 年度から 2023 年度における対象事業実施区域及びその周辺での水準点変動量は-7.3～+8.5 ㎜となっています。 ・産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層における単位体積重量は 12.5～16.5kN/㎥、内部摩擦角は 30°、粘着力は 0kN/㎡、含水比は 12.7～53.5%、液性限界は 60.8～94.5%、塑性限界は 38.3%～62.1%です。また、圧密特性としては、正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。	p.6.10-6～ p.6.10-15
環境保全目標	・施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。	p.6.10-15
予測結果の概要	・「第 6 章　6.3 水循環」（p.6.3-17）において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。 ・産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。 ・以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。	p.6.10-19
環境の保全のための措置	・地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。 ・施設利用にあたり地下水は揚水しません。	p.6.10-19
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。	p.6.10-20

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

①調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う地盤への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①地盤変状の状況

②地質及び地下水の状況

③関係法令、計画等

②調査地域・地点

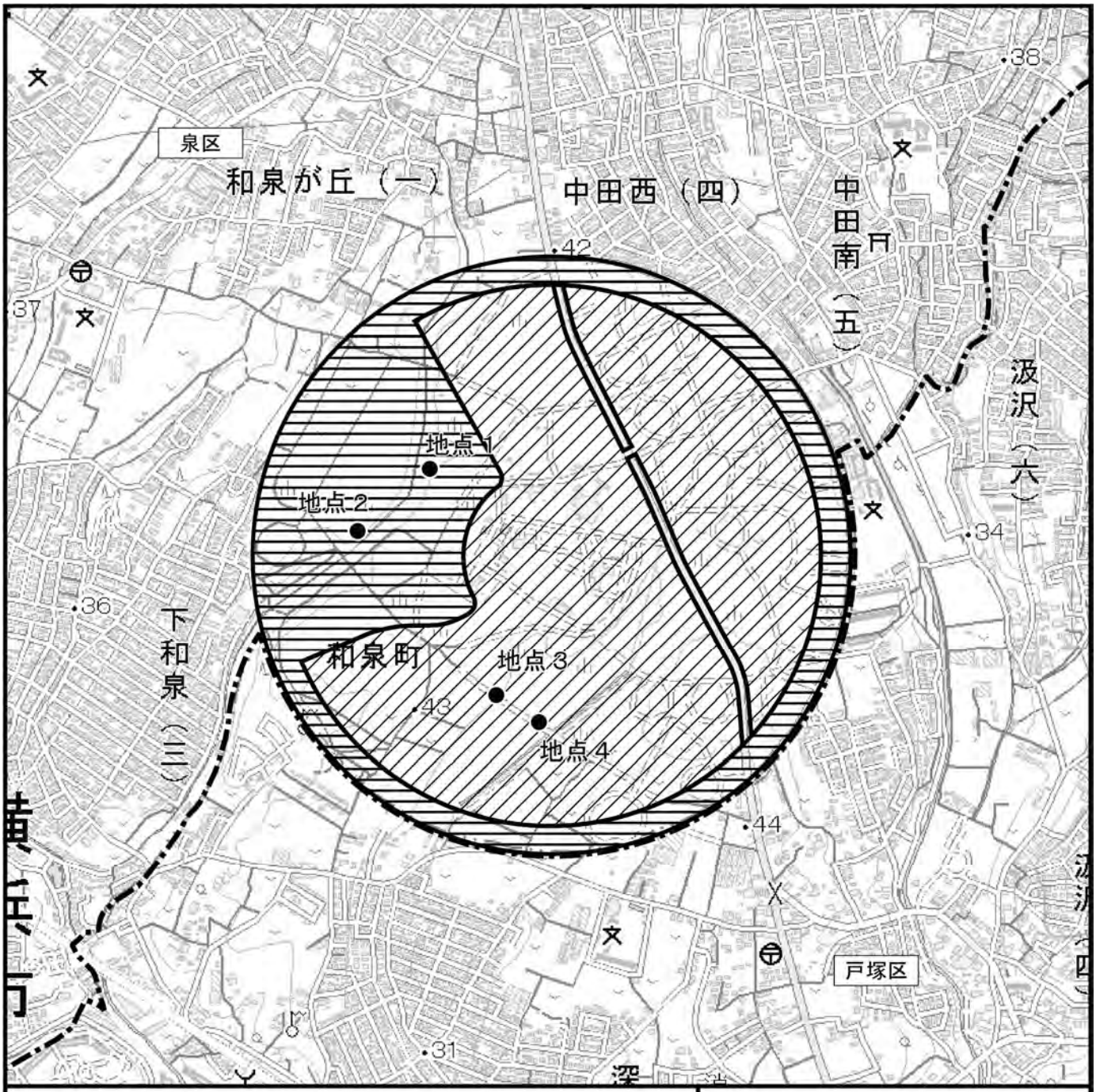
調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.10.1 に示すとおりです。

また、各調査地点における試料の採取深度は、表 6.10.1 に示すとおりです。

表 6.10.1　試料採取深度

調査地点	採取深度（GL-m）
地点 1	7.50～8.80
地点 2	3.00～4.80
地点 3	3.50～5.50
地点 4	4.00～5.40



凡　例

▨ : 対象事業実施区域（公園）

▤ : 対象事業実施区域（墓園）

-·-·- : 区　境

● : 調査地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.10.1　地盤調査地点

③調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.10.2 に示すとおりです。

表 6.10.2　現地調査実施日

項目	調査実施期間
現地調査	令和 4 年 7 月 19 日～令和 4 年 8 月 5 日

④調査方法

ア 地盤変状の状況

地盤変状の状況について、既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地調査により、把握しました。

現地調査の項目及び調査方法は表 6.10.3 に示すとおりです。

表 6.10.3　調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
単位体積重量	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、試料の重量と体積から求めました。
内部摩擦角	「標準貫入試験方法」（JIS A 1219）により測定した N 値から「建築基礎構造設計指針」（(一社) 日本建築学会、令和元年 11 月）に示されている大崎の式により求めました。
粘着力	廃棄物層の土質から設定しました。
圧密特性	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の段階載荷による圧密試験方法」（JGS 0411-2009）に基づき試験を実施しました。
含水比	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の含水比試験方法」（JGS 0121-2009）に基づき試験を実施しました。
液性・塑性限界	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の液性限界・塑性限界試験方法」（JGS 0141-2009）に基づき試験を実施しました。
土粒子の密度・粒度	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土粒子の密度試験方法」（JGS 0111-2009）及び「土の粒度試験方法」（JGS 0131-2009）に基づき試験を実施しました。

イ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況について、ボーリング資料を含めた既存資料を収集・整理しました。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」
・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」
・「横浜市環境管理計画」
・「生活環境保全推進ガイドライン」

⑤ 調査結果

ア 地盤変状の状況

(ｱ) 既存資料調査

対象事業実施区域周辺における最近 10 年間の「水準測量成果表（水準点の標高)」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）に基づく水準点の地盤変動は、表 6.10.4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺における変動量は-7.3～+8.5 ㎜となっています。

表 6.10.4　水準点の地盤変動

（単位　標高：m、変動量：㎜）

水準点番号	目標	測量成果	測量年度									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
T-27	中和田小学校	標高	39.8652	39.8637	39.8642	39.8665	39.8609	39.8653	39.8678	39.8620	39.8670	39.8649
		変動量	-1.3	-1.5	+0.5	+2.3	-5.6	+4.4	+2.5	-5.8	+5.0	-2.1
I 10349	中田小学校	標高	45.6448	45.6432	45.6431	45.6472	45.6402	45.6447	45.6453	45.6395	45.6460	45.6409
		変動量	-1.9	-1.6	-0.1	+4.1	-7.0	+4.5	+0.6	-5.8	+6.5	-5.1
I 10350	中和田公園	標高	38.8118	38.8101	38.8107	38.8122	38.8065	38.8104	38.8132	38.8082	38.8116	38.8072
		変動量	-1.3	-1.7	+0.6	+1.5	-5.7	+3.9	+2.8	-5.0	+3.4	-4.4
970804A	領家三丁目公園	標高	―	―	47.3935	47.3975	47.3919	47.3982	47.3984	47.3912	47.3997	47.3941
		変動量	―	―	―	+4.0	-5.6	+6.3	+0.2	-7.2	+8.5	-5.6
T－80	踊場町内会館	標高	49.4531	49.4534	49.4535	49.4563	49.4490	49.4534	49.4531	49.4486	49.4533	49.4504
		変動量	-2.1	+0.3	+0.1	+2.8	-7.3	+4.4	-0.3	-4.5	+4.7	-2.9

資料：「水準測量成果表（水準点の標高)」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

（イ）現地調査

各項目の現地調査結果は、表 6.10.5 に示すとおりです。

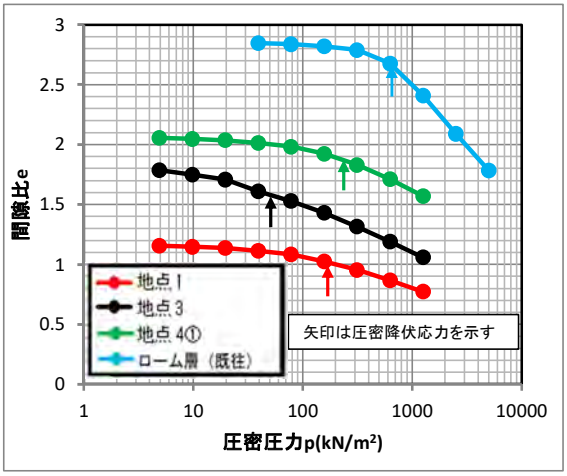
表 6.10.5　現地調査結果

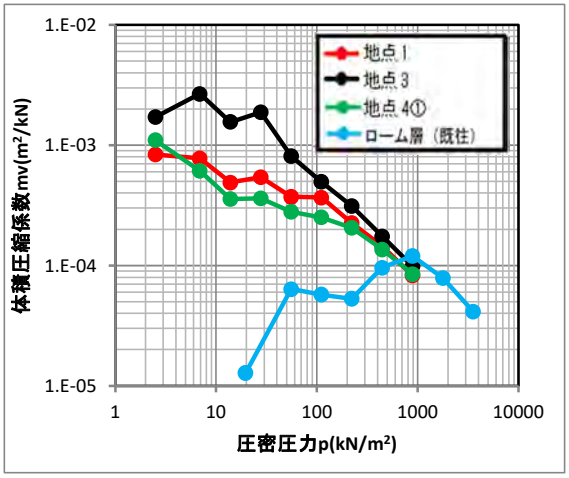
項目		地点 1	地点 2	地点 3	地点 4①※1	地点 4②※1
単位体積重量 (kN/m³)		12.5	12.7	14.0	16.5	
内部摩擦角※2 (°)		30				
粘着力※3 (kN/m²)		0				
含水比 (%)		39.1	29.1	48.5	53.5	12.7
液性限界 (%)		60.8	70.2	—※4	94.5	NP※5
塑性限界 (%)		38.3	45.0	—※4	62.1	NP※5
土粒子の密度 (g/cm³)		2.55	2.53	2.62	2.64	2.69
粒度	礫分 (%)	7.8	12.6	34.1	8.2	78.4
	砂分 (%)	41.9	42.5	38.9	27.4	19.7
	シルト分 (%)	40.2	36.3	20.4	48.9	1.9
	粘土分 (%)	10.1	8.6	6.6	15.5	
	最大粒径 (mm)	19	19	26.5	26.5	37.5

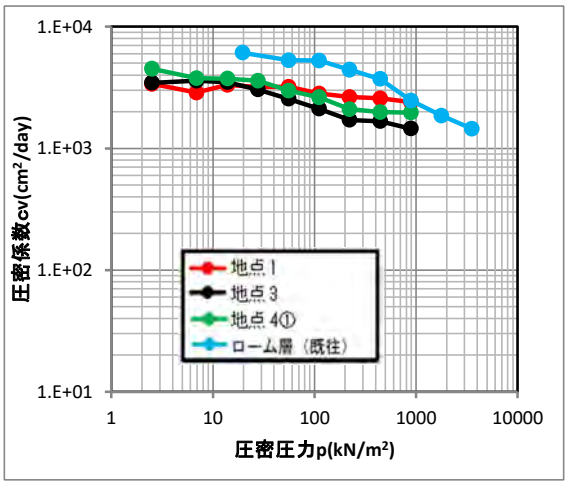
※1　地点 4 は粘性土主体の部分（①）と砂礫主体の部分（②）に明確に区分されるため、含水比・液性限界・塑性限界・土粒子の密度・粒度はそれぞれについて求めました。
※2　内部摩擦角は、廃棄物層の平均 N 値（15）を用いて設定しました。
※3　粘着力は、廃棄物層が礫質土であることから 0kN/m²としました。
※4　地点 3 は全体量が少なく、液性限界・塑性限界試験の試料を採取することが出来なかったため、試験を実施しませんでした。
※5　NP は non plastic を示します。

また、圧密特性については、地点２の試料はゴミが多く土試料だけの部分が少なかったため供試体を採取出来なかったことから、地点２を除き地点１、３、４に対して圧密試験を実施しました。その結果は図 6.10.2 に示すとおりです。

この結果から、廃棄物層（図 6.10.6（p.6.10-12～p.6.10-13）に示した Wa 層）は正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。







試料No.	圧縮指数 Cc	圧密降伏応力 Pc（kN/㎡）
地点 1	0.314	164
地点 3	0.439	50.4
地点 4①	0.470	231
ローム層（既往）	1.066	645

図 6.10.2　圧密試験結果

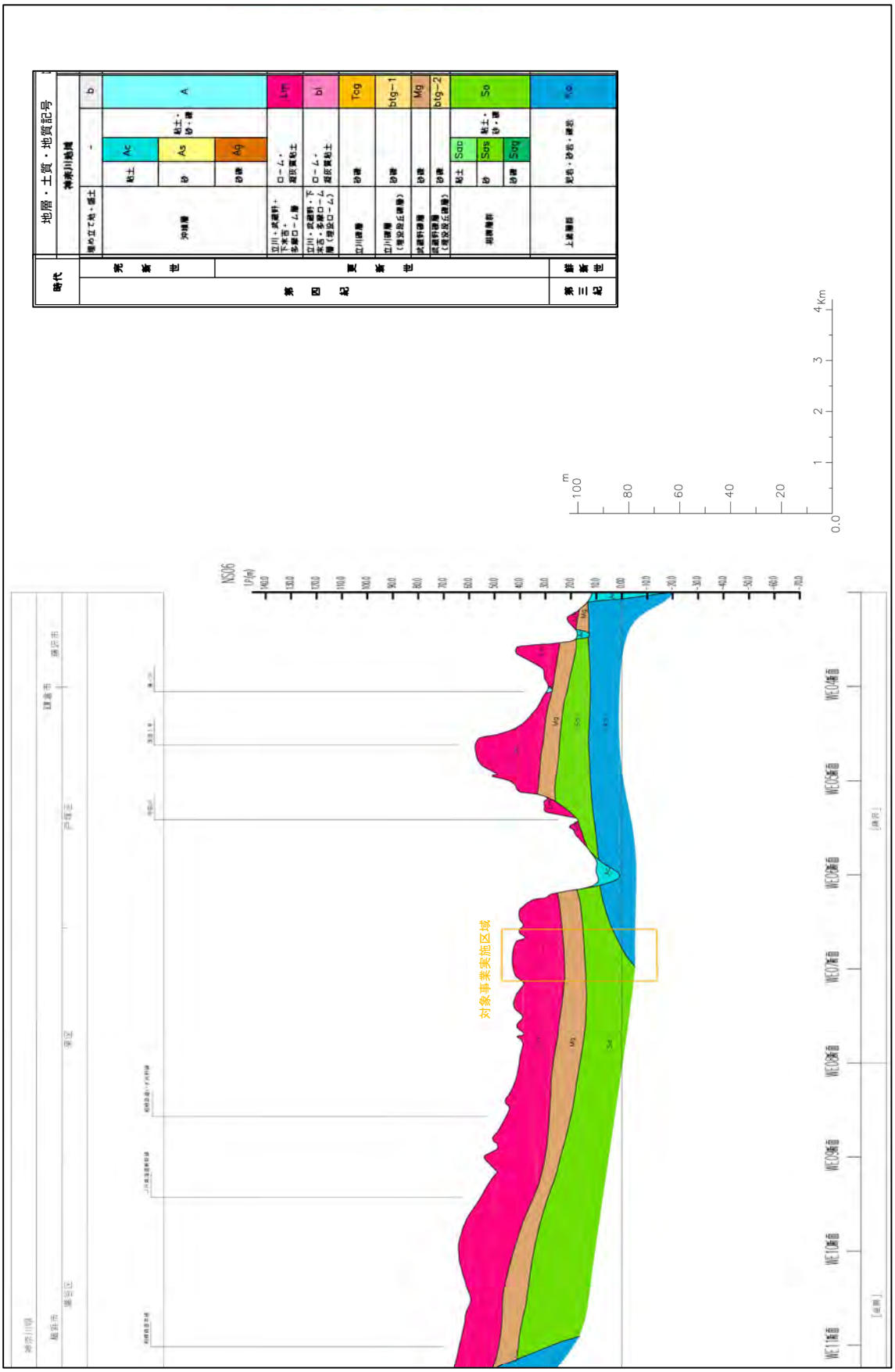
イ 地質及び地下水の状況

「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」（P.3-3～P.3-8）に示したとおり、対象事業実施区域（公園）の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。対象事業実施区域（墓園）の地質は、大部分が火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されており、一部に埋め立て土が分布しています。

また、図 6.10.3 及び図 6.10.4 に示す土地分類基本調査（垂直調査）によると、対象事業実施区域周辺の地質は、上位よりローム・凝灰質粘土（Lm）、砂礫（Mg）、粘土・砂・礫（Sa）が分布していると考えられます。

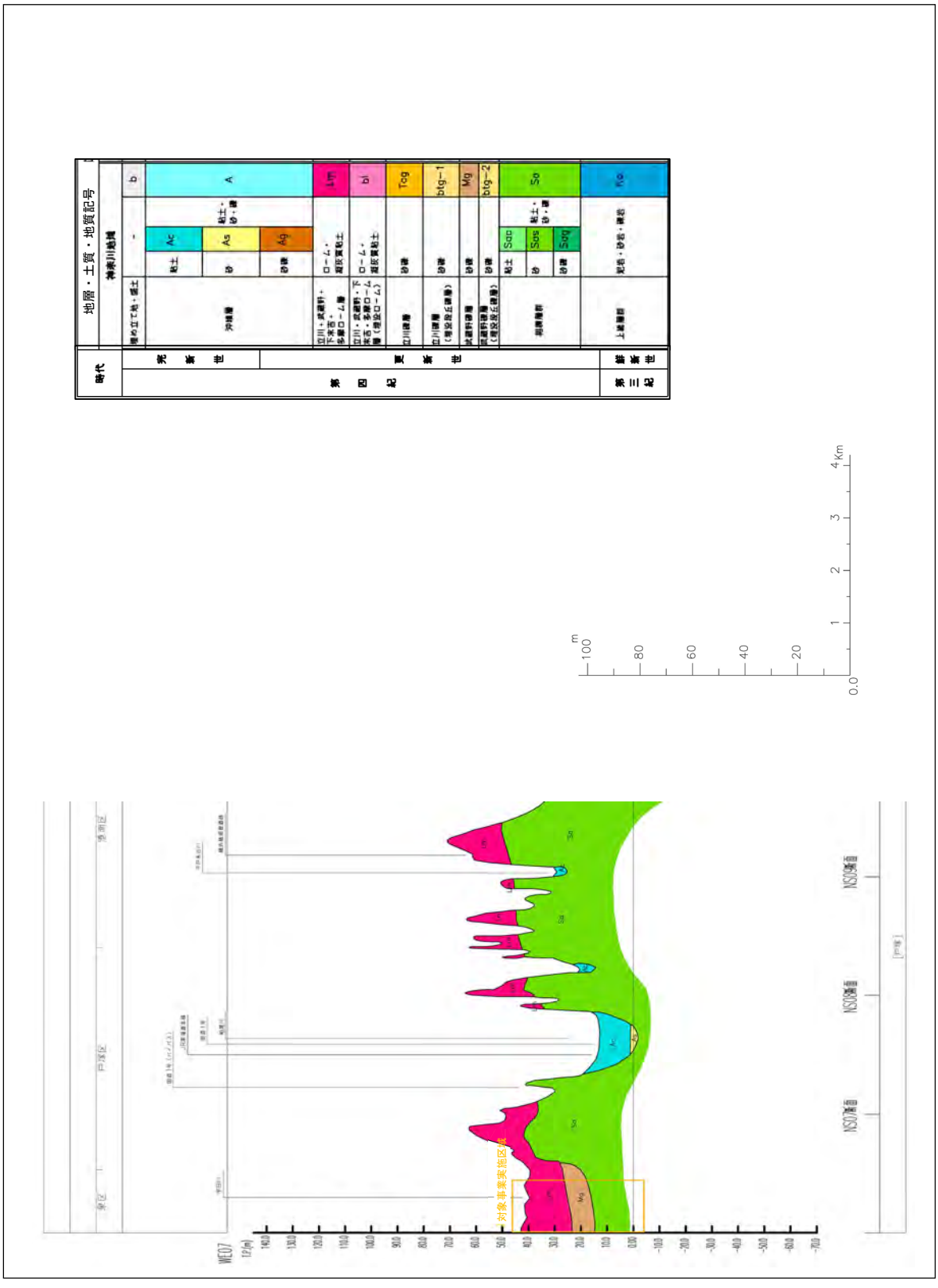
また、「国土地盤情報データベース」（一般財団法人国土地盤情報センターホームページ、令和７年３月調べ）によると、調査年は不明ですが、対象事業実施区域及びその周辺において、表 6.10.5 に示した地点でボーリング調査が実施されています。この既存ボーリング調査結果によると、対象事業実施区域及びその周辺の地質は、盛土・埋土層、ローム層、シルト層等からなります。地下水位は、地表面から 0.85～7.4mの深さで観測されています。

また、事業者が令和元年度、令和２年度及び令和４年度に行ったボーリング調査の結果、対象事業実施区域の地層は図 6.10.6（1）～（2）に示すとおりとなっています。



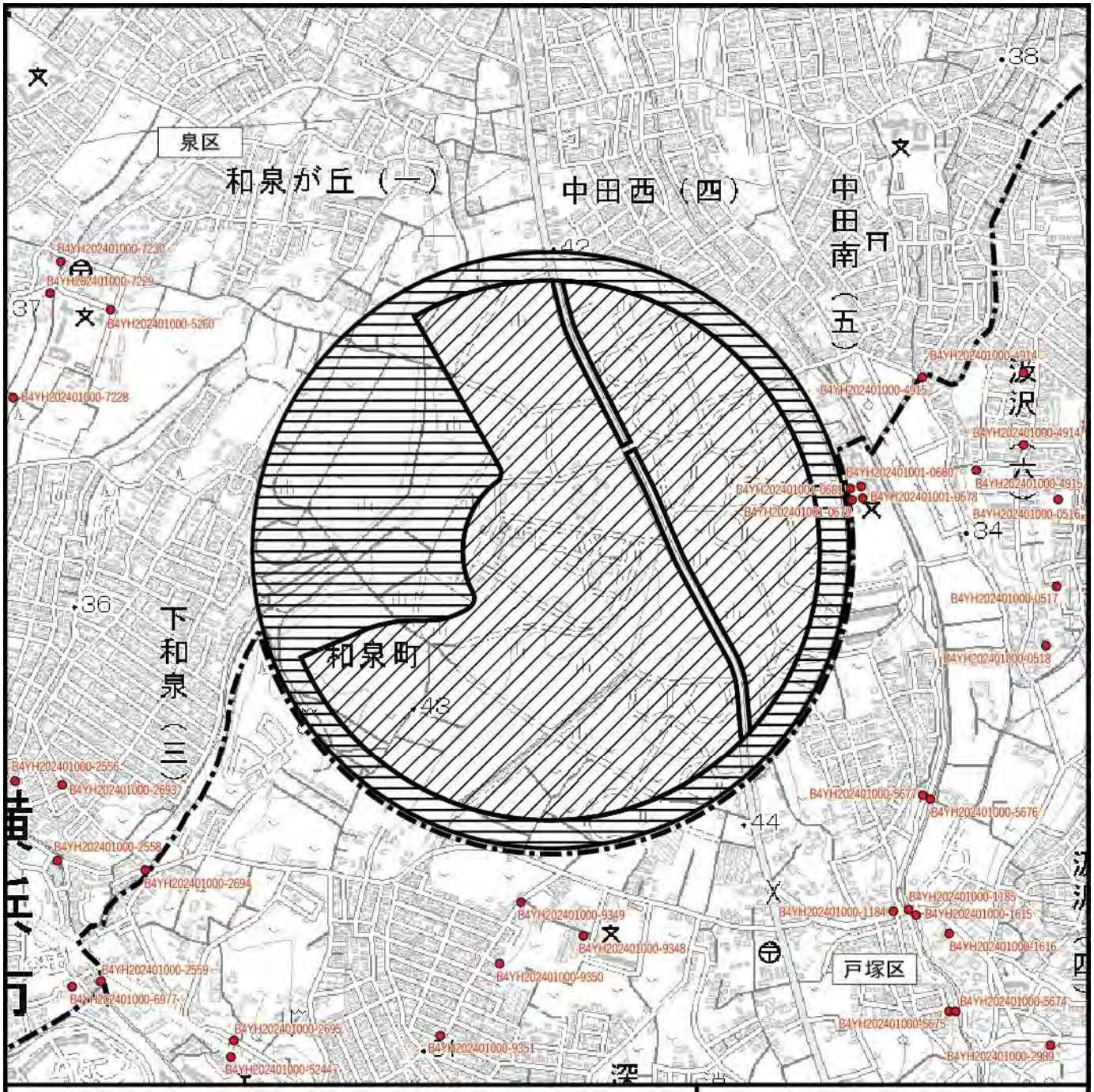
資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

図 6.10.3　対象事業実施区域付近の土地分類基本調査（垂直調査）の内容（南北断面）



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

図 6.10.4　対象事業実施区域付近の土地分類基本調査（垂直調査）の内容（東西断面）



凡　例

▨：対象事業実施区域（公園）

▤：対象事業実施区域（墓園）

-·-·-：区　境

●：ボーリング地点

N

0　100　200　400 m

1:10,000

資料：「国土地盤情報データベース」
（一般財団法人国土地盤情報センターホームページ、令和７年３月調べ）

図 6.10.5　対象事業実施区域周辺の既存ボーリング調査地点

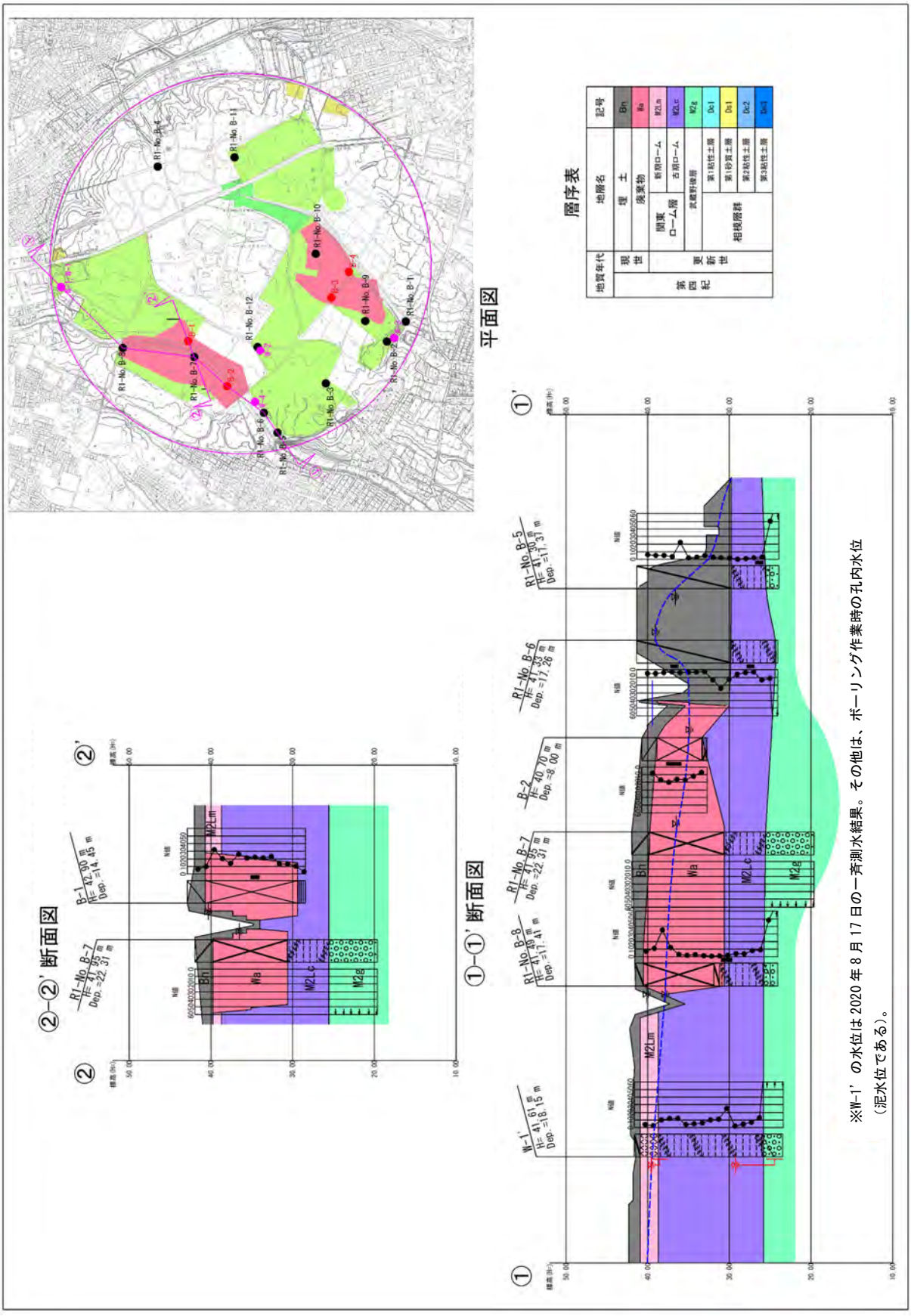


図 6.10.6（1）　対象事業実施区域のボーリング調査結果

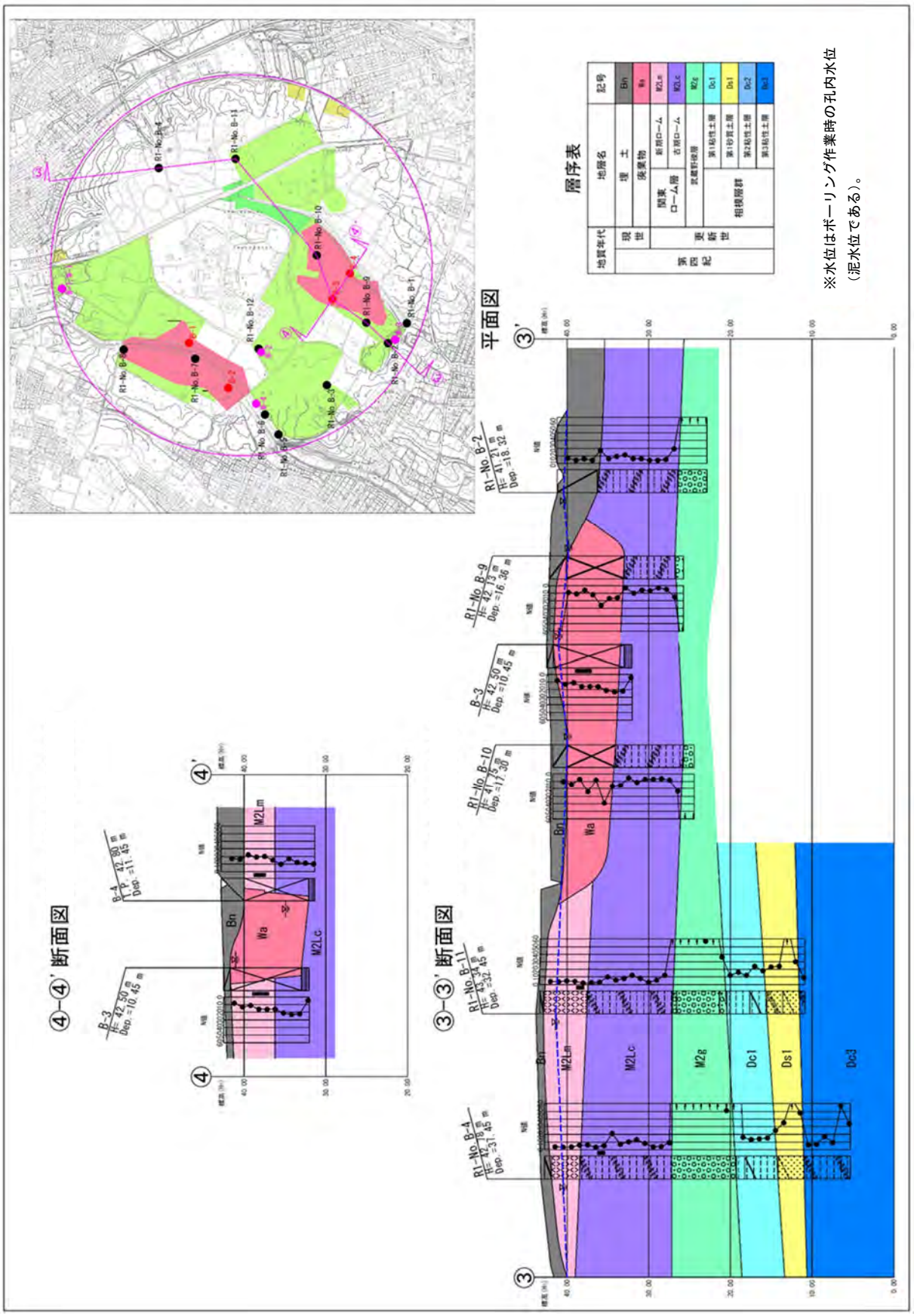


図 6.10.6（2）　対象事業実施区域のボーリング調査結果

ウ 関係法令、計画等

(ｱ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第 137 号、昭和 45 年 12 月)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じる恐れがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務付けられています。

(ｲ) 「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

(環廃対 050606001 号　環廃産 050606001 号、平成 17 年６月)

このガイドラインでは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にあたって、施行方法の基準に沿った事前調査、施工及びモニタリング等の内容が示されています。

(ｳ) 「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」(環保廃第 277 号、平成６年９月)

この要綱は、市内最終処分場の土地利用行為に伴う生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止することを目的としています。

この要綱では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される土地の形質変更の着手前の届出に加え、土地の形質変更の実施状況を確認するため、その完了についての報告書の提出を求めています。また、指定区域ではない市内の最終処分場跡地（埋立処分終了後、廃止前の最終処分場を含む）についても、同様に届出書の提出を求めています。

要綱に規定する施行方法及び添付書類等は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠しています。

(ｴ) 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

地盤沈下に関しては、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を整理した「環境の保全及び創造に向けた基本的事項」のなかで、配慮すべき内容が表 6.10.6 のとおり示されています。

表 6.10.6　環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容
安心して快適に生活できる生活環境の保全	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮

(オ)「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年３月)

このガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である環境管理計画の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

地盤環境の保全については、2025 年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」として、以下のとおり定められています。

・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている。
・地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている。
・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない。

2) 環境保全目標の設定

地盤に係る環境保全目標は、表 6.10.7 に示すとおり設定しました。

表 6.10.7 環境保全目標（地盤）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。

3) 予測

(1) 工事の実施に伴う地盤の変化

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴う地盤の変化としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した地質及び地下水の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 地質及び地下水の状況

産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層は平均 N 値が 15 であり、また正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず圧密時間が比較的短いと推測されます。

また、対象事業実施区域における地層では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約１～６ｍ、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２ｍ～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m 以深に存在しています。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地においては、M2Lc 層の上に廃棄物層及び地下水が存在しています。

イ 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。また、西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地周辺における雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（図 6.10.6（p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

「第６章　6.3 水循環」(p.6.3-15) において予測したとおり、切土工事による帯水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。

以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した地質及び地下水の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 地質及び地下水の状況

産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層は平均N値が 15 であり、また正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず圧密時間が比較的短いと推測されます。

また、対象事業実施区域における地層では、第１帯水層（M2Lm 層）が地表面下約１～６ｍ、不透水層（M2Lc 層）が地表面下約２ｍ～約 15m、第２帯水層（M2g 層）が地表面下約 15m 以深に存在しています。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地においては、M2Lc 層の上に廃棄物層及び地下水が存在しています。

イ 施設利用

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域内にトイレ及び公園管理や活動の拠点となる施設を整備する計画となっています。これらの施設は全て、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用する計画です。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地周辺では雨水調整池を設置する予定です。また、産業廃棄物最終処分場跡地からは離れていますが、公園橋を設置し、基礎杭を支持層となる地層（図 6.10.6（p.6.10-12～p.6.10-13）に示した M2g 層）まで設置します。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を建築せず、野球場、緑地及び駐車場等を配置する計画です。

⑥ 予測結果

「第６章　6.3 水循環」(p.6.3-17) において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う地盤の変化、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化の影響を最小限に留めるため、表 6.10.8 に示す内容を実施します。

表 6.10.8　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。 ・今後、更なるボーリング調査の実施可能な時点で追加調査を実施し、対象事業実施区域内の詳細な地盤、地質の状況のほか、液状化の可能性についても把握し、設計に反映させていきます。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。 ・施設利用にあたり地下水は揚水しません。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う地盤の変化

「第６章　6.3 水循環」(p.6.3-15) において予測したとおり、切土工事による帯水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、その量は最大２m程度（河川（水路）の範囲を除く）であり、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。

以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

また、工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、適切な施工管理を行います。さらに、工事実施前にはボーリング調査を追加実施し、結果は設計に反映していきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事前・工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化

「第６章　6.3 水循環」(p.6.3-17) において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、その量は最大２m程度（河川（水路）の範囲を除く）であり、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

また、地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。

6.11　悪臭

6.11 悪臭

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、悪臭に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の悪臭の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する悪臭】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・臭気指数はいずれの調査日も 10 未満でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺地域は、事業所等が立地していますが、特に強い悪臭を発生させる施設等はありません。	p. 6. 11-6～ p. 6. 11-10
環境保全目標	・産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。	p. 6. 11-11
予測結果の概要	・造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。そのため、悪臭は発生しないと予測します。	p. 6. 11-12
環境の保全のための措置	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、悪臭のモニタリングを実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。	p. 6. 11-14
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 11-14

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴い発生する悪臭】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・臭気指数はいずれの調査日も 10 未満でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺地域は、事業所等が立地していますが、特に強い悪臭を発生させる施設等はありません。	p. 6. 11-6～ p. 6. 11-10
環境保全目標	・産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。	p. 6. 11-11
予測結果の概要	・公園橋の基礎杭は、第 2 帯水層まで設置しますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ形質変更時要届出区域外です。 ・形質変更時要届出区域は緑地として造成されます。 ・供用時に産業廃棄物最終処分場跡地地上部の形状の変化はなく、悪臭は発生しないと予測します。	p. 6. 11-13
環境の保全のための措置	・公園及び墓園整備事業では供用時の産業廃棄物最終処分場跡地の形状の変化が無いようにします。	p. 6. 11-14
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 11-14

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1） 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する悪臭について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①悪臭の状況
②気象の状況
③地形、工作物の状況
④土地利用の状況
⑤主要発生源の状況
⑥関係法令、計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.11.1 に示すとおりです。

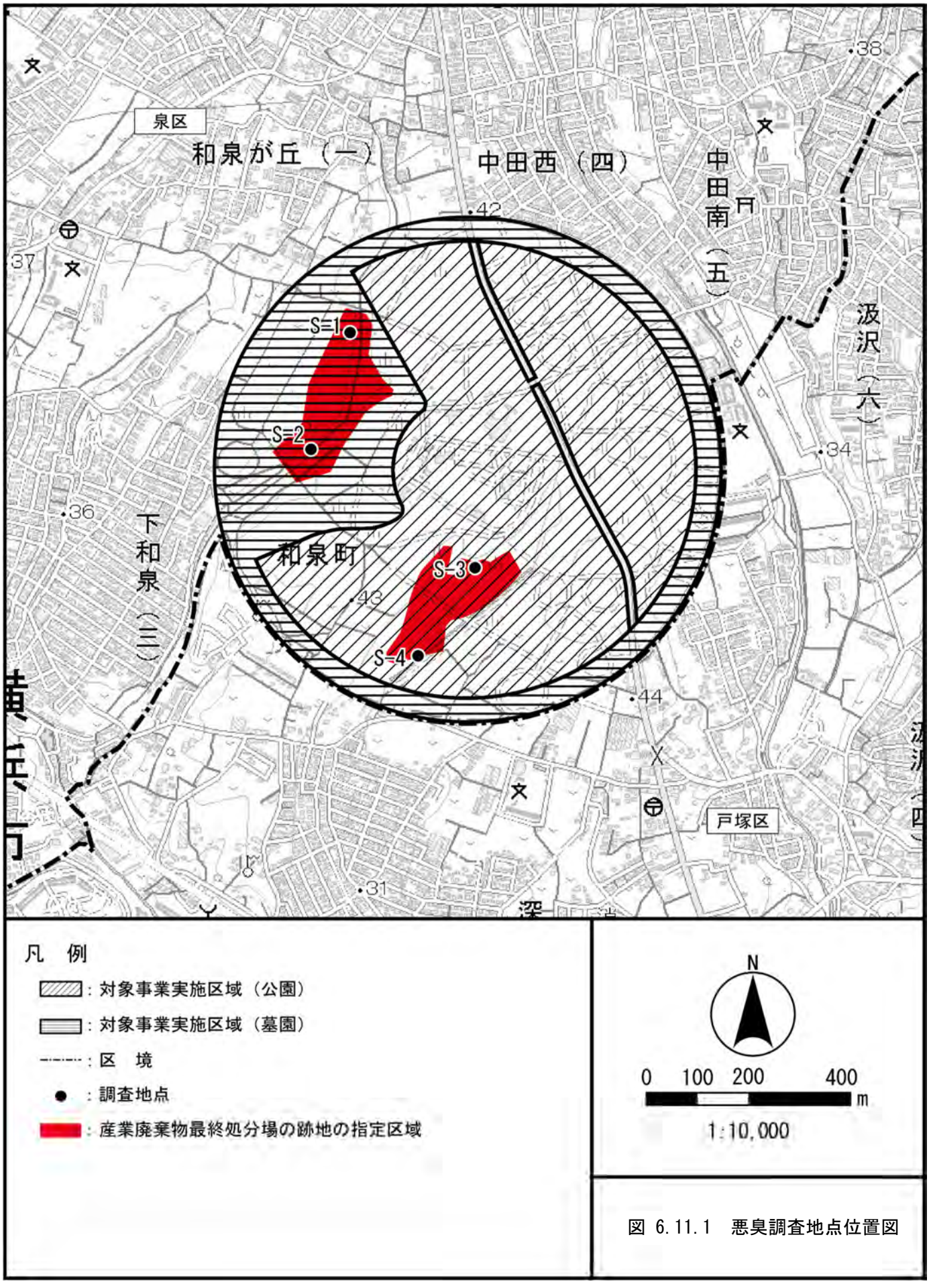


図 6.11.1　悪臭調査地点位置図

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.11.1 に示すとおりです。

表 6.11.1　現地調査実施日

時期	調査実施日
冬季	令和 4 年 3 月 7 日（晴天時） 令和 4 年 3 月 8 日（曇天時）
夏季	令和 4 年 7 月 20 日（晴天時） 令和 4 年 7 月 21 日（曇天時）

④ 調査方法

ア 悪臭の状況

悪臭の状況について、産業廃棄物最終処分場跡地内において大気のサンプリングを行い、臭気指数（臭気濃度）を調査しました。

イ 気象の状況

気象の状況の調査方法は、「第６章　6.5 大気質」（p.6.5-8）に示すとおりです。

ウ 地形、工作物の状況

地形、工作物の状況について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

エ 土地利用の状況

土地利用の状況について、土地利用現況図の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

オ 悪臭の主要発生源の状況

悪臭の主要発生源の状況について、工業統計調査結果等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、調査しました。

カ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「悪臭防止法」
・「横浜市環境管理計画」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」

⑤ 調査結果

ア 悪臭の状況

悪臭の状況調査結果は、表 6.11.2 に示すとおりです。

臭気指数はいずれの調査日でも 10 未満でした。

表 6.11.2　調査結果

時期	調査地点	天候	気温 (℃)	湿度 (%)	風向き	風速 (m/s)	臭気指数	基準値 (参考)
冬季	S-1	晴れ	16.4	22	南	2.8	10 未満	13
		曇	7.5	70	北	2.5	10 未満	13
	S-2	晴れ	16.3	22	南	1.4	10 未満	13
		曇	7.3	72	北北西	2.9	10 未満	13
	S-3	晴れ	15.1	25	南西	2.8	10 未満	13
		曇	7.5	70	北北東	2.4	10 未満	13
	S-4	晴れ	15.6	23	南西	1.7	10 未満	13
		曇	7.3	73	北	2.0	10 未満	13
夏季	S-1	晴れ	32.8	68	南西	2.7	10 未満	13
		曇	31.0	76	南南西	2.6	10 未満	13
	S-2	晴れ	33.2	69	南南西	1.8	10 未満	13
		曇	30.5	74	南西	3.4	10 未満	13
	S-3	晴れ	33.8	68	南南西	2.1	10 未満	13
		曇	30.2	78	南南東	3.2	10 未満	13
	S-4	晴れ	35.9	70	南西	1.2	10 未満	13
		曇	29.8	75	南西	2.0	10 未満	13

※　表中の濃度について「未満」は定量下限値未満であることを示します。

イ 気象の状況

気象の状況の調査結果は「第６章　6.5 大気質」(p.6.5-12～p.6.5-15) に示すとおりです。

ウ 地形、工作物の状況

対象事業実施区域の地形は、「第３章　3.2.2 地形、地質、地盤の状況」(p.3-3～p.3-5) に示したとおり、対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第１集（新装版）-危機にある地形-」(小泉武栄・青木賢人編、2000 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック第２集-保存すべき地形-」（小泉武栄・青木賢人編、2002 年３月）の保存すべき地形はありません。

エ 土地利用の状況

対象事業実施区域の用途地域は、「第３章　3.2.6 土地利用の状況」（p.3-47～p.3-48）に示したとおり、市街化調整区域となっています。

対象事業実施区域周辺は主に住居系の用途地域となっており、第１種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、市街化調整区域に指定されています。

オ 主要発生源の状況

泉区内における産業中分類別の事業所数（製造業）は表 6.11.3 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺地域は、事業所等が立地していますが、特に強い悪臭を発生させる施設等はありません。

表 6.11.3　主要発生源の状況（産業中分類別の事業所数（従業員 4 人以上））

産業中分類	事業所数	産業中分類	事業所数
食料	4	窯業	2
飲料	－	鉄鋼	－
繊維	4	非鉄	－
木材	－	金属製品	7
家具	3	はん用機器	2
紙製品	－	生産用機器	12
印刷	2	業務用機器	1
化学	1	電子部品	7
石油	1	電気機器	5
プラスチック	8	情報機器	2
ゴム	－	輸送機	5
なめし革	－	その他	2
総数			68

資料：「2020 年工業統計調査」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

カ 関係法令、計画等

(ｱ) 「悪臭防止法」（法律第 91 号、昭和 46 年６月）

この法律は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律では、規制地域及び規制基準が定められていますが、対象事業実施区域は規制地域に該当しません。規制の対象は規制地域内にある全ての工場・その他の事業場となっており、敷地境界線、排出口、排出水について規制基準が定められています。このうち、敷地境界線における基準は表 6.11.4 に示すとおりです。

表 6.11.4　敷地境界線における規制基準（悪臭防止法）

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

(ｲ) 「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局、平成 27 年１月）

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

大気環境目標は「市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている」ことであり、その達成のための指標として「市民が日常生活において不快を感じない」ことが示されています。

(ｳ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市、平成 14 年 12 月）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準は表 6.11.5 に示すとおりです。これらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭に関する評価方法は、表 6.11.6 に示すとおりです。対象事業実施区域は、市街化調整区域のため、表 6.11.6 に示す悪臭に関する評価方法に基づき、敷地境界線における臭気指数 13 を基準値（参考）として設定しました。

表 6.11.5 悪臭に関する規制基準（条例）

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

備考 事業者がこれらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭の発生に関する評価方法は、みどり環境局長が定める。

表 6.11.6　悪臭に関する評価方法（条例）

事業所の臭気排出口及び敷地境界線における悪臭の指導指針値Ｘは、臭気指数で表示するものとし、次式により算出した値とする。

Ｘ＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ

Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ値は以下の通りとする。

				臭気排出口	敷地境界線
Ａ値	基準の基礎となる数値			20	10
Ｂ値	事業所立地地域	甲地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0
		乙地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整地域	3	3
		丙地域	工業地域 工業専用地域	5	5
Ｃ値	排出口の高さ	8ｍ未満		0	
		8ｍ以上15ｍ未満		2	
		15ｍ以上25ｍ未満		5	
		25ｍ以上		10	
Ｄ値	排出風量	50㎥N／分未満		5	
		50㎥N／分以上200㎥N／分未満		3	
		200㎥N／分以上		0	
Ｅ値	臭気質	一般に不快には感じないと認めるにおい			2
		その他			0

備考　1　測定方法は、悪臭防止法施行規則第１条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成７年９月 13 日環境庁告示第 63 号）のとおりとする。

2　臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。

3　乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合のＢ値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。

4　甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合のＢ値は、乙地域の数値とする。

5　Ｅ値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。

6　臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を 10 倍にしたものである。

Ｘ＝10 log(臭気濃度)

2) 環境保全目標の設定

悪臭に係る環境保全目標は、表 6.11.7 に示すとおり設定しました。

表 6.11.7　環境保全目標（悪臭）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等に伴い発生する悪臭

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴い発生する悪臭、特に臭気の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の地上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事に起因する影響が最大となる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した悪臭の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容　図 2.3.6」(p.2-16）に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地における切土の深さは１ｍ以下となる計画であり、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。形質変更時要届出区域においては、切土及び盛土工事を行います。

また、雨水調整池を５か所に設置し、対象事業実施区域内西側のその他河川及び東側側溝に流下する雨水調整池等を設置する計画としています。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤　図 6.10.6」(p.6.10-12 及び p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

イ 汚染土壌の処理方法

形質変更時要届出区域においては、土壌含有量基準不適合地点は表層及び深度１ｍで確認されており、一部の区画で切土工事を行う計画ですが、掘削や発生土の搬出を行う際は、土壌汚染対策法に基づき汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を講じます。なお、土壌溶出量基準不適合地点は深度６ｍで確認されていますが、該当区画では盛土工事を行います。

形質変更時要届出区域に対し掘削や土壌の搬出を行う際は土壌汚染対策法に基づき適切に対処します。

⑥ 予測結果

造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。そのため、悪臭は発生しないと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴い発生する悪臭

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴い発生する悪臭、特に臭気の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の地上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態となる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した悪臭の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3　都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25) に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容　図 2.3.6」(p.2-16) に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地における切土の深さは１ｍ以下となる計画であり、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。形質変更時要届出区域においては、切土及び盛土工事を行います。

また、雨水調整池を５か所に設置し、対象事業実施区域内西側のその他河川及び東側側溝に流下する雨水調整池等を設置する計画としています。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤　図 6.10.6」(p.6.10-12 及び p.6.10-13) に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

公園橋の基礎杭は、第２帯水層まで設置しますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ形質変更時要届出区域外です。また、形質変更時要届出区域は緑地として造成されます。そのため、供用時に産業廃棄物最終処分場跡地地上部の形状の変化はなく、悪臭は発生しないと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、悪臭の影響を最小限に留めるため、表 6.11.8 に示す内容を実施します。

表 6.11.8 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、悪臭のモニタリングを実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・公園及び墓園整備事業では供用時の産業廃棄物最終処分場跡地の形状の変化が無いようにします。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴い発生する悪臭

造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないため、悪臭は発生しないと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴い発生する悪臭

公園及び墓園整備事業では、供用時に産業廃棄物最終処分場跡地の地上部の形状の変化はなく悪臭は発生しないと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。

6.12　安全

6.12 安全

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、安全に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の安全の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物漏洩）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・火災・爆発において、G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正の値を示しています。 ・有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。地下水の水質測定の結果は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・過去の災害・事故事例では、当該地域では類似事例はありませんでした。	p.6.12-8～ p.6.12-11
環境保全目標	・火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。	p.6.12-11
予測結果の概要	・火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部では建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。 ・有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度でした。また、地下水質は「第 6 章　6.6 水質・底質」（p.6.6-35）と同様に地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。	p.6.12-13
環境の保全のための措置	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことにより、有害物質の拡散を抑制します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。	p.6.12-15
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。	p.6.12-16

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の運用・土地利用の変化に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物漏洩）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・火災・爆発において、G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正の値を示しています。 ・有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。地下水の水質測定の結果は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 ・過去の災害・事故事例では、当該地域では類似事例はありませんでした。	p.6.12-8～ p.6.12-11
環境保全目標	・火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。	p.6.12-11
予測結果の概要	・火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。 ・有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度でした。また、地下水質は「第 6 章　6.6 水質・底質」（p.6.6-37）と同様に地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。	p.6.12-14
環境の保全のための措置	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、適切になるよう見直します。	p.6.12-15
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。	p.6.12-16

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物質漏洩）への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①火災・爆発、有害物漏洩の状況

②過去の被災の状況

③関係法令・計画等

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は火災・爆発の状況は図　6.12.1、有害物漏洩の状況は図　6.12.2 及び図 6.12.3 に示すとおりです。

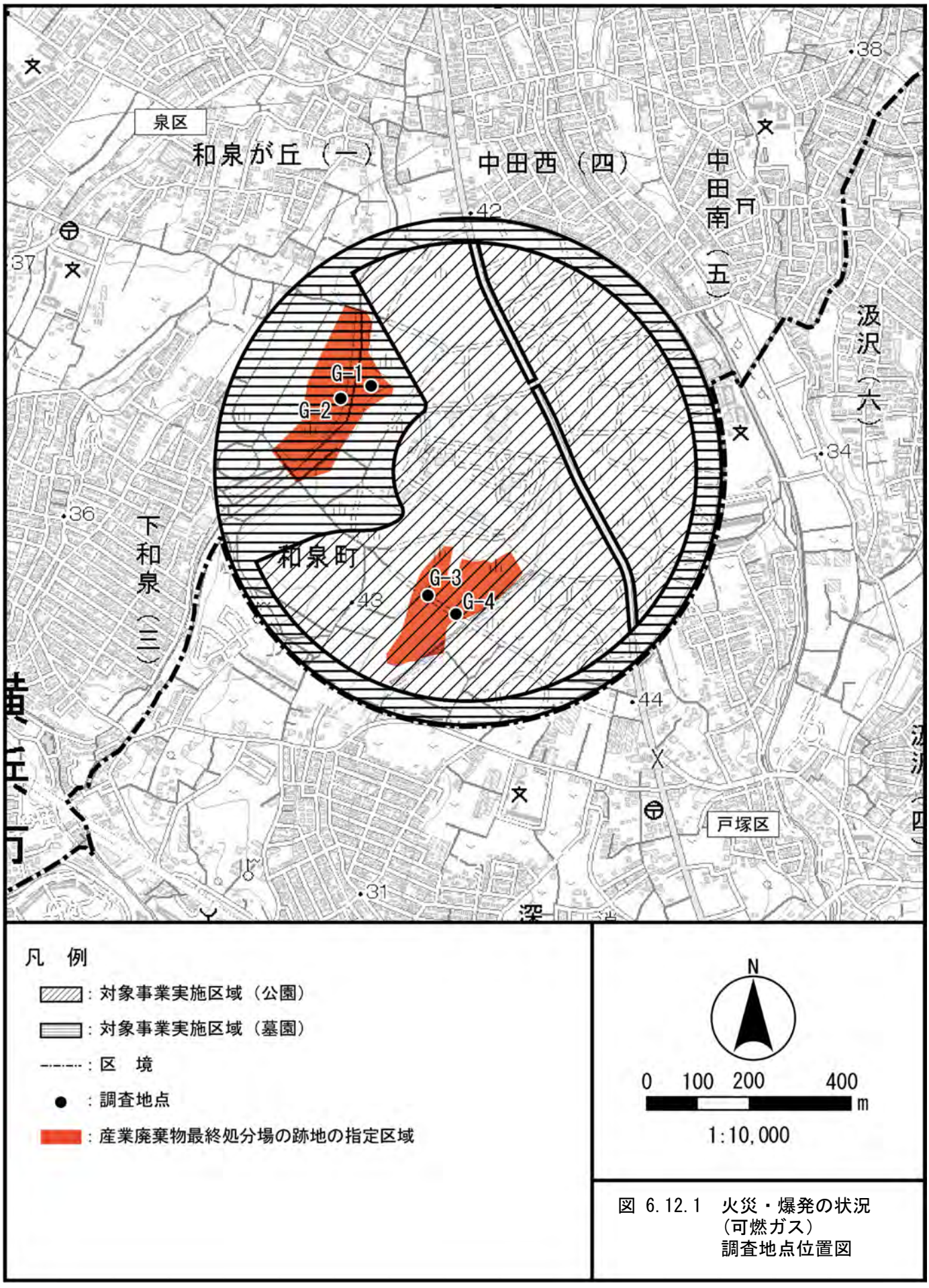
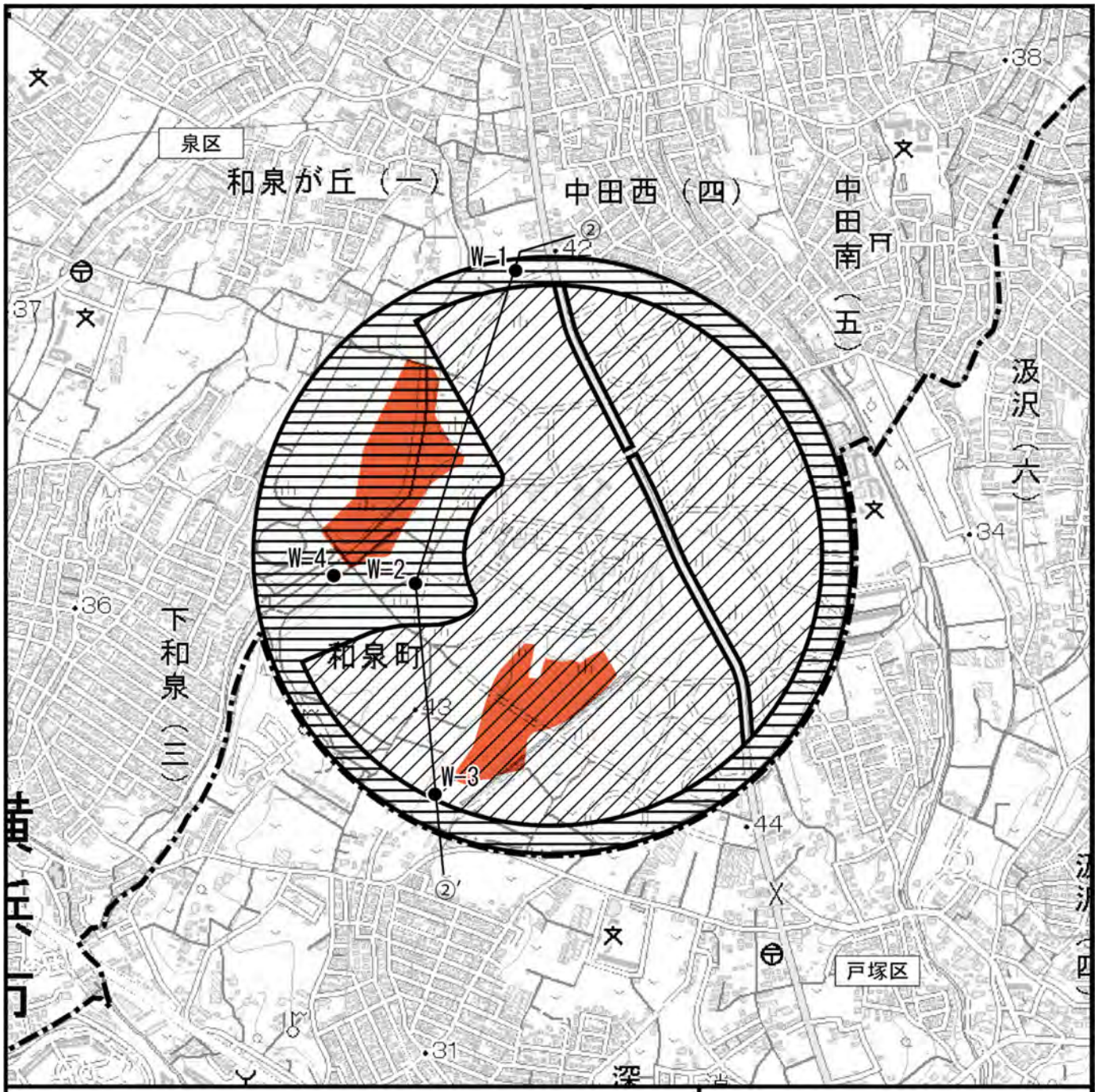


図 6.12.1　火災・爆発の状況（可燃ガス）調査地点位置図



凡　例

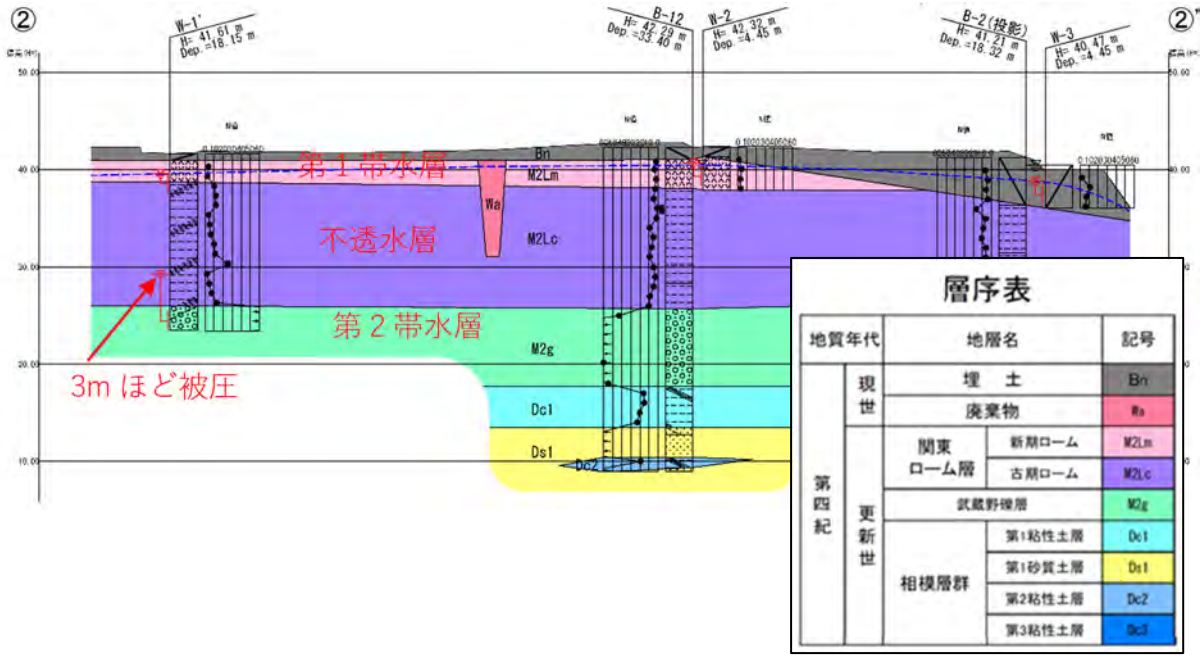
- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ----- : 区　境
- ● : 調査地点
- ■ : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.12.2　有害物漏洩の状況
（地下水位・地下水質）
調査地点位置図



※　W-1 の地下水位は、W-1’の柱状図部分と同様です（位置はほぼ同一）。

図 6.12.3　有害物漏洩の状況（地下水位）地点横断図

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、火災・爆発の状況は表 6.12.1、有害物漏洩の状況は表 6.12.2 に示すとおりです。

表 6.12.1　現地調査実施日（火災・爆発の状況）

時期	調査実施日
冬季	令和 4 年 3 月 14 日（晴天時） 令和 4 年 3 月 23 日（曇天時）
夏季	令和 4 年 7 月 20 日（晴天時） 令和 4 年 7 月 21 日（曇天時）

表 6.12.2　現地調査実施日（有害物漏洩の状況）

	時期	調査期間
地下水位	―	令和 2 年 11 月 24 日～令和 4 年 8 月 31 日
地下水の水質測定	冬季	令和 4 年 3 月 7 日～令和 4 年 3 月 10 日
	夏季	令和 4 年 7 月 20 日～令和 4 年 7 月 25 日

④ 調査方法

ア 火災・爆発、有害物漏洩の状況

(ｱ) 火災・爆発の状況

火災・爆発の状況について、産業廃棄物最終処分場跡地内において土壌ガスを採取し、可燃性ガスの測定を行いました。測定の対象とする項目は、表 6.12.3 に示すとおりです。

表 6.12.3　可燃性ガス分析項目

分析項目		分析方法
1	メタン	ガスクロマトグラフ分析法
2	硫化水素	
3	一酸化炭素※	
4	二酸化炭素	
5	酸素	

※　一酸化炭素の測定については、参考値として検知管測定も行いました。

(ｲ) 有害物漏洩の状況

有害物漏洩の状況について、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地下水の状況について把握するため、地下水位の測定と地下水の水質測定を行いました。地下水位の測定は、自記水位計により、連続データを取得しました。地下水の水質測定の調査方法は、「第６章　6.6 水質・底質」(p.6.6-11) に示すとおりです。

イ 過去の被災の状況

過去の被災の状況については、産業廃棄物最終処分場跡地の火災、爆発、有害物漏洩に関する災害事故事例をホームページで検索し、収集・整理しました。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「労働安全衛生法」
・「土壌汚染対策法」
・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
・「横浜市防災計画」
・「横浜市環境管理計画」
・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

⑤ 調査結果

ア 火災・爆発、有害物漏洩の状況

(ｱ) 火災・爆発の状況

可燃性ガス調査結果一覧は、表 6.12.4 に示すとおりです。G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正（酸素のみ参考値以上が適正）の値を示しています。G-4 は、冬季調査では晴天時のメタンで、夏季調査ではメタン及び二酸化炭素で参考値より高い値を示しています。また、夏季調査では酸素が参考値より低い値を示しています。

表 6.12.4　調査結果（火災・爆発の状況）

〈晴天時〉

試料名 / 時期 / 分析項目	G-1		G-2		G-3		G-4		参考値	備考
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査		
メタン	0.2%	0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	2.8%	5.5%	1.5%	
硫化水素	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	10ppm	
一酸化炭素	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	50ppm	
	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	3.0ppm		検知管による
二酸化炭素	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	1.7%	1.5%	
酸素	21%	22%	22%	22%	22%	22%	20%	17%	18%	

〈曇天時〉

試料名 / 時期 / 分析項目	G-1		G-2		G-3		G-4		参考値	備考
	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査	冬季調査	夏季調査		
メタン	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	0.3%	16.0%	1.5%	
硫化水素	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	<0.1ppm	10ppm	
一酸化炭素	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	50ppm	
	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm	<0.5ppm		検知管による
二酸化炭素	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%	6.1%	1.5%	
酸素	21%	22%	22%	22%	22%	22%	20%	5.4%	18%	

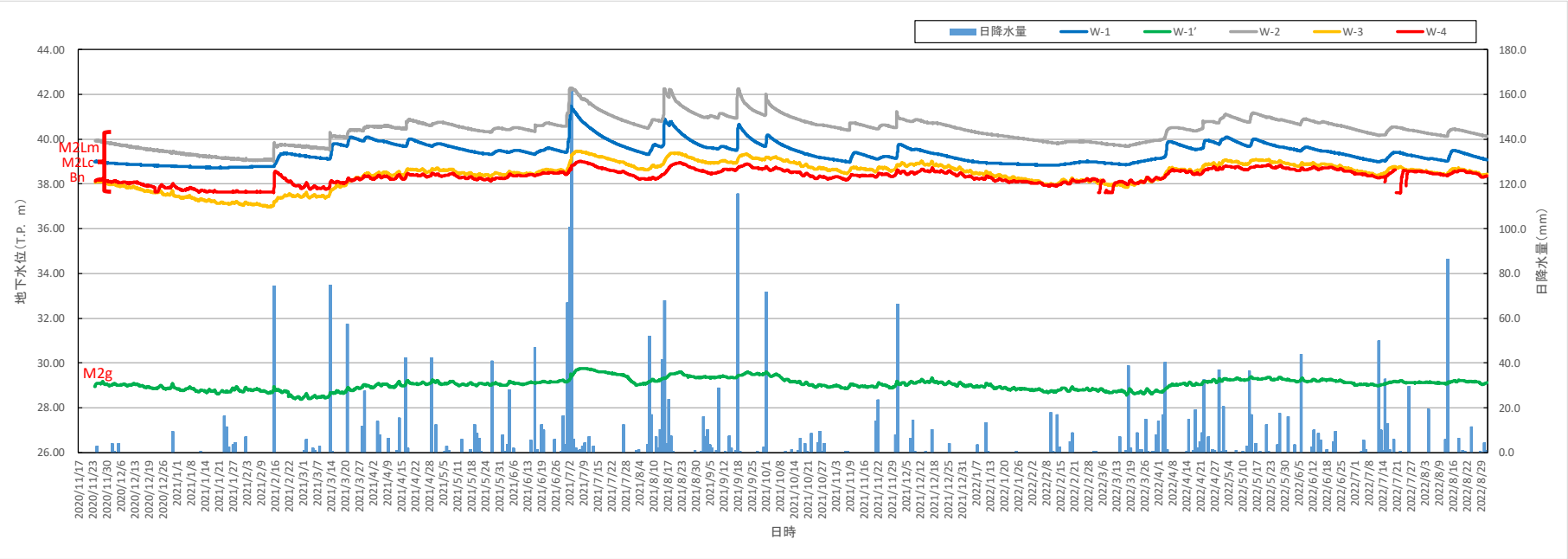
※1　一酸化炭素以外の項目は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（環廃対 050606001 号、環廃産 050606001 号、平成 17 年）に示す値を参考値としました。

※2　一酸化炭素については、「事務所衛生基準規則」（労働省令第 43 号、昭和 47 年）及び「一酸化炭素による労働災害の防止について」（基安化発 0722 第 2 号、平成 23 年）を基に参考値を設定しました。

(ｲ) 有害物漏洩の状況

地下水位の測定結果は、図 6.12.4 に示すとおりです。地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。

地下水の水質測定の結果は、「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-16～p.6.6-17）に示すとおりです。



※1　令和 4 年 3 月 4 日～11 日及び 7 月 15 日～22 日の W-4 の地下水位の低下は、パージ、採水による水位低下からの回復が遅いため生じています。
※2　M2Lm：第 1 帯水層、W2Lc：不透水層、M2g：第 2 帯水層を示しています。

図 6.12.4　調査結果（有害物漏洩の状況（地下水位の測定））

イ 過去の被災の状況

関係機関のホームページを調査しましたが、当該地域では類似事例はありませんでした。

ウ 関係法令、計画等

(ｱ)「労働安全衛生法」(法律第 57 号、昭和 47 年 10 月)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としており、事業者は、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の選任や教育により、安全衛生管理体制を構築することや、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが義務付けられています。

(ｲ)「土壌汚染対策法」(法律第 53 号、平成 14 年５月)

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするものです。

(ｳ)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 17 号、平成７年３月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

この条例では、事業者は事業活動を行うにあたり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ化学物質の適正な管理に努めなければならないとされています。

(ｴ)「横浜市防災計画」(横浜市防災会議、令和６年４月)

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画です。横浜市域における災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び防災関係機関等が必要な体制を確立し、その責任及び果たすべき役割を明確にするとともに、災害に対する予防、応急、復旧・復興その他必要な対策の基本をあらかじめ定めることにより、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保が図られることを目的とされています。

(オ)「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

安全に関しては、表 6.12.5 に示す環境目標を定めています。

表 6.12.5 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(カ)「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

(環廃対 050606001 号 環廃産 050606001 号、平成 17 年６月)

このガイドラインは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関して、指定区域の指定範囲と指定方法、 届出事項、届出が不要な場合の考え方、施行基準等を示しています。

2) 環境保全目標の設定

安全に係る環境保全目標は、表 6.12.6 に示すとおり設定しました。

表 6.12.6 環境保全目標(安全)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等の実施に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。また、有害物漏洩に関する地下水の水質は、「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-34）と同様としました。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容　図 2.3.6」（p.2-16）に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。基準不適合地点（「第６章 6.7 土壌」（p.6.7-6～p.6.7-10））においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。

雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤　図 6.10.6」（p.6.10-12 及び p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部には建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-35）と同様に地下水への有害物質の漏出はないものと考えられることから、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。また、有害物漏洩に関する地下水の水質は、「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-36）と同じです。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容　図 2.3.6」（p.2-16）に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。基準不適合地点（「第６章 6.7 土壌」（p.6.7-6～p.6.7-10））においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。。

一部の駐車場地下には、雨水調整池を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第６章　6.10 地盤　図 6.10.6」（p.6.10-12 及び p.6.10-13）に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-37）と同様に圧力による有害物質の漏洩は無いと考えられ、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、安全の影響を最小限に留めるため、表 6.12.7 に示す内容を実施します。

表 6.12.7 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことにより、有害物質の拡散を抑制します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、適切になるよう見直します。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部ではガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-35）と同様に工事中の水質に影響を与える物質の濃度が大きく変化をすることはないと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。

なお、市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定し、工事中において、継続的にモニタリング調査を実施していく予定です。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部ではガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第６章　6.6 水質・底質」（p.6.6-37）と同様に、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。

なお、市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定し、供用時において、継続的にモニタリング調査を実施していく予定です。

6.13　地域社会

6.13 地域社会

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が、周辺の主要道路等での交通流や歩行者の安全に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の自動車及び歩行者に対する影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事用車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・調査を実施した 5 交差点の 12 時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では調査地点No.5（深谷）の C 断面で 17,557 台/12h、次いで調査地点No..1（立場）の D 断面で 16,655 台/12h でした。休日では調査地点No.5（深谷）の C 断面で 15,352 台/12h、次いで調査地点No.1（立場）の D 断面で 14,339 台/12h でした。また、混雑期は調査地点No.5（深谷）の C 断面で 16,079 台/12h、次いで調査地点No.1（立場）の D 断面で 15,918 台/12h でした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、調査地点No.1（立場）、調査地点No..5（深谷）で平日、休日及び混雑期とも、1 時間当たり 2,000 台を超える台数が流入していました。 ・各交差点流入車線の車線混雑度を見ると、平日の調査地点No.1（立場）の A 断面と C 断面、調査地点No.5（深谷）の A 断面の左直車線は 1.000 を上回りました。	p. 6. 13-12～ p. 6. 13-36
環境保全目標	・交通混雑：周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 ・交通安全：歩行者等の安全な通行が確保されること。	p. 6. 13-36
予測結果の概要	・第 0 期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、No.5（深谷）の 0.791 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、No.1（立場）A 断面の左直車線で 1.146、D 断面の左直車線で 1.121、No.5（深谷）A 断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。 ・第 1 期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、No.5（深谷）の 0.795 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、No.1（立場）A 断面の左直車線で 1.165、D 断面の左直車線で 1.121、No.5（深谷）A 断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。 ・第 2 期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、No.5（深谷）の 0.798 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、No.1（立場）A 断面の左直車線で 1.049、C 断面の左直車線で 1.036、No.5（深谷）の A 断面左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。	p. 6. 13-44～ p. 6. 13-50

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【工事用車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	（続き） ・工事用車両の走行に際し、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。	p. 6. 13-44～ p. 6. 13-50
環境の保全のための措置	・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・周辺道路での路上待機車両が発生しないよう、入退場時間の事前調整及び工事用車両の運転者への指導を徹底します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、対象事業実施区域周辺での路上駐車を防止します。 ・対象事業実施区域周辺において他の事業の工事が実施される場合は、必要に応じて関係者間での情報共有、工事内容の調整等に努めます。 ・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保や必要に応じ誘導員を配置する等、安全に配慮します。 ・公園の一部供用開始後における工事用車両の出入口は、一般車両との交錯を避けた計画とし、安全に配慮します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・周辺に中学校等があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整します。	p. 6. 13-61
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 13-63

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う交通混雑及び交通安全（1）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・調査を実施した 5 交差点の 12 時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では調査地点№5（深谷）の C 断面で 17,557 台/12h、次いで調査地点№.. 1（立場）の D 断面で 16,655 台/12h でした。休日では調査地点№5（深谷）の C 断面で 15,352 台/12h、次いで調査地点№1（立場）の D 断面で 14,339 台/12h でした。また、混雑期は調査地点№5（深谷）の C 断面で 16,079 台/12h、次いで調査地点№1（立場）の D 断面で 15,918 台/12h でした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、調査地点№1（立場）、調査地点№.. 5（深谷）で平日、休日及び混雑期とも、1 時間当たり 2,000 台を超える台数が流入していました。 ・各交差点流入車線の車線混雑度を見ると、平日の調査地点№1（立場）の A 断面と C 断面、調査地点№5（深谷）の A 断面の左直車線は 1.000 を上回りました。	p. 6. 13-12～ p. 6. 13-36
環境保全目標	・交通混雑：周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 ・交通安全：歩行者等の安全な通行が確保されること。	p. 6. 13-36
予測結果の概要	・供用時の将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日、休日とも№5（深谷交差点）の平日 0.788、休日 0.745 であり、いずれの信号交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。ただし、混雑期については、№4（深谷交番前）で 1.076 と限界需要率を上回っており、渋滞の発生が懸念されます。供用時の将来交通量による車線混雑度が高い交差点は、平日では№1（立場）A 断面の左直車線で 1.076、C 断面の左直車線で 1.068、№2（高砂苑バス停）A 断面の左直車線で 1.103、C 断面の左直車線で 1.031、№3（通信隊東側）A 断面の左直車線で 1.029、№5（深谷）A 断面の左直車線で 1.074、休日では№1（立場）A 断面の左直車線で 1.040、C 断面の左直車線で 1.006、№2（高砂苑バス停）A 断面の左直車線で 1.073、C 断面の左直車線で 1.247、№3（通信隊東側）A 断面の左直車線で 1.174、混雑期では№1（立場）A 断面の左直車線で 1.105、C 断面の左直車線で 1.439、№2（高砂苑バス停）A 断面の左直車線で 1.553、C 断面の左直車線で 2.061、№3（通信隊東側）A 断面の左直車線で 1.174、C 断面の左直車線で 1.402、№4（深谷交番前）A 断面の左直車線で 1.248、C 断面の左折・右折車線で 1.232、№5（深谷）C 断面右折車線で 1.076 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。	p. 6. 13-54～ p. 6. 13-60

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う交通混雑及び交通安全（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	（続き） ・来園車両の主な走行ルートである県道 402 号（阿久和鎌倉）は、立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400m南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。深谷交番前から深谷までの区間では、深谷から北側に約 400mの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。 ・外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。 ・来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図ることにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。	p. 6. 13-54～ p. 6. 13-60
環境の保全のための措置	・必要駐車台数を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園及び墓園利用者に対して公共交通機関の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・従業員に対しては、通勤時や業務の移送等において、可能な限り公共交通機関の利用を依頼していきます。 ・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。 ・公園整備事業で整備する駐車場は、横浜市駐車場条例の附置義務に基づく必要台数（隔地駐車場を含む）を確保、墓園整備事業で整備する駐車場は「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく必要台数を確保し、待機車両の発生の抑制に努めます。 ・施設利用者に関しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。 ・敷地内の歩行者の安全確保、バリアフリーについて配慮します。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。	p. 6. 13-62
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 13-64

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う地域社会への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①日常生活圏等の状況

②地域交通の状況

③交通安全の状況

② 調査地域・地点

ア 日常生活圏等の状況

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ 地域交通の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(ｲ) 自動車交通量調査

調査地点は、工事用車両及び来園車両等の走行が想定される信号交差点５箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷）としました。

また、歩行者等の利用が想定される主要な歩道・歩行空間として５箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷）としました。

現地調査地点は、図 6.13.1（1）～（3）に示すとおりです。

ウ 交通安全の状況

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

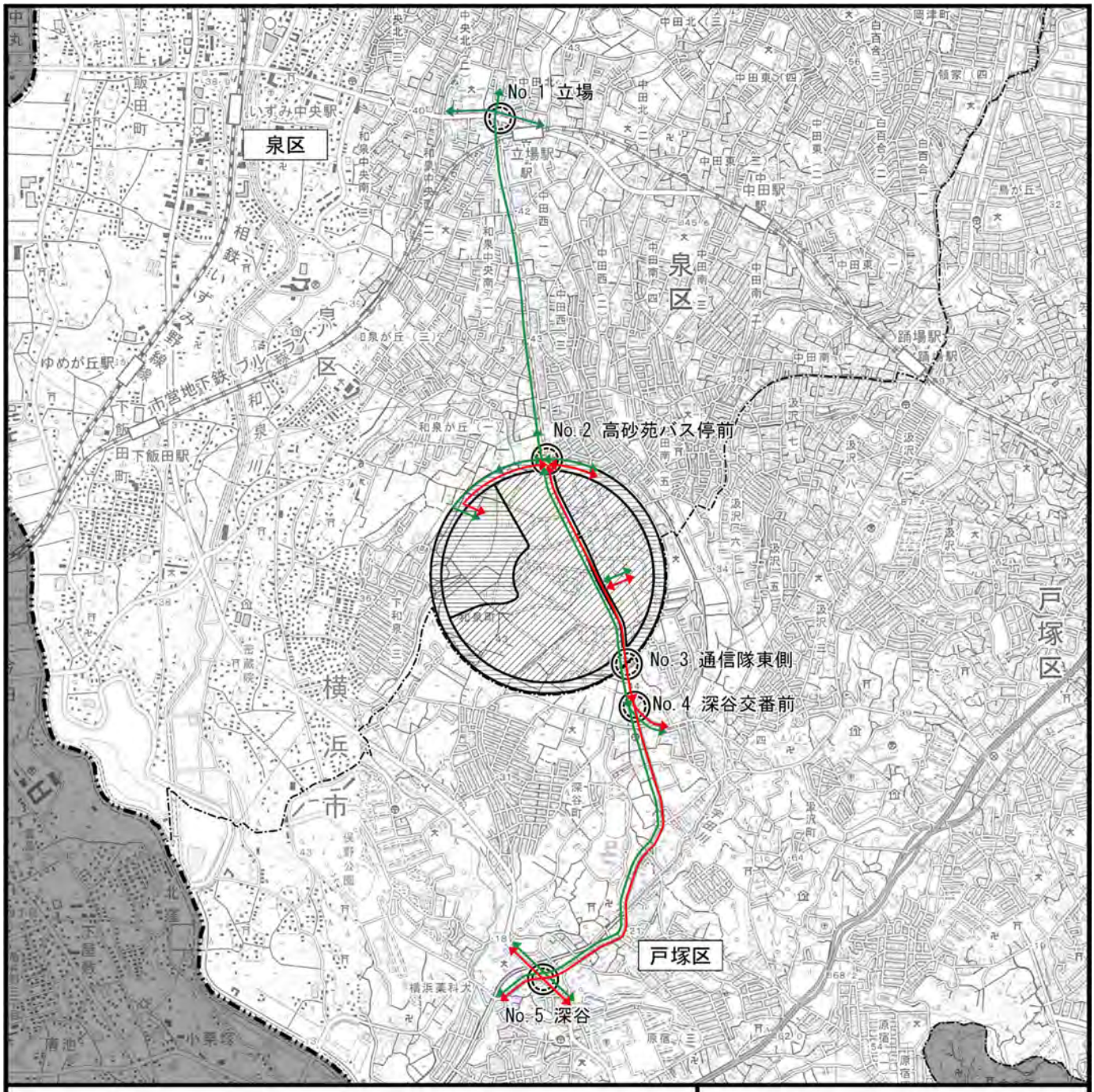


図 6.13.1（1）　交通量調査地点
（工事中第１期）

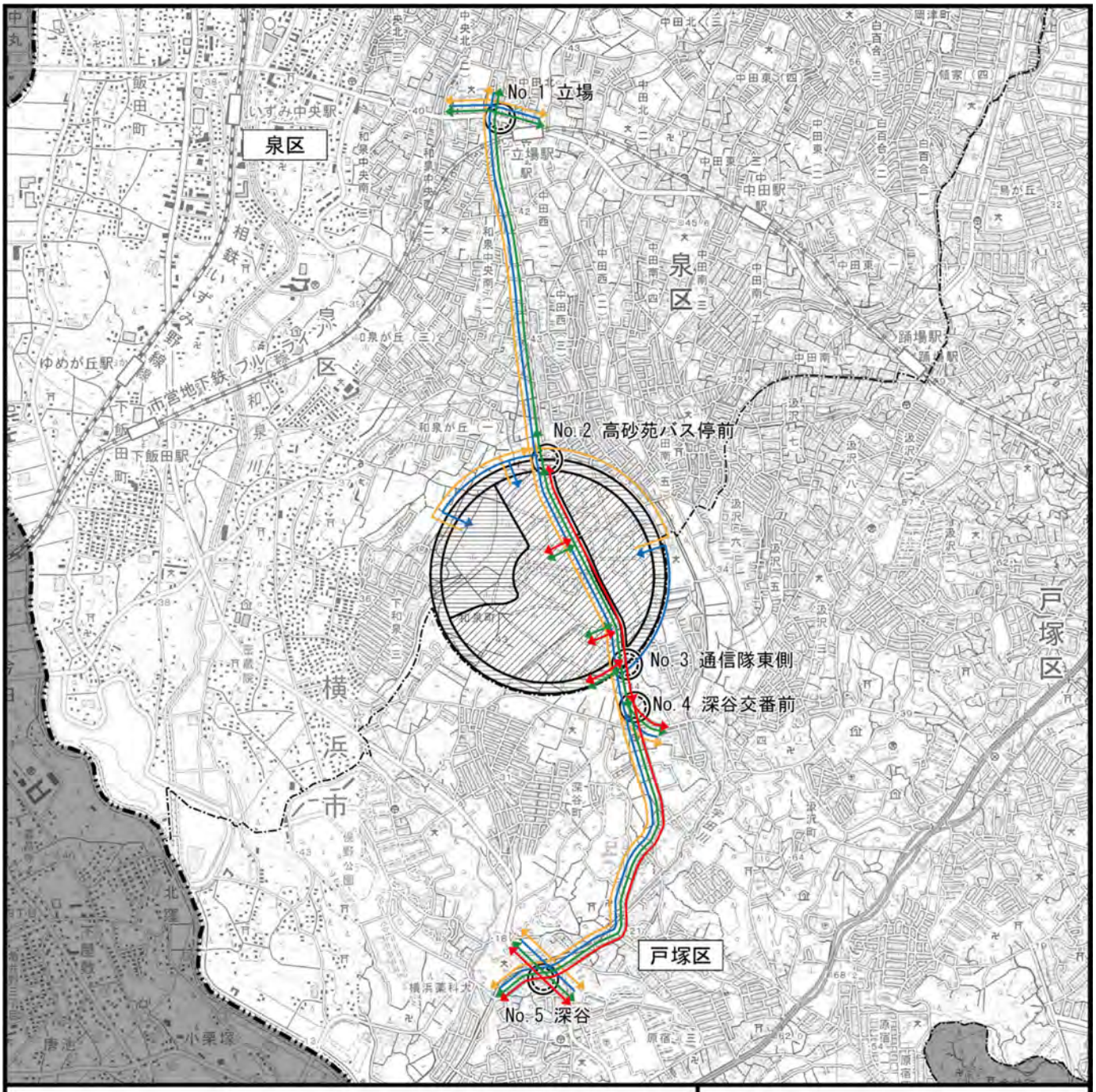


図 6.13.1 (2)　交通量調査地点
（工事中第 2 期～3 期）

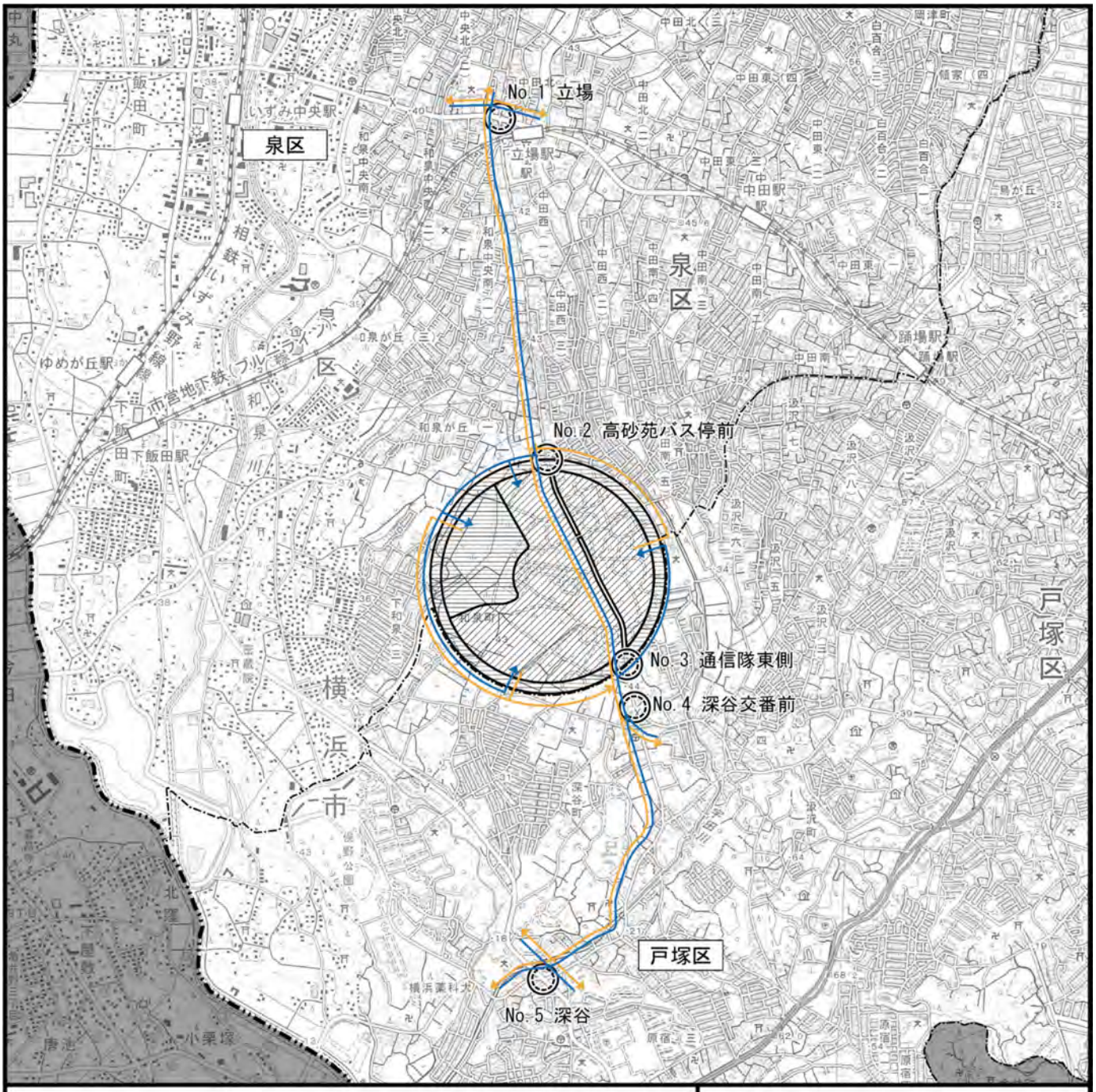


図 6.13.1（3）　交通量調査地点
（供用時）

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.13.1 に示すとおりです。

表 6.13.1　現地調査実施日

調査項目	調査地点	現地調査実施日
自動車交通量調査 歩行者・自転車交通量調査 渋滞長調査 信号現示調査 道路現況調査	No.1～5	混雑期：令和 2 年 9 月 21 日（月・祝）22:00～22 日（火・祝）22:00 平　日：令和 2 年 9 月 2 日（水）22:00～3 日（木）22:00 休　日：令和 2 年 9 月 5 日（土）22:00～6 日（日）22:00
飽和交通流率調査	No.1	平　日：令和 2 年 9 月 3 日（木）9:00～12:00 休　日：令和 2 年 9 月 6 日（日）9:00～12:00
	No.2	平　日：令和 2 年 9 月 3 日（木）16:00～19:00 休　日：令和 2 年 9 月 6 日（日）12:00～15:00
	No.3	平　日：令和 2 年 9 月 3 日（木）6:00～9:00 休　日：令和 2 年 9 月 6 日（日）12:00～15:00
	No.4	平　日：令和 2 年 9 月 3 日（木）6:00～9:00 休　日：令和 2 年 9 月 6 日（日）12:00～15:00
	No.5	平　日：令和 2 年 9 月 3 日（木）8:00～11:00 休　日：令和 2 年 9 月 6 日（日）14:00～17:00

④ 調査方法

ア 日常生活圏等の状況

日常生活圏等の状況について、区民生活マップ等の既存資料の収集・整理により公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を整理しました。

イ 地域交通の状況

(ｱ) 既存資料調査

地域交通の状況について、道路交通センサス等の既存資料を収集・整理しました。

(ｲ) 現地調査

A) 自動車交通量調査

調査対象とした交差点を通過する車両について、方向別（右折・直進・左折等）、車種別、時間帯別に観測し、15 分ごとに集計しました。

また、車種は表 6.13.2 に示す３車線分類としました。

表 6.13.2　車種分類表

	種別		ナンバープレートの車頭番号等
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3・5・7 のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車		自動二輪、原動機付自転車

※　自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が 8 等の独自のナンバープレートを付した車両はそれぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類しました。

B) 歩行者・自動車交通量調査

調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者及び自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15 分ごとに集計しました。

C）渋滞長調査

調査対象の流入部ごとに滞留長※1及び渋滞長※2を観測しました。

距離は地図から読み取り、10m単位で計測し、15分ごとに集計しました。

なお、流入部が複数車線の場合には、渋滞長の最も長い車線を記録しました。

D）信号現示調査

調査対象とした交差点において、信号のスプリット及びサイクル長を観測しました。

観測は表 6.13.3 に示す時間帯の中で毎正時に1回観測しました。

表 6.13.3　観測時間帯

調査日	観測時間帯			
	朝	昼	夕	夜
混雑期	5:00～9:00	12:00～14:00	17:00～19:00	22:00～24:00
平日・休日	7:00～9:00			―

E）道路現況調査

調査対象とした交差点において、交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識及び勾配について調査しました。

F）飽和交通流率調査

自動車交通量調査結果を踏まえ、継続した渋滞が発生する交差点を対象に飽和交通流率調査※3を実施しました。なお、「継続した渋滞」とは、前調査1時間の渋滞長が次の調査1時間に繰り越した場合とし、繰越があった場合においても特定の時間帯のみで渋滞が認められ、渋滞発生から1時間以内に渋滞が解消している場合には、調査対象外としました。

調査は調査対象交差点の各流入部について、渋滞が見られる3時間帯について、車線毎に10台程度（滞留車両）の信号変化後（赤⇒青）の停止線通過時間（1/100秒単位）を調査しました。その結果から各車線の平均車頭時間を算出し、車線毎の飽和交通流率（3,600/平均車頭時間）を算出しました。

ウ 交通安全の状況

交通安全の状況について、現地踏査により対象事業実施区域周辺の歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備状況を調査しました。

また、既存資料の収集・整理により交通事故発生状況を整理しました。

※1　滞留長：該当流入方向を制御する信号が赤から青に変わる瞬間の待ち行列長（停止線から該当車両までの距離）

※2　渋滞長：上記待ち行列長最後尾車両が1回の青信号で通過できなかった場合の捌け残り長（停止線から車両までの距離）

※3　飽和交通流率：信号が青を表示している時間の間中、車利用の待ち行列が連続して存在しているほど需要が十分ある場合に、交差点流入部を通過しえる最大流率。単位：台/有効青時間1時間

⑤ 調査結果

ア 日常生活圏の状況

(ｱ) 公共施設等の位置

対象事業実施区域及びその周辺における公共施設等は、「第３章　3.2.8 公共施設等の状況」(p.3-55～p.3-71) に示すとおりです。

(ｲ) 学区、通学路の状況

対象事業実施区域及びその周辺は、下和泉小学校、深谷小学校、泉が丘中学校、汲沢中学校、深谷中学校の学区に属しており、対象事業実施区域東側に隣接する汲沢第 325 号線等の道路が通学路となっています。

また、本市の各小学校では、小学校から半径約 500ｍの範囲をスクールゾーンの対象としており、本市では、スクールゾーン対策協議会の活動や通学路等の安全点検のポイント、安全施設等の主な整備例等、スクールゾーン活動内容を一冊にまとめた「スクールゾーン活動のしおり」(令和６年４月改訂) を作成しています。通学路等の安全対策の流れは、表 6.13.4 に示すとおりです。

表 6.13.4　通学路等の安全対策の流れ

【PLAN】	通学路等の安全点検の実施、交通安全対策の検討・決定 ・スクールゾーン対策協議会は、通学路等の安全点検を実施し、危険箇所を抽出します。危険箇所から子どもたちを守るため、ソフト・ハードの両面から交通安全対策を検討します。なお、警察、区役所(土木事務所、地域振興課)で対応が必要な内容については要望書を提出します。 ・要望を受けた警察、区役所(土木事務所、地域振興課)は、要望箇所の確認を行い、ソフト・ハード対策や交通規制など交通安全対策案を作成していきます。
【DO】	交通安全対策の実施 ・スクールゾーン対策協議会及び行政機関は、決定した交通安全対策を実施します。
【CHECK】	交通安全対策の実施状況を把握 ・交通安全対策の実施状況を把握します。
【ACTION】	交通安全対策の改善・充実 ・交通安全対策の実施状況を踏まえて安全点検を実施し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

資料：「スクールゾーン活動のしおり」(横浜市道路局道路政策推進課・横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課、令和６年４月)

(ｳ) 避難場所等の状況

広域避難場所は、災害対策基本法の規定に基づき作成した「横浜市防災計画」によって定めています。

広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いっとき）避難場所は、一時的に避難して様子をみたり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。広域避難場所は市が指定、一時避難場所は町の防災組織等があらかじめ選定することになっています。

対象事業実施区域周辺における広域避難場所は、表 6.13.5 に示すとおり、対象事業実施区域である「旧深谷通信所」、「俣野公園」、「中田町 2921 番地付近耕地一帯」を広域避難場所として指定しています。

本市では、身近な市立の小・中学校等を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備しています。

対象事業実施区域及びその周辺における地域防災拠点として「横浜市立深谷小学校」「横浜市立汲沢中学校」が指定されています。各学校の位置は、「第３章　3.2.8 公共施設等の状況」（p.3-55～p.3-58）に示すとおりです。

表 6.13.5　避難場所等の状況

広域避難場所名称	地区割り当て町丁目
旧深谷通信所	（戸塚区）汲沢町、汲沢一～八丁目、戸塚町の一部、深谷町の一部、矢部町の一部 （泉　区）和泉が丘一、二丁目、和泉が丘三丁目の一部、和泉町の一部、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目の一部、下飯田町の一部、下和泉一～五丁目、中田町の一部、中田北二丁目の一部、中田西一、二丁目の各一部、中田西三、四丁目、中田東一丁目、中田東二、三丁目の各一部、中田南一～三丁目、中田南四丁目の一部、中田南五丁目
俣野公園	（戸塚区）影取町、東俣野町の一部、深谷町の一部、俣野町
中田町 2921 番地付近耕地一帯	（泉　区）和泉町の一部、和泉中央南二、三丁目の各一部、岡津町の一部、白百合一～三丁目、新橋町の一部、中田北一丁目、中田北二丁目の一部、中田北三丁目、中田西一、二丁目の各一部、中田東二、三丁目の各一部、中田東四丁目、中田南四丁目の一部、西が岡一～三丁目、弥生台、領家一～四丁目

資料：「横浜市防災計画「資料編」」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

イ 地域交通の状況

(ｱ) 主要な交通経路及び交通量の状況

対象事業実施区域周辺の主要な交通経路は、「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」(p.3-49～p.3-52) に示したとおり、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号 (阿久和鎌倉) があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状４号が、南東側には国道１号線があります。

工事中の工事用車両の主な走行ルートは「第２章　2.3.8 施工計画　図 2.3.13」(p.2-37～p.2-39) に示すとおり、県道 402 号（阿久和鎌倉）の利用を想定しています。

A) 交通量の状況

「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」(p.3-49～p.3-51) に示すとおり、県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通量 (昼間 12 時間) は、戸塚区深谷町 200 の観測地点 15 において、約 8,300 台（令和３年度）となっています。また、国道１号の交通量（昼間 12 時間）は、横浜市戸塚区原宿の観測地点３においては他の道路に比べ多く約 39,000 台（令和３年度）となっています。県道 22 号（横浜伊勢原）の交通量（昼間 12 時間）は、泉区中田東１－１の観測地点４において、約 20,000 台（令和３年度）となっています。

B) バス停留所の位置

「第３章　3.2.7 交通、運輸の状況」(p.3-49 及び p.3-52) に示すとおり、対象事業実施区域周辺には、天台観光、神奈川中央交通バスの２社が運行しています。

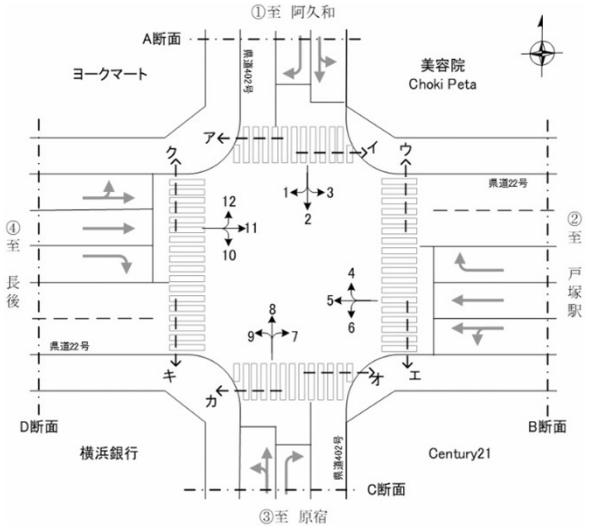
(ｲ) 主要交差点部における交通処理

A) 自動車交通量調査

調査を実施した５交差点の交差点形状（断面位置）は図 6.13.2 に、各交差点の平日、休日及び混雑期の自動車交通量調査結果は表 6.13.6 (1) ～ (3) に示すとおりです。

なお、自動車交通量調査結果の詳細は、「資料編　2.4 地域社会」(p.資 2.4-1～資 2.4-196) に示すとおりです。

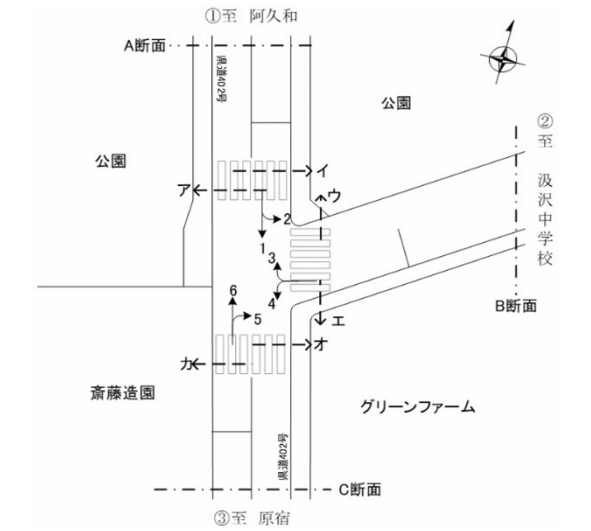
No.1（立場）



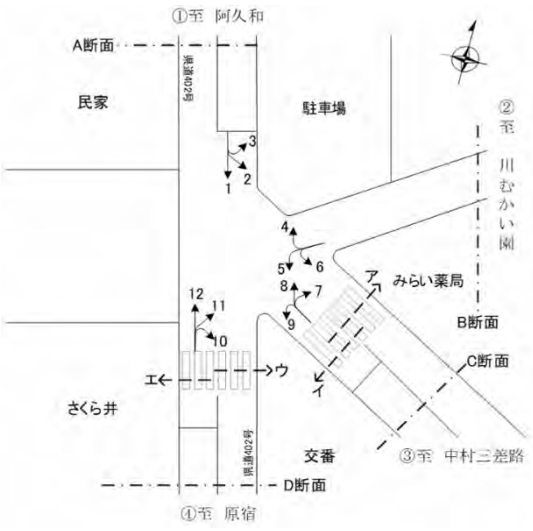
No.2（高砂苑バス停）



No.3（通信隊東側）



No.4（深谷交番前）



No.5（深谷）

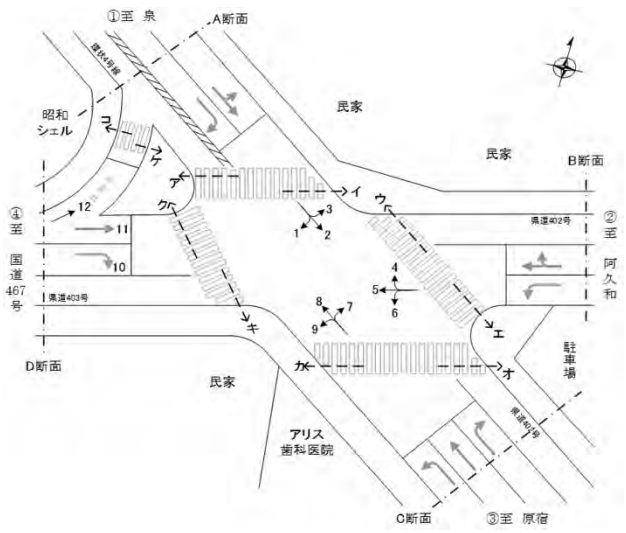


図 6.13.2　交差点の断面位置

調査を実施した５交差点の 12 時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では調査地点№.５（深谷）のＣ断面で 17,557 台/12h、次いで調査地点№.１（立場）のＤ断面で 16,655 台/12h でした。

休日では調査地点№.５（深谷）のＣ断面で 15,352 台/12h、次いで調査地点№.１（立場）のＤ断面で 14,339 台/12h でした。

また、混雑期は調査地点№.５（深谷）のＣ断面で 16,079 台/12h、次いで調査地点№.１（立場）のＤ断面で 15,918 台/12h でした。

ピーク時交差点総流入台数は、調査地点№.１（立場）、調査地点№.５（深谷）で平日、休日及び混雑期とも、１時間当たり 2,000 台を超える台数が流入していました。

表 6.13.6（1）　現地調査結果（自動車交通量：平日）

調査地点（交差点名）	断面	24 時間（22:00～翌 22:00）		12 時間（7:00～19:00）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数※（台）	
№.1（立場）	A	10,697	7.3	8,212	7.4	7:45～8:45	326	2,300
	B	22,617	17.2	16,234	17.0		856	
	C	11,389	8.3	8,725	8.0		313	
	D	23,171	17.3	16,655	16.8		805	
№.2（高砂苑バス停）	A	11,210	6.6	8,807	6.5	17:30～18:30	428	861
	B	1,734	4.2	1,395	4.7		62	
	C	9,704	7.1	7,570	6.9		371	
№.3（通信隊東側）	A	9,750	6.6	7,640	6.4	7:45～8:45	483	845
	B	1,544	5.0	1,322	5.2		68	
	C	10,886	6.4	8,600	6.2		294	
№.4（深谷交番前）	A	10,902	6.4	8,610	6.3	17:30～18:30	403	984
	B	336	1.8	317	1.9		20	
	C	5,584	7.6	4,417	7.7		305	
	D	7,806	4.6	6,144	4.4		256	
№.5（深谷）	A	14,552	11.0	10,493	11.0	17:00～18:00	443	2,212
	B	10,526	6.5	8,027	6.8		382	
	C	24,128	16.0	17,557	17.0		885	
	D	15,506	19.1	11,555	19.9		502	

※　交差点流入台数：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示します。

表 6.13.6（2）　現地調査結果（自動車交通量：休日）

調査地点（交差点名）	断面	24時間（22:00～翌22:00）		12時間（7:00～19:00）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数※（台）	
No.1（立場）	A	9,691	3.6	7,658	3.3	14:45～15:45	334	2,198
	B	18,530	5.9	14,006	4.9		750	
	C	11,343	4.3	9,033	3.9		377	
	D	18,914	6.4	14,339	5.1		737	
No.2（高砂苑バス停）	A	10,099	2.8	8,236	2.5	14:30～15:30	414	866
	B	1,593	0.2	1,304	0.2		48	
	C	8,822	3.2	7,182	2.9		404	
No.3（通信隊東側）	A	8,827	3.2	7,200	2.9	14:30～15:30	410	819
	B	1,435	0.8	1,241	1.0		82	
	C	9,720	3.0	7,949	2.7		327	
No.4（深谷交番前）	A	9,714	3.2	7,951	2.9	14:30～15:30	439	856
	B	27	3.7	26	3.8		1	
	C	4,279	4.7	3,517	4.5		184	
	D	7,108	2.0	5,706	1.7		232	
No.5（深谷）	A	13,935	3.3	10,679	2.4	11:45～12:45	455	2,049
	B	9,555	2.7	7,367	2.4		394	
	C	20,396	5.5	15,352	4.9		719	
	D	12,606	8.2	9,646	7.7		481	

※　交差点流入台数：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示します。

表 6.13.6（3）　現地調査結果（自動車交通量：混雑期）

調査地点（交差点名）	断面	24時間（22:00～翌22:00）		12時間（7:00～19:00）		ピーク時間帯		
		断面交通量（台）	大型車混入率（%）	断面交通量（台）	大型車混入率（%）	時間帯	交差点流入台数※（台）	
No.1（立場）	A	9,861	5.3	7,683	5.1	14:30～15:30	315	2,249
	B	21,664	11.3	15,721	10.3		761	
	C	11,053	6.1	8,606	5.8		325	
	D	21,970	11.7	15,918	10.7		848	
No.2（高砂苑バス停）	A	10,197	4.5	8,199	4.1	16:45～17:45	401	823
	B	1,622	1.5	1,318	1.3		78	
	C	8,879	4.8	7,119	4.5		344	
No.3（通信隊東側）	A	8,887	4.7	7,115	4.5	10:15～11:15	355	804
	B	1,698	2.4	1,477	2.6		116	
	C	10,007	4.4	8,104	4.2		333	
No.4（深谷交番前）	A	9,964	4.5	8,059	4.2	15:00～16:00	396	904
	B	59	15.3	44	15.9		3	
	C	5,329	5.8	4,461	5.6		194	
	D	7,488	3.4	6,036	3.2		311	
No.5（深谷）	A	14,171	6.7	10,379	5.8	13:00～14:00	402	2,073
	B	10,376	4.1	8,008	4.1		386	
	C	22,146	9.8	16,079	9.4		743	
	D	14,725	11.3	11,154	11.0		542	

※　交差点流入台数：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示します。

B) 歩行者・自転車交通量の状況

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、調査地点№.１～№.５の５交差点で調査を行いました。

横断歩道部歩行者交通量の調査結果は表 6.13.7（1）～（3)、歩行者・自転車交通量調査の詳細は、「資料編　2.4 地域社会」（p.資 2.4-197～p.資 2.4-263）に示すとおりです。

表 6.13.7（1）　現地調査結果（横断歩道部歩行者・自転車交通量：平日）

調査地点（交差点名）	断面	横断車線構成	12 時間（7:00～19:00）			ピーク時間帯	
			歩行者（人/12 時間）	自転車（人/12 時間）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
№.1（立場）	アーイ	3	2,064	648	2,712	17:45～18:45	278
	ウーエ	5	2,812	543	3,355		288
	オーカ	3	2,888	777	3,665		544
	キーク	5	2,360	774	3,134		487
№.2（高砂苑バス停）	アーイ	2	59	49	108	17:15～18:15	10
	ウーエ	2	38	49	87		9
	オーカ	2	251	104	355		58
№.3（通信隊東側）	アーイ	2	6	8	14	7:15～8:15	2
	ウーエ	2	16	66	82		21
	オーカ	2	140	42	182		48
№.4（深谷交番前）	アーイ	2	315	23	338	7:30～8:30	58
	ウーエ	2	177	18	195		31
№.5（深谷）	アーイ	3	54	42	96	7:30～8:30	13
	ウーエ	3	132	145	277		56
	オーカ	4	63	40	103		24
	キーク	3	233	206	439		52
	ケーコ	1	264	225	489		52

表 6.13.7（2）　現地調査結果（横断歩道部歩行者・自転車交通量：休日）

調査地点（交差点名）	断面	横断車線構成	12時間（7:00～19:00）			ピーク時間帯	
			歩行者（人/12時間）	自転車（人/12時間）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
No.1（立場）	アーイ	3	1,518	448	1,966	9:45～10:45	260
	ウーエ	5	1,831	396	2,227		298
	オーカ	3	1,694	410	2,104		194
	キーク	5	1,774	545	2,319		251
No.2（高砂苑バス停）	アーイ	2	100	67	167	14:30～15:30	20
	ウーエ	2	63	95	158		16
	オーカ	2	275	270	545		87
No.3（通信隊東側）	アーイ	2	33	16	49	13:15～14:15	6
	ウーエ	2	77	57	134		37
	オーカ	2	92	36	128		10
No.4（深谷交番前）	アーイ	2	83	19	102	10:00～11:00	15
	ウーエ	2	51	15	66		10
No.5（深谷）	アーイ	3	54	31	85	10:15～11:15	9
	ウーエ	3	137	59	196		34
	オーカ	4	57	34	91		13
	キーク	3	195	122	317		34
	ケーコ	1	239	140	379		40

表 6.13.7（3）　現地調査結果（横断歩道部歩行者・自転車交通量：混雑期）

調査地点（交差点名）	断面	横断車線構成	12時間（7:00～19:00）			ピーク時間帯	
			歩行者（人/12時間）	自転車（人/12時間）	計	時間帯	歩行者・自転車（人・台/時間）
No.1（立場）	アーイ	3	1,922	657	2,579	10:45～11:45	334
	ウーエ	5	2,252	487	2,739		320
	オーカ	3	2,140	668	2,808		254
	キーク	5	2,296	773	3,069		324
No.2（高砂苑バス停）	アーイ	2	133	78	211	16:00～17:00	33
	ウーエ	2	77	80	157		17
	オーカ	2	337	227	564		90
No.3（通信隊東側）	アーイ	2	22	27	49	16:00～17:00	8
	ウーエ	2	63	59	122		36
	オーカ	2	92	50	142		14
No.4（深谷交番前）	アーイ	2	152	15	167	9:30～10:30	30
	ウーエ	2	128	20	148		21
No.5（深谷）	アーイ	3	106	47	153	12:15～13:15	23
	ウーエ	3	179	158	337		49
	オーカ	4	89	54	143		6
	キーク	3	288	225	513		68
	ケーコ	1	346	246	592		78

※　調査地点No.3では、歩行者及び自転車のピーク時間帯交通量が10:30～11:30と16:00～17:00で同様でしたが、表内には16:00～17:00のピーク時間帯交通量を記載しました。

C) 渋滞長調査

渋滞の状況については、調査地点№.１～№.５の５交差点において調査を行いました。

最も渋滞長が長くなった時間帯の渋滞長調査結果は、表 6.13.8（1）～（3）に示すとおりです。渋滞長調査結果の詳細は、「資料編　2.4 地域社会」(p.資 2.4-264～p.資 2.4-291)に示すとおりです。

渋滞の発生状況は、以下のとおりです。

(a) 平日渋滞の状況

・調査地点№.１（立場）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、A断面では 10:30～10:45 に最大 290m、B断面では 11:00～11:15 に最大 350m、C断面では 11:15～11:30 に最大 310m、D断面では 7:45～8:00 に最大 220mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.２（高砂苑バス停）

当交差点では、C断面で 8:30～8:45 に最大 10mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.３（通信隊東側）

当交差点では、B断面で 7:45～8:00 に最大 40mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.４（深谷交番前）

当交差点では、A断面、C断面、D断面で渋滞が発生しており、A断面では 7:00～7:15 に最大 70m、C断面では 18:45～19:00 に最大 30m、D断面では 17:15～17:30 に最大 10mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.５（深谷）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、A断面では 8:30～8:45 に最大 560m、B断面では 8:00～8:15 に最大 250m、C断面では 18：00～18:15 に最大 170m、D断面では 8:15～8:30 に最大 1,400mの渋滞が生じていました。

(b) 休日渋滞の状況

・調査地点№.１（立場）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、A断面では 10:00～10:15 に最大 390m、B断面では 15:00～15:15 に最大 240m、C断面では 13:00～13:15 に最大 450m、D断面では 12:45～13:00 に最大 120mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.２（高砂苑バス停）

当交差点では、C断面で 11:15～11：30 に最大 10mの渋滞が生じていました。

・調査地点№.３（通信隊東側）

渋滞は観測されませんでした。

・調査地点№.４（深谷交番前）

渋滞は観測されませんでした。

・調査地点№.５（深谷）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、A断面では 14:45～15:00 に最大 190m、B断面では 16:00～16:15 に最大 50m、C断面では 15:15～15:30 に最大 90m、D断面では 16:30～16：45 に最大 100mの渋滞が生じていました。

（c）混雑期渋滞の状況

・調査地点№.１（立場）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、Ａ断面では 13:15～13:30 に最大 300ｍ、Ｂ断面では 14:15～14:30 に最大 350ｍ、Ｃ断面では 16:45～17:00 に最大 260ｍ、Ｄ断面では 9:00～9:15 に最大 220ｍの渋滞が生じていました。

・調査地点№.２（高砂苑バス停）

渋滞は観測されませんでした。

・調査地点№.３（通信隊東側）

当交差点では、Ａ断面で 14:45～15:00 に最大 30ｍの渋滞が生じていました。

・調査地点№.４（深谷交番前）

当交差点では、Ａ断面、Ｃ断面、Ｄ断面で渋滞が発生しており、Ａ断面では 11:30～11:45 に最大 110ｍ、Ｃ断面では 15:45～16:00 に最大 50ｍ、Ｄ断面では 11:15～11:30 に最大 80ｍの渋滞が生じていました。

・調査地点№.５（深谷）

当交差点では、全ての断面で渋滞が発生しており、Ａ断面では 12:15～12:30 に最大 340ｍ、Ｂ断面では 11:45～12:00 に最大 780ｍ、Ｃ断面では 13:30～13:45 に最大 100ｍ、Ｄ断面では 16:00～16:15 に最大 140ｍの渋滞が生じていました。

表 6.13.8（1） 現地調査結果（最大渋滞長：平日）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	渋滞長最大値		
			観測時間	滞留長（m）	渋滞長（m）
№.1（立場）	A	2	10:30～10:45	390	290
	B	3	11:00～11:15	530	350
	C	2	11:15～11:30	380	310
	D	3	7:45～8:00	280	220
№.2（高砂苑バス停）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	渋滞なし	－	－
	C	1	8:30～8:45	50	10
№.3（通信隊東側）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	7:45～8:00	100	40
	C	1	渋滞なし	－	－
№.4（深谷交番前）	A	1	7:00～7:15	150	70
	B	1	信号制御なし		
	C	1	18:45～19:00	80	30
	D	1	17:15～17:30	70	10
№.5（深谷）	A	2	8:30～8:45	650	560
	B	2	8:00～8:15	360	250
	C	3	18:00～18:15	340	170
	D	2	8:15～8:30	1,630	1,400

表 6.13.8（2）　現地調査結果（最大渋滞長：休日）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	渋滞長最大値		
			観測時間	滞留長（m）	渋滞長（m）
No.1（立場）	A	2	10:00～10:15	480	390
	B	3	15:00～15:15	360	240
	C	2	13:00～13:15	510	450
	D	3	12:45～13:00	280	120
No.2（高砂苑バス停）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	渋滞なし	－	－
	C	1	11:15～11:30	60	10
No.3（通信隊東側）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	渋滞なし	－	－
	C	1	渋滞なし	－	－
No.4（深谷交番前）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	信号制御なし		
	C	1	渋滞なし	－	－
	D	1	渋滞なし	－	－
No.5（深谷）	A	2	14:45～15:00	340	190
	B	2	16:00～16:15	240	50
	C	3	15:15～15:30	220	90
	D	2	16:30～16:45	330	100

表 6.13.8（3）　現地調査結果（最大渋滞長：混雑期）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	渋滞長最大値		
			観測時間	滞留長（m）	渋滞長（m）
No.1（立場）	A	2	13:15～13:30	360	300
	B	3	14:15～14:30	540	350
	C	2	16:45～17:00	360	260
	D	3	9:00～9:15	270	220
No.2（高砂苑バス停）	A	1	渋滞なし	－	－
	B	1	渋滞なし	－	－
	C	1	渋滞なし	－	－
No.3（通信隊東側）	A	1	14:45～15:00	120	30
	B	1	渋滞なし	－	－
	C	1	渋滞なし	－	－
No.4（深谷交番前）	A	1	11:30～11:45	140	110
	B	1	信号制御なし		
	C	1	15:45～16:00	100	50
	D	1	11:15～11:30	90	80
No.5（深谷）	A	2	12:15～12:30	420	340
	B	2	11:45～12:00	930	780
	C	3	13:30～13:45	250	100
	D	2	16:00～16:15	310	140

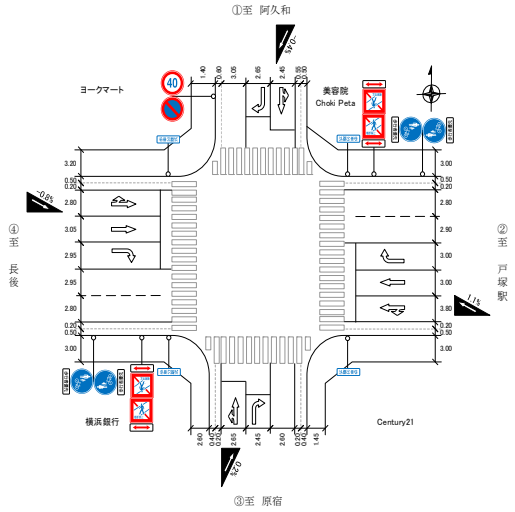
D）信号現示調査

対象事業実施区域周辺の５交差点における信号現示調査結果は、「資料編　2.4 地域社会」（p.資 2.4-292～p.資 2.4-300）に示すとおりです。

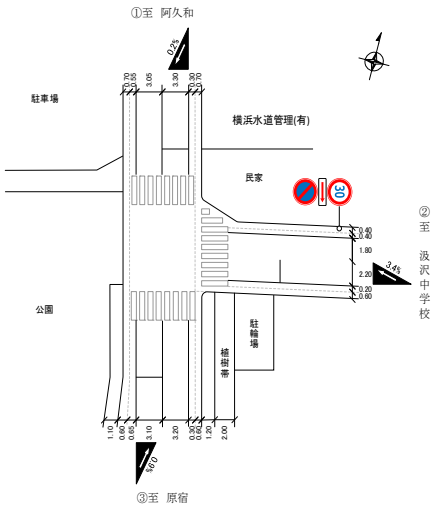
E）道路現況調査

調査対象とした対象事業実施区域周辺の５交差点の道路現況調査結果（交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識及び勾配）は、図 6.13.3 に示すとおりです。

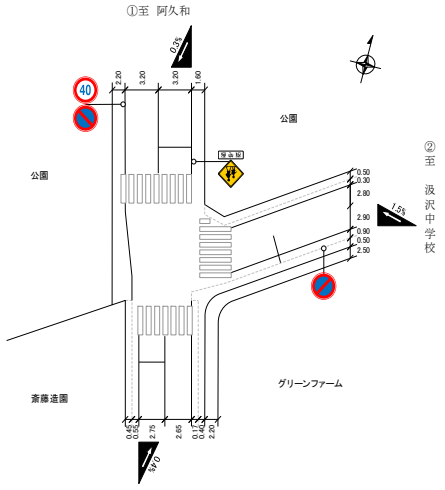
No.1（立場）



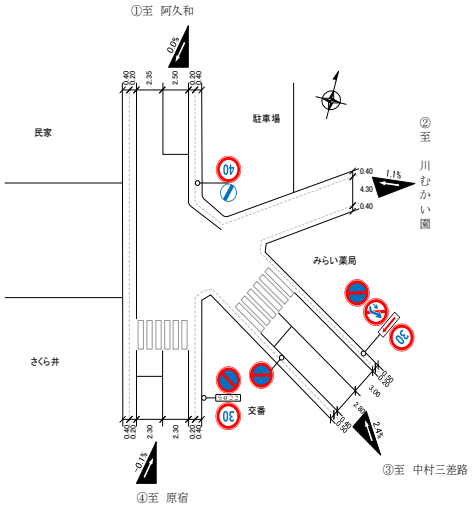
No.2（高砂苑バス停）



No.3（通信隊東側）



No.4（深谷交番前）



No.5（深谷）

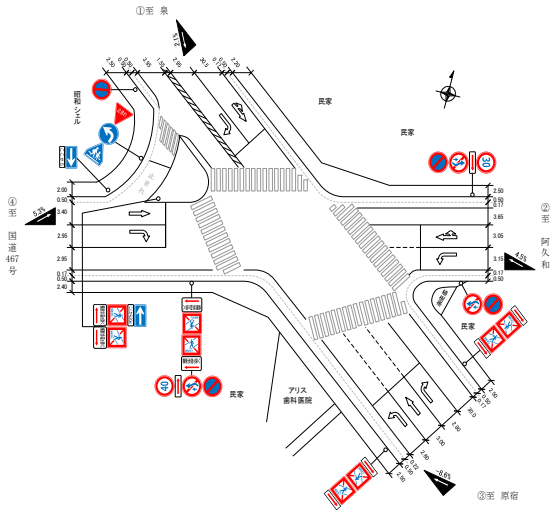


図 6.13.3　道路現況調査

F）飽和交通流率調査

飽和交通流率調査結果は、表 6.13.9（1）～（2）に示すとおりです。飽和交通流率調査結果の詳細は「資料編　2.4 地域社会」(p.資 2.4-301～p.資 2.4-361）に示すとおりです。

現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実績値は、横断歩行者交通量調査を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 64.2%～110.7%、休日は 64.1%～106.2%でした。

調査対象交差点の交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値は、算定値と実測値のうち値の小さい方を適用しました。実測値が適用された車線の飽和交通流率は、工事中及び供用時の交差点需要率の算定時に固定値としました。

表 6.13.9（1）　現地調査結果（飽和交通流率：平日）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	飽和交通流率			
			算定値（台）①	実測値（台）②	比率（%）②/①	適用値（台）（①と②の小さい値）
No.1（立場）	A	左折・直進	1,682	1,377	81.9%	1,377
		右折	1,647	1,710	103.8%	1,647
	B	左折・直進	1,779	1,331	74.8%	1,331
		直進	1,833	1,365	74.5%	1,365
		右折	1,671	1,440	86.2%	1,440
	C	左折・直進	1,741	1,338	76.9%	1,338
		右折	1,607	－	－	1,607
	D	左折・直進	1,618	1,357	83.9%	1,357
		直進	1,706	1,144	67.1%	1,144
		右折	1,715	1,478	86.2%	1,478
No.2（高砂苑バス停）	A	左折・直進	1,862	1,324	71.1%	1,324
	B	左折・右折	1,278	1,327	103.8%	1,278
	C	直進・右折	1,958	1,258	64.2%	1,258
No.3（通信隊東側）	A	左折・直進	1,874	1,501	80.1%	1,501
	B	左折・右折	1,377	1,352	98.2%	1,352
	C	直進・右折	1,559	1,461	93.7%	1,461
No.4※（深谷交番前）	A	左折・直進	1,666	1,433	86.0%	1,433
	B	左折・右折	信号制御無し			
	C	左折・右折	1,363	1,341	98.4%	1,341
	D	直進・右折	1,825	1,390	76.2%	1,390
No.5※（深谷）	A	左折・直進	1,787	1,375	76.9%	1,375
		右折	1,582	1,422	89.9%	1,422
	B	左折	1,287	1,272	98.8%	1,272
		直進・右折	1,546	1,534	99.2%	1,534
	C	左折	1,488	1,502	100.9%	1,488
		直進	1,828	1,601	87.6%	1,601
		右折	1,631	1,601	98.2%	1,601
	D	常時左折可	信号制御無し			
		直進	1,445	1,490	103.1%	1,445
		右折	1,276	1,413	110.7%	1,276

※　調査地点No.4 の流入断面 B 及び調査地点No.5 の流入断面 D 左折は信号制御の対象外であるため、飽和交通流率調査の対象外としました。

表 6.13.9（2）　現地調査結果（飽和交通流率：休日）

調査地点（交差点名）	流入断面	流入車線構成	飽和交通流率			
			算定値（台）①	実測値（台）②	比率（%）②/①	適用値（台）（①と②の小さい値）
No.1（立場）	A	左折・直進	1,834	1,372	74.8%	1,372
		右折	1,636	－	－	1,636
	B	左折・直進	1,868	1,368	73.2%	1,368
		直進	1,942	1,599	82.3%	1,599
		右折	1,773	1,645	92.8%	1,645
	C	左折・直進	1,773	1,439	81.2%	1,439
		右折	1,662	－	－	1,662
	D	左折・直進	1,782	1,355	76.0%	1,355
		直進	1,918	1,590	82.9%	1,590
		右折	1,742	1,647	94.5%	1,647
No.2（高砂苑バス停）	A	左折・直進	1,891	1,382	73.1%	1,382
	B	左折・右折	1,255	1,198	95.5%	1,198
	C	直進・右折	1,946	1,391	71.5%	1,391
No.3（通信隊東側）	A	左折・直進	1,960	1,257	64.1%	1,257
	B	左折・右折	1,422	1,297	91.2%	1,297
	C	直進・右折	1,758	1,353	77.0%	1,353
No.4※（深谷交番前）	A	左折・直進	1,667	1,199	71.9%	1,199
	B	左折・右折	信号制御無し			
	C	左折・右折	1,264	1,302	103.0%	1,264
	D	直進・右折	1,872	1,206	64.4%	1,206
No.5※（深谷）	A	左折・直進	1,817	1,442	79.4%	1,442
		右折	1,657	1,293	78.0%	1,293
	B	左折	1,283	1,195	93.1%	1,195
		直進・右折	1,552	1,429	92.1%	1,429
	C	左折	1,530	1,539	100.6%	1,530
		直進	1,873	1,515	80.9%	1,515
		右折	1,710	1,674	97.9%	1,674
	D	常時左折可	信号制御無し			
		直進	1,423	1,307	91.8%	1,307
		右折	1,331	1,413	106.2%	1,331

※　調査地点No..4の流入断面B及び調査地点No..5の流入断面D左折は信号制御の対象外であるため、飽和交通流率調査の対象外としました。

G）交差点需要率・車線混雑度（信号制御交差点）

現況の交差点需要率※1は、表 6.13.10、交差点車線混雑度は、表 6.13.11 に示すとおりです。算定結果の詳細は、「資料編　2.4 地域社会」（p.資 2.4-362～p.資 2.4-372）に示すとおりです。

平日の交差点需要率は、調査地点№５（深谷）で 0.776、調査地点№４（深谷交番前）で 0.508 の順で高い値を示しました。

休日の交差点需要率は、調査地点№５（深谷）で 0.719、調査地点№４（深谷交番前）で 0.512 の順で高い値を示しました。

当該交差点の処理能力の上限を示す限界需要率※2と比較すると、現況で交差点処理が困難（交差点需要率が限界需要率を超える）となっている交差点はありませんでした。

各交差点流入車線の車線混雑度※3を見ると、平日の調査地点№１（立場）のＡ断面とＣ断面、調査地点№５（深谷）のＡ断面の左直車線は 1.000 を上回りました。

表 6.13.10　現況の交差点需要率（信号制御交差点）

調査地点（交差点名）	平日			休日		
	交差点需要率	限　界需要率	時間帯	交差点需要率	限　界需要率	時間帯
№1（立場）	0.489	0.669	7:45～8:45	0.443	0.677	14:45～15:45
№2（高砂苑バス停）	0.372	0.889	17:30～18:30	0.340	0.875	14:30～15:30
№3（通信隊東側）	0.372	0.905	7:45～8:45	0.389	0.889	14:30～15:30
№4（深谷交番前）	0.508	0.886	17:30～18:30	0.512	0.867	14:30～15:30
№5（深谷）	0.776	0.875	17:00～18:00	0.719	0.867	11:45～12:45

※1　交差点需要率：各現示の需要率の合計値で、交通量を捌くことができるか否かの判定に用いられ、交差点需要率が限界需要率を超えると交通量を捌くことができなくなり捌け残りが発生します。

※2　限界需要率：「サイクル長－損失時間（黄色＋赤色）/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を表します。

※3　混雑度：「自動車走行可能な最大量」に関する「実際の通行量」の比のことで、1.000 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.13.11　交差点車線混雑度

調査地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線	車線混雑度	
			平日	休日
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進	1.014	0.927
		右折	0.140	0.090
	B　戸塚	左折・直進	0.975	0.864
		直進		
		右折	0.379	0.356
	C　原宿	左折・直進	1.007	0.883
		右折	0.127	0.260
	D　長後	左折・直進	0.972	0.781
		直進		
		右折	0.399	0.501
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進	0.529	0.470
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.175	0.168
	C　原宿	直進・右折	0.482	0.455
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進	0.463	0.506
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.240	0.259
	C　原宿	直進・右折	0.289	0.375
No.4※1（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進	0.492	0.659
	B　川むかい園	左折・右折	－	－
	C　中村三差路	左折・右折	0.724	0.468
	D　原宿	直進・右折	0.322	0.346
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進	1.074	0.950
		右折	0.298	0.473
	B　阿久和	左折	0.281	0.376
		直進・右折	0.694	0.804
	C　原宿	左折	0.948	0.654
		直進	0.998	0.905
		右折	0.729	0.531
	D　国道 467 号	左折・直進	0.634	0.701
		右折	0.897	0.818

※1　調査地点No..4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。

※2　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

ウ 交通安全の状況

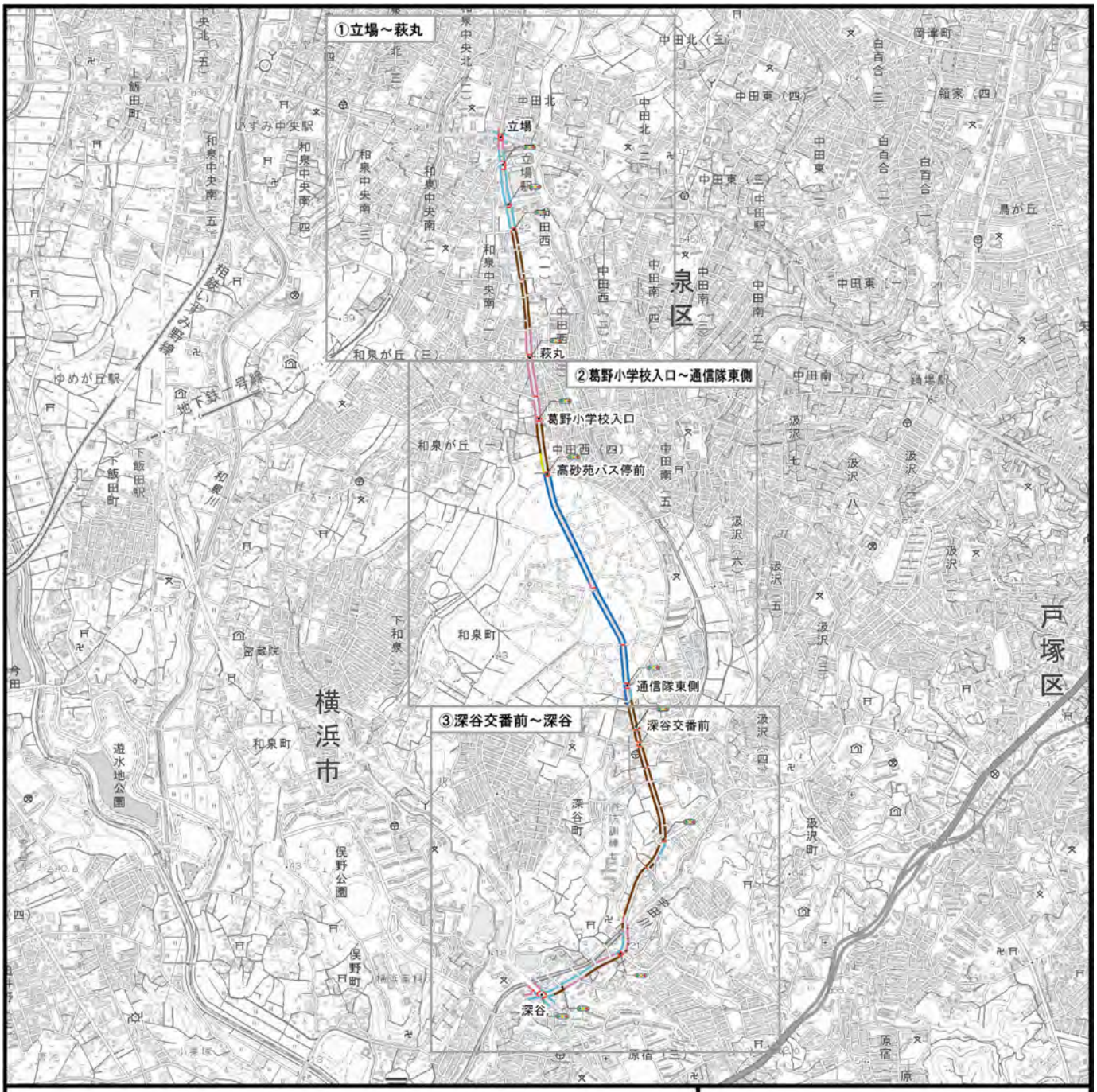
(ｱ) 交通安全対策の状況

交通安全対策の状況について、対象事業実施区域周辺道路における歩車分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は、図 6.13.4 (1) ～ (4) に示すとおりです。

立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400m南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。

葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。

深谷交番前から深谷までの区間では､深谷から北側に約 400ｍの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。



凡　例

- ：マウントアップ
- ：マウントアップ+ガードレール
- ：マウントアップ+植樹帯
- ：マウントアップ+植樹帯+ガードレール
- ：マウントアップなし+ガードパイプ
- ：マウントアップなし+ガードレール
- ：信号機
- ：横断歩道
- ：歩道橋
- ：何もなし

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 6.13.4（1）
交通安全対策の整備状況

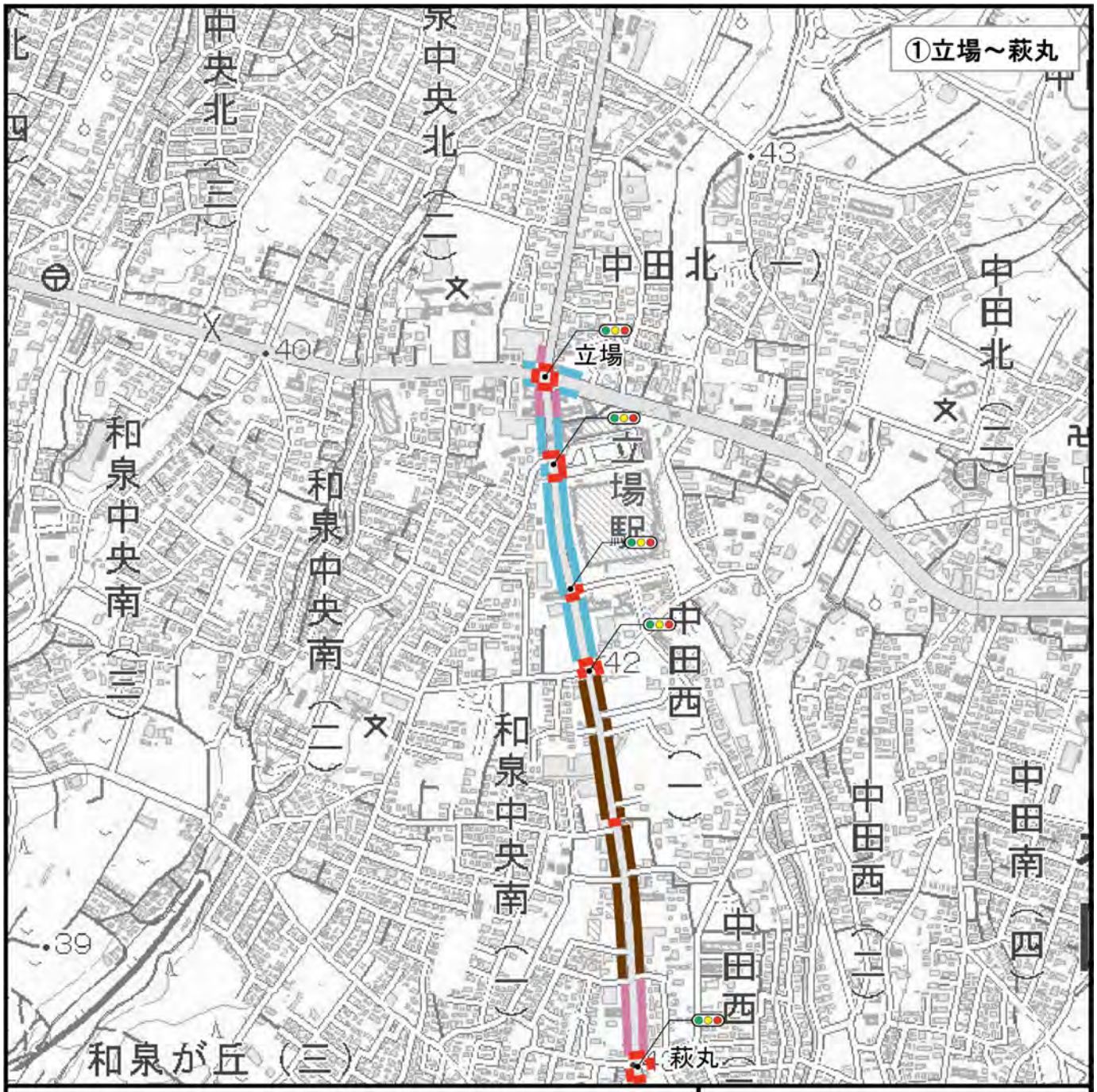


図 6.13.4（2）
交通安全対策の整備状況

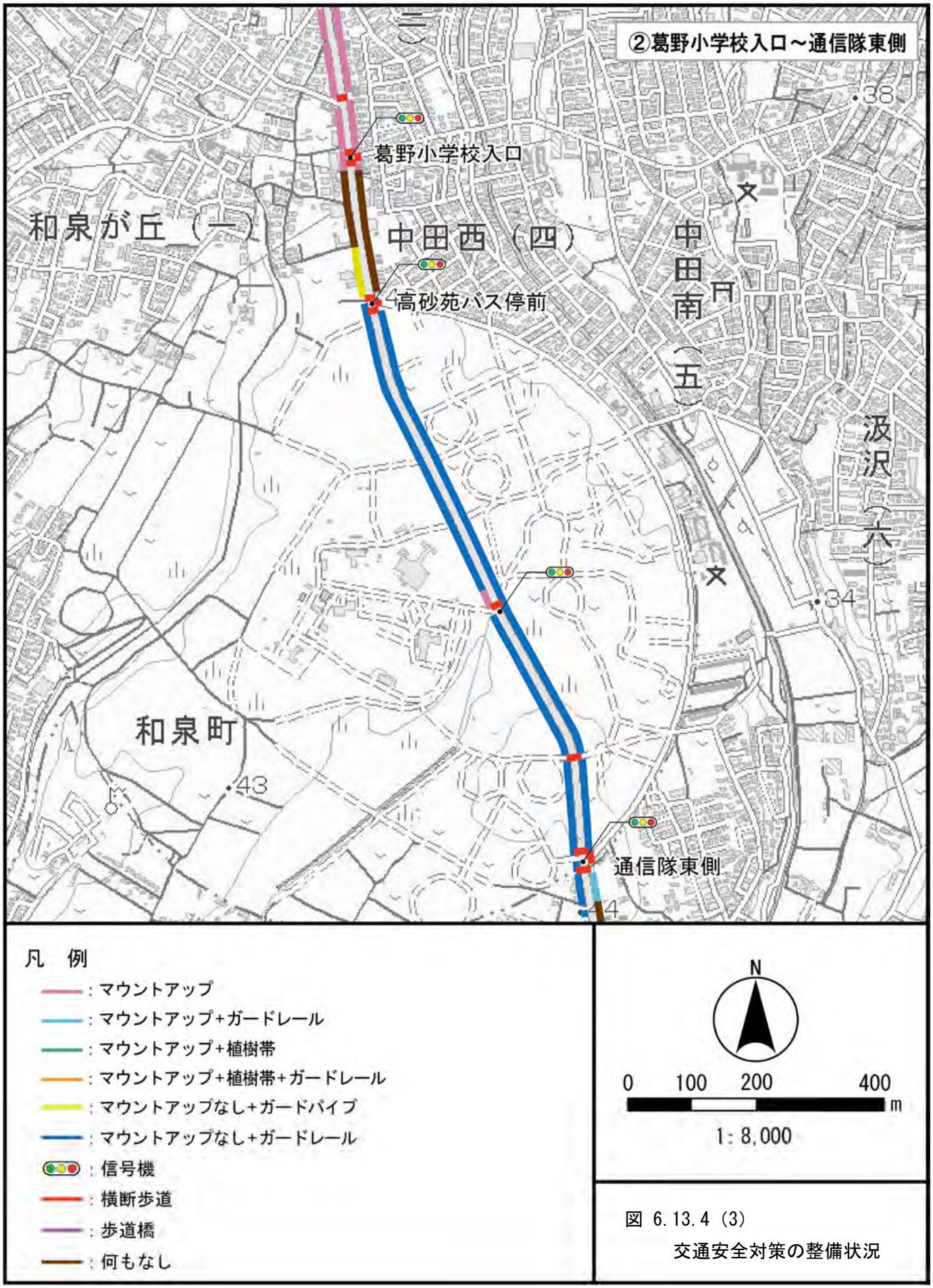


図 6.13.4（3）
交通安全対策の整備状況

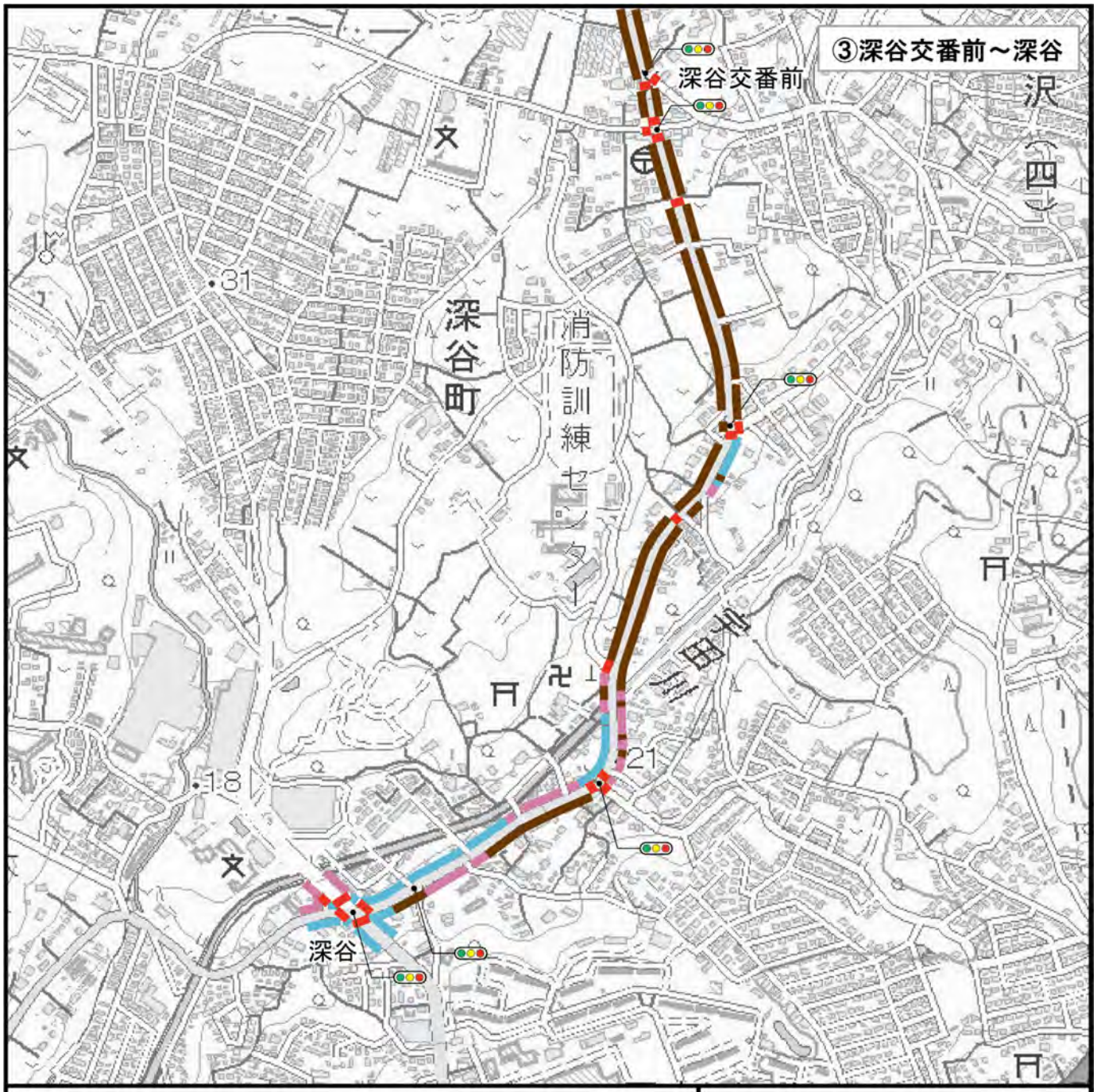


図 6.13.4 (4)
交通安全対策の整備状況

(ｲ) 交通事故の発生状況

本市全域及び対象事業実施区域が位置する泉区及び戸塚区の令和５年における事故発生状況は、表 6.13.12 及び表 6.13.13 に示すとおりです。

表 6.13.12　対象事業実施区域周辺の類型別交通事故発生状況（令和 5 年）

（単位：件）

区分	車両相互							人対車両				車両単独	列車	合計
	正面衝突	出会い頭	追突	右折	左折	その他	小計	横断歩道横断中	その他横断中	その他	小計			
横浜市全域	122	777	1,638	1,007	514	1,730	5,788	667	314	596	1,577	336	2	7,703
泉区	8	36	70	44	30	60	248	30	12	26	68	10	0	326
戸塚区	15	29	148	82	45	109	428	44	16	38	98	14	0	540

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和 5 年（2023 年）」（横浜市道路局道路政策推進課、令和 6 年 5 月）

表 6.13.13　区別交通事故発生状況（令和 5 年）

区分	交通事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市全域	7,703	40	8,909
泉区	326	0	360
戸塚区	540	2	624

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和 5 年（2023 年）」（横浜市道路局道路政策推進課、令和 6 年 5 月）

2)　環境保全目標の設定

地域社会に係る環境保全目標は、表 6.13.14 に示すとおり設定しました。

表 6.13.14　環境保全目標（地域社会）

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）） ・周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 （工事用車両の走行に伴う交通安全（歩行者・自転車） ・歩行者等の安全な通行が確保されること。
【供用時】 来園車両等の走行	（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）） ・周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 （来園車両等の走行に伴う交通安全（歩行者・自転車）） ・歩行者等の安全な通行が確保されること。

3) 予測

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全への影響としました。

② 予測地域・地点

交通混雑（自動車）の予測地点は、工事用車両の走行が想定される信号交差点５箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷）としました（図 6.13.1（1）～（2）p.6.13-6～p.6.13-7 参照）。

歩行者・自転車の安全の予測地点は、工事用車両の走行が想定される経路としました。

③ 予測時期

予測時期は、表 6.13.15 に示すとおり、工事用車両の走行台数が多い第０期、第１期、第２期を対象とし、各事業における工事用車両の走行による影響がそれぞれ最大となる時期が同時期に重なった場合としました。

なお、予測時期の設定根拠は「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-30～p.資 2.3-32)に示すとおりです。

表 6.13.15　工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）の予測時期

予測時期	整備時期及び主な工種		
	公園整備事業	墓園整備事業	
		墓園	外周道路
第 0 期	準備工開始後 11 か月目		
第 1 期	整備工事着手後 13～15 か月目	整備工事着手後 1 ～12 か月目	整備工事着手後 3～4 か月目
第 2 期	整備工事着手後 85～88 か月目	－	整備工事着手後 63 か月目

※　第 0 期は囲障区域等の撤去の開始からの時期、第 1 期以降は第 1 期開始後の時期をそれぞれ示します。

④ 予測方法

交通混雑は、交差点需要率及び無信号交差点の交通容量の算出により交通混雑の程度を予測しました。

歩行者・自転車の安全は、交通安全対策等に基づき交通安全への影響を定性的に予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.13.5 に示すとおりです。

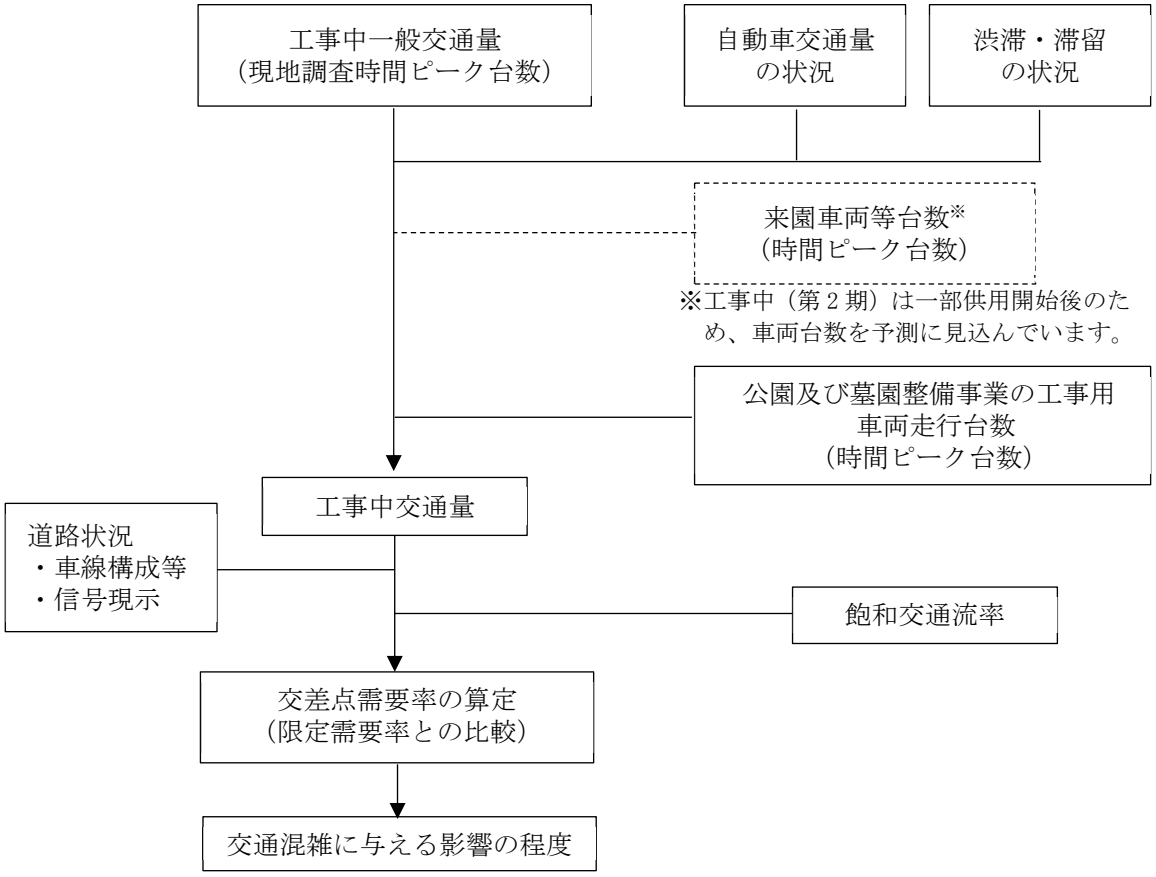


図 6.13.5　予測手順（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

イ 予測手法

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）については、交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における交差点需要率を「平面交差の計画と設計　基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。

なお、交差点需要率の算定にあたっての飽和交通流率は、表 6.13.9（p.6.13-27～p.6.13-28）に示した適用値としました。ただし、工事中第３期の予測において、交差点構造の変更が予定される地点№.２（高砂苑バス停前）、地点№.３（通信隊東側）の交差点で外周道路が供用される流入断面Ｄについては、飽和交通流率の基本値を採用し、「平面交差の計画と設計　基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に基づき、直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800 としました。

工事中の歩行者・自転車の安全については、現状の交通安全施設の整理と、公園及び墓園整備事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 交通量

(ｱ) 工事中一般交通量

工事中一般交通量は、過年度の道路交通センサス調査では著しい増加傾向（伸び）が見られないことから、現地調査時の交通量がそのまま推移するものと想定しました。

各交差点の１時間当たりの工事中一般交通量は、現地調査から得られた各交差点の交差点流入交通量が最大となる１時間（15 分単位）において、１時間の渋滞長の増分（車両台数に換算）を考慮した「需要交通量」としました。

(ｲ) 来園車両等台数（公園・墓園利用交通量の推計）

工事中第２期は、第１期整備エリアについては一部開園し供用していることから、予測条件に来園車両等交通量を見込み予測しました。

来園車両等のうち公園利用者による来園車両は、平日 599 台/日（片道)、公園管理等の業務関係車両については、10 台/日（片道）としました。また、来園車両等のうち墓園利用者による来園車両は、平日 150 台/日（片道)、墓園管理等の業務関係車両については、10 台/日（片道）としました。

(ｳ) 来園車両の経路

来園車両の経路は、図 6.13.1（3）(p.6.13-8）に示したとおりです。

(ｴ) 工事用車両台数

公園及び墓園整備事業における工事用車両の走行による影響がそれぞれ最大となる時期の工事用車両台数は、工事中第０期が大型車 294 台/日、小型車 16 台/日、工事中第１期が大型車 296 台/日、小型車 26 台/日、工事中第２期が大型車 223 台/日、小型車 23 台/日です（「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-30～p.資 2.3-32）参照)。

(ｵ) 工事中交通量

工事中第０期における工事中交通量は表 6.13.16 に、工事中第１期における工事中交通量は表 6.13.17 に、工事中第２期における工事中交通量は表 6.13.18 に示すとおりです。

第０期及び第１期は、工事中一般交通量に工事用車両台数を加えた交通量を工事中交通量とし、公園の一部供用開始後である第２期では、工事中一般交通量に工事用車両台数及び来園車両等台数を加えた交通量を工事中交通量としました（「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-33～p.資 2.3-37）参照)。

表 6.13.16　予測対象時点（工事中第 0 期）の工事中交通量

予測地点 交差点名	工事中の ピーク 時間帯※1	方向		工事中 一般交通量 （1 時間当たり）		工事用車両※2 （1 時間当たり）	
				大型車	小型車	大型車	小型車
No.1 （立場）	6:30～7:30	A	阿久和	32	304	12	3
		B	戸塚駅	119	649	12	3
		C	原宿	15	260	0	0
		D	長後	176	712	12	3
No.2 （高砂苑バス停）	17:30～18:30	A	阿久和	11	417	0	0
		B	汲沢中学校	0	62	0	0
		C	原宿	10	361	37	8
No.3 （通信隊東側）	7:30～8:30	A	阿久和	44	463	0	0
		B	汲沢中学校	5	61	0	0
		C	原宿	28	242	37	8
No.4 （深谷交番前）	17:30～18:30	A	阿久和	11	392	37	8
		B	川むかい園	0	20	0	0
		C	中村三差路	8	297	0	0
		D	原宿	8	248	0	0
No.5 （深谷）	17:00～18:00	A	泉	25	418	0	0
		B	阿久和	14	368	18	4
		C	原宿	77	808	0	0
		D	国道 467 号	58	444	0	0

※1　工事中のピーク時間帯は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量を対象に、各交差点の交差点流入交通量が最大となる 1 時間（15 分単位）としました。
※2　小数点以下は四捨五入しています。

表 6.13.17　予測対象時点（工事中第 1 期）の工事中交通量

予測地点 交差点名	工事中の ピーク 時間帯※1	方向		工事中 一般交通量 （1 時間当たり）		工事用車両※2 （1 時間当たり）	
				大型車	小型車	大型車	小型車
No.1 （立場）	6:30～7:30	A	阿久和	32	304	15	4
		B	戸塚駅	119	649	15	4
		C	原宿	15	260	0	0
		D	長後	176	712	15	4
No.2 （高砂苑バス停）	17:30～18:30	A	阿久和	11	417	0	0
		B	汲沢中学校	0	62	0	0
		C	原宿	10	361	44	12
No.3 （通信隊東側）	7:30～8:30	A	阿久和	44	463	0	0
		B	汲沢中学校	5	61	0	0
		C	原宿	28	242	45	14
No.4 （深谷交番前）	17:30～18:30	A	阿久和	11	392	45	14
		B	川むかい園	0	20	0	0
		C	中村三差路	8	297	0	0
		D	原宿	8	248	0	0
No.5 （深谷）	17:00～18:00	A	泉	25	418	0	0
		B	阿久和	14	368	23	7
		C	原宿	77	808	0	0
		D	国道 467 号	58	444	0	0

※1　工事中のピーク時間帯は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量を対象に、各交差点の交差点流入交通量が最大となる 1 時間（15 分単位）としました。
※2　小数点以下は四捨五入しています。

表 6.13.18　予測対象時点（工事中第 2 期）の工事中交通量

予測地点 交差点名	工事中の ピーク 時間帯※1	方向		工事中 一般交通量 （1 時間当たり）		来園車両等 （1 時間当たり）		工事用車両※2 （1 時間当たり）	
				大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車
No.1 （立場）	7:45～8:45	A	阿久和	44	282	0	11	0	0
		B	戸塚駅	107	749	0	3	0	0
		C	原宿	29	284	0	13	0	0
		D	長後	161	644	0	6	0	0
No.2 （高砂苑バス停）	17:30～18:30	A	阿久和	11	417	0	21	0	0
		B	汲沢中学校	0	62	0	0	0	0
		C	原宿	10	361	0	65	34	11
		D	墓園側	0	0	0	1	0	0
No.3 （通信隊東側）	17:30～18:30	A	阿久和	10	367	0	62	36	12
		B	汲沢中学校	1	41	0	0	0	0
		C	原宿	16	411	0	34	0	0
		D	墓園側	0	0	0	0	0	0
No.4 （深谷交番前）	17:30～18:30	A	阿久和	11	392	0	41	36	12
		B	川むかい園	0	20	0	0	0	0
		C	中村三差路	8	297	0	23	0	0
		D	原宿	8	248	0	10	0	0
No.5 （深谷）	17:00～18:00	A	泉	25	418	0	0	0	0
		B	阿久和	14	368	0	12	18	6
		C	原宿	77	808	0	10	0	0
		D	国道 467 号	58	444	0	0	0	0

※1　工事中のピーク時間帯は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量を対象に、各交差点の交差点流入交通量が最大となる 1 時間（15 分単位）としました。
※2　小数点以下は四捨五入しています。

イ 工事用車両の走行ルート

工事用車両の走行ルートは、図 6.13.1（1）～（2）（p.6.13-6～p.6.13-7）に示すとおりです。

ウ 交通規制等

工事用車両の走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

⑥ 予測結果

ア 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

(ｱ) 工事中第０期

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）について、対象事業実施区域周辺の主要交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.13.19 に、交差点車線混雑度は表 6.13.20 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、№５（深谷）の 0.791 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.146、Ｄ断面の左直車線で 1.121、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.19　交差点需要率（信号制御交差点）（工事中ピーク時間帯：工事中第０期）

予測地点 （交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	工事中 一般交通量※1 ①	工事中 交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
№1 （立場）	0.549	0.565	0.016	0.669
№2 （高砂苑バス停）	0.372	0.394	0.022	0.889
№3 （通信隊東側）	0.387	0.374	-0.013	0.905
№4 （深谷交番前）	0.508	0.557	0.049	0.886
№5 （深谷）	0.776	0.791	0.015	0.875

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量です。
※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色））／サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.13.20　交差点車線混雑度（工事中ピーク時間帯：工事中第 0 期）

予測地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線	車線混雑度		
			工事中一般交通量※1 ①	工事中交通量※2 ②	増分 ③＝②－①
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進	1.070	1.146	0.076
		右折	0.115	0.115	0
	B　戸塚駅	左折・直進	0.913	0.942	0.029
		直進			
		右折	0.306	0.306	0
	C　原宿	左折・直進	0.903	0.903	0
		右折	0.112	0.120	0.008
	D　長後	左折・直進	1.121	1.121	0
		直進			
		右折	0.315	0.386	0.071
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進	0.529	0.529	0
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.175	0.175	0
	C　原宿	直進・右折	0.482	0.564	0.082
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進	0.486	0.465	-0.021
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.233	0.242	0.009
	C　原宿	直進・右折	0.266	0.349	0.083
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進	0.492	0.578	0.086
	B　川むかい園	左折・右折	－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折	0.724	0.724	0
	D　原宿	直進・右折	0.322	0.323	0.001
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進	1.074	1.074	0
		右折	0.298	0.298	0
	B　阿久和	左折	0.281	0.316	0.035
		直進・右折	0.694	0.749	0.055
	C　原宿	左折	0.948	0.948	0
		直進	0.998	0.998	0
		右折	0.729	0.729	0
	D　国道467号	左折・直進	0.634	0.634	0
		右折	0.897	0.897	0

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量です。
※3　調査地点No.4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

(ｲ) 工事中第１期

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）について、対象事業実施区域周辺の主要交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.13.21 に、交差点車線混雑度は表 6.13.22 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、№５（深谷）の 0.795 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.165、Ｄ断面の左直車線で 1.121、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.21　交差点需要率（信号制御交差点）（工事中ピーク時間帯：工事中第１期）

予測地点 （交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	工事中 一般交通量※1 ①	工事中 交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
№1 （立場）	0.549	0.569	0.020	0.669
№2 （高砂苑バス停）	0.372	0.411	0.039	0.889
№3 （通信隊東側）	0.387	0.387	0	0.905
№4 （深谷交番前）	0.508	0.571	0.063	0.886
№5 （深谷）	0.776	0.795	0.019	0.875

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量です。
※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色)）／サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.13.22　交差点車線混雑度（工事中ピーク時間帯：工事中第１期）

予測地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線	車線混雑度		
			工事中一般交通量※1 ①	工事中交通量※2 ②	増分 ③＝②－①
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進	1.070	1.165	0.095
		右折	0.115	0.115	0
	B　戸塚駅	左折・直進	0.913	0.949	0.036
		直進			
		右折	0.306	0.306	0
	C　原宿	左折・直進	0.903	0.903	0
		右折	0.112	0.122	0.010
	D　長後	左折・直進	1.121	1.121	0
		直進			
		右折	0.315	0.402	0.106
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進	0.529	0.529	0
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.175	0.175	0
	C　原宿	直進・右折	0.482	0.592	0.110
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進	0.486	0.486	0
	B　汲沢中学校	左折・右折	0.233	0.233	0
	C　原宿	直進・右折	0.266	0.341	0.075
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進	0.492	0.602	0.110
	B　川むかい園	左折・右折	－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折	0.724	0.724	0
	D　原宿	直進・右折	0.322	0.323	0.001
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進	1.074	1.074	0
		右折	0.298	0.298	0
	B　阿久和	左折	0.281	0.324	0.043
		直進・右折	0.694	0.765	0.071
	C　原宿	左折	0.948	0.948	0
		直進	0.998	0.998	0
		右折	0.729	0.729	0
	D　国道467号	左折・直進	0.634	0.634	0
		右折	0.897	0.897	0

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に工事用車両を加えた交通量です。
※3　調査地点No.4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

(ｳ) 工事中第２期

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）について、対象事業実施区域周辺の主要交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.13.23 に、交差点車線混雑度は表 6.13.24 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、予測地点№５（深谷）の 0.798 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.049、Ｃ断面の左直車線で 1.036、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.23　交差点需要率（信号制御交差点）（工事中ピーク時間帯：工事中第 2 期）

予測地点 （交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	工事中 一般交通量※1 ①	工事中 交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
№1 （立場）	0.489	0.501	0.012	0.669
№2 （高砂苑バス停）	0.372	0.400	0.028	0.889
№3 （通信隊東側）	0.323	0.367	0.044	0.905
№4 （深谷交番前）	0.508	0.606	0.098	0.886
№5 （深谷）	0.776	0.798	0.022	0.875

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に来園車両等及び工事用車両を加えた交通量です。
※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色)）／サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.13.24　交差点車線混雑度（工事中ピーク時間帯：工事中第 2 期）

予測地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線		車線混雑度		
		現況	工事時	工事中一般交通量※1 ①	工事中交通量※2 ②	増分 ③＝②－①
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進		1.014	1.049	0.035
		右折		0.140	0.145	0.005
	B　戸塚駅	左折・直進		0.975	0.979	0.004
		直進				
		右折		0.379	0.379	0
	C　原宿	左折・直進		1.007	1.036	0.029
		右折		0.127	0.144	0.017
	D　長後	左折・直進		0.972	0.972	0
		直進				
		右折		0.399	0.417	0.018
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進	左折・直進・右折	0.529	0.553	0.024
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.175	0.120	-0.055
		－	右折	－	0.186	0.011
	C　原宿	直進・右折	左折・直進・右折	0.482	0.570	0.088
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.002	0.002
		－	右折	－	0.002	0.002
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進	左折・直進・右折	0.352	0.484	0.132
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.148	0.121	-0.027
		－	右折	－	0.009	-0.139
	C　原宿	直進・右折	左折・直進・右折	0.420	0.493	0.073
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進		0.492	0.633	0.141
	B　川むかい園	左折・右折		－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折		0.724	0.777	0.053
	D　原宿	直進・右折		0.322	0.337	0.015
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進		1.074	1.074	0
		右折		0.298	0.298	0
	B　阿久和	左折		0.281	0.350	0.069
		直進・右折		0.694	0.751	0.057
	C　原宿	左折		0.948	0.948	0
		直進		0.998	0.998	0
		右折		0.729	0.794	0.065
	D　国道 467 号	左折・直進		0.634	0.634	0
		右折		0.897	0.897	0

※1　工事中一般交通量は、現況交通量としました。
※2　工事中交通量は、工事中一般交通量に来園車両等及び工事用車両を加えた交通量です。
※3　調査地点No.4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

イ 工事中の歩行者・自転車の安全

工事用車両の主な走行ルートである県道 402 号（阿久和鎌倉）は、立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400m南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。

深谷交番前から深谷までの区間では、深谷から北側に約 400mの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。

工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底するほか、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。

(2) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び供用時の歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、供用時の来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び供用時の歩行者・自転車の安全への影響としました。

② 予測地域・地点

交通混雑（自動車）の予測地点は、来園車両等の走行が想定される信号交差点５箇所（立場、高砂苑バス停前、通信隊東側、深谷交番前、深谷）としました（図 6.13.1(3)　p.6.13-8 参照）。

なお、地点№２（高砂苑バス停前）、地点№３（通信隊東側）の交差点については、交差点構造の変更が予定されるため、将来の交差点構造で予測しました。

また、歩行者・自転車の安全の予測地点は、来園車両等の走行が想定される経路としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期としました。

④ 予測方法

交通混雑（自動車）は交差点需要率の算出等により交通混雑の程度を予測しました。

歩行者・自転車の安全は、交通安全対策等に基づき交通安全への影響を定性的に予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.13.6 に示すとおりです。

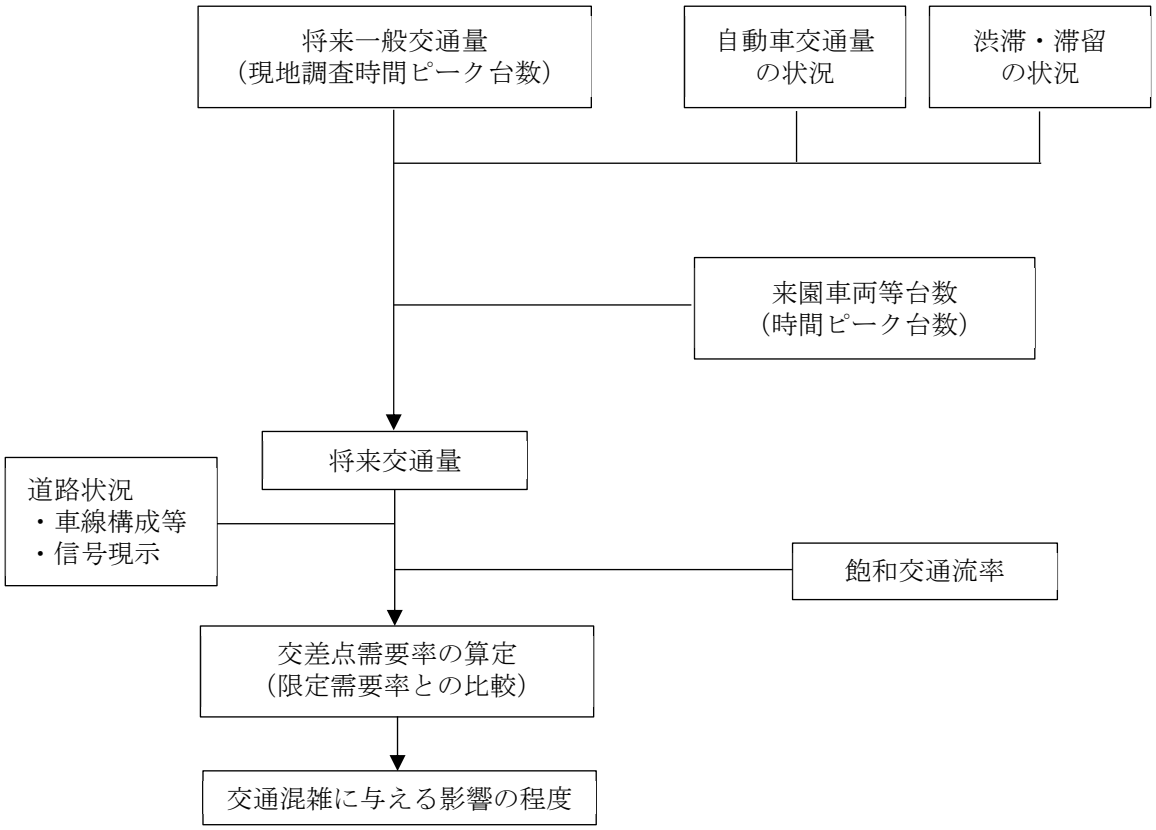


図 6.13.6　予測手順（来園車両時の走行に伴う交通混雑（自動車））

イ 予測手法

予測手法は「(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全」と同様としました（p.6.13-39 参照）。ただし、供用時の予測において、交差点構造の変更が予定される地点№２（高砂苑バス停前）、地点№３（通信隊東側）の交差点については、飽和交通流率の基本値を採用し、「平面交差の計画と設計　基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に基づき、直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800 としました。

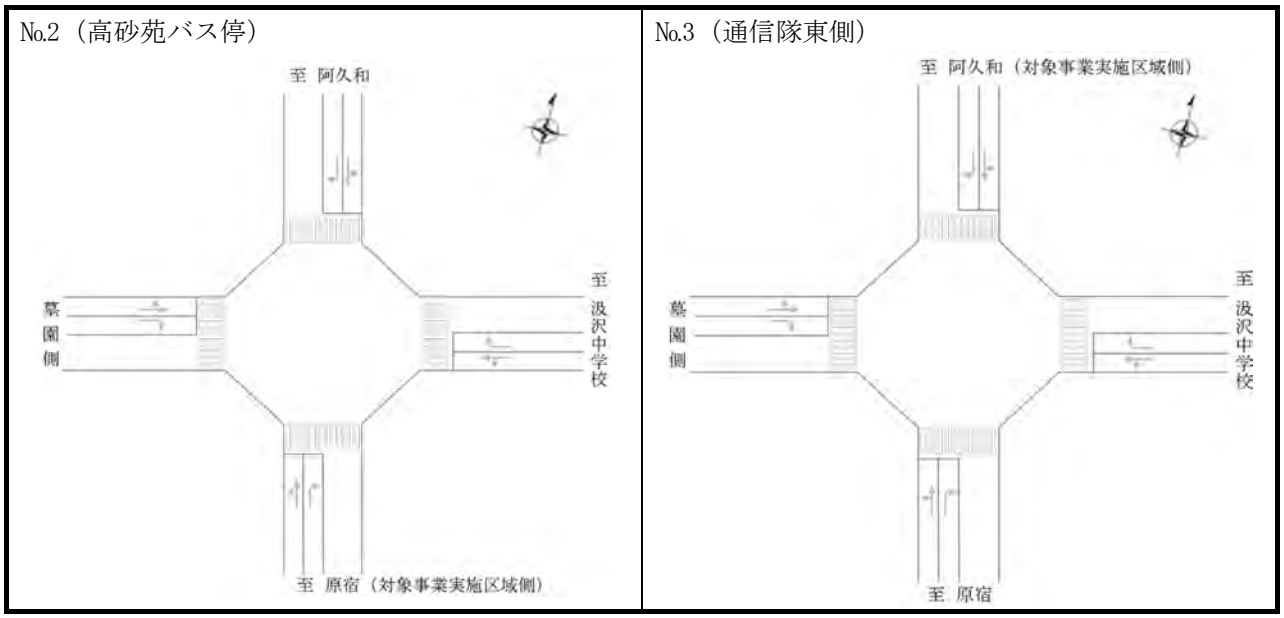


図 6.13.7　交差点構造の変更が予定される交差点の予定形状

⑤ 予測条件の整理

ア 交通量

(ｱ) 将来一般交通量

各交差点の１時間当たりの将来一般交通量は、現地調査から得られた各交差点の交差点流入交通量が最大となる１時間（15 分単位）において、１時間の渋滞長の増分（車両台数に換算）を考慮した「需要交通量」としました。

(ｲ) 来園車両等台数（公園・墓園利用交通量）

来園車両台数の設定根拠は、「第６章　6.5 大気質」(p.6.5-64～p.6.5-66）に示したとおりです。来園車両等のうち公園利用者による来園車両は、平日 1,180 台/日（片道)、休日 1,840 台/日（片道)、公園管理等の業務関係車両については、平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました。公園については混雑期を設定せず、混雑期の予測には休日の来園車両台数を用いました。また、来園車両等のうち墓園利用者による来園車両は、平日 150 台/日（片道)、休日 420 台/日（片道)、混雑期 2,348 台/日（片道)、墓園管理等の業務関係車両については、平日及び休日とも 10 台/日（片道）としました。

(ｳ) 将来交通量

将来交通量は、各交差点の流入ピーク時間における将来一般交通量に、公園及び墓園の来園車両のピーク時交通量を配分した交通量を加えた台数としました(「資料編　2.3 騒音・振動」(p.資 2.3-38～p.資 2.3-42）参照)。

イ 来園車両等の経路

来園車両等の経路は、図 6.13.1 (3)（p.6.13-8 参照）に示したとおりです。駐車場への出入りの交通規制（入口：左折イン、出口：左折アウト）を設け、右折を禁止する計画としています。

ウ 交通規制等

来園車両等の経路における交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

⑥ 予測結果

ア 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）

供用時ピーク時の各予測時点における交差点需要率は表 6.13.25（1）～（3）に、交差点車線混雑度は表 6.13.26（1）～（3）に示すとおりです。

供用時の将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日、休日ともNo.５（深谷）の平日 0.788、休日 0.745 であり、いずれの信号交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。ただし、混雑期については、No.４（深谷交番前）で 1.076 と限界需要率を上回っており、渋滞の発生が懸念されます。

供用時の将来交通量による車線混雑度が高い交差点は、平日ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.076、Ｃ断面の左直車線で 1.068、No.２（高砂苑バス停）Ａ断面の左直車線で 1.103、Ｃ断面の左直車線で 1.031、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.029、No.５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074、休日ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.040、Ｃ断面の左直車線で 1.006、No.２（高砂苑バス停）Ａ断面の左直車線で 1.073、Ｃ断面の左直車線で 1.247、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.174、混雑期ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.105、Ｃ断面の左直車線で 1.439、No.２（高砂苑バス停）Ａ断面の左直車線で 1.553、Ｃ断面の左直車線で 2.061、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.174、Ｃ断面の左直車線で 1.402、No.４（深谷交番前）Ａ断面の左直車線で 1.248、Ｃ断面の左折・右折車線で 1.232、No.５（深谷）Ｃ断面右折車線で 1.076 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.25（1）　交差点需要率（信号制御交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

【平日】

予測地点（交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	将来一般交通量※1 ①	将来交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
No.1（立場）	0.489	0.511	0.022	0.669
No.2（高砂苑バス停）	0.372	0.283	-0.089	0.829
No.3（通信隊東側）	0.323	0.245	-0.078	0.829
No.4（深谷交番前）	0.508	0.599	0.091	0.886
No.5（深谷）	0.776	0.788	0.012	0.875

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。

※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の来園車両等を加えた交通量です。

※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色)）／サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.13.25（2）　交差点需要率（信号制御交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

【休日】

予測地点（交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	将来一般交通量※1 ①	将来交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
No.1（立場）	0.445	0.510	0.065	0.677
No.2（高砂苑バス停）	0.340	0.316	-0.024	0.829
No.3（通信隊東側）	0.371	0.310	-0.061	0.829
No.4（深谷交番前）	0.500	0.736	0.236	0.867
No.5（深谷）	0.719	0.745	0.026	0.867

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。

※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の来園車両等を加えた交通量です。

※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色)）／サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.13.25（3）　交差点需要率（信号制御交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

【混雑期】

予測地点 （交差点名）	交差点需要率			限界需要率※3
	将来一般交通量※1 ①	将来交通量※2 ②	増分 ③＝②－①	
No.1 （立場）	0.446	0.642	0.196	0.677
No.2 （高砂苑バス停）	0.358	0.494	0.136	0.829
No.3 （通信隊東側）	0.371	0.477	0.106	0.829
No.4 （深谷交番前）	0.500	1.076	0.576	0.867
No.5 （深谷）	0.719	0.766	0.047	0.867

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。

※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の来園車両等と墓園の来園車両台数×5.6（類似墓園施設の休日利用台数とお彼岸の利用台数の増加率）を加えた交通量です。

※3　限界需要率：「(サイクル長－損失時間（黄色＋赤色)) /サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

※4　網掛けは、交差点需要率が限界需要率を超過している交差点です。交差点需要率が限界需要率を超過すると、交差点の処理能力として流入交通量を捌くことができないため、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.26（1）　交差点車線混雑度（来園車両等の走行に伴う交通混雑）【平日】

調査地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線		車線混雑度		
		現況	供用時	将来一般交通量※1	将来交通量※2	増分
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進		1.014	1.076	0.062
		右折		0.140	0.148	0.008
	B　戸塚	左折・直進		0.975	0.983	0.008
		直進				
		右折		0.379	0.379	0
	C　原宿	左折・直進		1.007	1.068	0.061
		右折		0.127	0.160	0.033
	D　長後	左折・直進		0.972	0.972	0
		直進				
		右折		0.399	0.431	0.032
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進		0.529	1.103	0.574
		－	右折	－	0.037	－
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.175	0.087	-0.088
		－	右折	－	0.118	－
	C　原宿	直進・右折	左折・直進	0.482	1.031	0.549
		－	右折	－	0.002	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.000	－
		－	右折	－	0.000	－
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進		0.352	1.029	0.677
		－	右折	－	0.000	－
	B　汲沢中学校	左折･右折	左折・直進	0.148	0.078	-0.07
		－	右折	－	0.004	－
	C　原宿	直進・右折	左折・直進	0.420	0.938	0.518
		－	右折	－	0.188	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.049	－
		－	右折	－	0.056	－
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進		0.492	0.594	0.102
	B　川むかい園	左折・右折		－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折		0.724	0.829	0.105
	D　原宿	直進・右折		0.322	0.349	0.027
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進		1.074	1.074	0
		右折		0.298	0.298	0
	B　阿久和	左折		0.281	0.350	0.069
		直進・右折		0.694	0.694	0
	C　原宿	左折		0.948	0.948	0
		直進		0.998	0.998	0
		右折		0.729	0.865	0.136
	D　国道 467 号	左折・直進		0.634	0.634	0
		右折		0.897	0.897	0

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。
※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の来園車両等を加えた交通量です。
※3　調査地点No..4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.26 (2)　交差点車線混雑度（来園車両等の走行に伴う交通混雑）【休日】

予測地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線		車線混雑度		
		現況	供用時	将来一般交通量※1	将来交通量※2	増分
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進		0.862	1.040	0.178
		右折		0.114	0.132	0.018
	B　戸塚	左折・直進		0.912	0.949	0.037
		直進				
		右折		0.401	0.401	0
	C　原宿	左折・直進		0.808	1.006	0.198
		右折		0.204	0.343	0.139
	D　長後	左折・直進		0.789	0.789	0
		直進				
		右折		0.497	0.568	0.071
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進		0.470	1.073	0.603
		－	右折	－	0.074	－
	B　汲沢中学校	左折･右折	左折・直進	0.168	0.133	-0.035
		－	右折	－	0.124	－
	C　原宿	直進･右折	左折・直進	0.455	1.247	0.792
		－	右折	－	0.011	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.000	－
		－	右折	－	0.000	－
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進		0.479	1.174	0.695
		－	右折	－	0.000	－
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.256	0.131	-0.125
		－	右折	－	0.022	－
	C　原宿	直進・右折	左折・直進	0.367	0.894	0.527
		－	右折	－	0.196	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.132	－
		－	右折	－	0.150	－
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進		0.628	0.891	0.263
	B　川むかい園	左折・右折		－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折		0.486	0.775	0.289
	D　原宿	直進・右折		0.342	0.405	0.063
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進		0.950	0.950	0
		右折		0.473	0.473	0
	B　阿久和	左折		0.376	0.517	0.141
		直進・右折		0.804	0.804	0
	C　原宿	左折		0.654	0.654	0
		直進		0.905	0.905	0
		右折		0.531	0.828	0.297
	D　国道 467 号	左折・直進		0.701	0.701	0
		右折		0.818	0.818	0

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。
※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の来園車両等を加えた交通量です。
※3　調査地点No.4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

表 6.13.26 (3)　交差点車線混雑度（来園車両等の走行に伴う交通混雑）【混雑期】

予測地点（交差点名）	流入断面（交差点流入方向）	車線		車線混雑度		
		現況	供用時	将来一般交通量※1	将来交通量※2	増分
No.1（立場）	A　阿久和	左折・直進		0.725	1.105	0.380
		右折		0.128	0.211	0.083
	B　戸塚	左折・直進		0.863	0.949	0.086
		直進				
		右折		0.358	0.358	0
	C　原宿	左折・直進		0.904	1.439	0.535
		右折		0.176	0.551	0.375
	D　長後	左折・直進		0.795	0.795	0
		直進				
		右折		0.531	0.691	0.160
No.2（高砂苑バス停）	A　阿久和	左折・直進		0.480	1.553	1.073
		－	右折	－	0.113	－
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.218	0.124	-0.094
		－	右折	－	0.134	－
	C　原宿	直進・右折	左折・直進	0.324	2.061	1.737
		－	右折	－	0.006	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.000	－
		－	右折	－	0.000	－
No.3（通信隊東側）	A　阿久和	左折・直進		0.479	1.174	0.695
		－	右折	－	0.000	－
	B　汲沢中学校	左折・右折	左折・直進	0.256	0.131	-0.125
		－	右折	－	0.022	－
	C　原宿	直進・右折	左折・直進	0.367	1.402	1.035
		－	右折	－	0.196	－
	D　墓園側	－	左折・直進	－	0.414	－
		－	右折	－	0.460	－
No.4※3（深谷交番前）	A　阿久和	左折・直進		0.628	1.248	0.620
	B　川むかい園	左折・右折		－	－	－
	C　中村三差路	左折・右折		0.486	1.232	0.746
	D　原宿	直進・右折		0.342	0.460	0.118
No.5（深谷）	A　泉	左折・直進		0.950	0.950	0
		右折		0.473	0.473	0
	B　阿久和	左折		0.376	0.633	0.257
		直進・右折		0.804	0.804	0
	C　原宿	左折		0.654	0.654	0
		直進		0.905	0.905	0
		右折		0.531	1.076	0.545
	D　国道 467 号	左折・直進		0.701	0.701	0
		右折		0.818	0.818	0

※1　将来一般交通量は、現況交通量としました。
※2　将来交通量は、将来一般交通量に公園及び墓園整備事業において想定している供用時の公園の来園車両等と墓園の来園車両台数×5.6（類似墓園施設の休日利用台数とお彼岸の利用台数の増加率）を加えた交通量です。
※3　調査地点No.4 の流入断面 B は信号制御の対象外であるため、混雑度の算出は対象外としました。
※4　網掛けは、車線混雑度が 1.000 を超過している車線です。車線混雑度が 1.000 を超過すると、車線別に捌くことができる容量より流入交通量が多いため、渋滞の発生が懸念されます。

イ 来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全

来園車両の主な走行ルートである県道 402 号（阿久和鎌倉）は、立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400m南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。深谷交番前から深谷までの区間では、深谷から北側に約 400mの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。

外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。

さらに、来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図ることにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の工事用車両の走行及び供用時の来園車両等の走行による影響を低減するため、表 6.13.27（1）～（2）に示す内容を実施します。

表 6.13.27（1） 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑	・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・周辺道路での路上待機車両が発生しないよう、入退場時間の事前調整及び工事用車両の運転者への指導を徹底します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、対象事業実施区域周辺での路上駐車を防止します。 ・対象事業実施区域周辺において他の事業の工事が実施される場合は、必要に応じて関係者間での情報共有、工事内容の調整等に努めます。
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通安全	・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保や必要に応じ誘導員を配置する等、安全に配慮します。 ・公園の一部供用開始後における工事用車両の出入口は、一般車両との交錯を避けた計画とし、安全に配慮します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・周辺に中学校等があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整します。

表 6.13.27（2）　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通混雑	・必要駐車台数を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園及び墓園利用者に対して公共交通機関の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・従業員に対しては、通勤時や業務の移送等において、可能な限り公共交通機関の利用を依頼していきます。 ・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。 ・公園整備事業で整備する駐車場は、横浜市駐車場条例の附置義務に基づく必要台数（隔地駐車場を含む）を確保、墓園整備事業で整備する駐車場は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく必要台数を確保し、待機車両の発生の抑制に努めます。 ・施設利用者に関しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。
【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通安全	・敷地内の歩行者の安全確保、バリアフリーについて配慮します。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

5) 評価

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

① 工事用車両の走行に伴う交通混雑

第０期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、№５（深谷）の 0.791 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.146、Ｄ断面の左直車線で 1.121、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

第１期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、№５（深谷）の 0.795 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.165、Ｄ断面の左直車線で 1.121、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

第２期の工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、№５（深谷）の 0.798 であり、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。工事中交通量による車線混雑度が高い交差点は、№１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.049、Ｃ断面の左直車線で 1.036、№５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

工事中は、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるとともに、周辺道路での路上待機車両が発生しないよう、入退場時間の事前調整及び工事用車両の運転者への指導を徹底するほか、工事用車両の運転者に対しては走行ルートの厳守を徹底する等の配慮を講じていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成できるものと考えます。

② 工事用車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

工事用車両の主な走行ルートである県道 402 号（阿久和鎌倉）は、立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400m南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。深谷交番前から深谷までの区間では、深谷から北側に約 400mの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。

工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底するほか、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成できるものと考えます。

(2) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動者）及び歩行者・自転車の安全

① 来園車両等の走行に伴う交通混雑

供用時の将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日、休日ともNo.５（深谷）の平日 0.788、休日 0.745 であり、いずれの信号交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。ただし、混雑期については、No.４（深谷交番前）で 1.076 と限界需要率を上回っており、渋滞の発生が懸念されます。

供用時の将来交通量による車線混雑度が高い交差点は、平日ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.076、Ｃ断面の左直車線で 1.068、No.２(高砂苑バス停)Ａ断面の左直車線で 1.103、Ｃ断面の左直車線で 1.031、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.029、No.５（深谷）Ａ断面の左直車線で 1.074、休日ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.040、Ｃ断面の左直車線で 1.006、No.２（高砂苑バス停）Ａ断面の左直車線で 1.073、Ｃ断面の左直車線で 1.247、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.174、混雑期ではNo.１（立場）Ａ断面の左直車線で 1.105、Ｃ断面の左直車線で 1.439、No.２（高砂苑バス停）Ａ断面の左直車線で 1.553、Ｃ断面の左直車線で 2.061、No.３（通信隊東側）Ａ断面の左直車線で 1.174、Ｃ断面の左直車線で 1.402、No.４（深谷交番前）Ａ断面の左直車線で 1.248、Ｃ断面の左折・右折車線で 1.232、No.５（深谷）Ｃ断面右折車線で 1.076 と 1.000 を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。

公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。また、イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

② 来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全

来園車両の主な走行ルートである県道 402 号（阿久和鎌倉）は、立場から萩丸（南側）までの区間では、立場から約 400ｍ南側の範囲まで、マウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されており、萩丸付近でもマウントアップされた歩道が整備されています。葛野小入口から通信隊東側までの区間では、主にマウントアップのないガードレールが整備されており、一部でマウントアップ、ガードパイプが整備された箇所が見られます。深谷交番前から深谷までの区間では、深谷から北側に約 400ｍの区間でマウントアップ、マウントアップ＋ガードレールが整備されています。

外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。

さらに、来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図ることにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。

6.14　景観

6.14 景観

公園及び墓園整備事業の実施により、周辺の主要な眺望地点からの景観や囲繞景観に変化を生じさせるおそれがあります。

そこで、供用時の主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	・対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大部分が武蔵野段丘面群にあることから、全体的に平野が広がる地形となっており、一部になだらかな丘が見られます。西側遠方には富士山や丹沢山地が眺望できます。 ・対象事業実施区域内にはグラウンドや草地が広がり、対象事業実施区域及びその周辺にはまとまった農地が存在するほか山林（雑木林）が点在して見られます。 ・対象事業実施区域及びその周辺は視界を遮るような高さの建築物は存在せず、開けた市街地が広がり、自然的景観としては、西側遠方に見える富士山や丹沢山地が挙げられます。	p. 6. 14-9～ p. 6. 14-17
環境保全目標	・周辺景観との調和を著しく損なわないこと。	p. 6. 14-17
予測結果の概要	ア　主要な眺望地点からの景観の変化 対象事業実施区域の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することとなりますが、地点№15（汲沢畑田公園）においては、ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。地点№16（ドリームハイツ第一公園）においては、施設等が住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはないと予測します。地点№17（かまくらみち北側)、地点№18（かまくらみち南側）においては、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。	p. 6. 14-23～ p. 6. 14-40

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	イ　囲繞景観の変化 景観区の場の状態は、対象事業実施区域内の全域が改変されることから、全ての景観区で100%変化すると予測します。対象事業実施区域内の草地や樹木等を改変し、公園や墓園の緑地や、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。眺めを変化させることになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。 利用の状態は、現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。眺めの状態は、対象事業実施区域内の全域が改変され、公園及び墓園整備事業で新たな公園施設及び墓園施設を整備する計画であることから、全ての景観区で変化すると予測します。 囲繞景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はないと予測します。視認性は、人の立ち入りがない草地環境は、運動施設等を整備するため、視認性は低下すると予測しますが、囲障区域では、高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘を整備するため、視認性が向上すると予測します。人工的土地利用域では、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、視認性に変化はないと予測します。利用性、親近性は、人の立ち入りがない草地環境・囲障区域では、供用時は公園や墓園の来園者に広く利用されるため、向上すると予測しますが、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありません。	p. 6. 14-23～ p. 6. 14-40
環境の保全のための措置	・建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。 ・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。	p. 6. 14-41
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 14-42

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う景観への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①地域景観の特性

②主要な眺望地点からの眺望の状況

③囲繞景観の状況

④関係法令、計画等

② 調査地域・地点

ア 地域景観の特性

調査地域は、対象事業実施区及びその周辺としました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

調査地点は、対象事業実施区域周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点として設定した地点としました。

現地調査地点は、表 6.14.1 及び図 6.14.1 に示す地点№１～18 としました。

ウ 囲繞景観の状況

調査地点は、対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点としました。

現地調査地点は、表 6.14.1 及び図 6.14.1 に示す地点№19～26 としました。

表 6.14.1　現地調査地点（主要な眺望地点及び囲繞景観）

区分	地点No.	名称
主要な眺望地点 （人が集まる要素を持った地区）	1	中田中央公園
	2	泉中央公園
	3	しらゆり公園
	4	谷矢部池公園
	5	古橋市民の森
	6	踊場公園
	7	鍋屋の森
	8	宮谷西公園
	9	天王森泉公園
	10	俣野公園
	11	まさかりが淵市民の森
	12	戸塚公園
	13	戸塚西公園
	14	深谷市民の森
	15	汲沢畑田公園
	16	ドリームハイツ第一公園
	17	かまくらみち北側※
	18	かまくらみち南側※
主要な囲繞景観	19	かまくらみち中（東側）※
	20	かまくらみち中（西側）※
	21	中央広場①
	22	中央広場②
	23	河川上流（上流）
	24	河川上流（下流）
	25	河川下流（上流）
	26	河川下流（下流）

※　かまくらみちとは、県道 402 号（阿久和鎌倉）です。以下、「かまくらみち」といいます。

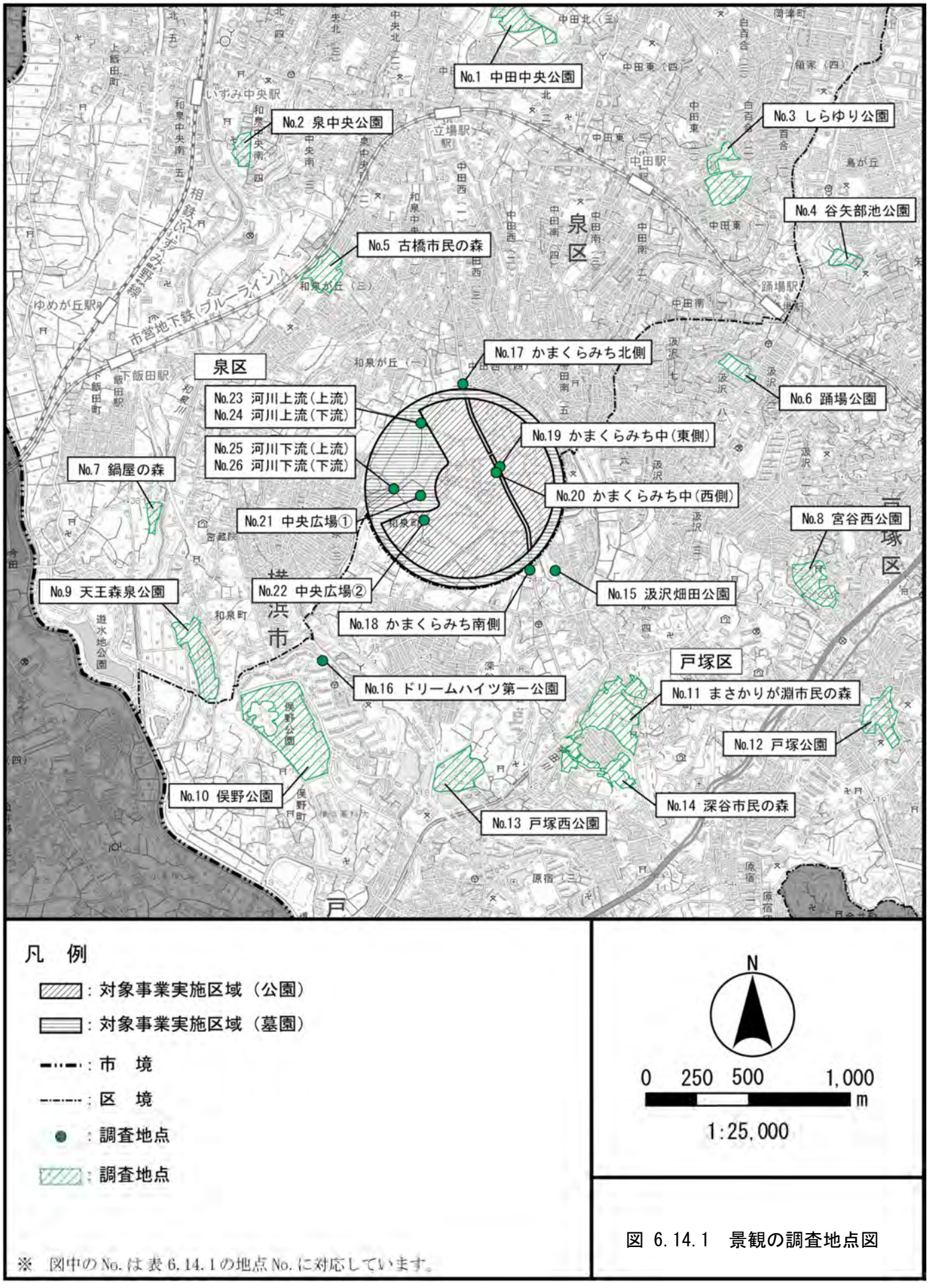


図 6.14.1 景観の調査地点図

③ 調査期間・時期

ア 地域景観の特性

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

現地調査実施日は、表 6.14.2 に示すとおりです。

ウ 囲繞景観の状況

現地調査実施日は、表 6.14.2 に示すとおりです。

表 6.14.2　現地調査実施日

調査時期	調査実施日
落葉期（冬季）	令和 4 年 2 月 22 日（火）、令和 4 年 2 月 23 日（水）、 令和 4 年 3 月 25 日（金）
着葉期（夏季）	令和 4 年 8 月 3 日（水）、令和 4 年 8 月 7 日（土）

エ 関係法令・計画等

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

④ 調査方法

ア 地域景観の特性

地域景観の特性について、地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地踏査により、状況を確認しました。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況について、現地踏査及び写真撮影により調査しました。撮影条件は表 6.14.3 に示すとおりです。

ウ 囲繞景観の状況

囲繞景観の状況について、現地踏査及び写真撮影により調査しました。撮影条件は表 6.14.3、囲繞景観の整理、解析方法は表 6.14.4 に示すとおりです。

表 6.14.3　景観写真の撮影条件

使用カメラ	使用レンズ	水平角	撮影高さ
Canon EOS 80D	EF-S18-135mm F3.5-5.6 IS USM	56°	地盤+1.5m

表 6.14.4　囲繞景観の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景観区の区分	調査地域内※1の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、調査範囲を景観区に区分しました。
景観区の場の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景観区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景観区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景観区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	現地踏査や写真撮影により、当該地域の囲繞景観の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.14.5 に示すとおりです。 指標の選定にあたっては、景観が有する普遍価値※2（自然性、視認性、利用性等）と固有価値※3（固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の 3 段階に分けました。

※1　対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲内としました。
※2　普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。
※3　固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.14.5　価値の認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ　等
	視認性	見られやすさ（被視頻度）　等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅　等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 ほかにはない独特の要素の存在　等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在　等

エ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
・「横浜市景観計画」
・「横浜市景観ビジョン」
・「横浜市公共事業景観ガイドライン」
・「横浜市環境管理計画」

⑤ 調査結果

ア 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大部分が武蔵野段丘面群にあることから、全体的に平野が広がる地形となっており、一部になだらかな丘が見られます。西側遠方には富士山や丹沢山地が眺望できます。

対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域です。対象事業実施区域内にはグラウンドや草地が広がり、対象事業実施区域及びその周辺にはまとまった農地が存在するほか山林（雑木林）が点在して見られます。

高い建築物は、対象事業実施区域東側に見られる中高層建築物の団地や小中学校等で、高層建築物は対象事業実施区域及びその周辺には存在しません。

このように、対象事業実施区域及びその周辺は視界を遮るような高さの建築物は存在せず、開けた市街地が広がり、自然的景観としては、西側遠方に見える富士山や丹沢山地が挙げられます。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況は、表 6.14.6（1）～（2）に示すとおりです。

表 6.14.6（1）　主要な眺望地点からの眺望の状況

地点№	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
1	中田中央公園	約 1,700m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
2	泉中央公園	約 1,500m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
3	しらゆり公園	約 1,500m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
4	谷矢部池公園	約 1,600m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
5	古橋市民の森	約 600m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
6	踊場公園	約 900m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
7	鍋屋の森	約 1,000m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
8	宮谷西公園	約 1,200m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。

表 6.14.6（2）　主要な眺望地点からの眺望の状況

地点№	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
9	天王森泉公園	約 1,000m	本地点からは、樹木や住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の樹木や住宅により、対象事業実施区域は視認できません
10	俣野公園	約 800m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
11	まさかりが淵市民の森	約 800m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
12	戸塚公園	約 1,700m	本地点からは、住宅地が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません
13	戸塚西公園	約 900m	本地点からは、農地が視野の大部分を占め、その奥に住宅地が視認できます。住宅により、対象事業実施区域は視認できません
14	深谷市民の森	約 900m	本地点からは、集合住宅が視野の大部分を占めます。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
15	汲沢畑田公園	約 100m	本地点からは、農地、住宅が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域の一部が視認できます。
16	ドリームハイツ第一公園	約 600m	本地点からは、樹林や住宅地が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域の一部が視認できます。
17	かまくらみち北側	約 20m	本地点からは、県道 402 号及び街路樹等が見え、その奥に対象事業実施区域が視認できます。
18	かまくらみち南側	約 30m	本地点からは、県道 402 号が見え、その奥に対象事業実施区域が視認できます。

ウ 囲繞景観の状況

(ｱ) 景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、人の立ち入りがない草地環境、囲障区域の３つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.14.7 及び図 6.14.2 に示すとおりです。

表 6.14.7　景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
人の立ち入りがない草地環境	［地形］ 高低差が小さい。 ［現存植生等］ 高茎草本群落が大半を占めており、景観区の北側には小規模であるが、オギ群落、湿生草本群落が分布する。
囲障区域	［地形］ 高低差が小さい。 ［現存植生等］ 囲障区域内は落葉広葉樹林（ミズキ林）と高茎草本群落が混在する植生となっている。
人工的土地利用域	［地形］ 高低差が小さく、一部 3 面張りの河川がある。 ［現存植生等］ 高茎草本群落の多くの割合を占めている中で、人の立ち入り頻度によって差異を設けているシバ群落（運動場及び広場）が分布する。その他、対象事業実施区域の際には落葉広葉樹林（コナラ林）が見られる。

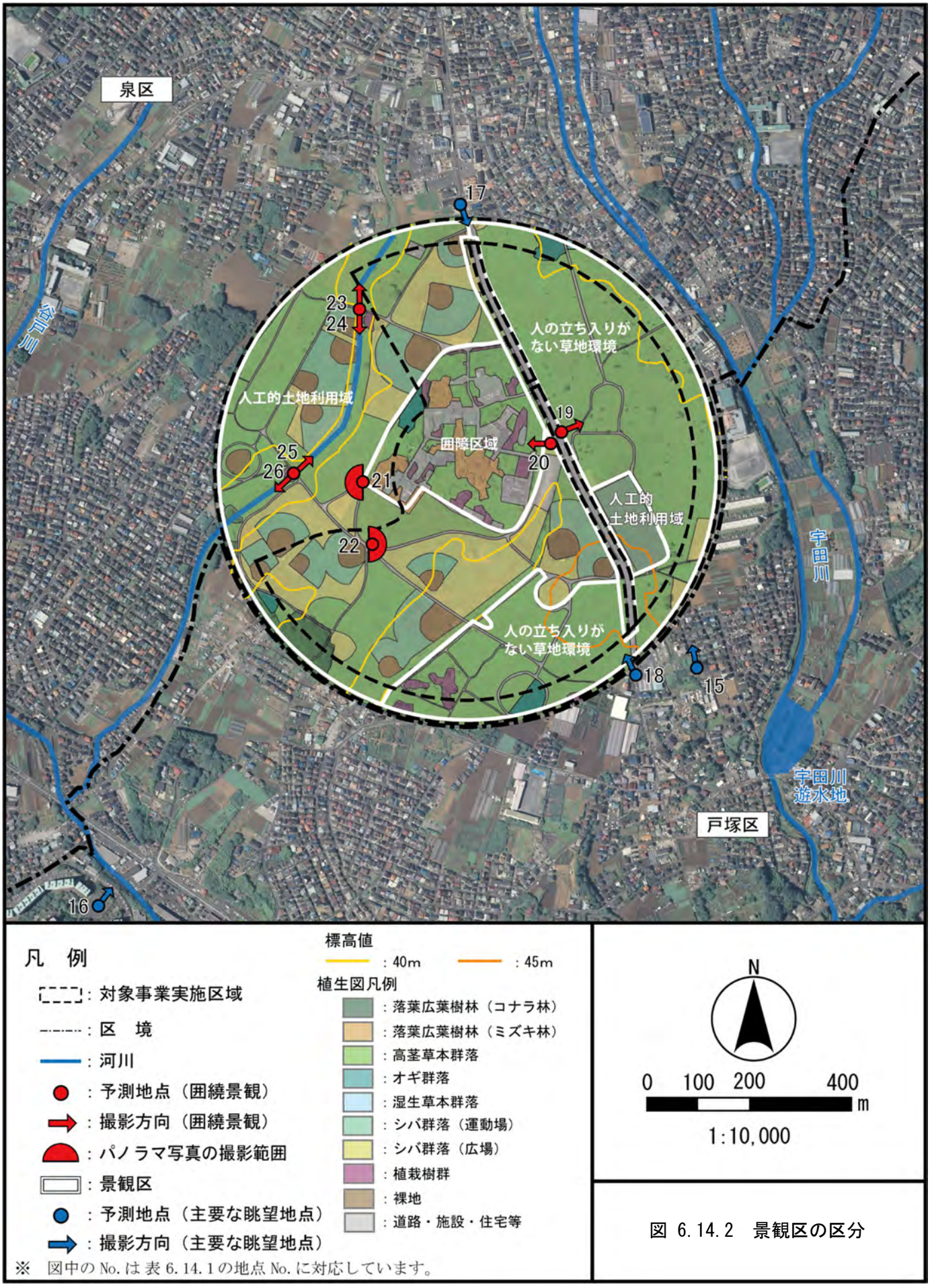


図 6.14.2　景観区の区分

（ｲ）利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.14.8 に示すとおりです。

表 6.14.8　景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
人の立ち入りがない草地環境	対象事業実施区域東側に広がる草地環境が該当します。草地環境は立ち入りが禁止されています。立ち入りが禁止されている範囲は「第２章　2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性　図 2.2.1」(p.2-5) の対象事業実施区域内の無色範囲です。ただし、整備されている通路は、地域住民に広く利用されています。
囲障区域	対象事業実施区域中央部に位置する囲障区域が該当します。囲障区域は地域住民の立ち入りが禁止されています。
人工的土地利用域	対象事業実施区域の西側の範囲が該当します。整備されているグラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は、地域住民に広く利用されています。3 面張りの河川（水路）が存在しています。

（ｳ）眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.14.9 に示すとおりです。

表 6.14.9　景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点№	眺めの状態
人の立ち入りがない草地環境	19	対象事業実施区域内の草地を広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。
囲障区域	20	囲障区域外から囲障区域内を見る場合、囲障区域外と囲障区域を分けるフェンスと囲障区域内の樹林及び草地を視認することができます。
人工的土地利用域	21～26	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内のグラウンド（野球場、ゲートボール場等）や草地が広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。河川（水路）は、くぼ地となっており、遠方からは視認できませんが、河川（水路）を横断する通路の上から視認することができます。

(ｴ) 価値の状況

景観区の場の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、囲繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

囲繞景観の価値の状況は、表 6.14.10 に示すとおりです。

表 6.14.10　景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
人の立ち入りがない草地環境	普遍価値	自然性	◎	草地が分布するため、自然性は高い。
		視認性	◎	平坦な地形のため、視認性は高い。
		利用性	△	通路は地域住民に広く利用されているものの、景観区のほとんどで立ち入りが禁止されているため、利用性は低い。
	固有価値	固有性	○	周辺に似た環境が存在するが、景観区の北側に小規模なオギ群落、湿生草本群落が分布しているため、固有性は中程度。
		親近性	△	通路は地域住民に広く利用されているものの、景観区のほとんどで立ち入りが禁止されているため、親近性は低い。
囲障区域	普遍価値	自然性	◎	地域住民の立ち入りが禁止されているため、対象事業実施区域内でまとまった樹林地が存在する数少ない環境であるため、自然性は高い。
		視認性	△	周囲がフェンスで囲われているため、視認性は低い。
		利用性	△	囲障区域は地域住民の立ち入りが禁止されているため、利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎	地域住民の立ち入りが禁止されているため、対象事業実施区域内でまとまった樹林地が存在する数少ない環境であるため、固有性は高い。
		親近性	△	囲障区域は立ち入りが禁止されているため、親近性は低い。
人工的土地利用域	普遍価値	自然性	△	人工的な土地利用であり、河川（水路）は三面張りであるため、自然性は低い。
		視認性	◎	平坦な地形のため、視認性は高い。
		利用性	◎	グラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○	周辺に類似の環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎	グラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。

エ 関係法令、計画等

(ｱ) 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」

（横浜市条例第２号、平成 18 年２月）

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、本市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を「都市景観協議地区」として本市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい 21 中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい 21 新港地区都市景観協議地区」、「山手地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域には協議地区の指定はありません。

(ｲ) 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」

（横浜市条例第 17 号、平成７年３月）

この条例は、環境の保全及び創造について、本市、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定めるとされています。

その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

(ｳ)「横浜市景観ビジョン」(横浜市都市整備局都市デザイン室、平成 31 年３月改定)

この景観ビジョンは、本市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくることが、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下の横浜らしい景観をつくる 10 のポイントが示されています。

①街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
②安全で快適な歩行者空間の景観づくり
③歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
④水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
⑤身近な生活空間での景観づくり
⑥人々の交流や賑わいの景観づくり
⑦街の個性を引き立たせる夜間景観
⑧周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
⑨屋外広告物の景観的配慮
⑩想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性を生かした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながら巡ることのできる景観を目指します。
・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

(ｴ)「横浜市景観計画」(横浜市、令和５年１月変更)

本市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。本市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

(ｵ)「横浜市公共事業景観ガイドライン」(横浜市都市整備局、令和４年９月)

このガイドラインは、本市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等がまとめられています。

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生き物の生育・生息環境の場等といった、多様な機能を持つ公共施設であり、また、季節の変化を感じることができる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも深く寄与しているという基本的な考え方の下、植栽、園路、建築物、工作物、駐車場について具体的な留意点が示されています。

(ｶ)「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

本市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指すとしています。

計画では、総合的な視点による基本政策の一つである「水とみどり～自然の恵みを享受できる環境の保全・再生・創造～」の中で、以下の取組方針が示されています。

・「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」に基づき、緑のネットワークの核となるまとまりのある森の保全や、街の魅力を高めにぎわいづくりにつながる緑の創出を進めます。
・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を進めます。

2) 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.14.11 に示すとおり設定しました。

表 6.14.11 環境保全目標（景観）

区分	環境保全目標
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	・周辺景観との調和を著しく損なわないこと。

3) 予測

(1) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化

① 予測項目

予測項目は施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化としました。

② 予測地域・地点

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.14.1（p.6.14-4）に示した調査地点 18 地点のうち地域特性や対象事業実施区域との位置関係を踏まえ、代表地点として 4 地点を選定しました。

予測地点（主要な眺望地点）選定の判定基準は表 6.14.12 に、各予測地点における選定及び非選定の理由は表 6.14.13 に示すとおりです。

また、予測地点（主要な眺望地点）は、図 6.14.3 に示すとおりです。

表 6.14.12　予測地点（主要な眺望地点）選定の判定は、基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または計画建物の半分以上が眺望可能と想定される。
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または計画建物の半分以下が眺望可能と想定される。
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、計画建物のほとんどが眺望できない。
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所。
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点。
	△	上記以外の眺望地点。

表 6.14.13　予測地点として選定する理由（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点No.	主要な眺望地点	視認性	認知度	選定結果	選定・非定の理由
1	中田中央公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
2	泉中央公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
3	しらゆり公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
4	谷矢部池公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
5	古橋市民の森	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
6	踊場公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
7	鍋屋の森	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
8	宮谷西公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
9	天王森泉公園	△	○	－	樹林や住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
10	俣野公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
11	まさかりが淵市民の森	△	○	－	樹木等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
12	戸塚公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
13	戸塚西公園	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
14	深谷市民の森	△	○	－	住宅等で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
15	汲沢畑田公園	◎	○	選定	対象事業実施区域南側からの眺望地点として選定しました。
16	ドリームハイツ第一公園	○	○	選定	対象事業実施区域西側からの眺望地点として選定しました。
17	かまくらみち北側	◎	○	選定	供用後の出入口となる場所であるため、眺望地点として選定しました。
18	かまくらみち南側	◎	○	選定	供用後の出入口となる場所であるため、眺望地点として選定しました。

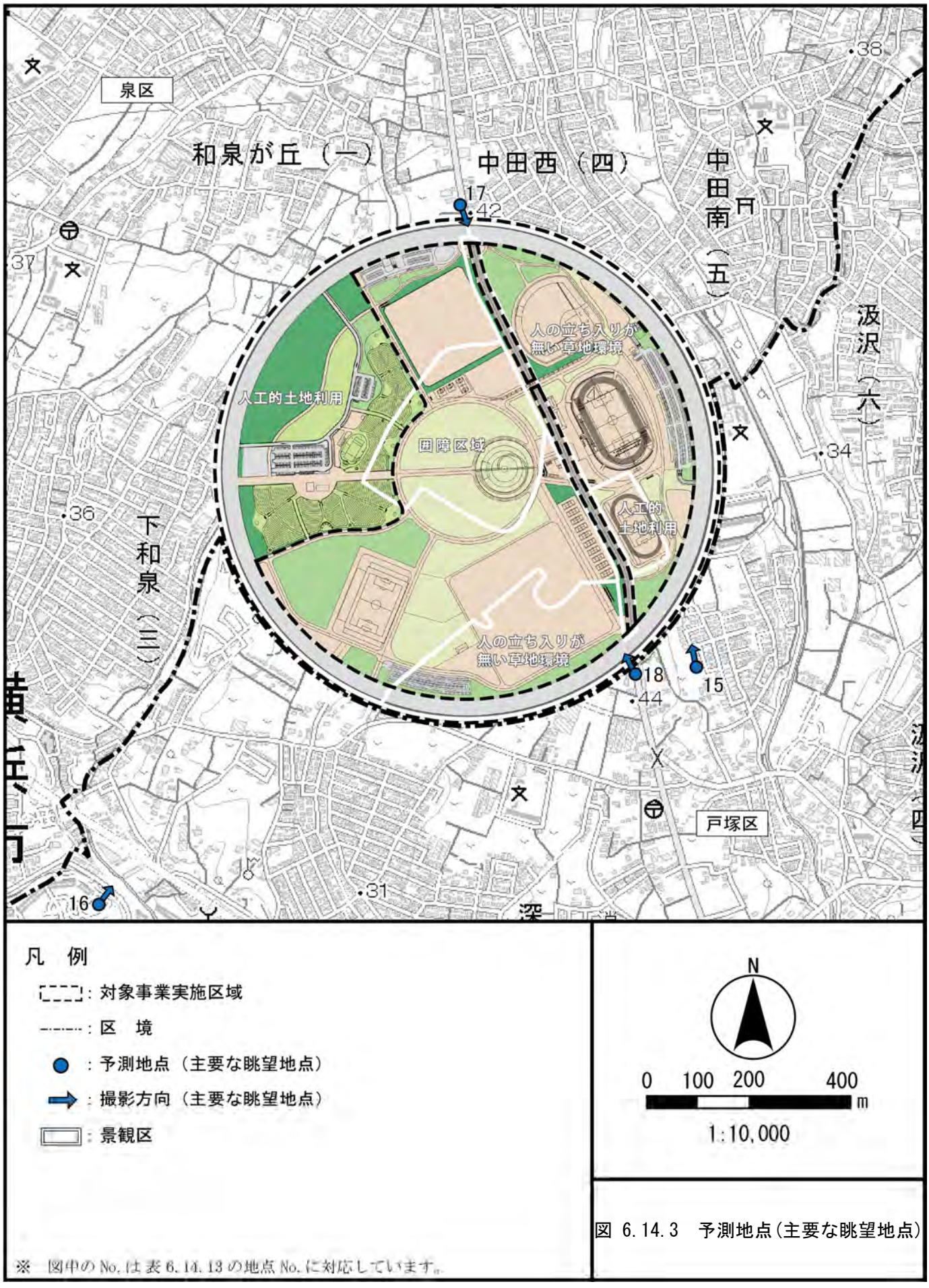


図 6.14.3　予測地点（主要な眺望地点）

イ 囲繞景観の変化

予測地点は、表 6.14.12（p.6.14-18）に示す判定基準に従って、調査を行った８地点を整理しました。判定基準は、調査地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できることを念頭においています。

予測地点は、表 6.14.14 及び図 6.14.4 に示すとおり、囲繞景観の予測地点として８地点を選定しました。

表 6.14.14　予測地点の選定結果（囲繞景観の変化）

地点№	主要な眺望地点	距離※（m）	視認性	認知度	選定結果	選定・非定の理由
19	かまくらみち中（東側）	0m	◎	△	選定	人の立ち入りがない草地環境を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
20	かまくらみち中（西側）	0m	◎	△	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
21	中央広場①	0m	◎	◎	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
22	中央広場②	0m	◎	◎	選定	囲障区域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
23	河川上流（上流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
24	河川上流（下流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
25	河川下流（上流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。
26	河川下流（下流側）	0m	◎	△	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を中央から眺望できる地点として選定します。

※　距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

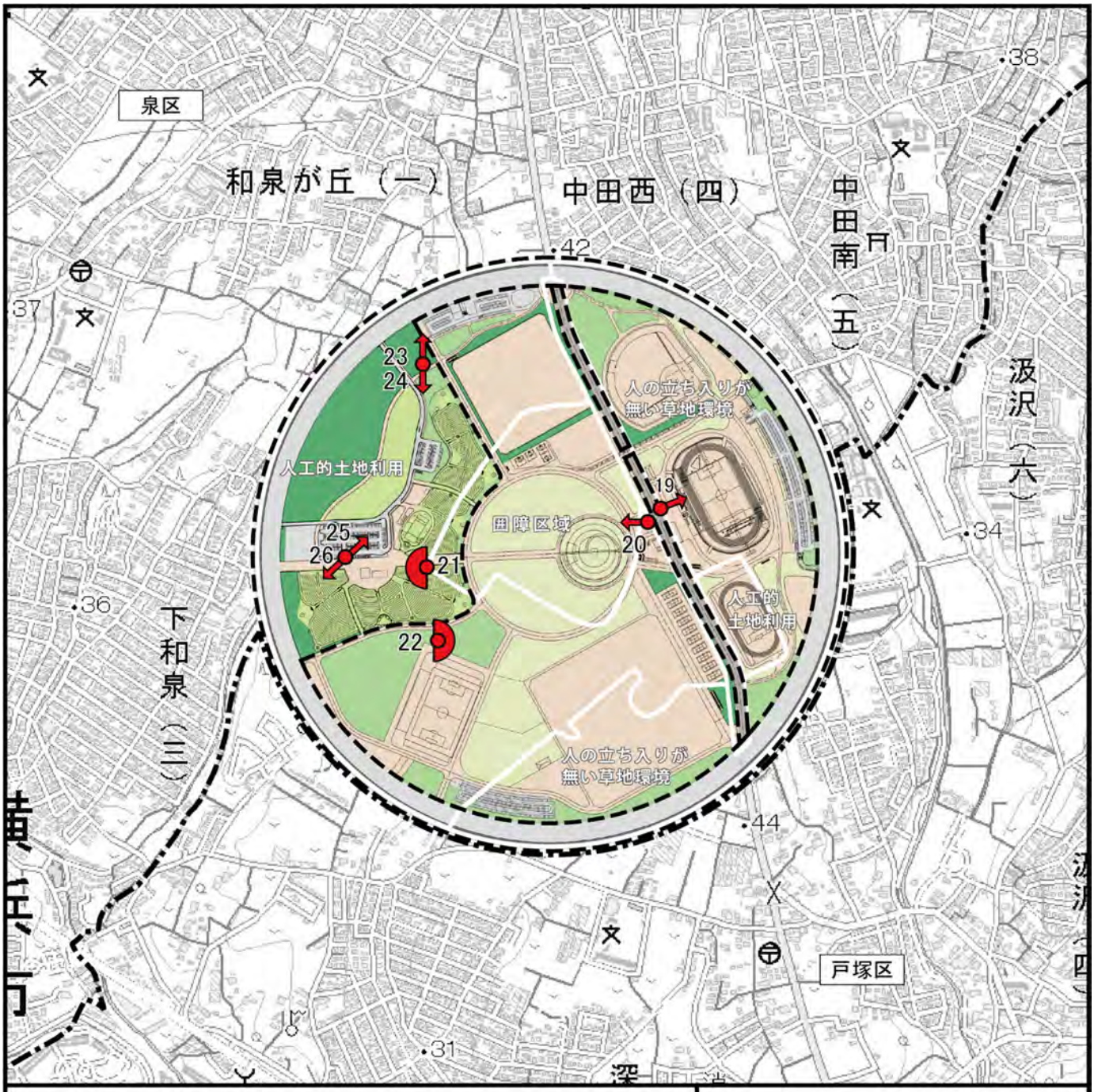


図 6.14.4　囲繞景観の予測地点

③ 予測時期

予測時期は、工事完了直後、必要に応じてその後の適切な時期としました。

④ 予測方法

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真をもとに、フォトモンタージュ作成により、眺望の変化の程度を定性的に予測しました。

イ 囲繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で囲繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p.2-8 及び p.2-12～p.2-25）に示したとおりです。

⑥ 予測結果

ア 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、表 6.14.15～表 6.14.18 に示すとおりです。

表 6.14.15　景観の変化（No.15：汲沢畑田公園【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>本地点は、公園内に設置される多目的広場のネットフェンスを眺望することができます。ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.16　景観の変化（№16：ドリームハイツ第一公園【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月７日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>本地点は、公園内に設置される多目的広場のネットフェンスやサッカー場の照明を眺望することができます。ネットフェンスや照明等の設備が眺望とスカイラインを変化させますが、住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはないと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.17　景観の変化（No.17：かまくらみち北側【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>本地点は、対象事業実施区域の北側外周道路の植樹帯、公園内に設置されるスタンド付き硬式野球場及び多目的広場のネットフェンスや照明等の設備を眺望することができます。対象事業実施区域内の草地等を改変することになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.18　景観の変化（No.18：かまくらみち南側【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和 4 年
8 月 3 日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>本地点は、対象事業実施区域の南側の外周道路、公園内に設置される多目的広場のネットフェンス等の設備を眺望することができます。対象事業実施区域内の草地等を改変することになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

イ 囲繞景観の変化

(ｱ) 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区ごとの改変率、供用時における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.14.19 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、全域を改変する計画のため、改変率は全ての景観区で 100%となっています。

表 6.14.19　景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
人の立ち入りがない草地環境	約 30	約 30	100	草地環境は立ち入りが禁止されていますが、通路が整備されており、地域住民に広く利用されています。供用後は公園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、硬式野球場や陸上トラック等を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。
囲障区域	約 7	約 7	100	囲障区域内は現況では立ち入り禁止となっています。供用後は公園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘や草地広場を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。
人工的土地利用域	約 40	約 40	100	現況ではグラウンド（野球場、ゲートボール場等）や通路が整備されており、地域住民に広く利用されています。三面張りの河川（水路）が存在しています。供用後は公園や墓園の来園者に広く利用されます。	対象事業実施区域内は全域が改変され、河川（水路）は埋め立てられる計画です。多目的広場やサッカー場等の施設、墓園等を整備する計画であることから、眺望は変化すると予測します。

(ｲ) 囲繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

囲繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.14.20 (1) ～ (2)、フォトモンタージュは表 6.14.21～表 6.14.28 に示すとおりです。

表 6.14.20 (1)　囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

地点No.	主要な囲繞景観	景観区の区分	現況	供用時
19	かまくらみち中（東側）	人の立ち入りがない草地環境	対象事業実施区域内の草地が広く視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、正面には陸上競技場が設置、左側には管理棟が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
20	かまくらみち中（西側）	囲障区域	囲障区域と囲障区域外の境目のフェンス及び囲障区域の中の樹木及び構造物が視認できます。	囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
21	中央広場①	人工的土地利用域	囲障区域及び中央広場が視認できます。囲障区域内は落葉広葉樹林（ミズキ林）と高茎草本群落及び既存構造物が存在し視認できるほか、植栽が視野の大部分を占めます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
22	中央広場②		対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。	対象事業実施区域内の草地が改変され、サッカー場等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地保護区が整備され、オープン式調整池の水辺が整備される等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

表 6.14.20 (2)　囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

地点No.	主要な囲繞景観	景観区の区分	現況	供用時
23	河川上流 (上流側)	人工的 土地利用域	対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地を視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
24	河川上流 (下流側)		落葉広葉樹林が視野のほとんどを占めます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には墓地が整備されるため、眺めは変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
25	河川下流 (上流側)		対象事業実施区域内の草地が広く視認できるほか、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地を視認できます。また、対象事業実施区域に隣接する住宅地等を見ることができます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。
26	河川下流 (下流側)		落葉広葉樹林が視野のほとんどを占めます。	対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川(水路)が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、園路は富士山の景観軸に沿って幅10m以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行うことで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

表 6.14.21　景観の変化（№19：かまくらみち中（東側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地が改変され、正面には陸上競技場が設置、左側には管理棟が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

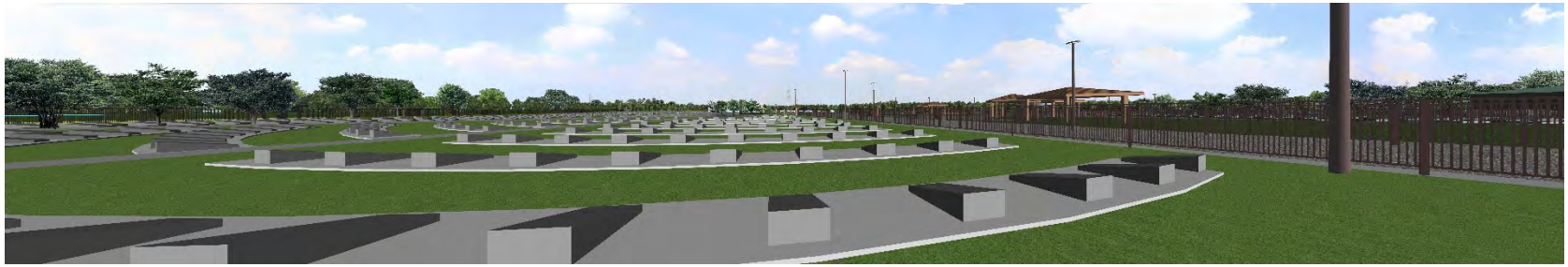
※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.22　景観の変化（№20：かまくらみち中（西側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和 4 年
8 月 3 日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 6.14.23　景観の変化（№21：中央広場①【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地が改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

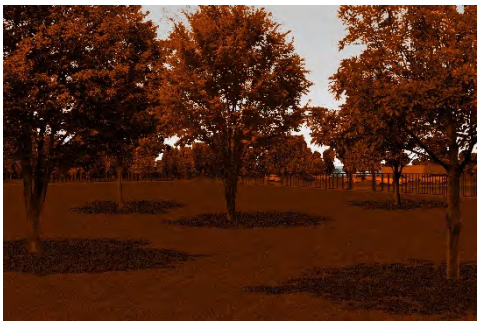
※　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 6.14.24　景観の変化（№22：中央広場②【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地が改変され、サッカー場等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、草地保護区が整備され、オープン式調整池の水辺※1が整備される等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※1　オープン式調整池の水辺は、常時水が滞留しているものではありません。なお、供用時のイメージ図は、水がない状態のオープン式調整池の水辺を示しています。
※2　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.25　景観の変化（No.23：河川上流（上流側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.26　景観の変化（№24：河川上流（下流側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、手前には墓園の緑地、奥には墓地が整備されるため、眺めは変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、墓園内に高木を含む樹木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

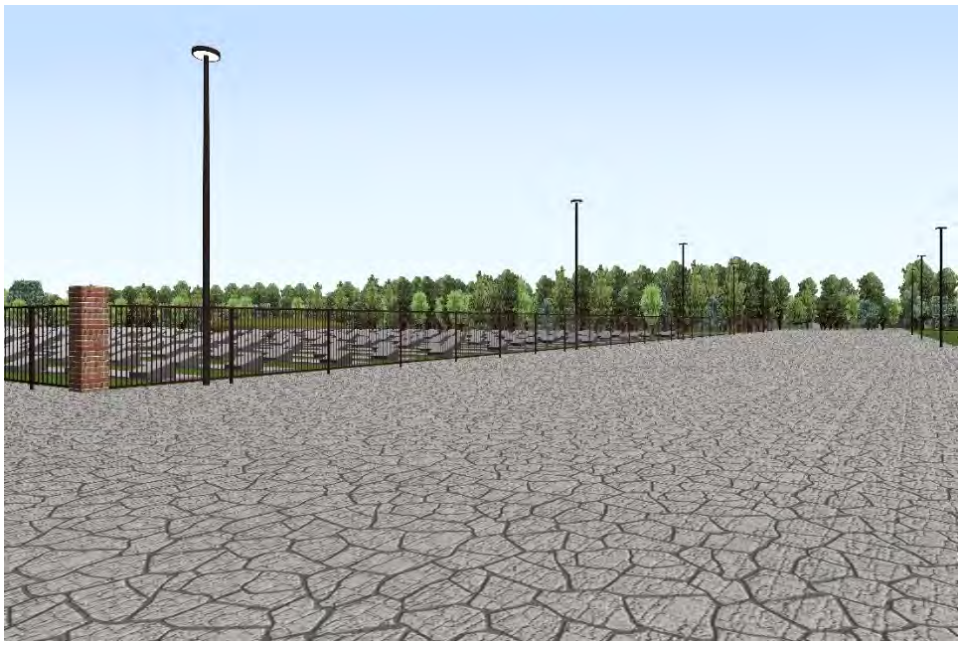
※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.27　景観の変化（No.25：河川下流（上流側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、草地を設け、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 6.14.28　景観の変化（№26：河川下流（下流側）【着葉期】）

<table>
<tr><td>【現況】
令和４年
８月３日撮影</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>【供用時】</td><td colspan="2">  </td></tr>
<tr><td>景観の変化</td><td>  </td><td>対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。
眺めを変化させることになりますが、園路は富士山の景観軸に沿って幅 10m 以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行うことで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</td></tr>
</table>

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

(ｳ) 囲繞景観の価値の変化の程度

景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.14.29（1）～（3）に示すとおりです。

表 6.14.29（1）　景観区ごとの価値の変化の程度（人の立ち入りがない草地環境）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、自然性が低下すると予測します。なお、植栽計画としてスポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり環境を創出する計画としています。
	視認性	◎→△	スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、視認性が低下すると予測します。
	利用性	△→◎	現況ではほとんどが立ち入り禁止となっていますが、供用時は公園の来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	○→○	景観区の北側に存在する湿生草地（p.6.2-80　図 6.2.2.3 参照）が改変されますが、スタンド付き硬式野球場や陸上競技場等を整備するため、新たな固有性が創出されるものと考えられます。
	親近性	△→◎	現況ではほとんどが立ち入り禁止となっていますが、供用時は公園の来園者に広く利用されるため、親近性が大きく向上すると予測します。

※　価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.14.29（2）　景観区ごとの価値の変化の程度（囲障区域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	樹林地が改変され、低茎草地を整備することから、自然性が低下すると予測します。
	視認性	△→◎	供用時は高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘を整備するため、見晴らしの丘からの視認性は向上すると予測します。
	利用性	△→◎	現況では立ち入りが禁止されていますが、供用時は高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘が整備され、公園の来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	樹林地が改変されますが、高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘や湿生草地を整備することから、新たな固有性が創出されるものと考えられます。
	親近性	△→◎	現況では立ち入りが禁止されていますが、供用時は高さ約 4m、幅約 110mの見晴らしの丘が整備され、公園の来園者に広く利用されるため、親近性が向上すると予測します。

※　価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.14.29（3）　景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	多目的広場やサッカー場等を整備するほか、墓園が整備されますが、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	◎→◎	現況では地域住民に広く利用されており、供用時も公園や墓園の来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。
固有価値	固有性	○→○	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	◎→◎	現況では地域住民に広く利用されており、供用時も公園や墓園の来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。

※　価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。
　　また、マークの意味は次のとおりです。　◎：高い、○：中程度、△：低い

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、主要な眺望地点からの景観の変化への影響を最小限に留めるため、表 6.14.30 に示すとおり実施します。

表 6.14.30　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。 ・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

5) 評価

(1) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な眺望地点からの景観の変化及び囲繞景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化について、対象事業実施区域の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することとなりますが、地点№15（汲沢畑田公園）においては、ネットフェンスが認識される部分は一部に限られており、既存の住宅等の建造物と連なる景観構成要素の一部として認識されると予測します。地点№16（ドリームハイツ第一公園）においては、施設等が住宅街等の人工的な景観構成要素と、樹林の自然的な要素による景観要素を変化させることはないと予測します。地点№17（かまくらみち北側）、地点№18（かまくらみち南側）においては、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

囲繞景観の変化について、場の状態は、対象事業実施区域内の全域が改変されることから、全ての景観区で100%変化すると予測します。対象事業実施区域内の草地や樹木等を改変し、公園や墓園の緑地や、奥には公園の駐車場等が整備されるため、眺めは変化すると予測します。眺めを変化させることになりますが、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

利用の状態は、現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。眺めの状態は、対象事業実施区域内の全域が改変され、公園及び墓園整備事業で新たな公園施設及び墓園施設を整備する計画であることから、全ての景観区で変化すると予測します。

囲繞景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はないと予測します。視認性は、人の立ち入りがない草地環境は、運動施設等を整備するため、視認性は低下すると予測しますが、囲障区域では、高さ約4m、幅約110mの見晴らしの丘を整備するため、視認性が向上すると予測します。人工的土地利用域では、現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、視認性に変化はないと予測します。利用性、親近性は、人の立ち入りがない草地環境・囲障区域では、供用時は公園や墓園の来園者に広く利用されるため、向上すると予測しますが、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありません。

また、環境の保全のための措置として、建物周辺の緑化に配慮した計画を検討し、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観とのさらなる調和を図るほか、富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。

6.15　触れ合い活動の場

6.15 触れ合い活動の場

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は工事用車両の走行、供用時は施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行が、触れ合い活動の場としての機能に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、工事中及び供用時における触れ合い活動の場としての機能への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	（中央広場の概要） ・返還された深谷通信所跡地の空地を暫定的に活用し、深谷通信所跡地中央広場として平成 28 年 10 月から一般開放されています。 ・広々とした草地を生かした最小限の整備を行っており、走り回って遊んだり、のんびりとくつろいだりしながら、空の広さを体感できる広場です。 （中央広場の利用状況等） ・中央広場の活動特性、利用状況等は、サッカー等の軽スポーツをはじめ、犬の散歩やベンチでの休息、ピクニック等の多様な活動が見られました。また、自然的利用として、子供が虫取りをする姿も確認されました。利用者は幅広い年齢層にわたり、犬の散歩を契機として利用者同士が自然に会話を交わす姿が観察される等、交流の場としての役割も担っていることがうかがえました。 ・中央広場は、泉区役所や地元自治会等が主催するイベントの会場として利用されています。 （西側・東側の広場、通路等の概要） ・市街化調整区域内にあり、全域が泉区に位置していますが、一部戸塚区に接している地点もあります。 ・地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されており、旧深谷通信所内を縦断する県道 402 号（阿久和鎌倉）沿いにあるバス停を利用する地域住民が、通り抜けて移動しています。 （西側・東側の広場、通路等の利用状況等） ・西側・東側の広場、通路等の活動特性、利用状況等は、通路部分については自転車等による通過利用のほか、ランニング・ウォーキング（散策を含む）等が確認されました。西側の広場部分については、家族・友人等の小規模なグループによる個人利用が多く確認され、ボール遊びをする姿やピクニックを楽しむ様子等が確認されました。また、自然的利用として、子供たちが虫取りをする姿や、野鳥を撮影する利用者も確認されました。東側は、ラジオ体操を実施する団体による利用や、親子連れによるボール遊び等が確認されたものの、広場部分が限られており、西側の広場と比較して、滞在や遊戯を目的とした利用が少ない結果となりました。なお、自然的利用（草花とのふれあいや自然観察等）は確認されませんでした。	p. 6. 15-9～ p. 6. 15-15
環境保全目標	・触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 15-15

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響（2)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	・触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、工事期間中は「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」は一時的に消失し、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、施工期間を３分割にし、樹林及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的な整備を行う計画です。工事未着手の区域においては、引き続き触れ合い活動の場としての利用が可能となるほか、公園整備事業については、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用する計画です。公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはないと予測します。 ・触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」は、施工時期を除き、工事用車両の走行ルートとして利用することはありません。一方で、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能であり、バス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）には、歩道が整備されていますが、県道 402 号（阿久和鎌倉）は工事用車両の走行ルートとして利用する計画としており、一部の区間については改変を行う予定です。これにより、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路に変化が生じる可能性があると予測します。また、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」については、それぞれが他の触れ合い活動の場への経路としての機能も担っており、工事中は現状と同様の自由な通行が困難となると予測しますが、段階的な整備と部分供用を行うことにより、可能な限り利用者の通行の利便性を確保する計画です。	p. 6. 15-17～ p. 6. 15-18
環境の保全のための措置	・工事の内容、作業時間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事中は対象事業実施区域内に迂回路を設定して歩行者の動線に配慮します。	p. 6. 15-22
評価の概要	・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 15-23

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場への影響（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	（中央広場の概要） ・返還された深谷通信所跡地の空地を暫定的に活用し、深谷通信所跡地中央広場として平成 28 年 10 月から一般開放されています。 ・広々とした草地を生かした最小限の整備を行っており、走り回って遊んだり、のんびりとくつろいだりしながら、空の広さを体感できる広場です。 （中央広場の利用状況等） ・中央広場の活動特性、利用状況等は、サッカー等の軽スポーツをはじめ、犬の散歩やベンチでの休息、ピクニック等の多様な活動が見られました。また、自然的利用として、子供が虫取りをする姿も確認されました。利用者は幅広い年齢層にわたり、犬の散歩を契機として利用者同士が自然に会話を交わす姿が観察される等、交流の場としての役割も担っていることがうかがえました。 ・中央広場は、泉区役所や地元自治会等が主催するイベントの会場として利用されています。 （西側・東側の広場、通路等の概要） ・市街化調整区域内にあり、全域が泉区に位置していますが、一部戸塚区に接している地点もあります。 ・地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されており、旧深谷通信所内を縦断する県道 402 号（阿久和鎌倉）沿いにあるバス停を利用する地域住民が、通り抜けて移動しています。 （西側・東側の広場、通路等の利用状況等） ・西側・東側の広場、通路等の活動特性、利用状況等は、通路部分については自転車等による通過利用のほか、ランニング・ウォーキング（散策を含む）等が確認されました。西側の広場部分については、家族・友人等の小規模なグループによる個人利用が多く確認され、ボール遊びをする姿やピクニックを楽しむ様子等が確認されました。また、自然的利用として、子供たちが虫取りをする姿や、野鳥を撮影する利用者も確認されました。東側は、ラジオ体操を実施する団体による利用や、親子連れによるボール遊び等が確認されたものの、広場部分が限られており、西側の広場と比較して、滞在や遊戯を目的とした利用が少ない結果となりました。なお、自然的利用（草花とのふれあいや自然観察等）は確認されませんでした。	p. 6. 15-9～ p. 6. 15-15
環境保全目標	・触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 15-15

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場への影響（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	・触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としていますが、対象事業実施区域における植栽計画は、周辺地域のみどりの景観（水域、まとまったみどり、農地）と一体となった緑の骨格形成や眺望や空間のまとまり、広がりや囲われ感を特徴づける効果的な植栽配置といった考え方に基づき、「地域の緑の骨格形成」、「眺望点との調整」、「利用の楽しみ創出」等の方針を踏まえた計画としています。また、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、外周道路には歩道や自転車通行空間等を配置します。これにより、現況においてみられる自転車等による通過利用やランニングやウォーキング（散策を含む）といった利用状況は大きく変化しないと考えられます。現在の触れ合い活動の場は全て消失しますが、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと予測します。また、木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況においてみられる利用形態に加えて、自然観察等の活動も期待されるものと予測します。 ・触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）の歩道は、概ね対象事業実施区域外に位置しています。ただし、通信隊前バス停付近と、バスの経路に含まれる高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点については改変を行う計画です。一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。さらに、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、公園の駐車場を外周道路沿いに計画するほか、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備を予定していることから、公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性や利便性の向上が図られるものと予測します。	p. 6. 15-19～ p. 6. 15-20
環境の保全のための措置	・改変される広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。 ・対象事業実施区域内に草地保護区を設けます。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。	p. 6. 15-22
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 15-24

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う触れ合い活動の場への影響（1)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	（中央広場の概要） ・返還された深谷通信所跡地の空地を暫定的に活用し、深谷通信所跡地中央広場として平成 28 年 10 月から一般開放されています。 ・広々とした草地を生かした最小限の整備を行っており、走り回って遊んだり、のんびりとくつろいだりしながら、空の広さを体感できる広場です。 （中央広場の利用状況等） ・中央広場の活動特性、利用状況等は、サッカー等の軽スポーツをはじめ、犬の散歩やベンチでの休息、ピクニック等の多様な活動が見られました。また、自然的利用として、子供が虫取りをする姿も確認されました。利用者は幅広い年齢層にわたり、犬の散歩を契機として利用者同士が自然に会話を交わす姿が観察される等、交流の場としての役割も担っていることがうかがえました。 ・中央広場は、泉区役所や地元自治会等が主催するイベントの会場として利用されています。 （西側・東側の広場、通路等の概要） ・市街化調整区域内にあり、全域が泉区に位置していますが、一部戸塚区に接している地点もあります。 ・地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されており、旧深谷通信所内を縦断する県道 402 号（阿久和鎌倉）沿いにあるバス停を利用する地域住民が、通り抜けて移動しています。 （西側・東側の広場、通路等の利用状況等） ・西側・東側の広場、通路等の活動特性、利用状況等は、通路部分については自転車等による通過利用のほか、ランニング・ウォーキング（散策を含む）等が確認されました。西側の広場部分については、家族・友人等の小規模なグループによる個人利用が多く確認され、ボール遊びをする姿やピクニックを楽しむ様子等が確認されました。また、自然的利用として、子供たちが虫取りをする姿や、野鳥を撮影する利用者も確認されました。東側は、ラジオ体操を実施する団体による利用や、親子連れによるボール遊び等が確認されたものの、広場部分が限られており、西側の広場と比較して、滞在や遊戯を目的とした利用が少ない結果となりました。なお、自然的利用（草花とのふれあいや自然観察等）は確認されませんでした。	p. 6. 15-9～ p. 6. 15-15
環境保全目標	・触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。	p. 6. 15-15

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【来園車両等の走行に伴う触れ合い活動の場への影響（2)】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
予測結果の概要	・触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、「中央広場」、「西側の広場、通路等」及び「東側の広場、通路等」は全て改変を行う計画です。これらのうち一部については、対象事業実施区域を囲む外周道路として整備する計画であり、この外周道路は来園車両の主な走行ルートとなりますが、外周道路には歩道が整備される計画です。また、公園の駐車場を外周道路沿いに計画しますが、安全対策として、駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保することから、歩行者への影響は小さいと考えられます。 ・触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）は、来園車両の主な走行ルートとなります。一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性の向上が図られるものと予測します。	p. 6. 15-21
環境の保全のための措置	・改変される広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。	p. 6. 15-22
評価の概要	・予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6. 15-25

※　調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

① 調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う触れ合い活動の場としての機能への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況

②触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

③触れ合い活動の場までの経路、交通手段

② 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、触れ合い活動の場としての機能に影響が及ぶおそれがある３地点（図 6.15.1 参照）としました。

③ 調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

聞き取り調査の実施時期は、表 6.15.1 に、現地調査実施時期は、表 6.15.2 に示すとおりです。

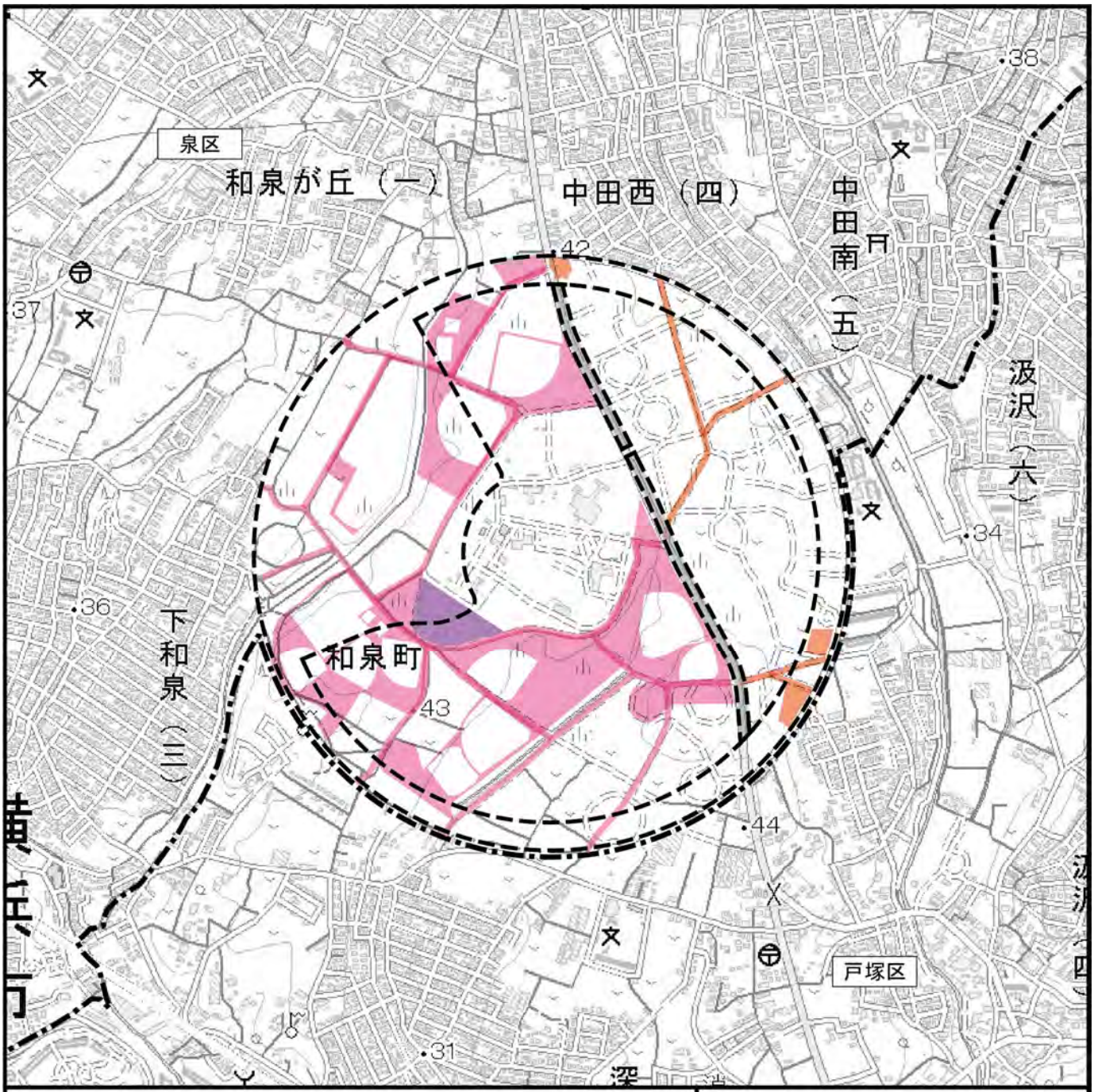
現地調査実施時期は、地点の特性を踏まえて触れ合い活動の場の利用状況が把握できる適切な時期としました。

表 6.15.1　聞き取り調査実施日

調査項目	聞き取り調査実施日	聞き取り相手
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	令和 4 年 6 月 16 日	横浜市泉区区政推進課
	令和 4 年 9 月 22 日	

表 6.15.2　現地調査実施日

調査項目	調査時期	現地調査実施日
・触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 ・触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等 ・触れ合い活動の場までの経路、交通手段	秋季 （平日）	令和 7 年 11 月 21 日（金） 6:00～17:00
	秋季 （休日）	令和 7 年 11 月 8 日（日） 6:00～17:00



凡　例

- ：対象事業実施区域
- ：区　境
- ：中央広場
- ：西側の広場、通路等
- ：東側の広場、通路等

N

0　100　200　400 m

1:10,000

図 6.15.1　触れ合い活動の場に係る調査地点

④ 調査方法

ア 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況

触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況について、「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年２月）、「深谷通信所跡地中央広場」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）等の既存資料の収集・整理により、状況を確認しました。

イ 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等について、「深谷通信所跡地中央広場」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）等の既存資料の収集・整理及び横浜市泉区区政推進課への聞き取り調査、現地踏査、写真撮影により、状況を確認しました。

ウ 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

触れ合い活動の場までの経路、交通手段について、「深谷通信所跡地中央広場」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）等の既存資料の収集・整理及び現地踏査により、状況を確認しました。

⑤ 調査結果

ア 中央広場

(ｱ) 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況

中央広場の調査結果は、表 6.15.3 に示すとおりです。

表 6.15.3　調査結果（中央広場）

名称	中央広場
位置	横浜市泉区和泉町
規模、区域及び分布状況	深谷通信所跡地の中央に位置する広場 約 8,800 ㎡
概況	・返還された深谷通信所跡地の空地を暫定的に活用し、深谷通信所跡地中央広場として平成 28 年 10 月から一般開放されています。 ・広々とした草地を生かした最小限の整備を行っており、走り回って遊んだり、のんびりとくつろいだりしながら、空の広さを体感できる広場です。

資料：「深谷通信所跡地中央広場」（横浜市ホームページ、令和７年３月調べ）

(ｲ) 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

A) 既存資料の収集・整理及び聞き取り調査

既存資料の収集・整理及び横浜市泉区区政推進課への聞き取り調査の結果は以下に示すとおりです。中央広場はイベントの会場等として利用されています。

○泉区役所が主催のイベントは、毎年秋に開催されています。令和３年 11 月 23 日は、約 1,000 人が参加した「防災・脱炭素化啓発フェア」が開催、令和４年 11 月 12 日、令和５年 11 月 11 日、令和６年 11 月 23 日、令和７年 11 月 22 日は、「深谷通信所跡地中央広場活用イベント」が開催されました。

○地元自治会が主催のイベントは、毎年１回、約 30～60 名程度が参加する防災訓練が開催されています。

資料：「広報よこはま泉区版　2021（令和 3）年 11 月号」（横浜市ホームページ、令和 3 年 11 月）
「広報よこはま泉区版　2022（令和 4）年 11 月号」（横浜市ホームページ、令和 4 年 11 月）
「広報よこはま泉区版　2023（令和 5）年 11 月号」（横浜市ホームページ、令和 5 年 11 月）
「広報よこはま泉区版　2024（令和 6）年 11 月号」（横浜市ホームページ、令和 6 年 11 月）
「広報よこはま泉区版　2025（令和 7）年 11 月号」（横浜市ホームページ、令和 7 年 11 月）

B) 現地踏査

触れ合い活動の場の活動特性は、表 6.15.4 に示すとおりです。中央広場の活動特性としては、サッカー等の軽スポーツをはじめ、犬の散歩やベンチでの休息、ピクニック等の多様な活動が見られました。また、自然的利用として、子供が虫取りをする姿も確認されました。広場内にはベンチが計７基設置されており、主として親子連れや年配の利用者による休息場所として利用されていました。

利用者は幅広い年齢層にわたり、犬の散歩を契機として利用者同士が自然に会話を交わす姿が確認される等、広場が利用者の交流の場としての役割も担っていることがうかがえました。

平日・休日の利用傾向としては、休日には親子連れの利用が多く、活動特性もやや多様でした。一方、平日は成人層による犬の散歩や休息が中心であり、全体として落ち着いた利用状況が確認されました。

中央広場の全体的な利用形態としては、個人や家族等の小規模なグループによる個人的な利用が中心であり、広場としての一般的な利用がなされていました。

表 6.15.4　触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等（中央広場）

状況写真	
	
犬の散歩・談笑（令和 7 年 11 月 8 日撮影）	休息（令和 7 年 11 月 8 日撮影）
	
ストレッチ（令和 7 年 11 月 21 日撮影）	休息（令和 7 年 11 月 21 日撮影）

(ｳ) 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

触れ合い活動の場へは、神奈川中央交通バスのバス停からアクセスができます。神奈川中央交通バスの「通信隊前」バス停より下車後、徒歩約６分で到着します。

イ 西側の広場、通路等

(ｱ) 触れ合い活動の場の状況

西側の広場、通路等の調査結果は、表 6.15.5 に示すとおりです。

表 6.15.5　調査結果（西側の広場、通路等）

名称	西側の広場、通路等
位置	横浜市泉区和泉町
規模､区域及び分布状況	深谷通信所跡地の敷地のうち、県道 402 号（阿久和鎌倉）の西側の利用者が自由に立ち入ることのできる広場、通路等 約 126,500 ㎡
概況	・市街化調整区域内にあり、全域が泉区に位置していますが、一部戸塚区に接している地点もあります。 ・地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されています。 ・旧深谷通信所内を縦断する県道 402 号（阿久和鎌倉）沿いにあるバス停を利用する地域住民が、通り抜けて移動しています。

(ｲ) 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

A) 既存資料の収集・整理及び聞き取り調査

横浜市泉区区政推進課への聞き取り調査の結果は以下に示すとおりです。西側の広場はイベントの会場等として利用されています。なお、西側の広場、通路における活動特性、利用状況が整理された資料はありませんでした。

○令和３年度、令和４年度は各１回、約 120 人が参加したグランドゴルフイベントが開催されました。

○アマチュア無線団体による通信の会場として利用されています。

B) 現地踏査

触れ合い活動の場の活動特性は、表 6.15.6 に示すとおりです。

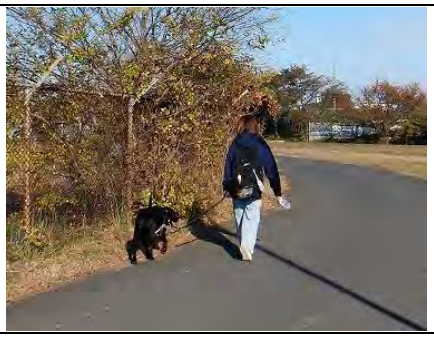
西側の広場、通路の活動特性としては、通路部分については自転車等による通過利用のほか、ランニング・ウォーキング（散策を含む）等が確認されました。通過利用については、年齢や性別を問わず幅広い利用者が確認されており、移動経路としての機能を果たしていることがうかがえました。一方、ランニングやウォーキング（散策を含む）は主として成人層による個人または少人数での利用が中心であり、健康維持を目的とした日常的な利用形態が確認されました。

広場部分については、家族･友人等の小規模なグループによる個人利用が多く確認され、ボール遊びをする姿やピクニックを楽しむ様子等が確認されました。また、自然的利用として、子供たちが虫取りをする姿や、野鳥を撮影する利用者も確認されました。

さらに中央広場と同様、西側の広場、通路では犬の散歩を契機として利用者同士が自然に会話を交わす姿も観察される等、広場、通路が利用者の交流の場としての役割も担っていることがうかがえました。

平日・休日の利用傾向としては、休日には親子連れ等のボール遊びやピクニックといった滞在型の活動がやや多くみられ、平日は通勤・通学時間帯における通過利用が一定数確認されましたが、ランニング・ウォーキング（散策を含む）や犬の散歩等、平日・休日を通じて共通して確認される活動特性が多く、大きな差異は認められませんでした。

表 6.15.6　触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等（西側の広場、通路等）

状況写真	
	
虫取り（令和 7 年 11 月 8 日撮影）	ランニング（令和 7 年 11 月 8 日撮影）
	
野鳥観察（令和 7 年 11 月 21 日撮影）	犬の散歩（令和 7 年 11 月 21 日撮影）

（ｳ）触れ合い活動の場までの経路、交通手段

触れ合い活動の場へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスができます。北側の範囲には「高砂苑前」、中央付近には「通信隊前」、南側には「住宅前」バス停があり、いずれも下車後、徒歩約 1 分で到着します。

ウ 東側の広場、通路等

（ｱ）触れ合い活動の場の状況

東側の広場、通路等の調査結果は、表 6.15.7 に示すとおりです。

表 6.15.7　調査結果（東側の広場、通路等）

名称	東側の広場、通路等
位置	横浜市泉区中田町
規模、区域及び分布状況	深谷通信所跡地の敷地のうち、県道 402 号（阿久和鎌倉）の東側の利用者が自由に立ち入ることのできる広場、通路等 約 820 ㎡
概況	・市街化調整区域内にあり、全域が泉区に位置していますが、一部戸塚区に接している地点もあります。 ・地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用されています。 ・旧深谷通信所内を縦断する県道 402 号（阿久和鎌倉）沿いにあるバス停を利用する地域住民が、通り抜けて移動しています。

(ｲ) 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

A) 既存資料の収集・整理及び聞き取り調査

既存資料の収集･整理及び聞き取り調査横浜市泉区区政推進課への聞き取り調査の結果、東側の広場、通路における活動特性、利用状況の情報や整理された資料はありませんでした。

B) 現地踏査

触れ合い活動の場の活動特性等は、表 6.15.8 に示すとおりです。

東側の広場、通路の活動特性としては、西側の広場・通路と同様、通路部分については自転車等による通過利用のほか、ランニング・ウォーキング（散策を含む）等が確認されました。通過利用については、年齢や性別を問わず幅広い利用者が確認されており、移動経路としての役割を果たしていることがうかがえました。一方、ランニングやウォーキング（散策を含む）は主として成人層による個人または少人数での利用が中心であり、健康維持を目的とした日常的な利用形態が確認されました。

広場部分では、ラジオ体操を実施する団体による利用や、親子連れによるボール遊び等が確認されたものの、広場部分が限られており、西側の広場と比較して、滞在や遊戯を目的とした利用が少ない結果となりました。

なお、自然的利用（草花とのふれあいや自然観察等）は確認されませんでした。

平日・休日の利用傾向としては、平日は通勤・通学時間帯における通過利用が一定数確認されましたが、ランニング・ウォーキング（散策を含む）や犬の散歩等、平日・休日を通じて共通して確認される活動特性が多く、大きな差異は認められませんでした。

表 6.15.8　触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等（東側の広場、通路等）

状況写真	
	
ランニング（令和 7 年 11 月 8 日撮影）	犬の散歩（令和 7 年 11 月 8 日撮影）
	
ラジオ体操（令和 7 年 11 月 21 日撮影）	通過利用（令和 7 年 11 月 21 日撮影）

(ｳ) 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

触れ合い活動の場へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスができます。北側の範囲には「高砂苑前」、中央付近には「通信隊前」、南側には「住宅前」バス停があり、いずれも下車後、徒歩約１分で到着します。

2)　環境保全目標の設定

触れ合い活動の場に係る環境保全目標は、表 6.15.9 に示すとおり設定しました。

表 6.15.9　環境保全目標（触れ合い活動の場）

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	・触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	
【供用時】 来園車両等の走行	

3) 予測

(1) 工事用車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響としました。

② 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査地点と同一の地点（図 6.15.1　p.6.15-8 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した触れ合い活動の場の状況と施工計画を重ね合わせることで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測結果

工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は、以下に示す「ア．触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度」、「イ．触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」のとおりです。

ア 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度

公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、工事期間中は「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」は一時的に消失し、利用状況に変化が生じる可能性があります。

一方で、公園及び墓園整備事業は図 6.15.2 に示すとおり、施工期間を３分割にし、樹林及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的な整備を行う計画です。工事未着手の区域においては、引き続き触れ合い活動の場としての利用が可能となるほか、公園整備事業については、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用する計画です。

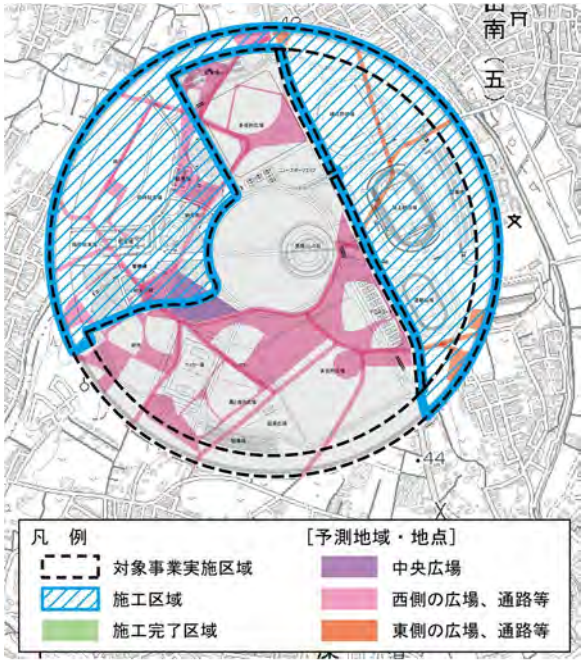
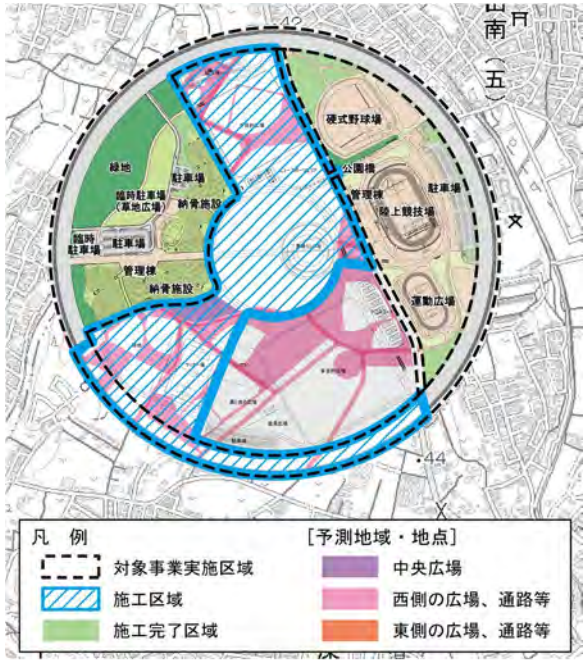
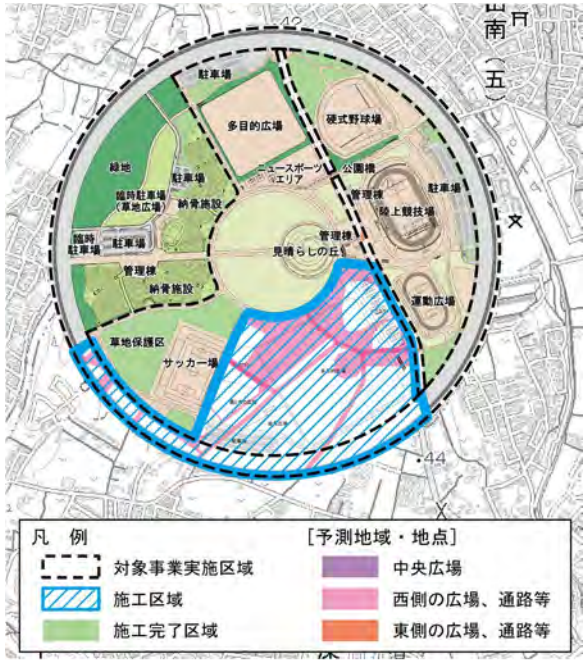
公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはないと予測します。

イ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」については、施工時期を除き、工事用車両の走行ルートとして利用することはありません。

一方で、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能であり、バス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）には、歩道が整備されています。しかし、県道 402 号（阿久和鎌倉）は工事用車両の走行ルートとして利用する計画としており、一部の区間については改変を行う予定です。具体的には通信隊前バス停付近においては、公園橋を設置するため第２期に改変、バスの経路に含まれる高砂苑バス停前交差点は第１期に改変、通信隊東側交差点については第２～３期の間に改変を行います（図 6.15.2 参照）。これにより、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路に変化が生じる可能性があると予測します。

また、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」については、それぞれが他の触れ合い活動の場への経路としての機能も担っており、工事中は現状と同様の自由な通行が困難となると予測しますが、段階的な整備と部分供用を行うことにより、可能な限り利用者の通行の利便性を確保する計画です。

公園及び墓園整備　第 1 期	公園及び墓園整備　第 2 期	公園及び墓園整備　第 3 期
（整備工事着手～5 年程度）	（整備工事着手後 6 年～10 年程度）	（整備工事着手後 11 年～15 年程度）
		

※　第 2 期以降に施工予定の外周道路は、第 2 期及び第 3 期の間で施工予定です。

図 6.15.2　触れ合い活動の場に係る予測地域・地点と施工ステップ（公園及び墓園整備事業）

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な触れ合い活動の場への影響としました。

② 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査地点と同一の地点（図 6.15.1　p.6.15-8 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事完了後、必要に応じてその後の適切な時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した触れ合い活動の場の状況と事業計画を重ね合わせることで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測結果

施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場への影響は、以下に示す「ア．触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度」、「イ．触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」のとおりです。

ア 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度

公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、「中央広場」、「西側の広場、通路等」及び「東側の広場、通路等」は全て改変を行う計画です。

一方で、対象事業実施区域における植栽計画は、周辺地域のみどりの景観（水域、まとまったみどり、農地）と一体となった緑の骨格形成や眺望や空間のまとまり、広がりや囲われ感を特徴づける効果的な植栽配置といった考え方に基づき、「地域の緑の骨格形成」、「眺望点との調整」、「利用の楽しみ創出」等の方針を踏まえた計画としています（「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」（p.2-43～p.2-45）参照）。

「中央広場」付近は、現況の中央広場よりも広い、見晴らしの丘を含む広場の設置を計画しています。広場は、【芝生】＋【点在する高木】の広場とし、木陰の創出等、来園者の活動に配慮した植栽づくりを行う計画です。「西側の広場、通路等」は、貴重な草地環境を生かした自然豊かな環境として草地保護区を設置し、その一部にビオトープや野鳥観察池等、人と自然が触れ合える空間を配置することも検討します。また、ケヤキ・モミジ群落等、季節変化する樹木主体の樹林等の形成等、緑豊かな墓園の整備を計画しています。「東側の広場、通路等」は、整備される広域的利用スポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり空間を創出、地域のランドマークになるみどりの環境を創出する計画です。なお、緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。

また、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、外周道路には歩道や自転車通行空間等を配置します。これにより、現況においてみられる自転車等による通過利用やランニングやウォーキング（散策を含む）といった利用状況は大きく変化しないと考えられます。

公園及び墓園整備事業の実施により、現況の触れ合い活動の場は全て消失するものの、対象事業実施区域内の緑化に配慮することで、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと予測します。また、木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況においてみられる利用形態に加えて、自然観察等の活動も期待されるものと予測します。

イ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）の歩道は、概ね対象事業実施区域外に位置しています。ただし、通信隊前バス停付近と、バスの経路に含まれる高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点については改変を行う計画です。

一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。さらに、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、公園の駐車場を外周道路沿いに計画するほか、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備を予定しています（「第２章　2.3 都市計画対象事業の計画内容 図 2.3.4」（p.2-14）参照）。

公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性や利便性の向上が図られるものと予測します。

(3) 来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響としました。

② 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査地点と同一の地点（図 6.15.1　p.6.15-8 参照）としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事完了後、必要に応じてその後の適切な時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した触れ合い活動の場の状況と事業計画を重ね合わせることで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測結果

来園車両等の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は、以下に示す「ア．触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度」、「イ．触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」のとおりです。

ア 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度

公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、「中央広場」、「西側の広場、通路等」及び「東側の広場、通路等」は全て改変を行う計画です。これらのうち一部については、対象事業実施区域を囲む外周道路として整備する計画であり、この外周道路は来園車両の主な走行ルートとなりますが、外周道路には歩道が整備される計画です。また、公園の駐車場を外周道路沿いに計画しますが、安全対策として、駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保することから、歩行者への影響は小さいと考えられます。

イ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）は、来園車両の主な走行ルートとなります。

一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。

公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性の向上が図られるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、触れ合い活動の場としての機能への影響を最小限に留めるため表 6.15.10 に示す内容を実施します。

表 6.15.10　環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	・工事の内容、作業時間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事中は対象事業実施区域内に迂回路を設定して歩行者の動線に配慮します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・改変する広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。 ・対象事業実施区域内に草地保護区を設けます。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。
【供用時】 来園車両等の走行	・改変する広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

5) 評価

(1) 工事用車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、工事期間中は「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」は一時的に消失し、利用状況に変化が生じる可能性があります。一方で、施工期間を３分割にし、樹林及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的な整備を行う計画です。工事未着手の区域においては、引き続き触れ合い活動の場としての利用が可能となるほか、公園整備事業については、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用する計画です。公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはないと予測します。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」は、施工時期を除き、工事用車両の走行ルートとして利用することはありません。一方で、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能であり、バス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）には、歩道が整備されていますが、県道 402 号（阿久和鎌倉）は工事用車両の走行ルートとして利用する計画としており、一部の区間については改変を行う予定です。これにより、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路に変化が生じる可能性があると予測します。また、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」については、それぞれが他の触れ合い活動の場への経路としての機能も担っており、工事中は現状と同様の自由な通行が困難となると予測しますが、段階的な整備と部分供用を行うことにより、可能な限り利用者の通行の利便性を確保する計画です。

さらに、環境の保全のための措置として、利用者の安全が確保できるよう、施工計画において配慮するほか、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮することで、触れ合い活動の場への影響の低減を図ります。また、工事用車両と利用者の分離を図り、安全の確保に努めます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としていますが、対象事業実施区域における植栽計画は、周辺地域のみどりの景観（水域、まとまったみどり、農地）と一体となった緑の骨格形成や眺望や空間のまとまり、広がりや囲われ感を特徴づける効果的な植栽配置といった考え方に基づき、「地域の緑の骨格形成」、「眺望点との調整」、「利用の楽しみ創出」等の方針を踏まえた計画としています。また、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、外周道路には歩道や自転車通行空間等を配置します。これにより、現況においてみられる自転車等による通過利用やランニングやウォーキング（散策を含む）といった利用状況は大きく変化しないと考えられます。現在の触れ合い活動の場は全て消失しますが、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと予測します。また、木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況においてみられる利用形態に加えて、自然観察等の活動も期待されるものと予測します。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）の歩道は、概ね対象事業実施区域外に位置しています。ただし、通信隊前バス停付近と、バスの経路に含まれる高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点については改変を行う計画です。一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。さらに、対象事業実施区域を囲むように外周道路を整備し、公園の駐車場を外周道路沿いに計画するほか、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備を予定していることから、公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性や利便性の向上が図られるものと予測します。

また、環境の保全のための措置として、改変する広場や通路等において、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。また、対象事業実施区域内に草地保護区を設ける、緑化に際して郷土種中心の多様な植物の植栽に努める等、触れ合い活動の場への影響の低減を図ります。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

(3) 来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の変化の程度について、公園及び墓園整備事業は全面造成を基本としており、「中央広場」、「西側の広場、通路等」及び「東側の広場、通路等」は全て改変を行う計画です。これらのうち一部については、対象事業実施区域を囲む外周道路として整備する計画であり、この外周道路は来園車両の主な走行ルートとなりますが、外周道路には歩道が整備される計画です。また、公園の駐車場を外周道路沿いに計画しますが、安全対策として、駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保することから、歩行者への影響は小さいと考えられます。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」へは、神奈川中央交通バスの各バス停からアクセスが可能です。これらのバス停から「中央広場」、「西側の広場、通路等」、「東側の広場、通路等」への経路となる県道 402 号（阿久和鎌倉）は、来園車両の主な走行ルートとなります。

一方で、通信隊前バス停付近には公園橋の設置を計画しており、県道 402 号（阿久和鎌倉）を横断する際の安全性が高まることが期待されます。

公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性の向上が図られるものと予測します。

また、環境の保全のための措置として、改変する広場や通路等において、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道 402 号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とする等、触れ合い活動の場への影響の低減を図ります。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

第７章 環境影響の総合的な評価

第7章　環境影響の総合的な評価

深谷通信所跡地は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年６月に返還された約 77ha の米軍基地の跡地です。本市では「米軍施設返還跡地利用指針」（平成 18 年６月）及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年３月改訂）を策定しており、深谷通信所跡地は、施設の円形形状や全域国有地という条件を生かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指すこととしています。

そして、深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の市民を中心に跡地利用に関しての意見や要望を聞きながら、様々な機能や施設の導入を検討のうえ、「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」（平成 29 年７月）を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を取りまとめ、跡地利用の基本方針として「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）を策定しました。

公園整備事業は、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。墓園整備事業は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人が訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園としての芝生型納骨施設や合葬式納骨施設と外周道路を整備するものです。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、温室効果ガス（温室効果ガス）、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（地下水位及び湧水の流量、河川の形態、流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）、大気質（大気汚染）、水質・底質（公共用水域の水質、公共用水域の底質、地下水の水質）、土壌（土壌汚染）、騒音（騒音）、振動（振動）、地盤（地盤沈下）、悪臭（悪臭）、安全（火災・爆発）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観（景観）、触れ合い活動の場（触れ合い活動の場）の計 15 項目を選定し、調査、予測を行いました。その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または周辺環境に著しい影響を及ぼさない等と予測されました。さらに、環境の保全のための措置を講じることで、さらなる影響の低減が図れるものと考えます。

しかし、都市計画決定権者としては、環境保全目標は達成するものの、予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、公園及び墓園整備事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図ります。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、公園及び墓園整備事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、都市計画決定権者が実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

第８章 事後調査の実施に関する事項

第8章　事後調査の実施に関する事項

8.1　事後調査の考え方

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目、環境保全措置において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

8.2 事後調査項目の選定

事後調査項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 8.1（1）～（3）及び表 8.2（1）～（2）に示すとおりです。

表 8.1（1） 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	×	採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性はないことから、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	
生物多様性	動物	建設行為等	○	建設工事等により、動物の生息、植物の生育及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の効果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	建設行為等	○	
	生態系	建設行為等	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	建設行為等	×	建設行為等による地下水位及び湧水の流量への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境の保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
	河川の形態、流量	建設行為等	×	建設行為等による河川の形態、流量への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境の保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	建設行為等	×	採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性はないことから、事後調査項目として選定しません。
	建設発生土	建設行為等	×	
大気質	大気汚染	建設行為等	×	既存の建築物等の解体にあたっては、大気汚染防止等の関係法令に基づき、適正に処理する計画のため、事後調査項目として選定しません。
		建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

表 8.1 (2)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
水質・底質	公共用水域の水質	建設行為等	×	建設行為等による公共用水域の水質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
	公共用水域の底質	建設行為等	×	建設行為等による公共用水域の底質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
	地下水の水質	建設行為等	×	建設行為等による地下水の水質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	建設行為等	×	廃棄物層上部は適切な覆土厚を確保するほか、土壌汚染対策法に基いて適切に処理する計画であるため、事後調査項目として選定しません。
騒音	騒音	建設機械の稼働	×	採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性はないことから、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。
振動	振動	建設機械の稼働	×	採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性はないことから、事後調査項目として選定しません。
		工事用車両の走行	×	工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。
地盤	地盤沈下	建設行為等	×	建設行為等による地盤沈下への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
悪臭	悪臭	建設行為等	×	廃棄物層上部は適切な覆土厚を確保する計画のため、事後調査項目として選定しません。

表 8.1（3）　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
安全	火災・爆発	建設行為等	×	廃棄物層上部は適切な覆土厚を確保する計画のため、事後調査項目として選定しません。
	有害物漏洩	建設行為等	×	水質・底質と同様の予測方法であり、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
地域社会	交通混雑	工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、交通交雑に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目については、環境保全の効果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	歩行者の安全	工事用車両の走行	×	対象事業実施区域周辺の工事用車両の主な走行ルートは、ガードレールにより歩車が分離されており、工事用車両出入口付近に誘導員を配置する等の対応を図ることで歩行者の安全を確保するため、選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	工事用車両の走行による触れ合い活動の場への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。

表 8.2 (1)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の存在・土地利用の変化により、動物の生息及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の効果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	施設の存在・土地利用の変化	○	採用した環境の保全のための措置として、モニタリングによる河川の流量、湧水の流量監視を行うため、事後調査項目として選定します。
	河川の形態、流量	施設の存在・土地利用の変化	○	
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	施設の運営	×	採用した予測方法は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性はないことから、事後調査項目として選定しません。
	産業廃棄物	施設の運営	×	
大気質	大気汚染	来園車両等の走行	×	来園車両等の走行に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。
水質・底質	公共用水域の水質	施設の存在・土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による公共用水域の水質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
	地下水の水質	施設の存在・土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による地下水の水質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
騒音	騒音	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

表 8.2 (2)　事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
振動	振動	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。
地盤	地盤沈下	施設の存在・土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による地下水の水質への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
悪臭	悪臭	施設の存在・土地利用の変化	×	廃棄物層上部は適切な覆土厚を確保する計画のため、事後調査項目として選定しません。
安全	火災・爆発	施設の存在・土地利用の変化	×	廃棄物層上部は適切な覆土厚を確保する計画のため、事後調査項目として選定しません。
	有害物漏洩	施設の存在・土地利用の変化	×	水質・底質と同様の予測方法であり、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
地域社会	交通混雑	来園車両等の走行	○	環境の保全のための措置として挙げた項目については、環境保全の効果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	歩行者の安全	来園車両等の走行	×	供用時の歩行者の安全性は、来園経路において歩道等が設置されており、環境の保全のための措置により安全が確保されているため、選定しません。
景観	景観	施設の存在・土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による景観への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	施設の存在・土地利用の変化	×	施設の存在・土地利用の変化による触れ合い活動の場への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。
		来園車両等の走行	×	来園車両の走行による触れ合い活動の場への影響は小さいと予測され、採用した予測方法及び環境保全のための措置は、予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性は低いことから、事後調査項目として選定しません。

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3 及び表 8.4 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3 事後調査の内容（工事中）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
生物多様性	動物	・移設により保全措置を講ずる注目すべき動物の生息状況	移設の実施先	1 回（工事等の状況に応じて適宜調整）	移設対応後の適切な時期（工事等の状況に応じて適宜調整）	現地調査（任意観察）により、移設した動物種の生息状況を確認します。
生物多様性	植物	・移植により保全措置を講ずる注目すべき植物の生育状況	移植の実施先	1 回（工事等の状況に応じて適宜調整）	移植対応後の適切な時期（工事等の状況に応じて適宜調整）	現地調査（任意観察）により、移植した植物種の生息状況を確認します。
生物多様性	生態系	・表土の移設等により保全措置を講ずるチガヤ群落の生育状況	表土の移設等の実施先	1 回（工事等の状況に応じて適宜調整）	表土の移設等対応後の適切な時期（工事等の状況に応じて適宜調整）	現地調査（任意観察）により、チガヤ群落の生育状況を確認します。
地域社会	交通混雑	・工事用車両の運行台数	予測を行った主要交差点のうち、下記の 2 交差点と工事ヤード出入口ゲート ・立場交差点 ・深谷交差点	1 回（平日 1 日）	予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯	交差点では、方向別、車種別、時間帯別の交通量を、カウンターを用いて観測します。 工事現場ゲートでは大型・小型別の入・出庫の記録を確認します。

表 8.4　事後調査の内容（供用時）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
生物多様性	動物	・動物の状況 ・生態系の状況 ・環境の保全のための措置の実施状況	対象事業実施区域から約 50m までの範囲を基本とした周辺の連続する環境の範囲（わきみずの森含む）	陸生動物 ○動物相調査 a.哺乳類：4 季 b.鳥類：4 季 c.両生類及び爬虫類：3 季 d.昆虫類：3 季 ○水生生物:3 季	全体供用開始後 1 年程度経過後	現地踏査等により、動物種の生息状況を確認する方法とします（事前調査と同様の方法とします)。
	生態系					動物の調査で確認した生息状況より類推する方法とします。
水循環	地下水位及び湧水の流量	・地下水の状況	環境影響評価時の調査地点と同じ地点	12 回 （1 回/月）	全体供用後 1 年間	現地調査により地下水の状況及び河川の流量を調査します（事前調査と同様の方法とします)。
	河川の形態、流量	・河川の流量	環境影響評価時の調査地点と同じ地点	2 季 （夏季、冬季）		
地域社会	交通混雑	・建物供用後の関連車両台数	予測を行った 5 交差点 ・立場 ・高砂苑バス停前 ・通信隊東側 ・深谷交番前 ・深谷	1 回 （平日、休日、混雑期）	事業活動が定常な状態になる時期	交差点では、方向別、車種別、時間帯別の交通量を、カウンターを用いて観測します。

第９章 対象地域

第9章　対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、本事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として対象事業実施区域から約 500m 圏にかかる町丁全域としました。

対象地域は、表 9.1 及び図 9.1 に示すとおりです。

表 9.1　対象地域

区名	対象町丁名
戸塚区	深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目
泉区	和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目



凡　例

- ▨ : 対象事業実施区域（公園）
- ▤ : 対象事業実施区域（墓園）
- ▬·▬ : 市　境
- ▬·▬ : 区　境
- ▭ : 対象地域
- ▬ ▬ : 敷地境界から500m圏

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 9.1　対象地域

第 10 章 方法書に対する意見、見解等

第10章　方法書に対する意見、見解等

10.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

10.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 10.1 に示す日時で計４回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。

表 10.1　方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第 1 回	令和 3 年 10 月 8 日（金） 19：00～20：23	戸塚区民文化センター さくらプラザ （戸塚区戸塚町 16-17）	23 名
第 2 回	令和 3 年 10 月 10 日（日） 19：00～19：40		7 名
第 3 回	令和 3 年 10 月 17 日（日） 19：00～20：10	泉区民文化センター テアトルフォンテ （泉区和泉中央南 5-4-13）	23 名
第 4 回	令和 3 年 10 月 18 日（月） 19：00～20：21		12 名
合計			65 名

10.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

各開催日の意見の概要と都市計画決定権者の説明の概要は、表 10.2（1）～（2）、表 10.3（1）～（3）及び表 10.4（1）～（3）に示すとおりです。第２回においては、参加者からの質疑、意見はありませんでした。

整理にあたっては、発言順ではなく項目別とし、事業区分を設けました。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、公園整備事業に関する質疑・意見は「公園」、墓園整備事業に関する質疑・意見は「墓園」、その他事項については「その他」としました。

表 10.2（1）　方法書説明会（第１回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	深谷通信所跡地の利用アイデアコンペが 2010 年（実際は 2009 年）に開催されました。その後の事業化までなぜこれほどの時間がかかるのでしょうか。	返還後、市民のご意見を参考にしながら「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成したため、時間を要しました。御理解いただければと思います。
事業計画	共通	深谷通信所跡地の返還が上瀬谷通信施設跡地より早いにも関わらず、深谷通信所跡地での事業化が遅れている理由を教えて下さい。	深谷はほぼ 100%が国有地ですが、上瀬谷は、民有地が入っています。民有地は返還された場合、今まで払う必要がなかった税金等を今度は自ら払う必要が生じるため、急いでいる面があると思います。 また、国際園芸博の開催が決まった点もあるかと思います。
事業計画	共通	5 年の準備期間とは、何をするのでしょうか。	国との協議によって国有地を取得して工事に入っていく等の手続があるため、どうしても 5 年程度はかかると想定をしています。
事業計画	共通	墓園、公園の整備というのは決定なのでしょうか。	墓園と公園と外周道路も含めて、この方向で進めていくということで手続きを行っています。
事業計画	共通	公園や墓地の整備が行われることを初めて知りました。この事業は住民の方からの理解を得られたうえでの事業なのでしょうか。	地元の協議会等と意見を交わしながら「深谷跡地利用基本計画」の素案を作成し、市民へ周知しご意見をいただくことを通じて、この計画を立てています。その上で公園・墓園整備事業を進めるため、今回、環境影響評価の手続を行っています。
事業計画	墓園	墓園の早期整備を望みます。	深谷の整備計画の中では早めに供用する施設として位置づけています。
事業計画	墓園	外周道路に関して、墓園の方で事業されることが納得できません。外周道路は安全・防犯面の為にも一刻も早く整備してほしいです。	外周道路が完成しないと墓園へ連絡する道がなく、墓園と外周道路の整備は密接に関係していることから、墓園に含めて環境影響評価を行っています。
景観	共通	深谷通信所跡地では富士山も見えるほか、日の出・日の入が良く見える景観の素晴らしい場所です。現在の景観を損ねることは止めてもらいたいです。	そのような現在の景観を大切にする計画にしていきたいと思っています。

表 10.2（2）　方法書説明会（第１回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山がよく見えます。事業によって景観を損ねることが考えられるため、あまり手を加えないでほしいです。	富士山が良く見える景観等、深谷特有の景観を大切にしていきたいと考えています。今後、公園の詳細を検討していく中で反映したいと考えています。
その他（説明会）	共通	説明会の中でなぜ意見書の用紙を配布出来ないのでしょうか。	意見書用紙の配付場所や入手先を事前にお知らせして手続を開始しておりますので、ご了承ください。
その他（国有地の賃借料）	共通	事業箇所内の国有地に対して、土地を国から借りることになるのでしょうか。また、借りる場合、賃借料は発生するのでしょうか。発生する場合の負担先はどこになるのでしょうか。	墓地と道路については無償貸付け、もしくは無償譲渡になります。 公園の場合は、面積の 3 分の 2 を無償貸付け、3 分の 1 を国から横浜市が買い取る仕組みとなっています。
その他（アンケートの内容）	共通	数年の間隔でアンケートが実施されているとのことですが、どのようなアンケートなのでしょうか。	横浜市では 5 年に 1 度、将来の墓地計画のために、アンケート調査を行い、墓地の将来推計をしています。
その他（整備後の利用に関する意見）	公園	整備後、公園を学校が優先的に活用することは可能でしょうか。	通常の利用枠の中に学校名義で取るというような扱いには今のところなっていませんので、教育委員会とも相談しながら検討したいと思います。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓園での収入を全体の事業に充当するから、墓園整備が必要なのだろうと考えますが、いかがでしょうか。	墓園は独立採算のため、整備に要する費用は全て墓園の会計から出し、それを回収するということであり、事業手法が道路と公園とは別になっています。
その他（墓園の必要性）	墓園	深谷通信所跡地利用アイデアコンペにはお墓の案はありませんでした。これからはお墓がいらない時代になること、お墓の上には避難場所を設置できないため、墓園の整備には反対です。	平成 29 年から令和 18 年度までの間に 77 万人の方が亡くなられると予想され、墓地の必要数を計算方法に従って出したところ、約 10 万区画の墓地が必要になりました。 墓園整備では 750 台分の駐車場や広場を造る予定ですので、その 2 つを災害発生時に地元の方が利用できるよう、計画を考えています。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓地の整備に反対する人はいないのでしょうか。	泉区等で反対のご意見はありましたが、これまでいろいろな説明をする中で徐々に理解は進んできていると感じています。
その他（墓園の使用料）	墓園	墓園の使用料はどれくらいなのでしょうか。	正確な数字はまだ出していません。本事業は独立採算で行うため、建設費を基に使用料を出していくことになります。
その他（墓園の利用方法）	墓園	お墓を契約する際、抽選の応募があるのでしょうか。また、お墓は誰でも入れるのか、それともお骨がある人優先なのでしょうか。	深谷での募集方法については、まだ決まっておりません。

表 10.3（1）　方法書説明会（第 3 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	都市計画の決定は令和 5 年となっているが、当初 3 年から 5 年に延期となった理由について教えてください。	平成 30 年度まで現地での詳細な調査が国から認められなかったことや新型コロナウイルスの関係もありまして少し遅れています。
事業計画	共通	今回のこの計画の中に、防災センターが入っていません。以前の説明では防災センターを設け、その他運動施設等を設けるといった計画だったと思います。説明の画面上では防災センターと書かれていましたが、配布された資料内には見られません。どのようになりますか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」においても、防災センターという大きな建物はここでは考えておりません。 火災が起こったときに一時的に逃げる一時避難場所としての広域避難場所として使用し、その後は臨機応変に使えるよう考えているものです。
事業計画	公園	事業の工程について、全ての工事が終了した段階で供用となりますか。それとも出来たところから部分供用となるのでしょうか。	公園の工程については、おおむね 3 期ぐらいの段階的な整備になると思っています。北西側が第 1 期で、着手から 5 年程度で使える状態にしていきたいと思っています。ここが使えるような状態になって、中央部の工事に着手しますが、施工完了区域については通常の公園として使えるようになります。
事業計画	墓園	外周道路 50mは車道のほかに歩道やランニングコースも含めてだと思いますが、少し広すぎるのではないでしょうか。車両の量が増え、スピードを出す車も出てくると思うので、車道を広く取ってもらいたくないです。	相互通行の 2 車線道路と歩道、サイクリング道路、ジョギング道を造り、その間にできるだけ植栽帯等を設け、幅員 50mとしていますが、具体的にはこれから決めていくものです。 車両が頻繁に通るようなことのないよう、今のかまくらみちの機能と同じような相互 2 車線ということを基本に考えております。
事業計画	墓園	墓地はどのような形の墓地になるのでしょうか。ドリームランド跡地のような墓地のタイプか、普通のお寺にあるような墓地のタイプか教えてください。	深谷でもドリームランド跡地の墓園と同様なイメージの芝生型墓園を予定しています。そのほか、大きな木を目印に、その周りに骨つぼを埋めていくような樹林型墓園、慰霊碑を設け、慰霊碑の下の地下に骨つぼを収納するような合葬型の納骨堂、納骨施設を 3 万体整備する計画です。

表 10.3（2）　方法書説明会（第 3 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	墓園	現在の墓園の計画について、この事業における位置関係はこれで決定ですか。 下和泉の住宅地の人は、ゾーニング計画でいう C と A を横断してバス停に行くことになります。そのため、お墓の中を突っ切ってバス停まで行くことになるので、もう少し人の動きを考慮した計画にしてほしいです。人の動きのないところがあるので、そこに墓園を移してほしいです。	墓地と公園の位置関係につきましては、「深谷通信所跡地利用基本計画」を平成 30 年に作成していまして、そこで位置は決定してきている経過がございます。今、お話がありました住宅地からバス停に行く動線を利用する方がいるのは我々も承知しておりますので、この墓園の中を通ってあまり遠回りしなくても行ける動線を考えていきたいと思っています。
事業計画	公園	400mや 100mのトラックコースをつくったらどうでしょうか。	施設の詳細については今後検討していきたいと思いますので、御意見として承りました。
生態系	共通	家の近くには和泉川が流れており、以前はホタルが生息していました。深谷通信所跡地近辺も樹林地が存在していましたが、大部分が無くなってしまいました。樹林地を形成させる等、この地区の生態系を戻すような計画にしてほしいです。	自然豊かな空間としていくことを大目標に掲げて計画を進めています。 現在のところ、詳細につきましてはまだ決まっていないので、今後の検討としたいと思っております。
土壌汚染	公園	深谷通信所跡地を産業廃棄物処分場として受けて入れていたことを初めて知りました。公園にした場合、子供たちも含めて遊んだりするので、安全性について詳しく教えてください。すごく不安です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省が定めた最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインというものに準拠して、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱という要綱が横浜市にあります。それに基づいて指導が行われます。
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山が綺麗に見えます。今後の影響評価の中で、予測の項目に景観が入っていますが、地域の住民の眺望権も予測項目として含まれていますか。	今後、施設の詳細を検討していく中で、富士山への展望も取り入れながら施設計画を行いたいと思います。 地域の皆様の眺望権は調査項目には入っていません。

表 10.3（3）　方法書説明会（第 3 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
その他（周辺道路関連）	共通	環状 3 号線、環状 4 号線の工事や供用の計画はどうなっていきますか。	道路の都市計画決定では、環状 3 号線と環状 4 号線の連絡道路を一体でやる予定ですが、今のところ詳細はまだ決まっておりません。検討の進捗に合わせて皆さんに御説明する機会を持つことになると思います。
その他（周辺道路関連）	共通	外周道路の外側には細い道がたくさんあります。災害時を考えると周りの細い道から外周道路の中に車での出入りが可能となるようにしてほしいです。災害時、回り道をして外周道路に出るのは不便なので、出来る限り多くの道路が外周道路に接続できるようにしてもらいたいです。	外周道路とそこへの細い道路をどのように接続させるかについてはこれから検討することになります。
その他（土地の所有）	共通	深谷通信所跡地の地下は日本に返ってきているのですか。	深谷通信所跡地は、日本に返還されており、現在は国の所有です。
その他（意見に対する回答・公表方法）	共通	意見書はどのような形で回答され、その回答は公表されるのか教えてください。	いただきました御意見、提出いただきました意見書等は、今後の手続の中で事業者として我々の回答を公表する予定としております。
その他（説明会の周知）	共通	今回の説明会について、案内チラシが配布されたとのことだが、見た覚えがありません。 今後、このような説明会が開催される場合の告知方法がわかっていれば教えて欲しいです。	方法書の周知の対象範囲は事業敷地の境界から約 500 メートル圏内の範囲の町丁全域を対象として全戸配布をしております。
その他（公園管理）	公園	公園管理の際、除草剤はまかないでほしいです。	横浜市では行政が除草剤を使って公園を管理している事例はなく、除草剤の使用は今のところ考えていません。

表 10.4（1）　方法書説明会（第 4 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	共通	墓園と公園とで事業がわかれているのは何故でしょうか。	事業として墓園の事業と公園の事業とは別になります。事業ごとに評価をすることになっているため、形式上分けています。ただ、一緒に進めていくことになりますので、同時に説明会をしています。
事業計画	共通	15 年後の状況（供用後の状況）が見えてこないのですが、墓園事業の具体的な計画について教えてください。	具体的な計画として現在決定していることは、面積 12ha の墓園に、芝生型墓地として 1 万 5000 区画を整備し、また、合葬式の墓地として、大きな樹木や慰霊碑等に骨壺で 3 万体納骨できるタイプの施設を設けることとしています。 レイアウトや施設規模等の具体的な内容については、現在計画及び設計をしているところで、今後、皆様にお示ししたいと考えています。
事業計画	共通	墓園と公園を分けた理由は墓園事業を先行させるためではないですか。	墓園だけが先に進むということは全く考えておりません。墓園と公園の一部が並行して進むと考えております。あくまで跡地の事業の中で公園の事業と墓園の事業があるので、そこの事業の主体で分けたということで、先行するつもりはありません。
事業計画	共通	以前、現在の草地にスポーツセンターや防災センター等の建物を建設してはどうかといった意見を出したが、計画に反映されていません。これらの意見を聞いて頂けないのですか。	防災センターのような大きな建物を造ることは、防災の面からも含めてないということを地元にお話をしているところです。
事業計画	墓園	外周道路が 50mとあるが、かなり広いため、イメージがわきません。また、外周道路に大きな樹木を植栽した場合、防災面で好ましくないように思われます。	車が通るのは片側 1 車線の両方向で合わせて 2 車線です。そこに、自転車道、ジョギング道、歩道等を配置します。その間に低木、中木等の樹木を入れる道路で、現在、この計画で県警協議等を道路局で行っているところです。

表 10.4（2）　方法書説明会（第 4 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
事業計画	墓園	10 万区画の墓地が必要であることに対して、公民どのような整備予定か内訳を教えてください。	10 万区画のうち、これまでの実績から 20 年間に民間で 4 万区画整備を想定しています。 公共では 20 年間に 6 万区画整備したいと考えています。深谷は芝生型 1 万 5000 区画です。それと、合葬式が 3 万体ですが、3 万体を区画に直すときに 2 体で 1 区画というふうに換算していまして、深谷では 3 万区画を整備する計画です。 残り 3 万区画につきましては、平成 30 年に日野こもれび納骨堂を造り、こちらが 1 万 6500 区画で、現在、舞岡で墓園の整備をしていまして、こちらで 1 万 3000 区画前後を確保し、それらを合わせて 6 万区画を整備し、民間と合わせて 10 万区画を 20 年間で整備する計画です。
その他（本事業の周知）	共通	これまでにこの事業に対してどのような形で住民の意見を募集してきたのでしょうか。また、得られた意見はどのように反映されているのでしょうか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成するときに市民意見募集を行い、周知方法としては記者発表と「広報よこはま」、説明会も実施しています。 その中でいただいた意見については、公園の方で明るくしてほしいとか、緑をいっぱいにしてほしいとか、そういうところを跡地利用計画の中に入れ、最終的に「深谷通信所跡地利用基本計画」としております。
その他（環境影響評価の手続）	共通	この事業に対して環境影響評価を行うということだが、環境の調査と事業の計画は順序が逆ではないでしょうか。まずは調査を実施して、深谷通信所跡地の環境を把握した上で計画していくのが妥当だと思います。	環境影響評価は条例上で手順が決まっております。まず、配慮書で、どういった自然環境に配慮するのかということを示します。また今回は方法書で、そこにある自然に対してどのような影響がありそうなのかということを予測するために調査をするのが準備書になっていきます。 順序が逆だというお考えも理解はできますけれども、条例上の手続ということで御理解をいただければと思います。
その他（意見閲覧）	共通	意見を踏まえて計画が作られたと思いますが、どのような意見が来ていたのですか。意見は現在見ることが出来ますでしょうか。	旧深谷通信所跡地のホームページ内に市民意見募集の考え方や、いただいた意見が載っていますので、そちらを参照ください。

表 10.4（3）　方法書説明会（第 4 回）における意見の概要及び都市計画決定権者の説明の概要

項目	事業区分	意見の概要	都市計画決定権者の説明の概要
その他（説明会）	共通	説明会チラシ内にある意見書の提出とは、何に対しての意見書なのですか。	今回の説明会で方法書の御説明をしましたけれども、環境の保全の見地からの御意見等をお持ちの方はこちらの提出方法で提出をしていただくというものです。 この環境影響評価の手続に関することですので、公園事業、墓園事業についての御意見ということになります。
その他（周辺道路関連）	共通	環状 3 号線、4 号線からアクセス出来る計画となっていますが、3 号線からのアクセスについては地元の人はあまり使わないように思います。	環状 3 号線と環状 4 号線から連絡道路を通って、どれだけの交通量になるかは道路局でやっているので、その交通量については把握していませんが、墓地の利用者は数値として把握しています。
その他（事業費）	共通	ランニングコストが掛かるのではないでしょうか。あまりコストの掛からない施設にしてほしいです。	墓地に関しましては建設費、その後の管理費、そういうものを使用者が支払いをすることにより墓園整備事業を進めます。 公園整備事業のランニングコストですが、詳細についての検討はこれから行います。

10.2 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき公園整備事業に対し、23 通の意見書（延べ意見数 55 件)、墓園整備事業に対し、14 通の意見書（延べ意見数 34 件）が提出されました。意見書の内容と意見数は、表 10.5（1）～（2）に示すとおりです。

意見書の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 10.6（1）～（18）に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき公園整備事業に対し提出された意見書のうち、墓園整備事業に係る意見については、参考として表 10.7 に都市計画決定権者の見解を示しています。

表 10.5（1）　公園整備事業に対する意見書の内容と意見数

意見項目	意見数
事業計画	27 件
環境影響評価	13 件
その他	15 件
合　　計	55 件（23 通）

表 10.5（2）　墓園整備事業に対する意見書の内容と意見数

意見項目	意見数
事業計画	19 件
環境影響評価	6 件
その他	9 件
合　　計	34 件（14 通）

表 10.6（1）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	公園及び墓園整備事業について、早く完成することを楽しみにしている。	方法書に記載のとおり、本事業は令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続を進めています。手続終了後 5 年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。また、完成した場所から順次部分供用を進め、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。
	公園及び墓地はいつ頃出来るのか。待ち遠しく思う。	
	公園事業化早期推進を願う。	
	整備事業のレイアウトには賛同する。	本事業の具体的な施設配置等は、今後、「深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年 2 月）（以下、「跡地利用基本計画」といいます。）」を基に検討していきます。
	返還前から地域住民の意見募集等を何度もしていたのに、これから 20 年後の完成予定では今まで何をしていたのか問いたい。	平成 24 年に市民意見募集を実施し、平成 25 年に泉区深谷通信所返還対策協議会から「跡地利用計画案」が提出されました。 その後、平成 26 年度に深谷通信所が全域返還されるとともに、地元の市民及び深谷通信所返還対策協議会の方々と議論を重ね、平成 29 年に「深谷通信所跡地利用基本計画(案)」を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を踏まえ、平成 30 年 2 月に「跡地利用基本計画」を策定しました。 現在、「跡地利用基本計画」の実現に向けて、環境影響評価等の手続を進めているところですが、土壌汚染や産業廃棄物最終処分場の把握等で、想定以上の時間を要しています。今後、事業を進めていきますが、本事業区域面積が約 48 ヘクタールと広大なため、工事期間が長期に及ぶことへのご理解をお願いします。

表 10.6（2）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	過去の事業の失敗事例の中で多く見られた手法として、無理なコンセプトの実現によるゾーニングであるが、そうした事例を鑑みると、本事業では生態学のわかる環境学の専門家が第三者的立場から科学的な助言をしているのかが疑問だ。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。 これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。 上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。
	この場所は多くの野鳥の貴重な生息の場、繁殖の場となっている。春になると多数のヒバリが営巣をしている。上空では多くのヒバリがさえずっていて、これだけの密度でヒバリが生息をしている場所は珍しい。近くにはセッカも多くいる。また上空を多くのツバメが子育ての餌となる虫を求めて飛び交っている。雨が降った後には水たまりでツバメが巣作りのための泥を集めてもいた。周囲では数羽のキジが縄張りを主張して鳴き交わしている。冬になれば多くのツグミが越冬のために飛来する。その他の野鳥も多く生息している。時にはここらではまず見ることのできない珍鳥も飛来することがある。それだけここは野鳥にとって貴重な場所なのである。 野鳥は種類によって生息環境がそれぞれ異なる。水辺を生息域とするもの、山林を生息域とするもの、平地や草原を生息域とするもの等様々である。この場所は平地や草原を生息域とする鳥たちにとって貴重な生息場所である。 山地や谷は開発には不向き、またはコストがかかりすぎるため比較的自然が残りやすいが、平地は容易に開発可能なため次々と自然が失われ、平地を生息場所としている野鳥は数を減らし続けている。以前はこの場所ではムクドリやカワラヒワ等は普通に群れで見られたのだが、最近はほとんど見かけなくなってしまった。この場所は横浜市においてはおそらく最後の平地であろう。 本計画の白紙撤回を要求する。今時このようなありきたりな物を造っても誰も評価はしない。むしろまた税金の無駄使いと揶揄されるのが落ちである。	

表 10.6（3）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	つい最近も、全面草刈りが行われ、野鳥の生活の場や隠れ場所をなくしてしまった。特にキジなどは、身を隠す丈の草が必要だが、刈り取ってしまい姿を見なくなった。巣立ちの若鳥も最近は見かけない。 要するに生態調査・評価や保護等を全く行っていないことが明白である。むしろ野鳥の生息場所をあらかじめ改変しておいて、この場所には野鳥等いないという既成事実作りをしているとしか思えない。今の時代は人間が手を加えなければ自然は戻ってこない。 この場所において今まで行政が行ってきた行為（自然を破壊し野球グラウンドだらけにしたこと、草を刈り、野鳥の生息・隠れ場所を奪ったこと等）、及び今後の事業計画は鳥獣保護法、生物多様性基本法に反したものであり、明らかな違法行為（国が定める法に反した行為であり当然処罰対象に該当する）である。よって本計画は白紙撤回することを要求する。 もしこのまま計画を進めるのであれば訴訟になることも考えておいた方が良い。これだけ違法行為を繰り返してきた以上、責任追及は免れないだろう。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。 これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。 上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。また、いただいたご意見も参考に、緑地計画を検討します。
	地面に樹木等遮蔽物がないところでは旋風や竜巻が生じやすくなっている。また、そのような場所では土埃が風で飛散し、住宅地で換気がしづらい等の状況がある。緑地を残すことで、草地面の雨水浸透性とホコリ竜巻防止機能が得られる。また、草地には最近減少している草原性の生き物の生息場としての価値がある。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。 これを基に、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。 上記の検討については、有識者にも意見を伺いながら進めます。
	整地して土地面の平準化が進むことで、風の強度が増す。現在、B-3 区域（(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業　環境影響評価方法書 図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図)）や外周道路 D にはところどころに樹木帯がある。防風林の機能として、現状においても北方成分の風が強く吹くときには、様々な飛来物が住宅の方にあり、それらの多くは樹木帯によって被害を免れている部分もある。	
	ふれあいとにぎわいのゾーンには、いつでも緊急避難場所等に転用可能な範囲で芝生の広場や季節ごとの草木花が楽しめる花壇広場を作り、観光の名所となるようなものを作るべき。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。 また、災害時には、広場や施設等が災害時の広域避難場所や救援活動の拠点となるため、それを踏まえた施設配置等の検討を進めます。

表 10.6（4）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	駐車場の数が心配だ。多くの市内公園は、駐車場待ちによる渋滞や近隣への路上駐車違反が発生する問題がある。深谷は大きな公園となりそうなので、立体や地下駐車場等必要以上の駐車台数が置ける駐車場を用意してほしい。また入口、出口を多く設け、入口、出口で渋滞を発生させない工夫もしてほしい。	交通集中を回避するため、かつ、利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して準備し、イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とし、出入り口を含め、警察等と協議を行い、渋滞を発生させないよう配慮した計画としていきます。
	環境保全の見地から、一般利用者の自動車は、駐車場（円周に沿って外縁部に配置されている）から園内へは一切乗り入れさせないでほしい。 現在、少年野球と称して、多数の車が跡地内部に入り込んでいる。一部は舗装道路を逸脱し、緑地上に駐車している。さらに、舗装路走行中に、歩行者との接触を起こしているのを目撃した。一般車の園内走行は危険でもある。	当公園では、一般車は駐車場より先へ乗り入れできない計画としています。
	駐車場への進入路が、外周道路でジョギング、散歩、サイクリング利用者の動線と交錯しないようにレイアウトを配慮してほしい。 車の動線と歩行者・ランニング者の動線が交錯していると、接触・衝突事故の可能性が排除できない。	駐車場の出入口は、警察等と協議を行い、安全に配慮した計画としていきます。
	園内の最外エリアにあたるサイクリングコースは、広大なスペース故に自転車の走行速度も高くなると思われる。 ジョギングコースを走行している人との接触事故の発生を防止するために、明確なエリア分けを計画する必要がある。 そのために、ジョギングコースとサイクリングコースの明確なサイン計画が必要と考える。	「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。
	時期によってはお墓参りの人で混雑が予想されるため、園内にかまくらみちが接続する敷地境界から 50ｍくらいは道幅を広げて歩道を確保してほしい。	

表 10.6（5）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事後調査	広大な敷地故に夜は非常に暗く、治安的に望ましい状態にない。街灯の本数を通常より多く配置するよう計画してほしい。また、人が園内を歩いて心理的に感じる負荷が軽減されるような明度を所望する。	当公園の園路には、照明灯を設置し、安全に利用、通行ができるよう、配置や明るさ等を検討します。 また、夜間に事件事故等が起きないよう、安全対策に配慮し、施設の管理方法を検討します。
	現在通信隊跡地が少しずつ整備されているが、夜間は灯りが少なくウォーキングをする際とても怖い。スケートボードを使用している、たまっている若者がたまにいるが、もう少し明るくしてほしい。（近隣の方に配慮できる範囲の明るさで） 防犯対策上明るく出来ない場合は、監視カメラ等つけてほしい。	
	園内は暴走族のたまり場にならないよう願う。	
	園内での夜間警備により事件事故が起きないよう対策してほしい。	
	単に広い公園はすでに近くに俣野公園があるので過剰供給だと思う。作るのであれば差別化のできる内容（植栽、設備等）を期待する。 施設的な内容からいえば、野球などができる場は既にあるので、バス便の整理と合わせ、現状では駅前にしかない屋内プールを始めとした室内運動設備（スポーツセンターの内容に近いもの）が設置されると、地域の人間としては大変ありがたく思う。	本公園について、他の公園との差別化等、今後具体的な内容を検討していきますが、本事業は「跡地利用基本計画」に基づいているため、ご要望の施設の整備予定はありません。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	スポーツ施設については少子高齢化が急速に進んでいて運動の種類も変わってきた。完成後に遊休地とならないようにスポーツ施設について配慮してほしい。高齢者が気軽に集い交流するバリアフリー施設や運動リハビリ施設も必要。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。いただいたご意見を参考に高齢者も含めた幅広い年代が気軽に利用できる健康遊具等の設置も検討します。
	子供から大人まで幅広い年代が利用、健康増進できる施設にしてほしい。その為ジョギング、サイクリングだけでなく、健康遊具を充実させてほしい。海外のように筋力トレーニングが出来ると高齢者が比較的多い泉区民の健康寿命を延ばせるのではないかと思う。	

表 10.6（6）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	周囲が広大な球技などのスポーツをするエリアのため、整備により訪れるユーザーが増えることが想定される。一方で、飲食店等の店舗を用意しない場合は、外での飲食によるごみの放置や回収の問題が懸念される。また、遠方から車で墓参りをしにくるユーザーが、休憩できるスペースが確保されていないため、ゆっくりと故人を弔う機会が失われることが懸念される。 幼い子供と入れるカフェ等の飲食店スペースは、「憩いの場」として多くの層に愛される事業になり得る。「地域社会」「景観」「ふれあい活動の場」の観点から、飲食店などの店舗が必要と考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与できる公園を整備するものです。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	深谷は交通不便なところにあり、バス及び車を使わないと買い物が出来ないので、大きなショッピングモールを作ってほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園を整備するもので、ご要望の施設を整備する予定はありません。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	進行中のコロナ禍でも病院や感染症対策施設の不足問題が出ているのでこれを考慮して計画そのものの見直しも必要。墓園整備事業の計画面積を縮小してこれ等に充てるべき。	「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。
	事業計画では、事業区域と近接して暮らす近隣住民と同じ町内に住む住民の間で、合意形成の重み付けが必要であるが、この計画を策定した際にそのような合意形成は行われてきていない。 散歩や運動のために利用している市民と近接住民では関わり方が全く異なるので、より関わりが深い近隣の住民の意見を聞き、計画に修正を加えるということが大切である。	本事業は、これまで市民の皆様からご意見をいただき「跡地利用基本計画」を策定し、これに基づき進めているものです。今後、計画の具体化にあたっても、市民の意見をお聞きしながら検討を進めます。

表 10.6（7）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価（生物多様性）	永く保たれてきた他に例のない景観や生態系を施設が崩すことの無いようにすべき。	工事中、供用後における動物、植物、生態系等、自然環境や景観面については、環境影響評価項目として、「生物多様性（動物・植物・生態系）」、「景観」を選定しています。今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、動物、植物、生態系や景観への影響の程度を把握します。 なお、これらの調査については、有識者の意見等も踏まえながら適切に行うとともに、対象事業の実施による影響の程度については、環境影響評価準備書にて明らかにします。
	生物の調査は生物が観察しやすい時期に行ってほしい。 例えば、対象事業実施区域の南側は通常時は草地（奥に小さな水たまりあり）だが梅雨の時期は水がたまる。そこではアマガエルが産卵し、ミズカマキリ、コオイムシ、小型のゲンゴロウ類、ヒバカリ等が見られる。1～2 ㎝程度のドジョウも多数見られるので付近で産卵していると思われる。 水がたまり、時間経過とともに見られる生物種が変化するので、この時期に複数回現地を確認してほしい。年によっても、水のたまる時期や期間、生物種が異なるので、出来れば複数の年にわたって調査を希望する。	
	池や横浜市の学校ビオトープのような通年水がある環境とは異なる生態系である点に留意してほしい。	
	返還後、車両の進入と草刈りの頻度、範囲が増加し跡地全体が以前に比べて乾燥してきているように思う。生物調査が行われる前に生物が減少するのではないかと心配だ。	生物多様性の調査では、事前に既存文献調査を行い、対象事業実施区域及びその周辺において、どのような種が既存文献で記録されているか、当該地域の過去の状況を把握した上で調査を行い、生物相の把握に努めてまいります。

表 10.6（8）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価（生物多様性）	生物の調査について、既存資料の収集整理の中に付近の道路での生物の轢死の統計も含めてほしい。	現在、横浜市では轢死の統計情報は整理されていませんが、関係機関に聞き取りを行う等、可能な限り資料収集を行い、必要に応じて環境影響評価準備書で対応します。
	住宅地と隣接する外周道路 D にある植生は保存するとともに、計画的に保全する区域を設けることも計画に含める必要がある。現在の景観は完全に自然なものではなく、二次的な自然なので自然の多様性を維持することが肝要だが、必要以上にコストをかける必要はない。生物の生息状況に合わせ、年 2 回程度の刈込を行うとともに、自然に生えている木の苗を保存育成し、不要な枝を払うことで暴風時の飛散や倒木を防止すれば良いと考えられる。また、小さい斜面等の微地形の景観生態系として役割に配慮し、生態系の連続性を残すということも大切である。 例えば、キジは鳥類としては比較的大型な種である。そのため、代謝を賄うためには採餌場の確保が重要であり、それが縄張りとしている範囲内にある。キジの縄張りは広く、当家の北側のキジは、東は深谷小学校のあたりから西へ１キロくらいの範囲で生活しているようだ。 生物多様性を考える際には、こうしたことにも配慮が必要だ。 外周に隣接する地域（計画の中で外周道路 D 及び B-3 地区（(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業　環境影響評価方法書　図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図)）では、キジの他に、ヒバリ、コジュケイが営巣し、モグラ（おそらくアズマモグラ)、ニホンヤモリ等が生息している。夏にはフクロコウモリの仲間と思われる小型のコウモリが飛来する。外来種としては、タイワンリスがくる。ハクビシンやアライグマは最近見かけなくなったが、これらもおそらく生息している。	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、本事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、生物多様性（動物、植物、生態系）を環境影響評価項目として選定しており、生態系では、「生息域の分断、生息・生育環境の変化及び改変の程度等」や「食物連鎖関係の改変の程度等」といった観点から影響の程度を評価してまいります。 また、自然環境に係る調査については、当該地域の生物相に有識者の意見等も踏まえながら適切に行うとともに、対象事業の実施による影響の程度については、準備書にて明らかにします。

表 10.6（9）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価（地盤）	B-3 区（(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業環境影響評価方法書　図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図）から外周道路 D の境で、先のボーリング調査地点から抜けている部分で、湧水のあった谷が大量の産廃廃棄によって埋まり、その後土を盛って現在小高くなっている場所が調査されていない。1960 年代には現存した谷の部分なので、過去の地形図から横浜市として承知しているはずにも関わらず、調査しないことに関して疑問がある。量的にはかなりあるはずであり、覆土も厚いため、数ｍのボーリングではわからないかもしれない。	当該地域には過去に谷が存在しており、その状況を踏まえた上で、対象事業実施区域における地形・地質、土地条件のほか、産業廃棄物の埋め立て位置等を踏まえてボーリング調査地点を設定しています。 方法書 p.2-21 の図 2.4.3 に示す産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域は、横浜市に届出されているものです。これ以外にも廃棄物が埋められているとのご意見については、改めて既存資料の調査や聞き取り等を行った上で、関係部署と情報を共有し、既知の処分場跡地の取り扱いを踏まえ、必要に応じて、調査等を行います。
環境影響評価（地域社会）	一般車両、大型工事車両等による、長後街道(県道横浜伊勢原線)や環状４号線から、かまくらみち(県道阿久和鎌倉線)への通り抜けや、通行往来が激しく危険が多い。過去に多数の事故がある。また、周辺には伊勢山小学校、泉が丘中学校があり、スクールゾーンや生活道路が多く存在する。 こうしたことから、上記道路に挟まれたエリアでは、供用開始時に市道(スクールゾーン、生活道路)への車両通行が更に増加することが予測できる為、交通混雑、歩行者の安全、事故の未然防止の観点からも何らかの安全対策や通行制限を設ける必要があるのではないかと考える。 快適な地域環境の確保に努めてもらいたい。	工事の実施による工事車両の通行や供用後の来園車両等の走行に伴い県道 402 号（阿久和鎌倉）の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）を環境影響評価項目として選定しており、今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、必要に応じて、環境保全のための措置についても検討します。 また、県道 22 号（横浜伊勢原）や環状 4 号線から、県道 402 号（阿久和鎌倉）への通り抜けや、通行往来が激しく危険が多いことについては、関係部署と情報を共有します。
環境影響評価（景観）	公園から望む山並み（富士山・丹沢山他）はすばらしい景観である。貴重な景観を将来も残してほしいので、樹木の選定、配置等について配慮してほしい。 公園からは富士山・丹沢の山並、その奥には秩父の山々が見えるため、この景観を残してほしい。	今後、施設配置等の詳細を検討していく中で、富士山・丹沢の山並等、当該地域特有の景観の保全に配慮した計画にしていきたいと考えています。 また、供用後の景観に対応する環境影響評価項目として、「景観」の項目を選定しています。今後の環境影響評価手続の中で予測を行い、施設の存在に対する景観への影響の程度を把握します。

表 10.6（10）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価（文化財等）	東京海軍通信隊戸塚分遣隊の遺構は歴史上重要な文化財のため、設置される公園及び墓園の各施設や園内通路等は、遺構の位置を避けて配置するよう調整して頂き、横浜市の文化財として保存し、貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂けるよう、強く要請する。	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき対応します。
	今回の環境影響評価方法書に、戸塚分遣隊の耐弾式地下送信所のほか、未確認の施設についても調査確認して頂くことが明記され私共、一同感謝している。 横浜市が進めている歴史的遺構を生かした公園造り同様、深谷通信隊跡地整備事業においても、横浜市の文化財として保存し、この貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂きたい。	
	方法書では関係機関と協議の上、埋蔵文化財の調査を行い、未確認施設についても調査確認することが明記されている。試掘調査によって確認された遺構については、本調査を実施し、また、試掘調査で確認されなかった場合においても、整備事業の施工工事中に発見された場合には、直ちに施工工事を中断し、埋蔵文化財の調査を優先させ、破壊することのないよう配慮してほしい。	
その他	災害時の拠点になることから、少なくとも立場から萩丸、高砂苑通信所入口までは車道片側2車線、自転車、歩行者、障害者の人も安心して通れる道が必要だ。また中田、和泉、汲沢は家が密集しており、道が狭いと火災が起こった際、救助隊、消防車の通行が困難になる。また、延焼を防ぐ効果もある。	本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	かまくらみちは、高砂苑バス停手前までは歩道が狭く自転車等すれ違えないので怖い。土日は野球、サッカー等をする子供たちが通っているが、車とすれすれの様子を見ると怖い。 歩道をしっかり整備してほしい。U字溝もガタガタしていてベビーカーを押すのも大変だと思う。	

表 10.6（11）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他	県道 402 号（かまくらみち）沿いで事故が起きかねない住宅街・通学路を抜ける危険な抜け道が存在する。 将来的に公園整備が完了した場合、車両の往来が増加し、さらに抜け道を利用する者が増えると思われる。 【提案】 1. 見通しが悪い箇所へカーブミラーを設ける。 先日、泉区土木事務所に提案したが、カーブミラーをつけるとかえってカーブミラーばかり見て事故につながるので設置は難しいと回答された。 2. 当該抜け道道路はかまくらみちへ合流する一方通行にして、かまくらみちからは進入出来ないようにする。または通学時間帯のみ進入禁止。 おそらくこの抜け道は元々通学路であったが、抜け道になってしまい、対策が出来ないまま現在に至っていると考える。 公園事業が安全安心なアクセスのもとで利用者が楽しめるよう切に願うとともに、私自身も楽しみにしていまため、前向きにご検討頂きたい。	本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	公園を縦断している阿久和道（かまくら道）は、今後交通量の増加が見込まれるが、公園の戸塚区側（二軒家～汲沢入口方面）は、道路幅が狭く、歩行や車両の交換に支障をきたしている。公園整備と周辺部環境への配慮を希望する。	
	この場所は非常に環境に恵まれ、いろいろなレクリエーション施設も出来るとの事、大変喜ばしい事と思う。それに伴い問題は、交通の便の悪さと道路の道幅が狭く歩道もないことだ。何とか改善出来ないか。財政困難の折から大変だろうが、いろいろな施設が出来れば利用者も増えるのではないか。	
	交通量の増加に伴い、周辺の狭い道路に支障をきたすように思えるため、公共交通を第一に考え周りの方々に対しての配慮と環境にやさしい考えで進めてほしい。	

表 10.6（12）　公園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他	墓園及び公園には、車道、歩道、駐車場も計画されているが、ここへの移動手段は戸塚駅ー立場駅間を走るバスが日中 1 時間に 3 本運行しているのみである。 車のない老人には大変不便なことであり、墓地及び公園への交通量の増加に伴うバス道の幅拡張とバスの本数増加についても都市計画事業に加えて頂きたい。	本事業は、防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を行うものとなります。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	地域の住民としてこの跡地があるために日常の不便や防犯、安全面等多くの我慢を強いられてきた。高齢化が一層進んでしまい車を手放し買い物や通院でバス便に頼る世帯が急増している。本計画に入る前に道路交通、治安、防犯、防災、排水設備等のインフラ整備を早急に着手すべき。	
	子供が日常的に触れる環境を作ることや、海外からの観光客に対応するためにも、標識・サインの表記は「日本語＋英語」を要望する。 標識等については、リニューアルをする際に時間とコストがかかるため、新設段階から、日本語＋英語を標準としたものの設置をお願いしたい。	施設内での標識や照明灯のデザイン等は今後詳細な検討を進めていきます。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
	看板の配色は、景観を崩さず、耐光性、視認性が高いものを望む。カーキ色の色面に白文字は、上記の条件を満たすと思う。	
	横浜は海を通じて豊かな異文化が浸透した美しい場所なので街灯等の設備を配置する際には、「景観」の観点から、街灯の外観を洋風にしてほしい。	
	園内の犬の散歩について糞の始末をしないで行く人もいるので、規制・対策をお願いしたい。	横浜市では、ペットを飼われている方へのルールとして、糞の持ち帰りをするように案内看板やホームページ等でお知らせしているところです。
	墓地は近隣の方を優先してほしい。	「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」に関するご意見のため、「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」をご覧ください。
	お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。	
	野放図に家庭菜園が広がった際には、近接する住宅で庭に進入し窃盗が多発した。このようなことは頻繁に発生し、草花の多くが盗まれた。外周道路ができると、移動がより楽になるため、周辺部での窃盗が発生すると懸念している。	

表 10.6（13）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	5年前に他界した父の遺骨を手元に置いて、近くで富士山の見える地にお墓を持ちたいと思い、通信隊跡地に市民霊園が出来る事をずっと待ち望んできた。 スポーツや散策ができる、平和で開放的な市民の憩いの地に、やすらぎの永眠のスペース、心地よい空間がなるべく早く出来る事を願う。	方法書に記載のとおり、本事業は令和5年度の都市計画決定を目指して手続きをすすめています。手続き終了後5年以内の着工準備期間を経て、墓園事業は着工後5年程度での工事完了を想定しています。
	夫が亡くなり、墓が欲しいと思うので、ぜひ作ってほしい。	
	返還以前から意見募集やアイデアコンテストなどがされていてその中でも墓地の希望はごく少数だった。	本市では、平成29年からの20年間で、死亡者が約77万人になる推計となっています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、墓地の需要に応えるためには、公民あわせて約10万区画の墓地整備が必要と推定されるため、緑豊かな墓園を整備するものです。
	令和 5 年度から開始されると発表されているが、先送りしてよいと思う。理由は予算の使い方を市民の生活、健康を守るために優先的に使うようにしてほしい。総選挙が終わって、今の政権が国民のためにどうするのか不安。市の財政を市民のため有効に使ってほしいと思う。上瀬谷や深谷の事業を遅らせてよいと思う。	
	近年多発傾向にある風水害や震度 7 程度の地震など大きな被害が発生した時などに防災拠点での避難者の受け入れ時、コロナで避難場不足が懸念される状況であり、仮設でも避難者の受け入れスペースとして活用する必要性がある。 近隣での防災に関する意識も高まっており、災害復旧などの仮設住宅や災害復旧住宅などの用地として活用もできるので、ぜひC地区は防災のエリアとして活用して欲しい。	「跡地利用基本計画」では、Cゾーン（緑とやすらぎのメモリアルゾーン）は災害時に地域利用エリア等としての利用を想定しています。この内容を踏まえ、公園型墓園の施設配置等の詳細な検討を進め、整備を行います。
	わきみずの森のせせらぎが 3 年から 4 年に一度涸れる現状のため、「雨水流失抑制施設」に貯水した水をわきみずの森のせせらぎに流入できる設備を作ってほしい。	ご指摘の「雨水流失抑制施設」は「雨水流出抑制施設」のことと解しますが、雨水流出抑制施設をはじめとした墓園施設については、地下水の涵養に配慮して、位置や仕様等を検討して整備します。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、わきみずの森の湧水については、水循環（湧水の流量）の項目の中で調査、予測及び評価を行います。

表 10.6（14）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	わきみずの森の遊歩道（農道）と墓園の円周道路を連結すれば、水と緑の自然景観や生物多様性の保全に大変有効であると考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。現時点で遊歩道（農道）と外周道路との連結の計画はございませんが、自然環境や生物多様性の保全に配慮し事業を進めます。
	園内を乗り物禁止にしてもらえると安心して園内にいられる。	公園型墓園は、駐車場以外の場所について、一般の車両の乗り入れは禁止とする予定です。
	外周道路ゾーンは、緊急時以外、車・自転車の乗り入れを禁止してほしい。	外周道路ゾーンは、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約50mの道路を整備するものです。ご要望のように「緊急時以外、車・自転車の乗り入れ」を禁止する計画ではございませんが、利用者が安全に通行できるよう十分配慮し、事業を進めます。
	庭園型墓園を外周道路ゾーンに設置、又は地下型納骨型墓園とし、地上では外周を花の庭園にしてほしい。また、駐輪場や駐車場は外周地上又は地下型にしてほしい。	「跡地利用基本計画」に記載のとおり、中心の広場の外周に公園型墓園を配置し、さらに外側には周辺住民が利用する広場、一番外側に車道や歩道に加え、健康づくりに寄与する外周道路を配置し、象徴的な広場を中心に利用者の動線が外周に向けて広がっていくようなイメージで施設を配置しています。 公園型墓園としては、四季折々の草花や緑に囲まれた芝生型や合葬式の納骨施設を整備する計画であり、今後、駐輪場や駐車場を含め、施設の内容を具体化していきます。
	園内の最外エリアにあたるサイクリングコースは、広大なスペース故に自転車の走行速度も高くなると思われる。 ジョギングコースを走行している人との接触事故の発生を防止するために、明確なエリア分けを計画する必要がある。 そのために、ジョギングコースとサイクリングコースの明確なサイン計画が必要と考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。利用者が安全に通行できるよう、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

表 10.6（15）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	時期によってはお墓参りの人で混雑が予想されるため、園内にかまくらみちが接続する敷地境界から 50mくらいは道幅を広げて歩道を確保してほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただくとともに、関係部署と情報を共有します。
	広大な敷地故に夜は非常に暗く、治安的に望ましい状態にない。街灯の本数を通常より多く配置するよう計画してほしい。また、人が園内を歩いて心理的に感じる負荷が軽減されるような明度を所望する。	当墓園の園路には、照明灯を設置し、安全に利用、通行ができるよう、配置や明るさ等を検討します。 また、夜間に事件事故等が起きないよう、安全対策に配慮し、施設の管理方法を検討します。
	園内は暴走族のたまり場にならないよう願う。	
	園内での夜間警備により事件事故が起きないよう対策してほしい。	
	園内は、時間外はすべて閉めてほしい。	
	周囲が広大な球技などのスポーツをするエリアのため、整備により訪れるユーザーが増えることが想定される。一方で、飲食店等の店舗を用意しない場合は、外での飲食によるごみの放置や回収の問題が懸念される。また、遠方から車で墓参りをしにくるユーザーが、休憩できるスペースが確保されていないため、ゆっくりと故人を弔う機会が失われることが懸念される。 幼い子供と入れるカフェ等の飲食店スペースは、「憩いの場」として多くの層に愛される事業になり得る。「地域社会」「景観」「ふれあい活動の場」の観点から、飲食店などの店舗が必要と考える。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	墓園の代わりに感染症対策の病院や高齢者用福祉、介護施設や運動施設を作るなど、コロナ禍で苦しんでいる地元住民としてはこれ等を優先事項にしてほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。したがいまして、墓園整備事業ではご要望の施設の整備予定はありませんが、いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

表 10.6（16）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	道路の整備事業を公園事業と切り離して計画されているが、前からの計画では先ず道路整備となっていたはず。分割着工では果たすべき地域の利便性の改善にはならない。	深谷通信所跡地の全体面積が約 77ha と大規模であるため、施工手順及び各年度の執行可能予算額を勘案しておおむね 3 段階に分けて、段階的な計画・整備を行います。 本事業は、（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書の p.2-23 図 2.4.4 に示す通り、工事エリアを 3 つに分けて整備を行い、墓園事業と墓園にアクセスする北側の外周道路を第 1 期として整備します。引き続き、県道 402 号（阿久和鎌倉）を境として、西側の外周道路を第 2 期として整備し、最後に第 3 期として県道 402 号(阿久和鎌倉)の東側を整備します。外周道路は完成した場所から準備部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。
環境影響評価（生物多様性）	長く保たれてきた景観や生態系の保全などから半永久的に転用が出来ない墓地をこれほど広く作る必要は感じない。 後世に残せる自然環境を作ってほしい。 緑とやすらぎゾーンは、森林区分と墓園用草花に分けたらどうか。木は高さ 2mくらいに管理していただき、木登りの危険なく、虫や小鳥などの小動物が安心して生息できる場所をつくってほしい。	墓園区域内には、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、35%以上の緑地を設けるとともに、公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指し、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。詳細な緑地計画は、今後具体的に検討し、準備書にて示します。

表 10.6（17）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価（文化財等）	東京海軍通信隊戸塚分遣隊の遺構は歴史上重要な文化財のため、設置される公園及び墓園の各施設や園内通路等は、遺構の位置を避けて配置するよう調整して頂き、横浜市の文化財として保存し、貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂けるよう、強く要請する。	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき対応します。
	今回の環境影響評価方法書に、戸塚分遣隊の耐弾式地下送信所のほか、未確認の施設についても調査確認して頂くことが明記され私共、一同感謝している。 横浜市が進めている歴史的遺構を生かした公園造り同様、深谷通信隊跡地整備事業においても、横浜市の文化財として保存し、この貴重な歴史的遺産を後世へ継承して頂きたい。	
	方法書では関係機関と協議の上、埋蔵文化財の調査を行い、未確認施設についても調査確認することが明記されている。試掘調査によって確認された遺構については、本調査を実施し、また、試掘調査で確認されなかった場合においても、整備事業の施工工事中に発見された場合には、直ちに施工工事を中断し、埋蔵文化財の調査を優先させ、破壊することのないよう配慮してほしい。	
その他	お墓の申込みは通信所跡地500m以内の住人を優先にしてほしい。	募集方法等は、現在検討中です。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。	
	横浜は海を通じて豊かな異文化が浸透した美しい場所なので街灯等の設備を配置する際には、「景観」の観点から、街灯の外観を洋風にしてほしい。	施設内での照明灯のデザイン等は今後詳細な検討を進めていきます。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
	かまくらみちの道路事情の悪化が懸念される。高砂苑信号の場所はかまくらみちから汲沢方面に抜け道として利用している人も多いため、最低限葛野小入口の信号から高砂苑信号まで片側2車線または左側専用道路、そして自転車、歩行者の安全を確保するため、和泉側の歩道の整備を合わせて検討してほしい。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

表 10.6（18）　墓園整備事業に対する意見書の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
その他	災害時の拠点になることから、少なくとも立場から萩丸、高砂苑通信所入口までは車道片側2車線、自転車、歩行者、障害者の人も安心して通れる道が必要だ。また中田、和泉、汲沢は家が密集しており、道が狭いと火災が起こった際、救助隊、消防車の通行が困難になる。また、延焼を防ぐ効果もある。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
	高齢化でバスに頼るしかなく危険なかまくら道の横断をしてバス停を使用している住民として周回道路のバス便の開通を希望している。	
	墓園を利用する場合、バスで行くことになるため、バスの本数を増やしてほしい。	
	バス路線を、外まわり、内まわりなど、外周内に設けてほしい。	
	園内の犬の散歩について糞の始末をしないで行く人もいるので、規制・対策をお願いしたい。	横浜市では、ペットを飼われている方へのルールとして、糞の持ち帰りをするように案内看板やホームページ等でお知らせしているところです。

表 10.7　公園整備事業に対し提出された意見書のうち、
墓園整備事業に係る意見書の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	進行中のコロナ禍でも病院や感染症対策施設の不足問題が出ているのでこれを考慮して計画そのものの見直しも必要。墓園整備事業の計画面積を縮小してこれ等に充てるべき。	本市では、平成29年からの20年間で、約77万人の死亡者推計をしています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約10万区画の墓地整備が必要と推定し、墓地の需要に応えるために、緑豊かな墓園を整備するものです。 したがいまして、墓園計画面積の縮小の予定、並びにご要望の施設の整備予定はありませんが、いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。
その他	墓地は近隣の方を優先してほしい。	募集方法等は、現在検討中です。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	お墓の申し込みに関しては近隣優先にしていただきたい。	
	野放図に家庭菜園が広がった際には、近接する住宅で庭に進入し窃盗が多発した。このようなことは頻繁に発生し、草花の多くが盗まれた。外周道路ができると、移動がより楽になるため、周辺部での窃盗が発生すると懸念している。	本事業は「跡地利用基本計画」に基づき、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園と外周道路を整備するものです。いただいたご意見については、関係部署と情報を共有します。

10.3 方法市長意見書に記載された市長意見及び都市計画決定権者の見解

公園及び墓園整備事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第 21 条第１項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書は令和４年４月 20 日に送付を受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 10.8 に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業に対する方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 10.9 (1) ～ (5) に示すとおりです。

表 10.8　方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和 4 年 5 月 13 日～令和 4 年 6 月 13 日（31 日間）
縦覧対象区	戸塚区、泉区
縦覧場所	環境創造局　環境影響評価課 戸塚区役所　区政推進課　企画調整係 泉区役所　区政推進課　企画調整係

表 10.9（1）　方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 事業計画	整備方針や運動広場等の内容が確認でき、自然と人との距離を保った場所が担保されること等が分かるように、施設配置計画や緑地計画等を準備書に具体的に記載してください。	施設配置計画及び緑地計画における整備方針や運動広場等の内容、自然と人との距離を保った場所（保護区）の担保等、具体的な内容は「第 2 章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50)
	公園、墓園及び外周道路の草地環境等を一体的かつ連続的に保全すること、及び生物多様性の保全にとって十分な規模の草地を再生すること等を、具体的に検討してください。	公園・墓園事業、外周道路内における草地環境の保全・復元による動植物の生息・生育環境の保全を検討します。また、施設配置計画及び緑地計画では、対象事業実施区域内における樹林地から草地までの連続性（樹林から草地までのエコトーン）、周辺緑地との連続性等に配慮する計画となるよう検討します。具体的な内容は「第 2 章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50)
	西側水路周辺の水源環境や周辺の湧水を考慮し、教育的効果も図れるグリーンインフラ及びヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討し、準備書に記載してください。	グリーンインフラでは、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化等による地下水の涵養に配慮した計画としました。グリーンインフラに対する記述を「第 2 章　2.3.9 グリーンインフラ」に記載しました。(p. 2-40) ヒートアイランド対策では、緑陰やヒートアイランド対策等利用者の快適な環境の提供も併せて検討しました。ヒートアイランド対策の記述を「第 2 章　2.3.10 地球温暖化対策」、「第 2 章　2.3.12 緑の保全と創造」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。(p. 2-40、p. 2-43～2-45、P. 2-47～p. 2-49)
	土壌汚染調査の内容を整理し、産業廃棄物最終処分場跡地との関係を含めて地中の全体像を把握できるようにしたうえで、工事計画や施設配置、環境保全措置等を準備書に記載してください。	「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌汚染調査は、南関東防衛局により平成 27 年から 28 年にかけて資料等調査及び概況調査、平成 28 年度に詳細調査が行われ、公園予定地の一部で鉛及びその化合物、ダイオキシンが土壌汚染対策法等の基準を超えて抽出されました。これらから、公園予定地の一部は平成 30 年に形質変更時要届出区域に指定されおり、着手する場合は、手続きに則り着手予定日の 30 日前までに、市に対して届出する予定です。 一方、公園予定地と墓園予定地の一部では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。このため、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省）に基づき、施工方法の基準に沿った事前調査及びモニタリングを行う必要があります。 これらの土壌汚染調査結果は「資料編　1.2 土壌調査結果」に記載しました。(p. 資 1.2-1～p. 資 1.2-10) また、工事計画や施設配置計画、環境保全措置等は、上記の調査結果も踏まえて検討したものであり、「第 2 章　2.1 都市計画対象事業の概要」及び「第 6 章　6.6 水質・底質」、「第 6 章　6.7 土壌」に記載しました。(p. 2-1～p. 2-3、p. 6.6-37、p. 6.7-16)

表 10.9（2）　方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目			意見の内容	都市計画決定権者の見解
2　環境影響評価項目	(1)　工事中	ア　生物多様性	囲障区域やわきみずの森を含めた、対象事業実施区域及びその周辺の調査について、調査地点やラインセンサスルート、踏査ルート等を準備書に具体的に記載してください。	各調査項目の調査地点やラインセンサスルート、踏査ルートは「第6章 6.2.1 動物」、「第6章　6.2.2 植物」に記載しました。（p.6.2-4～p.6.2-8、p.6.2-67）
		イ　廃棄物・建設発生土	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、管理型混入安定型埋立地と定義されている産業廃棄物最終処分場に埋め立てられている廃棄物の種類、量等を把握したうえで、環境影響評価（水質、底質等の予測、評価）を行ってください。	最終処分場跡地は取り扱われた廃棄物の種類より、管理型混入安定型埋立地であることを「資料編　1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」に記載しました。（p.資1.3-1） 上記を踏まえ、水質・底質の予測、評価を行いました。予測、評価は「第6章　6.6 水質・底質」に記載しました。（p.6.6-34～p.6.6-39）
		ウ　土壌	国の実施した土壌汚染調査等（地下水の状況を含む）を準備書に記載するとともに、それらに基づいた予測、評価等を行ってください。	土壌汚染対策法に基づいた土壌汚染調査として、資料等調査、概況調査（表層）、詳細調査（深度）が実施され、対象事業実施区域の一部が形質変更時用届出区域に指定されています。 土壌汚染調査結果は「資料編　1.2 土壌調査結果」に記載しました。（p.資1.2-1～p.資1.2-10） また、上記を踏まえ、「第6章　6.3 水循環」、「第6章　6.6 水質・底質」、「第6章　6.7 土壌」等の調査項目を選定し、予測、評価を行いました。（p.6.3-1～p.6.3-19、p.6.6-1～p.6.6-39、p.6.7-1～p.6.7-17）
	(2)　供用時	ア　生物多様性	草地環境の類型区分は、土壌や地形の影響等を含めた植生区分、及び同年度の草刈や人の立ち入り頻度（踏圧）による利用区分の両方を重ね合わせて検討し、類型区分に対応した動植物、生態系への影響について予測、評価等を行ってください。	生態系の予測・評価を行ううえで、草地の類型区分については、植生調査結果を基本としつつ、草刈りの状況や立ち入り頻度も含めた利用の形態等も踏まえ、類型区分を設定しました。（p.6.2-98～6.2-99） 草地環境の保全・創出や管理方法、予測・評価は「第2章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」、「第2章 2.4.2 環境配慮事項の経緯」、「第6章 6.2.3 生態系」に記載しました。（p.2-6～p.2-45、p.2-47～p.2-50、p.6.2-103～p.6.2-109）

表 10.9（3）　方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（公園整備事業）

項目			意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 環境影響評価項目	(2) 供用時	イ　地域社会	外周道路について、県道 402 号線との交差部はラウンドアバウトを検討しているため、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要であることを考慮して、将来交通量を踏まえて予測、評価等を行ってください。	方法書段階にて外周道路に計画をしていたラウンドアバウト（環状交差点）は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点（準備書の時点）では採用しないこととしました。(p. 2-24)
		ウ　景観	西側水路の盛土及び見晴らしの丘の整備等による景観変化についても検証できるよう、調査地点を追加してください。	近景の調査・予測地点として、見晴らしの丘予定地点付近、西側水路の盛土整備箇所を追加設定し、整備前後の変化を把握できるようにしました。予測・評価は「第 6 章　6.14 景観」に記載しました。(p. 6. 14-3～p. 6. 14-5、p. 6. 14-18～p. 6. 14-42)

表 10.9（4）　方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 事業計画	整備方針や運動広場等の内容が確認でき、自然と人との距離を保った場所が担保されること等が分かるように、施設配置計画や緑地計画等を準備書に具体的に記載してください。	施設配置計画及び緑地計画における整備方針や運動広場等の内容、自然と人との距離を保った場所（保護区）の担保等、具体的な内容は「第 2 章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50）
	公園、墓園及び外周道路の草地環境等を一体的かつ連続的に保全すること、及び生物多様性の保全にとって十分な規模の草地を再生すること等を、具体的に検討してください。	公園・墓園事業、外周道路内における草地環境の保全・復元による動植物の生息・生育環境の保全を検討します。また、施設配置計画及び緑地計画では、対象事業実施区域内における樹林地から草地までの連続性（樹林から草地までのエコトーン）、周辺緑地との連続性等に配慮する計画となるよう検討します。具体的な内容は「第 2 章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-6～p. 2-45、p. 2-47～p. 2-50）
	西側水路周辺の水源環境や周辺の湧水を考慮し、教育的効果も図れるグリーンインフラ及びヒートアイランド対策に資する緑地創出を具体的に検討し、準備書に記載してください。	グリーンインフラでは、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化等による地下水の涵養を配慮した計画としました。グリーンインフラに対する記述を「第 2 章　2.3.8 グリーンインフラ」に記載しました。（p. 2-40） ヒートアイランド対策では、緑陰やヒートアイランド対策等利用者の快適な環境の提供も併せて検討しました。ヒートアイランド対策の記述を「第 2 章　2.3.10 地球温暖化対策」、「第 2 章　2.3.12 緑の保全と創造」「第 2 章　2.4.2 環境配慮検討の経緯」に記載しました。（p. 2-40、p. 2-43～2-45、P. 2-47～p. 2-49）
	土壌汚染調査の内容を整理し、産業廃棄物最終処分場跡地との関係を含めて地中の全体像を把握できるようにしたうえで、工事計画や施設配置、環境保全措置等を準備書に記載してください。	「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌汚染調査は、南関東防衛局により平成 27 年から 28 年にかけて資料等調査及び概況調査、平成 28 年度に詳細調査が行われ、公園予定地の一部で鉛及びその化合物、ダイオキシンが土壌汚染対策法等の基準を超えて抽出されました。これらから、公園予定地の一部は平成 30 年に形質変更時要届出区域に指定されおり、着手する場合は、手続きに則り着手予定日の 30 日前までに、市に対して届出する予定です。 一方、公園予定地と墓園予定地の一部では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域」の指定を受けています。このため、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省）に基づき、施工方法の基準に沿った事前調査及びモニタリングを行う必要があります。 これらの土壌汚染調査結果は「資料編　1.2 土壌調査結果」に記載しました。（p. 資 1.2-1～p. 資 1.2-10）また、工事計画や施設配置計画、環境保全措置等は、上記の調査結果も踏まえて検討したものであり、「第 2 章　2.1 都市計画対象事業の概要」及び「第 6 章　6.6 水質・底質」、「第 6 章　6.7 土壌」に記載しました。（p. 2-1～p. 2-3、p. 6. 6-37、p. 6. 7-16）

表 10.9（5）　方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解（墓園整備事業）

項目			意見の内容	都市計画決定権者の見解
2　環境影響評価項目	(1)　工事中	ア　生物多様性	囲障区域やわきみずの森を含めた、対象事業実施区域及びその周辺の調査について、調査地点やラインセンサスルート、踏査ルート等を準備書に具体的に記載してください。	各調査項目の調査地点やラインセンサスルート、踏査ルートは「第6章 6.2.1 動物」、「第6章　6.2.2 植物」に記載しました。（p.6.2-4～p.6.2-8、p.6.2-67）
		イ　廃棄物・建設発生土	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、管理型混入安定型埋立地と定義されている産業廃棄物最終処分場に埋め立てられている廃棄物の種類、量等を把握したうえで、環境影響評価（水質、底質等の予測、評価）を行ってください。	最終処分場跡地は取り扱われた廃棄物の種類より、管理型混入安定型埋立地であることを「資料編　1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」に記載しました。（p.資1.3-1） 上記を踏まえ、水質・底質の予測、評価を行いました。予測、評価は「第6章　6.6 水質・底質」に記載しました。（p.6.6-34～p.6.6-39）
	(2)　供用時	ア　生物多様性	草地環境の類型区分は、土壌や地形の影響等を含めた植生区分、及び同年度の草刈や人の立ち入り頻度（踏圧）による利用区分の両方を重ね合わせて検討し、類型区分に対応した動植物、生態系への影響について予測、評価等を行ってください。	生態系の予測・評価を行ううえで、草地の類型区分については、植生調査結果を基本としつつ、草刈りの状況や立ち入り頻度も含めた利用の形態等も踏まえ、類型区分を設定しました。（p.6.2-98～6.2-99） 草地環境の保全・創出や管理方法、予測・評価は「第2章　2.3 都市計画対象事業の計画内容」、「第2章　2.4 2.4.2 環境配慮事項の経緯」、「第6章 6.2 生物多様性」に記載しました。（p.2-6～p.2-45、p.2-47～p.2-50、p.6.2-103～p.6.2-109）
		イ　地域社会	外周道路について、県道402号線との交差部はラウンドアバウトを検討しているため、その評価には各々の方向から入る車両交通量が必要であることを考慮して、将来交通量を踏まえて予測、評価等を行ってください。	方法書段階にて外周道路に計画をしていたラウンドアバウト（環状交差点）は、交通管理者との協議等により課題があることから、現時点（準備書の時点）では採用しないこととしました。（p.2-24）
		ウ　景観	西側水路の盛土及び公園整備事業における見晴らしの丘の整備等による景観変化についても検証できるよう、調査地点を追加してください。	近景の調査・予測地点として、見晴らしの丘予定地点付近、西側水路の盛土整備箇所を追加設定し、整備前後の変化を把握できるようにしました。予測・評価は「第6章　6.14 景観」に記載しました。（p.6.14-3～p.6.14-5、p.6.14-18～p.6.14-42）